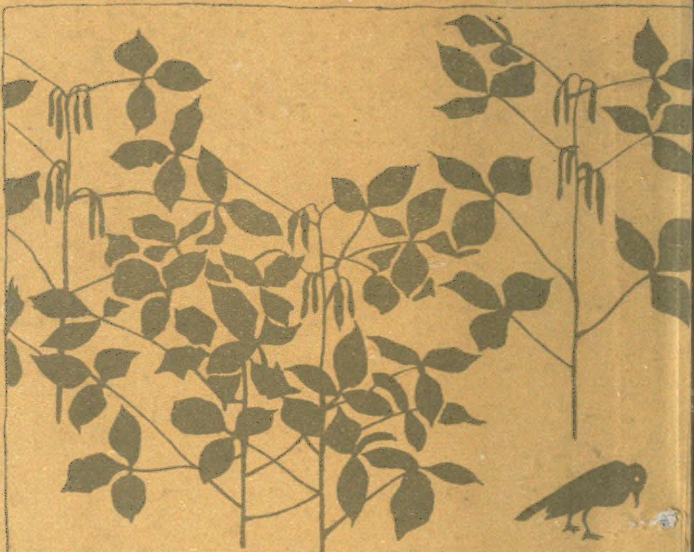
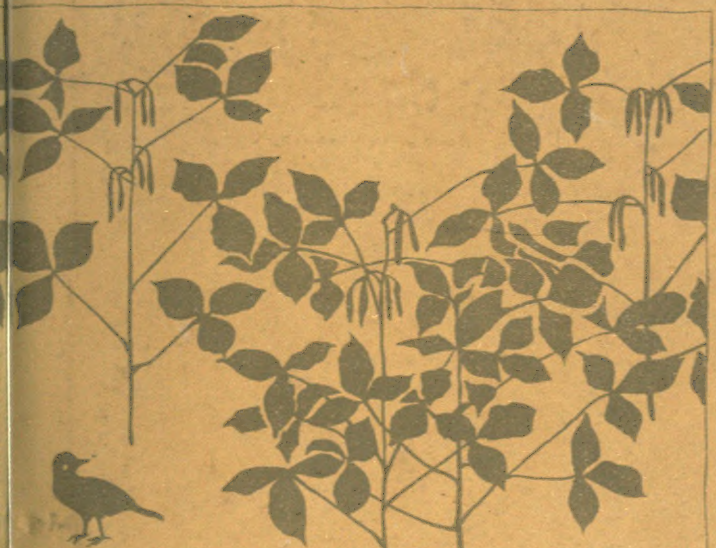




大正十三年十月二日印刷
大正十三年十月五日發行

漢文叢書
韓非子

東京府下大久保町西大久保二百三十六番地
編輯者　塚本哲三

東京市神田區錦町一丁目十九番地
發行兼印刷者　三浦理

東京市神田區錦町三丁目九番地
印刷所　有朋堂印刷部

東京市神田區錦町一丁目十九番地
發行所　有朋堂書店

乎世。故其法不レ用。而刑罰不レ加二乎僇人一。如レ此則刑賞。安得レ不レ容二其二。故賞有レ所レ至。而理失二其量一。量之失非二法使一レ然也。法定而任レ慧也。釋レ法而任レ慧者。則受レ事者。安得二其務一。務不レ與レ事相得。則法安得レ無レ失。而刑安得レ無レ煩。是以賞罰擾亂。邦道差誤。刑賞之不二分白一也。

務、事と相得ざれば、則ち法安んぞ失ふ無きを得んや。刑安んぞ煩無きを得んや。是れを以て賞罰擾亂、邦道差誤す。刑賞の分白ならざるなり。

㊀ 罪人 ㊁ 一說に原文「容其」を衍とす、紛らはしからざるを得ずと也

韓非子 終

其地。而弗レ能ニ圉禁一者。任レ人而無レ數也。自攻者。人也。攻レ人者數也。故有術之國。去レ言而任レ法。凡畸功之循約者難レ知。過形之於言者。難レ見也。是以刑賞。惑ニ乎貳一。所レ謂循約難レ知者。姦功也。

て(七)刑賞貳に惑ふ。所謂循約知り難き者は姦功なり。

(一)術數に任じて人に任ぜず　(二)有術の國は賞罰を用ひずして人情を得　(二)亡國が他國の兵卒のその國境を侵してもこれを禁ずる能はざるは人に任じて法術を用ひざればなり　(三)辯辭を以て人を取らず、法に一任するなり　(四)畸功は虛功なり、循約は修飾したるものなり、知り難くは姦を知り難しなり　(六)過失の刑は言を以て見難し　(七)刑罰賞譽の貳はしきに惑ふ

臣過之難レ見者。失根也。循レ理不レ見ニ虛功一。度レ情詭ニ乎姦根一。則二者。安得レ無ニ兩失一也。是以虛士立ニ名於內一。而談者爲ニ略於外一。故愚怯勇慧。相連而以ニ虛道一。屬レ俗而容ニ

臣過の見難き者は失根なり。理に循ひて虛功を見ず、情を度りて姦根を詭る。則ち二者安んぞ兩失無きを得んや。是れを以て虛士は名を內に立てて、而して談者は略を外に爲す。故に愚怯勇慧相連りて、虛道を以て俗に屬して世に容る。故に其の法は用ひられずして、刑罰は僇人に加へられず。此の如くなれば則ち刑賞、安んぞ其二を容れざるを得んや。故は實は至る所有り、而して理は其量を失ふ。量の失、法をして然らしむるに非ざるなり。法定まりて慧に任ずる者は、則ち事を受くる者、安んぞ其務を得んや。

人情。關二乎治理一也。然則去二微姦一之道。奈何。其務令三之相二規其情一者也。則使二相闚一奈何。曰。蓋里相坐而已。禁尙有下連二於己一者上。理不レ得二相闚一。惟恐レ不レ得レ免。有二姦心一者。不レ令レ得レ志。闚者多也。如レ此則愼レ己。而闚レ彼發二姦之密一。告レ過者。免レ罪受レ賞。失レ姦者。必誅連レ刑。如レ此則姦類發矣。姦不レ容レ細。私告任坐使レ然也。

むるなり。

(一)時ありて彼是を異にするを以て分別とするものあり (二)明察の君の分別は自ら事の是非を分つ (三)隱微なる姦を除くには如何にすべきや (四)務めて相互に其の情を伺察せしむべし (五)同里の人罪あれば一里皆連坐す (六)姦を告げざれば刑其の身に連り、告ぐれば賞その身に連る (七)理として何はざるを得ず也、原本不の字を脱せり (八)姦は細小なるも容さず (九)任坐は保坐にて私を告ぐれば同罪相保する人連坐するなり

夫治法之至明者。任レ數不レ任レ人。是以有術之國。不レ用レ譽。而得二人之情一。境內必治。任レ數也。亡國使三兵公二行乎

夫れ治法の至明なる者は(一)數に任じて人に任ぜず。是れを以て(二)有術の國、譽を用ひずして人の情を得、境內必ず治まる。數に任ずればなり。(三)亡國、兵をして其地に公行せしめて圉禁する能はざる者は人に任じて數無ければなり。自ら攻むる者は人なり。人を攻むる者は數なり。故に有術の國は(四)言を去りて法に任ず。凡そ(五)畸功の循約なる者は知り難く、(六)過形の言に於ける者見難きなり。是れを以

治レ國者。莫レ不レ有レ法。然而有レ存有レ亡。亡者其制二刑賞一不レ分也。治レ國者。其刑賞莫レ不レ有レ分。有レ時以レ異爲レ分。不レ可レ謂レ分。至二於察君之分一。獨分也。是以其民重レ法而畏レ禁。願レ毋レ抵レ罪。而不二敢胥一レ賞。故曰。不レ待二刑賞一。而民從レ事矣。是故夫至治之國。善以レ止レ姦爲レ務。是何也。其法通二乎

國を治むる者は法有らざるは莫し。然り而して存あり、亡あり。亡は其の刑賞を制するに分ならざるなり。國を治むる者は其刑賞分有らざるは莫し。(一)時有りて異を以て分と爲す。分と謂ふべからず。(二)察君の分に至りて獨り分つなり。是れが以て其民、法を重んじて禁を畏る。罪に抵る毋きを願ひて敢て賞を胥たず。故に曰く、刑賞を待たずして、民、事に從ふ。是れが故に夫れ至治の國は善く姦を止むるを以て務めと爲す。是れ何ぞや。其法、人情に通じ、治理に關するなり。然らば則ち微姦を去るの道奈何。其務めて之れをして(四)其情に相規せしむる者なり。則ち相闚はしむる(三)奈何。曰く、盍し里相坐するのみ。(五)禁尙ほ己に連る者有り。(七)理相闚は「ざる」を得ず。惟免るゝを得ざるを恐る。(六)姦心有る者は志を得しめざるは闚ふ者多ければなり。此の如くなれば則ち己を愼みて彼を闚ひ、姦の密を發し、過を告ぐる者は罪を免れて賞を受け、姦を失する者は必ず誅して刑に連る。此の如くなれば則ち姦類發かれん。(八)姦細を容さず。(九)私告任坐然らし

至四乎令二行禁止三於天下一者上也。是以君レ人者。分二爵祿一。制二刑法一。必嚴以重レ之。夫國治則民安。事亂則邦危。法重者得二人情一。禁輕者失二事實一。且夫死力者。民之所レ有者也。人情莫レ不下出二其死力一以致中其所上レ欲。而好惡者。上之所レ制也。民者好二利祿一而惡二刑罰一。上掌二好惡一。以御二民力一。事實不レ宜レ失矣。然而禁輕事失者。刑賞失也。其治レ民不レ秉レ法。爲レ善也。如レ是則是無レ法也。故治レ亂之理。宜下務分二刑賞一爲上レ急。

法を制するに、必ず嚴以て之れを重くす。夫れ國治まれば則ち民安く、事亂るれば則ち邦危し。法重き者は人情を得、禁輕き者は事實を失ふ。且夫れ死力は民の有する所の者なり、人情は其死力を出し以て其の欲する所を致さざるは莫し。而して好惡は上の制する所なり。民は利祿を好みて刑罰を惡む。上好惡を掌り以て民力を御す。事實失ふべからず。然り而して禁輕く事失する者は刑賞失へるなり。其の民を治むるに法を秉らず、善を爲すや、是の若くなれば則ち是れ法無きなり。故に亂を治むるの理、宜しく務めて刑賞を分つを急と爲すべし。

○制は刑賞を制することを、分は功罪を分明にすることと

也。恃ニ外不レ亂。而立レ治者削。恃ニ其不レ可レ亂。而行レ法者興。故賢君之治レ國也。適ニ於不亂之術一。貴レ爵則上重。故賞レ功爵レ任。而邪無レ所レ關。好レ力者其爵貴。爵貴則上尊。上尊則必王。國不レ事レ力。而恃ニ私學一者其爵賤。爵賤則上卑。上卑者必削。故立レ國用レ民之道也。能閉レ外塞レ私。而上ニ自恃一者王可レ致也。

者は其爵賤しく、爵賤しければ則ち上卑し、上卑しき者は必ず削らる。故に國を立て民を用ふるの道、(五)能く外を閉ぢ私を塞ぎて自恃を上ぶ者は王致すべきなり。

(一) 王道は賞を以て民を開き、刑を以て民を塞ぐにあり　(二) 治といふに等し　(三) 功あるものを賞し、任に適するものを爵して邪人は用ひず　(四) 國家に力を出して君に事ふるものなく、私學遊說の徒を恃めば當然の結果其の爵賤し　(五) よく外より來るのを閉ぢ敵國をして謀らしめず、私を塞ぎて請託を却け、自ら恃むを第一とすれば王業を致すべきなり

制分

夫凡國博。君尊者。未下嘗非ニ法重一而可上以

夫れ凡そ國博く君尊き者は、未だ嘗て法重きに非ずして以て天下に令行はれ禁止むに至る可き者はあらざるなり。是れを以て人に君たる者は爵祿を分ち刑

亂不可幾而治也。故治民無常。唯治爲法。法與時轉則治。治與世宜則有功。故民樸而禁之以名則治。維之以刑則從。時移而治不易者亂。能治衆而禁不變者削。

る。能く衆を治めて禁變ぜざる者は削らる。

(一) 書法なり (二) 隨俗應變その宜しきに從ふ也

故聖人而治民也。法與時移。而禁與治變。能越力於地者富。能起力於敵者彊。彊不塞者王。故王道在所開。在所塞。塞其姦者。必王。故王術不恃外之不亂也。恃其不可亂

故に聖人の民を治むるや、法、時と移り、禁、治と變ず。能く力を地に起す者は富み、能く力を敵に起す者は彊く、彊、塞がざる者は王たらん。故に王道は開(一)く所に在り。塞ぐ所に在り。其姦を塞ぐ者は必ず王たり。故に王術は外の亂さざるを恃まざるなり、其の亂すべからざるを恃むなり。外の亂さざるを恃みて而して治を立つる者は削られ、其の亂すべからざるを恃みて法を行ふ者は興る。故に賢君の國を治むるや、(二)不亂の術に適す。爵を貴べは則ち上重し。故に(三)功を賞し任に爵して邪關する所無く、力を好む者は其爵貴し、爵貴ければ則ち上尊し。上尊ければ則ち必ず王たり。(四)國力を事とせずして私學を恃む

不レ煩。能用レ四者張。不レ能レ用レ四者弱。夫國之所ニ以張一者。政也。主之所ニ以尊一者。權也。故明君有レ權有レ政。亂君亦有レ權有レ政。積而不レ同。其所ニ以立一異也。故明君操レ權而上重。一レ政而國治。故法者王之本也。刑者愛之首也。

ず。其の立つ所以異なるなり。故に明君は權を操りて上重く、政を一にして國治まる。故に法は王の本なり。刑は愛の首なり。

(一) 專ら公事を擧げて私を略す　(二) 告訴するものを賞すれば姦民生ぜず

夫民之性。惡レ勞而樂レ佚。佚則荒。荒則不レ治。不レ治則亂。而賞刑不レ行ニ於天下一者。必塞。故欲レ擧ニ大功一而難レ致レ力者。大功不レ可ニ幾而擧一也。欲レ治ニ其法一而難レ變ニ其故一者。民

夫れ民の性、勞を惡みて佚を樂しむ。佚すれば則ち荒み、荒めば則ち治まらず。治まらざれば則ち亂る。而して賞刑天下に行はれざる者は必ず塞がる。故に大功を擧げんと欲して力を致すを難んずる者は大功幾して擧ぐべからざるなり。其法を治むるを欲して其故を變じ難き者は、民亂幾して治むべからざるなり。故に民を治むるに常無く、唯治を法と爲す。法、時と轉ずれば則ち治まる。治、世と宜しければ則ち功有り。故に民、樸にして之れを禁ずるに名を以てすれば則ち治まり、之れを[illegible]するに刑を以てすれば則ち從ふ。時移りて治易らざる者は亂

姦生。刑勝治之首也。賞繁亂之本也。夫民之性。喜レ亂而不レ親二其法一。故明主之治レ國也。明レ賞。則民勸レ功。嚴レ刑則民親レ法。勸レ功則公事不レ犯。親レ法則姦無レ所レ萌。故治レ民者。禁二姦於未一レ萌。而用レ兵者。服二戰於民心一。禁先二其本一者治。兵戰二其心一者勝。

む。功を勸むれば則ち公事犯されず。法に親しめば、則ち姦、萌す所無し。故に民を治むる者は姦を未だ萌さざるに禁じ、兵を用ふる者は戰を民心に服す。禁其の本を先にする者は治まる。(三)兵其心に戰ふ者は勝つ。

(一)刑を嚴にするは民を利する爲めにして民を傷とするにあらず (二)平生に民を敎へて戰時に民能く服從するをいふ (三)其の心を戰に服せしむるものは必ず勝つ

聖人之治レ民也。先治者彊。先戰者勝。夫國事務レ先而一二民心一。專擧レ公而私不レ從。賞レ告而姦不レ生。明レ法而治

聖人の民を治むるや、先づ治むるものは彊く、先づ戰ふ者は勝つ。夫れ、國事先を務めて民心を一にし、專ら公を擧げて私從はず。(一)告を賞して姦生ぜず。(二)法を明にして治煩はしからず。能く四を用ふる者は彊く、四を用ふる能はざるものは弱し。夫れ國の彊き所以のものは政なり。主の尊き所以の者は權なり。故に明君、權有り、政有り。亂君も亦權有り、政有り。積みて同じから

者。其兵半用。利出二十空一者。民不守。重刑明民。大制使人則上利。行刑重其輕者。輕者不至。重者不來。是謂以刑去刑。罪重而刑輕。刑輕則事生。此謂以刑致刑。其國必削。

重くすれば、輕き者至らず、重き者は來らず、是れを刑を以て刑を去ると謂ふ。罪重くして刑輕し、刑輕ければ則ち事生ず、此れを刑を以て刑を致すと謂ふ。其の國必ず削らる。

㊀空は途に同じ　㊁民輕刑をも犯さざれば勿論重刑を來すことなし

(二)心度

聖人之治民。度於本。不從其欲。期於利民而已。故其與之刑。非所以惡民。愛之本也。刑勝而民靜。賞繁而

聖人の民を治むる、本を度り、其欲に從はず、民を利するを期するのみ。故に其の之れに刑を與ふるは民を惡む所以に非ず。愛の本なり。刑勝てば民靜に、賞繁ければ姦生ず。〔故に民を治むるに〕、刑勝つは治の首なり。賞繁きは亂の本なり。夫れ民の性、亂を喜びて其法に親します。故に明主の國を治むるや、賞を明にすれば、則ち民、功を勸め、刑を嚴にすれば、則ち民、法に親し

以レ力攻者。出レ一取レ十。以レ言攻者。出レ十喪レ百。國好レ力。此謂レ以難攻。國好レ言。此謂二以易一レ攻。其能勝二其害。輕二其任一而道レ懷二餘力於心一。莫レ負二乘官之責於君一。内無二伏怨一。使三明者不二相干一。故莫レ訟。使二士不一レ兼レ官。故技長。使二人不一レ同レ功。故莫二爭言一。此謂二易攻一。

力を以て攻むる者は一を出して十を取り、言を以て攻むる者は十を出して百を喪ふ。國、力を好む。此れ以て攻め難しと謂ふ。國言を好む。此れ以て攻め易しと謂ふ。其の能く其害に勝ち、其任を輕んずれば、餘力を心に懷く莫く、乘官の責を君に負ふ莫く、内に伏怨無く、明者相干さざらしむ。故に訟ふる莫く、士をして官を兼ねざらしむ。故に技長じ、人をして功を同じくせざらしむ。故に爭言莫し。此れを易攻と謂ふ。

㊀ 言は虚言なり　㊁ 其の能くより以下此れを易攻といふまでは、用人篇の錯亂して入りしなりといふ

重レ刑少レ賞。上愛レ民。民死レ賞。多レ賞輕レ刑。上不レ愛レ民。民不レ死レ賞。利出二一空一者。其國無レ敵。利出二二空一

刑を重くし賞を少くす。上、民を愛し、民、賞に死す。賞を多くし刑を輕くす。上、民を愛せず、民、賞に死せず。利一空に出づる者は其國敵無く、利二途に出づるものは、其兵、半ば用ひらる。利、十空に出づる者は民守らず。刑を重くし民を明にし、制を大にして人を使へば則ち上利し、刑を行ひ其輕き者を

授二官爵一。出二利祿一。不レ以レ功。是無レ當也。國以レ功授レ官與レ爵。此謂下以二成智一謀以二威勇一戰上。其國無レ敵。國以レ功授レ官。與レ爵則治。見者省言者塞。此謂下以レ智出レ治以レ言去レ言。以レ功與レ爵者也。故國多レ力。而天下莫二之能侵一也。兵出必取。取必能有レ之。按レ兵不レ攻必當。朝廷之事。小者不レ毀。效レ功取二官爵一。廷雖レ有二辟言一。不レ得二以相干一也。是謂二以レ數治一。

官爵を授け利祿を出すに功を以てせざるは是れ當無きなり。國功を以て官を授け爵を與ふ。此れを成智を以て謀り、威勇(一)を以て戰ふと謂ふ。其國敵無し。國功を以て官を授け、爵を與ふれば則ち治る。(二)見る者省み言ふ者塞ぐ。此れを智を以て治を出し、言を以て言を去り、功を以て爵を與ふと謂ふ。故に國、力多くして天下之れを能く侵す莫きなり。兵出づれば必ず取り、取れば必ず能く之れを有つ。兵を按へて攻めざれば必ず當る(三)。朝廷の事は小くも毀らず、功を效して官爵を取る。廷に辟言(四)有りと雖も、以て相干すを得ざるなり。是れを數(五)を以て治むと謂ふ。

(一) 威勇は成勇なり (二) 君に謁するものは必ず謹みて自ら省み、君に奏する者は必ず謹みて塞ぎて言はず (三) 當の下に脫字あらんといふ (四) 朝廷に邪辟の言あるも其の位にあらざれば政を議せず (五) 法術を以て治むるといふ

飭レ令則法不レ遷。法平則吏無レ姦。法已定矣。不下以二善言一售上法。任レ功則民少レ言。任レ善則民多レ言。行レ法曲斷。以二五里一斷者王。以二九里一斷者彊。宿レ治者削。以レ刑治。以レ賞戰。厚祿以用レ術。國無二姦民一則都無二姦市一。物多末衆。農弛姦勝。則國必削。民有二餘食一。使三以レ粟出二爵。必以二其力一。則農不レ怠。三寸之管毋レ當。不レ可レ滿也。

令を飭ふれば則ち法遷らず。(一)法平なれば則ち吏に姦なし。(二)法已に定まれば、善言を以て法を售らず、(三)功に任ずれば則ち民言少し。(四)善に任ずれば則ち民言多し。(五)法を行ふに曲斷し、(六)五里を以て斷ずるものは王たり。(七)九里を以て斷ずる者は彊たり。治を宿むるものは削らる。(八)刑を以て治め、賞を以て戰はしめ、厚祿以て術を用ひ、國に姦民無ければ則ち都に姦市無し。(九)物多く末衆く、農弛み姦勝てば則ち國必ず削らる。民餘食有れば粟を以て爵を出さしめ、(一〇)必ず其力を以てせば則ち農怠らず。三寸の管も當毋くば滿すべからざるなり。

(一) 飭は整ふ、令は法令、法令を整ふれば外に强敵なく内姦民なし (二) 法一定して移易せず (三) 法旣に定まれば仁義等の言の爲めに之れを易へず (四) 功に任じて賞罰すれば人民も訴訟の言なし (五) 仁義の言を用ふれば人民虛談多し (六) 曲は鄕曲にて、曲斷は一曲の内の事を曲長に委任して之れを斷ずるなり (七) 五里を參驗し九里を參驗するなり (八) 治を宿むるは久しく裁決せざるなり (九) 奇技淫巧なり (一〇) 物は珍玩淫巧なり、末は商賈なり

於愚人。賢士程行於不肖。則賢智之士。奚時得用。而人主之明塞矣。昔關龍逢說桀而傷其四肢。王子比干諫紂而剖其心。子胥忠直夫差。而誅於屬鏤。此三子者。爲人臣非不忠。而說非不當也。然不免於死亡之患者。主不察賢智之言。而蔽於愚不肖之患也。今人主非肯用法術之士。聽愚不肖之臣。則賢智之士。孰敢當三子之危。而進其智能者乎。此世之所以亂也。

ふるを得ん。而して人主の明塞がる。昔關龍逢、桀に說きて其四肢を傷けられ、王子比干、紂を諫めて其心を剖かる。子胥夫差に忠直にして(一)屬鏤に誅せらる。此の三子の者は人臣と爲りて忠ならざるに非ず。而して說當らざるに非ざるなり。然れども死亡の患を免れざる者は、主、賢智の言を察せずして、愚不肖の患に蔽はるればなり。今人主肯て法術の士を用ふるに非ず。愚不肖の臣に聽けば、則ち賢智の士孰か敢て(二)三子の危きに當りて、其智能を進むる者ならんや。此れ世の亂るゝ所以なり。

(一) 劍の名　(二) 三子の受けたる如き危害を當面に見て

飭令

止矣。夫有レ功者。受二重祿一。有レ能者處二大官一。則私劍之士。安得レ無下離二於私勇一而疾距上レ敵。游宦之士。爲得レ無下撓二於私門一而務中於清潔上矣。此所下以聚二賢能之士一而散中私門之屬上也。今近習者。不二必智一。人主之於レ人也。或有下所レ智而聽中之。入因與二近習一論二其言一。聽二近習一而不レ計二其智一。是與レ愚論レ智也。其當途者。不二必賢一。人主之於レ人。或有二所レ賢而禮一レ之。入因與二當途者一論二其行一。聽二其言一而不レ用レ賢。是與二不肖一論レ賢也。

士を聚めて私門の屬を散ずる所以なり。今近習の者は必ずしも智ならず。人主の人に於けるや或は智とする所にして之れを聽くあり。入りて因りて近習と其言を論ず。近習に聽きて其智を計らず。是れ愚と智を論ずるなり。其當途の者必ずしも賢ならず、人主の人に於ける、或は賢とする所にして之れを禮するあり。入りて因りて當途者と其行を論じ、其言に聽きて而して賢を用ひず。是れ不肖と賢を論ずるなり。

㊀ 明主は、功を量りて爵祿を與へ、能を量りて官職を授く ㊁ 俠客のものも私闘を止めて敵を防ぐならん ㊂ 遊説の士も私門に屈して清潔の行を務むるならん

故智者。決二策

故に智者、策を愚人に決し、賢士、行を不肖に程れば、則ち賢智の士奚の時か用

以制二疏遠一。則法術之士。奚時得二進用一。人主奚時得二論裁一。故有術不二必用一。而勢不二兩立。法術之士。焉得レ無レ危。故君レ人者。非下能退二大臣之議一。而背二左右之訟一。獨合中乎道言上也。則法術之士。安能蒙二死亡之危一。而進レ說乎。此世之所二以不レ治也。

(一)勢は兩立せず。法術の士焉んぞ危きなきを得んや。故に人に君たる者は能く大臣の議を退けて左右の訟に背き、獨り(四)道言に合するに非ざれば則ち法術の士安んぞ能く死亡の危きを蒙して說を進めんや。此れ世の治まらざる所以なり。

㊀ 疏遠の外人を制して入れず　㊁ その職當を得て政治を裁止するを得ん　㊂ 當路の權臣とは勢兩立せず　㊃ 有道の言に合するなり

明主者。推レ功而爵祿。稱レ能而官事。所レ擧者。必有レ賢。所レ用者。必有レ能。賢能之士。進則私門之請

(一)明主は功を推して爵祿し、能を稱りて官事し、擧ぐる所の者は必ず賢あり、用ふる所の者必ず能あり。賢能の士進めば則ち私門の請止む。夫れ功有る者重祿を受け、能有る者大官に處れば則ち(二)私劍の士安んぞ私勇を離れて疾く敵を距ぐ無きを得んや。(三)游宦の士、焉んぞ私門に撓みて淸潔に務むる無きを得んや。此れ賢能の

主之爪牙也。君人而失其爪牙。虎豹之類也。宋君失其爪牙於子罕。簡公失其爪牙於田常。而不蚤奪之。故身死國亡。今無術之主。皆明知宋簡之過也。而不悟其失。不察其事類者也。且法術之士。與當途之臣不相容也。何以明之。主有術士。則大臣不得制斷。近習不敢賣重。大臣左右。權勢息。則人主之道明矣。

宋君其爪牙を子罕に失ひ、簡公其爪牙を田常に失ひて蚤く之れを奪はず。故に身死し國亡ぶ。今無術の主皆明に宋簡の過を知るなり。而も其失を悟らず。其事類を察せざるものなり。且法術の士、當途の臣と相容れざるなり。何を以て之れを明にするか。主、術士あれば則ち大臣、制斷するを得ず。近習敢て重きを賣らず。大臣左右權勢息めば、則ち人主の道明なり。

（一）當路者

今則不然。其當途之臣。得勢擅事。以環其私。左右近習。朋黨比周。

今は則ち然らず。其當途の臣、勢を得、事を擅にして、以て其私を環む。左右近習、朋黨比周以て疏遠を制す。則ち法術の士、奚の時にか進用を得ん。人主奚の時にか論裁を得ん。故に有術のもの必ずしも用ひられず、而して

右大威也。所レ謂貴者。無レ法而擅行。操二國柄一而便レ私者也。所レ謂威者。擅二權勢一而輕重者也。此二者不レ可レ不レ察也。夫馬之所下以能任レ重引レ車致中遠道上者。以二筋力一也。萬乘之主。千乘之君。所下以制二天下一而征中諸侯上者。以二其威勢一也。威勢者。人主之筋力也。今大臣得レ威。左右擅レ勢。是人主失レ力。人主失レ力而能有レ國者。千無二一人一。虎豹之所下以能勝レ人執中百獸上者。以二其爪牙一也。向使三虎豹失二其爪牙一。則人必制レ之矣。

威なる者は權勢を擅にして輕重する者なり。此二者察せざるべからざるなり。夫れ馬の能く重きに任じ、車を引き、遠道を致す所以の者は筋力を以てなり。萬乘の主、千乘の君、天下を制して諸侯を征する所以の者は其威勢を以てなり。威勢は人主の筋力なり。今大臣威を得、左右勢を擅にす。是れ人主力を失ふ。人主力を失ひて能く國有る者は千に一人もなし。虎豹の能く人に勝ち、百獸を執ふる所以の者は其爪牙を以てなり。向に虎豹をして其爪牙を失はしめば、則ち人必ず之れを制せん。

○人主の道を論ず

今勢重者。人

今勢重き者は人主の爪牙なり。人に君として其爪牙を失へば虎豹の類なり。

妙言。治之害也。天下太平之士。不可以賞勸也。天下太平之士。不可以爲刑禁也。然爲太上士不設賞。爲太下士不設刑。則治國用民之道失矣。故世臣多不言國法而言從橫。諸侯言從者曰。從成必霸。而言橫者曰。橫成必王。山東之言從橫。未嘗一日而止也。然而功名不成。霸王不立者。虛言非所以成治也。王者獨行。謂之王。是以三王不務離合而正。五霸不待從橫而察。治內以裁外而已矣。

成らず。霸王立たざる者は、虛言は治を成す所以に非ざるなり。王者獨り行ふ、之れを王と謂ふ。是れを以て三王は離合に務めず(五)して正しく、五霸は從橫を待たずして(六)察、(七)內を治め以て外を裁するのみ。

㊀天下の重きを以て賞と爲さず　㊁殆物は尤物と同じ。非常なるもの、厄介物　㊂太平の士とあるは太上の士にて許由の類、次の太平とあるは太下の士にて盜跖の類　㊃世主の群臣中に國法を言はずして合從連衡といふもの多し　㊄離合は或は之れと離れて彼と同盟し或は彼より去りて之れと合從す　㊅自ら明察なり　㊆內國政を治めて外敵國を制馭すればよし

人主（一）

人主之所以身危國亡者。大臣大貴。左

人主の身危く國亡ぶる所以の者は、大臣大に貴く、左右大に威あればなり。所謂貴きとは法無くして擅に行ひ、國柄を操りて私に便する者なり。所謂

之以ㇾ賞。然後可ㇾ進。又且畏ㇾ之以ㇾ罰。然後不二敢退一。而世皆曰。許由讓二天下一。賞不ㇾ足二以勸一。盜跖犯ㇾ刑赴ㇾ難。罰不ㇾ足二以禁一。

臣曰。未ㇾ有二天下一而無下以二天下一爲上者。許由是也。已有二天下一而無下以二天下一爲上者。堯舜是也。毀ㇾ廉求ㇾ財。犯ㇾ刑趨ㇾ利。忘二身之死一者。盜跖是也。此三者。殆物也。治ㇾ國用ㇾ民之道也。不下以二此三者一爲上量。治也者。治ㇾ常者也。道也者。道ㇾ常者也。殆物

臣曰く、未だ天下を有たず、天下を以て爲す無き者は許由是れなり。已に(一)天下を有つて而も天下を以て爲す無き者は堯舜是れなり。廉を毀り財を救め、刑を犯し利に趨き、身の死を忘るゝ者は盜跖是れなり。此の三者は(二)殆物なり。國を治め民を用ふるの道なり。此三者を以て量と爲さず。治なるものは常を治むる者なり。道なる者は常に道る者なり。殆物妙言は治の害なり。天下太平の士、賞を以て勸むべからざるなり。(三)天下太平の士、以て刑を爲して禁ずべからざるなり。然れども太上の士の爲めに賞を設けず、太下の士の爲めに刑を設けざれば、則ち治國用民の道失ふ。故に世臣、國法を言はずして從橫を言ふもの多し。諸侯從を言ふ者曰く、從成りて霸(四)たらんと。而して橫を言ふ者曰く、橫成れば必ず王たらんと。山東の從橫を言ふもの未だ嘗て一日にして止まざるなり。然り而して功名

淡。必以言論忠信法術。言論忠信法術。不可以恍惚。恍惚之言。恬淡之學。天下之惑術也。孝子之事父也。非競取父之家也。忠臣之事君也。非競取君之國也。夫爲人子。而常譽他人之親曰。某子之親。夜寢早起。彊力生財。以養子孫臣妾。是誹謗其親者也。爲人臣。常譽先王之德厚。而願之。是誹謗其君者也。非其親者。知謂之不孝。而非其君者。天下賢之。此所以亂也。

故人臣毋稱堯舜之賢。毋譽湯武之伐。毋言烈士之高。盡力守法。專心於事主者。爲忠臣。古者。黔首悗密蠢愚。故可以虛名取也。今民儇詷智慧欲自用不聽上。上必且勸

故に人臣、堯舜の賢を稱する毋れ。湯武の伐を譽むる毋れ。烈士の高を言ふ毋れ。力を盡し法を守り、心を主に事ふるに專にする者は忠信と爲す。古者黔(一)首悗密(二)蠢愚、故に虛名を以て取るべきなり。今民儇詷(四)、智慧自ら用ひて上に聽かざらんと欲す。上(三)必ず且之れを勸むるに賞を以てし、然る後に進むべし。又且之れを畏れしむるに罰を以てし、然る後に敢て退かず。世皆曰く、許由は天下を讓り、賞以て勸むるに足らず、盜跖刑を犯し難に赴き、罰以て禁ずるに足らずと。

(一) 黔首は人民のこと、頭の黑き故に云ふ。始皇の二十六年に始めて人民を黔首といふ。然るに韓非は此の前に死す。かたがた以て此篇疑書なりといふ說あり (二) 悗密は寡欲にして情を忘るゝ貌、蠢愚はおろか (三) 仁義の虛譽を以てどうでもなる (四) 儇は輕急、詷は明悟なり

下從而效之。是天下偏死。而願天下也。此皆釋世而不治是也。世之所爲烈士者。雖衆獨行。取異於人。爲恬淡之學。而理恍惚之言。臣以爲。恬淡無用之敎也。恍惚。無法之言也。言出於無法。數出於無用者。天下謂之察。臣以爲。人生必事君養親。事君養親。不可以恬

恬淡の學を爲して恍惚の言を理む。臣以爲らく、恬淡は無用の敎なり。恍惚は無法の言なり。言、無法に出で、數、無用に出づる者、天下之れを察と謂ふ。臣以爲へらく、人生れて必ず君に事へ親を養ふ。君に事へ親を養ふは以て恬淡なるべからず。必ず言論忠信、法術を以てす。言論忠信法術は以て恍惚たるべからず。恍惚の言、恬淡の學は天下の惑術なり。孝子の父に事ふるや、父の家を取るを競ふに非ざるなり。忠信の君に事ふるや、君の國に取るを競ふに非ざるなり。夫れ人子と爲りて常に他人の親を譽めて曰く、某子の親は夜寢ね早く起き、强力財を生じ、以て子孫臣妾(三)を養ふと。是れ其親を誹謗するものなり。人臣と爲りて常に先王の德厚を譽めて之れを願ふは、是れ其君を誹謗する者なり。其親を非る者は之を不孝と謂ふを知る。其君を非る者は、天下之れを賢とす。此れ亂るゝ所以なり。

(一) 嗣を絶つをも顧みず　(二) 恬淡は人生を輕蔑し無欲なるをいふ、恍惚は微妙にして測知すべからざること　(三) 臣妾は奴婢なり

不ㇾ臣ㇾ君。退而不ㇾ爲ㇾ家。是進則非ニ其君。退則非ニ其親ー者也。且夫進不ㇾ臣ㇾ君。退不ㇾ爲ㇾ家。亂ㇾ世絶ㇾ嗣之道也。是故賢ニ堯舜湯武ー而是ニ烈士。天下之亂術也。瞽瞍爲ニ舜父ー而舜放ㇾ之。象爲ニ舜弟ー。而殺ㇾ之。放ㇾ父殺ㇾ弟。不ㇾ可ㇾ謂ㇾ仁。妻ニ帝二女ー而取ニ天下ー。不ㇾ可ㇾ謂ㇾ義。仁義無ㇾ有。不ㇾ可ㇾ謂ㇾ明。詩云。普天之下。莫ㇾ非ニ王土ー。率土之濱。莫ㇾ非ニ王臣ー。信若ニ詩之言ー也。是舜出則臣ニ其君ー。入則臣ニ其父ー。妾ニ其母ー。妻ニ其主女ー也。

舜の父爲り、而して舜之れを放ち、象は舜の弟爲り。而して之れを殺す。父を放ち弟を殺すは仁と謂ふべからず。帝の二女を妻として天下を取るは義と謂ふべからず。仁義有る無ければ明と謂ふべからず。詩に云ふ、普天の下、王土に非ざるは莫く、率土の濱、王臣に非ざるは莫し。信に詩の言の若くなり。是れ舜出でては則ち其君を臣とし、入りては則ち其の父を臣とし、其母を妾とし、其主の女を妻とするなり。

故烈士內不ㇾ爲ㇾ家。亂ㇾ世絶ㇾ嗣。而外矯ニ於君ー。朽骨爛肉。施ニ於土地ー。流ニ於川谷ー。不ㇾ避ㇾ蹈ニ水火ー。使ニ天

故に烈士は內家の爲めにせず、世を亂し、嗣を絶ち、外君を矯め、朽骨爛肉、土地に施し、川谷に流れ、水火を蹈むをも避けず、天下をして從ひて之れに效はしめんとす。是れ天下偏く死して夭を願はしむるなり。此れ皆世を釋てて治めざらしむるもの是れなり。世の烈士と爲す所のもの衆しと雖も、獨行異を人に取り、

得レ爲二臣主一。退不レ得レ爲二父子一邪。父之所三以欲二其賢子一者。家貧則富レ之。父苦則樂レ之。君之所三以欲二其賢臣一者。國亂則治レ之。主卑則榮レ之。今有二賢子一而不レ爲レ父。則父之處レ家也苦。有二賢臣一而不レ爲レ君。則君之處レ位也危。然則父有二賢子一君有二賢臣一。適足二以爲一レ害耳。豈得レ利哉焉。

にせずんば、則ち父の家に處るや苦し。賢臣有りて君の爲にせずんば、則ち君の位に處るや危し。然らば則ち父に賢子有り、君に賢臣有り。適〻以て害と爲すに足るのみ。豈利を得んや。

● 忠臣は安からざる說

所レ謂忠臣。不レ危二其君一。孝子不レ非二其親一。今舜以レ賢取二君之國一。而湯武以レ義放二弑其君一。此皆以レ賢而危レ主者也。而天下賢レ之。古之烈士。進

所謂忠臣なるものは其君を危くせず、孝子は其親を非とせず。今舜賢を以て君の國を取り、湯武は義を以て其君を放弑す。此れ皆賢を以て主を危くするものなり。而して天下之れを賢とす。古に烈士、進みては君に臣たらず、退きては家を爲めず、是れ進めば則ち其君を非とし、退けば則ち其親を非とする者なり。且つ夫れ、進みて君に臣たらず、退きて家を爲めざるは、世を亂し嗣を絶つの道なり。是れが故に堯舜湯武を賢として烈士を是とす。天下の亂術なり。瞽瞍は

道上也。臣之所レ聞曰。臣事レ君。子事レ父。妻事レ夫。三者順。則天下治。三者逆。則天下亂。此天下之常道也。明王。賢臣而弗レ易也。則人主雖レ不肖。臣不二敢侵一也。今夫上レ賢任レ智無レ常。逆道也。而天下常以爲レ治。是故田氏奪二呂氏於齊一。戴氏奪二子氏於宋一。此皆賢且智也。豈愚且不肖乎。是廢レ常上レ賢。則亂。舍レ法任レ智。則危。故曰。上レ法而不レ上レ賢。記曰。舜見二瞽瞍一。其容造焉。

を廢し賢を上べば則ち亂れ、法を舍て智に任ずれば則ち危し。故に曰く、法を上びて賢を上ばずと。記に曰く、舜、瞽瞍を見る、其の容造ふ。

㈠ 辟は刑なり ㈡ 後來明主賢臣出でゝ之れを易へざるときは人主はたとひ不肖なるも決して亡びざるなり

孔子曰。當二是時一也。危哉。天下岌岌。有道者。父固不二得而子一。君固不二得而臣一也。臣曰。孔子本未レ知二孝悌忠順之道一也。然則有道者。進不レ

孔子曰く、是の時に當りてや危いかな、天下岌岌たり。有道の者、父固より得て子とせず。君固より得て臣とせざるなり。臣曰く、孔子本、孝悌、忠順の道を知らざるなり。然れば則ち有道者は進みては臣主と爲るを得ず、退きては父子と爲るを得ざるか。父の其賢子を欲する所以の者は、家貧しければ則ち之れを富まし、父苦しめば則ち之れを樂ましむ。君の其の賢臣を欲する所以の者は國亂るれば則ち之れを治め、主卑ければ則ち之れを尊くすればなり。今賢子有りて父の爲め

夫所謂明君者、能畜其臣者也。今堯自以爲明、而不能以畜舜。舜自以爲賢、而不能以戴堯。湯武自以爲義、而弑其君長。此明君且常與、而賢臣且常取也。故至今爲人子者、有取其父之家。爲人臣者、有取其君之國者矣。父而讓子、君而讓臣、此非所以定位一教之

夫れ所謂明君なる者は能く其臣を畜ふものなり。〔所謂賢臣なる者は能く法辟を(一)明にし、官職を治め以て其の君を戴くものなり。〕今堯自ら以て明と爲し、以て舜を畜ふ能はず。舜自ら以て賢と爲し、以て堯を戴く能はず。湯武自ら以て義と爲し、其君長を弑す。此れ明君に且に常に與へんとし、賢臣は且に常に取らんとするなり。故に今に至るまで人の子たる者にして其の父の家を取るあり。人臣たる者にして其の君の國を取る有る者あり。父にして子に讓り、君にして臣に讓る。此れ位を定め教を一にする所以の道に非ざるなり。臣の聞く所に曰く、臣、君に事へ、子、父に事へ、妻、夫に事ふ、三者順なれば則ち天下治り、三者逆なれば則ち天下亂る。此れ天下の常道なり。(二)明主賢臣にして易へざるときは、則ち人主不肖と雖も臣敢て侵さざるなり。今夫れ賢を上び、智に任じて常無きは逆道なり。天下常に以て治を爲す。是れが故に田氏は呂氏を齊に奪ひ、戴氏は子氏を宋に奪ふ。此れ皆賢且智なり。豈愚且不肖ならんや。是れ常

天下皆以孝悌忠順之道爲是也。而莫知察孝悌忠順之道而審行之。是以天下亂。皆以堯舜之道爲是而法之。是以有亂君。有曲父。堯舜湯武。或反君臣之義、亂後世之教者也。堯爲人君而君其臣。舜爲人臣而臣其君。湯武爲人臣而弑其主。刑其尸。而天下譽之。此天下所以至今不治者也。

卷二十

忠孝（一）

天下皆孝悌忠順の道を以て是と爲す。孝悌忠順の道を察して審に之れを行ふを知る莫し。是れを以て天下亂る。皆堯舜の道を以て是と爲して之れに法る。是を以て亂君有り、（二）曲父有り。堯舜湯武は或は君臣の義に反し、後世の教を亂る者なり。堯、人君と爲りて其臣を君とし、舜、人臣と爲りて其君を臣とし、湯武、人臣と爲りて（三）其主を弑し、其尸を刑し、天下之れを譽む。此れ天下今に至るまで治まらざる所以なり。

（一）此篇韓非の説にあらずとの説あり　（二）曲父は道に反きたる父　（三）其の主たる桀王紂王を殺す

以救饑饉備軍旅也。而以上爲貪。境內教戰陣。鬪士卒。幷力疾鬪。所以禽虜也。而以上爲暴。此四者。所以治安也。而民不知悅也。夫求聖通之士者。爲民智之不足師用。昔禹決江濬河。而民聚瓦石。子產開畝樹桑。鄭人謗訾。禹利天下。子產存鄭。皆以受謗。夫民智之不足用。亦明矣。故擧士而求賢智。爲政而期適民。皆亂之端。未可與爲治也。

夫れ聖通(一)の士を求むる者は民智の師用するに足らざるが爲めにす。昔、禹、江を決し河を濬くす。而して民瓦石を聚む(二)。子產畝を開き桑を樹う。鄭人謗訾す。禹は天下を利し、子產は鄭を存す。皆以て謗を受く。夫れ民治の用ふるに足らざる亦明なり。故に士を擧げて賢智を求め、政を爲して民に適するを期す。皆亂の端、未だ共に治を爲すべからざるなり。

(一) 聖哲通明の士　(二) 瓦石を聚めて禹を打たんとす

心而可以爲治。則是伊尹管仲無所用也。將聽民而已矣。民智之不可用。猶嬰兒之心也。夫嬰兒不剔首。則腹痛。不揊痤。則寖益。剔首揊痤。必一人抱之。慈母治之。然猶啼呼不止。嬰兒子不知犯其所小苦致其所大利也。

するのみ。民は智の用ふべからざること猶ほ嬰兒の心のごときなり。夫れ嬰兒の首を剔らざれば(一)則ち腹痛み(二)、痤を揊かざれば(三)則ち寖く益す。首を剔り痤を揊くには必ず一人之れを抱いて慈母之れを治む。然れども猶ほ啼呼して止まず。嬰兒子其の小苦とする所を犯し、其の大利とする所を致すを知らざるなり。

(一) 髮を剃ること (二)「腹」は「復」の誤かといふ (三) 痤をさく

今上急耕田墾草。以厚民産也。而以上爲酷。脩刑重罰。以爲禁邪也。而以上爲嚴。徵賦錢粟。以實倉庫。且

今、上、耕田墾草を急にす、以て民の産を厚くするに、上を以て酷と爲す。刑を脩め罰を重くす、以て邪を禁ずるを爲すに、上を以て嚴と爲す。錢粟を徵賦し以て倉庫を實たす、且に以て饑饉を救ひ、軍旅に備へんとするに、上を以て貪と爲す。境内戰陣を教へ、士卒を閱し、力を幷せて疾く鬭ふは、虜を禽にする所以なるに、上を以て暴と爲す。此の四者は治安する所以なるに而も民悦ぶを知らざるなり。

今巫祝之祝人曰。使若千秋萬歲。千秋萬歲之聲。括耳而一日之壽。無徵於人。此人所以簡巫祝也。今世儒者之說人主。不言今之所以爲治。而語已治之功。不審官法之事。不察姦邪之情。而皆道上古之傳。譽先王之成功。儒者。飾辭曰。聽吾言。則可以霸王。此說者之巫祝。有度之主不受也。故明主擧實事。去無用。不道仁義者。故不聽學者之言。

今巫祝の人を祝して若をして千秋萬歲たらしめんと曰ふ。千秋萬歲の聲は耳に聒しくして一日の壽は人に徵無し。此れ人、巫祝を簡る所以なり。今世の儒者の人主に說くに、今の治を爲す所以を言はずして、已治の功を語る。官法の事を審にせず、姦邪の情を察せずして、皆上古の傳を言ひ、先王の成功を譽む。儒者辭を飾りて曰く、吾が言を聽けば則ち以て霸王たるべしと。此れ說者の巫祝なり、有度の主は受けざるなり。故に明主は實事を擧げ、無用を去り、仁義を道はざる者なり。故に學者の言を聽かず。

● 一說に故の字を上句の尾に附して、「事」と解す

今不知治者。必曰得民之心。欲得民之

今治を知らざる者は必ず曰く、民の心を得よと。民の心を得んと欲して以て治を爲すべくんば、則ち是れ伊尹・管仲も用ふる所なきなり。將に民に聽かんと

使二子必智而壽一則世必以爲レ狂。夫智性也。壽命也。性命者。非レ所レ學二於人一也。而以二人之所レ不レ能爲レ說レ人。此世之所二以謂一レ之爲二狂也。謂二之不レ能レ然。則是諭也。夫諭レ性也。以二仁義一敎レ人。是以二智與一レ壽說レ人也。有度之主。弗レ受也。故善二毛嬙西施之美一。無レ益二吾面一。用二脂澤粉黛一。則倍二其初一。言二先王之仁義一。無レ益二於治一。明二吾法度一。必二吾賞罰一者。亦國之脂澤粉黛也。故明主急二其助一。而緩二其頌一。故不レ道二仁義一。

以て狂と爲さん。夫れ智は性なり。壽は命なり。性命は人に學ぶべき所に非ざるなり。人の爲す能はざる所を以て人に說く。此れ世の之れを謂ひて狂と爲す所以なり。之れを然る能はずと謂はば則ち是れ諭なり。(一)夫れ性を諭すや仁義を以て人に敎ふ。是れ智と壽とを以て人に說くなり。有度の主は受けざるなり。故に毛嬙・西施(二)の美を善とするも吾が面に益無く、脂澤粉黛を用ふれば則ち其の初めに倍す。先王の仁義を言ふも治に益無く、吾が法度を明にし、吾が賞罰を必ずする者は亦國の脂澤粉黛なり。故に明主は其助(三)を急にし、其頌(四)を緩にす。故に仁義を道はず。

(一) 斷じて其の言の如く爲す能はずといはゞ性命必然の理を悟りたるものなり　(二) 皆美女なり　(三) 役に立つもの、法度賞罰を指す　(四) 仁義の美名

人不㆑得㆑爲㆑非。一國可㆑使㆓齊爲㆒治也。用㆑衆而舍㆑寡。故不㆑務㆑德而務㆑法。夫必恃㆓自直之箭㆒。百世無㆑矢。恃㆓自圜之木㆒。千歲無㆑輪矣。自直之箭。自圜之木。百世無㆑有㆑一。然而世皆乘㆑車射㆑禽者何也。隱括之道用也。雖㆑有㆘不㆑恃㆓隱括㆒而有㆗自直之箭。自圜之木㆖良工弗㆑貴也。何則乘者非㆓一人㆒。射者非㆓一發㆒也。不㆑恃㆓賞罰㆒。不㆑恃㆓自善之民㆒。明主弗㆑貴也。何則國法不㆑可㆑失。而所㆑治非㆓一人㆒也。故有術之君。不㆑隨㆓適然之善㆒。而行㆓必然之道㆒。

自ら圜き木を恃めば千歲輪無し。自直の箭、自圜の木、百世一有る無く、然り而して世皆車に乘じ、禽を射る者は何ぞや。(二)隱括の道用ひらるればなり。隱括を恃まずして自直の箭、自圜の木有る有りと雖も、良工は貴ばざるなり。何となれば則ち乘る者は一人に非ず、射る者は一發に非ざればなり。賞罰を恃まずして自善の民を恃む。明主は貴ばざるなり。何となれば則ち國法は失ふべからず、治むる所は一人に非ざればなり。故に有術の君は(三)適然の善に隨はずして必然の道を行ふ。

(一) 十を以て數ふる程もなし　(二) 曲をたゞむるを隱といひ、方を正すを括といふ　(三) 適然は偶然

今或謂㆑人曰㆔

今或ひと、人に謂ひて、子をして必ず智にして壽ならしめんと曰はば則ち世必ず

與象人同事也。夫禍知磐石象人。而不知禍商官儒俠爲不墾之地。不使之民不知事類者也。故敵國之君王。雖說吾義。吾弗入貢而臣。關內之侯。雖非吾行。吾必使執禽而朝。是故力多。則人朝。力寡則朝於人。故明君務力。夫嚴家無悍虜。而慈母有敗子。吾以此知威勢之可以禁暴。而德厚之不足以止亂也。

雖も吾れ入貢して臣たらず。關內の侯、吾が行を非ると雖も吾必ず禽(二)を執りて朝せしめん。是れが故に力多ければ則ち人朝し、力寡ければ則ち人に朝す。故に明君は力を務む。夫れ嚴家(三)に悍虜無く、慈母(四)に敗子有り。吾此れを以て威勢の以て暴を禁ずべく、德厚の以て亂を止むるに足らざるを知るなり。

(一) 商賈の官衞を購ひたるもの (二) 贄を執るなり (三) 嚴格の家には悍惡なる奴僕なし (四) 慈母は其子を愛し過ぎて却て不埒なる子あり

夫聖人之治國。不恃人之爲吾善也。而用其不得爲非也。恃人之爲吾善也。境內不什數。用

夫れ聖人の國を治むるは、人の吾に善を爲すを恃まざるなり。其の非を爲すを得ざるを用ふるなり。人の吾れに善を爲すを恃まば、境內(一)什數ならず。人の非を爲すを得ざるを用ふれば、一國齊しく治を爲さしむべきなり。衆を用ひて寡を舍つ。故に德を務めずして法を務む。夫れ必ず自ら直き箭を恃めば百世矢無く

尼不レ能ニ以必一士ト試ニ之官職ー。課ニ其功伐ー則庸人不レ疑ニ於愚智ー。故明主之吏宰相必起ニ於州部ー猛將必發ニ於卒伍ー。夫有レ功者。必賞。則爵祿厚而愈勸。遷レ官襲レ級。則官職大而愈治。夫爵祿大而官職治。王之道也。磐石千里。不レ可レ謂レ富。象人百萬。不レ可レ謂レ彊。石非レ不レ大。數非レ不レ衆也。而不レ可レ謂ニ富彊ー者。磐石不レ生レ粟。象人不レ可レ使レ拒レ敵也。

べからず。象人百萬彊と謂ふべからず。石大ならざるに非ず、數衆からざるに非ざるに、富彊と謂ふべからざるものは、磐石粟を生ぜず、象人敵を拒がしむべからざればなり。

（一）鍛へたる錫の質を以て劍の色を察する時は（二）區冶は越人にて名高き刀工（三）奴隷（四）馬を相するに口を開いて齒を觀、又形貌を察するなり（五）末塗は勢に乘じて馳驅する決勝點（六）象人は木偶

今商官技藝之士亦不レ耕而食。是地不レ墾。與ニ磐石ー一貫也。儒俠毋ニ軍勞ー顯而榮者。則民不レ使。

今商官技藝の士、亦耕さずして食ふ。是れ地墾せず、磐石と一貫なり。儒俠軍勞毋く、顯にして榮なる者は則ち民使はれず、象人と事を同じうするなり。夫れ禍は磐石象人なるを知りて、商官儒俠の不墾の地不使の民たるを禍とするを知らず、事類を知らざる者なり。故に敵國の君王、吾が義を說ぶと

而取之。與處久而智不充其辨。故孔子曰。以容取人乎。失之子羽。以言取人乎。失之宰予。故以仲尼之智而有失實之聲。今之新辨。濫乎宰予。而世主之聽。眩乎仲尼。為悅其言。因任其身。則焉得無失乎。是以魏任孟卯之辨。而有華下之患。趙任馬服之辨。而有長平之禍。此二者。任辯之失也。夫視鍛錫而察青黃。區冶不能以必劍。水擊鵠鴈。陸斷駒馬。則臧獲不疑鈍利。發齒吻形容。伯樂不能以必馬。授車就駕。而觀其末塗。則臧獲不疑駑良。觀容服。聽辭言。仲

(一) 官職を授く　(二) 言論の端なり　(三) 猶ほ察するなり　(四) 新辨は新なる辯士　(五) 馬服は馬服君趙奢の子趙括を指す

夫れ鍛錫(一)を視て青黃を察す。(二)區冶も以て劍を必ずする能はず。水に鵠鴈を擊ち、陸に駒馬を斷てば則ち(三)臧獲も鈍利を疑はず。(四)齒吻を發し形容を〔相〕すれば伯樂も以て馬を必ずする能はず。車を授け駕に就きて、(五)其末塗を觀れば則ち臧獲も駑良を疑はず。容服を觀、辭言を聽く、仲尼も以て士を必ずする能はず。之れを官職に試み、其功伐を課せば、則ち庸人も愚智を疑はず。故に明主の吏、宰相は必ず州部より起り、猛將は必ず卒伍より發す。夫れ功有る者必ず賞すれば則ち爵祿厚くして、愈〻勸め、官に遷し級を襲ぬれば則ち官職大にして愈〻治まる。夫れ爵祿大にして官職治まるは王の道なり。磐石千里なるも富と謂ふ

且夫人主之聽於學也。若是其言。宜布之官而用其身。若非其言。宜去其身而息其端。今以爲是也。而弗布於官。以爲非也。而不息其端。是而不用。非而不息。亂亡之道也。澹臺子羽。君子之容也。仲尼幾而取之。與處久而行不稱其貌。宰予之辭。雅而文也。仲尼幾

且夫れ人主の學に聽くや、若し其の言を是とせば、宜しく之れを官に布きて其の身を用ふべし。若し其の言を非とせば、宜しく其の身を去りて其の端を息むべし。今以て是と爲すや、官に布かず。以て非と爲すや、其の端を息めず。是として用ひず、非として息めざるは、亂亡の道なり。澹臺子羽は君子の容なり。仲尼幾して之れを取る。與に處ること久しくして、行其の貌に稱はず。宰予の辭は雅にして文なり。仲尼幾して之れを取る。與に處ること久しくして智其の辨に充たず。故に孔子曰く、容を以て人を取るか、之れを子羽に失し、言を以て人を取るか、之れを宰予に失すと。故に仲尼の智を以て實を失するの聲あり。今の新辨、宰予より濫りに、世主の聽、仲尼より眩し、其の言を悅ぶが爲めに、因りて其の身を任ずれば、則ち焉んぞ失ふ無きを得んや。是れを以て魏は孟卯の辨に任じて華下の患有り。趙は馬服の辨に任じて長平の禍有り。此の二者辨に任ずるの失なり。

殉二上事一。不レ可レ得也。藏二書策一。習二談論一。聚二徒役一。服二文學一而議說。世主必從而禮レ之。曰。敬二賢士一先王之道也。夫吏之所レ稅。耕者也。而上之所レ養。學士也。耕者則重レ稅。學士則多レ賞。而索三民之疾作而少二言談一。不レ可レ得也。

立レ節參レ名。執レ操不レ侵。怨言過二於耳一。必隨レ之以レ劍。世主必從而禮レ之。以爲二自好之士一。夫斬首之勞不レ賞。而家鬪之勇尊顯。而索下民之疾戰距レ敵而毋中私鬪上。不レ可レ得也。國平則養二儒俠一。難至則用二介士一。所レ養者非レ所レ用。所レ用者非レ所レ養。此所二以亂一也。

節を立て名を參し、(一)操を執りて侵されず、怨言耳を過ぐれば、必ず之れに隨ふに劍を以てす。世主必ず從ひて之れを禮す。以て(二)自好の士と爲す。夫れ首を斬るの勞賞せられずして、而も(三)家鬪の勇、尊顯せらる。而して民の疾戰、敵を距ぎ私鬪する毋きを索むるも得べからざるなり。國平なれば則ち(四)儒俠を養ひ、難至れば則ち(五)介士を用ふ。養ふ所の者は用ふる所に非ず、用ふる所の者は養ふ所に非ず。此れ亂るゝ所以なり。

(一)參するに名譽を以てす　(二)自ら身の節を立通す立派な人士　(三)家鬪は私鬪なり　(四)儒者游俠の者　(五)介士は甲冑を着けたる武士

墮也。侈而墮者貧。而力而儉者富。今上徵二斂於富人一。以布二施於貧家一。是奪二力儉一而與二侈墮一也。而欲レ索二民之疾作而節一レ用。不レ可レ得也。

今有レ人二於此一。義不レ入二危城一。不レ處二軍旅一。不下以二天下大利一易中其脛一毛上。世主必從而禮レ之。貴二其智一而高二其行一。以爲下輕レ物重レ生之士上也。夫上所下以陳二良田大宅一設中爵祿上。所三以易二民死命一也。今上尊二貴輕レ物重レ生之士一。而索下民之出死而重

今此に人有り。義として危城には入らず、軍旅には處らず、天下の大利を以て其の脛の一毛にも易へず。世主必ず從ひて之れを禮し、其の智を貴び、其の行を高しとし、以て(一)物を輕んじ生を重んずるの士と爲す。夫れ上、良田大宅を陳し、爵祿を設くる所以は、民の死命に易ふる所以なり。今上、物を輕んじ生を重んずるの士を尊貴しつゝ、民の出死して上の事に殉ずるを重んずるを索むるも得べからざるなり。書策を藏し、談論を習ひ、徒役を聚め、(三)文學を服して議說す。世主必ず從ひて之れを禮す。曰く、賢士を敬するは先王の道なりと。夫れ吏の稅する所は耕者なり。上の養ふ所は學士なり。耕者は則ち稅を重くし、學士は則ち賞を多くし、而して民の疾作して言談少きを索むるも得べからざるなり。

(一) 外物を輕んじて己が性命を重んずるの高士となす　(二) 生徒をあつむ　(三) 文學を業とし

也。今寛廉恕暴。俱在二子一。人主兼而禮レ之。自二愚誣之學。雜反之辭爭一。而人主俱聽レ之。故海內之士。言無二定術一。行無二常議一。夫氷炭不二同レ器而久一。寒暑不二兼レ時而至一。雜反之學。不二兩立而治一。今兼二聽雜學繆行。同異之辭一。安得レ無レ亂乎。聽行如レ此。其於レ治レ人。又必然矣。

㈠人が犯すとも顏色を變へず、目を刺して睛を動かさず、自ら省みて不直なれば奴婢にも屈し、行直なれば諸侯にも畏れず　㈡爭はざるを主義とし、仇に報ぜざるを原則とす

今世之學士。語レ治者多。曰。與二貧窮地一。以實レ無レ資。今夫與レ人相善也。無二豐年旁入之利一。而獨以完給者。非レ力則儉也。與レ人相善也。無二饑饉疾疢。禍罪之殃一。獨以貧窮者。非レ侈則

今世の學士、治を語る者多し。曰く、貧窮に地を與へ、以て資無きものを實せよと。今夫れ人と相若く、㈠豐年旁入の利無くして獨り以て㈡完給する者は、力に非ざれば則ち儉なり。人と相若く、饑饉疾疢禍罪の殃無く、獨り以て貧窮なる者は、侈りに非ざれば則ち墮なり。侈りて墮なる者は貧にして、力めて儉なる者は富む。今上、富人より徵斂し、以て貧家に布施す。是れ力儉より奪ひて侈墮に與ふるなり。㈢民の疾作して用を節することを索めんと欲するも得べからざるなり。

㈠豐年は收穫多き年、旁入は竹木畜産等臨時の收入　㈡不足なく給する者は耕力に非れば儉約なり　㈢民の力作して財用を節することを求むるも得べからざるなり

明主弗レ受也。墨者之葬也。冬日冬服。夏日夏服。桐棺三寸。服レ喪三月。世主以爲レ儉而禮レ之。儒者。破レ家而葬。賃レ子而償。服レ喪三年。大毀扶レ杖。世主以爲レ孝而禮レ之。夫是二墨子之儉一。將レ非二孔子之侈一也。是二孔子之孝一。將レ非二墨子之戾一也。今孝戾侈儉俱在二儒墨一。而上兼二禮之一。

漆雕之議。不二色撓一。不二目逃一。行曲則違二於臧獲一。行直則怒二於諸侯一。世主以爲レ廉而禮レ之。宋榮子之議。設レ不二鬭爭一。取レ不レ隨レ仇。不レ羞二囹圄一。見レ侮不レ辱。世主以爲レ寛而禮レ之。夫是二漆雕之廉一。將レ非二宋榮之恕一也。是二宋榮之寛一。將レ非二漆雕之暴一。

漆雕の議、色撓せず、目逃せず、行曲なれば則ち臧獲にも違け、行直なれば則ち諸侯にも怒る。世主以て廉と爲して之れを禮す。宋榮子の議、鬭爭せざるを設け、仇に隨はざるを取る。囹圄を羞とせず、侮られて辱とせず。世主以て寛と爲して之れを禮す。夫れ漆雕の廉を是とすれば將に宋榮の恕を非とせんとするなり。宋榮の寛を是とすれば將に漆雕の暴を非とせんとするなり。今寛廉恕暴、倶に二子に在り。人主兼ねて之れを禮す。愚誣の學、雜反の辭爭うてより人主倶に之れを聽く。故に海内の士、言に定術無く、行に常議無し。夫れ氷炭は器を同じうして久しからず、寒暑時を兼ねて至らず。雜反の學、兩立して治まらず。今雜學繆行、同異の辭を兼聽す。安んぞ亂無きを得んや。聽行此の如し、其の人を治むるに於ける又必ず然り。

謂真堯舜。堯舜不復生。將誰使定儒墨之誠乎。殷周七百餘歲、虞夏二千餘歲。而不能定儒墨之眞。今乃欲審堯舜之道於三千歲之前。意者其不可必乎。無參驗而必之者。愚也。弗能必而據之者。誣也。故明據先王。必定堯舜者。非愚則誣也。愚誣之學。雜反之行。

虞夏二千餘歲、儒墨の眞を定むる能はず。今乃ち堯舜の道を三千歲の前に審にせんと欲す。意ふに其れ必ずとすべからざるか。參驗(一)無くして之れを必ずとする者は愚なり。必ずとする能はずして之れに據る者は誣ふるなり。故に明に先王に據りて、必ず堯舜を定むる者、愚に非ざれば則ち誣ふるなり。愚誣の學、雜反(二)の行、明主受けざるなり。墨者の葬や、冬日は冬服、夏日は夏服、桐棺三寸、喪に服する三月、世主以て儉と爲して之れを禮す。儒者は家を破りて葬り、子を債(三)して償ふ。喪に服せる三年(四)、大毀杖に扶けらる、世主以て孝と爲して之れを禮す。夫れ墨子の儉を是とすれば將に孔子の侈を非とせんとするなり。孔子の孝を是とすれば將に墨子の戾(五)を非とせんとするなり。今孝戾侈儉倶に儒墨に在り、而して上之れを兼禮す。

(一) 參驗は參考證驗 (二) 純粹ならずして自ら矛盾する如き行爲 (三) 子を質に入れて其の費を償ふ (四) 哀痛の極、形損し骨立ちて自ら步行する能はざるをいふ (五) 道にもとるなり

世之顯學。儒墨也。儒之所レ至。孔丘也。墨之所レ至。墨翟也。自二孔子之死一也。有二子張之儒一。有二子思之儒一。有二顏氏之儒一。有二孟氏之儒一。有二漆雕氏之儒一。有二仲梁氏之儒一。有二孫氏之儒一。有二樂正氏之儒一。自二墨子之死一也。有二相里氏之墨一。有二相夫氏之墨一。有二鄧陵氏之墨一。故孔墨之後。儒分爲レ八。墨離爲レ三。取舍相反不レ同。而皆自謂二眞孔墨一。孔墨不レ可二復生一。將二誰使レ定二後世之學一乎。

世の顯學は儒墨なり。儒の至る所は孔丘なり。墨の至る所は墨翟なり。孔子の死せしより子張の儒あり、子思(二)の儒あり、顏氏の儒あり、孟子の儒あり、漆雕氏の儒あり、仲梁氏の儒あり、孫氏の儒あり、樂正氏の儒あり。墨子の死せしより相里氏の墨あり、相夫氏の墨あり、鄧陵氏の墨あり。故に孔墨の後、儒分れて八と爲り、墨離れて三と爲る。取舍相反して同じからず、皆自ら眞の孔墨と謂ふ。孔墨復生すべからざれば、將に誰をして後世の學を定めしめんとするか。

㊀ 士の學を積みて功あるを論ず　㊁ 造詣の至極せるところ

孔子墨子俱道二堯舜一而取舍不レ同。皆自

孔子・墨子俱に堯舜を道ひ、而も取舍同じからず。皆自ら眞の堯舜と謂ふ。堯舜復た生せず。將に誰をして儒墨の誠を定めしめんとするか。殷周七百餘歲、

商人不少矣。聚斂倍農而不貴耕戰之士、則耿介之士寡。而高價之民多矣。是故亂國之俗。其學者。則稱先王之道。以藉仁義。盛容服而飾辨說。以疑當世之法而貳人主之心。其言古者。爲設詐稱。借於外力。以成其私。而遺社稷之利。其帶劍者。聚徒屬。立節操。以顯其名。而犯五官之禁。其近御者。積於私門。盡貨賂。而用重人之謁。退汗馬之勞。其商工之民。修治苦窳之器。聚沸靡之財。蓄積待時。而侔農夫之利。此五者。邦之蠹也。人主不除此五蠹之民。不養耿介之士。則海內雖有破亡國削滅之朝。亦勿怪矣。

し、社稷の利を遺る。其の劍を帶ぶる者は、徒屬を聚め、節操を立て、以て其名を顯して五官の禁を犯し、其の近御の者は私門に積み、貨賂を盡して重人を謁を用ひ、汗馬の勞を退け、其商工の民は、苦窳の器を修治し、沸靡の財を聚め、蓄積時を待ちて農夫の利に侔し。此の五者は邦の蠹なり。人主此五蠹の民を除かず、耿介の士を養はざれば、則ち海內、破亡の國削滅の朝有りと雖も、亦怪しむ勿れ。

㊀ 商工等の業　㊁ 守ることある士　㊂ 商人

顯學

而道ニ必滅之事ー。治レ國者之過也。智困ニ於內ー。而政亂ニ於外ー。則亡不レ可レ振也。民之故計。皆就ニ安利ー。皆避ニ危窮ー。今爲レ之攻戰。進則死ニ於敵ー。退則死ニ於誅ー。則危矣。棄ニ私家之事ー。而必汗馬之勞。家困而上弗レ論。則窮矣。窮危之所レ在也。民安得レ勿レ避。故事ニ私門ー。而完ニ解舍ー。解舍完。則遠レ戰。遠レ戰則安。行ニ貨賂ー而襲ニ當塗ー者。則求得。求得則私安。私安則利之所レ在。安得レ勿レ就。是以公民少而私人衆矣。

利の在る所、安んぞ就く勿きを得ん。是れを以て公民少くして私人衆し。

一年　賄賂を以て當路者に取り入る

夫明主治國之政。使ニ其商工游食之民。少而名卑以寡。趣ニ本務ー而外ニ末作ー。今世近習之請行。則官爵可レ買。官爵可レ買。則商工不レ卑也矣。姦貨財買。得レ用ニ於市ー。則

夫れ明主、治國の政、其の商工游食の民をして少くして名卑しく以て寡からしめ、本務に趣けて末作を外にす。今世近習の請行はれて則ち官爵買ふべし、官爵買ふべければ則ち商工卑しからざるなり。姦貨財賈市に用ひらるゝを得れば則ち商人少からず。聚斂農に倍して、耕戰の士を貴ばれざれば則ち耿介(二)の士寡く、而して商(三)賈の民多し。是れが故に亂國の俗、其學者は則ち先王の道を稱し、以て仁義を籍り、容服を盛にして辨說を飾り、以て當世の法を疑ひ、而して人主の心を二にす。其の古を言ふ者は、僞設詐稱、外力を借り、以て其私を成

周滅於從。衡亡於衡也。使周偽緩其從衡之計。而嚴其境内之治。明其法禁。必其賞罰。盡其地力。以多其積。致其民死。以堅其城守。天下得其地。則其利少。攻其國。則其傷大。萬乘之國。莫敢自頓於堅城之下。而使彊敵裁其弊也。此必不亡之術也。舍必不亡之術。

計を緩くせしめて、其の境内の治を嚴にし、其の法禁を明かにし、其の賞罰を必ずし、其の地力を盡し以て其の積を多くし、其の民を死に致し、以て其の城守を堅くせば、天下其の地を得るも、則ち其の利少く、其の國を攻むるも、則ち其の傷大、萬乘の國、敢て自ら堅城の下に頓れて彊敵をして其の弊を裁せしむる莫けん。此れ必ず亡びざるの術なり。必ず亡びざるの術を舍てて必ず滅ぶるの事に道るは、國を治むる者の過なり。智内に困み、政外に亂るれば、則ち亡振ふべからざるなり。民の故よりの計、皆安利に就き、皆危窮を避く。今之れが爲めに攻戰すれば、進みては則ち敵に死し、退きては則ち誅に死すれば則ち危し。私家の事を棄てて汗馬の勞を必ずす。家困みて上論ぜざれば則ち窮す。窮危の在る所は民安んぞ避くる勿きを得ん。故に私門を事とし、解舍を完くす。解舍完ければ則ち戰に遠かる。戰に遠かれば則ち安し。貨賂を行ひて當塗に襲る者は則ち求得らる。求得らるれば則ち私安し。私安ければ則ち

後一也。皆曰。外事大可三以王一。小可二以安一。夫王者。能攻レ人者也。而安則不レ可レ攻也。彊則能攻レ人者也。治則不レ可レ攻也。治彊不レ可レ責二於外一。內政之脩也。今不レ行二法術於內一。而事二智於外一。則不レ至二於治彊一矣。鄙諺曰。長袖善舞。多錢善賈。此言二多資之易レ為レ工也。故治彊易レ為レ謀。弱亂難レ為レ計。故用二於秦一者。十變而謀希レ失。用二於燕一者。一變而計希レ得。非下用二於秦一者必智。用二於燕一者必愚上也。蓋治亂之資。異也。

るなり。今法術を内に行はずして、智を外に事とすれば、則ち治彊に至らず。鄙諺に曰く、(一)長袖善く舞ひ、多錢善く賈ふ。此れ多資の工に為し易きを言ふなり。故に治彊は謀を為し易く、弱亂は計を為し難し。故に秦に用ひらるゝ者は、十たび而の謀を變じて失ふこと希に、燕に用ひらるゝ者は一たび而の計を變じて得ること希なり。秦に用ひらるゝ者必ず智にして燕に用ひらるゝ者必ず愚なるに非ざるなり。蓋し治亂の資異なればなり。

(一) 袖の長き衣は舞ふに都合好く、多くの錢を有するは賈ふに都合よし

故周去レ秦為レ從、期年而舉。衛離レ魏為レ衡、半歲而亡。是

故に周、秦を去りて從を為し、(二)期年にして舉げられ、衛、魏を離れて衡を為し、半歲にして亡ぶ。是れ周、從に滅し、衛、衡に亡ぶ。周・衛をして其從衡の

兵則軍敗。退守則城拔。救小爲徙。未見其利。而亡地敗軍矣。是故事彊則以外權市官於內。救小則以內重求利於外。國利未立。封土厚祿至矣。主上雖卑。人臣尊矣。國地雖削。私家富矣。事成則以權長重。事敗則以富退處。人主之聽說於其臣。事未成。則爵祿已尊矣。事敗而弗誅。則游說之士。孰不爲用矰繳之說。而徼倖其後。

も、私家富む。事成れば則ち權を以て長く重く、事敗るれば則ち富を以て退き處る。人主の其臣に聽說し、事未だ成らず、則ち爵祿已に尊し。事敗れて誅せざれば、則ち游說の士、孰か矰繳の說を用ひて其の後を徼倖するを爲さざらん。

一 射ぐるみをすること、射利的の說を以て富貴を僥倖するに喩ふ

故破國亡主。以聽言談者之浮說。此其故何也。是人君不明於公私之利。不察當否之言。而誅罰不必其

故に破國亡主、以て言談者の浮說を聽く。此れ其の故何ぞや。是れ人君公私の利を明にせず、當否の言を察せずして、誅罰其後を必ずせざればなり。皆曰ふ、外事、大は以て王たるべく、小は以て安かるべし。夫れ王者は能く人を攻むる者なり。而して安は則ち攻むべからざるなり。彊は則ち能く人を攻むる者なり。治まれば則ち攻むべからざるなり。治彊は外に責むべからず、內政の脩ま

也。而衡者事一彊以攻衆弱也。皆非所以持國也。今人臣之言衡者。皆曰。不事大。則遇敵受禍矣。事大未必有實。則舉圖而委地。效璽而請兵矣。獻圖則地削。效璽則名卑。地削則國削。名卑則政亂矣。事大爲衡。未見其利也。而亡地亂政矣。

だ其利を見ざるなり。地を亡ぼし、政を亂る。

● 合縱連衡

人臣之言從者。皆曰。不救小而伐大。則失天下。失天下則國危。國危而主卑。救小未必有實。則起兵而敵大矣。救小未必能存。而交大。未必不有疏。有疏則爲彊國制矣。出

人臣の從を言ふ者皆曰く、小を救ひて大を伐たざれば則ち天下を失ふ。天下を失へば則ち國危し。國危ければ主卑しく、小を救ふとも未だ必ずしも實有らず。則ち兵を起し、大に敵すべし。小を救ふとも未だ必ずしも能く存せず。大に交るとも未だ必ずしも疏有らざるにあらず。疏有れば則ち彊國の爲めに制せらる。兵を出せば則ち軍敗れ、退守すれば則ち城抜かる。小を救ひて從を爲すも、未だ其利を見ず。而して地を亡ひ軍を敗る。是れが故に彊に事ふれば則ち外權を以てし、官を内に市る。小を救へば則ち内重を以てし、利を外に求む。國利未だ立たず、封土厚祿至る。主上卑しと雖も、人臣尊し。國地削らると雖

力者寡、則國貧。此世之所二以亂一也。故明主之國、無二書簡之文一。以レ法爲レ教。無二先王之語一。以レ吏爲レ師。無二私劍之捍一。以レ斬レ首爲レ勇。是境内之民、其言談者、必軌二於法一。動作者、歸二之於功一。爲レ勇者、盡二之於軍一。是故無レ事則國富。有レ事則兵彊。此之謂二王資一。既畜二王資一、而承二敵國之釁一、超二五帝一、侔二三王一者、必此法也。

を超え、三王に侔しくする者は必ず此法なり。

㈠ 詩經書經などをいふ、簡に記せし書の意

今則不レ然。士民縱二恣於内一、言談者爲二勢於外一。外内稱レ惡、以待二彊敵一。不二亦殆一乎。故羣臣之言二外事一者、非レ有レ分二從衡之黨一、則有二仇讎之患一。而借二力於國一也。從者合二衆弱一以攻二一彊一

今は則ち然らず。士民内に縱恣し、言談する者は勢を外に爲し、外内惡と稱し、以て彊敵を待つ。亦殆からずや。故に羣臣の外事を言ふ者、從衡の黨に分るゝ有るに非ざれば則ち仇讎の患有りて力を國に借るなり。從とは衆弱を合せ以て一彊を攻むるなり。衡とは一彊に事へて以て衆弱を攻むるなり。皆國を持する所以に非ざるなり。今人臣の衡を言ふ者、皆曰く、大に事へざれば則ち敵に遇ひ禍を受く。大に事ふるとも未だ必ずしも實有らず。則ち圖を擧げて地を委し、璽を效して兵を請ふ。圖を獻ずれば則ち地削られ、璽を效せば則ち名卑し。地削られば則ち國削られ、名卑しければ則ち政亂る。大に事へて衡を爲す。未

亂國之術也。今境內之民。皆言治。藏商管之法者。家有之。而國愈貧。言耕者衆。執耒者寡也。境內皆言兵。藏孫吳之書者。家有之。而兵愈弱。言戰者多。被甲者少也。故明主用其力。不聽其言。賞其功。必禁無用。故民盡死力以從其上。

夫耕之用力也勞。而民爲之者。曰可得以富也。戰之事也危。而民爲之者。曰可得以貴也。今脩文學。習言談。則無耕之勞。而有富之實。無戰之危。而有貴之尊。則人孰不爲也。是以百人事智。而一人用力。事智者衆。則法敗。用

夫れ耕の力を用ふるや勞す。民之れを爲す者は、曰く、以て富むを得べければなり。戰の事は危し。而して民之れを爲す者は、曰く、以て貴きを得べければなり。今文學を脩め言談を習へば則ち耕の勞無くして富の實有り。戰の危無くして貴の尊有り。則ち人孰か爲さざらんや。是れを以て百人智を事として一人力を用ふ。智を事とする者衆ければ則ち法敗れ、力を用ふる者寡ければ則ち國貧し。此れ世の亂るゝ所以なり。故に明主の國は書簡の文無く、法を以て敎と爲す、先王の語無く、吏を以て師と爲す、私劍の捍無く、首を斬るを以て勇と爲す。是れ境內の民、其の言談する者は必ず法に軌し、動作する者、之れを功に歸し、勇を爲す者、之れを軍に盡す。是れが故に事無ければ則ち國富み、事有あれば則ち兵强し。此れを之れ王資と謂ふ。既に王資を蓄ふれば、敵國の釁を承け、五帝

焉。其用ニ於行一也。美ニ其聲一而不レ責ニ其功一焉。是以天下之衆。其談言者。務爲辨。而不レ周ニ於用一。故擧ニ先王一言ニ仁義一者盈レ庭。而政不レ免ニ於亂一。行レ身者競ニ於爲レ高。而不レ合ニ於功。故智士退處ニ巖穴一。歸レ祿不レ受。而兵不レ免ニ於弱一。(兵不レ免ニ於弱。)政不レ免ニ於亂一。此其故何也。民之所レ譽。上之所レ

辨を爲して用に周からず。故に先王を擧げ仁義を言ふ者、庭に盈ちて而も政亂を免れず。(三)身を行ふ者、高きを爲すを競ひて功に合はず。故に智士は退きて巖穴に處り、祿を歸るも受けず。而して兵弱を免れず、政亂を免れず。此れ其の故何ぞや。民の譽むる所、上の禮する所は亂國の術なり。今境内の民皆治を言ひ、(四)商管の法を藏する者家ごとに之れ有り。而して國愈〻貧。耕を言ふ者衆く、耒を執る者寡ければなり。境内皆兵を言ひ、孫吳の書を藏する者家ごとに之れ有り、而して兵愈〻弱し。戰を言ふ者多く、甲を披る者少ければなり。故に明(五)主は其力を用ひて其言を聽かず。其功を賞して必ず無用を禁ず。故に死力を盡して以て其上に從ふ。

(一) 人主の人の言を聽くときにその辯のみを喜びて事の當否を考へず (二) 其の行に於ても名聲のみを聞きて美として更に功用を考へず (三) 實用に備へられざるなり (四) 商鞅、管仲なり (五) 明主は効用を主として空言などは用ひず

欺之術也。布衣相與交，無富貴以相利，無威勢以相懼也。故求不欺之士。今人主處制人之勢，有一國之厚，重賞嚴誅。得操其柄，以脩明術之所燭，雖有田常子罕之臣，不敢欺也。奚待於不欺之士。今貞信之士。不盈於十。而境內之官。以百數。必任貞信之士。則人不足官。人不足官。則治者寡。而亂者衆矣。故明主之道。一法而不求智。固術而不慕信。故法不敗。而羣官無姦詐矣。

るの勢に處り、一國の厚きを有し、重賞嚴誅其柄を操るを得、以て明術の燭す所を修めば、田常・子罕の臣有りと雖も、敢て欺かれざるなり。奚んぞ欺かざるの士を待たんや。今貞信の士、十に盈たず、境內の官、百を以て數ふ。必ず貞信の士を任ずれば、則ち人、官に足らず。人、官に足らざれば、則ち治者寡くして亂者衆し。故に明主の道は法を一にして智を求めず、術を固くして信を慕はず。故に法敗れず、而して羣官姦詐無し。

(一) 人を欺かざるの士を貴びても賞罰の權を執り群臣に欺かれざるの術なし

今人主之於言也。說其辯而不求其當

今人主の言に於けるや、其辯を說びて其當を求めず。其の行を用ふるや、其聲を美として其の功を責めず。是れを以て天下の衆、其の談言する者務めて

用。所用非所利。是故服事者簡其業。而游學者日衆。是世之所以亂也。且世之所謂賢者貞信之行也。所謂智者微妙之言也。微妙之言。上智之所難知也。今爲衆人法。而以上智之所難知。則民無從識之矣。故糟糠不飽者。不務梁肉。短褐不完者。不待文繡。夫治世之事。急者不得。則緩者非所務也。今所治之政。民間之事。夫婦所明知者不用。而慕上智之論。則其於治反矣。故微妙之言。非民務也。

所のものを用ひずして、上智の論を慕へば、則ち其の治に於ける反せり。故に微妙の言は民務に非ざるなり。

㊀ 氷炭相容れざることは兩立すべからず　㊁ 敵を斬るものは賞を受くべきに人主は之れを[illegible]らずして私に慈惠を施すものを高しとす　㊂ 廉は謙なり、兼愛の説を信ずるは墨子の説、慈惠の行は儒をいふ　㊃ 搢は縉と通ず 縉紳なり　㊄ 介士は甲士なり　㊅ 簡は簡慢にして勉めざるなり　㊆ 糟糠にも飽かざる程のものは米のよきもの肉の鮮なるものを求むることをせず　㊇ 世を治むるに第一必要なるものを得られざれば不必要なるものはいくらありても役に立たず　㊈ 夫婦は愚婦愚夫なり

若夫賢良貞信之行者。必將貴不欺之士。貴不欺之士者。亦無不

若し夫れ賢良貞信の行は必ず將に欺かざるの士を貴ばんとす。(一)欺かざるの士を貴ぶ者は亦欺かれざるの術無きなり。布衣相與に交るに、富貴以て相利する無く、威勢以て相懼るゝ無きなり、故に欺かざるの士を求む。今人主、人を制す

故不二相容一之事。不レ可二兩立一也。斬レ敵者受レ賞、而高二慈惠之行、拔レ城者受二爵祿一而信二廉愛之說一堅甲厲兵以備レ難、而美二薦紳之飾一富レ國以レ農。距レ敵恃レ卒。而貴二文學之士一。廢二敬上畏レ法之民一而養二遊俠私劍之屬一。擧行如レ此。治强不レ可レ得也。國平養二儒俠一難至用二介士一所レ利非レ所レ

故に相容れざるの事は兩立すべからざるなり。敵を斬る者は賞を受くべきに、慈惠の(一)行を高しとし、城を拔く者は爵祿を受くべきに、(二)廉愛の(三)說を信じ、堅甲厲兵以て難に(四)備ふべきに、薦紳の飾を美とし、國を富ますに農を以てし、敵を距ぐに卒を恃むべきに、文學の士を貴ぶ。上を敬し法を畏るゝの民を廢して、遊俠私劍の屬を養ふ。擧行此くの如くなれば、治强得べからざるなり。國平なれば儒俠を養ひ、難至れば介(五)士を用ふ。利する所は用ふる所に非ず、用ふる所は利する所に非ず。是れが故に事に服する者其業に簡(六)にして、遊學の者は日に衆し。是れ世の亂るゝ所以なり。且世の所謂賢者は貞信の行なり。所謂智者は微妙の言なり。微妙の言は上智の知り難き所なり。今衆人の法を爲り、上智の知り難き所を以てすれば、則ち民從ひて之れを識る無し。故に糟糠(七)飽かざる者は粱肉を務めず、短褐完からざる者は文繡を待たず。夫れ治世の事は、(八)急なる者得られざれば則ち緩なる者は務むる所に非ざるなり。今治むる所の政、民間の事、夫婦(九)も明に知る

以レ是觀レ之。夫父之孝子。君之背臣也。故令尹誅而楚姦不二上聞一。仲尼賞而魯民易二降北一。上下之利。若レ是其異也。而人主兼二舉匹夫之行一。而求レ致二社稷之福一。必不レ幾矣。

古者蒼頡之作レ書也。自環者謂二之私一。背レ私謂二之公一。公私之相背也。乃蒼頡固以知レ之矣。今以爲二同利一者。不レ察之患也。然則爲二匹夫一計者。莫レ如下脩二行義一。而習中文學上。行義脩則見レ信。見レ信則受レ事。文學習則爲二明師一。爲二明師一則顯榮。此匹夫之美也。然則無功而受レ事。無爵而顯榮。有レ政如レ此。則國必亂。主必危矣。

古者、蒼頡の書を作るや、自ら環む者之れを私と謂ひ、私に背く、之れを公と謂ふ。公私の相背くや、乃ち蒼頡固より以て之れを知る。今以て同利と爲す者は、察せざるの患なり。然らば則ち匹夫の爲めに計る者は、行義を脩めて文學を習ふに如くは莫し。行義脩まれば則ち信ぜらる。信ぜらるれば則ち事を受く。文學習へば則ち明師と爲り、明師と爲れば則ち顯榮なり。此れ匹夫の美なり。然らば則ち無功にして事を受け、無爵にして顯榮なり。政有る此くの如くなれば、則ち國必ず亂れ、主必ず危し。

(一) 環は營に通ず。自ら營むものを私となし、之れに反するものを公となす。これ古字の形につきていふ。ム(私の古字)は自營の義、之に八(背即ちソムク也)を加へて公とすと也 (二) 事を受くは任用せらるゝなり

上下。四相反也。而無レ所レ定。雖レ有二十黃帝一。不レ能レ治也。故行二仁義一者。非レ所レ譽。譽レ之則害レ功。工二文學一者。非レ所レ用。用レ之則亂レ法。

の誅する所、此の四つ相反するなり

楚之有二直躬一。其父竊レ羊。而謁二之吏一。令尹曰。殺レ之。以爲。直二於君一而曲二於父一。報而罪レ之。以レ是觀レ之。夫君之直臣。父之暴子也。魯人從レ君戰。三戰三北。仲尼問二其故一。對曰。吾有二老父一。身死莫二之養一也。仲尼以爲レ孝。擧而上レ之。

楚に直躬といふもの有り。其父羊を竊み、之れを吏に謁ぐ。令尹曰く、之れを殺せ。以爲へらく君に直なるも父に曲なりと。報じて之れを罪す。是れを以て之れを觀れば、夫の君の直臣は父の暴子なり。魯人、君に從ひて戰ひ、三戰三北す。仲尼其故を問ふ。對へて曰く、吾老父有り。身死せば之れを養ふ莫きなり。仲尼以て孝と爲し、擧げて之れを上す。是れを以て之れを觀れば、夫の父の孝子は君の背臣なり。故に令尹誅して楚姦上聞せず。(一) 仲尼賞して魯民降北を易す。(二) 上下の利、是の若く其れ異なり、而して人主匹夫の行を兼擧して社稷の福を致さんを求む。必ず幾からず。

(一) 令尹一たび誅してより楚國に於ては姦人を訴訟するものなし (二) 仲尼一たび賞してより魯國に於ては或は降り或は逃亡するを何とも思はず

廉也。知友被レ辱。隨仇者貞也。廉貞之行成。而君上之法犯矣。人主尊二貞廉之行一。而忘レ犯レ禁之罪。故民程二於勇一。而吏不レ能レ勝也。不レ事レ力而衣食。則謂二之能一。不二戰攻一而尊。則謂二之賢一。賢能之行成。而兵弱而地荒矣。人主說二賢能之行一。而忘二兵弱地荒之禍一。則私行立而公利滅矣。

㈠ 朝廷に收用し難き故之れを外にすべきに反つて世を輕んずる士として高しとす ㈡ 程すは逞うすとの說あり

㈢ 個人の私行は成立すれども耕戰の公利は滅すべし

儒以レ文亂レ法。俠以レ武犯レ禁。而人主兼二禮之一。此所二以亂一也。夫離レ法者罪。而諸先生以二文學一取。犯レ禁者誅。而羣俠以二私劍一養。故法之所レ非。君之所レ取。吏之所レ誅。上之所レ養也。法趣

儒は文を以て法を亂し、俠は武を以て禁を犯す。而して人主之れを兼禮す。此れ亂るゝ所以なり。夫れ法を離るゝ者は罪せらるべきに、諸先生は文學を以て取らる。禁を犯す者は誅せらるべきに、羣俠は私劍を以て養はる。故に法の非とする所は君の取る所、吏の誅する所は上の養ふ所なり。㈡法趣上下四相反するなり。而して定まる所無し。十黄帝有りと雖も治むる能はざるなり。故に仁義を行ふ者は譽むる所に非ず。之れを譽むれば則ち功を害す。文學に工なる者は用ふる所に非ず。之れを用ふれば則ち法を亂す。

㈠ 多くの俠客は刺客として養はる ㈡ 法は法の非とする所、趣は取にて君の取る所、上は上の養ふ所、下は吏

刑一也。布帛尋常。庸人不レ釋。鑠金百鎰。盜跖不レ掇。不二必害一。則不レ釋二尋常一。必害。則手不レ掇二百鎰一。故明主必二其誅一也。是以賞莫レ如三厚而信。使二民利一レ之。罰莫レ如三重而必。使二民畏一レ之。法莫レ如三一而固。使二民知一レ之。故明主施レ賞不レ遷。行レ誅無レ赦。譽輔二其賞一。毀隨二其罰一。則賢不肖俱盡二其力一矣。

今則不レ然。以二其有一レ功也爵レ之。而卑二其士官一也。以二其耕作一也賞レ之。而少二其家業一也。以二其不一レ收也。外レ之。而高二其輕世一也。以二其犯一レ禁也。罪レ之。而多二其有一レ勇也。毀譽賞罰之所レ加者。相與悖繆也。故法禁壞而民愈亂。今弟兄被レ侵。必攻者。

今は則ち然らず。其功有るを以て之れを爵すべき、而も其士官を卑とせり。其耕作を以て之れを賞すべきに、而も其家業を少とせり。(一)其收めざるを以て之れを外にすべきに、而も其輕世を高とせり。其の禁を犯すを以て之れを罪すべきに、而も其勇有るを多とせり。毀譽賞罰の加はる所のもの相與に悖繆せり。故に法禁壞れて民愈〻亂る。今弟兄侵されて必ず攻むる者は廉なり。知友辱しめられて隨つて仇とする者は貞なり。廉貞の行成りて君上の法犯さる。人主貞廉の行を尊びて禁を犯すの罪を忘る。故に民勇に程し、(二)吏勝つ能はざるなり。力を事とせずして衣食す、則ち之れを能と謂ふ。戰攻せずして尊し。則ち之れを賢と謂ふ。賢能の行成りて兵弱くして地荒る。人主賢能の行を說びて兵弱地荒の禍を忘るれば、則ち(三)行立ちて公利滅す。

智。三美加焉。而終不レ動。其脛毛不レ改。州部之吏。操二官兵一。推二公法一。而求二索姦人一。然後恐懼。變二其節一。易二其行一矣。故父母之愛。不レ足二以教一レ子。必待二州部之嚴刑一者。民固驕二於愛一。聽二於威一矣。故十仞之城。樓季弗レ能レ踰者。峭也。千仞之山。跛牂易レ牧者。夷也。故明王峭二其法一而嚴二其

民固より愛には驕り威には聽く。故に十仞の城も樓季(一)踰ゆる能はざる者は峭なればなり。千仞の山も跛(二)牂も牧し易き者は夷なればなり。故に明王は其法を峭にして其刑を嚴にするなり。布帛(三)尋常、庸人も釋てず、鑠金(四)百鎰、盜跖も掇らず。必ず害あらざれば則ち尋常を釋てず、必ず害あれば則ち手に百鎰を掇らず。故に明主は其誅を必ずするなり。是れを以て賞は厚くして信、民をして之れを利せしむるに如くは莫し。罰は重くして必、民をして之れを畏れしむるに如くは莫し。法は一にして固く、民をして之れを知らしむるに如くは莫し。故に明主は賞を施して遷(五)さず、誅を行ひて赦す無く、譽(六)は其賞を輔け、毀は其罰に隨へば、則ち賢、不肖倶に其力を盡す。

(一) 魏の文公の弟、矯捷を以て名ある人 (二) びつこの羊も放つべし。夷は傾斜の緩ならざるをいふ (三) 布の數尺、拾ひて害なしとせば凡人も拾ひてすて置かず (四) 金の赤くとけたるは百鎰(鎰は二十兩)あるも盜跖も取らず (五) 時を遷さずなり (六) 譽は賞の不足を助け、そしりは罰を補へば、賢不肖何れも君上に忠義を盡す

十人。而爲二仁義一者一人。魯哀公下主也。南面君レ國。境內之民。莫二敢不一レ臣。民者固服二於勢一。勢誠易二以服一レ人。故仲尼反爲レ臣。而哀公顧爲レ君。仲尼非レ懷二其義一。服二其勢一也。故以レ義則仲尼不レ服二於哀公一。乘レ勢則哀公臣二仲尼一。今學者之說二人主一也。不レ乘二必勝之勢一而務行二仁義一。則可二以王一。是求二人主之必及二仲尼一。而以二世之凡民一皆如二列徒一。此必不レ得之數也。

學者の人主に說くや、必勝の勢に乘ぜずして務めて仁義を行へば則ち以て王たるべしと。是れ人主の必ず仲尼に及ぶを求め、而して世の凡民を以て皆列徒(三)の如くせんとするなり。此れ必ず得ざるの數なり。

㊀ 七十二弟を略していへる也 ㊁ 凡なる主 ㊂ 七十子をいへり

今有二不才之子一。父母怒レ之弗レ爲改。鄉人譙レ之弗二爲動一。師長敎レ之弗二爲變一。夫以二父母之愛。鄉人之行。師長之

今不才の子有り。父母之れを怒るも爲めに改めず、鄉人之れを譙むるも爲めに動かず、師長之れに敎ふるも爲めに變ぜず。夫れ父母の愛、鄉人の行、師長の智を以て三美加はるも、而も終に動かず。其脛毛も改めず、州部の吏、官兵を操り、公法を推して姦人を求索すれば、然る後に恐懼し、其節を變じ、其行を易ふ。故に父母の愛は以て子に敎ふるに足らず。必ず州部の嚴刑を待つ者、

人之情性、莫レ先ニ於父母一。父母皆見レ愛。而未ニ必治一也。君雖ニ厚愛一、奚遽不レ亂。今先王之愛レ民、不レ過ニ父母之愛一レ子。子未ニ必不一レ亂也。則民奚遽治哉。且夫以レ法行レ刑。而君爲レ之流レ涕。此以效レ仁。非ニ以爲一レ治也。夫垂レ泣不レ欲レ刑者。仁也。然而不レ可レ不レ刑者。法也。先王勝ニ其法一。不レ聽ニ其泣一。則仁之不レ可ニ以爲一レ治、亦明矣。

㊀ 古人と今人とは風俗を異にし、新と舊とは設備を異にす ㊁ 此れ時の緩急を知らざる患なり ㊂ 民の君を見ること子の父母を見るが如し ㊃ 先王を稱揚する所以なり

且民者。固服ニ於勢一。寡ニ能懷ニ於義一。仲尼天下聖人也。脩レ行明レ道。以遊ニ海內一。海內說ニ其仁一。美ニ其義一而爲ニ服役一者。七十人。蓋貴レ仁者寡。能レ義者難也。故以ニ天下之大一。而爲ニ服役一者七

且民は固より勢に服し、能く義に懷くこと寡し。仲尼は天下の聖人なり。行を脩め道を明にし、以て海內に遊ぶ。海內其仁を說び、其義を美とし、服役を爲す者七十人。蓋し仁を貴ぶ者は寡く、義を能くする者は難ければなり。故に天下の大を以て服役を爲す者七十人。而して仁義を爲す者は一人なり。魯の哀公は下主なり。南面して國に君となり、境內の民敢て臣たらざる莫し。民は固より勢に服す。勢誠に以て人を服し易し。故に仲尼反りて臣と爲り、哀公は顧て君と爲る。仲尼其義に懷くに非ず、其勢に服するなり。故に義を以てすれば則ち仲尼も哀公に服せず、勢に乘ずれば則ち哀公も仲尼を臣とす。今

新故異備。如欲以寛緩之政治急世之民、猶無轡策而御駻馬、此不知之患也。今儒墨皆稱先王兼愛天下、則民視如父母。何以明其然也。曰、司寇行刑。君爲之不擧樂。聞死刑之報、君爲流涕。此所擧先王也。夫以君臣爲如父子則必治、推是言之。是無亂父子也。

を治めんと欲せば、猶ほ轡策無くして駻馬を御するがごとし。此れ知らざるの患なり。今儒墨皆先王を稱し、天下を兼愛す。則ち民視て父母の如し。何を以て其の然るを明にするや。曰く、司寇刑を行へば、君之れが爲めに樂を擧げず、死刑の報を聞けば、君爲めに涕を流す。此れ先王を擧ぐる所なり。夫れ君臣を以て父子の如くせば、則ち必ず治まると爲す。是れを推して之れを言へば是れ亂父子無きなり。人の情性は父母より先なるは莫し。父母皆愛せらる。而して未だ必ずしも治まらざるなり。君厚愛すと雖も奚ぞ遽に亂れざらんや。今先王の民を愛するは父母の子を愛するに過ぎず。子未だ必ずしも亂れざるにあらざるなり。則ち民奚ぞ遽に治まらんや。且夫れ法を以て刑を行ひ、君之れが爲めに涕を流す。此れ以て仁を效すなり。以て治を爲すに非ざるなり。夫れ泣を垂れて刑を欲せざる者は仁なり。然り而して刑せざるべからざる者は法なり。先王其法を勝たしめ、其泣に聽かず。則ち仁の以て治を爲すべからざる、亦明なり。

工之戰。鐵銛距者及二乎敵一。鎧甲不レ堅者。傷二乎體一。是干戚用二於古一。不レ用二於今一也。故曰。事異則備變。上古競二於道德一。中世逐二於智謀一。當今爭二於氣力一。齊將レ攻レ魯。魯使二子貢說一レ之。齊人曰。子言非レ不レ辨也。吾所レ欲者。土地也。非二斯言所一レ謂也。遂擧レ兵伐レ魯。去レ門十里以爲レ界。故偃王仁義而徐亡。子貢辨智而魯削。以レ是言レ之。夫仁義辨智。非レ所三以持二國也。去二偃王之仁一。息二子貢之智一。循二徐魯之力一。使レ敵二萬乘一。則齊荊之欲。不レ得レ行二於二國一矣。

力を爭ふ。齊將に魯を攻めんとす。魯、子貢をして之れに說かしむ。齊人曰く、子の言辨ならざるに非ざるなり。吾欲する所の者は土地なり。斯の言の謂ふ所に非ざるなりと。遂に兵を擧げて魯を伐ち、門を去ること十里以て界と爲す。故に偃王は仁義にして徐亡び、子貢は辯智にして魯削らる。是れを以て之れを言へば、夫れ仁義辨智は國を持する所以に非ざるなり。偃王の仁を去り、子貢の智を息め、徐魯の力に循ひ、萬乘に敵せしむれば、則ち齊荊の欲、二國に行ふを得ざりしならん。

㈠ 有苗は三苗なり　㈡ 干戚、鳥の羽を以てたてを飾るもの　㈢ 矛に鐵の大なるやじりをつけしもの

夫古今異レ俗。

夫れ古今は俗を異にし、新故は備を異にす。如し寬緩の政を以て急世の民

義而懷西戎。遂王天下。徐偃王處漢東。地方五百里。行仁義。割地而朝者。三十有六國。荊文王恐其害己也。舉兵伐徐。遂滅之。故文王行仁義而王天下。偃王行仁義而喪其國。是仁義用於古。不用於今也。故曰。世異則事異。

三十有六國。荊の文王其の己を害せんと恐るゝや、兵を舉げて徐を伐ち、遂に之れを滅す。故に文王は仁義を行ひて天下に王たり。偃王は仁義を行ひて其國を喪ふ。是れ仁義は古に用ひられて、今に用ひられざるなり。故に曰く、世異なれば則ち事異なり。

(一)豐邑と鎬邑にて其間其距る二十五里　(二)百里四方

當舜之時。有苗不服。禹將伐之。舜曰。不可。上德不厚而行武。非道也。乃修敎三年。執干戚舞。有苗乃服。共

舜の時に當りて有苗(一)服せず。禹將に之れを伐たんとす。舜曰く、不可。上德厚からずして武を行ふ。道に非ざるなりと。乃ち敎を修むる三年、干戚を執りて舞ふ。有苗乃ち服す。共工の戰に(二)鐵銛距といふ者敵に及び、鎧甲(三)堅からざる者は體を傷く。是れ干戚は古に用ひられて今に用ひられざるなり。故に曰く、事異なれば則ち備變ず。上古は道德を競ひ、中世は智謀を逐ひ、當今は氣

饑歲之春。幼弟不レ饟。穰歲之秋。疏客必食。非下疏二骨肉一愛中過客上也。多少之實。異也。是以古之易レ財。非レ仁也。財多也。今之爭奪非レ鄙也。財寡也。輕辭二天子一。非レ高也。勢薄也。重爭二土橐一。非レ下也。權重也。故聖人議二多少一。論二薄厚一。爲二之政一。故罰薄不レ爲レ慈。誅嚴不レ爲レ戾。稱レ俗而行也。故事因二於世一。而備適二於事一。

て古の財を易んずるは仁に非ざるなり。財多ければなり。今の爭奪は鄙に非ざるなり。財寡ければなり。輕〻しく天子を辭するは高きに非ざるなり。勢薄ければなり。重く土橐(五)を爭ふは下に非ざるなり。權重ければなり。故に聖人は多少を議し、薄厚を論じ、之れが政を爲す。故に罰の薄きも慈と爲さず、誅の嚴なるも戾と爲さず、俗に稱ひて行ふなり。故に(六)事は世に因り、備は事に適ふ。

(一) 膢臘は二月と十二月との祭の名なり、此の時に水を贍りて禮物となす (二) 水邊に住みて水に苦しむものは人夫を傭ひ水門を開く (三) 幼弟は幼子にして末子なり、饟は人に食はしむるなり (四) 豐年には疎遠の客も御馳走になる (五) 土橐は縣令の旅裝、下は下劣なり (六) 事は時世に從ひて變遷し、設備は其の事に適切なるやうに推移せざるべからず

古者。文王處二豐鎬之間一。地方百里。行二仁

古は文王、豐鎬(一)の間に處り、地方百里、仁義を行ひて西戎を懷け、遂に天下に王たり。徐の偃王漢東に處り、(二)地方五百里、仁義を行ひて地を割きて朝する者

裘。夏日葛衣。雖ニ監門之服養一、不レ虧ニ於此一矣。禹之王ニ天下一也。身執ニ耒臿一以爲ニ民先一。股無レ胈、脛不レ生レ毛。雖ニ臣虜之勞一、不レ苦ニ於此一矣。以レ是言レ之。夫古之讓ニ天子一者。是去ニ監門之養一而離ニ臣虜之勞一也。故傳ニ天下一而不レ足レ多也。今之縣令。一日身死。子孫累世絜レ駕。故人重レ之。是以人之於レ讓也。輕辭ニ古之天子一、難レ去ニ今之縣令一者。薄厚之實異也。

雖も此れより苦しまず。是れを以て之れを言へば、夫れ古の天子を讓る者、是れ監門の養を去りて臣虜の勞を離るゝなり。故に天下を傳ふるも多とするに足らざるなり。今の縣令、一日身死しても子孫累世駕に乘る。故に人之れを重んず。是れを以て人の讓に於けるや、輕〻しく古の天子を辭し、今の縣令を去るを難かる者は、薄厚の實異なればなり。

(一)茅葺の屋根　(二)采は櫟、椽はたるき　(三)荒づきの米　(四)あかざと豆の葉　(五)鹿の皮の衣　(六)門番の如き賤役の衣服口養にても之れより儉薄ならず　(七)耒は耜、臿は鍬　(八)胈は細毛、一說白肉なり

夫山居而谷汲者。膢臘而相遺以レ水。澤居苦レ水者。買レ庸而決レ竇。故

夫れ山居して谷に汲む者は膢臘(一)して相遺るに水を以てし、澤居(二)して水に苦しむ者は庸を買ひて竇を決す。故に饑歲の春は幼弟も饟(三)せず、穰歲の秋は疏客も必ず食む。骨肉を疏んじて過客を愛するに非ざるなり。多少の實異(四)なればなり。是を以

身爲二宋國一矣。今欲下以二先王之政一治中當世之民上皆守レ株。之類也。古者丈夫不レ耕。草木之實足レ食也。婦人不レ織。禽獸之皮足レ衣也。不レ事レ力而養足。人民少而財有レ餘。故民不レ爭。是以厚賞不レ行。重罰不レ用。而民自治。今人有二五子一。不レ爲レ多。子又有二五子一。大父未レ死。而有二二十五孫一。是以人民衆而貨財寡。事力勞而供養薄。故民爭。雖下倍レ賞累上レ罰。而不レ免二於亂一。

らずとも禽獸の皮衣るに足るなり。力を事とせずして養足る。人民少くして財餘有り、故に民爭はず。是れを以て厚賞行はれず、重罰用ひずして、民自ら治る。今人五子有るも多しと爲さず。子又五子有り、(一)大父未だ死せざるに(二)二十五孫有り。是れを以て人民衆くして貨財寡く、事力勞して供養薄し、故に民爭ふ。賞を倍にし、罰を累ぬと雖も亂を免れず。

(一) 祖父　(二) 五人の子に更に各五人の子あれば二十五人の孫となる

堯之王二天下一也。茅茨不レ翦。采椽不レ斲。糲粢之食。藜藿之羹。冬日麑

堯の天下に王たるや、(一)茅茨翦らず、(二)采椽斲らず、(三)糲粢の食、(四)藜藿の羹、冬日は(五)麑裘、夏日は葛衣、(六)監門の服養と雖も此れより虧けず。禹の天下に王たるや、身に(七)耒臿を執り、以て民の先と爲り、股に(八)胈なく、脛に毛を生ぜず、臣虜の勞と

人作。鑽ㇾ燧取ㇾ火。以化二腥臊一。而民說ㇾ之。使ㇾ王二天下一。號ㇾ之曰二燧人氏一。中古之世。天下大水。而鯀禹決ㇾ瀆。近古之世。桀紂暴亂。而湯武征伐。今有下構乙木鑽丙燧於夏后氏之世甲者上。必爲二鯀禹笑一矣。有下決ㇾ瀆二於殷周之世一者上。必爲二湯武笑一矣。然則今有下美二堯舜湯武禹之道於當今之世一者上。必爲二新聖笑一矣。是以聖人不ㇾ期二修古一。不ㇾ法二常行一。論二世之事一。因爲二之備一。

ず新聖の笑と爲らん。是れを以て聖人は修古を期せず、常行を法とせず、世の事を論じて、因りて之れが備を爲す。

（一）蠹は木の髓に食ひ入る蟲にして、剄下この蟲に類するもの五種ある意　（二）果蓏は木に在るを果といひ草に在るを蓏といふ、瓜なり、蜯蛤はあさりはまぐり、腥臊は魚獸の生肉、惡臭の惡は未だ敗せずして臭きこと、臭は腐敗して臭きこと　（三）鯀は禹の父子、故に禹父子なり　（四）修古は上古なり、古代のまゝにせんとせず、小さき常行に則らず、當世の務を論じ、之れに應ずる手段を爲す

宋人有下耕ㇾ田者上。田中有ㇾ株。兎走觸ㇾ株。折ㇾ頸而死。因釋二其耒一而守ㇾ株。冀二復得一ㇾ兎。兎不ㇾ可二復得一。而

宋人田を耕す者有り。田中に株有り。兎走りて株に觸れ、頸を折きて死す。因りて其耒を釋てて株を守り、復兎を得んことを冀ふ。兎は復得べからずして而も身宋國の笑と爲る。今先王の政を以て當世の民を治めんと欲するは皆株を守るの類なり。古は丈夫耕さずとも草木の實食ふに足るなり。婦人織

上古之世。人民少而禽獸衆。人民不レ勝ニ禽獸蟲蛇一。有ニ聖人作一。構レ木爲レ巢。以避ニ羣害一。而民悅レ之使レ王ニ天下一。號曰ニ有巢氏一。民食ニ果蓏蜯蛤一。腥臊惡臭。而傷ニ害腹胃一。多ニ疾病一。有聖

巻十九

五蠹（一）

上古の世、人民少くして禽獸衆く、人民禽獸蟲蛇に勝たず。聖人作る有り、木を構へて巢と爲し、以て羣害を避く。而して民之れを悅び、天下に王たらしむ。號して有巢氏と曰ふ。民果蓏蜯蛤、腥臊惡臭を食ひて腹胃を傷害し、民に疾病多し。聖人の作る有り、燧を鑽りて火を取り、以て腥臊を化す。民之れを說び、天下に王たらしむ。之れを號して燧人氏と曰ふ。中古の世、天下大水、鯀禹瀆を決す。近古の世、桀紂暴亂、而して湯武征伐せり。今夏后氏の世に構木鑽燧する者有らば、必ず鯀禹の笑と爲らん。殷周の世に瀆を決する者有らば、必ず湯武の笑と爲らん。然らば則ち今堯舜湯武禹の道を當今の世に美とする者有らば、必

分。民以レ法難レ犯レ上。而上以レ法撓慈仁。故下明二愛施一。而務二賕紋之政一。是以法令隳。尊二私行一。以貳二主威一。行二賕紋一以疑レ法。聽レ之則亂。治不レ聽則謗レ主。故君輕二乎位一。而法亂二乎官一。此之謂二無常之國一。明主之道。臣不レ得下以二行義一成上レ榮。不レ得下以二家利一爲上レ功。功名所レ生。必出二於官法一。法之所レ外。雖レ有二難行一。不レ以顯一焉。故民無レ以二私名一。設二法度一以齊レ民。信二賞罰一以盡レ能。明二誹譽一以勸沮。名號賞罰法令。三隅。故大臣有レ行則尊レ君。百姓有レ功則利レ上。此之謂二有道之國一也。

ば則ち主を謗る。故に君位を輕んじて、法官に亂る。此れを之れ無常の國と謂ふ。明主の道は、臣、行義を以て榮を成すを得ず。家利を以て功を爲すを得ず。功名生ずる所、必ず官法に出づ。法の外とする所、難行有りと雖も、以て顯はれず。故に民、私名を以てする無し。法度を設け以て民を齊へ、賞罰を信にし以て能を盡し、誹譽を明にして以て勸沮す。名號賞罰法令三隅す。故に大臣行有れば則ち君を尊び、百姓功有れば則ち上を利す。此れを之れ有道の國と謂ふなり。

〔一〕もとる本　〔二〕解詁に從ひ改めて訓ず。或はいふ原文のまゝに存して賕略の義に解すべしと

右主威

國治まる。

（一）これ以上なしとの意　（二）姦功。一に「亂」を衍とす　（三）官事に精勤なる者

右類柄

毋重使其寵必在爵。處官者。毋私使其利必在祿。故民尊爵而重祿。爵祿所以賞也。民重所以賞也。則國治。刑之煩也。名之繆也。賞譽不當。則民疑。民之重名。與其重賞也均。賞者有誹焉。不足以勸。罰者有譽焉。不足以禁。明主之道。賞必出乎公利。名必在乎爲上。賞譽同軌。非誅俱行。然則民無榮於賞之內。有重罰者。必有惡名。故民畏。罰所以禁也。民畏所以禁。則國治矣。

行義示則主威分。慈仁聽則法制毀。民以制畏上。而上以勢卑下。故下肆狼觸而榮於輕君之俗。則主威

行義示せば則ち主威分れ、慈仁聽けば則ち法制毀る。民制を以て上を畏れ、上勢を以て下を卑む。故に下肆に狼觸して君を輕んずるの俗を榮とすれば則ち主威分る。民法を以て上を犯すを難れば(二)、上法を以て慈仁を撓む。故に下愛施に明にして賑給(一)の政を務む。是れを以て法令隳る。私行を尊びて以て主威に貳し、賑給を行ひ以て法を疑ふ。之れを聽けば則ち治を亂し、聽かざれ

闇無度則官擅爲。官擅爲。故奉重無前。奉重無前。則徵多。徵多故富。官之富重也。亂功之所生也。明主之道。取於任賢於官賞於功。言程主喜。俱必利。不當主怒。俱必害。則人不私父兄。而進其仇讎。勢足以行法。奉足以給事。而私無所生。故民勞苦而輕官。任事者。

徵多し、徵多きが故に富む。官の富みて重きや、亂功の生ずる所なり。明主の道任を取る。(三)官を賢とし功を賞し、言程し主喜べば、俱に必ず利、當らずして主怒れば俱に必ず害あり。則ち人父兄に私せずして其仇讎を進む。勢以て法を行ふに足り、奉以て事を給するに足りて、私生ずる所無し。故に民勞苦しは官を輕んず。事に任ずる者重きこと毋く、其寵をして必ず爵に在らしめ、官に處る者私する毋く、其利をして必ず祿に在らしむ。故に民爵を尊びて祿を重んず。爵祿は賞する所以なり。民賞する所以を重んずれば、則ち國治まる。刑の煩なる、名の繆なる、賞譽當らざれば則ち民疑ふ。民の名を重んずる其賞を重んずると均し。賞する者誹有れば以て勸むるに足らず。罰する者譽有れば以て禁ずるに足らず。明主の道は賞必ず公利に出で、名必ず上の爲めにするに在り。賞譽軌を同じくし、非誅俱に行はる。然らば則ち民賞の内に榮とする無く、重罰有る者は必ず惡名有り。故に罰は禁ずる所以なり。民禁ずる所以を畏るれば則ち

爲。故無用之辨。不留朝。任事者。知不足以治職。則放官收。說大而誇窮端。故姦得而怒。無故而不當爲誣。誣而罪臣。言必有報。說必責用也。故朋黨之言。不上聞。凡聽之道。人臣忠論以聞姦。博論以內一。人主不智。則姦得資。明主之道。已喜。則求其所納。已怒。則察其所構。論於已變之後。以得毀譽公私之徵。衆諫以效智。使君自取一以避罪。故衆之諫也。敗君之取也。無副言於上。以設將然。今符言於後。以知謾誠。明主之道。臣不得兩諫。必任其一語。不得擅行。必合其參。故姦無道進矣。

る無く、以て將然を設く。今言を後に符して以て謾誠を知る。明主の道は、臣兩諫を得ず、必ず其一語を任ず。擅に行ふを得ず、必ず其參を合す。故に姦進むに道無し。

● 言語のどもる者

右聽法

官之重也。毋法也。法之息也。上闇也。上

官の重きや法毋ければなり。法の息むや上闇ければなり。上の闇き、度なければ則ち官擅に爲す。官擅に爲す、故に奉重前無し。奉重前無ければ則ち

以責下。言不督乎用。則邪說當上。言之爲物也。以多信。不然之物。十人云疑。百人然乎。千人不可解也。吶者。言之疑。辨者。言之信。姦之食上也。取資乎衆。藉信乎辨。而以類飾其私。人主不饜忿而待合參。其勢資下也。有道之主。聽言督其用。課其功。功課而賞罰生

言の物たる、多きを以て然らざるの物を信ず。十人疑はしと云ふも、百人然りとせんか、千人も解すべからざるなり。吶者之れを言へば疑ひ、辨者之れを言へば信ず。姦の上を食むや、資を衆に取り、信を辨に藉り、類を以て其私を飾る。人主饜忿して合參を待たず。其勢下に資するなり。有道の主は言を聽きて其用を督し、其功を課し、功課して賞罰生ず。故に無用の辨は朝に留めず、事を任ずる者、知以て職を治むるに足らざれば、則ち官收を放ち、說大にして誇なれば端を窮む。故に姦得て怒る。故無くして、當らざるを誣と爲す。誣ひて臣を罪す、言必ず報有り、說必ず用を責むるなり。故に朋黨の言は上聞せず。凡そ聽の道、人臣忠論以て姦に聞き、博論以て一を內る。人主不智なれば則ち姦資を得、明主の道は已に喜べば、則ち其納るゝ所を求め、已に怒れば則ち其構ふる所を察す。已に變ずるの後に論じ、以て毀譽公私の徵を得、衆諫以て智に效ひ、君をして自ら一を取り、以て罪を遁けしむ。故に衆の諫むるや、敗君の取なり、言を上に副ふ

見。則威分。故明王之言。隔塞而不通。周密而不見。故以一得十者。下道也。以十得一者。上道也。明主兼行上下。故姦無所失。伍官連縣而鄰。謁過賞。失過誅。上之於下。下之於上。亦然。是故上下貴賤。相畏以法。相誨以和。民之性有生之實。有生之名。爲君者。有賢知之名。有賞罰之實。名實俱至。故福善必聞矣。

以て十を得る者は下道なり。十を以て一を得る者は上道なり。明主、上下を兼行す。故に姦、失ふ所無く、官に伍し縣を連ねて隣る。過を謁ぐれば賞し、（一）過を失へば誅す。上の下に於ける、下の上に於ける、亦然り。是の故に上下貴賤相畏るゝに法を以てし、相誨ふるに和を以てす。民の性、生の實有り、生の名有り。君たる者、賢知の名あり、賞罰の實有り、名實俱に至る。故に福善必ず聞ゆ。

（一）過を告げざるなり

右參言

聽不參。則無

聽参せざれば則ち以て下を責むる無く、言、用に督せざれば則ち邪說上に當る。

疑論反以得陰姦。設陳以綱獨爲。擧錯以觀姦動。明說以誘避過。卑適以觀直諂。宣聞以通未見。作鬪以散朋黨。深一以警衆心。泄異以易其慮。似類則合其參。陳過則明其固。知罪辟罪。以止威。陰使時循。以省衷。漸更以離通比。下約以侵其上。相室約其廷臣。廷臣約其官屬。兵士約其軍吏。遣使約其行介。縣吏約其辟吏。郎中約其左右。后姬約其宮媛。此之謂條達之道。言通事泄。則術不行。

しめ以て威を止め、陰に使ひ時に循ひて以て衷を省き、漸く更へて以て通比を離す。（一）下約以て其上に侵る、相室其廷臣を約し、廷臣其官屬を約し、兵士其軍吏を約し、遣使其行介を約し、縣吏其（二）辟吏を約し、郎中其左右を約し、后姬其宮媛を約す。此れを之れ條達の道と謂ふ。言通じ事泄るれば則ち術行はれず。

右立道

（一）下より漸次上に至り互に相管束鉗持す　（二）徵用したる官吏

明主其務在周密。是以喜見。則德償。怒

明主其務めは周密に在り。是れを以て喜見はるれば則ち德償ひ、怒見はるれば則ち威分る。故に明主の言、隔塞して通ぜず、周密にして見えず。故に一を

を驗するに物を以てし、之れを參するに人を以てし、四徵の者符す。乃ち以て觀るべし。

㈠ 五人を一組とし聯帶責任を負はしむるなり　㈡ 人々各意見陳べて相分るなり

怒之前。不及其衆。觀聽之勢。其徵在比周而賞異。誅罰而罪同。言會衆端。必揆之以地。謀之以天。驗之以物。參之以人。四徵者符。乃可以觀矣。

言を參して以て其誠を知り、視を易へて以て其澤を改め、見を執り以て其常を得、用を一にし以て近習を務め、言を重んじて以て遠使を懼れしめ、往を擧げて以て其前を悉し、邇に卽きて以て其內を知り、疏置以て其外を知り、明を握りて以て闇き所を問ひ、詭使以て黷泄を絕ち、言を倒にして以て疑ふ所を嘗み、反を論じて以て陰姦を得、設陳以て獨爲を綱し、擧錯以て姦動を觀、明說以て避過を誘ひ、卑適以て直諂を觀、宣聞以て未見を通じ、鬭を作し以て朋黨を散じ、一を深くして以て衆心を警め、異を泄して以て其慮を易へ、似類すれば則ち其參を合せ、過を陳ずれば則ち其罔を明にし、罪を知り、罪を辟け

參言以知其誠。易視以改其澤。執見以得非常。一用以務近習。重言以懼遠使。擧往以悉其前。卽邇以知其內。疏置以知其外。握明以問所闇。詭使以絕黷泄。倒言以嘗所

諫不レ通、而易
乃不レ用。父兄
賢良播出、曰二
遊禍一。其患鄰
敵多資。僇辱
之人近習、曰二
卯賊一。其患發忿疑辱之心生。藏レ怒持レ罪。而不レ發、曰二增亂一。其患、徼幸妄舉之人起。大臣兩重。
提衡而不レ踦、曰二卷禍一。其患、家隆劫殺之難作。脫易不二自神一、曰二彈威一。其患、賊夫酖毒之亂起。
此五患者。人主之不レ知。則有二劫殺之事一。廢置之事。生二於內一則治。生二於外一則亂。是以明主以レ
功論之內一。而以レ利資二之外一。是故國治而敵亂。即二亂亡之道一。臣憎。則起レ外若レ眩。臣愛。則起レ內
若レ藥。

すれば則ち内に起りて藥の若し。

(一)節を踦ぬは資格に缺ふなり　(二)三節は三事なり

右起亂

參伍之道。行レ
參以謀レ多。揆レ
伍以責レ失。行レ
參必折。揆レ伍
必怒。不レ折。則
瀆レ上。不レ怒。則
相和。折二之徵一。
足三以知二多寡一。

參伍の道、參を行ひて、以て多きを謀り、(二)伍を揆りて以て失を責む。參を行ひて必ず(一)折る。伍を揆る必ず怒る。折れざれば則ち上を瀆し、怒らざれば則ち相和す。之れを徴に折くれば以て多寡を知るに足る。之れを前に怒れば其衆に及ばず。觀聽の勢、其徵、比周して賞異に、誅罰して同じきを罪するに在り。言は衆端を會し、必ずこれを揆るに地を以てし、之れを謀るに天を以てし、之れ

曰鎭。曰固。親戚妻子。質也。爵祿厚而必。鎭也。參伍責帑。固也。賢者止於質。貪饕化於鎭。姦邪窮於固。忍不制。則下失。小不除。則大誅。名實當。則徑之。生害事。死傷名。則行飲食。不然而與其讎。此謂除陰姦也。繄曰詭。曰易。見功而賞。見罪而罰。而詭乃止。是非不泄。說

す。姦邪固に窮し、忍びて制せざれば則ち下に失ふ。小除かざれば則ち大誅あらん。名實當れば則ち之れを徑す。生、事を害し、死、名を傷くれば則ち飲食を行ひ、然らずして其讎に與ふ。此れを陰姦を除くと謂ふなり。繄に詭と曰ひ、易と曰ひ、功を見て賞し、罪を見て罰すれば詭乃ち止む。是非泄らさず、說諫通ぜざれば、易乃ち用ひず。父兄賢良播出するを遊禍と曰ふ。其患、鄰敵多資、僇辱の人近習するを狎賊と曰ふ。其患、發忿疑辱の心生ず。怒を藏し罪を持して發せざるを增亂と曰ふ。其患、徼幸妄擧の人起る。大臣兩重、提衡して踦せざるを卷禍と曰ふ。其患、隆劫殺の難作る。脫易自ら神ならざるを彈威と曰ふ。其患、賊夫酖毒の亂起る。此五患は人主の知らざれば、則ち劫殺の事有り。廢置の事、內に生ずれば則ち治まり、外に生ずれば則ち亂る。是れを以て明主は功を以て之れを內に論じ、利を以て之れを外に資す。是れが故に國治まりて敵亂る。亂亡に卽くの道、臣憎めば則ち外に起り、眩するが若く、臣愛

庶適不ㇾ爭、權籍不ㇾ失。兄弟不ㇾ侵。下不ㇾ一ㇾ門。大臣不ㇾ擁。禁賞必行。顯賢不亂。臣有二二因一。謂內外一也。外曰ㇾ畏、內曰ㇾ愛。所ㇾ畏之求得、所ㇾ愛之言聽。此亂臣之所ㇾ因也。外國之置二諸吏一者、誅二其親暱重帑一。則外不ㇾ籍矣。爵祿循ㇾ功、請者俱罪。則內不ㇾ因矣。外不ㇾ籍、內不ㇾ因、則姦究塞矣。

則ち姦究塞がる。

㈠ 臣と主と各利とするところを異にすると知るものは主たり ㈡ 利するところ異れるに同じと思へる位置なるものは臣下に劫さる ㈢ 君の事とするところ臣の事とするところ異なるにこれを共にするものは殺さる ㈣ 諸吏群臣に責任を負はしむれば主從と雖も放縱ならず ㈤ 爵祿施賜等級を異にして尊卑の別を分くれば后と姬と爭ふことなし ㈥ 勢を分ちて二國の如くせしめざれば勢鮮くして爭はず ㈦ 權柄と國籍とを下に失はざれば兄弟の諸公子も相侵害せず ㈧ 下の或る一門のみに利を專らにせしめざれば大臣君を蔽はず ㈨ 禁と賞と必ず行はるれば賢者混ずることなし ㈩ 畏るゝ所の大臣に求めて得ざるなく、愛する所の后姬子弟左右の言は聽かれざるなし (一一) 外國の威を借りて樞要の地位に在る者に就きては罪あらばその親戚妻子をも誅すれば外國の威を借らず (一二) 爵祿功に從ひて與へ請託する者共罰すれば內臣亦因緣するところなし (一三) 外は外國の威を借らず、內は內情を求めざればよこしまの道塞がる

官襲ㇾ節而進、以至二大任一智也。其位至而任大者、以二三節一持ㇾ之。曰ㇾ質、

官、節を襲ねて進み以て大任に至るは智なり。其位至りて任大なる者は三節を以て之れを持す。質と曰ひ、鎮と曰ひ、固と曰ふ。親戚妻子は質なり。爵祿厚くして必するは鎮なり。參伍貴帑は固なり。賢者は質に止まり、貪饕は鎮に化

成則君收二其功一。規敗則臣任二其罪一。君レ人者。合レ符猶不レ親。而況於レ力乎。事レ智猶不レ親。而況於レ懸乎。故非レ用レ人也。不レ取レ同。同則君怒。使二人相用一。則君神。君神。則下盡。下盡。則臣不レ因レ君。而主道畢矣。

知二臣主之異一利者王。以レ異爲レ同者劫。與共レ事者殺。故明主審二公私之分一。別二利害之地一。姦乃無レ所レ乘。亂之所レ生六也。主母。后姫。子姓。兄弟。大臣。顯賢。任レ吏責レ臣。主母不レ放。禮施異レ等。后姫不レ疑。分勢不レ貳。

(一)臣主の利を異にするを知る者は王、(二)異を以て同じと爲すもの者は劫さる。與に事を共にする者は殺さる。(三)故に明主は公私の分を審にし、利害の地を別つ。姦乃ち乘ずる所無し。亂の生ずる所六なり。主母、后姫、子姓、兄弟、大臣、顯賢。(四)吏に任じ、臣を責むれば主母放せず。(五)禮施等を異にすれば后姫疑はず。(六)分勢貳ならざれば庶適爭はず。(七)權籍失はざれば兄弟侵さず。(八)下門を一にせずんば大臣擁せず。(九)禁賞必ず行はるれば、顯賢亂れず。臣に二因有り。內外を謂ふなり。外を畏と曰ひ、內を愛と曰ふ。(一〇)畏るゝ所の求得られ、愛する所の言聽かる。是れ亂臣の因る所なり。(一一)外國の諸吏を置く者は其親暱重帑に誅すれば則ち外籍らず。(一二)爵祿功に循ひ、請ふ者倶に罪あれば、則ち內因らず。(一三)外籍らず、內因らざれば、

人之力。上君盡二人之智一。是以事至而結、智。一聽而公會。聽不一、則後悖二於前一。則愚智不分。不二公會一。則猶豫而不斷。不斷則事留自取。一聽、則毋レ墮二塹之累一。故使三之諷一。諷定而不怒。是以言陳之由。必有二筴籍一。結智者。事發而驗。結能者。功見而謀。成敗有徵。賞罰隨之。事

ぜざれば則ち事留まりて自ら取る。一たび聽けば則ち塹に墮つるの累毋し。故に之れをして諷せしむ。諷定まりて怒らず、是れを以て言陳の由、必ず筴籍有り。智を結ぶ者は事發して驗、能を結ぶものは功見はれて謀る。成敗徵有り。賞罰之れに隨ふ。事成れば則ち君は其功を收め、規敗るれば則ち臣は其の罪に任ず。人に君たる者、符に合して猶ほ親しまず。況んや力に於てをや。智を事とすれば猶ほ親しまず、況んや懸に於てをや。故に其の人を用ふるや、同を取らず。同じければ則ち君怒る。人をして相用ひしむれば則ち君神。君神なれば則ち下盡くす。下盡せば則ち臣君に因らずして主道擧る。

㊀ 一人の力は衆人に敵せず、一人の知は萬物に行き渡らず ㊁ 一人の知を用ひんよりは一國の知を用ふるに如かず ㊂ 下君は下愚の君、中君は中庸の君、上君は上智の君 ㊃ 事に臨みて衆人の智を收めて之れを用ひ、隠く衆に諮りて廟堂に會す ㊄ 陳述せる事由を記録しおく

右主道

不ㇾ進。毀譽一行而不ㇾ議。故賞ㇾ賢罰ㇾ暴。擧善之至者也。賞ㇾ暴罰ㇾ賢。擧惡之至者也。是謂ニ賞同罰異。賞莫ㇾ如ㇾ厚。使ニ民利ㇾ之。譽莫ㇾ如ㇾ美。使ニ民榮ㇾ之。誅莫ㇾ如ㇾ重。使ニ民畏ㇾ之。毀莫ㇾ如ㇾ惡。使ニ民恥ㇾ之。然後一行ニ其法禁。誅ニ於私家。不ㇾ害ニ公罪。賞罰必知ㇾ之。知之道盡矣。

ず、悦ぶところに引かれて事を計らず (六) 明主の生殺を制するは天の測り知るべからざるが如く、其の人を用ふるや鬼神の如し (七) 人主の勢行はれ、教は嚴にして、感情に逆ふとも人之れに違はず、毀譽一たび行はるれば天下のもの異議せず (八) 私家の故を以て惡事を爲したるものは誅し、公議を以て誤りて罪を得しものは宥し、賞罰必ずこれを知れば知の道盡きて十分なり。「知」一に「治」に作る

右因情

力不ㇾ敵ㇾ衆。智不ㇾ盡ㇾ物。與ニ其用ニ一人。不ㇾ如ㇾ用ニ一國。故智力敵而羣物勝。揣ㇾ中。則私勞。不ㇾ中。則有ㇾ過。下君盡ニ己之能。中君盡ニ

(一)力は衆に敵せず、智は物を盡さず、(二)其の一人を用ひんよりは一國を用ふるに如かず。故に智力敵して羣物勝つ。中るを揣れば則ち私に勞し、中らざれば則ち過有り。(三)下君は己の能を盡し、中君は人の力を盡し、上君は人の智を盡す。是れを以て(四)事至りて智を結び、一たび聽きて公會す。聽一ならざれば則ち後前に悖る。〔後前に悖れば〕則ち愚智分れず、公會せざれば則ち猶豫して斷せず、斷

具矣。君執レ柄以處レ勢。故令行禁止。柄者。殺生之制也。勢者。勝レ衆之資也。廢置無レ度。則權瀆。賞罰下共。則威分。是以明主不二懷レ愛聽一。不二留レ說而計一。故聽言不レ參。則權分二乎姦一。智術不レ用。則君窮二乎臣一。故明主之行レ制也天。其用レ人也鬼。天則不レ非。鬼則不レ困。勢行教嚴。逆而

ば則ち威分る。是れを以て明主は愛を懷きて聽かず、說を留めて計らず、故に聽言參せざれば、則ち權、姦に分る。智術用ひざれば、則ち君臣に窮す。故に明主の制を行ふや天、其の人を用ふるや鬼、天なれば則ち非られず、鬼なれば則ち困まず、勢行はれ教嚴に、逆にして違はず、毀譽一に行はれて議せず、故に賢を賞し、暴を罰す。善を擧ぐるの至れる者なり。暴を賞し賢を罰するは惡を擧ぐるの至れる者なり。是れを賞同罰異と謂ふ。賞は厚きに如くは莫し、民をして之れを利せしむ。譽は美に如くは莫し、民をして之れを榮とせしむ。誅は重きに如くは莫し、民をして之れを畏れしむ。毀は惡に如くは莫し、民をして之れを恥とせしむ。然る後に一たび其法禁を行ひ、私家を誅し公罪を害せず。(八)賞罰必ず之れに知る。知の道盡せり。

(一) 人主の其の臣を御する術を論ず、綱領八ケ條あり、故に八經といふ (二) 人情としては賞を好み罰を惡むもの故、賞罰は始めて用を爲す (三) 柄とは生殺を制する權り、勢とは衆に勝ちて之れを服する根本 (四) 法令朝令暮改なれば人主の權けがされ、賞罰を爲すに臣下と相共すれば君の威勢は分る (五) 明主は愛する所に溺れして、說を聽か

譽。上以得レ非。人臣大得。人主大亡。明主之國。有二貴臣一。無二重臣一。貴臣者。爵尊而官大也。重臣者。言聽而力多者也。明主之國。遷レ官襲レ級。官爵受レ功。故有二貴臣一。言不レ度レ行而有レ僞必誅。故無二重臣一也。

るものなり。重臣は言聽かれて力多き者なり。明主の國は官を遷し級を襲ね、官爵は功に受く。故に貴臣有れば、言、行を度らず、僞有れば必ず誅す。故に重臣無きなり。

（二）譽は將と通ず、壯也、盛しとゝは美稱として用ひたる也

八　經（一）

凡治二天下一。必因二人情一。人情者有二好惡一。故賞罰可レ用。賞罰可レ用。則禁令可レ立。而治道具。君執レ柄以處レ勢。故令行禁止。

凡そ天下を治むるには必ず人情に因る。人情は好惡有り。故に賞罰用ふべし、賞罰用ふべければ則ち禁令（二）立つべし。禁令立つべくして治道具はる。君柄を執りて以て勢に處す。故に令すれば行はれ禁ずれば止む。（三）柄とは殺生の制なり。勢は衆に勝つの資なり。（四）廢置度無ければ、則ち權瀆れ、賞罰下と共にせ

則無ㇾ事ㇾ上之意。意欲ㇾ不ㇾ宰二於君一則不ㇾ可ㇾ使也。今生殺之柄。在二大臣一而主人得ㇾ行者。未二嘗有一也。虎豹必不ㇾ用二其爪牙一而與二鼷鼠一同ㇾ威。萬金之家。必不ㇾ用二其富厚一而與二監門一同ㇾ資。有土之君。說ㇾ人不ㇾ能ㇾ利。惡ㇾ人不ㇾ能ㇾ害。索二人欲ㇾ畏二重己一、不ㇾ可ㇾ得也。

臣に在りて、主人の行を得る者は未だ嘗て有らざるなり。虎豹も必ず其爪牙を用ひざれば、鼷鼠と威を同じくす。萬金の家も必ず其富厚を用ひざれば、監門と資を同じくす。㊁有土の君、人を說ばしむるも利する能はず、人を惡みても害する能はずんば、人の己を畏重せんと欲するを索むるも得べからざるなり。

㊀ 意、君に使せらざれるを欲する者は使ふこと能はず　㊁ 有土の諸侯、人を用ひても與ふることを知らず、人を惡みても誅罰する能はざる時は

人臣肆ㇾ意陳ㇾ欲曰ㇾ俠。人主肆ㇾ意陳ㇾ欲曰ㇾ亂。人臣輕ㇾ上曰ㇾ驕。人主輕ㇾ下曰ㇾ暴。行ㇾ理同ㇾ實。下以受ㇾ

人臣意を肆にして欲を陳するを俠と曰ふ。人主意を肆にして欲を陳するを亂と曰ふ。人臣上を輕んずるを驕と曰ふ。人主下を輕んずるを暴と曰ふ。理を行ひ實を同じくし、下以て譽を受け、上以て非を得、人臣大に得れば人主は大に亡ふ。明主の國には貴臣有りて重臣無し。貴臣は爵尊にして官大な

前言而責後功。愚者之所易也。明主操愚者之所易。以責智者之所難。故智慮不用而國治也。

酸甘鹹淡。不以口斷。而決於宰尹。則廚人輕君。而重於宰尹矣。上下清濁。不以耳斷。而決於樂正。則瞽工輕君而重於樂正矣。治國是非。不以術斷。而決於寵人。則臣下輕君而重寵人矣。人主不親觀聽。而制斷在下。託食於國者也。

酸甘鹹淡は口を以て斷ぜずして、宰尹に決すれば、則ち廚人は君を輕んじて宰尹を重んず。（一）上下清濁は耳を以て斷ぜずして、樂正に決すれば則ち瞽工君を輕んじて樂正を重んず。國を治むるに是非、術を以て斷ぜずして、寵人に決すれば、則ち臣下君を輕んじて寵人を重んず。（二）人主親ら觀聽せずして制斷下に在れば、食を國に託する者なり。

（一）五音の上下清濁を決するに己の耳のみにて決せず、樂官の長に決するときは樂工は君を侮りて樂官の長を尊重す

（二）人主親しく見聞せずして制禁裁斷の大權下に移るとき、君は唯其の國に寄食すると同樣なり

使人不衣不食。而不饑不寒。又不惡死。

人をして衣せず食はずして、饑ゑず寒からず、又死を惡まざらしめば、則ち上に事ふるの意無し。（一）意、君に宰せざるを欲せば則ち使ふべからず。今生殺の柄、大

不能具美食。而勸餓人飯。不能爲活餓者也。不能辟草生粟。而勸貸施賞賜。不能爲富民者也。今學者之言也。不務本作而好末事。道虛惠以說民。此勸飯之說。勸飯之說。明主不受也。

美食を具ふる能はずして餓人に飯を勸むるも、餓を活かすを爲す能はざる者なり。草を辟き粟を生ずる能はずして、貸施賞賜を勸むるも民を富ますを爲す能はざる者なり。今學者の言や本作を務めずして末事を好み、虛惠を道ひて以て民を說ばす。此れ飯を勸むるの說なり。飯を勸むるの說は明主受けざるなり。

(一) 本業の耕作を務めずして商賈を爲し、虛惠をいひて民を悅ばす

書約而弟子辯。法省而民頌簡。是以聖人之書。必著論。明主之法必詳事。盡思慮。揣得失。智者之所難也。無思無慮。挈

書は約にして弟子辯じ、法省にして民頌簡なり。是れを以て聖人の書は必ず論を著し、明主の法は必ず事を詳にす。思慮を盡し、得失を揣るは、智者も難しとする所なり。思ふ無く、慮る無く、前言を挈げて後功を責むるは愚者も易しとする所なり。明主は愚者の易しとする所を操り、以て智者の難しとする所を責む。故に智慮を用ひずして國治まるなり。

(一) 書簡約なれば弟子ども色々之れを敷衍し、法省かれて簡略なれば下民に論諍の餘地を生ずとの意か

愛レ持國。明主者。通二於富彊一。則可三以得二レ欲矣。故謹二於聽一レ治。富彊之法也。明二其法禁一。察二其謀計一。法明。則内無二變亂之患一。計得。則外無二死虜之禍一。

故存レ國者。非二仁義一也。仁者。慈惠而輕レ財者也。暴者。心毅而易レ誅者也。慈惠。則不レ忍。輕レ財。則好レ與。心毅。則憎心見二於下一。易レ誅。則妄殺加二於人一。不レ忍。則罰多二宥赦一。好レ予。則賞多二無功一。憎心見。則下怨二其上一。妄誅。則民將二背叛一。故仁人在レ位。下肆而輕犯二禁法一。偸幸而望二於上一。暴人在レ位。則法令妄而臣主乖。民怨而亂心生。故曰。仁暴者皆亡レ國者也。

故に國を存する者は仁義に非ざるなり。仁者は慈惠にして財を輕んずる者なり。暴者は心毅にして誅を易しとする者なり。慈惠なれば則ち忍びず。財を輕んずれば則ち與ふるを好む。心毅なれば則ち憎心下に見はる。誅を易しとすれば則ち妄殺を人に加ふ。忍びざれば則ち罰に宥赦多く、予を好めば則ち賞無功多し。憎心見はるれば則ち下其上を怨み、妄誅すれば則ち民將に背叛せんとす。故に仁人位に在れば則ち下肆にして輕しく禁法を犯し、偸幸して上を望む。暴人位に在れば則ち法令妄にして臣主乖き、民怨みて亂心生ず。故に曰く、仁と暴とは皆國を亡ぼす者なり。

㈠ 情こわくして人を誅するを何とも思はず

也。石不能爲人多少。衡不能爲人輕重。求索不能得。故人不事也。明主之國。官不敢枉法。吏不敢爲私利。貨賂不行。是境內之事。盡如衡石也。此其臣有姦者。必知。知者。必誅。是以有道之主。不求淸潔之吏。而務必知之術也。

慈母之於弱子也。愛不可爲前。然而弱子有僻行。使之隨師。有惡病。使之事醫。不隨師。則陷於刑。不事醫。則疑於死。慈母雖愛無益於振刑救死。則存子者。非愛也。子母之性。愛也。臣主之權。筴也。母不能以愛存家。君安能以

㊀慈母の弱子に於けるや、愛前を爲すべからず。然り而して弱子に僻行あれば之れをして師に隨はしむ。惡病あれば之れをして醫に事へしむ。師に隨はざれば則ち刑に陷り、醫に事へざれば則ち死に疑し、慈母は愛すと雖も刑を振ひ、死を救ふに益無ければ則ち子を存する者は愛に非ざるなり。子母の性は愛なり。㊁臣主の權は筴なり。母は愛を以て家を存する能はず。君安んぞ能く愛を以て國を持せんや。明主富彊に通せば則ち以て欲するを得べし。故に治を聽くに謹むは、富彊の法なり。其法禁を明にし其謀計を察す。法明なれば則ち內に變亂の患無く、㊂計得れば則ち外に死虜の禍無し。

㊀ 慈母の幼兒に於けるや愛並ぶものなし　㊁ 君臣の權は計策を以て持つものなり　㊂ 外には若死したり、虜にせらるゝ禍無し

夫沐者。有棄髮。除者。傷血肉。爲人見其難。因釋其業。是無術之事也。先聖有言。曰。規有摩而水有波。我欲更之。無奈之何。此通權之言也。是以說有必立而曠於實者。言有辭拙而急於用者。故聖人不求無害之言。而務無益之事。人之不事衡石者。非貞廉而遠利

夫れ沐する者には棄髪あり、除する者は血肉を傷く。爲し人其難を見て因りて其業を釋てば是れ無術の事なり。先聖言へるあり。曰く、規に摩あり、水に波あり、我れ之れを更めんと欲するも、之れを奈何ともする無し。此れ通權の言なり。是れを以て說必ず立ちて實に曠しき者有り。言に辭拙にして用に急なる者有り。故に聖人無害の言を求めて無益の事を務めず。人の衡石に事へざる者は貞廉にして利に遠かるに非ざるなり。石は人の爲めに多少する能はず。衡は人の爲めに輕重する能はず。求索するも得る能はず。故に人事へざるなり。明主の國は官敢て法を枉げず。吏敢て私利を爲さず。貨賂行はれざる者は、境内の事盡く衡石の如くなればなり。此れ其臣姦有る者は必ず知らる。知らるゝ者は必ず誅せらる。是れを以て有道の主は淸潔の吏を求めずして必ず知るの術を務むるなり。

(一) 棄髪はぬけ毛。除は針を打つこと (二) こんぱすは圓を畫くものなれどすりへると圓にならず、水盛は水平を取るものなれど波立ちては水平ならず

古者人寡而相親。物多而輕レ利易レ讓。故有下揖讓而傳二天下一者上。然則行二揖讓一高二慈惠一而道二仁厚一。皆推政也。處二多事之時一用二寡事之器一。非二智者之備一也。當二大爭之世一而循二揖讓之軌一。非二聖人之治一也。故智者不レ乘二推車一。聖人不レ行二推政一也。

中に百里を走るものに及ばず。奏は走るなり ㊃ 射の的は強弩の趨矢を發して射るに及ばず ㊄ 干城、敵を禦ぐ具、距衝、敵を攻むる大車、穴伏橐、何れも城を攻むる術。土山を起し地道をうがつ具 ㊅ 古人は道徳を以て相親しみ、中世は智謀を以て相逐ひ、今日は氣力を以て相爭ふ ㊆ 殊鉈は鐵甲卽ち戰車なり、推車は推車にて古代の車なり ㊇ 推政は上古質朴なる政

法所三以制二事。事所二以名一功也。法立而有レ難。權二其難一而事成。則立レ之。事成而有レ害。權二其害一而功多。則爲レ之。無難之法。無害之功。天下無レ有也。是以拔二千丈之都一。敗二十萬之衆一。死傷者軍之乘。甲兵折挫。士卒死傷。而賀三戰勝得二地者。出二其小害一計二其大利一也。

法は事を制する所以、事は功に名づくる所以、法立ちて難有り。其難を權りて事成れば則ち之れを立て、事成りても害あれば、其害を權りて功多けなば則ち之れを爲す。無難の法、無害の功、天下有る無きなり。是れを以て千丈㊀の都を拔き、十萬の衆を敗る。死傷する者は軍の乘、甲兵折挫し、士卒死傷し、而して戰勝ちて地を得るを賀する者、其小害に出でて、其の大利を計ればなり。

㊀ 高き大都城をいふ

文學一。則民之師ㇾ法也疑。賞ㇾ功以勸ㇾ民也。而又尊二行脩一。則民之產ㇾ利也隋。夫貴二文學一以疑ㇾ法。尊二行脩一以貳ㇾ功。索二國之富彊一。不ㇾ可ㇾ得也。

ときは、人民の法を師とするものは疑を生ず (六) 行修は行の修潔なるもの (七) 貳は疑なり

搢笏干戚。不ㇾ適二有方鐵銛一。登降周旋。不ㇾ逮二日中奏百一。狸首射侯。不ㇾ當二彊弩趨發一。干城距衝。不ㇾ若二堙穴伏櫜一。古人極二於德一。中世逐二於智一。當今爭二於力一。古者寡ㇾ事而備簡。樸陋而不ㇾ盡。故有二珧銚而推ㇾ車者一。

搢笏干戚(一)は有方鐵銛(二)に適せず。登降周旋(三)は日中奏百に逮ばず。狸首射侯(四)は彊弩趨發に當らず。干城距衝(五)は堙穴伏櫜に若かず。古人(六)は德に亟にして、中世は智に逐ふ。當今は力に爭ふ。古は事寡く、備へ簡なり。樸陋にして盡せず故に珧銚(七)にして推車なる者有り。古は人寡くして相親しみ、物多くして利を輕んじて讓り易し。故に揖讓して天下を傳ふる者有り。然らば則ち揖讓を行ひ、慈惠を高くし、仁厚に道るは皆推政(八)なり。多事の時に處りて、寡事の器を用ふるは、智者の備に非ざるなり。大爭の世に當りて、揖讓の軌に循ふは聖人の治に非ざるなり。故に智者は推車に乘ぜず、聖人は推政を行はざるなり。

(一) 搢笏、笏を帶に挿むこと。干戚、楯と斧 (二) 有方、方ゝ循、鐵銛、鐵の鏃 (三) 堂階を昇降進退する者は日

耕戰之士。故人主之所ㇾ察。智士盡二其辯一焉。人主之所ㇾ尊。能士盡二其行一焉。今世主察二無用之辯一。尊二遠功之行一。索二國之富彊一。不ㇾ可ㇾ得也。

博習辯智。如二孔墨一。孔墨不二耕耨一。則國何得焉。脩ㇾ孝寡ㇾ欲。如二曾史一。曾史不二戰攻一。則國何利焉。匹夫有二私便一。人主有二公利一。不ㇾ作而養足。不ㇾ仕而名顯。此私便也。息二文學一而明二法度一。塞二私便一而一二功勞一。此公利也。錯ㇾ法以道ㇾ民也。而又貴二

(一)博習辯智は孔墨の如し。孔墨も耕耨せざれば則ち國何ぞ得ん。孝を脩め欲を寡くする曾史の如し。曾史も戰攻せざれば則ち國何ぞ利あらん。(二)匹夫に私便有り。人主に公利有り。(三)作らずして養足り、仕へずして名顯はるゝは此れ私便なり。(四)文學を息めて法度を明にし、私便を塞ぎて功勞を一にするは此れ公利なり。(五)法を錯くは以て民を道くなり。而るに又文學を貴べば則ち民の法を師とするものは疑ふ。功を賞するは以て民を勸むるなり。而るに又(六)行脩を尊べば、則ち民の利を產するもの惰る。夫れ文學を貴びて以て法を疑はしめ、行脩を尊びて以て(七)功を貳にす。國の富彊を索むるも得べからざるなり。

(一)博く事物を習ひ知りて辯智あることは孔子墨子の如きあり　(二)孝を修め欲を寡くするは曾參史魚の如きあり　(三)耕作せずして食足り、仕官せずして名顯はるゝは個人の私便なり　(四)文學の虛談を廢して法度を密にし個人の私便を塞ぎて功勞あるものを重くするは人主の公利なり　(五)法を設けて民を道きつゝ一方に於ては文學を貴ぶ

能而授レ事。察レ端而觀レ失。有レ過者罪。有レ能者得。故愚者。不レ得レ任レ事。智者。不二敢欺一。愚者。不二敢斷一。則事無レ失矣。

察士然後能知レ之。不レ可二以爲一レ令。夫民不二盡察一。賢者然後行レ之。不レ可二以爲一レ法。夫民不二盡賢一。楊朱墨翟。天下之所レ察也。千世亂而卒不レ決。雖レ察而不レ可三以爲二官職之令一。鮑焦華角。天下之所レ賢也。鮑焦木枯。華角赴レ河。雖レ賢不レ可三以爲二

察士(一)にして然る後に能く之れを知れども、以て令と爲すべからず。夫れ民は盡く察せず、賢者にして然る後に之れを行へども、以て法と爲すべからず。夫れ民は盡く賢ならず、楊朱・墨翟は天下の察とする所なれども、千世亂れて卒に決せず、察と雖も以て官職の令と爲すべからず。鮑焦・華角は天下の賢とする所なり。鮑焦は木枯(二)し、華角は河に赴けり。賢と雖も以て耕戰の士と爲すべからず。故に人主の察する所、智士は其辯を盡し、人主の尊ぶ所、能士は其行を盡す。今の世主無用の辯を察し、遠功の行を尊ぶ。國の富强を索むるも得べからざるなり。

(一) 明察なる士にして能く事を知れどもこれのみにて官とする能はず　(二) 木枯は木の立ちたるまゝ枯るゝ如く死ぬること、河に赴くは河中に投じて死ぬること

之計₋處₌乘ㇾ勢之資₋而爲₌其私急₋則君必欺焉。爲₌智者之不ㇾ可ㇾ信也。故任₌脩士₋者、使ㇾ斷ㇾ事也。脩士者。未ㇾ必智₋爲ㇾ潔₌其身₋因惑₌其智₋以₌愚人之所ㇾ惛。處₌治ㇾ事之官₋而爲₌其所ㇾ然。則事必亂矣。

治むるの官に處り、其の然りとする所を爲さば、則ち事必ず亂れん。

㊀ 人に政事を委任するは存亡治亂の發動するところにて容易ならぬ事なり ㊁ 人君の任するは智術の士か又は行の修潔を事とする者なり ㊂ 人を任ずるはその人を勢力ある地位に居らしむるなり ㊃ 智術の士に加ふるに勢位の輔により、私心に切望することを行ふときは、君は必ず欺かる

故無ㇾ術以用ㇾ人、任ㇾ智則君欺、任ㇾ脩則事亂。此無術之患也。明君之道、賤₌德義₋貴₌法術₋。倒言而詭使參聽無₌門戶₋。故智者。不ㇾ得₌詐欺₋計ㇾ功而行ㇾ賞。程ㇾ

故に術無くして以て人を用ひ、智に任ずれば則ち君欺かれ、脩に任ずれば則ち事亂る。此れ無術の患なり。明君の道は德義を賤み法術を貴び、倒言して詭使し、參聽して門戶無し。故に智者は詐欺するを得ず、功を計りて賞を行ひ、能を程りて事を授け、端を察して失を觀、過有る者は罪せられ、能有る者は得らる。故に愚者は事に任ぜらるゝを得ず、智者は敢て欺かず、愚者は敢て斷ぜず、則ち事に失無し。

㊀ 反對の事をいふ意、內儲說七術中に既出す

使也。有行者。法制毀也。有俠者。官職曠也。高傲者。民不ㇾ事也。剛材者。令不ㇾ行也。得ㇾ民者。君上孤也。此八者。匹夫之私譽。人主之大敗也。反ㇾ此八者。匹夫之私毀。人主之公利也。人主不ㇾ察社稷之利害。而用匹夫之私譽。索國之無危亂。不ㇾ可ㇾ得矣。

㈠公私の利八あり、今其の説を明にす ㈡古きなじみの友人の爲めに私を行ふを交りを棄てずといふ ㈢法を枉げて親知のものに阿るを有行といふ ㈣私交を重んずるなり ㈤世を避けて爵を逃るゝものを高尙泰傲といふ ㈥人と爭ひて上の法令に逆ふを剛強の材といふ ㈦人主にとりては國俗を敗る弊害なり

任ㇾ人以ㇾ事。存亡治亂之機也。無ㇾ術以任ㇾ人。無ㇾ所ㇾ任而不ㇾ敗。人君之所ㇾ任。非ㇾ辯智。則脩潔也。任ㇾ人者。使ㇾ有ㇾ勢也。智士者。未ㇾ必信ㇾ也。爲ㇾ多ㇾ其智。因惑ㇾ其信ㇾ也。以ㇾ智士

㈠人に任ずるに事を以てするは存亡治亂の機なり。術無くして以て人に任ずれば任ずる所として敗れざるは無し。㈡人君の任ずる所は辯智に非ざれば則ち脩潔なり。㈢人を任ずる者勢有らしむるなり。智士は未だ必ずしも信ならざるも、其智を多くするが爲めに因りて其信を惑はしむるなり。智士の計を以て勢に乘ずるの資に處り、其私急の爲めにすれば則ち君必ず欺かる。㈣智者の信ずべからざるが爲めなり。故に脩士を任ずるは事を斷ぜしむるなり。脩士は未だ必ずしも智ならず。其身を潔くするが爲めに因りて其智を惑はし、愚人の惛き所を以て事を

爲故人行私。謂之不棄。以公財分施。謂之仁人。輕祿重身。謂之君子。枉法曲親。謂之有行。棄官寵交。謂之有俠。離世遁上。謂之高傲。交爭逆令。謂之剛材。行惠取衆。謂之得民。不棄者。吏有姦也。仁人者。公財損也。君子者。民難

(一)八説

(二)故人の爲めに私を行ふ、之れを不棄と謂ふ。公財を以て分施する、之れを仁人と謂ふ。祿を輕んじ身を重んずる、之れを君子と謂ふ。(三)法を枉げ親に曲ぐ、之れを有行と謂ふ。官を棄て(四)交を寵する、之れを有俠と謂ふ。(五)世を離れ上を遁るゝ、之れを高傲と謂ふ。(六)交爭令に逆ふ、之れを剛材と謂ふ。惠を行ひ衆を取る、之れを民を得と謂ふ。不棄とは吏姦有るなり。仁人とは公財損するなり。君子とは民使ひ難きなり。有行なる者は法制毀はるゝなり。有俠なる者は官職曠しきなり。高傲とは民事とせざるなり。剛材とは令行はれざるなり。民を得るとは君上孤なるなり。此の八なる者は、匹夫の私の譽にして(七)人主の大敗なり。此の八なる者に反するは、匹夫の私毀にして、人主の公利なり。人主社稷の利害を察せずして、匹夫の私譽を用ふれば、國の危亂無きを索むるも得べからず。

者不レ知。不レ任二其身一也。則不肖者不レ知。聽二其言一而求二其當一。任二其身一而責二其功一。則無術不肖者窮矣。夫欲レ得二力士一而聽二其自言一。雖二庸人與二烏獲一不レ可レ別也。授レ之以二鼎俎一。則罷健效矣。

に授くるに鼎俎を以てすれば則ち罷健效はる。

㊀平凡人と大力者　㊁罷者と健者との區別

故官職者。能士之鼎俎也。任レ之以レ事而愚智分矣。故無レ術者。得二於不ヒ用。不肖者。得二於不ヒ任。言不レ用而自文。以爲レ辯。身不レ任而自飾。以爲レ高。世主眩二其辯一。濫二其高一而尊二貴之一。是不レ須レ視而定レ明也。不レ待レ對。而定レ辯也。暗盲者。不レ得矣。明主聽二其言一。必責二其用一。觀二其行一。必求二其功一。然則虛舊之學不レ談。矜誣之行不レ飾矣。

故に官職は能士の鼎俎なり。之れに任ずるに事を以てし愚智分る。故に術無き者用ひざるに得られ、不肖者任ぜざるに得らる。言用ひずして自ら文りて以て辯と爲し、身任ぜずして自ら飾りて以て高と爲す。世主其辯に眩し、其高に濫し、之れを尊貴す。是れ視るを須たずして明を定むるなり。對を待たずして辯を定むるなり。暗盲の者得ず。明主其言を聽きて、必ず其用を責め、其行を觀れば、必ず其功を求む。然らば則ち虛舊の學談ぜず、矜誣の行飾らず。

㊀虛しく誇りて大言を吐く　㊁矜詡誣妄

有二四海之内一而不レ足二於賓一。君レ人者。雖レ足レ民不レ能下足使上爲二天子一而桀未下必以二天子一爲上足也。則雖レ足レ民。何可二以爲一レ治也。故明主之治レ國也。適二其時事一。以致二財物一。論二其稅賦一。以均二貧富一。厚二其爵祿一。以盡二賢能一。重二其刑罰一。以禁二姦邪一。使下民以レ力得レ富。以レ事致レ貴。以レ過受レ罪。以レ功致上レ賞。而不レ念二慈惠之賜一。此帝王之政也。

くし、其爵祿を厚くし、以て賢能を盡し、其刑罰を重くし、以て姦邪を禁じ、民をして力を以て富を得、事を以て貴を致し、過を以て罪を受け、功を以て賞を致さしめて、慈惠の賜を念はず。此れ帝王の政なり。

一　夏の桀王

人皆寐。則盲者不レ知。皆默。則暗者不レ知。覺而使二之視一。問而使二之對一。則暗盲者窮矣。不レ聽二其言一也。則無レ術之

人皆寐ぬれば則ち盲者知れず。皆默すれば則ち暗者知れず。覺めて之れをして視しめ、問ひて之れをして對へしむれば則ち暗盲者窮せり。其言を聽かざるや則ち術無き者は知らず。其身に任ぜざるや則ち不肖者知らず。其言を聽きて其の當を求む。其身に任じて其功を責むれば則ち無術不肖者窮せり。夫れ力士を得んと欲し、其の自ら言ふを聽く。(二)庸人と烏獲と雖も別つべからざるなり。之れ

輕レ刑。猶之亂也。夫富家之愛レ子。貨財足レ用、貨財足レ用則輕用。輕用。則侈泰。親ニ愛之一則不レ忍。不レ忍則驕恣。侈泰則家貧。驕恣則行暴。此雖ニ財用足一而愛厚輕利之患也。凡人之生也。財用足。則隳ニ於用レ力。上治懦則肆ニ於爲レ非。財用足而力作者。神農也。上治懦而行脩者。曾史也。夫民之不レ及ニ神農曾史一。亦已明矣。

まる者は曾史なり。夫れ民の神農曾史に及ばざる亦已に明なり。

㊀書策、策は竹簡にして古の書籍なり　㊁財用足らずして下の人民が己の主たる上を怨むなり

老聃有レ言。曰。知レ足不レ辱。知レ止不レ殆。夫以ニ殆辱之故一而不レ求ニ於足之外一者。老聃也。今以下爲足レ民而可中以治上。是以レ民爲三皆如ニ老聃一也。故桀貴在ニ天子一而不レ足ニ於尊一。富

老聃言ふ有り。曰く、足るを知れば辱しめられず、止まるを知れば殆からずと。夫れ殆辱の故を以て足るの外に求めざる者は老聃なり。今民を足らして以て治むべしと以爲ふ。是れ民を以て皆老聃の如しと爲すなり。故に桀貴きこと天子に在りて尊ぶに足らず。富四海の内を有して寶とするに足らず、人に君たる者は民に足ると雖も、足らして天子たらしむる能はず。桀未だ必ずしも天子を以て足ると爲さざるなり。則ち民を足ると雖も、何ぞ以て治を爲すべけんや。故に明主の國を治むるや其時事に適し、以て財物を致し、其稅賦を論じ、以て貧富を均し

止也。故先聖有諺。曰。不躓於山而躓於垤。山者大。故人順之。垤微小。故人易之也。今輕刑罰。民必易之。犯而不誅。是驅國而棄之也。犯而誅之。是爲民設陷也。是故輕罪者。民之垤也。以輕罪之爲民道也。非亂國也。則設民陷也。此則可爲傷民矣。

今學者。皆道書策之頌語。不察當世之實事。曰。上不愛民。賦斂常重。則用不足。而下恐上。故天下大亂。以爲足其財用。而加愛焉。雖輕刑罰可以治也。此言不然矣。凡人之取重罰。固已足之之後也。雖財用足而厚愛之。然而

今學者皆書策の頌語を道ひ、當世の實事を察にせず。曰く、上の民を愛せずして賦斂(一)常に重ければ財用足らずして下上を怨む。故に天下大に亂ると。其財用を足らし愛を加ふれば、刑罰(二)を輕くすと雖も以て治むべしと以爲へり。此言然らず。凡そ人の重罰を取るは固より已に之れを足らすの後なり。財用足りて厚く之れを愛すと雖も、然り而して刑を輕くせば猶ほ之れ亂るゝなり。夫れ富家の子を愛する、貨財用ふるに足る。貨財用ふるに足れば則ち輕しく用ふ、輕しく用ふれば則ち侈泰なり。之れを親愛すれば則ち忍びず。忍びざれば則ち驕恣、侈泰なれば則ち家貧しく、驕恣なれば則ち行暴。此れ財用足ると雖も愛厚輕利の患なり。凡そ人の生まるゝや、財用足れば則ち力を用ふるを隳り、上治懦なれば則ち非を爲すに肆なり、財用足りて力作する者は神農なり。上治懦にして行循

未㆑必以㆑輕止㆒也。以㆑輕止者。必以㆑重止矣。是以上設㆓重刑㆒者。而姦盡止。姦盡止。則此奚傷㆓於民㆒也。所㆑謂重刑者。姦之所㆑利者細。而上之所㆑加焉者大也。民不㆘以㆓小利㆒蒙㆗大罪㆖。故姦必止者也。所㆑謂輕刑者姦之所㆑利者大。上之所㆑加焉者小也。民慕㆓其利㆒而傲㆓其罪㆒。故姦不㆑

以て止まる者は、必ず重きを以て止まる。是れを以て上重刑を設けて姦盡く止まる。姦盡く止まれば則ち此れ奚んぞ民を傷けん。所謂重刑なる者は姦の利する所の者細にして上の加ふる所の者大なり。民小利を以て大罪を蒙らず。故に姦必ず止まる者なり。所謂輕刑なる者は姦の利とする所の者大にして上の加ふる所の者小なり。民其利を慕ひて其罪を傲る。故に姦止まらざるなり。

故に先聖諺有り。曰く、山に躓かずして垤(二)に躓く。山は大なり。故に人之れに順ふ。垤は微小なり。故に人之れを易る。今刑罰を輕くすれば民必ず之れを易り、犯して誅せずんば是れ國を驅りて之れを棄つるなり。犯してより之れを誅せば是れ民の爲めに陷を設くるなり。是れが故に輕罪は民の垤なり。輕罪を以て之れ民道と爲すは國を亂すに非ざれば則ち民の陷を設くるなり。此れ則ち民を傷くと爲ふ可し。

(一) 重刑を畏れて惡事を爲さざる者　(二) 蟻の塔

揆也者。是治二死人一也。刑レ盜也。非レ治レ所レ刑也。治レ所レ刑也者。是治二胥靡一也。故曰。重二一姦之罪一。而止二境內之邪一。此所三以爲二治也。重罰者盜賊也。而悼懼者良民也。欲レ治者奚レ疑二於重刑一。若夫厚賞者非二獨賞一レ功也。又勸二一國一。受レ賞者甘レ利。未レ賞者慕レ業。是報二一人之功一。而勸二境內之衆一也。欲レ治者。何疑二於厚賞一。今不レ知レ治者。皆曰。重刑傷レ民。輕刑可二以止一レ姦。何必於レ重哉。此不レ察二於治一者也。

なり。故に曰く、一姦の罪を重くして境內の邪を止む。此れ治を爲す所以なり。重罰せらるゝは盜賊なるも、而も悼懼する者は良民なり。治を欲する者奚んぞ重刑を疑はん。若し夫れ厚賞なる者は獨り功を賞するのみに非ざるなり。又一國を勸むるなり。賞を受くる者は利に甘んず。未だ賞せざる者は業を慕ふ。是れ一人の功に報じ、境內の衆を勸むるなり。治を欲する者何ぞ厚賞を疑はん。今治を知らざる者は皆曰く、重刑は民を傷け、輕刑は以て姦を止むべし。何ぞ必ずしも重きに於てせんやと。此れ治を察せざる者なり。

一 輕き刑人

夫以レ重止者。

夫れ重きを以て止まる者は、未だ必ずしも輕きを以て止まらざるなり。輕きを

則所レ欲之得也疾。罰重則所レ惡之禁也急。夫欲レ利者必惡レ害。害者利之反也。反二於所一レ欲。焉得レ無レ惡。欲レ治者必惡レ亂。亂者治之反也。是故欲レ治甚者。其賞必厚矣。其惡レ亂甚者。其罰必重矣。今取二於輕一レ刑者。其惡レ亂不レ甚也。其欲レ治又不レ甚也。其欲レ治不レ甚也者。此非二特無術一也。又乃無行。是故決二賢不肖愚知之分一。在二賞罰之輕重一。

焉んぞ惡無きを得ん。治を欲する者は必ず亂を惡む。亂は治の反なり。是れが故に治を欲する甚しきものは其の賞必ず厚し。其の亂を惡む甚しき者は其の罰必ず重し。今刑を輕くするを取る者は、其の亂を惡む甚しからざるなり。其の治を欲する又甚しからざるなり。其の治を欲する又甚しからざる者は、此れ特に無術のみに非ざるなり。又乃ち無行なり。是れが故に賢不肖愚知の分を決するは賞罰の輕重に在り。

一　善を勸め姦を禁ず

且夫重レ刑者。非レ爲二罪人一也。明主之法揆也。治レ賊非レ治レ所レ揆也。治レ所レ

且夫れ刑を重くする者は罪人の爲めに非ざるなり。明主の法揆なり。賊を治むるは揆る所を治むるに非ざるなり。揆る所を治むる者は是れ死人を治むるなり。盜を刑するは刑する所を治むるに非ざるなり。刑する所を治むる者は是れ胥靡(二)を治むる

今家人之治産也。相忍以饑寒。相强以苦勞。雖犯軍旅之難饑饉之患。溫衣美食者必是家也。相憐以衣食。相惠以佚樂。天饑歳荒。嫁妻賣子者。必是家也。故法之爲道。前苦而長利。仁之爲道。偸樂而後窮。聖人權其輕重。出其大利。故用法之相忍而棄仁人之相憐也。

今家人の産を治むるや、相忍ぶに饑寒を以てし、相强むるに苦勞を以てす。軍旅の難、饑饉の患を犯すと雖も、溫衣美食する者は必ず是の家なり。相憐むに衣食を以てし、相惠むに佚樂を以てし、天饑歳荒、妻を嫁し子を賣る者必ず是の家なり。故に法の道たる、前に苦しみて長く利あり。仁の道たる、偸樂（一）して後に窮す。聖人は其輕重を權りて其大利に出づ。故に法の相忍ぶを用ひて仁の相憐むを棄つるなり。

（一）一時的安樂

學者之言。皆曰輕法。此亂亡之術也。凡賞罰之必者。勸禁也。賞厚

學者の言皆法を輕くせよといふ。此れ亂亡の術なり。凡そ賞罰の必する者は勸禁なり。賞厚ければ則ち欲する所の得るや疾し。罰重ければ則ち惡む所の禁や急なり。夫れ利を欲する者は必ず害を惡む。害は利の反なり。欲する所に反す。

懸金於市故明主之治ㇾ國也。衆二其守一而重其罪。使ㇾ民以二法禁一而不ㇾ以二廉恥一。母之愛ㇾ子也。倍ㇾ父。父令之行二於子一也。十ㇾ母。吏之於ㇾ民無ㇾ愛。令之行二於民一也。萬二父母一。父母積愛而令窮。吏用二威嚴一而民聽。嚴愛之筴。亦可ㇾ決矣。且父母之所二以求一於子一也。動作則欲二其安利一也。行ㇾ身則欲二其遠一ㇾ罪也。君上之於ㇾ民也。有ㇾ難則用二其死一。安平則盡二其力一。親以二厚愛一。關二子於安利一而不ㇾ聽。君以ㇾ無二愛利一。求二民之死力一而令行。明主知ㇾ之。故不ㇾ養二恩愛之心一。而增二威嚴之勢一。故母厚愛處。子多ㇾ敗。推ㇾ愛也。父薄愛教笞。子多ㇾ善。用ㇾ嚴也。

は威嚴を用ひて民聽く。(三)嚴と愛との筴亦決すべし。且父母の子に求むる所以は、動作は則ち其安利を欲し、身を行ふは則ち其の罪に遠かるを欲するなり。君上の民に於けるや、難有れば則ち其の死を用ひ、安平なれば則ち其力を盡さしむ。親は厚愛を以て子を安利に(四)關するも聽かず。君は愛利無きを以て民の死力を求めて令行はる。明主之れを知るが故に恩愛の心を養はずして威嚴の勢を增す。故に母は厚愛(五)處して子敗多し。愛を推せばなり。父は薄愛教笞して、子善多し。嚴を用ふればなり。

(一) 姦を知らざれば盜賊になる。これを誅せざれば盜行はる　(二) 曾參、史魚の如き賢人もどうするか不明なり
(三) 嚴と愛との別はこれを以て決すべし　(四) 入るゝ也　(五) 厚愛處の句一字の脫文あるに似たり

覇王之業成矣。覇王者人主之大利也。人主挾二大利一以聽レ治。故其任レ官者當レ能。其賞罰無レ私。使二士民明一焉。盡レ力致レ死則功伐可レ立。而爵祿可レ致。爵祿至而富貴之業成矣。富貴者人臣之大利也。人臣挾二大利一以從レ事。故其行レ危至レ死。其力盡而不レ望。此謂二君不レ仁臣不一レ忠。則不レ可二以覇王一也。

(一) 君仁ならず臣忠ならずは、君は賞罰を正し、臣は死力を盡して事に從ふをいふ、卽ち君臣の間が只愛關係ならず利害關係にて相結べば以て覇王たるべしと也

夫姦必知則備。必誅則止。不レ知則肆。不レ誅則行。夫陳二輕貨於幽隱一。雖二曾史一可レ疑也。懸二百金於市一。雖二大盜一不レ取也。不レ知則曾史可レ疑二於幽隱一。必知。則大盜不三敢掇二

夫れ姦必ず知れば則ち備ふ。必ず誅すれば則ち止む。(二)知らざれば則ち肆、誅せざれば則ち行はる。夫れ輕貨を幽隱に陳す、(三)曾史と雖も疑ふ可きなり。百金を市に懸くれば大盜と雖も取らざるなり。知られざれば則ち曾史も幽隱に疑はる可く、必ず知れば則ち大盜も敢て懸金を市に掇らず。故に明主の國を治むるや、其守を衆くして其罪を重んず。民を使ふに法禁を以てし廉恥を以てせず。母の子を愛するや父に倍す。父令の子に行はるゝや母に十す。吏の民に於ける愛無し。令の民に行はるゝや父母に萬す。父母積愛して而令は窮まる。吏

子受レ賀，女子殺レ之者。慮二其後便一。計二之長利一也，故父母之於レ子也，猶用二計算之心一以相待也。而況無二父子之澤一乎。

今學者之說二人主一也。皆去二求レ利之心一。出二相愛之道一。是求下人主之過中父母之親上也。此不レ熟二於論一恩。詐而誣也。故明主不レ受也。聖人之治也。審二於法禁一。法禁明著則官法。必二於賞罰一。賞罰不レ阿。則民用。官(官)治則國富。國富則兵彊。而

今學者の人主に說くや、皆利を求むるの心を去り、相愛するの道に出づ。是れ人主の父母の親にも過ぎんを求むるなり。此れ恩を論ずるに熟せず、詐りて誣ふるなり。故に明主は受けざるなり。聖人の治や法禁を審にす。法禁明著なれば、則ち官法、賞罰を必ず。賞罰阿せざれば則ち民用ひらる。官治まれば則ち國富み、國富めば則ち兵彊く、霸王の業成る。霸王は人主の大利なり。人主大利を挾みて以て治を聽く。故に其の官に任ずるには能を當て、其賞罰私無く、士民をして明ならしむ。力を盡し死に致せば則ち功伐立つべく、爵祿致すべく、爵祿至りて富貴の業成る。富貴は人臣の大利なり。人臣大利を挾みて以て事に從ふ。故に其の危きを行ひ死に至る。其の力盡きて望みず。此れを(二)君仁ならず臣忠ならずと謂ふ。則ち以て霸王たるべきなり。

爲ㇾ之愛。愛ニ棄髮之費一而忘ニ長髮之利一。不ㇾ知ㇾ權者也。

(一)髮を洗ふこと　(二)その爲めに拔け落ちる毛ありても必ず行ふ。原文「愛」の字衍

夫彈ㇾ痤者痛。爲ニ飲ㇾ藥者苦。苦憊之故一。不ニ彈ㇾ痤飲ㇾ藥。則身不ㇾ活病不ㇾ已矣。

夫れ痤を彈ずる者は痛み、藥を飲む者は苦し。苦憊の故の爲めに痤を彈じ藥を飲まざれば、則ち身活きず、病已えざらん。

(一)痤は腫物なり、彈は石の針をうつこと　(二)苦痛の謂ならん

今上下之接。無ニ子父之澤一。而欲下以ニ行義一禁上ㇾ下。則交必有ㇾ郄矣。且父母之於ㇾ子也。產ㇾ男則相賀。產ㇾ女則殺ㇾ之。此俱出ニ父母之懷衽一。然男

今上下の接は子父の澤無きに、行義を以て下を禁ぜんと欲すれば、則ち交必ず郄あり。且父母の子に於ける男を產めば則ち相賀し、女を產めば則ち之れを殺す。此れ俱に父母の懷衽に出づ。然れども男子は賀を受け、女子は之れを殺する者は、其後便を慮りて之れが長利を計ればなり。故に父母の子に於けるや、猶ほ計算の心を用ひて以て相待つなり。而るを況んや父子の澤無きをや。

(一)恩愛　(二)ふところ　(三)利害を打算する考

上之民也。而世少レ之曰二謂譏之民一也。此六民者世之所レ毀也。姦僞無益之民六。而世譽レ之如レ彼。耕戰有益之民六。而世毀レ之。如レ此。之謂二六反一。布衣循二私利一而譽レ之。世主聽二虛聲一而禮レ之。禮之所レ在。利必加焉。百姓循二私害一訾レ之。世主壅二於俗一而賤レ之。賤之所レ在。害必加焉。故名賞在二乎私惡當レ罪之民一。而毀害在二乎公善宜レ賞之士一。索二國之富彊一不レ可レ得也。

民と曰ふ。此の六民の者は世の毀る所なり。姦僞無益の民六、而も世之れを譽むること彼の如し。耕戰有益の民六、而も世之れを毀ること此くの如し。之れを六反と謂ふ。布衣は私の利に循ひて之れを譽め、世主は虛聲を聽きて之れを禮す。禮の在る所は利必ず加はる。百姓は私の害に循ひて之れを訾り、世主は俗に壅せられて之れを賤しむ。賤の在る所害必ず加はる。故に(二)名賞は私惡當に罪すべきの民に在り。毀害は公善宜しく賞すべきの士に在り。國の富彊を索むるも得べからざるなり。

(一) 謂は諂諛に同じ。譏は讒佞なり　(二) 名賞は私惡の必ず誅すべき人に與へらる

古者有レ諺。曰。爲レ政猶レ沐也。雖レ有二棄髮一。必爲レ之。

古者諺有り。曰く、政を爲すは猶ほ沐(一)のごときなり。棄髮(二)有りと雖も、必ず之れを爲す。棄髮の費を愛みて長髮の利を忘る。權を知らざる者なり。

尊ㇾ之。曰二辯智之士一。行劍攻殺。暴憿之民也。而世尊ㇾ之。曰二磏勇之士一。活ㇾ賊匿ㇾ姦。當ㇾ死之民也。而世尊ㇾ之。曰二任譽之士一。此六臣者。世之所ㇾ譽也。赴ㇾ險殉ㇾ誠。死節之民。而世少ㇾ之。曰二失計之民一也。寡聞從ㇾ令。全ㇾ法之民也。而世少ㇾ之。曰二樸陋之民一。力作而食。生ㇾ利之民也。而世少ㇾ之。曰二寡能之民一也。嘉厚純粹。整穀之民也。而世少ㇾ之。曰二愚戇之民一也。重ㇾ命畏ㇾ事。尊ㇾ上之民也。而世少ㇾ之。曰二怯懾之民一也。挫ㇾ賊過ㇾ姦。明ㇾ

るに、世之れを少として樸陋(一二)の民と曰ふ。力作して食ふは、利を生ずるの民なり。而るに世之れを少として寡能の民と曰ふ。嘉厚(一三)純粹なるは整穀の民なり。而るに世之れを少として愚戇(一四)の民と曰ふ。命を重んじ事を畏むは、上を尊ぶの民なり。而るに、世之れを少として怯懾(一五)の民と曰ふ。

(一) 世の與者、法を輕んずるの論を破り、虛名を賤しみ實行を貴ぶべき旨を述ぶ　(二) 降を請ひ、敵に敗れて逃ぐる民　(三) 方類を立つるにて分ちをつけるなり　(四) のらくら遊びて諸侯などより養ひを受けて居るもの　(五) 巧詐を用ひて知識の名を得る　(六) 暴憿、憿は驍と通じ勇捷なり　(七) 磏は廉なり　(八) 任譽は任俠　(九) 命を誠に捧ぐる者は　(一〇) 少は不足なり　(一一) 名聞をつとめずして法令を守る　(一二) 質朴固陋　(一三) 嘉は善なり、整は正、穀は愨と通じ一實なり　(一四) 愚昧といふに同じ　(一五) 怯は勇反對なり、懾はおそる

賊を挫き姦を過むるは上を明にするの民なり。而るに世之れを少として諂讒の

畏死遠難。降北之民也。而世尊之。曰貴生之士。學道立方。離法之民也。而世尊之。曰文學之士。遊居厚養。牟食之民也。而世尊之。曰有能之士。語曲牟知。僞詐之民也。而世

巻十八

(一)六反

死を畏れ難を遠ざくるは(二)降北の民なり。而るに世之れを尊びて生を貴ぶの士と曰ふ、道を學び方を立つるは(三)離法の民なり。而るに、世之れを尊びて文學の士と曰ふ。(四)遊居厚養は食を牟るの民なり。而るに世之れを尊びて有能の士と曰ふ。曲を語り知を牟るは僞詐の民なり。而るに世之れを尊びて辯智の士と曰ふ。(五)行劍攻殺は(六)暴憿の民なり。而るに世之れを尊びて(七)磏勇の士と曰ふ。賊を活かし姦を匿すは死に當するの民なり。而るに世之れを尊びて(八)任譽の士と曰ふ。此の六臣は世の譽むる所なり。險に赴き誠に(九)殉ふは死節の民なり。而るに世之れを少として(一〇)失計の民と曰ふ。(一一)寡聞にして令に從ふは法を全くするの民なり。而

聚。造レ言。作レ辭。以非二法令於上一。上不二禁塞一。又從而尊レ之。是敎下下不レ聽レ上不上レ從レ法也。是以賢者。顯レ名而居。奸人賴レ賞而富。賢者顯レ名而居。奸人賴レ賞而富。是以上不レ勝レ下也。

則主卑而大臣重矣。夫立法令者。以廢私也。而士有二心私學。巖居窞處。託伏深慮。大者非世。細者惑下。上不禁。又從而尊之以名。化之以實。是無功而顯。無勞而富也。如此。則士之有二心私學者。焉得無深慮勉知詐。誹謗法令。以求索與世相反者耶。

凡亂上反世者。常士有二心私學者也。故本言曰。所以治者。法也。所以亂者私也。法立則莫得爲私矣。故曰。道私者亂。道法者治。上無其道。則智者有私詞。賢者有私意。上有私惠。下有私欲。聖智成

凡そ上を亂し世に反する者、常に士、二心私學有る者なり。故に本言（一）に曰く、治まる所以の者は法なり。亂るゝ所以の者は私なり。法立てば則ち私を爲すを得る莫し。故に曰く、私に道る者は亂れ、法に道る者は治まる。上其道無ければ則ち智者に私詞有り、賢者に私意有り、上に私惠有り、下に私欲有り。聖智羣を成し、言を造り、辭を作り、以て法令を上に非る。上禁塞せず、又從ひて之れを尊ぶ。是れ下に、上に聽かず、法に從はざるを教ふるなり。是れを以て賢者名を顯はして居り、姦人賞に賴りて富む。賢者名を顯はして居り、姦人賞に賴りて富む。是れを以て上、下に勝たざるなり。

（一）本言即ち前述の論の義、一說に古書の名なり

上之所三以立二廉恥一者。厲レ下也。今士大夫。不レ羞二汙泥醜辱一。而宦二女妹私義之門一。不レ待レ次而宦。賞賜所二以爲一レ重也。而戰鬪有功之士貧賤。而便辟優徒超レ級。名號誠信。所二以通一レ威也。而主揜二障近習一。女謁並行。百官主レ爵遷レ人。用事者過矣。大臣官レ人。比周不法。行二威利一在レ下。

上の廉恥を立つる所以の者は下を厲ますなり。今士大夫、汙泥醜辱を羞とせず(一)女妹を私義の門に宦し、次を待たずして(二)宦す。賞賜は重きを爲す所以なり。而るに戰鬪有功の士貧賤にして、便辟優徒は級を超ゆ。名號誠信は威を通ずる所以なり。而るに主、近習に揜障せられ、女謁並び行はれ、百官爵を主り人を遷す、事を用ふる者過てり。大臣人を官す。比周して不法威利を行ふと下に在れば則ち主卑くして大臣重し。夫れ法令を立つる者は以て私を廢するなり。法令行はれて私道廢す。私は法を亂す所以なり。士に二心私學有り。巖居窗處(三)深慮に託伏し、大なる者は世を非り、細なる者下を惑す。上禁ぜざるのみならず又從ひてこれを尊ぶに名を以てし、これを化するに實を以てす。是れ功無くして顯れ勞無くして富むなり。此くの如くなれば則ち士の二心私學有る者、焉んぞ深慮知詐を勉め、法令を誹謗し、以て世と相反する者を求索する無きを得んや。

(一) 自分の女妹を權門の家に奉行せしむ　(二) 次序を待たずして官に拜せらる　(三) 窗處は窟處なり

賦。而上不得。萬數。

夫陳善田利宅者。所以厲戰士卒也。而斷頭裂腹播骨乎平原曠野者。無宅容身。身死田奪。而女妹有色。大臣左右無功者。擇宅而受。擇田而食。賞利一從上出。所擅制下也。而戰介之士。不得職。而間居之士尊顯。上以此爲教。名安得無卑。位安得無危。夫卑名危位者。必下之不從法令有二心務私學反逆世者也。而不禁其行。不破其羣以散其黨。又從而尊之。用事者過矣。

夫れ善田利宅を陳する者は戰士卒を厲ます所以なり。而して平原曠野に斷頭裂腹播骨する者も宅の身を容るゝ無く、身は死して田は奪はる。而して女妹(一)色有り、大臣左右の功無き者も、宅を擇びて受け、田を擇びて食ひ、賞利一に上從り出で、擅に下を制する所なり。而るに戰介の士、職を得ず、而して間居の士尊顯なり。上此れを以て敎と爲す。名(二)安んぞ卑しき無きを得んや。位安んぞ危き無きを得んや。夫れ名を卑くし位を危くする者、必ず下の法令に從はず、二心有り、私學を務め、世に反逆する者なり。而して其行を禁ぜず、其羣を破りて以て其黨を散ぜず、又從ひて之れを尊ぶは、事を用ふる者過てるなり。

(一) 女妹は女子なり、女子の君に愛せらるゝもの　(二) 名譽は價値を失ひて卑しくなり、官位は不安定となる

富。名之所以成。城池之所以廣者戰士也。今死戰之孤。饑餓乞於道。而優笑酒徒之屬。乘車衣絲。賞祿所以盡民力易下死也。今戰勝攻取之士。勞而賞不霑。而卜筮視手理狐蠱。爲顧辭於前者。日賜。上握度量所以擅生殺之柄也。今守度奉量之士。欲以忠嬰上。而不得見。巧言利辭。行姦軌以倖偸世者。數御。據法直言。名刑相當。循繩墨。誅姦人所以爲上治也。而愈疏遠。諂施順意。從欲以危世者近習。悉租稅。專民力。所以備難充倉府也。而士卒之逃事。伏匿附託有威之門。以避徭

上度量を握るは生殺の柄を擅にする所以なり。今度を守り量を奉ずるの士、忠を以て上に嬰（一）せんと欲するも而も見るを得ず。巧言利辭、姦軌（二）を行ひ以て世に倖偸（三）する者、數ゝ御（四）せられ、法に據りて直言し、名刑相當り、繩墨に循ひて姦人を誅するは上の爲めに治むる所以なり。而るに愈ゝ疎遠せられ諂施（五）意に順ひ、欲に從ひて以て世を危くする者は近習にせらる。租稅を悉し民力を專らにするは、難に備へ倉府に充つる所以なり。而るに士卒の事を逃れ、有威の門に伏匿附託し、以て徭賦（六）を避けて而も上得られざるもの萬をもて數ふ。

（一）嬰は嬰城にて城にたてこもるなり、人主に附き纏はんとするなり　（二）姦軌、軌も姦なり　（三）倖偸は苟容なり　（四）數御はしばしば君に進見すること　（五）諂施はへつらひ多言するもの　（六）夫役のわりあて

凡上所レ治者。刑罰也。今有二私行レ義者一。尊。社稷之所二以立一者。安靜也。而躁險讒諛者。任。四封之內所二以聽從一者。信與レ德也。而陂智傾覆者使。令之所二以行一。威之所二以立一者。恭儉也。不レ聽レ上而巖居。非レ世者。顯。倉廩之所二以實一者。耕農之本務也。而綦組錦繡。刻畫爲二末作一者。富。

凡そ上の治むる所の者は刑罰なり。今や私に義を行ふ者有れば尊し。(一)社稷の立つ所以の者は安靜なり。(二)躁險讒諛の者任ず。(三)四封の內聽從する所以の者は信と德となり。而して陂智傾覆(四)の者使はる。令の行はるゝ所以、威の立つ所以の者は恭儉なり。(五)上に聽かずして巖居し、世を非とする者顯はる。倉廩の實る所以の者は耕農の本務なり。而して綦組(六)錦繡、刻畫末作を爲す者は富む。名の成る所以、城池の廣まる所以の者は戰士なり。今死戰の孤(七)は饑餓して道に乞ひ、優笑酒徒の屬、車に乘じ絲を衣る。(八)賞祿は民力を盡し、下の死に易ふる所以なり。今戰勝攻取の士、勞して賞譽はず、卜筮・視手理(九)・孤蟲(一〇)、順辭を前に爲す者(一一)は日に賜はる。

(一) 國家の存する所以のものは安靜の士に限る (二) 輕躁陰險讒佞諂諛 (三) 四封は四境なり (四) 智一方に傾き反覆常なきもの (五) 上の令を聽かずして巖穴の中に棲みだりに世を誹る (六) 綦組は絲にて編む (七) 軍事に死せしものゝ孤兒 (八) 絲を衣るは帛を着るなり (九) 手の筋を視て相を爲すもの (一〇) 孤蟲は孤蠱に同じ、孤を使ひて占驗をなすもの (一一) 君の面前に於て諛言を呈するものは日毎に賞賜を得

二心私學。聽吏從教者。則謂之陋。難致謂之正。難予謂之廉。難禁謂之齊。有令不聽從。謂之勇。無利於上。謂之愿。寬惠行德。謂之仁。重厚自尊。謂之長者。私學成羣。謂之師徒。閑靜安居。謂之有思。損人逐利。謂之疾。險躁佻反覆。謂之智。先爲人而後自爲。類名號。汎愛天下。謂之聖。言大不稱而不可用。行而乖於世者。謂之大人。賤爵祿。不撓上者。謂之傑。下之漸行。如此。入則亂民。出則不使也。上宜禁其欲。滅其迹。而不止也。又從而尊之。是教下亂上以爲治也。

する之れを聖と謂ひ、言大に稱はずして用ふべからず、行ひて世に乖く者、之れを大人と謂ひ、爵祿を賤しみ、上に撓まざる者之れを傑と謂ひ、下の漸行(一〇)此の如く、入れば(一一)則ち民を亂し、出でては則ち使はれざるなり。上宜しく其の故を禁じ、其の迹を滅すべきに、而も止まざるなり。又從つて之れを尊ぶ。是れ(一二)下に敎へ上を亂し以て治と爲すなり。

(一) 相詭すは相反するなり　(二) 惇愨は律義正義なること　(三) 窶は貧困　(四) 言は節に當り行は適中して國の爲めになる　(五) 君の招聘に應ぜざるもの　(六) 爵祿を辭して受けざるもの　(七) 法禁に從はざるもの　(八) 愿はつゝしむなり　(九) 原文「險躁佻」の佻は衍文を認む　(一〇) 漸行は時世の移るに從ひて流俗の漸く汚下するなり　(一一) 鄕にありては人民を亂し、出でて仕ふれば命令に反して使ひにくし　(一二) 下民に敎へて上の法度を亂さしめて以て治と爲すなり

故世之所㆓以不㆑治者。非㆓下之罪㆒。上失㆓其道㆒也。常貴㆓其所㆓以亂㆒而賤㆔其所㆓以治㆒。是故下之所㆑欲。常與㆓上之所㆓以爲㆑治相詭也。今下而聽㆓其上㆒。上之所㆑急也。而惇愨純信。用㆑心壹者。則謂㆓之窶㆒。守㆑法固。聽㆑令審。則謂㆓之愚㆒。敬㆑上畏㆑罪。則謂㆓之怯㆒。言時節。行中㆑適。則謂㆓之不肖㆒。無㆓

故に世の治まらざる所以の者は下の罪に非ず、上其道を失へばなり。常に其の亂るゝ所以を貴びて其の治まる所以を賤しむ。是れが故に下の欲する所は、常に上の治を爲す所以と相詭(一)するなり。今下にして其上を聽かしむるは上の急とする所なり。(二)惇愨純信にして心を用ふる壹なる者は則ち之れを窶(三)と謂ひ、法を守ること固く、令を聽くこと審なれば則ち之れを愚と謂ひ、上を敬し罪を畏るれば、則ち之を怯と謂ひ、言節(四)に時し、行適に中れば則ち之れを不肖と謂ひ、二心私學無く、吏に聽きて敎に從ふ者は則ち之れを陋と謂ひ、(五)致し難きを之れを正と謂ひ、(六)予へ難き之れを廉と謂ひ、(七)禁じ難き之れを齊と謂ひ、令有るも聽從せざる之れを勇と謂ひ、上に利する無き之れを愿(八)と謂ひ、寛惠德を行ふ之れを仁と謂ひ、重厚自ら尊くする之れを長者と謂ひ、私學羣を成す之れを師徒と謂ひ、閑靜安居之れを有思と謂ひ、人を損し利を逐ふ之れを疾と謂ひ、(九)險躁反覆之れを智と謂ひ、先づ人の爲めにして後に自らの爲めにし、名號を類せ、天下を汎愛

不レ存也。而下不ニ聽從一。官非レ無レ法也。而治不レ當レ名。三者。非レ不レ存也。而世一治一亂者。何也。夫上之所レ貴。常與三其所ニ以爲レ治相反也。夫立ニ名號一所ニ以爲レ尊也。今有ニ賤レ名輕レ實者一。世謂ニ之高一。設ニ爵位一所三以爲ニ賤貴基一也。而簡レ上不レ求レ見者。世謂ニ之賢一。威利所ニ以行レ令也。而無レ利輕レ威者。世謂ニ之重一。法令所ニ以爲レ治也。而不レ從ニ法令一爲ニ私善一者。世謂ニ之忠一。官爵所ニ以勸ニ民也。而好ニ名義一不ニ進仕一者。世謂ニ之烈士一。刑罰所ニ以擅レ威也。而輕ニ法不レ避ニ刑戮死亡之罪一者。世謂ニ之勇一。夫民之急レ名也。甚ニ其求レ利也一。如レ此。則士之饑餓乏絶者。焉得レ無ニ巖居苦レ身。以爭中名於天下上哉。

求めざる者、世之れを賢と謂ふ。威と利は令を行ふ所以なり。而して利を無みし、威を輕んずる者、世之れを重と謂ふ。(四)法令は治を爲す所以なり。而るに法令に從はずして私善を爲す者世之れを忠と謂ふ。(五)官爵は民を勸むる所以なり。而して名義を好みて進仕せざる者世之れを烈士と謂ふ。刑罰は威を擅にする所以なり。法を輕んじて刑戮死亡の罪を避けざる者、世之れを勇と謂ふ。夫れ民の名に急なるや其の利を求むるより甚しきなり。此の如くなれば則ち(六)士の饑餓乏絶する者、焉んぞ巖居身を苦め以て名を天下に爭ふ無きを得んや。

(一) 義は相反すること、彼は行爲にて、當代の人君は心に治を欲するもその行爲は相反す、因りて至行を爲す能はざるを竊論す (二) 上をおろそかにしその謁見をも求めざるもの (三) 利を無みするは賞與を悦ばざること。威を輕んずるは刑罰を畏れざること (四) 法令は治を施すに必要なるものなり (五) 官爵は民の行を勸め奨ます方法なり (六) 學者飢餓貧困に陥り、巖穴の中に入りて身を苦め以て名を天下に爭はんとするもの多かるべし

揆主。亂之道也。故周記曰。無尊妾而卑妻。無孽適子而尊小枝。無尊嬖臣而匹上卿。無尊大臣以擬其主也。四擬者。破則上無意。下無怪也。四擬不破。則損身滅國矣。

詭使（二）

聖人之所以爲治道者三。一曰。利。二曰。威。三曰。名。夫利者。所以得民也。威者所以行令也。名者。上下之所同道也。非此三者。雖有不急矣。今利非無有也。而民不化上。威非

聖人の治道と爲す所以の者三、一に曰く、利。二に曰く、威。三に曰く名。夫れ利は民を得る所以なり。威は令を行ふ所以なり。名は上下の同じく道る所なり。此の三者に非ざれば有りと雖も急ならず。今利は有る無きに非ず、而も民上に化せず。威は存せざるに非ざるなり、而も下、聽從せず。官、法無きに非ざるなり、而も治は名に當らず、三者存せざるに非ざるなり。而して世の一治一亂する者は何ぞや。夫れ上の貴ぶ所常に其の治を爲す所以と相反するなり。夫れ名號を立つるは尊と爲す所以なるに、今名を賤み實を輕んずる者有り。世之れを高しと謂ふ。爵位を設くるは賤貴の基を爲す所以なり。而して上を（二）簡にし見るを

者有務解免赦罪獄以事威者。有務奉下直曲。恠言偉服瑰稱以眩民耳目者。此五者。明君之所疑也。而聖主之所禁也。去此五者。則譟詐之人。不敢北面談立。文言多。實行寡而不當法者。不敢誣情以談說。是以羣臣居則修身。動則任力。非上之令。不敢擅作疾言誣事。此聖王之所以牧臣下也。

彼聖主明君。不適疑物以闚其臣也。見疑物而無反者天下鮮矣。故曰。孽有擬適之子。配有擬妻之妾。廷有擬相之臣。臣有擬主之寵。此四者。國之所危也。故曰内寵並后。外寵貳政。枝子配適。大臣

彼の聖主明君(一)疑物に適し以て其臣を闚はしめず。疑物を見て反する無きもの天下鮮し。故に曰く、孽(二)に適に擬する子有り。配に妻に擬するの妾有り、廷に相に擬するの臣あり。臣に主に擬するの寵有り。此の四つのものは國の危き所なり。故に曰く、内寵后に竝び、外寵政を貳にし、枝子適に配し、大臣主に擬するは亂の道なり。故に周記に曰く、妾を尊びて妻を卑くする無れ、適子を孽として小枝を尊ぶ無れ。嬖臣を尊びて上卿に匹する無れ。大臣を尊びて以て其の主に擬する無れ。四擬の者破るれば、則ち上、意無く、下、怪無きなり。四擬破れざれば、則ち身を隕し國を滅さん。

(一)疑似の物を置きて臣下をして異親の心を生ぜしめず　(二)孽は庶子、適は嫡子なり

甚也。雖古之所謂聖王明君者。其勤身而憂世。不甚於此矣。然而子噲身死國亡。奪於子之。而天下笑之。此其何故也。不明乎所以任臣也。故曰。人臣有五姦。而主不知也。爲人臣者。有侈用財貨賂以取譽者。有務慶賞賜予以移衆者。有務朋黨徇智尊士以擅逞

以て擅に逞うする者有り。(七)務めて解免、罪獄を赦し以て威を事つる者有り。務めて下の直曲を奉じ、(八)恠言偉服瑰稱以て民の耳目を眩する者有り。此の五者は明君の疑ふ所にして聖主の禁ずる所なり。此の五者を去れば則ち(九)譟詐の人敢て北面して談立せず。文言多く實行寡くして、法に當らざる者敢て情を誣ひて以て談說せず。是れを以て羣臣居れば則ち身を修め、動けば則ち力に任せ、上の令に非ざれば敢て(一〇)擅作疾言して事を誣ひず。此れ聖王の臣下を牧する所以なり。

(一) 美女を愛せず (二) 音樂を好まず、鐘石の石は石にて造りたる樂器即ち磬の類 (三) 汙池は池沼、臺榭はたかどの、うてななり、堙せずは閉塞せず (四) 用材貨賂を多くして人君の左右近侍のものに取り入りて譽を求めて信用せられんことを思ふ (五) 私恩を施し衆心を移して已に向はしむ (六) 朋黨を結び、智を吹聽し、士を尊び、擅に高名を逞うす (七) 罪人を赦して恩を囚人に施して威を立つ (八) 民の毀譽するところを奉行して媚を下に取り、異言異服奇怪の說を以て衆人を惑はす (九) 喧譟詐僞のものも北面して王の前に談說することなし (一〇) 勝手に事を爲したり、無暗に喋舌を以て事を詐りたりなどせず

進退不レ肅。應對不レ恭者。斬ニ於前一。故居處飲食。如レ此其不レ節也。制刑殺戮。如レ此其無レ度也。然敵侯襲レ國數十年。兵不レ頓ニ於敵國一。地不レ虧ニ於四鄰一。內無ニ君臣百官之亂一。外無ニ諸侯鄰國之患一。明下於所中以任上臣也。

る所以を明にすればなり。

(一)浮淫は水に浮びて魚を捕ふ　(二)甯は竹の筒なり　(三)頓は敗北なり

燕君子噲。召公奭之後也。地方數千里。持戟數千萬。不レ安ニ子女之樂一。不レ聽ニ鐘石之聲一。內不レ堙ニ汙池臺榭一。外不ニ畢弋田獵一。又親操ニ耒耨一。以修ニ畎畝一。子噲之苦レ身以憂レ民。如レ此其

燕君子噲は召公奭の後なり。地方數千里、持戟數千萬、(一)子女の樂に安んぜず、(二)鐘石の聲を聽かず。內は(三)汙池臺榭に堙せず、外は畢弋田獵せず、又親ら耒耨を操り、以て畎畝を修む。子噲の身を苦め以て民を憂ふる此の如く其れ甚しきなり。古の所謂聖王明君なる者と雖も、其れ身を勤めて而して世を憂ふと此れより甚しからず。然り而して子噲は身死し國亡び、子之に奪はれて天下之れを笑ふ。此れ其れ何の故ぞや、臣に任ずる所以を明にせざればなり。故に曰く、人臣五姦有り、而して主知らざるなり。人臣たる者、(四)用財貨賂を修り以て譽を取る者有り。(五)慶賞賜予を務め以て衆を移す者有り。(六)朋黨を務め智を徇へ、士を尊び

臣弑レ君而取レ國者衆矣。然則雖之從レ內起與二從レ外作一者、相半也。能一盡二其民力一、破レ國殺レ身者。尚皆賢主也。若夫轉レ法易レ位。全レ衆傳レ國最其病也。爲二人主一者。誠明二於臣之所一レ言、則雖下畢弋馳騁。撞レ鐘舞上レ女。國猶且存也。不レ明二臣之所一レ言。雖下節儉勤勞。布衣惡食上。國猶自亡也。

を撞き女を舞はすと雖も、國猶ほ且存するなり。臣の言ふ所を明にせざれば、節儉勤勞、布衣惡食すと雖も、國猶ほ自ら亡ぶるなり。

(一) 諸侯の權を借りて自己の國を輕んず　(二) 畢はすくひあみ、弋は射ぐるみ、馬を馳せて田獵を事とす　(三) 鐘鼓を鳴らし、女を舞はして妓樂に耽る

趙之先君敬侯。不レ修二德行一。而好レ縱レ欲。適二身體之所一レ安。耳目之所レ樂。冬日畢弋。夏浮淫。爲二長夜一數日。不レ廢レ御レ觴。不レ能レ飲者。以レ筩灌二其口一。

趙の先君敬侯德行を修めず、好みて欲を縱にし、身體の安んずる所、耳目の樂む所に適し、冬日は畢弋し、夏は浮淫(一)し、長夜〔の飲〕を爲すこと數日。觴を御するを廢せず。飲む能はざる者には筩を以て其口を灌ぎ、進退肅ならず、應對恭ならざる者は前に斬る。故に居處飲食(二)此の如く其れ節ならざるなり。制刑殺戮此の如く其れ度無きなり。然れども敬侯國を饗くる數十年、兵、敵國に頓(三)せず。地、四鄰に虧けず、內に君臣百官の亂なく、外に諸侯鄰國の患無きは臣を任ず

也。度二其行一。暴亂之兵也。然四王自廣措也。而天下稱レ大焉。自顯レ名也。而天下稱レ明焉。則威足三以臨二天下一。利足二以蓋一レ世。天下從レ之。又曰。以二今時之所一レ聞。田成子取レ齊。司城子罕取レ宋。太宰欣取レ鄭。單氏取レ周。易牙之取レ衛。韓魏趙三子分レ晉。此六人臣之弑二其君一者也。姦臣聞レ此。蹷然舉レ耳以爲レ是也。故内構二黨與一外攄二巷族一觀レ時發レ事。一舉而取二國家一。

(一) 父子相續ぐを世といひ、兄弟相續ぐを及といふ　(二) その黨與を形成し、巨族をあつむ　(三) 四王の本心を察するに天下を得んと欲したるなり

且夫内以二黨與一劫二弑其君一。外以二諸侯之權一。矯二易其國一。隱二正道一持二私曲一。上禁レ君。下撓レ治者。不レ可二勝數一也。是何也。則不レ明二於擇レ臣也。記曰。周宣王以來。亡レ國數十。其

且夫れ内は黨與を以て其君を劫弑し、外は諸侯の(一)權を以て其國を矯易し、正道を隱し、私曲を持し、上は君を禁じ、下に治を撓むる者勝げて數ふべからざるなり。是れ何ぞや。則ち臣を擇ぶに明ならざればなり。記に曰く、周の宣王以來國を亡ぼす數十。其臣君を弑して國を取る者衆し。然らば則ち難の内より起ると外より作る者と相半するなり。能く一に其民力を盡し、國を破り身を殺す者尚ほ皆賢主なり。若し夫れ法を轉じ位を易へ、衆を全くし國を傳ふるは最も其病なり。人主たる者、誠に臣の言ふ所を明にすれば、則ち畢弋(一)馳騁、鐘(二)

彌衆。又有姦邪之意。則姦人愈反而說之曰。古之所謂。聖王明君者。非長幼弱也•及以次序也。以其構黨與。聚巷族。偪上殺君。而求其利也。彼曰。何如其然也。因曰。舜偪堯。禹偪舜。湯放桀。武王伐紂。此四王者。人臣弑其君者也。而天下譽之。察四王之情。貪得之意

て之れを說ばして曰く、古の所謂聖王明君は幼弱より長じ、（二）世及に次序を以てするに非ざるなり。其の黨與を構へ、巷族を聚め、上に偪り君を殺し、其利を求むを以てするなり。彼曰く、何如ぞ其れ然るやと。因りて曰く、舜は堯に偪り、禹は舜に偪り、湯は桀を放ち、武王は紂を伐つ。此の四王は人臣にして其君を弑する者なり。天下之れを譽む。（三）四王の情を察するに、得るを貪るの意なり。其行を度るに、暴亂の兵なり。然れども四王自ら廣く措くや、天下大と稱す。自ら名を顯すや、天下明と稱す。則ち威は以て天下に臨むに足り、利は以て世を蓋ふに足る。天下之れに從ふ。又曰く、今時の聞く所を以てすれば、田成子は齊を取り、司城子罕は宋を取り、太宰欣は鄭を取り、單氏は周を取り、易牙之は衞を取り、韓魏趙三子は晉を分つ。此の八は人臣の其君を弑する者なり。姦臣此れを聞き、蹶然として耳を擧げ、以て是と爲すなり。故に内黨與を構へ、外に巷族を摭めて時を觀て事を發し、一擧して國家を取る。

之士外託二爲諸侯之寵使一。假レ之以二輿馬一。信レ之以二瑞節一。鎭レ之以二辭令一。資レ之以二幣帛一。使二諸侯一而淫二說其主一。微挾レ私而公議。所二爲使一者。異國之主也。所レ爲談一者。左右之人也。主說二其言一而辯二其辭一。以二此人者天下之賢士一也。內外左右其諷一而語同。大者。不レ辭下卑レ身尊レ位以下上之。小者高レ爵重レ祿以利レ之。

れを信ぜしむるに瑞節(二)を以てし、之れを鎭(三)するに辭令を以てし、之れを資くるに幣帛を以てし、諸侯(四)に使して其主に淫說し、微(五)に私を挾みて公議す。爲めに使する所の者は異國の主なり。爲めに談ずる所の者は左右の人なり。主其言を說びて其辭を辯とし、此の人は天下の賢士なりと以ふ。內外左右其諷一にして語同じく、大なる者は身を卑くし位を尊くし以て之れに下るに難からず。小なる者は爵を高くし祿を重んじ以て之れを利す。

(一) 詐僞をする士をして諸侯より來りて己を貴重する使者の如くせしむ　(二) 瑞は玉、節は竹、信を爲さしむる所以なり　(三) 鎭は鎭重なり、補塡するなり　(四) 他の諸侯に使して其の主を淫說す　(五) 微に私心を懷挾して公議の如くせしむ

夫姦人之爵祿重。而黨與

夫れ姦人の爵祿重くして黨與彌々衆く、又姦邪の意有れば、則ち姦人愈々反り

則不ㇾ知㆓其臣之意行㆒而任ㇾ之以ㇾ國。故小ㇾ之名卑地削。大ㇾ之國亡身死。不ㇾ明㆓於用テ臣也。夫無㆔數以度㆓其臣㆒。而必以㆓衆人之口㆒斷ㇾ之。衆之所ㇾ譽從而悅ㇾ之。衆之所ㇾ非從而憎ㇾ之。故爲㆓人臣㆒者。破ㇾ家殘ㇾ賥。內構㆓黨與㆒。外接㆓巷族㆒。以爲ㇾ譽。從陰約結以相固也。虛相㆓與爵祿㆒以相勸也。且與ㇾ我者。將ㇾ利ㇾ之。不ㇾ與ㇾ我者將ㇾ害ㇾ之。衆貪㆓其利㆒。劫㆓其威㆒。彼誠喜則能利ㇾ己。忌怒則能害ㇾ己。衆歸而民留ㇾ之。以ㇾ譽盈㆓於國㆒。發㆓聞於主㆒。主不ㇾ能ㇾ理㆓其情㆒。因以爲ㇾ賢。

は巷族(六)に接し、以て譽を爲し、從陰(七)約結して以て相固くするなり。虛しく爵祿を相與へ以て相勸むるなり。且我に與する者は將に之れを利せんとす。我に與せざる者は將に之れを害せんとす。衆其の利を貪りて其の威を劫かし、彼誠に喜べば則ち能く己を利し、忌み怒れば則ち能く己を害す。衆歸(八)して民之れに留り、譽を以て國に盈ち、主に發聞ず。主其情を理むる能はず。因りて以て賢と爲す。

㈠ 太公望の傳說 ㈡ 寗子、管仲 ㈢ 伊尹、寗戚、百里奚 ㈣ 術數を以て臣下の言行を度るなく、必ず衆人の言ふところを聽きて決斷す ㈤ 賥は貨財なり ㈥ 巷族は巨族なるべし ㈦ 從陰は合從して私交を爲すなり ㈧ 衆民相歸して之れに聚り、虛なる譽が國中に滿ち人主の耳にまで聞ゆ

彼又使㆓譎詐

彼又譎詐(一)の士をして外諸侯の寵使を託爲しめ、之れに假するに輿馬に以てし、之

並退。故一舉而能服諸侯。其在記。曰、堯有丹朱。而舜有商均。啓有五觀。商有太甲。武王有管蔡。五王之所誅者。皆父兄子弟之親也。而所殺亡其身殘破其家者。何也。以其害國傷民。敗法圯類也。

者は何ぞや、其の國を害し民を傷ひ、法を敗り類を圯るを以てなり。

⊖ 國語楚語などの記を云ふ

觀其所舉。或在山林藪澤巖穴之間。或在囹圄緤紲纆索之中。或在割烹芻牧飯牛之事。然而明主不羞其卑賤也。以其能可以明法。便國利民。從而舉之。身安名尊。亂主

其の舉ぐる所を觀るに、或は山林藪澤巖穴(一)の間に在り。或は囹圄緤紲纆索(二)の中に在り、或は割烹芻牧飯牛(三)の事に在り。然り而して明主は其卑賤を羞とせざるなり。其の能く以て法を明にし、國に便し民を利すべきを以て從ひて之れを舉ぐ。身安く名尊し。亂主は則ち然らず。其臣の意行を知らず、之れに任ずるに國を以てす。故に之れを小にしては名卑く地削られ、之れを大にしては國亡び身死す。臣を用ふるを明にせざればなり。夫れ數(四)の以て其臣を度する無く、必ず衆人の口を以て之れを斷ず。衆の譽むる所は從ひて之れを悅び、衆の非とする所は從ひて之れを憎む。故に人臣たる者家を破り財(五)を殘ひ、內は黨與を構へ、外

殺。國分爲レ二。鄭子陽身殺。國分爲レ三。陳靈公身死二於夏徵舒氏一。荊靈王死二於乾谿之上一。隨亡二於荊一。吳幷二於越一。智伯滅二於晉陽之下一。桓公身死。七日不レ收。故曰。諂諛之臣。唯聖王知レ之。而亂主近レ之。故至二身死國亡一。

り、陳の靈公は、身、夏徵舒氏に死し、荊の靈王は乾谿の上に死し、隨は荊に亡び、吳は越に幷せられ、智伯は晉陽の下に滅び、桓公は身死して七日收められず。(一)故に曰く、諂諛の臣(二)は唯聖王のみ之れを知り、而して亂主は之れに近く。故に身死し國亡ぶるに至る。

(一) 七日の上に六十の字あるべし、卽ち六十七日なり　(二) 諂諛の臣は賢聖の人主に非ざれば察する能はず、昏亂の主の如きは反りて喜びて親任するを以て身死し國亡ぶ

聖王明主則不レ然。內擧不レ避レ親。外擧不レ避レ讎。是在焉。從而擧レ之。非在焉。從而罰レ之。是以賢良遂進而姦邪

聖王明主は則ち然らず。內擧は親をも避けず、外擧は讎をも避けず。是在れば從ひて之れを擧ぐ、非在れば從ひて之れを罰す。是れを以て賢良遂に進み、姦邪並に退く。故に一擧して能く諸侯を服す。其れ記(一)に在り。曰く、堯に丹朱有り。舜に商均有り。啓に五觀有り。商に太甲有り。武王に管蔡有り。五王の誅する所の者は皆父兄子弟の親なり。而して其身を殺亡し其家を殘破する所の

若夫周滑伯。鄭王孫申。陳公孫寧。儀行父。荊芊尹申亥。隨少師。越種子。吳王孫頟。晉陽成泄。齊豎刁。易牙。此十二人者之爲二其臣一也。皆思二小利一而忘二法義一。進則揜二蔽賢良一。以陰闇二其主一。退則撓二亂百官一而爲二禍難一。皆輔二其君一。共二其欲一。苟得三一說二於主一。雖レ破レ國殺レ衆。不レ難レ爲也。有レ臣如レ此。雖レ當二聖主一。尙恐レ奪レ之。而況昏亂之君。其能無レ失乎。有レ臣如レ此者。皆身死國亡。爲二天下笑一。

若し夫れ周の滑伯・鄭の王孫申・陳の公孫寧・儀行父・荊の芊尹・申亥・隨の少師・越の種子・吳の王孫頟・晉の陽成泄・齊の豎刁・易牙、此の十二人（一）の者の其臣たるや、皆小利を思ひて法義を忘れ、進めば則ち賢良を揜蔽し、以て陰に其主を闇まし、退けば則ち百官を撓亂して禍難を爲し、皆其君を輔け、其欲を共にし、苟も一たび主に說くを得ば、國を破り衆を殺すと雖も、爲すに難からざるなり。臣有る此の如き、聖主に（二）當ると雖も尙ほ之れを奪はれんを恐る。而るを況や昏亂の君、其れ能く失ふ無からんや。臣有る此の如き者、皆身死し國亡び天下の笑と爲る。

（一）一人不足、或は誤なるべし　（二）聖主の世に當りてもなほ君の志を奪はんとす

故周威公。身

故に周の威公は身殺され國分れて二と爲り、鄭の子陽は身殺され國分れて三と爲

偪レ君。下亂レ治。援レ外以撓レ內。親レ下以謀レ上。不レ難レ爲也。如レ此臣者。唯聖王智主能禁レ之。若夫昏亂之君。能見レ之乎。若夫后稷。皐陶。伊尹。周公旦。太公望。管仲。隰朋。百里奚。蹇叔。舅犯。趙衰。范蠡。大夫種。逄同。華登此十五人者。其爲レ臣也。皆夙興夜寐。卑レ身賤レ體。竦レ心白レ意。明二刑辟一治二官職一。以事二其君一。進二善言一。通二道法一。而不三敢矜二其善一。有二成功立事一。而不三敢伐二其勞一。不レ難レ破レ家以便レ國。殺レ身以安レ主。以二其主一爲二高天泰山之尊一。而以二其身一爲二壑谷鬴洧之害一。主有二明名廣譽於國一。而身不レ難レ受二壑谷鬴洧之害一。如レ此臣者。雖レ當二昏亂之主一。尚可レ致レ功。況於二顯明之主一乎。此謂二霸王之佐一也。

體を賤しくし、心を竦にし意を白にし、(三)刑辟を明にし官職を治め、以て其君に事へ、(四)善言を進め道法を通じ、而も敢て其善に矜らず、成功立事有るも敢て其勞に伐らず、家を破りて以て國に便し、身を殺しても以て主を安んずるに難からず。其主を以て高天泰山の尊を爲し、其身を以て(五)壑谷鬴洧の害と爲る。主、國に明名廣譽有るも身は壑谷鬴洧の害を受くるを難からず。此の如き臣は、昏亂の主に當ると雖も尙ほ功を致すべし。況や顯明の主に於てをや。此之を霸王の佐と謂ふなり。

(一)外國を援けてその後援にて內をたわむ　(二)下を親しみて人望を得て上を謀ることをも爲し兼ねざるなり　(三)刑辟は罪によりて刑罰にあつること　(四)善言を進めて爲めを思ひ、道術法令を說きて君に進むるも決して善にはこらず、功を成し事を定むるも決して勞をほこらず　(五)鬴洧は義詳ならず、二水の名と見るべし

聽事行。則如二師徒之合一。一言而不レ聽。一事而不レ行。則陵二其主一以レ語。從レ之以二其威一。雖下其死家破。要領不レ屬。手足異レ處。不レ難レ爲也。如レ此臣者。先古聖王。皆不レ能レ忍也。當二今之時一。將安用レ之。

すと雖も、爲すに難からざるなり。此の如き臣は、先古聖王も皆忍ぶ能はざるなり。今の時に當り、將た安んぞ之れを用ひん。

㈠ 强ひて諫むること ㈡ 君を視ること師と弟子とよく合へるが如し ㈢ 要は腰なり。腰と領と相連らず、腰刑に處せらるゝをいふ

若夫齊田恆。宋子罕。魯季孫意如。晉僑如。衞子南勁。鄭太宰欣。楚白公。周單荼。燕子之。此九人者之爲二其臣一也。皆朋黨比周。以事二其君一。隱二正道一而行二私曲一。上偪レ

若し夫れ齊の田恆・宋の子罕・魯の季孫意如・晉の僑如・衞の子南勁・鄭の太宰欣・楚の白公・周の單荼・燕子之、此の九人の者の其臣たるや、皆朋黨比周以て其君に事へ、正道を隱して私曲を行ひ、上は君に偪り、下は治を亂し、(二)外を援けて以て内を撓め、(一)下を親しみて以て上を謀るも爲すに難からざるなり。此の如き臣は唯聖王智主の能く之れを禁ず。若し夫れ昏亂の君は、能く之れを見んや。若し夫れ后稷・皐陶・伊尹・周公旦・太公望・管仲・隰朋・百里奚・蹇叔・舅犯・趙衰・范蠡・大夫種・逢同・華登、此の十五人は其の臣たるや、皆夙に興き夜に寐ね、身を卑くし

者。皆上見利不喜。下臨難不恐。或與之天下。而不取。有卑辱之名。則不樂食穀之利。夫見利不喜。上雖厚賞無以勸之。臨難不恐。上雖嚴刑。無以威之。此之謂不令之民也。此十二人者。或伏死於窟穴。或槁死於草木。或饑餓於山谷。或沈溺於水泉。有民如此。先古聖王。皆不能臣。當今之時。將安用之。

れざれば、上嚴刑すと雖も、以て之れを威す無し。此れを之れ不令(二)の民と謂ふなり。此十二人の者は或は窟穴のうちに伏死し、或は草木とともに槁死し、或は山谷のうちに饑餓し、或は水泉のうちに沈溺す。民有る此の如し。先古の聖王すら皆臣とする能はざりき。今の時に當りて將安んぞ之れを用ひん。

(一) 汚辱の名あれば食祿の利をも顧はず。食穀は祿なり、臣事して祿を受くるなり　(二) 不令は上の令に從はざるなり。如何なる明君にても之れを用ふること能はず

若夫關龍逢。王子比干隨季梁陳泄冶楚申胥。吳子胥此六人者。皆疾爭彊諫。以勝其君。言

若し夫れ關龍逢・王子比干・隨の季梁・陳の泄冶・楚の申胥・吳の子胥、此の六人は皆疾爭彊諫(一)、以て其君に勝ち、言聽かれ事行はるれば則ち師徒の合ふが如く、一言だも聽かれず、一事にだも行はれざれば、則ち其主を陵ぐ(二)に語を以てし、之れに從ふに其威を以てし、身死し、家破れ、要領(三)屬せず、手足處を異に

臣也言レ是如レ非。言レ非如レ是。內險以賊二其外一。小謹以徵二其善一。稱二道往古一。使二良事沮一。善禪二其主一以集二精微一。亂レ之以二其所一レ好。此夫郎中左右之類者也。往世之主。有下得レ人而身安國存者上。有下得レ人而身危國亡者一。得レ人之名一也。而利害相千萬也。故人主左右不レ可レ不レ愼也。爲二人主一者。誠明二於臣之所一レ言。則別二賢不肖一如二墨白一矣。

往世の主、人を得て身安く國存したる者有り。人を得て身危く國亡びたる者有り。人を得るの名は一なり。而も利害は相千萬するなり。故に人主の左右愼しまざる可からざるなり。(四)人主爲る者誠に臣の言ふ所を明にせば、則ち賢不肖を別つは墨白の如し。

(一)故事を稱道して、良好たる謀を沮ましめ、巧に其の主を諛惑し、天下の精微を掇集して有道者の如くす　(二)人主の心を亂すに其の好める聲色等を以てす　(三)上の郎中左右には此の如き者多し　(四)人主たるもの誠に臣下の言ふところを辨別して迷はざれば、賢愚を分つこと恰も黑白を分つが如し

若夫許由。續牙。晉伯陽。秦顚頡。衞僑如。狐不稽。重明。董不識。卞隨。務光。伯夷。叔齊。此十二人

若し夫れ許由・續牙・晉伯陽・秦顚頡・衞僑如・狐不稽・重明・董不識・卞隨・務光・伯夷・叔齊、此の十二人の者は、皆上、利を見るも喜ばず、下、難に臨むも恐れず、或は之れに天下を與ふるも取らず。(一)卑辱の名有れば則ち食穀の利を樂はず。夫れ利を見て喜ばざるは、上厚賞すと雖も以て之れを勸むる無く、難に臨みて恐

仁義智能。而不レ知下卑レ主危レ國者之必以中仁義智能上也。故有道之主遠二仁義一去二智能一服レ之以レ法。是以譽廣而名威。民治而國安。知レ用レ民之法也。凡術也者。主之所レ執也。法也者。官之所レ師也。然使三郎中日聞二道於郎門之外一。以至二於境內一。日見レ法又非二其難者一也。

り。

(一) 此篇人臣の疑行と人主の疑物とを論説す、二者皆國の危亡する所以なり (二) 功無き人を賞し、罪無き民を罰するは不明の君なり (三) 有功を賞し、有罪を罰して其の當を失はざるは人を恃みて己を恃まず、如何なる君にも爲し得、されど巧を生じ過を止むることは能はず (四) 太古の法は其の心を禁ぜしを以て姦心なく、中古は言を禁ぜしを以て姦謀を口にせず、當世は民の爲す事を禁ず (五) 郎中の近臣をして日に道を郎門の外に聞かしめ、延きて國中の衆民に至るまで仁義禮智能に倣はしむるは難きことに非ず

昔者有扈氏有二失度一。讙兜氏有二孤男一。三苗有二成駒一。桀有二侯侈一。紂有二崇侯虎一。晉有二狐優施一。此六人者亡國之

昔者有扈氏に失度有り。讙兜氏に孤男有り。三苗に成駒有り。桀に侯侈有り。紂に崇侯虎有り。晉に狐優施有り。此六人は亡國の臣なり。是を言ふに非の如く、非を言ふに是の如く、內は險にして以て其の外を賊り、小謹にして以て其善を徵し、(一)往古を稱道して良事をして沮ましめ、善く其主を禪にし、以て精微を集む。(二)之れを亂すに其の好む所を以てす。此れ(三)夫れ郎中左右の類なる者なり。

凡治之大者。非レ謂二其賞罰之當一也。賞二無功之人一。罰二不辜之民一。非二所レ謂明一也。賞二有功一罰二有罰一而不レ失二其當一。乃在二於人一者也。非下能生レ功止レ過者上也。是故禁レ姦之法。太上禁二其心一。其次禁二其言一。其次禁二其事一。今世皆曰。尊レ主安レ國者必以二

説疑

凡そ治の大なる者、其賞罰の當を謂ふのみに非ざるなり。無功の人を賞し不辜の民を罰するは所謂明に非ざるなり。有功を賞し、有罪を罰して其當を失はざるは、乃ち人に在る者なり。能く功を生じ、過を止むる者に非ざるなり。是れが故に姦を禁ずるの法、太上は其心を禁じ、其次は其言を禁じ、其次は其事を禁ず。今の世皆曰く、主を尊び國を安んずる者、必ず仁義智能を以てすと。主を卑くし國を危くするは必ず仁義智能を以てするを和らざるなり。故に有道の主は仁義を遠ざけ、智能を去り、之れを服するに法を以てす。是れを以て譽廣くして名威なり、民治まりて國安し。民を用ふるの法を知ればなり。凡そ術なる者は主の執る所なり。法なる者は官の師とする所なり。然らば郎中をして日に道を郎門の外に聞かしめ以て境内に至り、日に法を見るは又其難き者に非ざるな

也。人主以二一國目一視。故視莫レ明レ焉。以二一國耳一聽。故聽莫レ聰レ焉。今知而弗レ言。則人主尚安假借矣。

商君之法曰。斬二一首一者。爵一級。欲レ爲レ官者爲二五十石之官一。斬二二首一者爵二級。欲レ爲レ官者。爲二百石之官一。官爵之遷。與二斬首之功一。相稱也。今有レ法。曰。斬レ首者。令レ爲二醫匠一。則屋不レ成而病不レ已。夫匠者。手巧也。而醫者。劑レ藥也。而以二斬首之功一爲レ之。則不レ當二其能一。今治レ官者。智能也。今斬レ首者。勇力也。以二勇力之所一レ加。而治二智能之官一。是以二斬首之功一。爲二醫匠一也。故曰。二子之於二法術一。皆未レ盡レ善也。

商君の法に曰く、一首を斬る者は爵一級、官と爲らんと欲する者は五十石の官と爲す。二首を斬る者は爵二級、官と爲らんと欲する者は百石の官と爲す。官爵の遷る、斬首の功と相稱ふなり。今法有り、曰く、首を斬る者は醫匠(一)たらしめんと。則ち屋は成らずして病は已えず(二)。夫れ匠者は手巧なり、醫は藥を劑するなり。斬首の功を以てこれを爲すは則ち其能に當らず。今官を治むる者は智能なり。今首を斬る者は勇力なり。勇力の加はる所を以て智能の官を治む。是れ斬首の功を以て醫匠と爲すなり。故に曰く、二子の法術に於ける皆未だ善を盡さざるなり。

(一) 醫者と大工　(二) そんな者にては屋を成す能はず病人を治する能はず

即位。甘茂以秦殉周。武王死。昭襄王即位。穰侯越韓魏而東攻齊五年。而秦不益尺土之地。乃城其陶邑之封。應侯攻韓八年。城其汝南之封。自是以來。諸用秦者。皆應穰之類也。故勝則大臣尊。益地則私封立。主無術以知姦也。商君雖十飾其法。人臣反用其資。故乘彊秦之資。數十年而不至於帝王者。法不勤飾於官。主無術於上之患也。

㊀告相坐は告姦相坐なり、告姦連坐にて、姦を告げざるものは腰斬、姦を告ぐる者は敵の首を斬ると同賞　㊁五家を伍となし、二伍を什となす。一家姦有り、掲ぐれば罪を免れ、掲げざれば九家罪り　㊂資彊は君の有と爲らずして却て大臣の柄を握むに資益するのみ

問者曰。主用申子之術。而官行商君之法可乎。對曰。申子未盡於法也。申子言。治不踰官。雖知弗言。治不踰官。謂之守職可也。知而弗言。是謂過。

問ふ者曰く、主、申子の術を用ひて、官、商君の法を行はば可ならんや。對へて曰く、申子未だ法を盡さざるなり。申子言ふ、治は官を踰えず、知ると雖も言はずと。治は官を踰えずとは之れを職を守ると謂ふも可なり。知りて言はざるは是れ過と謂ふなり。人主は一國の目を以て視る。故に視ること焉より明なる莫し。一國の耳を以て聽く、故に聽、こと焉より聰なる莫し。今知りて言はざれば則ち人主尙ほ安んぞ假借せん。(一)

㊀いづくに耳目を借りて姦邪を知るを得んや

公孫鞅之治㆑
秦也、設㆓告相
坐㆒而責㆓其實㆒。
連㆓什伍㆒而同㆓
其罪㆒。賞厚而
信。刑重而必。
是以其民用㆑
力。勞而不㆑休。
逐㆑敵危而不㆑
却。故其國富
而兵彊。然而
無㆓術以知㆑姦。
則以㆓其富彊㆒
也。資㆓人臣㆒而
已矣。及㆓孝公
商君死㆒。惠王
卽㆑位。秦法未㆑
敗也。而張儀
以㆑秦殉㆓韓魏㆒。
惠王死武王

公孫鞅の秦を治むるや、（一）告相坐を設けて其實を責め、（二）什伍を連ねて其罪を同じくし、賞厚くして信、刑重くして必、是れを以て其民力を用ひ、勞して休まず、敵を逐ふに危くとも却かず。故に其國富みて兵彊かりき。然り而して術の以て姦を知る無ければ、則ち其富彊を以てするも人臣を資くるのみ。孝公・商君の死するに及びて惠王位に卽き、（三）秦法未だ敗れず。張儀、秦を以て韓魏を殉ふ。惠王死し、武王位に卽き、甘茂、秦を以て周を殉ふ。武王死し、昭襄王位に卽き、穰侯、韓魏を越えて、東、齊を攻むる五年。秦、尺土の地を益さず。乃ち其陶邑の封を城く。應侯、韓を攻むる八年、其汝南の封に城くのみ。是れより以來諸〻秦を用ふる者皆應穰の類なり。故に戰勝てば則ち大臣尊く、地を益せば則ち私封立ち、主、術の以て姦を知る無ければなり。商君其の法を十たび飾ふと雖も、人臣反りて其資を用ふ。故に彊秦の資に乘ずる數十年、帝王に至らざる者、法、官に勤飾せず、主、上に術無きの患なり。

聞必於民心。賞存乎愼法、而罰加乎姦令者也。此人臣之所師也。君無術則弊於上。臣無法則亂於下。此不可一無。皆帝王之具也。

問者曰、徒術而無法、徒法而無術、其不可何哉。對曰、申不害韓昭侯之佐也。韓者晉之別國也。晉之故法未息、而韓之新法又生。先君之令未收、而後君之令又下。而姦臣猶有所譎其辭矣。故託萬乘之勁韓、七十年而不至於霸王者、雖用術於上、法不勤飾於官之患也。

問ふ者曰く、徒術にして法無く、徒法にして術無きは、其の不可なるは何ぞや。對へて曰く、申不害は韓の昭侯の佐なり。韓は晉の別れたる國なり。晉の故法未だ息まざるに韓の新法又生ず。先君の令未だ收めざるに後君の令又下る。〔申不害其法を擅にせず、其憲令を一にせざれば則ち姦多かりき。故に利、故法前令に在れば則ち之れに道り、利、新法後令に在れば則ち之れに道り、新故相反し前後相悖るあれば則ち申不害十たび昭侯をして術を用ひしむるとも〕而も姦臣猶ほ以て其辭を譎る所有り。故に萬乘の勁き韓に託し、七十年にして霸王に至らざる者は術を上に用ふと雖も法、官を勤飾せざるの患なり。

(一) 術のみにして法なく　(二) 法のみにして術なきは何故ぞ　(三) 此句底本に脱せるを以て補ひ譯す、「申不害不擅其法、不一其憲令、則姦多。故利在故法前令則道之。利在新法後令則道之。新故相反、前後相悖、則申不害雖十使昭侯用術」　(四) 勤飾はつとめととのへる

問者曰。申不害公孫鞅。此二家之言。孰急二於國一。應レ之曰。是不レ可レ程也。人不レ食十日則死。大寒之隆。不レ衣亦死。謂三之衣食孰急二於人一。則是不レ可二一無一也。皆養生之具也。今申不害言レ術而公孫鞅爲レ法。術者。因レ任而授レ官。循レ名而責レ實。操二殺生之柄一。課二羣臣之能一者也。此人主之所レ執也。法者。憲令著二於官府一。刑

定法（一）

問ふ者曰く、申不害、公孫鞅、此の二家の言孰れか國に急なる。之れに應へて曰く、是れ程かるべからざるなり。人食はざる十日なれば則ち死す。大寒の隆、衣ざるも亦死す。之れを衣食孰れか人に急なると謂ふ、則ち是れ一も無かるべからざるなり。皆養生の具なり。今申不害術を言ひ、公孫鞅法を爲す。術は任に因りて官を授け、名に循ひて實を責め、殺生の柄を操り、羣臣の能を課する者なり。此れ人主の執る所なり。法は憲令官府に著はし、刑罰民心に必ずす、賞は法を愼むに存し、罰は令を姦すものに加はる者なり。此れ人臣の師とする所なり。君術無くば則ち上に弊はれ（二）、臣法無ければ則ち下に亂る。此れ一も無かるべからず。皆帝王の具なり。

（一）法術の必要及び實効を論ず　（二）蔽なり、上に在りて其智を蔽はる

韓子曰。臣明二先生之言一也。夫治二天下之柄一齊二民萌之度一。甚未レ易レ處也。然所下以廢二先王之教一而行中賤臣之所上取者。竊以爲。立二法術一設二度數一所下以利二民萌一便中衆庶上之道也。故不レ憚二亂主闇上之患禍一而必思下以齊中民萌之資利上者。仁智之行也。憚二亂主闇上之患禍一而避二乎死亡之害一。知明而不レ見二民萌之資利一者。貪鄙之爲也。臣不レ忍レ嚮二貪鄙之爲一。不三敢傷二仁智之行一。先生有二幸レ臣之意一。然有二大傷レ臣之實一。

韓子曰く、臣先生の言を明にするなり。夫れ天下の柄を治め民萌(一)の度を齊しくするは甚だ未だ處し易からざるなり。然れども先生の教を廢し、賤臣の取る所を行ふ所以の者は、竊に以爲へらく、法術を立て度數を設くるは民萌を利し衆庶に便にする所以の道なればなり。故に亂主闇上の患禍を憚らず、必ず以て民萌の資利を齊へんと思ふ者は仁智の行なり。亂主闇上の患禍を憚りて死亡の害を避け、智明なるに民萌の資利を見ざる者は貪鄙の爲めなり。臣貪鄙の爲めに嚮ふに忍びず、敢て仁智の行を傷らず。先生臣を幸するの意あり。然れども大に臣を傷くるの實有り。

(一) 人民

州部之關。豈明主上之備哉。

堂谿公謂韓子曰。臣聞。服禮辭讓。全之術也。修行退智。遂之道也。今先生立法術。設度數。臣竊以爲危於身。而殆於軀。何以效之。所聞先生術曰。楚不用吳起。而削亂。秦行商君。而富彊。二子之言。已當矣。然而吳起支解。而商君車裂者。不逢世遇主之患也。逢遇不可必也。患禍不可斥也。夫舍乎全遂之道。而肆乎危殆之行。竊爲先生無取焉。

堂谿公、韓子に謂ひて曰く、臣聞く、服禮辭讓は全くするの術なり。(一)修行退智は遂ぐるの術なり。(二)今先生法術を立て度數を設く。臣竊に以爲らく身を危くして軀に殆し、何を以て之れを效す。聞く所の先生の術に曰く、楚、吳起を用ひずして削亂し、秦、商君を行ひて富彊、二子の言已に當れり。然り而して吳起は支解せられ、商君車裂せらるゝは、世に逢ひ生に遇はざるの患なり。(三)逢遇必ずすべからざるなり。患禍斥くべからざるなり。夫れ全遂の道を舍てて危殆の行を肆にす。竊に先生の爲めに取る無し。

(一) 禮を行ひて謙遜なるは身を全くするの術なり (二) 行を修み智を隱すは生を遂ぐる術なり (三) 治世の明主に遭遇せざる爲めなり、遭遇の事はあらかじめ定むる能はず、患禍は避くべからず

徐渠問二田鳩一曰。臣聞。智士不レ襲レ下而遇レ君。聖人不レ見レ功而接レ上。今陽成義渠明將也。而措二於毛伯一。公孫亶回聖相也。而關二於州部一。何哉。田鳩曰。此無二他故異物一。主有レ度。上行レ術之故也。且足下獨不レ聞下楚將二宋觚一。而失二其政一。魏相二馮離一而亡中其國上。二君者驅二於聲詞一。眩二乎辯說一。不レ試二於毛伯一。不レ關二乎州部一。故有二失政亡國之患一。由レ是觀レ之。夫無二毛伯之

徐渠、田鳩に問ひて曰く、臣聞く、智士は下を襲ねずして君に遇せられ、聖人は功を見はさずして上に接すと。今陽成義渠は明將なり。(二)(三)毛伯に措く。公孫亶回は聖相なり。(四)州部に關るは何ぞや。田鳩曰く、此れ(五)他故異物無し。主度有り、上、術を行ひし故なり。且足下獨り楚、宋觚を將として其の政を失ひ、魏、馮離を相として其の國を亡ぼせしを聞かずや。(六)二君は聲詞に驅られ、辯說に眩し、毛伯を試みず、州部に關らず。故に失政亡國の患有り。是に由りて之れを觀れば、夫れ(七)毛伯の試、州部の關る無き、豈明主上の備ならんや。

(一) 田鳩に問ふを以て篇の名と爲す、田鳩は墨家なり　(二) 襲は重ぬるにて卽ち下役を經ずして、君に遇せられ、功勞あるを待たずして人主に接見を求むと、一見直に將相に至る　(三) 毛伯、恐らくは屯伯の誤ならん、五人の長なり　(四) 州部の小吏より立つこと　(五) 他の故あるに非ず　(六) 楚魏二君は文學に惑はされ、說辭に迷はされ、卒伍に試み州部に驗せざりし故にかく政を失ひ國を亡ぼす　(七) 卒伍の下官に試み、州部の吏に任じ、その技倆を見極めて後に登用するは明君としての用心なり

是以亂世之聽ㇾ言也。以ニ難知一爲ㇾ察。以ニ博文一爲ㇾ辯。其觀ㇾ行也。以ニ離羣一爲ㇾ賢。以ニ犯上一爲ㇾ抗。人主者。說ニ辯察之言一。尊ニ賢抗之行一。故夫作ニ法術一之人。立ニ取捨之行一。別ニ辭爭之論一。而莫ㇾ爲ニ之正一。是以儒服帶劍者衆。而耕戰之士寡。堅白無厚之詞章而憲令之法息。故曰。上不明則辯生焉。

是れを以て亂世(一)の言を聽くや、難知(二)を以て察と爲し、博文を以て辯と爲し、其の行を觀るや、離羣(三)を以て賢と爲し、犯上(四)を以て抗と爲す。人主辯察の言を說び賢抗の行を尊ぶ。故に夫の法術を作るの人、取捨(五)の行を立て、辭爭の論を別つとも、之れが正を爲す莫し。是れを以て儒服帶劍(六)の者衆くして耕戰の士寡く、堅白無厚(七)の詞章はれて憲令の法息む。故に曰く、上不明なれば則ち辯生ず。

(一) 亂世の下に君主を入れて見るべし　(二) 人の容易に知り難きことを言ふを以て明察の智者と爲す　(三) 離群は並みはづれの者　(四) 上を犯し非國家的のものを高尙と爲す　(五) 義を選び私を去るの行を立て、理を明にし邪を闢くの論を分つとも、とても他の辯士の妄言を正す能はず　(六) 儒服して言論を事とする學者、帶劍して遊俠を事とする暴人多く、耕作戰鬪に從事するもの少くなる　(七) 堅白は公孫龍の說、無厚は鄧析の說、共に無用の强辯

問田 (一)

主上有レ令。而民以二文學一非レ之。官府有レ法。民以二私行一矯レ之。人主顧漸二其法令。而遵二學者之智行一。此世之所三以多二文學一也。夫言行者。以二功用一爲二之的彀一者也。夫砥二礪殺矢一而以妄發。其端未二嘗不一レ中二秋毫一也。然而不レ可レ謂二善射一者。無二常儀的一也。設二五寸之的一引二十步之遠。非二羿逢蒙一不レ能二必中一者。有レ常也。故有レ常。則羿逢蒙以二五寸的一爲レ巧。無レ常。則以二妄發之中二秋毫一爲レ拙。今聽レ言觀レ行。不下以二功用一爲中之的彀上。言雖レ至察。行雖レ至堅。則妄發之說也。

私行を以て之れを矯む。(一)人主顧りて其法令を漸して學者の智行を尊ぶ。此れ世の文學多き所以なり。夫れ(二)言行は功用を以て之れが的彀を爲す者なり。夫れ殺矢を砥礪して以て妄りに發す。其端未だ嘗て秋毫に中らずんばあらず。然り而して善射と謂ふべからざる者は常儀の的無ければなり。五寸の的を設け、十歩の遠きを引く。羿逢蒙に非ざれば必ず中つる能はざる者は、常有ればなり。故に常有れば、則ち羿逢蒙五寸の的を以て巧と爲し、常無ければ則ち妄發の秋毫に中るを以て拙と爲す。今言を聽き行を觀るに功用を以て之れが的彀と爲さずんば、言、至察と雖も、行、至堅と雖も、則ち妄發の説なり。

(一) 人主は人民の言を心配してその法令を棄て、學者の智行を尊ぶ。漸は漸く斷けて廢止するなり　(二) 言行はそれ自身の價値あるに非ず、實效を以て的とし、矢ごろとなすものなり

或問曰。辯安生乎。對曰。生二於上之不明一也。問者曰。上之不明。因生レ辨也。何哉。對曰。明主之國。令者言最貴者也。法者事最適者也。言無二二貴一。法不二兩適一。故言行而不レ軌二於法令一者。必禁。若其無二法令一而可下以接レ詐應レ變。生レ利揣二事者。上必采二其言一而責二其實一。言當則有二大利一。不レ當則有二重罪一。是以愚者。畏レ罪而不二敢言一。智者無二以訟一。此所二以無ヒ辯之故也。

或ひと問ひて曰く、(一)辯は安くに生ずるか。對へて曰く、上の不明に生ずるなり。問者曰く、上の不明、因りて辨を生ずとは何ぞや。對へて曰く、明主の國、令は言の最も貴き者なり。法は事の最も適する者なり。(二)言二貴無く、(三)法は兩適せず。故に言行にして法令に軌せざる者は必ず禁ず。若し其れ法令を無くして以て詐りに接し變に應じ、利を生じ事を揣る可き者は上必ず其言を采りて其實を責め、言當れば則ち大利有り、當らざれば則ち重罪有り。是れを以て愚者は罪を畏れて敢て言はず、智者は以て訟ふる無し。(四)此れ辯無き所以の故なり。

(一)辯は世の辯論也　(二)言二貴無くとは君の令の外に貴きものなしと也　(三)法は兩適せずとは法は公に適ふものにて私に適ふものに非ずと也　(四)故に明主の國には騒がしき辯論なきなり

亂世則不レ然。

亂世は則ち然らず。主上令有れば民文學を以て之れを非とし、官府法有れば、民

夫良馬固車。五十里而一置。使二中手御一レ之。追レ速致レ遠。可二以及一也。而千里可二日致一也。何必待二古之王良一乎。且御非レ使二王良一也。則必使下臧獲敗上レ之。治非レ使二堯舜一也。則必使下桀紂亂上レ之。此味非二飴蜜一也。必苦菜亭歷也。此則積辯累辭。離レ理失レ術。兩未之議也。奚可三以難二夫道理之言一乎哉。客議未レ及二此論一也。

夫れ良馬固車五十里にして一置、中手をして之れを御せしめ、速きを追ひ遠きを致し以て及ぶべきなり。千里も日に致すべきなり。何ぞ必ずしも古の王良を待たんや。且御は王良を使ふに非ずんば、則ち必ず臧獲をして之れを敗らしめ、治は堯舜を使ふに非ずんば、則ち必ず桀紂をして之れを亂らしむとせば、此れ味飴蜜に非ずんば必ず苦菜亭歷(一)とするなり。此れ則ち積辯累辭理に離れ術を失ふ。兩ながら未だしきの議なり。奚んぞ以て夫の道理の言を難ずべけんや、客の議未だ此論に及ばざるなり。

(一) 共に苦き草なり

(二) 問辨

法。去度量之數。使奚仲爲車不能成一輪。無慶賞之勸。刑罰之威。釋勢委法。堯舜戶說。而人辯之不能治三家。夫勢之足用。亦明矣。而曰必待賢。則亦不然矣。且夫百日不食。以待粱肉。餓者不活。今待堯舜之賢。乃治當世之民。是猶待粱肉而救餓之說也。夫曰。良馬固車。臧獲御之。則爲人笑。王良御之。則日取乎千里。吾不以爲然。夫待越人之善海遊者。以救中國之溺人。越人善游矣。而溺者不濟矣。夫待古之王良。以取今之馬。亦猶越人救溺之說也。不可亦甚矣。

す能はず。慶賞の勸、刑罰の威無く、勢を釋てて法に委ねは、堯舜戶ごとに說き、而して人ごとに之れを辯ずるも三家を治むる能はず。夫れ勢の用ふるに足るは亦明なり。必ず賢を待つと曰ふ。則ち亦然らざるなり。且夫れ百日食はず、以て(二)粱肉を待てば餓者も活きず。今堯舜の賢を待ちて、乃ち當世の民を治むれば是れ猶ほ粱肉を待ちて餓を救ふの說なり。夫れ曰ふ、良馬固車、臧獲之れを御せば則ち人の笑と爲り、王良之れを御せば則ち日に千里を取る。吾以て然りと爲さず。夫れ越人の海遊を善くする者を待ちて以て中國の溺人を救ふ。越人善く游ぐ。而れども溺者濟はれず。夫れ古の王良を待ちて以て今の馬を馭す。亦猶ほ越人溺を救ふの說のごときなり。不可も亦甚し。

(一) 隱括は邪曲を正す器　(二) 粱の通用

且夫堯舜桀紂。千世而一出。是比レ肩隨レ踵而生也。世之治者。不レ絶二於中一。吾所二以爲一レ言レ勢者中也。中者上不レ及二堯舜一。而下亦不レ爲二桀紂一。抱レ法處レ勢則治。背レ法去レ勢則亂。今廢レ勢背レ法而待二堯舜一。堯舜至乃治。是千世亂而一治也。抱レ法處レ勢。而待二桀紂一。桀紂至乃亂。是千世治而一亂也。且夫治千而亂一。與二治一而亂千一也。是猶下乘二驥駬一而分馳上也。相去亦遠矣。

且夫れ堯舜桀紂、（一）千世にして一たび出づるも是れ肩を比し踵に隨ひて生ずるがごときなり。世の治者（二）中に絶えず。吾勢を言ふを爲す所以の者は中なり。中なる者は上堯舜に及ばず。下亦桀紂と爲らず。法を抱き勢に處れば則ち治まり、法に背きて勢を去れば則ち亂る。今勢を廢し法に背きて堯舜を待つ。堯舜至れば乃ち治まる。是れ千世亂れて一たび治まるなり。法を抱き勢に處りて桀紂を待つ。桀紂至れば乃ち亂る。是れ千世治まりて一たび亂るゝなり。且夫れ治千にして亂一と、治一にして亂千とは、是れ猶ほ驥駬に乘じて分馳するがごときなり。相去る亦遠し。

（一）千世にして一たび出でてもなほ之れを多しとするなり　（二）中は堯桀の中間にて中間の人なり

夫棄二隱括之

夫れ（一）隱括の法を棄て、度量の數を去れば（二）奚仲をして車を爲らしむるも、一輪を成

何以明二其然一也。(客曰)。人有下鬻二矛與一レ楯者上。譽二其楯之堅一。物莫二能陷一也。俄而又譽二其矛一曰。吾矛之利。物無レ不レ陷也。有レ應レ之。曰。以二子之矛一陷二子之楯一何如。其人弗レ能レ應也。以三爲レ不レ可陷之楯與二無レ不レ陷之矛一爲レ名。不レ可二兩立一也。夫賢之爲レ勢。不レ可レ禁而勢之爲レ道也。無レ不レ禁。以三不レ可レ禁之勢與二無レ不レ禁之道一。此矛楯之說也。夫賢勢之不二相容一。亦明矣。

且

何を以て其然るを明にするや。人矛と楯とを鬻ぐ者有り。其楯の堅きを譽めて、物として能く陷るゝ莫きなりと。俄にして又其矛を譽めて曰く、吾が矛の利は物として陷れざる無きなり。之れに應ずる有り。曰く、子の矛を以て子の楯を陷れば何如。其人應ずる能はざりき。陷るゝべからずと爲すの楯と陷れざる無きの矛とを以て名と爲す。兩立すべからざるなり。(一)夫れ賢の勢たる禁ずべからず。(一)勢の道たるや、禁ぜざるなし。禁ずべからざるの勢と禁ぜざる無きの道とを以てす。此れ矛楯の說なり。(二)夫れ賢勢の相容れざる亦明なり。

㊀ 賢者を得て勢を用ふるとすれば下を禁ずべからず ㊀ 勢の道たるや、賢獨を旨として禁ぜざるところなきものなり ㊁ 賢と勢とは兩者相容れざることは明なり

曰。必待賢乃治。則不然矣。夫勢者。名一而變無數者也。勢必於自然。則無爲言於勢矣。吾所爲言勢者。言人之所設也。今曰。堯舜得勢而治。桀紂得勢而亂。吾非以堯桀爲不然也。雖然。非一人之所得設也。夫堯舜生而在上位。雖有十桀紂不能亂者。則勢治也。桀紂亦生而在上位。雖有十堯舜而亦不能治者。則勢亂也。故曰。勢治者。則不可亂。而勢亂者。則不可治也。此自然之勢。非人之所得設也。若吾所言。謂人之所得勢也而已矣。賢何事焉。

る者なり。勢必ず自然に於てせば則ち勢を言ふを爲す無し。吾の勢を言ふを爲す所の者は人の設くる所を言ふなり。今曰く、堯舜勢を得て治り、桀紂勢を得て亂る。吾堯桀を以て不然(一)と爲すに非ざるなり。然りと雖も一人の得て設くる所に非ざるなり。夫れ堯舜生れて上位に在れば十の桀紂有りと雖も、亂る能はざる者は則ち勢治まればなり。桀紂亦生れて上位に在れば十堯舜有りと雖も、亦治むる能はざる者は則ち勢亂るればなり。故に曰く、勢治まる者は則ち亂るべからず、勢亂るゝ者は則ち治むべからざるなり。此れ自然の勢、人の得て設くる所に非ざるなり。吾言ふ所の若き、人の得る所の勢を謂ふのみ。賢何ぞ事とせん。

(一) 然らずの意

之所レ至者淺矣。夫良馬固車、使下臧獲御上レ之。則爲レ人笑。王良御レ之而日取二千里一。車馬非レ異也。或至二乎千里一。或爲レ人笑。則巧拙相去遠矣。今以二國位一爲レ車。以レ勢爲レ馬。以二號令一爲レ轡。以二刑罰一爲二鞭策一。使下堯舜御上レ之。則天下治。桀紂御レ之則天下亂。則賢不肖相去遠矣。夫欲下追レ速致上レ遠。不レ知レ任二王良一。欲下進レ利除上レ害。不レ知レ任二賢能一。此則不レ知レ類之患也。夫堯舜亦治民之王良也。

車馬異なるに非ざるなり。或は千里に至り、或は人の爲めに笑はるゝは則ち巧拙相去る遠し。今國位を以て車と爲し、勢を以て馬と爲し、號令を以て轡と爲し、刑罰を以て鞭策と爲し、堯舜をして之れを御せしめば、則ち天下治り、桀紂之れを御せば、則ち天下亂る。則ち賢不肖相去る遠し。夫れ速きを追ひ遠きを致さんと欲し、王良に任ずるを知らず。利に進み害を除かんと欲し、賢能に任ずるを知らず。此れ則ち類を知らざるの患なり。夫れ堯舜も亦治民の王良なり。

㊀臧獲は奴婢の賤稱　㊁王良は趙簡子の御者

復應レ之曰。其人以レ勢爲下足二恃以治上レ官。客

復之れに應じて曰く、其人勢を以て恃みて以て官を治むるに足ると爲す。客曰く、必ず賢を待ちて乃ち治まれば則ち然らず。夫れ勢は名一にして變無數な

威勢之利。濟亂世之不肖人。則是以勢亂天下者多矣。以勢治天下者寡矣。夫勢者。便治而利亂者也。故周書曰。毋爲虎傅翼。將飛入邑。擇人而食之。夫乘不肖人於勢。是爲虎傅翼也。桀紂爲高臺深池。以盡民力。爲炮烙以傷民性。桀紂得成肆行者。南面之威。爲之翼也。使桀紂爲匹夫。未始一行。而身在刑戮矣。勢者養虎狼之心。而成暴亂之事者也。此天下之大患也。

れ不肖人をして勢に乘ぜしむれは是れ虎の爲めに翼を傅くるなり。桀紂は高臺深池を爲り以て民力を盡し、炮烙を爲り以て民性を傷く。桀紂肆行を成すを得る者は、南面の威、之れが翼と爲ればなり。桀紂をして匹夫たらしめば未だ始めより一も行はずして身刑戮に在らん。勢は虎狼の心を養ひて暴亂の事を成す者なり。此れ天下の大患なり。

● 已は之の字の誤ならん、或はいふ疑人的用字法の一例のみと

勢之於治亂。本末有位也。而語專言勢之足以治天下者。則其智

勢の治亂に於ける、本末だ位有らざるなり。而も語專ら勢の以て天下を治むるに足るを言ふ者は則ち其智の至る所の者淺し。夫れ良馬固車、臧獲をして之れを御せしめば則ち人の爲めに笑はる。王良之れを御せば日に千里を取る。

之勢二而能乘二遊之一者。龍蛇之材美也。今雲盛而螾弗レ能レ乘也。霧醲而螘不レ能レ遊也。夫有二盛雲濃霧之勢一。而不レ能二乘遊一者。螾螘之材薄也。今桀紂南面而王二天下一。以二天子之威一爲二之雲霧一。而天下不レ免二乎大亂一者。桀紂之材薄也。且其人以二堯之勢一治二天下一。何以異三桀之勢亂二天下一也。

威を以て之れが雲霧と爲し、天下大亂を免れざる者は桀紂の材薄ければなり。且其人堯の勢を以て天下を治む。何を以て桀の勢天下を亂すに異ならんや。

● 一に「夫擇レ賢」「釋レ賢」に作り、擇釋共にステと訓ず

夫勢者。非下能必使中賢者用レ己。而不肖者不上レ用レ己也。賢者用レ之。則天下治。不肖者用レ之。則天下亂。人之情性。賢者寡。而不肖者衆。而以二

夫れ勢なる者は能く必ずしも賢者をして己を用ひ、不肖者をして己を用ひざらしむるに非ざるなり。賢者之れを用ふれば則ち天下治り、不肖者之れを用ふれば則ち天下亂る。人の情性は賢者寡くして不肖者衆し。而も威勢の利を以て亂世の不肖人を濟くれば則ち是れ勢を以て天下を亂る者多く、勢を以て天下を治むる者寡し。夫れ勢は治に便にして亂に利なる者なり。故に周書に曰く、虎の爲めに翼を傅くる毋れ。將に飛びて邑に入り人を擇びて之れを食はんとす。夫

夫弩弱而矢高者。激二於風一也。身不肖而令行者。得二助於衆一也。堯教二於隷屬一而民不レ聽。至三於南面王二天下一。令則行。禁則止。由レ此觀レ之。賢智未レ足二以服一レ衆。而勢位足三以任二賢者一也。

夫れ弩弱くして矢高き者は風に激すればなり、身不肖にして令行はるゝ者は助を衆に得ればなり。堯隷屬(一)に教ふるも民聽かず、南面して天下に王たるに至りては、令すれば則ち行はれ、禁ずれば則ち止む。此れに由り之れを觀れば、賢智は未だ以て衆を服するに足らず。勢位は以て賢者に任ずるに足るなり。

(一) 隷屬

應二愼子一曰。飛龍乘レ雲。騰蛇遊レ霧。吾不下以二龍蛇一爲上レ不レ託二於雲霧之勢一也。雖レ然不レ擇レ賢而專任レ勢足二以爲一レ治乎。則吾未レ得レ見也。夫有二雲霧

愼子に應へて曰はん、飛龍雲に乘じ、騰蛇霧に遊ぶ。吾龍蛇を以て雲霧の勢に託せずと爲さざるなり。然りと雖も賢を擇ばずして專ら勢に任ずれば以て治を爲すに足るか。則ち吾未だ見るを得ざるなり。夫れ雲霧の勢有りて能く之れに乘遊する者は龍蛇の材美なればなり。今雲盛なるも螾は乘ずる能はざるなり。雲醲きも螘は遊ぶ能はざるなり。夫れ盛雲濃霧の勢有りて乘遊する能はざる者は、螾螘の材薄ければなり。今桀紂は南面して天下に王たり。天子の

卷十七

(一)難勢

(二)愼子曰く、飛龍雲に乘じ、(三)騰蛇霧に遊ぶ。雲罷み霧霽るれば、龍蛇、(四)螾螘と同じ。則ち其の乘ずる所を失へばなり。故に賢人にして不肖者に詘するは則ち權輕く位卑ければなり。不肖にして能く賢者を服するは則ち權重く位尊ければなり。堯は匹夫と爲らば(五)三人を治むる能はず。桀、天子と爲りて能く天下を亂る。吾此を以て勢位の恃むに足り、賢智の慕ふに足らざるを知るなり。

(一) 此篇勢賢の輕重を議難したるものなり　(二) 愼子名は到　(三) 騰蛇は龍の類　(四) 螾は蚓に同じく、みゝずにして、螘は蟻なり　(五) 三人とは鯀・共工・驩兜

愼子曰。飛龍乘レ雲。騰蛇遊レ霧。雲罷霧霽。而龍蛇與二螾螘一同矣。則失二其所一レ乘也。故賢人而詘二於不肖者一。則權輕位卑也。不肖而能服二乎賢者一。則權重位尊也。堯爲二匹夫一不レ能レ治二三人一。而桀爲二天子一能亂二天下一。吾以レ此知下勢位之足レ恃。而賢智之不レ足レ慕也。

也。燕噲雖㆑舉㆑所㆑賢。而同㆓於用㆑所㆑愛。衛奚距然哉。則侏儒之未㆑見也。君壅而不㆑知㆓其壅㆒也。已
見之後。而知㆓其壅㆒也。故退㆓壅臣㆒。是加㆑知之也。曰。不㆑加㆑知而使㆓賢者煬㆒己則必危。而今以加㆑
知矣。則雖㆑煬㆑己。必不㆑危矣。

或曰。屈到嗜レ芰。文王嗜ニ菖蒲葅一。非ニ正味一也。而二賢尙レ之。所レ味不ニ必美一。晉靈侯說ニ參無恤一。燕王噲賢ニ子之一。非ニ正士一也。而二君尊レ之。所レ賢不ニ必賢一也。非レ賢而用レ之。與ニ愛用上レ之同レ實。誠賢而擧レ之。與レ用レ所レ愛。異レ狀。故楚莊擧ニ叔孫一而霸。商辛用ニ費仲一而滅。此皆用レ所レ賢而事相反

或ひと曰く、屈到芰を嗜み、文王菖蒲の葅を嗜む。正味に非ざるなり。二賢之れを尙ぶ。味ふ所必ずしも美ならず。晉の靈侯、參無恤を說び、燕王噲、子之を賢とす。正士に非ざるなり。二君之れを尊ぶ。賢とする所必ずしも賢ならず。賢に非ずして之れを用ふると、愛して之れを用ふると實を同じくす。誠に賢にして之れを擧ぐると、愛する所を用ふるとは狀を異にす。故に楚莊、叔孫を擧げて霸たり。商辛、費仲を用ひて滅す。此れ皆賢する所を用ひて事相反するなり。燕噲賢とする所を擧ぐと雖も、愛する所を用ふるに隨へり。衞奚距然らん。則ち侏儒の未だ見えざるや、君壅がれて正壅がるゝを知らず。已に見ゆるの後、其壅がるゝを知れるなり。故に壅ぐ臣を退く。是れ之れを知るを加ふるなり。曰く、知を加へずして賢者をして己を煬せしむれば則ち必ず危し。而して今以に知を加ふ。則ち己を煬すと雖も必ず危からず。

㊀ 范無恤ならんかと云ふ

能レ當也。人君兼二照一國一。一人不レ能レ壅也。故將レ見二人主一而夢レ日也。夫竈一人煬焉。則後人無レ從見一矣。或者一人煬レ君邪。則臣雖レ夢レ竈不二亦可一乎。公曰。善。遂去二雍鉏一。退二彌子瑕一。而用二司空狗一。

或曰。侏儒善假二於夢一。以見二主道一矣。然靈公不レ知二侏儒之言一也。去二雍鉏一退二彌子瑕一而用二司空狗一者。是去レ所レ愛而用レ所レ賢也。鄭子都賢二慶建一而壅焉。燕子噲賢二子之一而壅焉。夫去レ所レ愛。而用レ所レ賢。未レ免レ使二一人煬一レ己也。不肖者煬レ主。不レ足二以害一レ明。今不レ加レ知而使二賢者煬一レ己。則必危矣。

或ひと曰く、侏儒は善く夢を假りて以て主道を見はす。然れども靈公は侏儒の言を知らざるなり。雍鉏を去り、彌子瑕を退けて司空狗を用ふる者は、是れ愛する所を去りて、賢とする所を用ふるなり。鄭の子都、慶建を賢として壅がれ、燕の子噲は子之を賢として壅がる。夫れ愛する所を去りて賢とする所を用ふ。未だ一人をして己を煬せしむるを免れず、不肖者、主を煬する、以て明を害するに足らず。今知を加へずして賢者をして己を煬せしむれば則ち必ず危し。

〇賢者として用ひ爲めに壅蔽せられたり

怒而有怒之色。未可誅而有誅之心。怒其當罪而誅不逆人心。雖懸奚害。夫未立有罪。即位之後。宿罪而誅。齊胡之所以滅也。君行之臣。猶有後患。況爲臣而行之君乎。誅既不當。而以盡爲心。是與天下爲讎也。則雖爲戮不亦可乎。

されば人々安んぜず、吾を仇とするもの多きによる

衞靈之時。彌子瑕有寵於衞國。侏儒有見公者。曰。臣之夢踐矣。公曰。奚夢。夢見竈者爲見公也。公怒曰。吾聞見人主者。夢見日。奚爲見寡人。尙夢見竈乎。侏儒曰。夫日兼照天下。一物不

衞靈の時、彌子瑕、衞國に寵有り。侏儒、公に見ゆる者有り。曰く、臣の夢踐あり。公曰く、奚をか夢むと。夢に竈を見しは公を見んが爲めなりと。公怒りて曰く、吾聞く、人主を見る者は日を見るを夢む。奚爲れぞ寡人を見るが爲めに尚ほ夢に竈を見るか。侏儒曰く、夫れ日は天下を兼照し、一物も當る能ざるなり。人君一國を兼照し、一人も壅ぐ能はざるなり。故に將に人主に見えんとして日を夢むなり。夫れ竈は一人煬すれば㊀則ち後人從ひて見るなし。或る者一人君を煬するか、則ち臣竈を夢むと雖も亦可ならずや。公曰く、善しと。遂に雍鉏を去り、彌子瑕を退けて、司空狗を用ふ。

㊀ 其前にはだかりて身をあぶれば

或曰。報レ惡甚者大誅報二小罪一。大誅報二小罪一也者。獄之至也。獄之患故。非レ在レ所二以誅一也。以二讎之衆一也。是以晉厲公。滅二三郤一。而欒中行作レ難。鄭子都殺二伯咺一而食鼎起レ禍。吳王誅二子胥一。而越勾踐成レ霸。則衞侯之逐。鄭靈之弒。不レ以二褚師之不レ死。而子公之不レ誅也。以下未レ可二以

或ひと曰く、惡に報ずる甚しき者は大誅小罪に報ずるなり。(一)大誅を小罪に報ずる者は獄の至りなり。(二)獄の患故は以て誅する所に在るに非ざるなり。讎の衆きを以てなり。是れを以て晉の厲公三郤を滅して、欒中行、難を作し、鄭の子都、伯咺を殺して食鼎、禍を起し、吳王、子胥を誅して越の勾踐、霸を成す。則ち衞侯の逐はれ、鄭靈の弒、褚師の死せずして子公の誅せざるを以てせざるなり。未だ以て怒るべからずして怒の色有り、未だ誅す可からずして、誅の心有るを以て其の罪すべきに怒りて誅人心に逆はず、懸ると雖も奚んぞ害あらんや。夫れ未だ立たずして罪有り。位に卽くの後、罪を宿して誅す。齊胡の滅ぶる所以なり。君之れを臣に行ふ。猶ほ後患有り。況や臣と爲りて之れを君に行ふをや。誅既に當らず、盡すを以て心と爲す。是れ天下と讎を爲すなり。則ち戮を爲すと雖も亦可ならずや。

(一) 惡に報ゆることを甚しといふは小罪に大誅を加へることならん　(二) 獄の患は誅の當らざるにあらず、誅當ら

高伯其爲ㇾ戮乎。報ㇾ惡已甚矣。或曰。公子圉之言也。不二亦反一乎。昭公之及二於難一者報ㇾ惡晩也。然則高伯之晩二於死一者報ㇾ惡甚也。明君不ㇾ懸ㇾ怒。懸ㇾ怒則臣懼ㇾ罪。輕擧以行ㇾ計。則人主危。故靈臺之飮。衞侯怒而不ㇾ誅。故褚師作ㇾ難。食二黿之羹一。鄭君怒而不ㇾ誅。故子公殺ㇾ君。君子之擧。知ㇾ所ㇾ惡非ㇾ甚ㇾ之也。曰。知ㇾ之。若ㇾ是其明也。而不ㇾ行ㇾ誅焉。以及二於死一。故曰。知ㇾ所ㇾ惡。以見二其無一ㇾ權也。人君非下獨不ㇾ足二於見一ㇾ難而已上。或不ㇾ足二於斷制一。今昭公見ㇾ惡。稽ㇾ罪而不ㇾ誅。使下渠彌含ㇾ憎懼ㇾ死。以徼幸上。故行ㇾ免二於殺一。是昭公之報ㇾ惡不ㇾ甚也。

して以て計を行へば、則ち人主危し。故に靈臺の飮、衞侯怒りて誅せず。故に褚師難を作す。黿の羹を食ふ。鄭君怒りて而も誅せず。故に子公、君を殺す。君子の擧、惡む所を知るとは、之れを甚しとするに非ざるなり。曰く、之れを知る、是くの若く其れ明なり。誅を行はざれば以て死に及ぶ。故に曰く、惡む所を知る。以て其の權無きを見はすなり。人君獨り難を見るに足らざるのみに非ず或は斷制に足らず。今昭公惡れ以て罪を稽めて誅せず、渠彌(二)をして憎を含みて死を懼れ、以て徼幸せしむ。故に殺を免れず。是れ昭公の惡に報ずる、甚しからざるなり。

(一) 昭公はよく人の奸を知りて惡みたり　(二) 渠彌をして憎の念を含み、己の死を懼れて僥倖の事を行はしめ、昭公は弑せられたり

不可失。此無救赦之實也。則誅陽虎所以使群臣忠也。未知齊之巧臣而廢明亂之罰。責於未然而不誅昭昭之罪。此則妄矣。今誅魯之罪亂。以威群臣之有姦心者。而可以得季孫叔孫之親。鮑文之說。何以爲反。

齊の巧臣を知らず。而して明亂(一)の罰を廢し、未然を責め、昭昭の罪を誅せず。此れ則ち妄なり。今魯の罪亂を誅し以て群臣の姦心有る者を威せば、以て季孫・叔孫の親を得べし。鮑文の說(二)、何を以てか反せりと爲さん。

(一) 明に亂を爲したる陽虎の罪を原す　(二) 鮑文子の說は正しきに何故反れりとしたるか、論者の言誤れり

鄭伯將以高渠彌爲卿。昭公惡之。固諫不聽。及昭公卽位。懼其殺己也。辛卯弑昭公而立子亶也。君子曰。昭公知所惡矣。公子圉曰。

鄭伯將に高渠彌を以て卿と爲さんとす。昭公之れを惡みて固く諫むれども聽かず。昭公位に卽くに及びて、其の己を殺さんを懼れ、辛卯、昭公を弑して子亶を立てたり。君子曰く、昭公は惡む所を知る。公子圉曰く、高伯は其れ戮と爲らんや。惡に報ずる已に甚し(一)。或ひと曰く、公子圉の言や亦反せずや。昭公の難に及ぶ者は惡みに報ずる晩ければなり。然らば則ち高伯の死に晩き者、惡みに報ずる甚しきなり。明君は怒りを懸けず、怒を懸くれば則ち臣罪を懼れ、輕擧

或曰。仁貪不レ同レ心。故公子目夷辭レ宋。而楚商臣弒レ父。鄭去疾予レ弟而魯桓弒レ兄。五伯兼幷。而以レ桓律レ人則是皆無二貞廉一也。且君明而嚴則羣臣忠。陽虎爲二亂於魯一。不レ成而走入レ齊而不レ誅。是承レ爲レ亂也。君明。則知下誅二陽虎一之可中以濟上レ亂也。此見レ微之情也。

或ひと曰く、仁貪、心を同じうせず。故に公子目夷、宋を辭し、楚の商臣は父を殺す。(一)鄭の去疾は弟に予へて魯桓は兄を弑す。(三)五伯兼幷して桓を以て人を律すれば則ち是れ皆貞廉無きなり。且君明にして嚴なれば則ち羣臣忠。陽虎亂を魯に爲す。成らずして走り、齊に入りて誅せず。是れ亂を爲すを承くるなり。君明なれば則ち陽虎を誅するの以て亂を濟ふ可きを知るなり。此れ微を見るの情なり。

(一) 公子目夷宋の嗣となるを辭したるは仁にして、楚の太子商臣の父を弑して國を奪ひたるは貪なり (二) 鄭の去疾は國を弟に與へたるは仁にして、魯の桓公兄なる隱公を弑したるは貪なり (三) 五覇の者諸侯を兼幷せりされど仁貪必ずしも一ならず今假りに桓公に取り凡て此の如しといへば世に貞廉の人なし

語曰。諸侯以レ國爲レ親。君嚴則陽虎之罪

語に曰く、諸侯は國を以て親と爲す。君嚴なれば則ち陽虎の罪失ふべからず。此れ救赦なきの實なり。則ち陽虎を誅するは羣臣を忠ならしむる所以なり。未だ

或曰。千金之家。其子不仁。人之急レ利甚也。桓公五伯之上也。爭レ國而殺二其兄一。其利大也。臣主之間。非二兄弟之親一也。劫殺之功。制二萬乘一而享二大利一。則羣臣孰非二陽虎一也。

事以二微巧一成。以二疎拙一敗。羣臣之未レ起レ難也。其備未レ具也。羣臣皆有二陽虎之心一而君上不レ知。是微而巧也。陽虎貪二於天下一。以レ欲レ攻レ上。是疎而拙也。不レ使三景公加二誅於拙虎一。是鮑文子之說反也。臣之忠詐。在二君所一レ行也。君明而嚴。則羣臣忠。君懦而闇。則羣臣詐。知レ微之謂レ明。無二救赦一之謂レ嚴。不レ知二齊之巧臣一而誅二魯之成亂一。不二亦妄一乎。

㊀事は微巧を以て成り、疎拙を以て敗る。羣臣の未だ難を起さざるや、其備未だ具はらざるなり。羣臣皆陽虎の心有りて君上知らず。是れ微にして巧なるなり。陽虎、天下を貪りて以て上を攻めんと欲す。是れ疎にして拙なるなり。必ず景公をして誅を拙虎に加へしめんとす。是れ鮑文子の說、反するなり。臣の忠詐、君行ふ所に在るなり。君明にして嚴なれば則ち羣忠臣、君懦にして闇なれば則ち羣臣詐。微を知る、之れを明と謂ふ。救赦無き、之れを嚴と謂ふ。齊の巧臣を知らずして㊁魯の成亂を誅す。亦妄ならずや。

㊀ 凡そ事は微密精巧なれば成功し、疎雑迂拙なれば失敗す　㊁ 齊に微巧なる群臣あるを知らずして、魯を亂に陷したる陽虎を誅せんとするは誤なり

田氏外僕。而齊習從。則湯武之所ニ以王一。齊晉之所ニ以立一。非三必以ニ其君一也。彼得レ之而後以レ君處レ之也。今未レ有ニ其所ニ以得一。而行三其所ニ以處一。是倒レ義而逆レ德也。倒レ義。則事之所ニ以敗一也。逆レ德。則怨之所ニ以聚一也。敗亡之不レ察何也。

㈠ 施は設なり、立なり、臣と主との設は分際なり ㈡ 湯は桀の嫌忌を避けて乙と稱し履と改めて賤名を冒す ㈢ 趙咺、咺は宣の誤ならん

魯陽虎欲レ攻ニ三桓一。不レ尅而奔レ齊。齊景公禮レ之。鮑文子諫曰。不可。陽虎有レ寵於季氏一。而欲レ代ニ於季孫一。貪ニ其富一也。今君富ニ於季孫一。而齊大ニ於魯一。陽虎所ニ以盡一詐也。景公乃囚ニ陽虎一。

魯の陽虎、㈠三桓を攻めんと欲す。尅たずして齊に奔る。齊の景公之れを禮す。鮑文子諫めて曰く、不可。陽虎、季氏に寵有り、季孫に代らんと欲す。其富を貪ればなり。今君季孫より富み、齊、魯より大、陽虎詐を盡す所以なりと。景公乃ち陽虎を囚ふ。或ひと曰く、㈡千金の家は、其の子不仁なりと。人の利を急にする甚しきなり。桓公は五伯の上なり。國を爭ひて其兄を殺す。其利大なればなり。臣主の間は兄弟の親に非ざるなり。劫殺の功は萬乘を制して大利を享くれば、則ち羣臣孰れか陽虎に非ざらん。

㈠ 三桓は魯の三卿孟孫・叔孫・季孫氏なり ㈡ 千金の富家に於ては利を取るに急なるが爲めに其の子ざへ忘れて不仁なることと爲す

有レ失也。故臣有レ得。世不レ命ニ亡於有レ失之君一而命ニ亡於有レ得之臣一。不レ察ニ晉不レ得レ誅ニ衛大夫一。而衛君之明。不レ知ニ不レ懐之臣。孫子雖下有ニ是二一也以亡上其所ニ以失一。所ニ以得一君中也。

（一）殷の武王、周の武王なり　（二）晉の用成子、晉の六卿なり　（三）以下の説解殊に紛説紛々適從する所を知らず

或曰。臣主之施。分也。臣能奪レ君者。以レ得ニ相踦一也。故非ニ其分一而取者。衆之所レ奪也。辭ニ其分一而取者。民之所レ予也。是以桀索ニ嶓山之女一紂求ニ比干之心一而天下離。湯身易レ名。武身受レ詈而海内服。趙咺走レ山。

或ひと曰く、臣主の施は分なり。臣能く君を奪ふ者は相踦するを得るを以てなり。故に其の分に非ずして取る者は衆の奪ふ所なり。其分を辭して取る者は民の予ふる所なり。是れを以て桀は嶓山の女を索め、紂は比干の心を求めて、天下離れ、湯は身に名を易へ、武は身詈を受けて海内服す。趙咺山に走り、田氏外に僕たり。而して齊晉從ふ。則ち湯武の王たる所以、齊晉の立つ所以は、必ずしも其の君を以てするに非ざるなり。彼之れを得て後に君を以て之れに處る。今未だ其の得る所以有らず、其の處る所以を行ふ。是れ義を倒にして德に逆ふなり。義を倒にするは則ち事の敗るる所以なり。德に逆ふは則ち怨の聚まる所以なり。敗亡の察せざるは何ぞや。

趙進曰。諸侯之會。寡君未嘗後衛君也。今子不後寡君。寡君未知所過也。子其少安。孫子無辭。亦無悛容。穆子退而告人曰。孫子必亡。臣而不後君。過而不悛。亡之本也。

知らず。子其れ少しく安んぜよと。孫子辭無く、亦悛容(一)無し。穆子退きて人に告げて曰く、孫子必ず亡びん。臣にして君に後れず、過ちて悛めざるは亡の本なり。

(一) 悛容、悛は改むるなり、かたちを改むること

或曰。天子失道。諸侯伐之。故有湯武。諸侯失道。大夫伐之。故有齊晉。臣而伐君者。必亡。則是湯武不王。晉齊不立也。孫子君於衛。而後不臣於魯。臣之君也。君

或ひと曰く、天子道を失へば諸侯之れを伐つ。故に湯武(一)有り。諸侯道を失へば大夫之れを伐つ。故は齊晉(二)有り。臣にして君を伐つ者、必ず亡ぶれば、則ち是れ湯武、王たらず。晉齊立たざるなり。孫子、衞に君たり。後に魯に臣たらず。臣の君たるは君失有るなり。故に臣得るあり。世亡を失有るの君に命ぜずして、亡を得る有るの臣に命ず。(三)魯、衞の大夫を誅するを得ず、而して衞君の明は悛めざるの臣を知らず、孫子是の二有り、以て亡ぶと雖も、其の失ふ所以、得る所以は君なるを察せざるなり。

也。人主之大物。非レ法則術也。法者編ニ著之圖籍一設ニ之於官府一而布ニ之於百姓一者也。術者藏ニ之於胸中一以偶ニ衆端一而潛御ニ羣臣一者也。故法莫レ如レ顯而術不レ欲レ見。是以明主言レ法。則境內卑賤。莫レ不ニ聞知一也。不ニ獨滿ニ於室一。用レ術則親愛近習。莫ニ之得聞一也。不レ得レ滿レ室。而管子猶曰。言ニ於室一滿レ室。言ニ於堂一滿レ堂。非ニ法術之言一也。

法を言へば、則ち境内の卑賤も聞知せざる莫きなり。獨り堂に滿つるのみならず、術を用ふれば則ち親愛近習も之れを得て聞く莫きなり。室に滿つるを得ず。而して管子猶ほ曰ふ、室に言へば室に滿ち、堂に言へば堂に滿つと。法術の言に非ざるなり。

○人君たるもの、室に言へば其の言室中に滿ち、外に在りて堂に言へば其の言堂下に滿ち、人々をして盡く之れを知らしめ、公明正大にして過失なければ天下に王たるべきものなり

難　四

衞孫文子聘ニ於魯一。公登亦登。叔孫穆子

衞の孫文子、魯に聘す。公登れば亦登る。叔孫穆子趨りて進みて曰く、諸侯の會にて、寡君未だ嘗て衞君に後れず。今子、寡君に後れず。寡君未だ過つ所を

之外。不レ可レ得也。或曰、廣庭嚴居、衆人之所レ肅也。晏室獨處、曾史之所レ慢也。觀二人所一レ肅、非レ得レ情也。且君上者、臣下之所レ爲レ飾也。好惡在レ所レ見。臣下之飾二姦物一。以愚二其君一必也。明不レ能下燭二遠姦一見二隱微一而待上レ之。以觀二飾行一定二賞罰一。不二亦弊一乎。

を燭し、隱微を見て、之れを待つ能はず。以て飾れる行を觀て賞罰を定むる、亦弊ならずや。

㊀ 可なるものを見ては悅びて恩賞の證驗あり、不可なるを見ては之れを惡みて刑罰あり　㊁ 廣き庭立派な住居は誰でも擧動を愼しむ　㊂ 晏室は猶闇室のごときなり。閑室獨居のときは曾子、史魚も怠りて樂に居る　㊃ 唯見たるのみにて好惡を爲さば臣下は姦行を飾りて君を瞞着するは當然なり

管子曰。言二於室一滿二於室一。言二於堂一滿二於堂一。是謂二天下王一。或曰。管仲之所レ謂言レ室滿レ室。言レ堂滿レ堂者。非三特謂二遊戲飮食之言一也。必謂二大物一

管子曰く、室に言へば室に滿つ。堂に言へば堂に滿つ。是れを天下の王と謂ふ。或ひは曰く、管仲の所謂室に言へば室に滿ち、堂に言へば堂に滿つる者は特遊戲飮食の言を謂ふに非ざるなり。必ずや大物を謂ふならん。人主の大物とは、法に非ざれば則ち術なり。法は之れを圖籍に編著し、之れを官府に設けて而して之れを百姓に布く者なり。術は之れを胸中に藏し、以て衆端を偶し、潛に羣臣を御する者なり。故に法は顯はるゝに如くは莫く、術は見はるゝを欲せず。是れを以て明主

弱於始與不及則可矣。其曰甚然則詇也。申子曰。治不踰官。雖知不言。今鍾期不知而尚言之。故曰。昭王之問有失。左右鍾期之對。皆有過也。

然りと曰ふは則ち詇ふなり。申子曰く、治は官を踰えず。知ると雖も、言はずと。今鍾期知らずして尚ほ之れを言ふ。故に曰く、昭王の問失あり。左右鍾期の對皆過有るなり。

㊀ 韓魏は始めよりも弱く、某は某に及ばずと曰ふは可なり

管子曰。見其可說之有證。見其不可惡之有形。賞罰信於所見。雖所不見。其敢爲之乎。見其可說之無證。見其不可惡之無形。賞罰不信於所見而求所不見

管子曰く、其可を見ては之れを說ぶに證あり。其不可を見て之れを惡むに形有り。賞罰は見る所に信なれば、見ざる所と雖も、其れ敢て之れを爲さんや。其可なるを見て之れを說ぶも證無く、其不可を見て之れを惡むも形無し。賞罰見る所に信ならずして見ざる所の外に求むるち、得べからざるなり。或ひと曰く、廣庭嚴居は衆人の肅む所なり。晏室獨處は曾史の慢する所なり。人肅む所を觀るも情を得るに非ざるなり。且君上は臣下の飾を爲す所のものなり。好惡見る所あれば臣下の姦物を飾りて以て其君を惠にするや必せり。明は遠姦

數ㇾ而求二之信一。則疑矣。其昭王之謂也。

知伯無ㇾ度。從二韓康魏宣一而圖下以ㇾ水灌二滅人國上。此知伯之所下以國亡而身死。頭爲中飮杯上之故也。今昭王乃問ㇾ孰二與始彊一。其未ㇾ有二水ㇾ人之患一乎。雖ㇾ有二左右一。非二韓魏之二子一也。安有二肘足之事一。而鍾期曰。勿ㇾ易。此虛言也。且鍾期之所ㇾ官琴瑟也。絃不ㇾ調。弄不ㇾ明。鍾期之任也。此鍾期所三以事二昭王一者也。鍾期善承二其任一未ㇾ慊二昭王一也。而爲ㇾ所ㇾ不ㇾ知。豈不ㇾ妄哉。

知伯度無く、(一)韓康・魏宣を從へて水を以て灌ぎて人の國を滅さんことを圖る。此れ知伯の國亡びて身死し、頭、飮杯と爲る所以の故なり。今昭王乃ち始めの彊に孰れぞやと問ふ。其れ未だ人を水にするの患有るにあらず。(二)左右有りと雖も韓魏の二子に非ざるなり。安んぞ肘足の事有らん。然るに鍾期曰く、易る勿れと。此れ虛言なり。且鍾期の官する所は琴瑟なり。絃調はず弄明ならざるは、鍾期の任なり。此れ鍾期、昭王に事ふる所以の者なり。鍾期、善く其任を承けながら未だ昭王に慊らず、而して知らざる所を爲す。豈妄ならずや。

(一) 欲に度無きなり　(二) 左右に侍臣は居たるも韓魏二君に比すべきにあらず

左右對ㇾ之曰下

左右之れに對へて、(二)始めよりも弱く、及ばずと曰ふは則ち可なりと。其の甚だ

烏レ之也ト

或曰。昭王之問也有レ失。左右鍾期之對也有レ過。凡明主之治レ國也任二其勢一。勢不レ可レ害則雖二彊天下一無二奈何一也。而況孟嘗芒卯。韓魏能奈二我何一。其勢可レ害也。則不肖如二如耳魏齊及韓魏一。猶能害レ之。然則害與二不侵一。在二自恃一而已矣。奚問乎。自恃二其不レ可レ侵。則彊與レ弱奚其擇焉。夫不レ能二自恃一而問二其奈何一也。其不レ侵也幸矣。申子曰。失二之

或ひと曰く、昭王の問ひや、失ふ有り。左右と鍾期の對や過有り。凡そ明主の國を治むるや其勢に任ず。勢害すべからざれば、則ち彊天下と雖も奈何ともする無きなり。而るを況や孟嘗・芒卯・韓魏、能く我を奈何せん。其勢害すべければ則ち不肖なる如耳、魏齊及び韓魏の如き猶ほ能く之れを害せん。然らば則ち害と不侵とは自ら恃むに在るのみ。奚をか問はん。(一)自ら其の侵すべからざるを恃む(二)は則ち彊と弱と奚ぞ其れ擇ばん。(三)夫れ自ら恃む能はずして其の奈何を問ふ。其の侵されざるや幸なり。申子曰く、(四)之れを數に失し、之れを信に求めば則ち疑ふと。其れ昭王の謂なり。

㊀害せらるゝと侵されざるとは自ら恃むにあることは明なるとなり　㊁敵弱くして侵して來ること能はざるを恃みとすれば强弱には關係なし　㊂抑自ら恃む能はずして敵の如何を問ふは自己の弱きをあらはすなり、侵されざるは幸なり　㊃術數を恃む能はずして人言を以て信と爲せば疑ひて決せざらん

甞芒卯一。對曰。不レ及也。王曰。孟甞芒卯率二彊韓魏一。猶無下奈二寡人一何上也。左右對曰。甚然。鍾期推レ琴而對曰。王之料二天下一過矣。夫六晉之時。知氏最彊。滅二苑中行一而從二韓魏之兵一。以伐レ趙。灌以二晉水一。城之未レ沈者三板。知伯出。魏宣子御。韓康子爲二驂乘一。知伯曰。始吾不レ知四水可三以滅二人之國一。吾乃今知レ之。汾水可三以灌二安邑一。絳水可三以灌二平陽一。魏宣子肘二韓康子一。康子踐二宣子之足一。肘足接二乎車上一。而知氏分二於晉陽之下一。今足下雖レ彊。未レ若二知氏一。韓魏雖レ弱。未レ至レ如二其晉陽之下一也。此天下方用二肘足一之時。願王勿レ

のけて對へて曰く、王の天下を料ることは過てり。夫れ六晉の時知氏最も彊く。苑・中行を滅して韓魏の兵を從へ、以て趙を伐ち灌ぐに晉水を以てし、城の未だ沈まざる者三板。(一) 知伯出づ、(二)魏宣子御し、韓康子驂乘と爲る。知伯曰く、始め吾水の以て人の國を滅すべきを知らざりき。吾乃ち今之れを知る。(三)汾水は以て安邑に灌ぐべく、絳水は以て平陽に灌ぐべしと。魏宣子は韓康子に肘し、康子は宣子の足を踐み、(四)肘足車上に接す。而して知氏晉陽の下に分たる。今足下彊しと雖も、未だ知氏に若かず。韓魏弱しと雖も、未だ其晉陽の下の如きに至らざるなり。此れ天下方に肘足を用ふるの時なり。願はくは王之れを易ること勿れ。

(一) 三板は板三枚 (二) 知伯出て魏宣子は御となり、韓康子は陪乘となる (三) 汾水は魏宣子の邑なる安邑に灌ぐべく、絳水は韓康子の邑なる平陽に灌ぐべし (四) 肘と足とが車上に接し二人の間に默約成る

是以形體不レ勞而事治。智慮不レ用而姦得。故宋人語曰。一雀過レ羿。羿必得レ之。則羿誣矣。以二天下一爲二之羅一則雀不レ失矣。夫知レ姦亦有二大羅一。不レ失二其一一而已矣。不レ脩二其理一而以二己之胸察一爲二之弓矢一。則子產誣矣。老子曰。以レ智治レ國。國之賊也。其子產之謂歟。

是れを以て形體は勞せずして事治まり、智慮は用ひずして姦得らる。故に宋人の語に曰く、一雀羿を過ぐ。羿必ず之れを得んとすれば則ち羿誣ふ。天下を以て之れが羅と爲さば則ち雀失はれず。夫れ姦を知る、亦大羅有れば、其一を失はざるのみ。其理を修めずして己の胸察を以て之れが弓矢と爲さば則ち子產を誣ふ。老子曰く、智を以て國を治むるは國の賊なりと。其れ子產の謂か。

(一) 羿の如き射手も必ず一雀を失はざらんとするは無理の事にて能を誣ひざれば能はず

秦昭王問二於左右一曰。今時韓魏孰二與始强一。左右對曰。弱二於始一也。今之如耳。魏齊孰二與曩之孟

秦の昭王左右に問ひて曰く、今時の韓魏は始めの强と孰與ぞやと。左右對へて曰く、始めよりも弱きなりと。今の如耳・魏齊は曩の孟嘗・芒卯に孰與ぞやと。對へて曰く、及ばざるなりと。王曰く、孟嘗・芒卯强き韓魏を率ゐても猶ほ寡人を奈何ともすること無かりきと。左右對へて曰く、甚だ然りと。鍾期琴を推し

其夫一者也。與日其御問曰。夫子何以知レ之。子產曰。其聲懼。凡人於二其親愛一也。始病而憂。臨レ死而懼。已死而哀。今夫哭二已死一。不レ哀而懼。是以知二其有一レ姦也。或曰。子產之治。不二亦多事一也乎。姦必待二耳目之所一レ及而後知レ之。則鄭國之得レ姦者。寡矣。不レ任二典成之吏一。不レ察二參伍之政一。不レ明二度量一。特盡二聰明一。勞二智慮一而以知レ姦。不二亦無術一乎。且夫物衆而智寡。寡不レ勝レ衆。智不レ足二以徧知一レ物。故因レ物以治レ物。下衆而上寡。寡不レ勝レ衆者。言二君不レ足二以徧知一レ臣也。故因レ人以知レ人。

臨みては懼れ、已に死しては哀む。今夫れ已に死するを哭し、哀しまずして懼る。是れを以て其の姦有るを知るなり。或ひと曰く、子產の治、亦多事ならずや。姦必ず耳目の及ぶ所を待ちて後に之れを知れば、則ち鄭國の姦を得る者は寡し。(一)典成の吏に任ぜず、參伍の政を察せず。(二)度量を明にせず、特に聰明を盡し、智慮を勞して以て姦を知る。亦無術ならずや。且夫れ物衆くして智は寡し。寡は衆に勝たず、智は以て徧く物を知るに足らず。故に物に因りて以て物を治む。下衆くして上寡し。寡は衆に勝たずとは、君以て徧く臣を知るに足らざるを言ふ。故に人に因りて以て人を知る。

(一) 典成は國家の典刑なり　(二) 度量は法度數量

之謂也。知レ下明。則禁於微。禁於微、則姦無積。姦無レ積。則無二比周一。無二比周一。則公私分。公私分。則朋黨散。朋黨散。則無二外障距。内比周之患。知レ下明。則見二精沐一。見二精沐一則誅賞明。誅賞明。則國不レ貧。故曰。一對而三公無レ患。知レ下之謂也。

則ち比周無く、比周無ければ則ち公私分る。公私分るれば則ち朋黨散ず。朋黨散ずれば則ち外は障距し、内は比周するの患無し。下を知る明なれば則ち精沐を見る。精沐を見れば則ち誅賞明に、誅賞明なれば則ち國貧ならず。故に曰く、一對にして三公患無きは下を知るの謂なり。

㊀ 葉公、哀公、景公に對ふるに何といふべきか、「下を知れ」といふ一言にて三公は患なかるべし ㊁ 精は清、沐は潔、卽ち清明潔白なり

鄭子産晨出。過二東匠之閭一。聞二婦人之哭一也。撫二其御之手一而聽レ之。有レ間。遣レ吏執而問レ之。則手絞二

鄭の子産晨に出でて東匠の閭を過ぎ、婦人の哭するを聞く。其御の手を撫して之れを聽く。間有りて吏を遣して執へて之れを問へば、則ち手づから其夫を絞る者なり。異日其御問ひて曰く、夫子何を以て之れを知るか。子産曰く、其聲懼る。凡そ人其親愛なるものに於けるや、始め病みては憂へ、死に

國方三千里。而桓公以其半自養。是侈於桀紂也。然而能爲五霸冠者。知侈儉之地也。爲君不能禁下而自禁者謂之劫。不能節下而自節者。謂之亂。不節下而自節者謂之貧。明君使人無私。以詐而食者禁。力盡於事。歸利於上者。必聞。聞者必賞。汙穢爲私者。必知。知者必誅。然故忠臣盡忠於公。民士竭力於家。百官精尅於上。侈倍景公。非國之患也。然則說之以節財。非其急者也。

と謂ふ。下を節せずして自ら節する者は之を貧と謂ふ。明君は人をして私無からしめ、詐を以て食ふ者は禁ず。力事に盡し、利を上に歸する者必ず聞す。聞する者は必ず賞す。汙穢して私を爲す者は必ず知る。知る者は必ず誅す。然るが故に忠臣は忠を公に盡し、民士は力を家に竭し、百官は上に精尅なり。(三)侈は景公に倍するも國の患に非ざるなり。然らば則ち之れに說くに財を節するを以てするは、其急なる者に非ざるなり。

(一) 景公は百乘の家を以て臺を造りたる工人に賜ふ　(二) 孔子これに說くに節用を節儉にせよといふ旨を以てす　(三) 精尅の精は淸廉、尅は剋意

夫對三公一言而三公可以無患。知下

夫れ(一)三公に對ふるに一言にして三公以て患無かるべし。下を知るの謂なり。下を知る明なれば則ち微に禁じ、微に禁ずれば則ち姦積る無し。姦積る無ければ

事。燕王噲賢二子之一而非二孫卿一。故身死爲レ僇。夫差智二太宰嚭一而愚二子胥一。故滅二於越一。魯君不三必知二賢。而說以レ選レ賢。是使二哀公有二夫差燕噲之患一也。明君不二自擧レ臣。臣相進也。不二自賢レ功。功相徇也。論二之於任一。試二之於事一。課二之於功一。故羣臣公正而無レ私。不レ隱レ賢。不レ進二不肖一。然則人主奚勞二於選レ賢。

隱さず、不肖を進めず。然らば則ち人主奚んぞ賢を選ぶに勞せん。

(一) 功伐の論、伐は勳、有用の言なり　(二) 哀公は己の心に賢とするものを選ぶべし。併しこれは眞の賢者には非ず　(三) 哀公をして三大臣の外は敵國の士を塞ぎ内は徒黨せるを知らしめば三大臣は一日も朝廷に立てられず　(四) 子之を賢として任用し孫卿即ち荀卿を不賢として其の言を聽かざるを以て僇辱せらる

景公以二百乘之家一賜。而說以レ節レ財。是使下景公無三術以享二厚樂一而獨儉中於上上。未レ免二於貧一也。有レ君。以二千里一養二其口腹一。則雖二桀紂一不レ侈レ焉。齊

(一)景公百乘の家を以て賜ふ。而るに說くに財を節するを以てす。是れ景公術の以て厚樂を享くる無し、而して獨り上に儉ならしめんとす。未だ貧を免れず。君有りて千里を以て其口腹を養はば、則ち桀紂と雖も焉より侈らず。齊國は方三千里、桓公其半を以て自ら養ふ。是れ桀紂より侈れるなり。然り而して能く五霸の冠と爲る者は侈儉の地を知ればなり。君と爲りて下を禁ずる能はずして自ら禁ずる者は之れを劫と謂ふ。下を節する能はずして自ら節する者は之れを亂

必誅。誅者不レ怨レ上。罪之所レ生也。民知三誅賞皆起二於身一也。故疾二功利於業一而不レ受二賜於君一。太上下智レ有レ之。此言太上之下民無レ説也。安取二懷惠之民一。上君之民無二利害一。説以二悦レ近來一レ遠亦可レ舍已。

哀公有レ臣。外障距内比周。以愚二其君一。而説之以レ選レ賢。此非二功伐之論一也。選二其心之所レ謂賢者一也。使三哀公知二三子外障距内比周一也。則三子不二一日立一矣。哀公不レ知レ選レ賢。選二其心之所レ謂賢一。故三子得レ任レ

哀公臣あり、外に障距し、内に比周し、以て其君を愚にす。之れに説くに賢を選ぶを以てす。此れ功伐(二)の論に非ざるなり。其の心の所謂賢なる者を選ぶなり。哀(三)公をして三子(一)の外は障距し、内は比周するを知らしめば則ち三子は一日も立たず。哀公賢を選ぶを知らず。其心の所謂賢なるを選ぶ。故に三子事に任ずるを得たり。燕王噲、子之を賢とし、孫卿を非とす。故に身死して僇と爲る。夫差は太宰嚭を智として子胥(四)を愚にす。故に越に滅ぼさる。魯君必ずしも賢を知らず、而して説くに賢を選ぶを以てす。是れ哀公をして夫差・燕噲の患有らしむるなり。明君は自ら臣を擧げずして臣相進むるなり。自ら功を賢とせず、功相徇ふなり。之れを任に論じ、之れを事に試み、之れに功を課す。故に羣臣公正にして私無く、賢を

夫堯之賢、六王之冠也。舜一徙而成邑。而堯無天下矣。有人無術以禁下、恃爲舜、而不失其民、不亦無術乎。明君見小姦於微。故民無大謀。行小誅於細。故民無大亂。此謂圖難者於其所易也、爲大者於其所細也。今有功者必賞、賞者不德君。力之所致也。有罪者

夫れ堯の賢は六王の冠なり。(一)舜一徙して邑を成し。(二)堯天下無し。(三)人有り、術の以て下を禁ずる無く、舜たるを恃みて其民を失はず、亦無術ならずや。明君は小姦を微に見る。故に民大謀無く、小誅を細に行ふ。故に民に大亂無し。此れ難を圖る者は其の易き所に於てし、大を爲す者は其の細の所に於てするを謂ふなり。今功有る者は必ず賞せらる、賞せらるゝ者は君を德とせずして、力の致す所なりとす。罪有る者は必ず誅せらる、誅せらるゝ者は上を怨まずして、罪の生ずる所なりとす。民、誅も賞も皆身より起るを知る。故に功利を業に疾して、賜を君より受けんとせず。太上は下之れ有るを智るのみと。此れ言ふこゝろは太上の下(四)民說ぶ無きなり。安んぞ懷惠の民を取らん。上君の民は利害無し。說くに近きを悅ばし遠きを來すを以てす、(五)亦舍つべきのみ。

(一) 六王は堯舜禹湯文武　(二) 舜が一たび居を徙して恩惠の致す所人民來聚して邑を成す　(三) 其時堯は殆んど天下を失はんとせり　(四) 智ある下民は上に君あるを知るのみ、君恩をすら知らず、故に心に悅ぶことなし。懷惠に傾く民を取る必要なし　(五) 上君の上に居る民は利害といふ觀念なし、孔子の近人を悅服し、遠人を招き來らしめよ

或曰。仲尼之對亡國之言也。恐三民有二倍心一而說レ之。悅レ近而來レ遠。則是敎レ民懷レ惠。惠之爲レ政。無レ功者受レ賞。而有レ罪者免。此法之所二以敗一也。法敗而政亂。以二亂政一治二敗民一。未レ見二其可一也。且民有二倍心一者。君上之明有レ所レ不レ及也。不レ咎二葉公之明一。而使二之悅レ近而來レ遠。是舍二吾勢之所一レ能禁一。而使下與二天下一行レ惠以爭上レ民。非二能持レ勢者一也。

或ひと曰く、仲尼の對は亡國の言なり。民に倍く心有るを恐れて、之れに說くに近きを悅ばしめ遠きを來すをもつてす。則ち是れ民を敎へて(一)惠に懷かしむるなり。惠の政たる、功無き者は賞を受け、罪有る者は免る。此れ法の敗るゝ所以なり。法敗るれば政亂る。亂れたる政を以て敗れたる民を治む、未だ其の可なるを見ず。且民に倍く心有るは、君上の明の及ばざる所有るなり。葉公の明を咎めず。之れをして近きを悅びて遠きを來さしむ。是れ吾勢の能く禁ぜらるゝ所を舍てて、天下と惠を行ひ以て民を爭はしむ。能く勢を持する者に非ざるなり。

(一) 民に恩惠に懷かしむるなり

尼。仲尼曰、政在選賢。齊景公問政於仲尼。仲尼曰、政在節財。三公出。子貢問曰。三公問夫子政一也。夫子對之不同何也。仲尼曰。葉都大而國小。民有背心。故曰、政在悅近而來遠。魯哀公有大臣三人。外障距諸侯四鄰之士。內比周而以愚其君。使宗廟不掃除。社稷不血食者。必是三臣也。故曰、政在選賢。齊景公築雍門。爲路寢。一朝而以三百乘之家賜者三。故曰。政在節財。

問ひて曰く、三公、夫子に政を問ふは一なり。夫子之れに對へて同じからざるは何ぞや。仲尼曰く、葉は都大にして國小、民背心有り。故に曰く、近きを悅ばしめて遠きを來すに在りと。魯の哀公、(二)大臣三人有り。(三)外諸侯四鄰の士を障距し、內比周して以て其君を愚にす。宗廟を掃除せず、社稷を(四)血食せざらしむる者は、必ず是れ三臣なり。故に曰く、政は賢を選ぶに在りと。齊の景公雍門を築き、(五)路寢を爲り、一朝にして三百乘の家を以て賜ふ者三。故に曰く、政は財を節するに在りと。

(一) 政の主とするところは近人を悅服せしめて遠人を招き來らしむるにあり　(二) 大臣三人は孟孫・叔孫・季孫　(三) 外は諸侯四鄰より來る賓客の士を絕ち塞ぎて、內は三家ぐるになりて其の君を愚にす　(四) 血食は子孫相續き祖先の祭祀の絕えぬこと。此語は社稷を祀る能はざらしむとなり　(五) 路寢は表御殿なり

子宰。周太子也。公子根有レ寵。遂以二東周一反。分而爲二兩國一。此皆非下晚置二太子一之患上也。夫分レ勢不レ二。庶孽卑。寵無レ藉。雖下處二耄老一晚置中太子上可也。然則晚置二太子一。庶孽不レ亂。又非二其難一也。物之所レ謂難者。必借二人成勢一而勿レ使レ侵二害己一。可レ謂二一難一也。貴レ妾不レ使レ二レ后。二難也。愛レ孽不レ使レ危二正適一。專聽二一人一而不二敢偶一レ君。此則可レ謂二三難一也。

を分ちて二ならしめず、庶孽卑しく、寵藉すこと無くば、耄老に處り、晚く太子を置くと雖も可なり。然らば則ち晚く太子を置き庶孽亂れざるは又其難きに非ざるなり。物の所謂難きとは必ず人に成勢を借して己を侵害せしむる勿からしむ。一難と謂ふべし。妾を貴びて后に(二)二ならしめず、二難なり。(三)孽を愛するも正適を危くせしめず、專ら一人に聽きて敢て君に偶せず。此則ち三難と謂ふべし。

(一) 庶子の勢を分けて太子と並ばしめず　(二) 二后の如くならしめざること　(三) 庶子を愛しても嫡子に迫らしめず、專ら一人に政事の全權を委任しても敢て君を犯さざらしむ

葉公子高問二政於仲尼一。仲尼曰。政在レ悅レ近而來レ遠。哀公問二政於仲

葉公子高政を仲尼に問ふ。仲尼曰く、(一)政は近きを悅んで遠きを來すに在りと。哀公政を仲尼に問ふ。仲尼曰く、政は賢を選ぶに在りと。齊の景公政を仲尼に問ふ。仲尼曰く、政は財を節するに在りと。三公出づ。子貢

善。不擇日而廟、禮太子。武日管仲之射隱不得也。士之用不在近遠。而俳優侏儒、固人主之所與燕也。則近優而遠士而以爲治。非其難者也。夫處勢不能用其有而徒不去國。是以一人之力禁一國。以一人之力禁一國者。少能勝之。明能照遠姦而見隱微。必行之令。雖遠於海內必無變。然則去國之海而不劫殺。非其難者也。

一人の力を以て一國を禁ずるなり。一人の力を以て一國を禁ずる者能く之れに勝つ少し。明能く遠姦を照して隱微を見る。必ず之れに令を行ふ。海より遠しと雖も、内必ず變ずる無し。然らば則ち國を去りて海に之きて而も劫殺せられざるは其難き者に非ざるなり。

㈠隱は隱語にて謎　㈡日をトするに違あらずして太子を立て祖廟に告ぐ　㈢謎を解きたるにはあらず　㈣燕居にて閑暇無事にするなり　㈤勢位に居ながら主術を失ひて用ふる能はずば雖國は去らずし居てもだめなり　何となれば一人の力で一國を支ふるが如く衆寡の勢とても敵すべからず

楚成王。置商臣以爲太子。又欲置公子職。商臣作亂。遂弑成王。公

楚の成王商臣を置きて以て太子と爲し、又公子職を置かんと欲す。商臣難を作し、遂に成王を弑す。公子宰は周の太子なり。公子根、寵有り。遂に東周を以て反し、分れて兩國と爲る。此れ皆晩く太子を置くの患に非ざるなり。夫れ勢

常之賊一。知レ之。則以二管仲寺人一自解。君必不レ誅。而自以三爲有二桓文之德一。是臣讎レ君而明不レ能レ燭。多假二之資一自以爲レ賢而不レ戒。則雖レ無二後嗣一。不二亦可一乎。且寺人之言也。直飾。君令一。而不レ貳者。則是貞二於君一也。死君復生。臣不レ愧而後爲レ貞。今惠公朝卒。而暮事二文公一。寺人之不レ貳。何如。

(一) 齊晉二國滅亡して祀を絶ちたり　(二) 二子は管仲季披　(三) 君を弑する罪賊　(四) 管仲季披の事を口實として辯解す　(五) 臣は君を蔽として且君の明を掩ひて照す能はざしむ　(六) 多く資格を與へて賞罰の大權を擅にせしめ、自らは賢明のつもりにして彼等に對して警戒せず　(七) 死したる君復生き返りたりとて臣心に愧づるところなきをこそ貞といふべきなれ

人有下設二桓公隱一者上曰。一難。二難。三難。何也。桓公不レ能レ對。以告二管仲一。管仲對曰。一難也。近レ優而遠レ士。二難也。去二其國一而數之レ海。三難也。君老而晩置二太子一。桓公曰。

人、桓公に隱(一)を設くる者有り。曰く、一難、二難、三難とは何ぞや。桓公對ふる能はず、以て管仲に告ぐ。管仲對へて曰く、一難や、優を近づけて士を遠ざく。二難や、其國を去りて數〻海に之く。三難や、君老いて晩く太子を置つ。桓公曰く、善しと。(三)日を擇ばずして太子を廟禮す。或ひと曰く、管仲の隱(二)を射するは得ざるなり。士の用は近遠に在らず。而して俳優侏儒固より人主の與に燕(四)する所なり。則ち優を近づけ、士を遠ざけて以て治を爲すも其難きに非ざるなり。夫れ勢(五)に處ながら其有を用ふる能はずんば、徒に國を去らざるも是れ

除二君之惡一。惟恐レ不レ堪。蒲人・翟人。余何有焉。今公即レ位。其無二蒲翟一乎。且桓公置レ射レ鉤而相二管仲一。君乃見レ之。

或曰。齊晉絶レ祀。不二亦宜一乎。桓公能用二管仲之功一。而忘二射鉤之怨一。文公能聽二寺人之言一。而棄二斬袪之罪一。桓公文公能容二二子一也。後世之君。明不レ及二二公一。後世之臣。賢不レ如二二子一。以二不忠之臣一事二不明之君一。君不レ知。則有二燕操子罕田

或ひと曰く、(一)齊晉祀を絶つ、亦宜ならずや。桓公能く管仲の功を用ひて射鉤の怨を忘れ、文公能く寺人の言を聽きて斬袪の罪を棄つ。桓公・文公能く(二)二子を容るゝなり。後世の君、明は二公に及ばず。後世の臣、賢は二子に如かず。不忠の臣を以て不明の君に事ふ。君知らざれば則ち燕操・子罕・田常の(三)賊有り。之れを知れば則ち(四)管仲寺人を以て自ら解く。君必ず誅せず。自ら桓文の徳有りと以爲ふ。是れ臣君を讎として明燭す能はざらしめ、(六)多く之れに資を假し、自ら以て賢と爲して(五)戒めず、則ち後嗣無しと雖も、亦可ならずや。且寺人の言や直に飾るのみ。君令して貳とせざる者は則ち是れ君に貞なるなり。(七)死君復生くとも臣愧ぢずして後に貞と爲す。今惠公朝に卒し、暮には文公に事ふ。寺人の貳にせざるは、何如。

成而不上聞。此督君之所以劫也。且此亡王之俗。取督之民。所以自美。而穆公獨貴之。不亦倒乎。

(一) 取は鄹と音通、鄹魯の民たる子思等の美とするところ

文公出亡。獻公使寺人披攻之蒲城。披斬其袪。文公奔翟。惠公即位。又使攻之惠竇。不得也。及文公反國。披求見。公曰。蒲城之役。君令一宿。而汝即至。惠竇之難。君令三宿。而汝一宿。何其速也。披對曰。君令不貳。

(一)文公出でて亡ぐ。獻公、寺人披をして之れを蒲城に攻めしむ。披其袪を斬る。文公翟に奔る。惠公位に卽き、又之れを惠竇に攻めしめしも得ざるなり。文公國に反るに及び、披見ゆるを求む。公曰く、蒲城の役に君は一宿せよと令す、汝は卽ち至る。惠竇の難には君は三宿せよと令す、汝は一宿す。何ぞ其れ速なるやと。披對へて曰く、君令には貳はず、君の惡を除くや、(二)惟堪へざらんを恐る。(三)蒲人、翟人、余何か有らん。今、公、位に卽けり。(四)其れ蒲翟無からんや。且つ(五)桓公は鉤を射るを置て管仲を相とせりと。君乃ち之れを見る。

(一) 晉の文公出奔せしとき獻公は宦者の李披といふものに之れを蒲城に攻めしむ (二) 唯君の爲めに惡を除くに間に合はぬを恐る (三) 文公は獻公の時には蒲人であり翟人でありて余に於ては何の君臣の關係もなし (四) 卽位の上は蒲人翟人に非ず晉國の王なり、故に拜謁に來れるなり (五) 管仲嘗て桓公を射て其の帶鉤に射中でたり

或曰魯之公室。三世劫於季氏。不亦宜乎。明君求善而賞之。求姦而誅之。其得之一也。故以善聞之者。以說善同於上者也。以姦聞之者。以惡姦同於上者也。此宜賞譽之所及也。不以姦聞。是異於上而下比周於姦者也。此宜毀罰之所及也。

或ひと曰く、魯の公室、㊀三世季氏に劫さる、亦宜ならずや。明君は善を求めて之れを賞し、姦を求めて之れを誅す。其の之れを得るは一なり。故に善を以て之れに聞ゆる者は善を說ぶを以て上に同じくする者なり。姦を以て之れに聞ゆる者は姦を惡むを以て上に同じくする者なり。此れ宜しく賞譽の及ぶ所なるべし。姦を以て聞せず、是れ上に異にして下姦に比周する者なり。此れ宜しく毀罰の及ぶ所なるべし。

㊀魯の公室は昭公・定公・哀公の三世に亙り季孫氏に劫され、君は有れども無きがごとし

今子思不以過聞。而穆公貴之。厲伯以姦聞。而穆公賤之。人情皆喜貴而惡賤。故季氏之亂

今子思過を以て聞せず、穆公之れを貴び、厲伯姦を以て聞し、穆公之れを賤しむ。人情皆貴を喜びて賤を惡む。故に季氏の亂成りて上聞せず。此れ魯君の劫さるゝ所以なり。且此れ亡王の俗にして、㊁取魯の民自ら美とする所以、穆公獨り之れを貴ぶ、亦倒ならずや。

卷十六

難 三(一)

魯の穆公、子思に問ひて曰く、吾聞く、龐橺氏の子は不孝なりと。其行は奚如。子思對へて曰く、君子賢を尊び以て德を崇くし、善を擧げて以て民を勸む。夫の過行の若き、是れ細人の識る所なり。臣は知らざるなりと。子思出づ。子服厲伯入りて見ゆ。龐橺氏の子を問ふ。子服厲伯對へて曰く、其の過三。皆君の未だ嘗て聞かざる所なりと。是れより後、君、子思を貴びて子服厲伯を賤しむ。

(一) 人主の臣を御するには皆法術を以てすべしと論難す

魯穆公問於子思一曰、吾聞龐橺氏之子不孝。其行奚如。子思對曰。君子尊賢以崇德。擧善以勸民。若夫過行、是細人之所識也。臣不知也。子思出。子服厲伯入見。問龐橺氏子。子服厲伯對曰。其過三。皆君之所未嘗聞。自是之後。君貴子思而賤子服厲伯也。

人一是敗。文公以二此人一是霸。未レ見レ所三以用二人也。簡子未レ可三以速去二楯櫓一也。嚴親在レ圍輕犯二矢石一。孝子之所レ愛レ親也。孝子愛レ親百數之一也。今以爲身處危而人尚可レ戰。是以二百族之子一愛二於上一。皆若下孝子之所上レ愛レ親也。是行人之誣也。好レ利惡レ害。夫人之所レ有也。賞厚而信。人輕レ敵矣。刑重而必。人不レ北矣。長行徇レ上。數百不二一人一。喜レ利畏レ罪。人莫レ不レ然。將レ衆者。不レ出二乎莫レ不レ然之數一。而道下乎百無二一人一之行上。行人未レ知二用レ衆之道一也。

に楯櫓を去るべからず。嚴親圍に在るや、輕〻しく矢石を犯すは、孝子の親を愛する所なり。孝子親を愛するは百數の一なり。今以爲らく、身危きに處して人尚ほ戰ふべしと。是れ百族の子を以て上を愛す、皆孝子の親を愛する所の若くするなり。是れ行人の誣なり。利を好み害を惡むは、(一)夫人の有する所なり。賞厚くして、信、人敵を輕んず。刑重くして、必、人北げず。(二)長行上に徇ふ、數百に一人ならず。利を喜び罪を畏るゝは人然らざる莫し。衆に將たる者、然らざる莫きの數に出でずして、百に一人無きの行に道る。(三)行人未だ衆を用ふるの道を知らざるなり。

(一) 夫人は人々なり (二) 長らく軍行にありて長上に從ふものは數百人中一人もなし (三) 衆に將たるもの、必然の數によらずして百に一人も無き道によるは無理なることとなり

燭過。免レ冑而對曰。臣聞レ之。亦有二君之不能一耳。士無二弊者一。昔者吾先君獻公幷レ國十七。服レ國三十八。戰十有二勝。是民之用也。獻公沒。惠公卽レ位。淫衍暴亂。身好二玉女一。秦人來侵。去レ絳十七里。亦是人之用也。惠公沒。文公授レ之。圍レ衞取レ鄴。城濮之戰。五敗二荊人一。取二尊名於天下一。亦是人之用也。亦有二君不能一耳。士無レ弊也。簡子乃去二楯櫓一。立二矢石之所ヒ及。鼓レ之而士乘レ之戰。大勝。簡子曰。與三吾得二革車千乘一。不レ如レ聞二行人燭過之一言一也。

絳を去ること十七里、亦是れ人の用なり。惠公沒し、文公之れを授け、衞を圍み、鄴を取り、城濮の戰、五たび荊人を敗り、尊名を天下に取る。亦是れ人の用なり。（九）亦君の不能あるのみ。士は弊無きなりと。簡子乃ち楯櫓を去り、矢石の及ぶ所に立ち、之れを鼓し、士之れに乘じて戰ひ大に勝つ。簡子曰く、吾革車千乘を得るよりは、行人燭過の一言を聞くに如かざるなりと。

（一）郛郭は外郭なり　（二）犀は堅きこと　（三）枹は桴に同じ、太鼓を叩く棒　（四）行人は使番　（五）弊者は疲弊者なり　（六）民をよく用ひたるを以てなり　（七）淫佚は淫衍にてみだりがはしく自ら恣にするなり　（八）玉女は美人　（九）君の士卒を用ひ方の不能の爲めのみ

或曰。行人未レ有二以說一也。乃道。惠公以二此

或ひと曰く、行人未だ以て說く有らず。乃ち道ふ、惠公此人を以て敗れ、文公此人を以て是れ霸たり。未だ人を用ふる所以を見ざるなり。簡子未だ以て速

則入多。務二於畜養之理一。察二於土地之宜一。六畜遂。五穀殖。則入多。明二於權計一。審二於地形一。舟車機械之利。用レ力少致レ功大。則入多。利二商市關梁之行一。能以レ所レ有致レ所レ無。客商歸レ之。外貨留レ之。儉二於財用一。節二於衣食一。宮室器械。周二於資用一。不レ事二玩好一。則入多。入多皆人爲也。若天事風雨時。寒溫適。土地不レ加レ大。而有二豐年之功一。則入多。人事天功。二物者皆入多。非二山林澤谷之利一也。夫無二山林澤谷之利一。入多。因謂二之窕貨一者無術之言也。

ば、土地大を加へずとも、豐年の功有れば則ち入り多し。人事天功の二物の者皆入り多く、山林澤谷の利のみに非ざるなり。夫れ山林澤谷の利無くして、入り多き、因りて之れを窕貨と謂ふ者は(三)無術の言なり。

(一)入の多き所以を知る術なきなり　(二)六畜は牛馬羊鷄犬豕　(三)經濟の原理を知らぬ無術の者の言なり

趙簡子圍二衞之郛郭一。犀楯犀櫓。立二於矢石之所一レ及。鼓レ之而士不レ起。簡子投レ枹曰。烏乎。吾之士數弊也。行人

趙簡子、衞の郛郭(一)を圍む。犀楯犀櫓、矢石の及ぶ所に立ち、之れを鼓して士起たず、簡子枹を投じて曰く、(二)烏んぞ吾の士數〻弊るゝやと。行人燭過冑を(三)免ぎて對へて曰く、臣之れを聞く、亦君の不能有るのみ。士に弊者無し。(四)昔者吾が先君獻公國を幷すること十七、國を服すること三十八、戰十有二勝、(五)是れ民の(六)用なり。獻公沒し、惠公位に卽き、(七)淫衍暴亂、身ら(八)玉女を好む。秦人來り侵す。

於義一者。謂二之窕言一。辯在二言者一。說在二聽者一。言非二聽者一也。則辯非二說者一也。所レ謂不レ度二於義一。非レ謂二聽者一。必謂レ所レ聽也。聽者非二小人一則君子也。小人無レ義。必不レ能レ度二之義一也。君子度二之義一。必不二肯說一也。夫曰三言語辯聽之說。也度二於義一者。必不誠之言也。入多之謂二窕貨一也。未レ可二遠行一也。

李子之姦。弗二蚤禁一使レ至二於計一。是遂レ禍也。無三術以知二而入多一。入多者穰也。雖二倍入一。將二奈何一。舉レ事愼二陰陽之和一。種レ樹節二四時之適一。無二早晩之失。寒溫之災一。則入多。不下以二小功一妨中大務上。不下以二私欲一害中人事上。丈夫盡二於耕農一。婦人力二於織紝一。

李子の姦蚤く禁ぜずして、計に至らしむ。是れ過を遂げしむるなり。術以て而(一)の入りの多きを知る無し。入り多き者穰らば、倍入と雖も、將に奈何せん。事を擧ぐる陰陽の和に愼ひ、種を樹うる、四時の適を節し、早晩の失、寒溫の災無ければ則ち入り多く、小功を以て大務を妨げず、私欲を以て人事を害せず、丈夫は耕農に盡し、婦人織紝に力むれば則ち入り多し。畜養の理を務め、土地の宜を察し、六畜(二)遂げ、五穀殖せば則ち入り多く、權計を明にし、地形を審にし、舟車機械の利、力を用ふる少く、功を致す大なれば則ち入り多し。商市關梁の行を利し、能く有る所を以て無き所に致せば、客商之れに歸し、外貨之れに留まり、財用を儉し、衣食を節し、宮室器械資用に周く、玩好を事とせざれば則ち入り多し。入り多きは皆人爲なり。若し天事には風雨時あり。寒溫適せ

知不欺主之臣也。然雖知不欺主之臣。今桓公以任管仲之專、借豎刁易牙。蟲流出尸而不葬。桓公不知臣欺主與、不欺主已明矣。而任臣如彼其專也。故曰、桓公闇主也。

(一) 闇愚の主

李兌治中山。苦陘令上計而入多。李兌曰、語言辨聽之說、不度於義、謂之窕言。無山林澤谷之利而入多者、謂之窕貨。君子不聽窕言、不受窕貨。子姑免矣。或曰、李子設辭曰、夫語言辯聽之說、不度

李兌、中山を治む。苦陘の令(一)計を上るに入多し。李兌曰く、語言辨聽の說、義に度らず。之れを窕言(二)と謂ふ。山林澤谷の利無くして入多き者之れを窕貨と謂ふ。君子は窕言を聽かず、窕貨を受けず。子姑く免ぜよ。或ひと曰く、李子辭を設けて曰く、夫れ語言辯聽の說、義に度らざる者之れを窕言と謂ふと。辯は言者に在り。說は聽者に在り。言は聽者に非ざるなり。則ち辯は說者に非ざるなり。所謂義に度らずとは、聽者を謂ふに非ず。必ず聽く所を謂ふ。聽く者は小人に非ざれば則ち君子なり。小人は義無ければ必ず之れを義に度る能はず。君子之れを義に度れば必ず肯て說ばざるなり。夫れ語言辯聽の說義に度らずと曰ふ者、必ず不誠の言なり。入多き之れを窕貨を謂ふ、未だ遠く行ふべからず。

(一) 計帳を上るに納入の方多し　(二) 窕言は、外、にして中虛、人を欺く言

可ㇾ知也。若使ニ管仲大賢一也。且ㇾ爲ニ湯武一。湯武桀紂之臣也。桀紂作ㇾ亂。湯武奪ㇾ之。今桓公以ㇾ易居ニ其上一。是以ニ桀紂之行一。居ニ湯武之上一。桓公危矣。若使ニ管仲不肖人一也。且ㇾ爲ニ田常一。田常簡公之臣也。而弑ニ其君一。今桓公以ㇾ易居ニ其上一。是以ニ簡公之易一居ニ田常之上一也。桓公又危矣。

㈠ 抑周公は成王より國を奪ひて政を行ふを憚かる者故管仲の如く死せる君に背きてその讎に事ふる如きことを爲さず ㈡ 取は向ふなり、舍は置なり、取舍は向背なり ㈢ 君に叛かざることは知るべからず

管仲非ニ周公旦一亦以明矣。然爲ニ湯武與ニ田常一。未ㇾ可ㇾ知也。爲ニ湯武一有ニ桀紂之危一。爲ニ田常一有ニ簡公之亂一也。已得ニ仲父一之後。桓公奚遽易哉。若使下桓公之任ニ管仲一。必知ㇾ不ㇾ欺ㇾ己也。是

管仲の周公旦に非ざるは亦以に明なり。然れども湯武と爲る、田常と爲る、未だ知るべからざるなり。湯武と爲れば桀紂の危あり。田常と爲れば簡公の亂有るなり。已に仲父を得たるの後、桓公奚ぞ遽に易からんや。若し桓公の管仲に任ずる、必ず己を欺かざるを知らしめんか、是れ主を欺かざるの臣を知りしのみ。然り、主を欺かざるの臣を知ると雖も、今桓公、管仲に任ずるの專を以て豎刁易牙に借す。蟲流れて戸を出でて葬らず。桓公臣の主を欺くと主を欺かざるとを知らざる已に明なり。臣に任ずる彼の如く其れ專らなり。故に曰く、桓公は闇主なり。㈡

不難管仲不死其君而歸桓公。鮑叔輕官。讓能而任之。桓公得管仲。又不難明矣。已得管仲之後奚遽易哉。管仲非周公旦。周公旦假爲天子七年。成王壯。授之以政。非爲天下計也。爲其職也。

夫(不)難奪子而行天下者。必不背死君而事其讎。背死君而事其讎者。必不難奪子而行天下。不難奪子而行天下者。必不難奪其君國矣。管仲公子糾之臣也。謀殺桓公而不能。其君死而臣桓公。管仲之取舍。非周公旦。未

夫れ子に奪ひて天下に行ふを難かる者、必ず死君に背いて其讎に事へず。死（一）君に背いて其の讎に事ふる者、必ず子に奪ひて天下に行ふに難からず。子に奪ひて天下に行ふに難からざる者は、必ず其君の國を奪ふに難からず。管仲は公子糾の臣なり。桓公を殺すを謀りて能はず。其君死して桓公に臣たり。管仲の（二）取舍は周公旦に非ざる、未だ知るべからず。若し管仲をして大賢ならしめば且に湯武と爲らんとす。（三）湯武は桀紂の臣なり。桀紂亂を爲し、湯武之れを奪ふ。今桓公易を以て其上に居る。是れ桀紂の行を以て、湯武の上に居るなり。桓公危し。若し管仲をして不肖人たらしめば、且に田常と爲らんとす。田常は簡公の臣なり。而して其君を弑す。今桓公易を以て其上に居る。是れ簡公の易を以て田常の上に居るなり。桓公又危し。

而援二君上一。賢者之愛レ世急也。然則君レ人者。無レ逆レ賢而已矣。索レ賢不レ爲二人主難一。且官職所三以任二賢也。爵祿所三以賞二功也。設二官職一陳二爵祿一。而士自至。君レ人者奚其勞哉。使レ人又非レ所レ佚也。人主雖レ使レ人。必以二度量一準レ之。以二刑名一參レ之。以レ事遇二於法一則行。不レ遇二於法一則止。功當二其言一則賞。不レ當則誅。以二刑名一收レ臣。以二度量一準レ下。此不レ可レ釋也。君レ人者焉佚哉。索レ人不レ勞。使レ人不レ佚。而桓公曰。勞二於索一レ人。佚二於使一レ人者不レ然。且桓公得二管仲一。又

る所に非ざるなり。人主人を使ふと雖も、必ず度量を以て之れを準じ、刑名を以て之れを參し、事を以て法に遇へば則ち行ひ、法に遇はざれば則ち止め、功其言に當れば則ち賞し、當らざれば則ち誅す。刑名を以て臣を收め、度量を以て下に準ず。此れ釋つべからざるなり。人に君たる者焉んぞ佚せん。人を索むるは勞せず、人を使ふは佚せず。而して桓公曰く、人を索むるを勞し、人を使ふに佚すといふ者然らず。且桓公、管仲を得る、又難からず。管仲其君に死せずして桓公に歸す。鮑叔官を輕んじて能に讓りて之に任ず、桓公の管仲を得る又難からざるや明なり。已に管仲を得るの後、奚ぞ遽に易からんや。管仲は周公旦に非ず。周公旦は假に天子と爲ること七年。成王壯なるや、之れに授くるに政を以てし、天下の爲めに計るに非ざるなり。其職の爲めにするなり。

一　宰は料理番

告二仲父一者三。而優笑曰。易哉爲レ君。一曰二仲父一。二曰二仲父一。桓公曰。吾聞。君レ人者勞二於索一レ人佚二於使一レ人。吾得二仲父一已難矣。又已得二仲父一之後。何爲不レ易乎哉。

公曰く、吾聞く、人に君たる者は人を索むるに勞し、(四)人を使ふに佚す。吾仲父を得る已に難し。又已に仲父を得るの後、何爲れぞ易からざらんや。

(一) 役人が之を選する話法は如何にすべきかを問ふ　(二) 仲父は管仲なり　(三) 優は俳優なり　(四) 人を使ふには暢氣なり

或曰。桓公之所レ應レ優。非二君レ人者之言一也。桓公以レ君レ人爲レ勞レ於索レ人。何索レ人爲レ勞哉。伊尹自以爲レ宰二于湯一。百里奚自以爲レ虜二于穆公一。虜所レ辱也。宰所レ羞也。蒙二羞辱一

或ひと曰く、桓公の優に應ふる所は人に君たる者の言に非ざるなり。桓公人に君たるを以て人を索むるに勞すと爲す。何ぞ人を索むる勞と爲さんや。伊尹自ら以て湯に宰と爲り、百里奚自ら以て穆公に虜と爲る。虜は辱づる所なり。宰は羞づる所なり。羞辱を蒙りて君上に接す。賢者の世を憂ふるに急なればなり。然らば則ち人に君たる者は賢に逆ふ無きのみ。賢を索むるは人主の難と爲さず。且官職は賢を任ずる所以なり。爵祿は功を賞する所以なり。官職を設け、爵祿を陳ねば士自ら至る。人に君たる者、奚ぞ其れ勞せんや。人を使ふは又佚す

中ニ市。婦閭二百。被髪而御ニ婦人ー。得ニ管仲ー爲ニ五伯長ー。失ニ管仲ー得ニ豎刁ー而身死。蟲流出レ戸不レ葬。以爲レ非ニ臣之力ー也。且不下以ニ管仲ー爲も覇。以爲ニ君之力ー也。且不下以ニ豎刁ー爲も亂。昔者晉文公慕ニ於齊女ー而忘レ歸。舅犯極諫。故使レ得レ反ニ晉國ー。故桓公以ニ管仲ー合。文公以ニ舅犯ー霸。而師曠曰。君之力也。又不レ然矣。凡五霸所三以能成ニ功名於天下ー者。必君臣俱有レ力焉。故曰。叔向師曠之對。皆偏辭也。

長と爲り、管仲を失ひて豎刁を得、身死し、蟲流れて戸を出づるも葬らず。以て臣の力に非ずと爲さば、且管仲を以て覇と爲らず。以て君の力と爲さば、且豎刁を以て亂を爲さず。昔者晉の文公、齊女を慕ひ歸るを忘る。舅犯極諫す。故に晉國に反るを得しむ。故に桓公、管仲を以て合し、文公、舅犯を以て霸たり。而して師曠曰く、君の力なりと。又然らず。凡そ五霸能く功名を天下に成す所以の者は必ず君臣俱に力有り。故に曰く、叔向・師曠の對皆偏辭なり。

(一) 宮中に娼家を設く。或はいふ二百の門閭婦人之を守ると (二) 桓公は冠を頂かずに婦人を御す

齊桓公之時。晉客至。有司請レ禮。桓公曰レ

齊の桓公の時、晉客至る。(一)有司禮を請ふ。桓公、(二)仲父に告げよと曰ふ者三たび。(三)優笑ひて曰く、易きかな君たる。一に仲父と曰ひ、二に仲父と曰ふと。桓

之對レ君也。凡爲二人臣一者。猶下炮宰和二五味一而進中之君上。君弗レ食。孰敢強レ之也。臣請譬レ之。君者壤地也。臣者草木也。必壤地美。然後草木碩大。亦君之力也。臣何力之有。

或曰。叔向師曠之對皆偏辭也。夫一二匡天下一。九二合諸侯一。美之大者也。非二專君之力一也。又非二專臣之力一也。昔者宮之奇在レ虞。僖負羈在レ曹。二臣之智。言中レ事。發中レ功。虞曹俱亡者。何也。此有二其臣一而無二其君一者也。且蹇叔處レ虞而虞亡。處レ秦而秦霸。非下蹇叔愚二於虞一而智中於秦上也。此有レ君而無レ臣也。向曰。臣之力也。不レ然矣。

或ひと曰く、叔向、師曠の對、皆偏辭なり。夫れ天下を一匡し、諸侯を九合するは美の大なる者なり。專ら君の力に非ざるなり。又專ら臣の力にも非ざるなり。昔者宮之奇虞に在り。僖負羈、曹に在り。二臣の智、言へば事に中り、發すれば功に中る。虞曹俱に亡ぶものは何ぞや。此れ其臣有りて〔一〕其君無き者なり。且蹇叔、虞に處りて虞亡び、秦に處りて秦霸たり。蹇叔、虞に愚にして秦に智なるに非ざるなり。此れ君有りて臣無きなり。向曰く、臣の力なりと。然らず。

〔註〕〔一〕臣が立派にして君が暗愚なる爲めなり

昔者桓公宮

昔者桓公、宮中に二市、〔一〕婦閭二百、〔二〕被髮して婦人を御す。管仲を得て五伯の

者。以其不得人心耶。則雖索人心以解惡。可也。紂以其大得人心而惡之。已又輕地。以收人心。是重見疑也。固其所以桎梏囚於羑里也。鄭長者有言。體道無爲。無見也。此最宜於文王矣。不使人疑之也。仲尼以文王爲智。未及此論。

晉平公問叔向曰。昔者齊桓公九合諸侯。一匡天下。不識。臣之力也。君之力也。叔向對曰。管仲善制割。賓胥無善削縫。隰朋善純緣。衣成。君擧而服之。亦臣之力也。君何力之有。師曠伏琴而笑之。公曰。太師奚笑也。師曠對曰。臣笑叔向

晉の平公、叔向に問ひて曰く、昔者齊の桓公諸侯を九合し天下を一匡す。識らず、臣の力か。君の力か。叔向對へて曰く、管仲は制割(一)を善くし、賓胥無は削縫(二)を善くし、隰朋は純緣(三)を善くす。衣成る。君擧げて之れを服す。亦臣の力なり。君何の力か之れ有らんと。師曠琴に伏して之れを笑ふ。公曰く、太師奚ぞ笑ふや。師曠對へて曰く、臣叔向の君に對ふるを笑ふ。凡そ人臣たる者は猶ほ炮宰(四)の五味を和して之れを君に進むるがごとし。君食はずんば、孰か敢て之れを强ひん。臣請ふ、之れを譬へん。君は壤地なり。臣は草木なり。必ず壤地美にして、然る後に草木碩大(五)す。亦君の力なり。臣何の力か之れ有らん。

(一) 制割は衣を造る爲めに布帛を大裁ちするなり (二) 削縫は裁縫 (三) 純緣はへりをくけること (四) 炮宰は料理人 (五) 碩大、みのりて大なり

之地。赤壤之國方千里。以請レ解二炮烙之刑一。天下皆說。仲尼聞レ之曰。仁哉文王。輕二千里之國一而請レ解二炮烙之刑一。智哉文王。出二千里之地一而得二天下之心一。或曰。仲尼以二文王一爲レ智也。不二亦過一乎。夫智者知二過難之地一而辟レ之者也。是以身不レ及二於患一也。使下文王所二以見レ惡二於紂一

んじて炮烙の刑を解かんとを請ふ。智なるかな文王、千里の地を出して天下の心を得たり。或ひと曰く、仲尼文王を以て智と爲すは亦過たずや。夫れ智者は過難の地を知りて之れを辟くる者なり。是れを以て身患に及ばざるなり。文王をして紂に惡まるゝ所以の者は、其の人心を得ざるを以てせしめば、則ち人心を索め以て惡を解くと雖も可なり。(二)紂其の大に人心を得るを以て之れを惡むに、(三)已に又地を輕んじて以て人心を收む。是れ重ねて疑はるゝなり。固より其の(四)桎梏して羑里に囚はるゝ所以なり。鄭の長者言有り。(五)道を體して無爲見はるゝ無きなり。(六)此れ最も文王に宜し。人をして之れを疑はしめざるなり。仲尼、文王を以て智と爲す。未だ此論に及ばず。

(一) 火あぶりの酷刑を除かんことを乞ふ　(二) 紂は文王の大に人心を得たるを以て惡みたり　(三) 文王は已に又土地を惜げもなく與へて人心を得たり　(四) 桎梏は足かせ、手かせなり　(五) 大道を體し、無爲にして、決して世にあらはるべからず　(六) これは文王の己を處するに最も適し、人の君を疑はしめざる方法なり

曰。管仲雪二桓公之恥於小人一。而生二桓公之恥於君子一矣。使下桓公發二囷倉一而賜二貧窮一。論二囹圄一而出中薄罪上。非レ義也。不レ可二以雪一レ恥。使二之而義一

るなり。是れ遺冠の恥を小人に雪ぐと雖も、亦宿義の恥を君子に遺す。且夫れ囷倉を發して貧窮に賜ふもの、是れ無功を賞するなり。囹圄を論じて薄罪を出すは、是れ過を誅せざるなり。夫れ無功を賞すれば則ち民偸幸して上に望み、過を誅せざれば則ち民懲りずして非を爲し易し。此れ亂の本なり。安んぞ以て恥を雪ぐべけんや。

㊀獄を裁決して輕罪のものを放免す ㊁管仲は桓公の恥を小人に對して雪がしめ君子に對して恥を增したり

也。桓公宿レ義。須二遺冠一而後行レ之。則是桓公行レ義。非レ爲レ遺レ冠也。是雖レ雪二遺冠之恥於小人一。而亦遺二宿義之恥於君子一矣。且夫發二囷倉一而賜二貧窮一者。是賞二無功一也。論二囹圄一而出二薄罪一者。是不レ誅レ過也。夫賞二無功一。則民偸幸而望二於上一。不レ誅レ過。則民不レ懲而易レ爲レ非。此亂之本也。安可二以雪一レ恥哉。

昔者文王侵レ孟。克レ莒擧レ酆。三擧レ事而紂惡レ之。文王乃懼。請レ入二洛西

昔者文王孟を侵し、莒に克ち酆を擧げ、三たび事を擧げて紂之れを惡む。文王乃ち懼れて、洛西の地、赤壤の國方千里を入れんことを請ひ、以て炮烙の刑を解かん㊂ことを請ふ。天下皆說ぶ。仲尼之れを聞きて曰く、仁なるかな文王。千里の國を輕

且不止。即治亂之刑。如恐不勝。而姦尙不盡。今晏子不察其當否。而以太多爲說。不亦妄乎。夫惜草茅者。耗禾穗。惠盜賊者。傷良民。今緩刑罰行寬惠。是利姦邪而害善人也。此非所以爲治也。

り。此れ治を爲す所以に非ざるなり。

㊀便宜の辭を以て、景公の多欲を止めんとしたるなり

齊桓公飲酒。醉遺其冠。恥之。三日不朝。管仲曰。此非有國之恥也。公胡其不雪之以政。公曰。善。因發囷倉。賜貧窮。論囹圄。出薄罪。處三日而民歌之曰。公胡不復遺冠乎。或

齊の桓公酒を飲み、醉ひて其冠を遺れ、之れを恥ぢて三日朝せず。管仲曰く、此れ國を有するものの恥に非ざるなり。公胡ぞ其れ之れを雪ぐに政を以てせざる。公曰く、善しと。因りて囷倉を發して貧窮に賜ひ、囹圄を論じて薄罪を出す。處ると三日にして民之れを歌ひて曰く、公胡ぞ復た冠を遺れざるかと。

或ひと曰く、管仲は桓公の恥を小人に雪ぎ、而も桓公の恥を君子に生ず。桓公をして囷倉を發して貧窮に賜ひ、囹圄を論じて薄罪を出さしむるは義に非ざるなり。以て恥を雪ぐべからず。之れをして義ならしむるなり。桓公義を宿し、遺冠を待ちて後に之れを行ふは、則ち是れ桓公義を行ひて冠を遺るゝ爲めに非ざ

待市食而朝暮趨之。不可以遠。景公笑曰。子家習市。識貴賤乎。是時景公繁於刑。晏子對曰。踴貴而履賤。景公曰。何故。對曰。刑多也。景公造然變色。曰。寡人其暴乎。於是損刑五。

ぞ。對へて曰く、刑多ければなり。景公造然(四)として色を變じて曰く、寡人其れ暴か。是に於て刑を損すもの五。

(一) 古人を借りて己の說を述ぶ　(二) 貴賤は物價の高低なり　(三) 踴は刖足のもの丶穿つ履　(四) 造然は戚然なり

或曰。晏子之貴踴。非其誠也。欲便辭以止多刑也。此不察治之患也。夫刑當無多。不當無少。無以不當聞。而以太多說。無術之患也。敗軍之誅。以千百數。猶北

或ひと曰く、晏子の踴を貴しといふは其誠に非ざるなり。便辭して以て多刑を止めんと欲するなり。此れ治を察せざるの患なり。夫れ刑當れば多き無く、當らざれば少き無し。不當を以て聞する無く、太だ多きを以て說く。術無きの患なり。敗軍の誅は千百を以て數ふとも、猶ほ北げて且止まず。勝たざるを恐るゝが如し。姦尙ほ盡きず。今晏子其當否を察せず、太だ多きを以て說と爲す。亦妄ならずや。夫れ草茅を惜む者は禾穗を耗し、盜賊を惠む者 良民を傷く。今刑罰を緩くし、寬惠を行ふ。是れ姦邪を利して善人を害するな

者齊桓公兩ニ用管仲鮑叔ヲ。成湯兩ニ用伊尹仲虺ヲ。夫兩ニ用臣ヲ者國之憂。則是桓公不レ霸。成湯不レ王也。湣王一用ニ淖齒ヲ而身死ニ乎東廟ニ。主父一用ニ李兌ヲ。減食而死。主誠有レ術。兩用不レ爲レ患。無レ術兩用。則爭レ事而外市。一則專レ制而劫弑。今留無ニ術以規レ上。使ニ其主去レ兩用レ一。是不レ有ニ西河鄢郢之憂ヲ。則必身死。減レ食之患。是繆留未レ有ニ善以ニ知レ言也。

て上を規する無く、其主をして兩を去りて一を用ひしむ。是れ西河・鄢郢の憂有らざれば、則ち必ず身死し、食を減ずるの患、是れ繆留未だ善く知言を以てする有らざるなり。

● 外國と交りて私利を得んとす

難二

景公過ニ晏子ニ曰。子宮小近レ市。請徙ニ子家豫章之圃ニ。晏子再拜而辭曰。且嬰家貧

(一)景公、晏子を過ぎて曰く、子の宮小にして市に近し。請ふ、子の家を豫章の圃に徙さんと。晏子再拜して辭して曰く、且嬰の家貧なれば市食を待ち朝暮に之れに趨く。以て遠かるべからずと。景公笑ひて曰く、子の家市に習ふ。(二)貴賤を識るか。是の時景公刑に繁し。晏子對へて曰く、(三)踴貴くして屨賤し。景公曰く、何の故

行哉。當世之行事。都丞之下ニ徼令一者。不レ避ニ尊貴一。不レ就ニ卑賤一。故行レ之而レ法者。雖ニ巷伯一信ニ乎卿相一。行レ之而非レ法者。雖ニ大吏一詘ニ乎民萌一。今管仲不レ務ニ尊主明法一。而事ニ增寵益爵一。是非三管仲貪ニ欲富貴一。必闇而不レ知レ術也。故曰。管仲有ニ失行一。霸略有ニ過譽一。

○宦官 ○暗愚

韓宣王問ニ於樛留一。吾欲レ兩ニ用公仲公叔一。其可乎。樛留對曰。昔魏兩ニ用樓翟一。而亡ニ西河一。楚兩ニ用昭景一。而亡ニ鄢郢一。今君兩ニ用公仲公叔一。此必將レ爭レ事而外市。則國必憂矣。或曰。昔

韓の宣王、樛留に問ふ。吾公仲・公叔を兩用せんと欲す。其れ可ならんか。樛留對へて曰く、昔魏の樓翟を兩用して西河を失ひ、楚の昭景を兩用して、鄢郢を失ふ。今君、公仲・公叔を兩用せば、此れ必ず將に事を爭ひて外市せんとん。則ち國必ず憂へん。或ひと曰く、昔者齊の桓公、管仲・鮑叔を兩用し、成湯、伊尹・仲虺を兩用す。夫れ臣を兩用する者は國の憂なれば、則ち是れ桓公覇たらず。成湯王たらざるなり。湣王一に淖齒を用ひて身東廟に死し、主父一に李兌を用ひて、減食して死す。主誠に術有れば、兩用も患と爲さず、術無ければ兩用は則ち事を爭ひ外に市し、一は則ち制を專にして劫弒す。今留術以

於是立以爲仲父。霄略曰。管仲以賤爲不可以治國。故請高國之上。以貧爲不可以治富。故請三歸。以疏爲不可以治親。故處仲父。管仲非貪。以便治也。

或曰。今使臧獲奉君令詔卿相莫敢不聽。非卿相卑而臧獲尊也。主令所加。莫敢不從也。今使管仲之治不緣桓公。是無君也。國無君不可以爲治。若負桓公之威。下桓公之令。是臧獲之所以信也。奚待高國仲父之尊而後

或ひと曰く、今臧獲に君の令を奉ぜしめ、卿相に詔して敢て聽かざる莫からしむ。卿相卑しくして臧獲尊きに非ざるなり。主令加はる所、敢て從はざる莫きなり。今管仲の治をして桓公に緣らざらしめば、是れ君無きなり。國君無ければ以て治を爲すべからず。若し桓公の威を負ひて桓公の令を下す。是れ臧獲の信ずる所以なり。奚んぞ高國・仲父の尊を待ちて後に行はんや。當世の行事、都丞の徵令を下す者、尊貴を避けず、卑賤に就かず、故に之れを行ひて法の而くする者は、巷伯と雖も卿相に信ぜらる。之れを行ひて法に非ざる者は、大吏と雖も民萌に詘す。今管仲尊明主法を務めずして增寵益爵を事とす。是れ管仲富貴を貪欲するに非ざれば必ず闇にして術を知らざるなり。故に曰く、管仲失行有り、霄略過譽有り。

子之得之也。今鄒子俱弗得。則民絕望於上矣。故曰。鄒子之言非分謗也、益謗也。且鄒子之往救罪也、以韓子為非也。不道其所以為非。而勸之以殉。是使韓子不知其過也。夫下使民絕望於上、又使韓子不知其失。吾未得鄒子之所以分謗者也。

しむるなり。夫れ下民をして望を上に絶たしめ、又韓子をして其失を知らざらしむ。吾れ未だ鄒子の謗を分つ所以の者を得ざるなり。

一 冬日水を渉るもの、足を斬るをいふ

桓公解管仲之束縛而相之。管仲曰。臣有寵矣。然而臣卑。公曰。使子立高國之上。管仲曰。臣貴矣。然而臣貧。公曰。使子有三歸之家。管仲曰。臣富矣。然而臣疏。

桓公、管仲の束縛を解きて之れを相とす。管仲曰く、臣寵有り。然り而して臣卑し。公曰く、子をして高國の上に立たしめん。管仲曰く、臣貴し。然り而して臣貧し。公曰く、子をして三歸の家有らしめん。管仲曰く、臣富めり。然り而して臣疏し。是に於て立てて以て仲父と爲す。霄略曰く、管仲賤を以て、以て國を治む可からずと爲す。故に高國の上を請ふ。貧を以て、以て富を治む可からずと爲す。故に三歸を請ふ。疏を以て、以て親を治むべからずと爲す。故に仲父に處る。管仲貧に非ず、以て治に便するなり。

二 齊の上卿高氏國氏

亂。若非罪人、而勸之以殉。是重不辜也。重不辜、民所以起怨者也。民怨則國危。郤子之言、非危則亂。不可不察也。且韓子之所斬、若罪人、郤子奚分焉。斬若非罪人、則已斬之矣。而郤子乃至。是韓子之謗已成、而郤子且後至也。夫郤子曰以殉、不足以分斬人之謗、而又生殉之謗。是何言分謗也。

べからざるなり。且韓子の斬る所、若し罪人ならば郤子奚んぞ分たん。斬りしもの若し罪人に非ざれば、則ち已に之れを斬る。而して郤子乃ち至る。是れ韓子の謗已に成りて郤子且後に至る。夫れ郤子以て殉へよと曰ふ。以て人が斬るの謗を分つに足らず。又殉の謗を生ず。是れ何ぞ謗を分つと言はんや。

● 不辜の罪を重ぬるなり

昔者紂爲炮烙。崇侯惡來又曰、斬涉者之脛也。奚分於紂之謗。且民之望於上也甚矣。韓子弗得、且望郤

昔者紂炮烙を爲る。崇侯惡來又曰く、涉者の脛を斬れと。奚んぞ紂の謗を分たん。且民の上に望むや、甚し。韓子得ず。且郤子の之れを得るを望むなり。今郤子倶に得ず。則ち民望を上に絶つ。故に曰く、郤子の言謗を分つに非ざるなり。謗を益すなり。且郤子の往きて罪を救ふや、韓子を以て非と爲す。其の非たる所以を道はずして之れを勸むるに殉を以てす。是れ韓子をして其過を知らざら

刑。若無智能而虛驕矜桓公、是誣也。宜戮。小臣之行。非刑則戮。桓公不能領臣主之理而禮刑戮之人、是桓公以輕上侮君之俗教於齊國也。非所以爲治也。故曰。桓公不知仁義。

靡笄之役。韓獻子將斬人。郤獻子聞之。駕往救之。比至則已斬之矣。郤子因曰。胡不以徇。其僕曰。曩不將救之乎。郤子曰。吾敢不分謗乎。

靡笄の役、韓獻子將に人を斬らんとす。郤獻子之れを聞き、駕して往きて之れを救ふ。至る比則ち已に之れを斬る。郤子因りて曰く、胡ぞ以て徇へざる。其僕曰く、曩に將に之れを救はんとせざるか。郤子曰く、吾敢て謗を分たざらんやと。(一)

(一) 韓子と連帶にて其非難を我も負ひ、韓子に對する謗を輕減せん

或曰。郤子言不可不察也。非分謗也。韓子之所斬也。若罪人則不可救。救罪人法之所以敗也。法敗則國

或ひと曰く、郤子の言察せざるべからざるなり。謗を分つに非ざるなり。韓子の斬る所なり。若し罪人ならば則ち救ふべからず。罪人を救ふは法の敗るゝ所以なり。法敗るれば則ち國亂る。若し罪人に非ずして之れを勸めて以て徇へんか。之れを勸めて以て徇ふは是れ不辜を重ぬるなり。不辜を重ぬれば民怨を起す所以の者なり。民怨めば則ち國危し。郤子の言危きに非ざれば則ち亂る。察せざる

憂二天下之害一。趨二一國之患一。不レ避二卑辱一。謂二之仁義一。故伊尹以二中國一爲二亂道一。爲レ宰二于湯一。百里奚以レ秦爲二亂道一。爲レ虜二于穆公一。皆憂二天下之害一。趨二一國之患一。不レ辭二卑辱一。故謂二之仁義一。今桓公以二萬乘之勢一。下二匹夫之士一。將與欲レ憂二齊國一。而小臣不レ行レ見。小臣之忘レ民也。忘レ民不レ可レ謂二仁義一。仁義者不レ失二人臣之禮一。不レ敗二君臣之位一者也。是故四封之內。執レ禽而朝。名曰レ臣。臣吏分レ職受レ事。名曰レ萌。今小臣在二民萌之衆一。而逆二君上之欲一。故不レ可レ謂二仁義一。仁義不レ在焉。桓公又從而禮レ之。使下小臣有二智能一而遁中桓公上。是隱也。宜レ

らず。仁義は人臣の禮を失はず。君臣の位を敗らざる者なり。是れが故に四封の內、(二)禽を執りて朝す。名を臣と曰ふ。臣吏職を分ち、事を受く。名づけて萌と曰ふ。今小臣民萌の衆に在り。君上の欲に逆ふ。故に仁義と謂ふべからず。仁義在らず。桓公又從ひてこれを禮し、小臣をして智能有りて桓公を遁れしめんか、是れ隱なり。宜しく刑すべし。若し智能無くして虛しく桓公を驕矜せんか、是れ誣なり。宜しく戮すべし。小臣の行刑に非ざれば則ち戮、桓公、臣主の理を領する能はず。刑戮の人を禮す。是れ桓公上を輕んじ君を侮るの俗を以て齊國に敎ふるなり。治を爲す所以に非ざるなり。故に曰く、桓公は仁義を知らず。

(一) 仕へざる士　(二) 君に贄を委するための鳥なり

非二平公之過一。舉レ琴而親二其體一。雖二嚴父一不レ加二於子一。而師曠行二之於君一。此大逆之術也。臣行二大逆一。平公喜而聽レ之。是失二君道一也。故平公之迹不レ可レ行也。使下人主過二於聽一。而不上レ悟二其失一。師曠之行。亦不レ可レ行也。使下姦臣襲二極諫一。而飾中弑レ君之道上。不レ可レ謂二兩明一。此謂二兩過一。故曰。平公失二君道一。師曠亦失二臣禮一矣。

齊桓公時有二處士一。曰二小臣稷一。桓公三往而弗レ得レ見。桓公曰。吾聞。布衣之士。不レ輕二爵祿一。無三以易二萬乘之主一。萬乘之主。不レ好二仁義一。亦無三以下二布衣之士一。於レ是五往乃得レ見レ之。或曰。桓公不レ知二仁義一。夫仁義者

齊の桓公の時處士(一)有り。小臣稷と曰ふ。桓公三たび往きて見るを得ず。桓公曰く、吾れ聞く、布衣の士爵祿を輕んぜざれば以て萬乘の主を易る無し、萬乘の主、仁義を好まざれば、亦以て布衣の士に下る無し。是に於て五たび往きて乃ち之れを見るを得たり。或ひと曰く、桓公は仁義を知らず。夫れ仁義は天下の害を憂へ、一國の患に趨り、卑辱を避けず。之れを仁義と謂ふ。故に伊尹は中國を以て亂道と爲し、湯に宰と爲り、百里奚は秦を以て亂道と爲し、穆公に虜と爲る。皆天下の害を憂へ、一國の患に趨り、卑辱を辭せず。今桓公萬乘の勢を以て匹夫の士に下り、將に與に齊國を憂へんと欲す。小臣すら見るを行はず、小臣の民を忘れたるなり。民を忘るゝは仁義と謂ふべか

行二而誅二其身一。君之於レ臣也。非二其行一則陳二其言一。善諫不レ聽。則遠二其身一者。臣之於レ君也。今師曠非二平公之行一。不レ陳二人臣之諫一。而行二人主之誅一。舉レ琴而親二其體一。是逆二上下之位一。而失二人臣之禮一也。夫爲二人臣一者。君有レ過則諫。諫不レ聽則輕二爵祿一以待レ之。此人臣之禮義也。今師曠

べ、善諫聽かずんば、則ち其身を遠くる者は臣の君に於けるなり。今師曠、平公の行を非とし、人臣の諫を陳べずして人主の誅を行ひ、琴を擧げて其體を親（一）す。是れ上下の位を逆にして人臣の禮を失ふなり。夫れ人臣たる者は君過あれば則ち諫め、諫めて聽かざれば則ち爵祿を輕んじて以て之れを待つ。此れ人臣の禮義なり。今師曠、平公の過を非とし、琴を擧げて其體に親す。嚴父と雖も子に加へず。而して師曠之れを君に行ふ。此れ大逆の術なり。臣大逆を行ひ、平公喜びて之れを聽く。是れ君道を失ふなり。故に平公の迹行ふべからざるなり。人主をして聽くに過ちて其失を悟らざらしむ。師曠の行亦行ふべからず。姦臣をして極諫を襲いで君を弑するの道を飾らしむ。兩ながら明と謂ふべからず。此れを兩過と謂ふ。故に曰く、平公は君道を失ひ、師曠亦臣禮を失ふ。

㊀ 接近する意、犯すと同じ

仲尼不レ知二善賞一。

晉平公與二羣臣一飲。飲酣乃喟然歎曰。莫レ樂レ爲二人君一。惟其言而莫二之違一。師曠侍二坐於前一。援レ琴撞レ之。公披レ衽而避。琴壞二於壁一。公曰。太師誰撞。師曠曰。今者有下小人言二於側一者上。故撞レ之。公曰。寡人也。師曠曰。啞是非二君レ人者之言一也。左右請レ除レ之。公曰。釋レ之以爲二寡人戒一。

晉の平公羣臣と飲む。飲酣なるとき乃ち喟然として歎じて曰く、人君たるより樂しきは莫し。（一）惟其の言にして之れに違ふ莫しと。師曠前に侍坐す。琴を援きて之れを撞く。公衽を披して（二）避く。琴壁に壞る。公曰く、太師誰を撞くか。師曠曰く、今小人の側に言する者有り。故に之れを撞く。公曰く、寡人なりと。師曠曰く、啞是れ人に君たる者の言に非ざるなりと。（三）左右之れを除かんを請ふ。公曰く、之れを釋きて以て寡人の戒と爲さんと。

（一）何を謂ひても群臣違ふものなし　（二）身を斜にして　（三）近臣共その崩れたる壁を塗りなほさんとす

或曰。平公失二君道一。師曠失二臣禮一。夫非二其

或ひと曰く、平公は君の道を失ひ、師曠は臣の禮を失ふ。夫れ其の行を非として則ち其の身を誅するは君の臣に於けるなり。其の行を非として則ち其の言を陳

知善賞矣。夫善賞罰者。百官不敢侵職。羣臣不敢失禮。上設其法。而下無姦詐之心。如此。則可謂善賞罰矣。使襄子於晉陽也。令不行。禁不止。是襄子無國。晉陽無君也。尚誰與守哉。今襄子於晉陽也。知氏灌之。穴竈生鼃。而民無反心。是君臣親也。襄子有君臣親之澤。操令行禁止之法。而猶有驕侮之臣。是襄子失罰也。爲人臣者。乘事而有功則賞。今赫僅不驕侮。而襄子賞之。是失賞也。明主賞不加於無功。罰不加於無罪。今襄子不誅驕侮之臣。而賞無功之赫。安在襄子之善賞也。故曰。

ず。羣臣敢て禮を失はず。上其法を設けて下姦詐の心無し。此の如くなれば則ち賞罰を善くすと謂ふべし。襄子の晉陽に於けるや、令行はれず、禁止まらざらしむ。是れ襄子國無く、晉陽君無きなり。尚は誰と與に守らんや。今襄子の晉陽に於けるや、知氏之れに灌ぎ、穴竈(一)鼃を生ずれども民に反心無し。是れ君臣親しむなり。襄子君臣親しむの澤あり。令行禁止の法を操り、而も猶ほ驕侮の臣有り。是れ襄子罰を失ふなり。人臣たる者事に乘じて功有れば則ち賞す。今赫僅に驕侮せず。而して襄子之れを賞す。是れ賞を失ふなり。明主は賞を無功に加へず、罰を無罪に加へず。今襄子驕侮の臣を誅せず、無功の赫を賞す。安んぞ襄子の善賞に在らんや。故に曰く、仲尼は善賞を知らず。

(一) 或は沈竈ならんと云ふ、水中に沈みたるかまど

臣輻輳。有ㇾ賞者君見二其功一。有ㇾ罰者君知二其罪一。見知不ㇾ悖二於前一。賞罰不ㇾ蔽二於後一。安有二不㢲之患一。管仲非ㇾ明二此言於桓公一也。使ㇾ去二三子一。故曰。管仲無ㇾ度矣。

に曰く、管仲は度無し。(一)

㊀法度を知らぬ

襄子圍二於晉陽中一。出ㇾ圍賞二有功者五人一。高赫爲二賞首一。張孟談曰。晉陽之事。赫無二大功一。今爲二賞首一何也。襄子曰。晉陽之事。寡人國危。社稷殆矣。吾羣臣無ㇾ有下不二驕侮一之意上者。惟赫子不ㇾ失二君臣之禮一。是以先ㇾ之。仲尼聞ㇾ之曰。善賞哉。襄子賞二一人一而天下爲二人臣一者。莫二敢失ㇾ禮矣。

襄子晉陽の中に圍まれ、圍を出でて有功の者五人を賞す。高赫賞首爲り。(一)張孟談曰く、晉陽の事にては赫大功無し。今賞首と爲るは何ぞやと。襄子曰く、晉陽の事たる、寡人國危く、社稷殆し。吾が羣臣驕侮せざるの意有る者無し。惟赫子のみ君臣の禮を失はず。是れを以て之れを先にすと。仲尼之れを聞きて曰く、善賞なるかな。襄子一人を賞して天下人臣たる者敢て禮を失ふ莫しと。

㊀賞與の第一人者

或曰。仲尼不ㇾ

或ひと曰く、仲尼善賞を知らず。夫れ賞罰を善くする者は百官敢て職を侵さ

上塞主明。而下成私。管仲非明此度數於桓公也。使去豎刁。一豎刁又至。非絶姦之道也。且桓公所以身死蟲流出尸不葬者。是臣重也。臣重之實擅主也。有擅主之臣。則君令不下究。臣情不上通。一人之力能隔君臣之間。使善敗不聞。禍福不通。故有不葬之患也。

しむるも一の豎刁又至らん。姦を絶つの道に非ざるなり。且桓公身死し、蟲流れて尸を出でて葬らざる所以の者は是れ臣重きなり。臣重きの實は主を擅にするなり。主を擅にするの臣あれば、則ち君の令下に究らず。臣の情上に通ぜず。一人の力能く君臣の間を隔て善敗をして聞かず、禍福をして通ぜざらしむ。故に不葬の患あるなり。

㊀行き屆かず　㊁善惡

明主之道。一人不兼官。一官不兼事。卑賤不待尊貴而進。大臣不因左右而見。百官修通。羣

明主の道は、一人官を兼ねず、一官事を兼ねず、卑賤は尊貴を待ちて進まず、大臣は左右に因りて見えず。百官修通、羣臣輻輳、賞有る者は君其功を見、罰有る者は、君其罪を知る。見知前に悖らず、賞罰後に蔽はれず、安んぞ不葬の患あらん。管仲此言を桓公に明にするに非ざるなり。三子を去らしむ。故

愛二其死力一安能愛レ君。是欲三君去二忠臣一也。且以レ不レ愛二其身一度二其不レ愛二其君一。是將下以二管仲之不レ能レ死二公子糾一度中其不上レ死二桓公一也。是管仲亦在二所レ去之域一矣。

明主之道不レ然。設二民所レ欲。以求二其功一。故爲二爵祿一以勸レ之。設二民所レ惡。以禁二其姦一。故爲二刑罰一以威レ之。慶賞信而刑罰必。故君擧二功於臣一。而姦不レ用二於上一。雖レ有二豎刁一。其奈レ君何。且臣盡二死力一以與レ君市。君垂二爵祿一以與レ臣市。君臣之際非二父子之親一也。計數之所レ出也。

明主の道は然らず。民の欲する所を設け、其功を求む。故に爵祿を爲りて以てこれを勸め、民の惡む(一)所を設けて、以て其姦を禁ず。故に刑罰を爲りて以てこれを威す。慶賞信にして刑罰必ず。故に君功を臣に擧げ、姦上に用ひられず。豎刁有りと雖も、其れ君を奈何。且臣死力を盡し以て君と市す(二)。君爵祿を垂れて以て臣と市す。君臣の際は、父子の親に非ざるなり。計數の出づる所なり。

(一) 民の欲しがる所のものを設けて功を成さしむ　(二) 市は交易なり

君有レ道。則臣盡レ力而姦不レ生。無レ道。則臣

君道有れば、則ち臣力を盡して姦生ぜず、道無ければ、則ち臣上は主の明を塞ぎ、下は私を成す。管仲此度數を桓公に明にするに非ざるなり。豎刁を去ら

而好レ内。豎刁自宮以治レ内。人情莫レ不レ愛二其身一。身且不レ愛。安能愛レ君。開方事レ君十五年。齊衛之間不レ容二數日行一。棄二其母一久宦不レ歸。其母不レ愛。安能愛レ君。臣聞レ之。矜レ僞不レ長。蓋レ虚不レ久。願君去二此三子者一也。管仲卒死。而桓公弗レ行。及二桓公死一。蟲出レ戸不レ葬。

葬らざりき。

㈠ねたむなり　㈡或はいふ「務」の誤と

或曰。管仲所三以見二告桓公一者。非二有度者之言一也。所三以去二豎刁易牙一者。以下不レ愛二其身一適中君之欲上也。曰。不レ愛二其身一。安能愛レ君。然則臣有下盡二死力一以爲二其主一者上。管仲將レ弗レ用也。曰。不レ

或ひと曰く、管仲、管公に見告する所以のものは有度者の言に非ざるなり。豎刁・易牙を去る所以の者は其身を愛せずして君の欲に適せんとしたるを以てなり。曰く、其身を愛せず。安んぞ能く君を愛せん。然らば則ち臣死力を盡し、以て其主の爲めにする者有れば、管仲將に用ひざらんとす。其死力を愛せず。安んぞ能く君を愛せんと曰はん。是れ君に忠臣を去らしめんと欲するなり。且其身を愛せざるを以て其の其君を愛せざるを度る、是れ將に管仲の公子糾に死する能はざるを以て其の桓公に死せざるを度らんとす。是れ管仲亦去る所の域に在り。

㈠見告はまのあたりに告ぐ　㈡いのち掛けて盡す

所レ易也。將レ治二天下一。釋二庸主之所レ易。道二堯舜之所一レ難。未レ可三與爲二政也。

管仲有レ病。桓公往問レ之。曰。仲父病。不幸卒二於大命一。將三奚以告二寡人一。管仲曰。微二君言一臣故將レ謁之。願君去二豎刁一除二易牙一。遠二衞公子開方一。易牙爲レ君主レ味。君惟人肉未レ嘗。易牙烝二其首子一而進之。夫人情莫レ不レ愛二其子一。今弗レ愛二其子一。安能愛レ君。君妬

管仲病あり。桓公往きて之れを問ふ。曰く、仲父病む。不幸にして大命を卒へば、將に奚を以て寡人に告げんとす。管仲曰く、君の言微くとも臣故より將に之れを謁げんとす。願はくは君豎刁を去り、易牙を除き、衞の公子、開方を遠ざけよ。易牙、君の爲めに味を主る。君惟人肉をのみ未だ嘗めずと。易牙其首子を烝して之れを進めたり。夫れ人情其子を愛せざるは莫し。今其子を愛せず。安んぞ能く君を愛せん。君妬にして内を好む。豎刁自宮して以て内を治む。人情其身を愛せざるは莫し。身すら且愛せず、安んぞ能く君を愛せん。開方君に事ふること十五年。齊衞の間數日の行を容れず。其母を棄てて久しく官して歸らず。其母すら愛せず。安んぞ能く君を愛せん。臣之れを聞く、僞りを矜れば長ぜず。虛を蓋へば久しからず。願はくは君此三子の者を去らんことを。管仲卒に死す。桓公行はず。桓公死するに及びて蟲戸より出でても

應也。夫不可陷之楯與無不陷之矛。不可同世而立。今堯舜之不可兩譽。矛楯之說也。

且舜救敗。期年已一過。三年已三過。舜有盡。壽有盡。天下過無已者。以有盡逐無已。所止者寡矣。賞罰使天下必行之。令曰。中程者賞。弗中程者誅。令朝至暮變。暮至朝變。十日而海內畢矣。奚待期年。舜猶不以此說堯令從己。乃躬親。不亦無術乎。且夫以身爲苦。而後化民。堯舜之所難也。處勢而令下者。庸主之

且つ舜敗を救ふ、期年にして一過を已め三年に三過を已む。舜盡くる有り、壽盡くる有り。天下の過(一)は已む無き者なり、盡くる有るを以て已む無きを逐ふ。止むる所の者は寡し。賞罰は天下をして必ず之れを行はしむ。令して曰く、程(二)に中る者は賞し、程に中らざる者は誅すと。令、朝に至りて暮に變じ、暮に至りて朝に變じ、十日にして海內畢さん。奚ぞ期年を待たん。舜猶ほ此れを以て堯に說きて己に從はしめず。乃ち躬ら親す。亦術無からずや。且夫れ身を以て苦を爲し、而して後に民を化するは、堯舜の難しとする所なり。勢に處りて下に令するは庸主の易しとする所なり。將に天下を治めんとして、庸主の易しとする所を釋てて堯舜の難しとする所を道ふ。未だ與に政を爲すべからざるなり。

(一) 一年間に一つの過誤を止め　(二) 程は法度

堯爲二天子一。然則仲尼之聖レ堯奈何。聖人明察在二上位一。將レ使二天下無一レ姦也。今耕漁不レ爭。陶器不レ窳。舜又何德而化。舜之救レ敗也。則是堯有レ失也。賢レ舜則去二堯之明察一。聖レ堯則去二舜之德化一。不レ可二兩得一也。

下をして姦無からしめんとす。今耕漁爭はず、陶器窳ならざれば、舜又何の德ありてか化せん。舜の敗(一)を救ふや、則ち是れ堯に失有りしなり。舜を賢とすれば則ち堯の明察を去る。堯を聖とすれば則ち舜の德化を去る。兩得すべからざるなり。

(一) 敗頽したる風俗

楚人有下鬻二楯與一レ矛者上。譽レ之曰。吾楯之堅。莫二能陷一也。又譽二其矛一曰。吾矛之利。於レ物無レ不レ陷也。或曰。以二子之矛一陷二子之楯一。何如。其人弗レ能

楚人楯と矛とを鬻ぐ者有り。之れを譽めて曰く、吾が楯の堅きは、能く陷す莫き(一)なりと。又其矛を譽めて曰く、吾が矛の利き、物に於て陷さざる無きなりと。或ひと曰く、子の矛を以て子の楯を陷さば何如と。其人應ふる能はざりき。夫れ陷すべからざるの楯と、陷さざる無きの矛とは世を同じくして立つべからず。今堯舜の兩ながら譽むべからざるは、矛楯の說なり。

(一) 如何なるものもつきとほす能はず。陷の字「オトシイル」と訓ずるも可

以レ愛而不レ欺矣。言孰善ニ於此一。然必曰三出ニ於詐偽一者。軍旅之計也。舅犯前有ニ善言一。後有ニ戰勝一。故舅犯有ニ二功一而後論。雍季無レ一焉。而先賞。文公之覇也。不ニ亦宜一乎。仲尼不レ知ニ善賞一也。

歴山之農者侵レ畔。舜往耕焉。期年甽畝正。河濱之漁者爭レ坻。舜往漁焉。期年而讓レ長。東夷之陶者器苦窳。舜往陶焉。期年而器牢。仲尼歎曰。耕漁與レ陶非ニ舜官一也。而舜往爲レ之者。所ニ以救一レ敗也。舜其信仁乎。乃躬耕處レ苦而民從レ之。故曰。聖人之德化乎。

歴山の農者畔を侵す。舜往きて耕す。期年にして甽畝正し。河濱の漁者坻(一)を爭ふ。舜往きて漁す。期年にして長に讓る。東夷の陶者器苦窳(二)す。舜往きて陶す。期年にして器牢し。仲尼歎じて曰く、耕漁と陶とは舜の官に非ざるなり。而るに舜往きて之れを爲せる者は敗(三)を救ふ所以なり。舜其れ信に仁なるか。乃ち躬ら耕し苦に處して民之れに從へり。故に曰く、聖人の德化なるか。

(一)坻は水中の高所なり即ち釣場なり　(二)苦窳は粗惡　(三)敗頽せる習俗を救ふ

或問ニ儒者一曰。方ニ此時一也堯安在。其人曰。

或ひと儒者に問ひて曰く、此の時に方りて堯安にか在る。其人曰く、堯天子たりと。然らば則ち仲尼の堯を聖とするは奈何。聖人明察上位に在れば、將に天

之問。且文公又不レ知二舅犯之言一。舅犯所レ謂不レ厭二詐僞一者。不レ謂レ詐二其民一。謂レ詐二其敵一也。敵者所レ伐之國也。後雖レ無レ復。何傷哉。文公之所三以先二雍季一者。以二其功一耶。則所二以勝レ楚破レ軍者。舅犯之謀也。以二其善言一耶。則雍季乃道二其後之無レ復也。此未レ有二善言一也。舅犯則以兼レ之矣。舅犯曰。繁禮君子。不レ厭二忠信一者。忠所三以愛二其下一也。信所二以不レ欺二其民一也。夫既

謂詐僞を厭はずとは、其民を詐るを謂へるにあらず。其敵を詐るを謂へるなり。敵は伐つ所の國なり。後復する無しと雖も、何ぞ傷まんや。文公の雍季を先にする所以の者は、其功を以てせるか。則ち楚に勝ち軍を破りし所以の者は舅犯の謀なり。其善く言るを以てせるか。則ち雍季乃ち其後の復びする無きを道へるなり。此れ未だ善言あらず。舅犯則ち以に之れを兼ねたり。舅犯の曰く、繁禮の君子は忠信を厭はずとは、忠其下を愛する所以なり。信其民を欺かざる所以なり。夫れ既に以て愛して欺かず。言孰か此れより善ならん。然るに必ず詐僞に出でよと言へる者は軍旅の計なればなり。舅犯前に善言あり、後に戰勝有り。故に舅犯二功有り。然るに後れて論ぜらる。雍季一無し。而るに先に賞せらる。文公の霸たる亦宜ならずや。仲尼善賞を知らざるなり。

一　軍陣中の計謀なればなり

也。所↓問高大。而對以ニ卑狹一。則明主弗↓受也。今文公問ニ以↓少遇ヒ衆。而對曰：後必無ヒ復。此非↓所ニ以應一也。且文公不↓知ニ一時之權一。又不↓知ニ萬世之利一。戰而勝。則國安而身定。兵彊而威立。雖↓有ニ後復一。莫↓大ニ於此一萬世之利。奚患↓不↓至。戰而不↓勝。則國亡兵弱。身死名息。拔ニ拂今日之死一不↓及。安暇↓待ニ萬世之利一。待ニ萬世之利一在ニ今日之勝一。今日之勝在↓詐ニ於敵一。詐↓敵萬世之利而已。

無けんと曰ふ。此れ應ふる所以に非ざるなり。且文公一時の權を知らず、又萬世の利を知らず、戰ひて勝てば則ち國安くして身定まり、兵彊くして威立つ。後復するありと雖も、此れより大なるは莫し。萬世の利、奚ぞ至らざるを患へんや。戰ひて勝たずんば則ち國亡び兵弱く、身死して名息まん。今日の死を拔拂して及ばず、安んぞ萬世の利を待つに暇あらんや。萬世の利を待つは今日の勝に在り。今日の勝は敵を詐るに在り。敵を詐るは萬世の利のみ。

㊀ある人は韓非自ら論ずるなり　㊁文公は寡兵を以て敵の大衆に向ふことを問ふ

故曰。雍季之對。不↓當ニ文公

故に曰く、雍季の對は、文公の問に當らず。且文公又舅犯の言を知らず。舅犯の所

曰。我將下與二楚人一戰上。彼衆我寡。爲レ之奈何。雍季對曰。焚レ林而田。偸ニ取多レ獸一。後必無レ獸。以レ詐遇レ民。偸ニ取一時一。後必無レ復。文公曰。善。辭ニ雍季一以ニ舅犯之謀一。與ニ楚人一戰。以敗レ之。歸而行レ爵。先ニ雍季一而後ニ舅犯一。羣臣曰。城濮之事。舅犯謀也。夫用ニ其言一而後ニ其身一。可乎。文公曰。此非ニ君所レ知也。夫舅犯言ニ一時之權一也。雍季言ニ萬世之利一也。仲尼聞レ之曰。文公之霸也。宜哉。既知ニ一時之權一。又知ニ萬世之利一。

曰く、城濮の事、舅犯の謀なり。夫れ其言を用ひて其身を後にす。可ならんやと。文公曰く、此れ君が知る所に非ざるなり。夫れ舅犯は(四)一時の權を言へるなり。雍季の言は萬世の利なりと。仲尼之れを聞きて曰く、文公の霸たるや宜なるかな。既に一時の權を知り、又萬世の利を知ると。

(一) 難は詰難にして歷史上の事實を論難したるなり　(二) 繁褥なる禮は忠信を必要とする故に君子は忠信を厭はず　(三) かりそめに取る　(四) 一時權宜にして正道に非ず

或曰。雍季之對。不レ當ニ文公之問一。凡對レ問者有レ因。因ニ小大緩急一而對

或ひと曰く、雍季の對は文公の問に當らず。凡そ問ひに對する者因あり。小大(一)緩急に因りて對ふるなり。問ふ所高大、而るに對ふるに卑狹を以てせば則ち明主受けざるなり。今文公(二)少を以て衆に遇ふを問ふ。而るに對へて後必ず復する

晉文公將下與二楚人一戰上。召二舅犯一問レ之曰。吾將下與二楚人一戰上。彼衆我寡。爲レ之奈何。舅犯對曰。臣聞レ之。繁禮君子。不レ厭二忠信一。戰陣之間。不レ厭二詐僞一。君其詐レ之而已矣。文公辭二舅犯一。因召二雍季一而問レ之

卷十五

難一（一）

晉の文公、將に楚人と戰はんとす。舅犯を召して之れに問ひて曰く、吾將に楚人と戰はんとす。彼は衆、我は寡。之れを爲す奈何よ。舅犯對へて曰く、臣之れを聞く、繁禮（二）の君子は忠信を厭はず。戰陣の間詐僞を厭はず、君其れ之れを詐らんのみと。文公舅犯を辭す。因りて雍季を召して之れに問ひて曰く、我將に楚人と戰はんとす。彼は衆、我は寡、之れを爲す奈何と。雍季對へて曰く、林を焚きて田せば多獸を偸取すとも、後必ず獸無けん。詐を以て民を遇せば一時を偸取すとも、後必ず復する無けんと。文公曰く、善しと。雍季を辭し、舅犯の謀（三）を以て楚人と戰ひ、以て之れを敗り、歸りて爵を行ふ。雍季を先にして舅犯を後にす。羣臣

則引之。退則策之。馬前不得進。後不得退。遂避而逸。因下抽刀而刎其脚。造父見之而泣。終日不食。因仰天而歎曰、策所以進之也。錯飾在前。引所以退之也。利鑣在後。今人主以其清潔也。進之。以其不適左右也。退之。以其公正也。譽之。以其不聽從也。廢之。民懼中立而不知所由。此聖人之所爲泣也。

きて其脚を刎る。造父之れを見て泣く、終日食はず、因りて天を仰ぎて歎じて曰く、策は之れを進むる所以なり、錯飾前に在り。引くは之れを退くる所以なり、利鑣後に在り。今人主其清潔(二)を以てや、之れを進め、其の左右に適せざる(三)を以てや、之れを退く。其公正を以てや、之れを譽め、其の聽從せざるを以てや、之れを廢す。民懼れて中立して由る所を知らず。此れ聖人の爲めに泣く所なり。

(一) 翟は挑と音通、翟文は挑華の文なり　(二) 廉潔なるが故に　(三) 近侍の士に合はず

延陵卓子。乘ニ蒼龍挑文之乘一。鉤飾在レ前。錯錣在レ後。馬欲レ進。則鉤飾禁レ之。欲レ退。則錯錣貫レ之。馬因旁出。造父過而爲レ之泣涕曰。古之治人亦然矣。夫賞所ニ以勸一レ之。而毀存焉。罰所ニ以禁一レ之而譽加焉。民中立而不レ知レ所レ由。此亦聖人之所ニ爲泣一也。

延陵の卓子は蒼龍挑文の乘に乘じ、(一)鉤飾前に在り。(二)錯錣後に在り。馬進まんと欲すれば則ち鉤飾之れを禁ず。退かんと欲すれば則ち(三)錯錣之れを貫く。(四)馬因りて旁出す。造父過ぎて之れが爲めに泣涕して曰く、世の人を治むるも亦然り。(五)夫れ賞は之れを勸むる所以、而も毀存す。罰は之れを禁ずる所以、而も譽加ふ。民中立して由る所を知らず。此れ亦聖人の爲めに泣く所なり。

(一) 蒼龍は青馬の八尺なるもの、挑文は桃華即ち赤文なる馬、乘は四頭立の車 (二) 鉤飾は鞁（むながい）の飾 (三) 錣の末に利鋒を施し、馬を突きて進ましむるもの (四) 馬は進退谷まりて横に走る (五) 君に賞せられしもの却て人に毀られ、罰せられしもの却て名譽を受く

一曰。延陵卓子。乘ニ蒼龍與ニ翟文之乘一。前則有ニ錯飾一後則利ニ錣策一進

一に曰く、延陵の卓子、蒼龍と翟文との乘に乘じ、前には則ち錯飾有り、後には則ち錣策を利にす。進むには則ち之れを引き、退くには則ち之れを策つ。馬前には進むを得ず、後には退くを得ず。遂に避けて逸す。因りて下りて刀を抽

宮中有怨女。則民無妻。桓公曰。善。乃論宮中有婦人而嫁之。下令於民曰。丈夫二十而室。婦人十五而嫁。

一曰。桓公微服而行於民間。有鹿門稷者。行年七十而無妻。桓公問管仲曰。有民老而無妻者乎。管仲曰。有鹿門稷者。行年七十矣。而無妻。桓公曰。何以令之有妻。管仲曰。臣聞之。上有積財。則民必匱乏於下。宮中有怨女。則有老而無妻者。桓公曰。善。令於宮中。女子未嘗御出嫁之。乃令男子年二十而室。女年十五而嫁。則内無怨女。外無曠夫。

一に曰く、桓公微服して民間を行る。鹿門稷といふ者有り。行年七十にして妻無し。桓公管仲に問ひて曰く、民老いて妻無きものあるかと。管仲曰く、鹿門稷といふ者有り。行年七十、而も妻無しと。桓公曰く、何を以てこれに妻有らしめん。管仲曰く、臣之れを聞く、上積財有れば則ち民必ず下に匱乏し、宮中に怨女(一)有れば則ち老いて妻無き者有りと。桓公曰く、善しと。宮中に令し、女子未だ嘗て御せざる(二)は出して之れを嫁す。乃ち令すらく、男子年二十にして室せよ、女年十五にして嫁せよと。則ち内に怨女無く、外に曠夫(三)無し。

(一) 夫なくして愁怨する婦人 (二) 寝に侍す (三) 無妻の男

薄疑謂趙簡主曰、君之國中飽。簡主欣然而喜曰、何如焉。對曰、府庫空虛於上、百姓貧餓於下、然而姦吏富矣。

薄疑、趙簡主に謂ひて曰く、君の國中飽く。簡主欣然として喜びて曰く、何如。對へて曰く、府庫上に空虛、百姓下に貧餓、然り而して姦吏富む。

(一) 國中飽は國の中間の者飽くとも國中豐富とも解すべし、薄疑もと上下困窮して中間の姦吏の富みたるをいはんと欲す、特に曖昧の語を用ふ

齊桓公微服以巡民家。人有年老而自養者。桓公問其故。對曰、臣有子三人。家貧無以妻之。傭未反。桓公歸以告管仲。管仲曰、畜積有腐棄之財、則人饑餓。

齊の桓公微服し以て民の家を巡る。人に年老いて自ら養ふ者有り。桓公其故を問ふ。對へて曰く、臣に子三人有るも、家貧にして以て之れに妻はす無く、傭して反るに及ばずと。桓公歸りて以て管仲に告ぐ。管仲曰く、畜積腐棄の財有れば則ち人饑餓し、宮中怨女有れば則ち民妻無しと。桓公曰く、善し。乃ち宮中有るところの婦人を論じて之れを嫁し、令を民に下して曰く、丈夫は二十にして室あれ、婦人は十五にして嫁せよと。

(一) 自炊す　(二) 獨身にて怨望せる女　(三) 宮中の不用なる婦人を民家に嫁す

身躬親殺生之柄。故劫於李兌。

傳五。茲鄭子引輦上高梁。而不能支。茲鄭踞轅而歌。前者止。後者趨。輦乃上。使茲鄭無術以致人。則身雖絶力至死、輦猶不上也。今身不至勞苦。而輦以上者。有術以致人之故也。

傳五。　茲鄭子輦を引きて高梁に上る。支ふる能はず。茲鄭轅に踞して歌ふ。前者は止まり、後者は趨り、輦乃ち上る。茲鄭をして術の以て人を致す無から(一)しめば、則ち身力を絶ち死に至ると雖も、輦猶ほ上らざるなり。今身勞苦に至らず、輦以て上る者は、術以て之れを致す有るが故なり。

(一) 唱歌の聲に聞惚れて前に行く者は歩を駐め、後より來る者は走りて追ひつき相共に茲鄭の車を推したるなり

趙簡主出稅者。吏請輕重。簡主曰。勿輕勿重。重則利入於上。若輕則利歸於民。吏無私利而正矣。

趙簡主稅者を出す(一)。吏輕重を請ふ(二)。簡主曰く、輕くする勿れ、重くする勿れ。重ければ則ち利上に入り、若し輕ければ則ち利民に歸す。吏に私利無ければ正し。

(一) 收税者を派出す　(二) 税率の輕重

計。王不一以數日之間自聽之、則無以知吏之姦邪得失也。王曰。善。田嬰聞之。卽遽請於王而聽其計。王將聽之矣。田嬰令官具押券斗石參升之計。王自聽計。計不勝聽罷。食後復坐。不復暮食矣。田嬰復謂曰。羣臣所終歲日夜不敢偸怠之事也。王以一夕聽之。則羣臣有爲勸勉矣。王曰。諾。俄而王已睡矣。吏盡揄刀削其押券升石之計。王自聽之。亂乃始生。

りと。王曰く、善しと。田嬰之れを聞きて卽ち遽に王に請ひ其計を聽く。王將に之れを聽かんとす。田嬰官をして押券斗石參升(一)の計を具せしめ、王自ら計を聽き、計聽くに勝へずして罷む。食後復坐し、復暮食せず。田嬰復た謂ひて曰く、羣臣終歲日夜敢て偸怠せざる所の事なり。王一夕を以て之れを聽けば、則ち羣臣勸勉を爲すあらんと。王曰く、諾と。俄にして王已に睡る。吏盡く刀を揄きて其の押券升石の計を削る。王自ら之れを聽きてより、亂乃ち始めて生ず。

(一) 押券は押字文契券卽ち證文手形、斗石は米穀の總額、參升は消費の總額

一曰。武靈王。使惠文王蒞政李兌爲相。武靈王不以

一に曰く、武靈王、惠文王をして政に蒞ましめ、李兌相(一)と爲る。武靈王身を以て躬ら殺生の柄を親らせず。故に李兌に劫(二)さる。

(一) 宰相　(二) 殺害せられたる也

椎鍛者所三以平二不夷一也。榜檠者所三以矯二不直一也。聖人之爲レ法也。所下以平二不夷一矯中不直上也。淖齒之用レ齊也。擢二閔王之筋一。李兌之用レ趙也。餓二殺主父一。此二君者皆不レ能レ用二其椎鍛榜檠一。故身死爲レ戮。而爲二天下笑一。一曰。入レ齊則獨聞二淖齒一。而不レ聞二齊王一。入レ趙則獨聞二李兌一。而不レ聞二趙王一。故曰。人主者不レ操レ術。則威勢輕而臣擅レ名。

(一)椎鍛は不夷を平ぐる所以なり。(二)榜檠は不直を矯むる所以なり。聖人の法を爲るや、不夷を平にし、不直を矯むる所以なり。淖齒の齊に用ひらるゝや閔王の筋を擢き、李兌の趙に用ひらるゝや、主父を餓殺す。此の二君は皆其の椎鍛榜檠を用ふる能はず、故に身死して戮と爲り、天下の笑と爲る。一に曰く、齊に入りては則ち獨り淖齒を聞きて、齊王を聞かず。趙に入りては則ち獨り李兌を聞きて趙王を聞かず。故に曰く、人主たる者術を操らざれば則ち威勢輕くして臣名を擅にす。

(一)椎鍛は器物を作るにその不平を平均するものなり　(二)榜檠はゆだめにて卽ち弓の不直を矯め直すもの

一曰。田嬰相レ齊。人有レ說レ王者。曰。終歲之

一に曰く、田嬰、齊に相たり。人、王に說く者有り。曰く、終歲の計、一たび數日の閒を以て自ら之れを聽かざれば、則ち以て吏の姦邪得失を知る無きな

有下子父乘レ車過者上馬驚而不レ行。其子下レ車牽馬。父子推レ車、請二造父一。助レ我推レ車。造父因收レ器、輟而寄二載之一、援二其子之一乘。乃始檢レ轡持レ筴。未二之用一也。而馬咸騖矣。使二造父而不一レ能レ御。雖三盡レ力勞レ身、助レ之推二車、馬猶不レ肯レ行一也。今使二身佚且寄載一、有レ德二於人一者、術而御レ之也。故國者君之車也、勢者君之馬也。無レ術以御レ之、身雖レ處レ勞、猶不レ免レ亂。有レ術以御レ之、身雖レ處二佚樂之地一、又致二帝王之功一也。

を下りて馬を牽き父子車を推す。造父に請ふ、我を助けて車を推せと。造父因りて器を收めて輟めて之れを寄載し、其の子父を援きて乘らしめ、乃ち始めて轡を檢し、(二)筴を持して未だ之れを用ひず。馬咸騖す。(三)造父をして御する能はざらしめば、力を盡し、身を勞し、之れを助けて車を推すと雖も、馬猶ほ肯て行かざるなり。(四)今身をして佚し且寄載せしめ、人に德ありし者は、術ありて之れを御すればなり。故に國は君の車なり。勢は君の馬なり。術無くして以て之れを御せば、身勞に處ると雖も、猶ほ亂を免れず。術有りて以て之れを御すれば身佚樂の地に處ると雖も、又帝王の功を致すなり。

(一) 春夏の候田の事を取るところ　(二) 農具を取片付け仕事を中止して車に便乘し　(三) 馳すること　(四) 身を安くして且物と人とを寄載するなり

左右拊二其本一。而葉徧搖矣。臨レ淵而搖レ木。鳥驚而高。魚恐而下。善張レ網者。引二其綱一。若一一攝二萬目一。而後得。則是勞而難。引二其綱一而魚已囊矣。故吏者。民之本綱者也。故聖人治レ吏不レ治レ民。

を張る者は其綱を引く。若し一一萬目を攝ちて後に得ば、則ち是れ勞して難し。其綱を引けば魚已に囊にあり。故に吏は民の本綱なる者なり。故に聖人は吏を治めて民を治めず。

㊀ 一々其網を引張ったのでは勞するのみにて全體に行き渉らず ㊁ 根本大綱

救レ火者。令下吏挈二壺甕一而走中火上。則一人之用也。操二鞭箠一指麾而趣二使人一。則制二萬夫一。是以聖人不レ親二細民一。明主不レ躬二小事一。

火を救ふ者は吏をして壺甕を挈げて火に走らしむれば則ち一人の用なり。鞭箠を操り指麾して人を趣使すれば則ち萬夫を制す。是れを以て聖人は細民に親らせず。明主は小事を躬らせず。

㊀ 水を盛りたるつぼやかめ ㊁ 只一人の働きたるに過ぎず

造父方二耨時一。

造父耨時に方りて子父車に乘じて過ぐる者有り。馬驚きて行かず。其子車

目。可レ惡過レ此。見レ此未レ有レ害也。見二平陽君之目如レ此者一。則必死矣。其明日。平陽君聞レ之。使三人殺二言者一。而王不レ誅也。

せざるなり。

(一) 一旦見せ掛けて與へずに止める也　(二) 怒りにらむ貌

衛君入二朝於周一。周行人問二其號一。對曰。諸侯辟疆。周行人卻レ之。曰。諸侯不レ得下與二天子一同上レ號。衛君乃自更曰二諸侯燬一。而後內レ之。仲尼聞レ之曰。遠哉禁レ偪。虛名不二以借一レ人。況實事乎。

衛君周に入朝す。周の行人(一)其の號を問ふ。對へて曰く、諸公辟疆と。周の行人之れを卻けて曰く、諸侯は天子と號を同じくするを得ず。衛君乃ち自ら更めて諸侯燬(二)と曰ふ。而して後に之れを內る。仲尼之れを聞きて曰く、遠きかな偪(三)を禁ずる。虛名以て人に借さず、況や實事をや。

(一) 接待官　(二) 燬といふは天子の稱號にて諸侯は之と同號なるを得ず　(三) 下克上の意

傳四。搖レ木者。一一攝二其葉一。則勞而不レ徧。

傳四。木を搖かす者一一其葉を攝てば則ち勞して徧らず。左右其本を拊てば、葉徧く搖く。淵に臨みて木を搖せば鳥驚きて高く、魚恐れて下る。く善網

其勢乎。

吳章謂韓宣王曰。人主不可佯愛人。一日不可復憎。不可以佯憎人。一日不可復愛也。故佯憎佯愛之徵見。則諛者因資而毀譽之。雖有明主。不能復收。而況於以誠借人也。

吳章、韓宣王に謂ひて曰く、人主佯りて人を愛すべからず、一日も復憎む可からず。以て佯りて人を憎む可からず、一日も復愛すべからざるなり。故に佯憎佯愛の徵見はるれば、則ち諛者因りて資として之れを毀譽して、明主有りと雖も、復收むる能はず。況や誠を以て人に借すに於てをや。

㊀一寸人に愛憎を借すところに非ず、誠の愛憎を以て人に借すことは猶更よろしからず

趙王遊圃中。左右以兎與虎而輟。覩之。盻然環其眼。王曰。可惡哉虎目也。左右曰。平陽君之

趙王圃中に遊ぶ。左右兎を以て虎に與へて輟む。之れを覩て盻然として其眼を環す。王曰く、惡む可きかな、虎の目や。左右曰く、平陽君の目は惡む可きこと此れに過ぐ。此れを見るも未だ害有らず。平陽君の目此の如き者を見れば則ち必ず死す。其明日、平陽君之れを聞き、人をして言ふ者を殺さしむ。而も王は誅

也。故吳章曰。人也不三併憎二愛人一。併愛レ人。不レ得二復憎一也。作憎レ人不レ得二復愛一也。一曰。燕王欲レ傳二國於子之一也。問二之潘壽一。對曰。禹愛益而任二天下於益一。已而以二啓人一爲レ吏。及レ老而以レ啓爲レ不レ足レ任二天下一。故傳二天下於益一。而勢重盡在レ啓也。已而啓與二友黨一攻レ益。而奪二之天下一。是禹名傳二天下於益一。而實令二啓自取一レ之也。此禹之不レ及二堯舜一明矣。今王欲レ傳二之子之一。而吏無下非二太子之人一者上也。是名傳レ之而實令二太子自取一レ之也。燕王乃收下璽自二三百石一以上上。皆效二之子之一。遂重。

禹名は天下を益に傳へて實は啓をして自ら之れを取らしむるなり。此れ禹の堯舜に及ばざる明なり。今王之れを子之に傳へんと欲す。吏、太子の人に非ざる者無きなり。是れ名は之れを傳へて實は太子をして自ら之れを取らしむるなりと。燕王乃ち璽三百石より以上を收めて皆之れを子之に效す。遂に重し。

(一) 己の鑑とするものは　(二) 山林に隱遁せる士

方吾子曰。吾聞レ之。古禮行不下與二同服者一同上レ車。不下與二同族者一共上レ家。而況君レ人者。乃借二其權一而外二

方吾子曰く、吾之れを聞く。古禮、行くに同服者と車を同じくせず、同族者と家を共にせず。而るを況や人に君たる者乃ち其權を借して其勢を外にするをや。

(一) 人君は己と同じ衣服を著したる者と同車せず、其紛はしきを避くる所以也

而立レ啓。今王信ニ愛子之一。將レ傳ニ國子之一。太子之人盡懷ニ印璽一。子之之人。無下一人在ニ朝廷一者上。王不幸棄ニ羣臣一。則子之亦益也。王因收ニ吏璽一。自ニ三百石一已上。皆效ニ之子之一。子之大重。

子之大に重し。

㈠太子啓に屬する臣下　㈡官祿を有するをいふ　㈢死をいふ　㈣印璽

夫人主之所ニ以鏡照一者諸侯之士徒也。今諸侯之士徒。皆私門之黨也。人主之所ニ以自羽翼一者。巖穴之士徒也。今巖穴之士徒。皆私門之舍人也。是何也。奪褫之資。在ニ子之一。

夫れ人主の鏡照する所以の者は諸侯の士徒なり。今諸侯の士徒皆私門の黨なり。人主の自ら(一)羽翼とする所以の者は(二)巖穴の士徒なり。今巖穴の士徒皆私門の舍人なり。是れ何ぞや。奪褫の資子之に在るなり。故に吳章曰く、人主佯りて人を憎愛せず、佯りて人を愛せば復憎むを得ざるなり。佯りて人を憎めば、復愛するを得ざるなり。一に曰く、燕王、國を子之に傳へんと欲す。之れを潘壽に問ふ。對へて曰く、禹、益を愛して天下を益に任ず。已にして啓の人を以て吏と爲す。老に及びて啓を以て天下を任ずるに足らずと爲し、故に天下を益に傳ふ。而して勢重盡く啓に在り。已にして啓、友黨と益を攻めて之れが天下を奪ふ。是れ

所以謂堯賢者。以其讓天下於許由。許由必不受也。則是堯有讓許由之名。而實不失天下也。今王以國讓子之。子之必不受也。則是王有讓子之之名。而與堯同行也。於是燕王因舉國而屬之。子之大重。

許由に讓るの名有りて實は天下を失はざるなり。今王國を以て子之に讓る。子之必ず受けざるなり。則ち是れ王、子之に讓るの名有りて堯と行を同じくするなりと。是に於て燕王因りて國を擧げて之れを屬す。(一)子之大に重し。

(一) 委囑す

一曰。潘壽隱者。燕使人聘之。潘壽見燕王曰。臣恐子之之如益也。王曰。何益哉。對曰。古者禹死。將傳天下於益。啓之人。因相與攻益。

一に曰く、潘壽は隱者なり。燕人をして之れを聘せしむ。潘壽燕王に見えて曰く、臣、子之の益の如くならんを恐るゝなり。王曰く、何の益ぞや。對へて曰く、古者禹死し、將に天下を益に傳へんとす。啓の人因りて相與に益を攻めて啓を立つ。今王子之を信愛して將に國を子之に傳へんとす。太子の人盡く印璽(一)を懷き、子之の人一人の朝廷に在る者無し。王不幸にして羣臣を棄てば則ち子之も亦益なりと。王因りて吏の璽(二)三百石より已上を收めて皆之を子之に效す。

不レ得レ事而還。貢賜又不レ出。於レ是見二燕王一。乃譽二齊王一。燕王曰。齊王何若レ是之賢也。則將二必王一乎。蘇代曰。救レ亡不レ暇。安得レ王哉。燕王曰。何也。曰。其任レ所レ愛。不レ均。燕王曰。其任何也。曰昔者齊桓公。愛二管仲一。置以爲二仲父一。內事理焉。外事斷焉。擧レ國而歸レ之。故一二匡天下一。九二合諸侯一。今齊任レ所レ愛。不レ均。是以知二其亡一也。燕王曰。今吾任二子之一。天下未二之聞一也。於レ是明日。張レ朝而聽二子之一。

曰く、齊王何ぞ是の若きの賢なるや。則ち將に必ず王たらんとするか。蘇代曰く、亡を救ふに暇あらず。安んぞ王たるを得んや。燕王曰く、何ぞや。曰く、其の愛する所に任ずる均しからず。燕王曰く、其の任何ぞや。曰く、昔者齊の桓公、管仲を愛し置きて以て仲父と爲し、內事理し、外事斷じ、國を擧げて之れに歸す。故に天下を一匡し(一)、諸侯を九合す。今齊愛する所に任ずる均しからず。是れを以て其亡ぶるを知るなり。燕王曰く、今吾子之に任ず。天下未だ之れを聞かざるなり。是に於て明日、朝を張りて(二)子之に聽く。

㊀ 糾すなり　㊁ 百官を朝廷に參集せしめ正式に政を子之に委ぬ

潘壽謂二燕王一曰。王不レ如三以レ國讓二子之一。人

潘壽、燕王に謂ひて曰く、王、國を以て子之に讓るに之かず。人、堯を賢と謂ふ所以の者は其の天下を許由に讓るを以てなり。許由必ず受けず。則ち是れ堯

恃レ也。明下於人之爲レ己者不上レ如二己之自爲一也。

傳三。子之相レ燕。貴而主レ斷。蘇代爲レ齊使レ燕。王問レ之曰。齊王亦何如主也。對曰。必不レ霸矣。燕王曰。何也。對曰。昔桓公之霸也。內事屬二鮑叔一。外事屬二管仲一。桓公被髮而御二婦人一。日遊二於市一。今齊王不レ信二其大臣一。於レ是燕王因益大信二子之一。子之聞レ之。使三人遺二蘇代金百鎰一。而聽二其所一使レ之。

傳三。　子之、燕に相たり。貴くして斷を主る。蘇代齊の爲めに燕に使す。燕王之れに問ひて曰く、齊王亦何如なる主か。對へて曰く、必ず霸たらずと。燕王の曰く、何ぞや。對へて曰く、昔桓公の霸たるや、內事は鮑叔に屬し、外事は管仲に屬す。桓公被髮(一)して婦人を御し、日に市に遊ぶ。今齊王其大臣を信ぜず。是に於て燕王因りて益〻大に子之を信ず。子之之れを聞き、人をして蘇代に金百鎰を遺らしめ、其の之れを使ふ所に聽かす(二)。

(一) 冠を着けざること　(二) 自由に之を使用せしむ

一曰。蘇代爲レ秦使レ燕。見下無レ益二子之一。則必

一に曰く、蘇代、秦の爲めに燕に使し、子之に益する無ければ則ち必ず事を得ずして還り貢賜又出でざるを見る。是に於て燕王に見え、乃ち齊王を擧む。燕王

實ニ官爵ヲ。臣實ニ智力ヲ。故自恃無レ恃レ人。

公孫儀相レ魯而嗜レ魚。一國盡爭。買レ魚而獻レ之。公儀子不レ受。其弟諫曰。夫子嗜レ魚而不レ受者。何也。對曰。夫唯嗜レ魚。故不レ受也。夫既受レ魚。必有ニ下レ人之色一。有ニ下レ人之色一。將レ枉ニ於法一。枉ニ於法一則免ニ於相一。免ニ於相一則雖レ嗜レ魚。此不ニ必能ヒ致ニ我魚一。我又不レ能ニ自給ヒ魚。即無レ受レ魚而不レ免ニ於相一。雖レ嗜レ魚我能長自給レ魚。此明ニ夫恃レ人不レ如ニ自

公孫儀、魯に相たり。而して魚を嗜む。一國盡く爭ひて魚を買ひて之れを獻ず。公儀子受けず。其弟諫めて曰く、夫子魚を嗜みて受けざる者は何ぞや。對へて曰く、夫れ唯魚を嗜む。故に受けざるなり。夫れ既に魚を受くれば、必ず人に下るの色有り。人に下るの色有れば、將に法を枉げんとす。法を枉げば則ち相(一)を免ぜられん。相を免ぜらるれば、則ち魚を嗜むと雖も、此れ必ず我に魚を致す能はず。我れ又自ら魚を給すること能はず。即ち魚を受くる無ければ相を免ぜられず。魚を嗜むと雖も、我れ能く長く自ら魚を給せん。此れ夫の人を恃むは自ら恃むに如かざるを明にするなり。人の己の爲にする者は己の自ら爲めにするに如かざるを明にするなり。

(一) 宰相を免職せらる　(二) 自ら魚を買ふ資方無きに至らん

昭襄王曰。吾秦法使民有功而受賞。有罪而受誅。今發五苑之蔬果者。使民有功與無功。俱賞也。夫使民有功與無功。俱賞者。此亂之道也。夫發五苑而亂。不如棄棗蔬而治。一曰。今發五苑之蓏蔬棗栗足以活民。是用民有功與無功爭取也。夫生而亂。不如死而治。大夫其擇之。

功無きと俱に賞するなり。夫れ民を使ひて功有ると功無きと俱に賞する者は此れ亂の道なり。夫れ五苑を發して亂るゝは、棗蔬を棄てて治むるに如かずと。一に曰く、今五苑の蓏蔬棗栗を發し以て民を活かすに足る。是れ民を用ひて功有ると功無きと爭ひ取らしむるなり。夫れ生きて亂るゝは死して治まるに如かず。大夫其れ之れを擇てよ。

(一) 五箇所の禁園。「草著」の「草」は衍、「著」は圍の音通にて圍ふる義といふ

田鮪教其子田章曰。欲利而身。先利而君。欲富而家。先富而國。一曰。田鮪教其子田章曰。主

(一)田鮪其子田章に教へて曰く、而の身を利せんと欲せば、先づ而の君を利せよ。而の家を富まさんと欲せば、先づ而の國を富ませと。一に曰く、田鮪其子田章に教へて曰く、(二)主は官爵を賣り、臣は智力を賣る。故に自ら恃みて、人を恃む無かれ。

(一) 齊人田鮪なり　(二) 主と臣とは官爵と智功との賣買關係なり

曰。前時臣竊以王爲過堯舜。非直敢諛也。堯舜病。且其民未至爲之禱也。今王病。而民以牛禱。病愈。殺牛塞禱。今乃訾其里正與伍老。屯二甲。臣竊怪之。王曰。子何故不知於此。彼民之所以爲我用者。非以吾愛之爲我用者也。以吾勢之爲我用者也。吾釋勢與民相收若是。吾適不愛而民因不爲我用也。故遂絕愛道也。

民未だ之れが爲めに禱るに至らず。今王病む。民牛を以て禱り、病愈えて牛を殺して賽禱す。今乃ち其里正と伍老とに訾して二甲を屯す。臣竊に之れを怪む。王曰く、子何が故に此を知らざる。彼民の我が用を爲す所以の者は吾之れを愛するを以て我が用を爲す者に非ざるなり。我勢の我が用を爲す者を以てなり。吾勢を釋てて民と㈠相收むる是の若し。吾適〻愛せずんば民因りて我が用を爲さざるなり。故に遂に㈡愛道を絶つ。

㈠人氣を取り合ふ　㈡人民と愛情を以て相待つの道を斷つ

秦大饑。應侯請曰。五苑之草著。蔬菜橡果棗栗。足以活民。請發之。

秦大に饑う。應侯請ひて曰く、㈠五苑の草著しく、蔬菜橡果棗栗以て民を活かすに足る。請ふ、之れを發せん。昭襄王曰く、吾が秦法は民を使ひて功有れば賞を受け、罪有れば誅を受く。今五苑の蔬果を發するは、民を使ひて功有ると

而見之。曰。非社臘之時也。奚自殺牛而禱社。怪而問之。百姓曰。人主病。為之禱。今病愈。殺牛塞禱。閻過公孫衍說見王。拜賀曰。過堯舜矣。王驚曰。何謂也。對曰。堯舜其民未至為之禱也。今王病而民以牛禱。病愈。殺牛塞禱。故臣竊以王為過堯舜也。王因使人問之。何里為之。訾其里正與伍老屯二甲。閻過公孫衍媿不敢言。

今病愈ゆ。牛を殺して賽禱す。閻過・公孫衍説びて王に見えて、拜賀して曰く、堯舜に過ぐと。王驚きて曰く、何の謂ぞや。對へて曰く、堯舜は其の民未だ之れが爲めに禱るに至らず。今王病んで民牛を以て禱り、病愈ゆれば牛を殺して賽禱す。故に臣竊に王を以て堯舜に過ぐと爲すと。王因りて人をして之れを問はしむ。何の里に之れを爲すと。其里正と伍老とに訾して二甲を屯す。閻過・公孫衍媿ぢて敢て言はず。

(一) 塞禱は祈を聽かれしを報謝するなり　(二) 社は春秋に行ふ土神の祭、臘は冬至後第三の戌の日に行ふ百神の祭

(三) 村長と五人組の頭とに鎧二領を科料として出さしむ

居數月。王飲酒酣樂。閻過公孫衍謂王

居ること數月、王、酒を飲みて酣樂す。閻過・公孫衍、王に謂ひて曰く、前時に臣竊に王を以て堯舜に過ぐと爲す。直敢て諛ふに非ざるなり。堯舜病む。且其

有病。百姓里買牛而家爲王禱。公孫述出見之。入賀王曰。百姓乃皆里買牛爲王禱。王使人問之。果有之。王曰。訾之。人二甲。夫非令而擅禱者。是愛寡人也。夫愛寡人。寡人亦且改法。而心與之相循者。是法不立。法不立。亂亡之道也。不如人罰二甲。而復與爲治。

公孫述出でて之れを見、入りて王に賀して曰く、百姓乃ち皆里ごとに牛を買ひ、王の爲めに禱ると。王人をして之れを問はしむ。果して之れ有り。王曰く、之れを訾(一)せよ。人ごとに二甲(二)。夫れ令するに非ずして擅に禱る者は是れ寡人を愛するなり。夫れ寡人を愛せば、寡人亦且に法を改めて心之れと相循はんとする者、是れ法立たず。法立たざるは亂亡の道なり。人ごとに二甲を罰し復ともに治を爲すに如かずと。

(一) 訾は貲と同義、罰するなり　(二) 人ごとに鎧二領づつを收めて罪を贖はしめよ

一曰。秦襄王病。百姓爲之禱。病愈。殺牛塞禱。郎中閻過公孫衍出

一に曰く、秦の襄王病む。百姓之れが爲めに禱り、病愈ゆ。牛を殺して賽禱(一)す。郎中閻過・公孫衍出でて之れを見て曰く、社臘(二)の時に非ざるなり。奚ぞ自ら牛を殺して社を祠ると。怪んで之れを問ふ。百姓曰く、人主病む。之れが爲めに禱る。

罕謂二宋君一曰。慶賞賜予者。民之所レ好也。君自行レ之。誅罰殺戮者。民之所レ惡也。臣請當レ之。於レ是戮二細民一而誅二大臣一。君曰。與二子罕一議レ之。居期年。民知下殺生之命制中於子罕上也。故一國歸焉。故子罕劫二宋君一而奪二其政一。法不レ能レ禁也。故曰。子罕爲二出彘一。而田成恒爲二圃池一也。今令二王良造父共一レ車。人操二一邊轡一而入二門閭一。駕必敗而道不レ至也。令二田連成竅共一レ琴。人撫二一絃一而揮。則音必敗。曲不レ遂矣。

ら之れを行へ。誅罰殺戮は民の惡む所なり。臣請ふ、之れに當らんと。是に於て(一)細民を戮して大臣を誅す。君曰く、子罕と之れを議せよと。居ること期年、民(二)殺生の命子罕に制せらるゝを知る。故に一國歸す。故に子罕宋君を劫して其政を奪ふ。法禁ずる能はざるなり。故に曰く、子罕出彘と爲り、田成恒圃池と爲る。今王良・造父に車を共にせしめ、人ごとに一邊の轡を操りて門閭に入れば、駕必ず敗れて道至らざるなり。田連・成竅琴を共にせしめ、人ごとに一絃を撫して揮へば、則ち音必ず敗れ、曲遂げず。

(一)人民　(二)生殺の實權

傳二。秦昭王

傳二。秦の昭王病有り。百姓里ごとに牛を買ひ、家ごとに王の爲めに禱る。

渴服レ馬。百日而服成。服成請レ效ニ駕齊王一。王曰、效ニ駕於圃中一。造父驅レ車入レ圃。馬見ニ圃池一而走。造父不レ能レ禁。造父以レ渴服レ馬久矣。今馬見レ池駻而走。雖ニ造父一不レ能レ治。今簡公之法。禁ニ其衆一久矣。而田成恒利レ之。是田成恒傾ニ圃池一而示ニ渴民一也。

傾けて渴民に示すなり。

㊀ 渴に耐ふるやうに馬を敎へならす

一曰。王子於期爲ニ宋君一。爲ニ千里之逐一。已駕ニ察手吻文一。且レ發矣。驅而前レ之。輪中レ繩。引而卻レ之。馬掩レ跡。拊而發レ之、彘逸ニ出於竇中一。馬退而卻。筴不レ能ニ進前一也。馬駻而走。轡不レ能レ止也。

一に曰く、王子於期宋君の爲めに千里の逐を爲し、已に察手吻文を駕し且に發せんとす。驅りて之れを前むれば輪繩に中り、引きて之れを卻くれば馬跡を掩ふ。拊ちて之れを發す。彘竇中より逸出し馬退きて卻く、筴進前する能はざるなり。馬駻して走り、轡止むる能はざるなり。

㊀ 察手吻文は未詳、一說には馬の名なりといふ　㊁ むち打ちても前に進むる能はず

一曰。司城子

一に曰く、司城子罕、宋君に謂ひて曰く、慶賞賜予は民の好む所なり。君自

害也。君自行レ之殺戮誅罰。民之所レ惡也。臣請當レ之。宋君曰。諾。於レ是出二威令一。誅二大臣一。君曰。問二子罕一也。於レ是大臣畏レ之。細民歸レ之。處期年。子罕殺二宋君一而奪レ政。故子罕爲二出彘一以奪二其君國一。

此に於て威令を出し、大臣を誅す。君曰く、子罕に問へと。是に於て大臣之れを畏れ、細民之れに歸す。處ること期年(一)、子罕宋君を殺して政を奪ふ。故に子罕は出彘と爲り、以て其君の國を奪ふ。

(一) 一年間

簡公在二上位一。罰重而誅嚴。厚二賦斂一而殺二戮民一。田成恒設二慈愛一。明二寬厚一。簡公以二齊民一爲二渇馬一。不三以レ恩加二民。而田成恒以二仁厚一爲二圃池一也。一曰。造父爲二齊王駙駕一。以レ

簡公上位に在り。罰重くして誅嚴、賦斂を厚くして民を殺戮す。田成恒慈愛を設けて寬厚を明にす。簡公齊民を以て渇馬と爲し、恩を以て民に加へず。田成恒仁厚を以て圃池を爲す。一に曰く、造父齊王の駙駕と爲り(一)、渇を以て馬を服す。百日にして服成る。服成りて駕を齊王に效さんを請ふ。王曰く、駕を圃中に效せと。造父車を驅りて圃に入る。馬圃池を見て走る。造父禁ずる能はず。造父渇を以て馬を服する久し。今馬池を見て駻して走る。造父と雖も治むる能はず。今簡公の法、其衆を禁ずる久し。而して田成恒之れを利とす。是れ田成恒圃池を

曲。亦共故也。夫以王良造父之巧。共轡而御。不能使馬。人主安能與其臣共權以爲治。以田連成竅之巧。共琴而不能成曲。人主又安能與其臣共勢以成功乎。一曰。造父爲齊王駙駕。渴馬服成。效駕圃中。渴馬見圃池。去車走池。駕敗。王子於期爲趙簡主取道。爭千里之表。其始發也。彘伏溝中。王子於期齊轡策而進之。彘突出於溝中。馬驚駕敗。

を爲さん。田連・成竅の巧を以て琴を共にして曲を成す能はず。人主又安んぞ能く其臣と勢を共にして以て成さんや。一に曰く、造父、齊王の駙駕と爲る。馬を渇して服成る。駕を圃中に效す。渇馬圃池を見て車を去りて池に走り、駕敗る。王子於期、趙簡主の爲めに道を取り、(二)千里の表を爭ふ。其始め發するや、彘溝中に伏す。王子於期轡策を齊しくして之れを進む。彘溝中に突出し、馬驚き駕敗る。

(一) 擫の誤にて、一本の指にて押す義といふ　(二) 千里の遠き目的地に至らんとす

司城子罕謂宋君曰。慶賞賜與。民之所

司城子罕、宋君に謂ひて曰く、慶賞賜與は民の喜ぶ所なり。君自ら之れを行へ。殺戮誅罰は民の惡む所なり。臣請ふ、之れに當らんと。宋君曰く、諾と。

馬。恣欲於馬。者。擅轡策之制也。然馬驚於出鼃而造父不能禁制者。非轡策之嚴不足也。威分出鼃也。王子於期。爲駙駕。轡策不用。而擇欲於馬。擅芻水之利也。然馬過圃池。而駙馬敗者。非芻水之利不足也。德分於圃池也。故王良造父。天下之善御者也。然而使王良操左革而叱咤之。使造父操右革而鞭笞之。馬不能行十里。共故也。田連成竅。天下善鼓琴者也。然而田連鼓上。成竅擫下而不能成

る能はざる者は轡策の嚴足らざるに非ざるなり。威を出鼃に分てばなり。王子於期駙駕と爲り、轡策用ひずして欲を馬に擇ぶ。芻水の利を擅にするなり。然れども馬圃池を過ぎて駙馬敗るゝ者は芻水の利足らざるに非ざるなり。德は圃池に分てばなり。故に王良・造父は天下の御を善くする者なり。然り而して王良をして左革を操りて之れを叱咤せしめ、造父をして右革を操りて之れを鞭笞せしむれば、馬十里を行く能はず。共するが故なり。

（一）不意にわき道より飛出す豕　（二）駙馬を使ふ役　（三）まぐさ及び水

田連・成竅は天下の善く琴を鼓する者なり。然り而して田連上を鼓し、成竅下を擫せば曲を成す能はず。亦共するが故なり。夫れ王良・造父の巧を以て轡を共にして御せば、馬を使ふ能はず。人主安んぞ能く其臣と權を共にして以て治

五。因二事之理一。則不レ勞而成。故兹鄭之踞レ轅而歌。以上二高梁一也。其患在下趙簡主稅吏請二輕重一。薄疑之言中國中飽上。簡主喜而府庫虛。百姓餓而姦吏富也。故桓公巡レ民而管仲省二腐財怨女一。不レ然。則在下延陵乘レ馬不レ得レ進。造父過レ之而爲レ之泣上也。

五。事の理に因れば則ち勞せずして成る。故に玆鄭の轅(一)に踞して歌ひ、以て高梁に上るなり。其患は趙簡主の稅吏輕重を請ひ、薄疑の國中の飽を言ふに在り。簡主喜びて府庫虛しく、百姓餓ゑて姦吏富む。故に桓公民を巡りて、管仲腐財怨女を省く。然らざれば則ち延陵馬に乘じて進むを得ず。造父之れを過ぎて之れが爲めに泣くに在るなり。

一　車のながえ

右經

傳一。造父御二四馬一。馳驟周旋而恣二欲於

傳一。造父四馬を御し、馳驟周旋、欲を馬に恣にす。欲を馬に恣にする者は轡筴の制を擅にすればなり。然れども馬は出彘(一)に驚きて、造父も禁制す

四。人主者守レ法責レ成。以立レ功者也。聞下有レ吏雖レ亂而有中獨善之民上。不レ聞下有二亂民一而有中獨治之吏上。故明主治レ吏不レ治レ民。說在二搖二木之本一與三引下網之綱上。故失火之嗇夫。不レ可レ不レ論也。救レ火者。吏操レ壺走レ火。則一人之用也。操レ鞭使レ人。則役二萬夫一。故所レ遇レ術者。如下造父之遇二驚馬一。牽レ馬推レ車。則不レ能レ進。代レ御執レ轡持レ策。則馬咸騖矣。是以說在下推鍛平夷榜檠矯直上。不レ然。敗在下淖齒用レ齊戮二閔王一。李兌用レ趙餓中主父上也。

四。人主は法を守り成を責め、以て功を立つる者なり。吏有り、亂ると雖も、獨善の民を有するを聞く。亂民を有ちて獨治の吏を有するを聞かず。故に明主は吏を治めて民を治めず。說は木の本を搖すと網の綱を引くとに在り。故に失火の嗇夫は論ぜざるべからざるなり。火を救ふ者は吏壺を操りて火に走れば則ち一人の用なり。鞭を操りて人を使へば則ち萬夫を役す。故に術に遇ふ所の者は、造父の馬を驚するに遇ふが如し。馬を牽き車を推せば則ち進む能はず。御に代り轡を執り策を持てば則ち馬咸く騖す。是れを以て說推鍛平夷、榜檠矯直するに在り。然らざれば、敗、淖齒齊に用ひられて、閔王を戮し、李兌趙に用ひられて主父を餓ゑしむるに在り。

㊀成績　㊁策(むち)なり

明二於此一。則盡二死力一。而非レ忠レ君也。君通二於不仁一。臣通二於不忠一。則可二以王一矣。昭襄知二主情一而不レ發二五苑一。田鮪知二臣情一。故教二田章一。而公儀辭レ魚。

に敎ふ。而して公儀魚を辭す。

㊀ 阿は曲也、法の曲れること

三。明主者鑒二於外一也。而外事不レ得不レ成。故蘇代非二齊王一。人主鑒二於上一也。而居者不レ適不レ顯。故潘壽言二禹情一。人主無レ所二覺悟一。方吾知レ之。故恐レ同二衣於族一。而況借二於權一乎。吳章知レ之。故說以レ佯。而況借二於誠一乎。趙王惡二虎目一而壅。明主之道。如三周行人之卻二衞侯一也。

三。明主は外に鑒すれば外事成らざるを得ず。故に蘇代、齊王を非とす。人主は上に鑒すればなり。居は適せざれば顯はれず。故に潘壽、禹の情を言ふ。人主覺悟する所無し。方吾之れを知る。故に(一)衣と族とを同じくするを恐る。況や權を借すをや。吳章之れを知る。故に說くに佯を以てす。況や誠を借るをや。趙王虎目を惡みて壅ぐ。明主の道は周の行人(二)の衞侯を卻くるが如きなり。

㊀ 原文當に「同於衣族」に作るべし ㊁ 接待官

一。賞罰共則禁令不行。何以明之。明之以造父於期。子罕爲出彘。田恒爲圃池。故宋君簡公弑。患在王良造父之共車。田連成竅之共琴也。

卷十四

外儲說右下

一。賞罰共にすれば則ち禁令行はれず。何を以て之れを明にするか。之を明にするに造父・於期を以てす。子罕、出彘と爲り、田恒、圃池と爲る。故に宋君、簡公弑せらる。患は王良・造父の車を共にし、田連・成竅の琴を共にするに在り。

● 以下皆傳に詳かなり

二。治彊生於法。弱亂生於阿。君明於此。則正賞罰。而非不仁也。爵祿生於功。誅罰生於罪。臣

二。治彊は法に生じ、弱亂は阿に生ず。君此に明なれば則ち賞罰を正しくて不仁に非ざるなり。爵祿は功に生じ、誅罰は罪に生ず。臣此に明なれば則ち死力を盡して君に忠なるに非ざるなり。君不仁に通じ、臣不忠に通ぜば則ち以て王たる可し。昭襄、主情を知りて五苑を發せず、田鮪、臣情を知る。故に田章

亂臣上。亂臣者必重人。重人者必人主所ニ甚親愛一也。人主所ニ甚親愛一也者。是同ニ堅白一也。夫以ニ布衣之資一欲三以離ニ人主之堅白所ヒ愛。是猶下以ㇾ解ニ左髀一說中右髀上者。是身必死而說不ㇾ行者也。

て、而も說行(せつおこな)はれざる者なり。

(一) 半寸位の石針を以て彈じて刺すにあらざれば傷みを去る能はず (二) 國を治めるにも苦痛を知るほどであれば國は安し (三) 堅白は物の堅且鋭なるにて堅白を同じくすは君臣の間の堅固なるをいふ。或は曰ふ、堅白の論の堅と白と相分解すべからざるが如き意と、又通ず (四) 左髀は重臣、右髀は人君に譬ふ。人君と重臣とは兩髀の如し、然るにその一を解きて患を去れといふも必ず聞かれず、說者却りて害せられん

貴重一。如レ彼甚也。而君猶行レ法焉。況於レ我則何有矣。文公見三民之可二レ戰也。於レ是遂興レ兵伐レ原。克レ之。伐レ衛東二其畝一。取二五鹿一。攻レ陽。勝レ虢。伐レ曹南圍レ鄭。反二之陴一。罷二宋圍一。還與二荊人一戰二城濮一。大敗二荊人一。返爲二踐土之盟一。遂成二衛雍之義一。一擧而八有レ功。所二以然一者。無二他故異物一。從二狐偃之謀一。假二顛頡之脊一也。

りたればなり。

(一)圃陸といふ所に狩を催して日中を以て會する期と定めたり　(二)徇へはふれ示すなり　(三)鄭の城上の牆を毀して之れを取る

夫痤疽之痛也。非レ刺二骨髓一。則煩心不レ可レ支也。非レ如レ是。不レ能下使二人以二半寸砥石一彈上レ之。今人主之於レ治。亦然。非レ不レ知レ有レ苦則安。欲レ治二其國一非。如是。不レ能下聽二聖知一而誅中

夫れ痤疽の痛は、骨髓を刺すに非ずんば則ち煩心支ふべからざるなり。是の如きに非ざれば則ち人をして(二)半寸の砥石を以て之れを彈ぜしむる能はず。今人主の治に於ける亦然り。(一)苦有るを知らざるに非ざれば則ち安し。其國を治めんと欲するに、此の如きに非ざれば、聖知に聽きて亂臣を誅する能はず。亂臣は必ず重人にして、重人は必ず人主の甚だ親愛する所なり。人主の甚だ親愛する所の者、是れ(三)堅白を同じくするなり。夫れ布衣の資を以て、以て人主の堅白愛する所を離さんと欲す。是れ猶ほ(四)左髀を解くを以て右髀に說くがごときもの、是れ身は必ず死し

所二以愼ㇾ產也。而戰ㇾ之者殺ㇾ之也。民之從ㇾ公也、爲ㇾ愼ㇾ產。公因而迎殺ㇾ之。失ㇾ所二以爲ㇾ從ㇾ公矣。曰。然則何如。足二以戰ㇾ民乎。狐子對曰。令ㇾ無ㇾ得ㇾ不ㇾ戰。公曰。無ㇾ得ㇾ不ㇾ戰。奈何。狐子對曰。信賞必罰。其足二以戰一。公曰。刑罰之極。安至。對曰。不ㇾ辟二親貴一。法行ㇾ所ㇾ愛。

文公曰。善。明日令ㇾ田二於圃陸一。期以二日中一爲ㇾ期。後ㇾ期者行二軍法一焉。於ㇾ是公有二所ㇾ愛者一。曰二顚頡一。後ㇾ期。吏請二其罪一。文公隕ㇾ涕而憂。吏曰。請ㇾ用ㇾ事焉。遂斬二顚頡之脊一。以徇二百姓一。以明二法之信一也。而後百姓皆懼。曰。君於二顚頡之

文公曰く、善し。明日圃陸(一)に田せしめ、期するに日中に以て期と爲す。期に後るる者は軍法に行はんと。是に於て公愛する所の者あり。顚頡と曰ふ。期に後る。吏其罪を請ふ。文公涕を隕して憂ふ。吏曰く、事を用ひんを請ふと。遂に顚頡の脊を斬り、以て百姓に徇へ以て法の信を明にす。而る後に百姓皆懼れて曰く、君顚頡の貴重に於て、彼(二)の如く甚しきなり。而も君猶ほ法を行ふ。況や我に於て則ち何か有らんと。文公民の戰ふべきを見る。是に於て遂に兵を興して原を伐ちて之れに克ち、衞を伐ちて其畝を東にし、五鹿を取り、陽を攻め、虢に勝ち、曹を伐ち、南鄭を圍み、之れを(三)陴に反し、宋の圍を罷め還りて荊人と城濮に戰ふ。大に荊人を敗り、返りて踐土の盟を爲し、衡雍に城くの義を遂げ、一擧して八つ功有り。然る所以の者は他故異物無し。狐偃の謀に從ひ、顚頡の脊に假

清。生肉不レ布。殺二一牛一遍二於國中一。一歲之功。盡以衣二士卒一。其足二以戰一レ民乎。狐子曰。不レ足。文公曰。吾弛二關市之征一。而緩二刑罰一。其足二以戰一レ民乎。狐子曰。不レ足。文公曰。吾民之有二喪資一者。寡人親使二郎中視一レ事。有罪者赦レ之。貧窮不レ足者與レ之。其足二以戰一レ民乎。狐子對曰。不レ足。此皆

征を弛めて、刑罰を緩にす。其れ以て民を戰はしむるに足るか。狐子曰く、足らず。文公曰く、吾民の喪資(二)有る者、寡人親ら郎中をして事を視しめ、有罪の者は之れを赦し、貧窮足らざる者には之れに與ふ。其れ以て民を戰はしむるに足るか。狐子對へて曰く、足らず。此れ皆産を愼しむ所以なり。而して之れを戰はす者に之れを殺すなり。民の公に從ふや、産を愼むが爲めなり。公因りて迎へて之れを殺す。之れを殺す。公に從ふを爲す所以を失ふ。曰く、然らば則ち何如せば以て民を戰はしむるに足るか。狐子對へて曰く、戰はざるを得る無からしめよ。公曰く、戰はざるを得る無きとは奈何。狐子對へて曰く、信賞必罰、其れ以て戰ふに足る。公曰く、刑罰の極、安にか至る。對へて曰く、親貴を辟けず、法を愛する所のものに行ふ。

(一) 甘美の食室に遍く、堂上の客に供し、一杯の酒、一豆の肉を以て宮中の妻妾に供し、壺酒は久しく止まりて清分る、間なく、生肉は腐すいとまなし、一牛を殺しても國中に分ち、一歲に織る布は悉く士卒に著せしむ (二) 民の喪に際して資を多く用ふるものには、郎中を遣して監督せしむ

其兄曰。吳子爲レ法者也。其爲レ法也。且欲下以與ニ萬乘一致上レ功。必先踐ニ之妻妾一。然後行レ之。子毋レ幾レ索入矣。其妻之弟。又重ニ於衞君一。乃因以ニ衞君之重一請ニ吳子一。吳子不レ聽。遂去レ衞而入レ荊也。一曰。吳起示ニ其妻一以レ組。曰。子爲レ我織レ組。令ニ之如レ是。組已就而效レ之。其組異善。起曰。使ニ子爲レ組。令ニ之如レ是。而今異善。何也。其妻曰。用レ財若一也。加レ務善レ之。吳起曰。非レ語也。使ニ之衣歸一。其父往請レ之。吳起曰。起家無ニ虛言一。

く、子我が爲めに組を織れ。之れをして是の如くならしめよと。組已に就りて之れを效す。其の組異なりて善し。起曰く、子に組を爲らしむ。之れをして是の如くならしむ。而して今異なりて善なるは何ぞやと。其妻曰く、財を用ふる一の若きなり。務を加へて之れを善くすと。吳起曰く、語(三)に非ざるなり。之れをして衣(四)せて歸らしむ。其父往きて之れを請ふ。吳起曰く、起の家に虛言無しと。

(一) 組は平組の緒 (二) たて絲を入れたれば今更改め難し (三) 我言ふ所に非ず (四) 衣裳を改めさせて

晉文公問ニ於狐偃一曰。寡人甘肥周ニ於堂一。巵酒豆肉。集ニ於宮一。壺酒不レ

晉の文公、狐偃に問ひて曰く、寡人甘肥(一)堂に周く、巵酒豆肉宮に集る。壺酒清ならず。生肉布かず。一牛を殺して國中に遍く、一歲の功盡く以て士卒に衣す。其れ以て民を戰はしむるに足るか。狐子曰く、足らず。文公曰く、吾關市の

子也。媼與ㇾ疑計二家事一已決矣。乃更請決二之於卜者蔡嫗一。今衞君從ㇾ疑而行。雖下與ㇾ疑決上ㇾ計。必與二他蔡嫗一敗ㇾ之。如ㇾ是則疑不ㇾ得二長爲一ㇾ臣矣。夫教ㇾ歌者。使二先呼而詘一ㇾ之。其聲反二清徵一者。乃教ㇾ之。一曰。教ㇾ歌者。先揆以ㇾ法。疾呼中ㇾ宮。徐呼中ㇾ徵。疾不ㇾ中ㇾ宮。徐不ㇾ中ㇾ徵。不ㇾ可ㇾ謂ㇾ教。

㊀母家に在り　㊁以下別に一章となすに從ふべし　㊂聲を限りに呼び叫ばしむ　㊃合也

吳起。衞左氏中人也。使二其妻織一ㇾ組。而幅狹二於度一。吳子使ㇾ更ㇾ之。其妻曰。諾。及ㇾ成復度ㇾ之。果不ㇾ中ㇾ度。吳子大怒。其妻對曰。吾始經ㇾ之而不ㇾ可ㇾ更也。吳子出ㇾ之。其妻請二其兄一而索ㇾ入。

吳起は衞の左氏中の人なり。其妻をして組（一）を織らしむ。幅度より狹し。吳子之れを更めしむ。其妻曰く、諾と。成るに及びて復た之れを度るに、果して度に中らず。吳子大に怒る。其妻對へて曰く、吾始め之れを經（二）して更ふべからざるなりと。吳子之れを出す。其妻其兄に請ひて入るを索む。其兄曰く、吳子は法を爲す者なり。其の法を爲すや、且以て萬乘と功を致さんと欲す。必ず先づ之れを妻妾に踐み、然る後に之れを行ふ。子入るを索むるを幾ふ毋れと。其妻の弟又衞君に重んぜらる。乃ち因りて衞君の重きを以て吳子に請ふ。吳子聽かず。遂に衞を去りて荊に入る。一に曰く、吳起其妻に示すに組を以てして曰

一曰。衛君之晉。謂薄疑曰。吾欲與子皆行。薄疑曰。媼也在中。請歸與媼計之。衛君自請薄媼。薄媼曰。疑君之臣也。君有意從之甚善。衛君曰。吾以請之媼。媼許我矣。薄疑歸言之媼也曰。衛君之愛疑奚與媼。媼曰。不如吾愛子也。衛君之賢疑奚與媼也。曰。不如吾賢

一に曰く、衛君、晉に之く。薄疑に謂ひて曰く、吾、子と皆に行かんと欲す。薄疑曰く、媼や中に在り。請ふ、歸りて媼と之れを計らん。衛君自ら薄媼に請ふ。薄媼曰く、疑は君の臣なり。君之れを從ふるに意あらば甚だ善し。衛君曰く、吾以に之れを媼に請ひ、媼我に許せり。薄疑歸りて之れを媼に言ひて曰く、衛君の疑を愛するは媼と奚與ぞや。媼曰く、吾が子を愛するに如かざるなり。衛君の疑を賢とするは媼に奚與ぞや。曰く、吾が子を賢とするに如かざるなり。媼、疑と家事を計り已に決す。乃ち更に請ひて之れを卜者蔡嫗に決す。今衛君、疑を從へて行き、疑と計を決すと雖も、必ず他の蔡嫗と之れを敗らん。是の如くなれば則ち疑長く臣たるを得ず。夫れ歌を敎ふるには先づ呼びて之れを詘さしめ、其の聲清徵に反ふ者は乃ち之れを敎ふと。一に曰く、歌を敎ふる者は先づ揆るに法を以てす。疾呼して宮に中り、徐呼して徵に中り、疾にして宮に中らず、徐にして徵に中らずんば、敎を謂すべからず。

田萬頃。薄子曰。疑之母親レ疑。以レ疑爲三能相二萬乘一所・不レ窕也。然疑家巫有二蔡嫗者一。疑母甚愛二信之一。屬二之家事一爲。疑智足三以信二言家事一。疑母盡以聽レ疑也。然已與レ疑言者。亦必復決二之於蔡嫗一也。故論二疑之智能一。以レ疑爲三能相二萬乘一。而不レ窕也。論二其親一。則子母之間也。然猶不レ免レ議二之於蔡嫗一也。今疑之於二人主一也。非二子母之親一也。而人主皆有二蔡嫗一。人主之蔡嫗。必其重人也。重人者。能行レ私者也。夫行レ私者。繩之外也。而疑之所レ言法之内也。繩之外與二法之内一讎也。不二相受一也。

母甚だ之れを愛信し、之れに家事を屬す。疑の智以て信に家事を言ふに足る。疑の母盡く以て疑に聽く。然れども已に疑と言ふ者は亦必ず復た之れを蔡嫗に決するなり。故に疑の智能を論じ、疑を以て能く萬乘に相たりと爲し、而も窕せざるなり。其の親を論ずれば則ち子母の間なり。然れども猶ほ之れを蔡嫗に議するを免れず。今疑の人主に於けるや、子母の親に非ざるなり。人主皆蔡嫗有り。人主の蔡嫗必ず其重(二)人なり。重人なる者は能く私(三)を行ふ者なり。夫れ私を行ふ者は繩(四)の外なり。而して疑の言ふ所は法の内なり。繩の外と法の内とは讎なり。(五)相受けざるなり。

(一) 窕は輕んずるにて窕せずは之を輕視せぬこと　(二) 重人は重臣なり　(三) 私曲を行ふ　(四) 規矩即ち法の外に出づる者なり　(五) 相反して容れざるもの也

至二茆門一。非レ法也。太子曰。王召急。不レ得レ須レ無レ潦、遂驅レ之。廷理擧レ殳而擊二其馬一敗二其駕一。太子入爲レ王泣曰。廷中多レ潦。驅レ車至二茆門一。廷理曰。非レ法也。擧レ殳擊二臣馬一敗二臣駕一。王必誅レ之。王曰。前有二老主一而不レ踰。後有二儲主一而不レ屬。是眞吾守法之臣也。乃益二爵二級一。而開二後門一出二太子一。勿二復過一。

て臣の馬を撃ち、臣の駕を敗りぬ。王必ず之れを誅せよと。王曰く、前に老主有るも踰えず。後に儲主有るも屬せず。是れ眞に吾守法の臣なりと。乃ち爵二級を益し、而して後門を開きて太子を出し、復た過ぐる勿らしむ。

㈠茆門は茅門に同じ　㈡潦は雨水のたまり　㈢殳は長さ一丈二尺位の矛　㈣屬は托するなり、一本屬は援に作る、即歡心を買ふなり

衞嗣君謂二薄疑一曰。子小二寡人之國一。以爲レ不レ足レ仕。則寡人力能仕レ子。請進レ爵以レ子爲二上卿一。乃進二

衞の嗣君、薄疑に謂ひて曰く、子寡人の國を小とし、以て仕ふるに足らずと爲せば、則ち寡人力めて能く子を仕へしめん、請ふ、爵を進め子を以て上卿と爲さんと。乃ち田萬頃を進む。薄子曰く、疑の母疑を親み、疑を以て能く萬乘に相たりと爲して寵せざるなり。然れども疑の家の巫に蔡嫗といふ者有り。疑の

子怒。入爲レ王泣曰。必爲レ我誅二戮廷理一。王曰。法者所下以敬二宗廟一尊中社稷上。故能立レ法從レ令。尊二敬社稷一者。社稷之臣也。焉可レ誅也。夫犯レ法廢レ令不レ尊二敬社稷一者。是臣乘レ君而下尙挍也。臣乘レ君則主失レ威。下尙挍則上位危。威失位危。社稷不レ守。吾將何以遺二子孫一。於レ是太子乃還走。避レ舍露宿三日。北面再拜請二死罪一。

臣、君に乘ずれば、則ち主、威を失ひ、下、尙挍すれば則ち上、位危し。威失ひ、位危く、社稷守らずんば、吾將に何を以て子孫に遺さんと。是に於て太子乃ち還り走り、舍を避けて露宿すること三日、北面再拜して死罪を請ふ。

(一) 茅門は諸侯内宮の門 (二) 霤は雨落溝 (三) 廷理は執法官 (四) 轅は車の轅 (五) 尙挍は上と爭ふ

一曰。楚王急召二太子一。楚國之法。車不レ得レ至二於茆門一。天雨。廷中有レ潦。太子遂驅レ車至二於茆門一。廷理曰。車不レ得レ

一に曰く、楚王急に太子を召す。楚國の法、車、茆門(一)に至るを得ず。天雨ふり、廷中潦有り。太子遂に車を驅りて茆門に至る。廷理曰く、車茆門に至るを得ず。法に非ざるなり。太子曰く、王召すこと急。潦無きを須つを得ずと。遂に之れを驅る。廷理殳を擧げて其馬を擊ち、其駕を敗る。太子入りて王に爲て泣きて曰く、廷中潦多し。車を驅りて茆門に至る。廷理曰く、法に非ざるなりと。殳を擧け

山之郊一。共工又諫曰。孰以二天下一而傳二之於匹夫一乎。堯不レ聽。又擧レ兵而誅二共工於幽州之都一。於レ是天下莫二敢言レ無レ傳二天下於舜一。仲尼聞レ之曰。堯之知二舜之賢一。非二其難者一也。夫至下乎誅二諫者一必傳中之舜上。乃其難也。一曰。不下以二其所レ疑敗中其所上レ察。則難也。

仲尼之れを聞きて曰く、堯の舜の賢を知るは其難き者に非ざるなり。夫れ諫者を誅し、必ず之れを舜に傳ふるに至るは、乃ち其れ難きなり。一に曰く、(二)其の疑ふ所を以て其の察する所を敗らざるは則ち難きなり。

㊀ 堯舜の時の諸侯 ㊁ 他が疑ふにも係らず己の察する所を貫徹するが難き也

荊莊王有二茅門之法一。曰。羣臣大夫諸公子入朝。馬蹄踐レ霤者。廷理斬二其輈一戮二其御一。於レ是太子入朝。馬蹄踐レ霤。廷理斬二其輈一戮二其御一。太

荊の莊王(一)茅門の法有り。曰く、羣臣大夫諸公子入朝し、馬蹄(二)霤を踐む者、廷理(三)其輈(四)を斬り、其御を戮すと。是に於て太子入朝し、馬蹄霤を踐む。廷理其輈を斬り、其御を戮す。太子怒り、入りて王の爲つて泣きて曰く、必ず我が爲めに廷理を誅戮せよ。王曰く、法は、宗廟を敬し、社稷を尊ぶ所以。故に能く法を立て令に從ひ社稷を尊敬する者は、社稷の臣なり。焉んぞ誅すべけんや。夫れ法を犯し令を廢し、社稷を尊敬せざる者は、是れ臣君に乘じて、下、尚(五)挍するなり。

酒酸。一日。桓公問二管仲一曰。治レ國何患。對曰。最苦二社鼠一。夫社木而塗レ之。鼠因自託也。燻レ之則木焚。灌レ之則塗陁。此所三以苦二於社鼠一也。今人君左右。出則爲二勢重一以收二利於民一。入則比周設レ侮。蔽レ惡以欺二於君一。不レ誅則亂レ法。誅レ之則人主危。據而有レ之。此亦社鼠也。故人臣執レ柄擅レ禁。明下爲レ己者必利。不レ爲レ己者必害上。亦猛狗也。故左右爲二社鼠一。用レ事者爲二猛狗一。則術不レ行矣。

以て君を欺く。誅せざれば則ち法を亂し、之れを誅すれば則ち人主危し。據りて之れを有す。此れ亦社鼠なり。故に人主、柄を執り禁を擅にし、己の爲めにする者は必ず利し、己の爲めにせざる者は必ず害するを明にすれば、亦猛狗なり。故に左右社鼠と爲り、事を用ふる者猛狗と爲れば則ち術行はれず。

(一) 私に相黨し合體すること

堯欲レ傳二天下於舜一。鯀諫曰。不祥哉。孰以二天下一而傳二之於匹夫一乎。堯不レ聽。擧レ兵而誅二殺鯀於羽

堯、天下を舜に傳へんと欲す。鯀諫めて曰く、不祥なるかな。孰か天下を以て之れを匹夫に傳へん。堯聽かず、兵を擧げて鯀を羽山の郊に誅殺す。(一)共工又諫めて曰く、孰か天下を以て之れを匹夫に傳へん。堯聽かず、又兵を擧げて共工を幽州の都に誅す。是に於て天下敢て天下を舜に傳ふる無かれと言ふもの莫し。

百吏以爲富。吏不誅則亂法。誅之則君不安。據而有之。此亦國之社鼠也。故人臣執柄而擅禁。明爲己者必利。而不爲己者必害。此亦猛狗也。夫大臣爲猛狗而齕有道之士矣。左右又爲社鼠而間主之情矣。人主不覺。如此。主焉得無壅。國焉得無亡乎。

を占めて居る

一曰。宋之酤酒者有莊氏者。其酒常美。或使僕往酤莊氏之酒。其狗齕人。使者不敢往。乃酤他家之酒。問曰。何謂不酤莊氏之酒。對曰。今日莊氏之酒酸。故曰。不殺其狗則

一に曰く、宋の酒を酤る者に莊氏といふ者あり。其酒常に美。或ひと僕をして往きて莊氏の酒を酤はしむ。其の狗、人を齕む。使者敢て往かず。乃ち他家の酒を酤ふ。問ひて問く、何爲れぞ、莊氏の酒を酤はざると。對へて曰く、今日莊氏の酒酸しと。故に曰く、其狗を殺さざれば則ち酒酸し。一に曰く、桓公、管仲に問ひて曰く、國を治むる何をか患ふ。對へて曰く、最も社鼠に苦しむ。夫れ社は木にして之れを塗る。鼠因りて自ら託す。之れを燻ずれば則ち木焚く。之れに灌げば則ち塗陁る。此れ社鼠に苦しむ所以なり。今人君の左右出でては則ち勢重を爲し、以て利を民に收め、入りては則ち比周設侮して惡を蔽ひ、

奚患。對曰。最患二社鼠一矣。公曰。何患二社鼠一哉。對曰。君亦見二夫爲レ社者一乎。樹レ木而塗レ之。鼠穿二其間一掘レ穴託二其中一。熏レ之則恐レ焚レ木。灌レ之則恐二塗阤一。此社鼠之所二以不一レ得也。今人君之左右。出則爲二勢重一。而收二利於民一。入則比周。而蔽二惡於君一。内間二主之情一以告レ外。外内爲二重諸臣

社鼠を患ふと。公曰く、何ぞ社鼠を患ふるやと。對へて曰く、君亦夫の社を爲る者を見るか。木を樹てて之れを塗る。鼠其の間を穿ちて穴を掘り、其の中に託す。之れを燻せば則ち木を焚かんを恐る。之れに灌けば則ち塗の阤るゝを恐る。此れ社鼠の得られざる所以なり。今人君の左右出でては則ち勢重を爲して利を民に收め、入りては則ち比周して惡を君に蔽ひ、(一)内は主の情を間ひて以て外に告ぐ。(二)外内重きを諸臣百吏に爲して以て富を爲す。吏誅せざれば則ち法を亂し、之れを誅せば則ち君安からず。(三)據りて之れを有す。此れ亦國の社鼠なり。故に人臣柄を執りて禁を擅にし、己の爲めにする者は必ず利し、己の爲めにせざる者は必ず害するを明にすれば、此れ又猛狗なり。夫れ大臣猛狗と爲りて有道の士を齕み、左右又社鼠と爲りて主の情を間ふ。人主覺らず。此の如くなれば主焉んぞ雍がる無きを得んや。國焉んぞ亡ぶる無きを得んや。

(一) 内は君の内情を伺ひて外に漏らす　(二) 内外重勢を爲し諸臣百吏の賄を受けて富を爲す　(三) 之れによりて位

酤酒者。升概甚平。遇客甚謹。爲酒甚美。縣幟甚高著。然不售。酒酸。怪其故。問其所知長者楊倩。倩曰。汝狗猛耶。曰。狗猛。則酒何故而不售。曰。人畏焉。或令孺子懷錢挈壺甕而往酤。而狗迓而齕之。此酒所以酸而不售也。夫國亦有狗。有道之士。懷其術而欲以明萬乘之主。大臣爲猛狗。迎而齕之。此人主所以蔽脅。而有道之士。所以不用也。

る甚だ美に、縣幟(二)甚だ高く著る。然も售れず。酒酸し。其故を怪みて其の知る所の長者楊倩に問ふ。倩曰く、汝の狗猛きか。曰く、狗猛なれば則ち酒何が故に售れざるか。曰く、人畏る。或ひと孺子をして錢を懷きて壺甕を挈へて往きて酤はしむ。狗迓へて之れを齕む。此れ酒酸くして售れざる所以なり。夫れ國亦狗有り。有道の士其術を懷きて以て萬乘の主に明にせんと欲す。大臣猛狗と爲りて迎へて之れを齕む。之れ人主蔽脅(三)せらるゝ所以、有道の士用ひられざる所以なり。

(一)升概は升目　(二)縣幟は酒店の旗をかくるにてかんばんなり　(三)壅蔽せられ脅制せらる

故桓公問管仲曰。治國最

故に桓公、管仲に問ひて曰く、國を治むる最も奚をか患ふ。對へて曰く、最も

也。

一曰。堂谿公見昭侯曰。曰。今有白玉之巵而無當。有瓦巵而有當。君渴。將何以飮。君曰。以瓦巵。堂谿公曰。白玉之巵美而君不以飮者。以其無當耶。君曰。然。堂谿公曰。爲人主而漏泄其羣臣之語。譬猶玉巵之無當。堂谿公每見而出。昭侯必獨臥。惟恐夢言泄於妻妾。申子曰。獨視者謂明。獨聽者謂聰。能獨斷者。故可以爲天下主。

一に曰く、堂谿公、昭侯に見えて曰く、曰く、今白玉の巵有りて當無く、瓦巵有りて當有り。君渴す。將に何を以て飮まんとすと。君曰く、瓦巵を以てせん。堂谿公曰く、白玉の巵美にして君以て飮まざる者、其の當無きを以てか。君曰く、然り。堂谿公曰く、人主と爲りて其の羣臣の語を漏泄せば、(一)譬へば猶ほ玉巵の當無きがごときなりと。堂谿公見えて出づる每に昭侯必ず獨り臥す。惟夢に言ひて妻妾に泄さんを恐る。(二)申子曰く、獨り視る者を明と謂ひ、獨り聽く者を聰と謂ふ、能く獨り斷ずる者は故に以て天下の主となるべしと。

(一) らすこと　(二) 一說に下別章とす、從ふべし

傳三。宋人有

傳三。宋人酒を酤る者あり。(一)升概甚だ平。客に遇ひて甚だ謹み、酒を爲

新抵罪。其心孤。是言自嫁於衆。王曰。然。使人召犀首。已逃入諸侯矣。

堂谿公謂昭侯曰。今有千金之玉巵。通而無當。可以盛水乎。昭侯曰。不可。有瓦器而不漏。可以盛酒乎。昭侯曰。可。對曰。夫瓦器至賤也。不漏可以盛酒。雖有千金之玉巵。至貴而無當。漏不可盛水。則人孰注漿哉。今爲人主而漏其羣臣之語。是猶無當之玉巵也。雖有聖智。莫盡其術。爲其漏也。昭侯曰。然。昭侯聞堂谿公之言。自此之後。欲發天下之大事。未嘗不獨寢。恐夢言而使人知其謀。

堂谿公、昭侯に謂ひて曰く、今千金の玉巵(一)あり。通じて當(二)無くば以て水を盛るべきか。昭侯曰く、不可。瓦器ありて漏れず。以て酒を盛るべきか。昭侯曰く、可と。對へて曰く、夫れ瓦器は至賤なり。漏れざれば以て酒を盛るべし。千金の玉巵有りと雖も、至貴にして當無く、漏れて水を盛るべからざれば、則ち人孰れか漿を注がんや。今人主と爲りて其羣臣の語を漏らせば、是れ猶ほ當無き玉巵のごときなり。聖智有りと雖も、其術を盡す莫きは其の漏の爲めなり。昭侯曰く、然りと。昭侯、堂谿公の言を聞き、是れより後、天下の大事を發せんと欲すれば、未だ嘗て獨り寢ねずんばあらず。夢に言ひて人をして其謀を知らしむるを恐るゝなり。

(一) 玉巵は玉のさかづき　(二) 當は底なり

罪於梁王。逃而入秦。秦王甚善之。樗里疾秦之將也。恐犀首之代之將也。鑿穴於王之所常隱語者。俄而王果與犀首計曰。吾欲攻韓。奚如。犀首曰。秋可矣。

王曰。吾欲以國累子。子必勿泄也。犀首反走再拜曰。受命。於是樗里疾已道穴聽之矣。郎中皆曰。兵秋起攻韓。犀首爲將。於是日也。郎中盡知之。於是日也。境內盡知之。王召樗里疾曰。是何匈匈也。何道出。樗里疾曰。似犀首也。王曰。吾無與犀首言也。其犀首何哉。樗里疾曰。犀首也羈旅。

王曰く、吾國(一)を以て子を累はさんと欲す。子必ず泄す勿れ。犀首反り走り、再拜して曰く、命を受く。是に於て樗里疾已に穴道り之れを聽く。郎中皆曰く、兵秋起りて韓を攻め、犀首將と爲ると。是の日に於て郎中盡く之れを知り、是の日に於て境內盡く之れを知る。王、樗里疾を召して曰く、是れ何ぞ匈匈たるや、何れ道り出つる。樗里疾曰く、犀首に似たるなり。王曰く、吾犀首と言ふ無きなり。其れ犀首とは何ぞや。樗里疾曰く、犀首は羈旅なり。新に罪に抵り、其の心孤なり。是れ言ひて自ら衆に(二)嫁す。王曰く、然りと。人をして犀首を召さしむ。已に逃れて諸侯に入る。

㊀ 國事を委ねんと　㊁ 衆人の心に叶はんが爲めに言ひ觸せるならん

王一。惠王愛二公孫衍一。與レ之間有レ所レ言。曰。寡人將レ相レ子。甘茂之。吏道レ穴聞レ之以告二甘茂一。甘茂入見レ王曰。王得二賢相一。臣敢再拜賀レ。王曰。寡人託二國於子一。安更得二賢相一。對曰。將レ相二犀首一。王曰。子安聞レ之。對曰。犀首告レ臣。王怒二犀首之泄一。乃逐レ之。一曰。犀首天下之善將也。梁王之臣也。秦王欲レ得レ之與治二天下一。犀首曰。衍人臣也。不三敢離二主之國一。居期年。犀首抵二

く、寡人將に子を相とせんとすと。甘茂の吏穴道り之れを聞き以て甘茂に告ぐ。甘茂入りて王に見えて曰く、王、賢相を得たり。臣敢て再拜して賀す。王曰く、寡人國を子に託す。安んぞ更に賢相を得んと。對へて曰く、將に犀首を相とせんとすと。王曰く、子安にか之れを聞く。對へて曰く、犀首、臣に告ぐと。王、犀首の泄せるを怒りて乃ち之れを逐ふ。一に曰く、犀首は天下の善將なり。梁王の臣なり。秦王、之れを得て與に天下を治めんと欲す。犀首曰く、衍は人臣なり、敢て主の國を離れずと。居ること期年。犀首罪に梁王に抵る。逃れて秦に入る。秦王甚だ之れに善くす。樗里疾は秦の將なり。犀首の之れに代りて將となるを恐るゝや、穴を王の常に隱語する所の者に鑿つ。俄にして王果して犀首と計りて曰く、吾韓を攻めんと欲す、奚如と。犀首曰く、秋可なりと。

● 犀首は官名、公孫衍をいふ

未知所置。乃獻玉珥以知之。一曰。薛公相齊。齊威王夫人死。中有十孺子。皆貴於王。薛公欲知王所欲立。而請置一人以爲夫人。王聽之、則是說行於王、而重於置夫人也。王不聽、是說不行而輕於置夫人也。欲先知王之所欲置。以勸王置之。於是爲十玉珥。而美其一而獻之。王以賦十孺子。明日坐視美珥之所在。而勸王以爲夫人。

て以て之れを知れり。一に曰く、薛公、齊に相たり。齊の威王の夫人死せり。中に十孺子(二)有り。皆王に貴ばる。薛公、王の立んと欲する所を知らんと欲す。而れども一人を置きて以て夫人と爲さんと請はんか、王、之れを聽かば則ち是れ說王に行はれて夫人を置くに(三)重んぜらるゝなり。王、聽かずんば是れ說行はれずして夫人を置くに輕んぜらる。先づ王の置かんと欲する所を知りて以て王に勸めて之れを置かんと欲す。是に於て十の玉珥を爲り、其一を美にして之れを獻ず。王以て十孺子に賦たり。明日美珥の在る所を坐視し、而ち王に勸めて以て夫人と爲せり。

(一) 玉にて造りし耳珰　(二) 十人の愛妾　(三) 夫人を立つる事によりて。一說「置ける夫人に」と訓ず

甘茂相秦惠

甘茂、秦の惠王に相たり。惠王、公孫衍を愛して之れと閒に言ふ所あり。曰

以二萬目一視二人主一。將三何以（不）自爲二虞乎。聞レ之。鄭長者有レ言曰。夫虛靜無爲而無レ見也。其可三以爲二此虞一乎。

國羊重二於鄭君一。聞二君之惡一レ己也。侍レ飲。因先謂レ君曰。臣適不幸而有レ過。願君幸而告レ之。臣請變レ更。則臣免二死罪一矣。

國羊、鄭君に重んぜらる。(一)君の己を惡むを聞く。飲に侍す。因りて先づ君に謂ひて曰く、臣適〻不幸にして過あらば願はくは君幸にして之れを告げられよ。臣請ふ、變更せん。則ち臣、死罪を免れん。

㊀ 鄭君、國羊を惡むの情を左右に漏らす、よりて己を惡むを知りたり

客有レ說二韓宣王一。宣王說而太息。左右引二王之說一レ之。以先告レ客以爲レ德。

客に韓宣王に說くもの有り。宣王說(二)びて太息す。左右、王の之れを說びしを(三)引きて、以て先づ客に告げて以て德と爲す。

㊀ 說は悅と通ず ㊁ 擧げて ㊂ 一に「曰」に作る

靖郭君之相レ齊也。王后死。

靖郭君の齊に相たるや、王后死せり。未だ置かん所を知らず。乃ち(一)玉珥を獻じ

御之。子謹周子廩。田子方曰。善。子加之弋。我加之罔。鄭長者聞之曰。田子方知欲爲廩。而未得所以爲廩。夫虛無無見者廩也。一曰。齊宣王問弋於唐易子曰。弋者奚貴。唐易子曰。在於謹廩。王曰。何謂謹廩。對曰。鳥以數十目視人。人以二目視鳥。奈何不謹廩也。故曰。在於謹廩也。王曰。然則爲天下何以爲此廩。今人主以二目視一國。一國

を聞きて曰く、田子方は廩を爲らんと欲するを知りて、未だ廩を爲る所以を得ず。夫れ虛無にして見る無き者は廩なりと。一に曰く、齊の宣王弋を唐易子に問ひて曰く、弋者奚をか貴ぶと。唐易子曰く、廩を謹むに在り。王曰く、何をか廩を謹むと謂ふ。對へて曰く、鳥は數十の目を以て人を視る。人は二目を以て鳥を視る。奈何ぞ廩を謹まざらんや。故に曰く、廩を謹むに在りと。王曰く、然らば則ち天下を爲むる何を以て此廩に異ならんや。今人主二目を以て一國を視、一國萬目を以て人主を視る。將に何を以て自ら廩を爲さんとするか。(三)之を聞く、鄭の長者言へるあり。曰く、夫れ虛靜無爲にして見る無きなり。其れ以て此廩と爲すべきか。

(一) いぐるみて鳥を射る者　(二) 廩は鳥を射る者の身を蔽ふ小屋、罠は然なり　(三) 一に「對曰」に作る

知見。人匿之。其無欲見。人伺之。其有欲見。人餌之。故曰。吾無從知之。惟無爲可以規之。一曰。申子曰。愼而言也。人且知女。愼而行也。人且隨女。而有知見也。人且匿女。而無知見也。人且意女。女有知也。人且藏女。女無知也。人且行女。故曰。惟無爲可以規之。

吾從ひて之れを知る無し。惟無爲以て之れを規ふべしと。一に曰く、申子曰く、(四)而の言を愼め、人且に女を知らんとす。而の行ひ愼め、人且に女に隨はんとす。而の有知見はるれば人且に女に匿さんとす。而の無知見はるれば人且に女に意らんとす。女知る有らんか。人且に女に藏さんとす。女知る無からんか。人且に女に行はんとす。故に曰く、惟無爲のみ以て之れを規ふべし。

(一) 君の聰明外に顯はるれば人臣は之れを畏れて行を愼む (二) 其の不明外に見はるれば人臣は之を惑はす (三) 不知見はるれば人臣は情をかくして實を示さず (四) 人臣の情のみは從ひて知るべき道なし唯無爲のみは之れを窺ふべし

田子方問唐易鞠曰。弋者何愼。對曰。鳥以數百目視子。子以二目

田子方、唐易鞠に問ひて曰く、(一)弋者何をか愼むと。對へて曰く、鳥は數百の目を以て子を視る。子は二目を以て之れを御ふ。子謹みて子の(二)廩を周にせよと。田子方曰く、善し。子は之れを弋に加へ、我は之れを國に加へんと。鄭の長者之

曰。蘖者聞二季之不一レ爲レ文也。故欲レ殺レ之。今誠爲レ文也。豈忘レ季哉。告レ庾獻二千石之粟一。告府獻二五百金一。告レ騶(私廏)獻二良馬固車二乘一。因令下衽將二宮人之美妾二十人一。并遺季也。蘖子因相謂曰。爲レ公者必利。不レ爲レ公者必害。吾曹何愛不レ爲レ公。因斷競勸而遂爲レ之。薛公以二人臣之勢一。假二人主之術一也。而害不レ得レ生。況錯二之人主一乎。夫馴鳥斷二其下頷一焉。斷二其下頷一。則必恃レ人而食。焉得レ不レ馴乎。夫明主畜レ臣。亦然。今臣不レ得レ不レ利二君之祿一。不レ得レ無レ服二上之名一。夫利二君之祿一。服二上之名一。焉得レ不レ服。

傳二。申子曰。上明見。人備レ之。其不明見。人惑レ之。其知見人飾レ之。不

すには其下頷を断つ。其下頷を断てば則ち必ず人を恃みて食ふ。焉んぞ馴れざるを得んや。夫れ明主の臣を畜ふも亦然り。今臣、君の祿を利せざるを得ず。上の名に服する無きを得ず。夫れ君の祿を利し上の名に服す。焉んぞ服せざるを得んや。

(一) 孟嘗君田文　(二) 蘖は孽にて庶生兄　(三) 傳は第六　(四) 謁者は取次　(五) 庾は米倉　(六) 府は錢倉　(七) 騶は馬方　(八) 衽は宦臣にして後宮の取締

傳二。申子曰く、(一)上の明見はるれば人之れに備ふ。(二)其不明見はるれば人之れを惑す。其知見はるれば人之れを飾る。(三)不知見はるれば人之れを匿す。其無欲見はるれば人之れを伺ふ。其有欲見はるれば人之れを餌とす。故に曰く、

爲薛公。薛公患之。於是乃召與之博。予之人百金。令之昆弟博。俄又益之人二百金。方博。有間謁者言。客張季之子在門。公怫然怒。撫兵而授謁者曰。殺之。吾聞季子不爲文也。立有間。時季羽在側曰。不然。竊聞季爲公甚。顧其人陰未聞耳。乃輟不殺。客而大禮之

して、又之れに人ごとに二百金を益す。方に博す。間ありて謁者(一)言す。客張季の子門に在りと。公怫然として怒り、兵を撫して謁者に授けて曰く、之れを殺せ。吾季子、文の爲めにせざるを聞けりと。立つこと間ありて、時に季羽側に在りて曰く、然らず。竊に聞く、季公の爲めにする甚し。顧ふに其人陰にして未だ聞かせざるのみと。乃ち輟めて殺さず。客として大に之れを禮して曰く、曩には季の文の爲めにせざるを聞けり。故に之れを殺さんと欲せり。今誠に文の爲めにす。豈季を忘れんやと。(五)廩に告げて千石の粟を獻じ、(六)府に告げて五百金を獻じ、(七)騶に告げて良馬國車二乘を獻ず。因りて(八)奄をして宮人の美妾二十人を將て并せて季に遺らしむ。欒子因りて相謂ひて曰く、公の爲めにする者は必ず利あり、公の爲めにせざるものは必ず害あり。吾曹何を愛して公の爲めにせざると。因りて私に競ひ勸めて遂に之れが爲めにす。薛公、人臣の勢を以て人主の術を假るなり。而して害生ずるを得ず。況や之れを人主に錯くをや。夫れ烏を馴ら

不レ往。引レ之不レ前。雖ニ臧獲一不三託レ是以旋ニ其軫一也。

如耳說ニ衛嗣公一。衛嗣公說而太息。左右曰。公何爲不レ相也。公曰。夫馬似レ鹿者而題ニ之千金一。然而有ニ百金之馬一。而無ニ一金之鹿一者。馬爲ニ人用一。而鹿不レ爲ニ人用一也。今如耳萬乘之相也。外有ニ大國之意一。其心不レ在レ衛。雖レ辯ニ智一亦不レ爲ニ寡人用一。吾是以不レ相也。

一　千金の馬と評價す

如耳、衛の嗣公に說く。衛の嗣公說びて大息す。左右曰く、公、何爲れぞ相とせざると。公曰く、夫れ馬の鹿に似たる之れを千金に題す。然り而して百金の馬有りて一金の鹿無き者は、馬は人の用と爲りて鹿は人の用と爲らざればなり。今如耳は萬乘の相なり。外に大國の意有りて、其心衛に在らず。辯智なりと雖も、亦寡人の用と爲らず。吾是れを以て相とせず。

薛公之相ニ魏昭侯一也。左右有ニ孿子者一。曰ニ陽胡潘其一。於レ王甚重。而不レ

薛公の魏の昭侯に相たるや、左右に孿子の者有り、陽胡・潘其と曰ふ。王に於て甚だ重んぜらる。而して薛公の爲めにせず。薛公之れを患ふ。是に於て乃ち召して之れと博す。之れに人ごとに百金を予へ、之れをして昆弟と博せしむ。俄に

用行極賢而不用於君。此非明主之所臣也。亦驥之不可左右矣。是以誅之。

一曰。太公望東封於齊海上有賢者狂矞。太公望聞之。往請焉。三卻馬於門。而狂矞不報見也。太公望誅之。當是時也。周公旦在魯。馳往止之。比至已誅之矣。周公旦曰。狂矞天下賢者也。夫子何爲誅之。太公望曰。狂矞也議不臣天子。不友諸侯。吾恐其亂法易教也。故以爲首誅。今有馬於此。形容似驥也。然驅之

一に曰く、太公望、東、齊に封ぜらる。海上、賢者狂矞有り。太公望之れを聞き、往きて請ふ。三たび馬を門に卻けて(一)而も狂矞報見せず。太公望之れを誅す。是の時に當りて、周公旦、魯に在り。馳せ往きて之れを止む。至る頃ほひ已に之れを誅せり。周公旦曰く、狂矞は天下の賢者なり。夫子何爲れぞ之れを誅せると。太公望曰く、狂矞は議(二)として天子に臣たらず、諸侯に友たらず。吾其の法を亂し教(三)を易へんを恐る。故に以て首誅と爲す。今此に馬有り。形容驥に似たり。然れども之れを驅りても往かず。之れを引きても前まずんば、臧獲と雖も足を託して以て其軫(四)を旋さざらんと。

(一)馬を退けて入りて謁を乞ふ　(二)議は一本義に作る、主義としてなり　(三)齊の教化を變ずるなり　(四)軫は車後の横木、之をめぐらすとは車を乘り廻すをいふ

賢不爲望功。不仕則不治。不任則不忠。且先王之所以使其臣民者、非爵祿則刑罰也。今四者不足以使之。則望當誰爲君乎。不服兵革而顯。不親耕耨而名。又非所以教於國也。今有馬於此。如驥之狀者天下至良也。然而驅之不前。卻之不止。左之不左。右之不右。則臧獲雖賤。不託其足。臧獲之所願託其足於驥者。以驥之可以追利辟害也。今不爲人用。臧獲雖賤。不託其足焉。己自謂以爲世之賢士。而不爲主

せずして顯はれ、耕耨を親らせずして名ある、又國に敎ふる所以に非ざるなり。今此に馬有り。驥の狀の如き者は、天下の至良なり。然り而して之れを驅りて前まず、之れを卻けて止まらず、之れを左して左せず、之れを右して右せずんば、則ち臧獲賤しと雖も其足を託せず。臧獲の其足を驥に託するを願ふ所の者は、以て利を追ひ害を辟くべきを以てなり。今人の用を爲さずんば、臧獲賤しと雖も、其足を託せず。己自ら謂ひて以て世の賢士となし、而して主の用を爲さず。行極めて賢にして而も君に用ひられず。此れ明主の臣とする所に非ざるなり。亦驥の左右すべからざるなり。是れを以て之れを誅すと。

㈠賞罰を以て納め又禁ず　㈡君上のものを君上とせざれば智者にても吾が用を爲さず　㈢仕官せざれば民を治むるなく、職に任ぜざれば忠を盡す氣なし　㈣兵革を服せずして名譽を有し、自ら耕作せずして聲譽あるは畢君としての遊民にして國民の敎とはならず　㈤奴僕の如き賤しきものも足を託して乘らぬ

力。太公望至二於營丘一。使二吏執一殺レ之。以爲二首誅一。周公旦從レ魯聞レ之。發二急傳一而問レ之曰。夫二子賢者也。今日饗レ國而殺二賢者一。何也。太公望曰。是昆弟二人立レ議曰。吾不レ臣二天子一。不レ友二諸侯一。耕作而食レ之。掘レ井而飮レ之。吾無レ求二於人一也。無二上之名一。無二君之祿一。不レ事レ仕而事レ力。彼不レ臣二天子一者。是望不二得而臣一也。不レ友二諸侯一者。是望不二得而使一也。耕作而食レ之。掘レ井而飮レ之。無レ求二於人一者。是望不レ得下以二賞罰一勸禁上也。且無二上名一。雖レ知不レ爲二望用一。不レ仰二君祿一。雖レ

君の祿無し。仕ふるを事とせずして力を事とすと。彼、天子に臣たらざる者は、是れ望得て臣とせざるなり。諸侯に友たらざる者は、是れ望得て使はざるなり。

(一) 爵位官職の寳　(二) 君の祿を食はず　(三) 第一の罪人

耕作して之れを食ひ、井を掘りて之れを飲み、人に求むる無き者は、是れ望賞罰を以て勸禁するを得ざるなり。(一) 且上の名無ければ知と雖も望が用を爲さず、(二) 君の祿を仰がざれば賢と雖も望が功を爲さず。(三) 仕へずんば則ち治せず、任せずんば則ち忠ならず。且先王の其臣民を使ふ所以の者は、爵祿に非ずんば則ち刑罰なり。今四者以て之れを使ふに足らずんば、則ち望當に誰にか君たるべきか。(四) 兵革に服

夫愛官職。士愛其家。過其所愛。曰侵。今魯君有民。而子擅愛之。是子侵也。不亦誣乎。言未卒而季孫使者至。讓曰。肥也。起民而使之。先生使弟子令徒役而餐之。將奪肥之民耶。孔子駕而去魯。以孔子之賢。而季孫非魯君也。以人臣之資。假人主之術。蚤禁於未形。而子路不得行其私惠。而害不得生。況人主乎。以景公之勢。而禁田常之侵也。則必無劫弑之患矣。

太公望東封於齊。齊東海上有居士。曰狂矞華士昆弟二人者。立議曰。吾不臣天子。不友諸侯。耕作而食之。掘井而飲之。吾無求於人也。無上之名。無君之祿。不事仕而事

太公望、東、齊に封ぜらる。齊の東海上に居士あり。狂矞・華士と曰ふ。昆弟二人の者、議を立てて曰く、吾は天子にも臣たらず、諸侯にも友たらず、耕作して之れを食ひ、井を掘りて之れを飲む。吾人に求むる無し。上の名無く(一)、君の(二)祿無し。仕ふるを事とせずして力を事とすと。太公望、營丘に至り、吏をして執へて之れを殺さしめ、以て首誅(三)と爲す。周公旦、魯より之れを聞き、急傳を發して之れを問ひて曰く、夫れ二子は賢者なり。今日國を饗けて賢者を殺すは何ぞやと。太公望曰く、是の昆弟二人議を立てて曰く、吾天子に臣たらず、諸侯に友たらず、耕作して之れを食ひ、井を掘りて之れを飲む。吾、人に求むる無く、上の名無く、

攘レ肱而入。請曰。夫子疾三由之爲二仁義一乎。所レ學二於夫子一者。仁義也。仁義者。與二天下一共二其所一レ有。而同二其利一者也。今以二由之秩粟一而餐レ民。不可何也。孔子曰。由之野也。吾以二女知一レ之。女徒未レ及也。女故如レ是之不レ知レ禮也。女之餐レ之爲レ愛レ之也。夫禮天子愛二天下一。諸侯愛二境内一。大

が爲めなり。夫れ禮に天子は天下を愛し、諸侯は境内を愛し、大夫は官職を愛し、士は其家を愛す。其の愛する所を過ぐるを侵と曰ふ。今魯君、民を有つ。而して子、擅に之れを愛す。是れ子、侵すなり。亦誣(四)ならずやと。言未だ卒らざるに季孫の使者至り。讓めて曰く、肥(五)や民を起して之れを使ふ。先生弟子をして徒役に令して之れに餐はしむ。將に肥の民を奪はんとするか。孔子(六)駕して魯を去る。孔子の賢を以てして而も季孫は魯君に非ざるなり。人臣の資を以て人主の術を假る。蚤く(七)未形に禁じて子路其私惠を行ふを得ず。害生ずるを得ざりき。(八)況や人主をや。景公の勢を以てして、田常の侵せるを禁ぜば、則ち必ず劫弑の患無かりしならん。

(一) 爲は作役の時なり (二) 私秩は自分の祿 (三) 由は子路の名 (四) 誣は枉なり、横逆なり (五) 肥は季孫の名
(六) 孔子魯を去るわけは季孫氏事實を誤り且其の君を蔑にしたる爲めなり (七) 未だあらはれざるにて未然と同じ
(八) ましては人主の勢を以てせば姦萌は絶つに何の難き事あらん

舍レ車而下走者也。故曰。景公不レ知レ用レ勢之主也。而師曠晏子不レ知レ除レ患之臣也。子夏曰。春秋之臣弑レ君。子弑レ父者以レ十數矣。皆非二一日之積一也。有レ漸而至矣。凡姦者行久而成レ積。積成而力多。力多而能殺。故明主蚤絶レ之。今田常之爲レ亂。有レ漸見矣。而君不レ誅。晏子不レ使下其君禁中侵陵之臣上。而使下其主行上レ惠。故簡公受二其禍一。故子夏曰。善持レ勢者。蚤絶二姦之萌一。

季孫相レ魯。子路爲二郈令一。魯以二五月一起レ衆。爲二長溝一。當二此之爲一。子路以二其私秩粟一爲二漿飯一。要二作レ溝者於五父之衢一而餐レ之。孔子聞レ之。使下子貢往覆二其飯一擊中毀其器上曰。魯君有レ民。子奚爲乃餐レ之。子路怫然怒。

季孫、魯に相たり。子路郈の令爲たり。魯、五月を以て衆を起し、長溝を爲る。此の爲に當りて、子路其私秩の粟を以て漿飯を爲り、溝を作る者を五父の衢に要へて之れに餐はしむ。孔子之れを聞き、子貢をして往きて其飯を覆し、其器を擊毀せしむ。曰く、魯君、民有り。子、奚爲れぞ乃ち之れを餐はしむるか。子路怫然として怒り、肱を攘ひて入り、請ひて曰く、夫子は由の仁義を爲すを疾むか。夫子に學びし所の者は仁義なり。仁義は天下と其の有する所を共にし、而して其利を同じくする者なり。今由の秩粟を以て民に餐はしむ。不可なるは何ぞやと。孔子曰く、由の野なる、吾、女之れを知ると以へり。女、徒未だ及ばざるなり。女故、是の如く禮を知らざるなり。女の之れに餐はしむるは之れを愛する

則身不勞而易及輕獸矣。今釋車輿之利、捐六馬之足與王良之御而下走逐獸、則雖樓季之足無時及獸矣。託良馬固車、則臧獲有餘。國者君之車也。勢者君之馬也。夫不處勢以禁誅擅愛之臣。而必德厚以與天下齊行以爭名、是皆不乘君之車、不因馬之利。

ん。良馬固車に託せば則ち臧獲も餘有り。國は君の車なり。勢は君の馬なり。夫れ勢に處りて以て擅愛(三)の臣を禁誅せずして、必ず德厚く以て天下に與し、齊行以て名を爭ふ(四)。是れ皆君の車に乘ぜず、馬の利に因らず、車を舍てて下り走る者なり。故に曰く、景公は勢を用ふるを知らざるの主なり。而して師曠・晏子は患を除くを知らざるの臣なり。子夏曰く、春秋の臣、君を弑し、子、父を弑する者、十を以て數ふ。皆一日の積に非ざるなり。漸有つて至るなり。凡そ姦は行ふこと久しうして積を成し、積成りて力多く、力多くして能く殺す。故に明主は蚤く之れを絕つ。今田常の亂を爲す。漸有つて見はるゝなり。而るに君誅せず。晏子は其君をして侵陵の臣を禁ぜしめずして、其主をして惠を行はしむ。故に簡公其禍を受く。故に子夏曰く、善く勢を持する者(五)は蚤く姦の萌を絕つ。

(一) 國を治むるに勢を以てするを知らず (二) 樓季は古の健脚者 (三) 擅に民を愛する僭越の臣なり (四) 德を厚くして天下に對し、行を齊へて名を爭ふ (五) 能く勢を持するものは姦謀の萌芽を根絕す

海。君重斂而田成氏厚施。齊嘗大饑。道旁餓死者。不可勝數也。父子相牽而趨田成氏者。不聞不生。故周秦之民相與歌之曰。謳乎。其已乎。苞乎。其往歸田成氏乎。詩曰。雖無德與女。式歌且舞。今田成氏之德而民歌舞。民德歸之矣。故曰。其田成氏乎。公泫然出涕曰。不亦悲乎。寡人有國。而田成氏有之。今為之奈何。晏子對曰。君何患焉。若君欲奪之。則近賢而遠不肖。治其煩亂。緩其刑罰。振貧窮而恤孤寡。行恩惠而給不足。民將歸君。則雖有十田成氏。其如君何。

㈠ 斂みて聚む ㈡ 泱泱は宏大の貌、堂々は盛なる貌 ㈢ 爵祿を君に請ひて大臣に與へ、升目を大にして百姓に米を貸す、斗斛區釜は桝の名。十升を斗、十斗を斛、一斗六升を區、六斗四升を釜といふ ㈣ 一豆は四斤 ㈤ 綿識用ふる布帛の十分の二を取りて衣服を製す ㈥ 市場の材木は山にあるときより高からず ㈦ 田氏の德を歌はんか、公家を役れて止まんか。飢ゑて死なんか、はた、田氏に行かんか ㈧ 我君と共にする德なけれども歌舞して共に樂まん ㈨ 歸せ行く〳〵は田成氏にならんか ㈩ 我國を有しても後には田氏のものになる

或曰。景公不知用勢。而師曠晏子不知除患。夫獵者。託車輿之安。用六馬之足。使王良佐轡。

或ひと曰く、景公は勢を用ふるを知らず。而して師曠・晏子は、患を除くことを知らずと。夫れ獵は車輿の安きに託し、六馬の足を用ひ、王良をして轡を佐けしめば、則ち身勞せずして輕獸に及び易し。今車輿の利を釋てて六馬の足と王良の御とを捐てて下し走りて獸を逐はば、則ち樓季の足と雖も時として獸に及ぶ無け

國也。而曰田成氏有之何也。晏子對曰。夫田成氏甚得齊民。其於民也。上之請爵祿。行諸大臣。下之私大斗斛區釜。以出貸。小斗斛區釜。以收之。殺一牛。取一豆肉。餘以食士。終歲布帛取二制焉。餘以衣士。故市木之價。不加貴於山。澤之魚鹽龜鼈蠃蚌。不加貴於

む。一牛を殺せば(四)一豆の肉を取り、餘は以て士に食はしむ。(五)終歲の布帛二制を取り、餘は以て士に衣す。故に(六)市木の價は貴きを山に加へず、澤の魚鹽龜鼈蠃蚌は貴きを海に加へず。君は重く斂して、田成氏は厚く施す。齊嘗て大に饑う。道旁餓死する者勝げて數ふべからず。父子相率ゐて田成氏に趨く者は生きざるを聞かず。故に周秦の民相與に之れを歌ひて曰く、謳(七)はんか、其れ已まんか、苞ゐかん、其れ往きて田成氏に歸せんか。詩に曰く、(八)德の女に與るなしと雖も、式て歌ひ且舞ふと。今田成氏の德にして民歌舞し、民德として之れに歸す。故に曰く、(九)其れ田成氏かと。公、泫然として涕を出して曰く、亦悲しからずや。(一〇)寡人、國を有して田成氏之れを有す。今之れを爲す奈何と。晏子對へて曰く、君何ぞ患へん。若し君之れを奪んと欲せば、則ち賢を近づけて、不肖を遠ざけ、其煩亂を治めて其刑罰を緩くし、貧窮を賑はして孤寡を恤み、恩惠を行ひて足らざるを給せば、民將に君を歸せんとす。則ち十の田成氏有りと雖も、其れ君を如何せんと。

而得師曠之所謂。公子尾公子夏者。景公之二弟也。甚得齊民。家富貴而民説之。擬於公室。此危吾位者也。今謂我惠民者。使我與二弟爭民耶。於是反國。發廩粟以賦衆貧。散府餘財以賜孤寡。倉無陳粟。府無餘財。宮婦不御者。出嫁之。七十受祿米。鬻德施惠於民也。不與二弟爭民。居二年。二弟出走。公子夏逃楚。公子尾走晉。

れ、公子尾は晉に走る。

㈠ 太師は樂師の長官、師曠は樂師なり ㈡ 人君は民を慈愛すべきのみ、その外には何もなし ㈢ 舍に之くは宿屋に就く ㈣ 二弟に劣らず人心を收攬せよとなり ㈤ 孤兒寡婦 ㈥ 妻にはせざるもの

景公與晏子遊於少海。登柏寢之臺。而還望其國曰。美哉。泱泱乎。堂堂乎。後世將孰有此。晏子對曰。其田成氏乎。景公曰。寡人有此

景公、晏子と少海に遊び、柏寢の臺に登りて其國を還望して曰く、美なるかな。泱泱乎たり。堂堂乎たり。後世將た孰か此れを有たんとする。晏子對へて曰く、其れ田成氏か。景公曰く、寡人此國を有つなり。而るに田成氏之れを有たんと曰ふは何ぞや。晏子對へて曰く、夫れ田成氏は甚だ齊の民を得たり。其の民に於けるや、之れを上にしては爵祿を請ひて諸を大臣に行ひ、之れを下にしては私に斗斛區釜を大にして以て貸を出し、斗斛區釜を小にして以て之れを收

齊景公之レ晉。從二平公一飮。師曠侍坐。始坐。景公問二政於師曠一曰。太師將奚以敎二寡人一。師曠曰。君必惠レ民而已。中坐酒酣將レ出。又復問二政於師曠一曰。太師奚以敎二寡人一。曰。君必惠レ民而已矣。景公出之レ舍。師曠送レ之。又問二政於師曠一。師曠曰。君必惠レ民而已矣。景公歸思。未レ醒

齊の景公晉に之く、平公に從ひて飮む。師曠侍坐す。始めて坐す。景公、政を師曠に問ひて曰く、(一)太師將に奚を以て寡人に敎へんとす。師曠曰く、(二)君必ず民を惠まんのみと。中坐して酒酣にして將に出でんとす。又復た政を師曠に問ひて曰く、太師奚を以て寡人に敎へんと。曰く、君必ず民を惠まんのみと。景公出でて(三)舍に之く。師曠之れを送る。又政を師曠に問ふ、師曠曰く、君必ず民を惠まんのみと。景公歸りて思ひ、未だ醒めざるに師曠の謂ふ所を得たり。公子尾と公子夏とは景公の二弟なり。甚だ齊の民を得たり。家富貴にして民之れを說び、公室に擬す。此れ吾位を危くする者なり。今我に民を惠めと謂ふ者は我をして二弟と民を爭はしむるかと。是に於て國に反り、廩粟を發きて以て衆貧に賦ち、(四)府の餘財を散じて以て(五)孤寡に賜ふ。倉に陳粟無く、府に餘財無し。宮婦の(六)御せざる者は、出でて之れを嫁し、七十のものは祿米を受け、德を鬻ぎて惠を民に施し、已て二弟と民を爭ふ。居ること二年。二弟出走す。公子夏は楚に逃

三。術之不レ行有レ故。不レ殺二其狗一則酒酸。夫國亦有レ狗。且左右皆社鼠也。人主無二堯之再誅與三莊王之應二太子一。而皆有三薄媼之決二蔡嫗一也。知二貴不一レ能。以二敎レ歌之法一先揆レ之。吳起之出二愛妻一。文公之斬二顚頡一。皆違二其情一者也。故能使二人彈一レ疽者。必其忍レ痛者也。

三。術の行はれざるは故あり。其狗を殺さずんば則ち酒酸し。夫れ國も亦狗有り。且左右は皆社鼠なり。人主、堯の再誅と莊王の太子に應ふと無くして皆薄媼の蔡嫗に決する有るなり。貴も能はざるを知る。歌を敎ふるの法を以て先づ之れを揆る。吳起の愛妻を出せる、文公の顚頡を斬れる、皆其情に違ふものなり。故に能く人をして疽を彈ぜしむる者は必ず其の痛を忍ぶ者なり。

㊀ 酒屋の猛犬を殺さざれば買手來たらずして酒酸敗す（又酸敗の口實となる）

右經

傳一。賞レ之譽レ之不レ勸、罰レ之毀レ之不レ畏。四者加焉不レ變。則除レ之。

傳一。之れを賞し、之れを譽むれども勸まず。之れを罰し之れを毀れども畏れず。四者加はりて變せざれば則ち之れを除く。

㊀ 人主人民を治むるにあたり、賞罰毀譽を以てしても、勸ましたり畏れしむる能はざるものは非國的人物故之れを殺す

讓二仲尼一以二過勢一。而況錯二之於君一乎。是以太公望殺二狂矞一。而臧獲不レ乘レ驥。嗣公知レ之。故而レ駕レ鹿。薛公知レ之。故與二二欒一博。此皆知二同異之反一也。故明主之牧レ臣也。說在レ畜レ烏。

二。人主者利害之轁轂也。射者衆。故人主共矣。是以好惡見。則下有レ因而人主惑矣。辭言通。則臣難レ言而主不レ神矣。說在二申子之言二六愼一與中唐易之言上レ弋也。患在下國羊之請レ變與中宣王之太息上也。明レ之以下靖郭氏之獻二十珥一也。與中犀首甘茂之道レ穴聞上也。堂谿公知レ術。故問二玉巵一。昭侯能レ術。故以聽二獨寢一。明主之道。在三申子之勸二獨斷一也。

二。人主は利害の轁轂なり。射る者衆し。故に人主共はる。是れを以て好惡見はるれば、則ち下因る有りて人主惑はさる。辭言通ずれば則ち臣言ふを難かりて而して主神ならず。說は申子の六愼を言ふと、唐易の弋を言ふとに在り。患は國羊の變を請ふと宣王の太息するとに在り。之れを明にするに靖郭氏の十珥を獻ずると、犀首甘茂の穴道り聞くとを以てするなり。堂谿公、術を知る。故に玉巵を問ふ。昭侯、術を能くす。故に以て聽きて獨り寢ぬ。明主の道は申子の獨斷を勸むるに在り。

一　一說に轁轂は招轂に作るべし、射る者を招く的といふ

君所二以治一臣者。有レ三。一。勢不レ足二以化一。則除レ之。師曠之對。晏子之說。皆舍二勢之易一也。而道二行之難一。是與二獸逐走一也。未レ知レ除レ患。患之可レ除。在二子夏之說二春秋一也。善持レ勢者。蚤絕二其姦萌一。故季孫

卷十三

外儲說右上

君、臣を治むる所以の者三あり。一。勢以て化するに足らざれば則ち之れを除く。師曠の對、晏子の說、皆勢の易きを舍てて行の難きを道ふ、是れ獸と逐走するなり。未だ患を除くを知らず。患の除くべきは子夏の春秋を說くに在り。善く勢を持する者は蚤く其の姦萌を絕つ。故に季孫、仲尼を讓むるに遇勢を以てす。而るを況や、之れを君に錯くをや。是れを以て太公望、狂矞を殺し、臧獲は驥に乘らず。嗣公之れを知る。故に鹿に駕するが而し。薛公之れを知る。故に二欒と博す。此れ皆同異の反を知る。故に明主の臣を牧するや、說、烏を畜ふに在り。

㊀ 君と等しき勢力あるヿと

晉之ㇾ齊。道而饑渴。過ニ綺烏封人一而乞ㇾ食。烏封人跪而食ㇾ之。甚敬。封人因竊謂ㇾ仲曰。適幸及ㇾ齊。不ㇾ死而用ㇾ齊。將ニ何報ㇾ我。曰。如ニ子之言一。我且賢之用。能之使。勞之論。我何以報ㇾ子。封人怨ㇾ之。

を乞ふ。烏の封人跪きて之れに食はしめ、甚だ敬す。封人因りて竊に仲に謂ひて曰く、適〻幸に齊に及び死せずして齊に用ひられば、將に何を我れに報ぜんとするか。曰く、子の言の如くば、我且賢を之れ用ひ、能を之れ使ひ、勞を之れ論ぜん。(二)我れ何を以て子に報ぜんと。封人之れを怨む。

(一) 綺烏といふ塀を守る者の家によりて食を乞ふ　(二) 我は汝の如き私恩には報いられず

之子也。子蔑忠於鄭君。子罔識。怒之曰。夫介異於人臣。而獨忠於主。主賢明。能聽汝。不明。將不汝聽。聽與不聽。未可必知。而汝已離於羣臣。離於羣臣。則必危汝身矣。非徒危已也。又且危父矣。

臣に介異し、獨り主に忠なり。主賢明なれば能く汝に聽かん。不明なれば將に汝に聽かざらんとす。聽くと聽かざるとは未だ必ずしも知るべからず。汝已に羣臣を離る。羣臣を離るれば則ち必ず汝の身を危くす。徒に己を危くするのみに非ざるなり。又且に父を危くせんとすと。

(一) 他の人臣と異にして君に忠なるは宜しからず

梁車新爲鄴令。其姊往看之。暮而後門。閉。因踰郭而入。車遂刖其足。趙成侯以爲不慈。奪之璽。而免之令。

梁車新に鄴の令となる。其姊往きて之れを看る。(一)暮れて門に後る。閉づ。因りて郭を踰えて入る。車遂に其足を刖る。趙の成侯以て不慈と爲し、(二)之れが璽を奪ひ、之れが令を免ず。

(一) 日暮れて門限におくれたるなり　(二) 印綬を奪ひ免職せしむ

管仲束縛。自

管仲束縛せられ、魯より齊に之く。道にして饑渇し、(一)綺烏の封人を過ぎて食

怨也。不下以二私怨レ汝之故一。擁中汝於吾君上。故私怨不レ入二公門一。解狐擧二邢伯柳一爲二上黨守一。柳往謝レ之曰。子釋レ罪。敢不二再拜一。曰。擧レ子公也。怨レ子私也。子往矣。怨レ子如レ初也。

私なり。子往け。子を怨むことは初めの如きなり。

〔一〕に曰くと入るべきなり

鄭縣人賣レ豚。人問二其價一。曰。道遠日暮。安暇レ語レ汝。

鄭縣の人豚を賣る。人其價を問ふ。曰く、道遠く日暮る。安んぞ汝に語るに暇あらんやと。

〔一〕盡し事の及ばざるをいふ當時の諺。賣るに急にして却つて賣るの便を忘れたる矛盾の心理を穿てる偶話ならん

傳六。范文子喜二直言一。武子擊レ之以レ杖。夫直議者。不二爲レ人所一レ容。無レ所レ容則危レ身。非二徒危一レ身。又將レ危レ父。

傳六。范文子直言を喜ぶ。武子之れを擊つに杖を以てす。夫れ直議する者は人の爲めに容れられず。容るゝ所無ければ則ち身を危くす。徒に身を危くするのみにあらず、又將に父を危くせんとす。

〔一〕晉の卿なり

子產者。子國

子產は子國の子なり。子產、鄭君に忠なり。子國之れを譙怒して曰く、夫れ人

曰。羣臣孰賢。曰。趙武。公曰。子黨於師人。武立如不勝衣。言如不出口。然所擧士也數十人。皆得其意。而公家甚賴之。及武子之生也不利於家。死不託於孤。臣敢以爲賢也。

人に黨するかと。武立てば衣に勝へざるが如く、言口を出でざるが如し。然れども擧ぐる所の士や數十人、皆其意を得たり。而して公家甚だ之れに頼る。武子の生るゝに及びても家に利せず。死して孤を託せず。臣敢て以て賢と爲すなり。

㈠上役　㈡對へて曰くと入るべきなり。武は體短弱にして立てば衣にも堪へざる如く、言は吶にして口にも出でぬるごとし　㈢その子を寄託する所なし

解狐薦其讎於簡主以爲相。其讎以爲且幸釋己也。乃因往拜謝。狐乃引弓送而射之曰。夫薦汝公也。以汝能當之也。夫讎汝吾私

解狐、其讎を簡主に薦め以て相と爲す。其讎以て且幸に己を釋すと爲すや、乃ち因りて往きて拜謝す。狐乃ち弓を引きて送りて之れを射て曰く、夫れ汝を薦むるは公なり。汝が能く之れに當るを以てなり。夫れ汝を讎とするは吾私怨なり。私に汝を怨むの故を以て汝を吾君に擁せず。故に私怨は公門に入らずと。解狐は邢伯柳を擧げて上黨の守と爲す。柳往きて之れに謝して曰く、子罪を釋せり。敢て再拜せざらんやと。曰く、子を擧ぐるは公なり。子を怨むは

臣。縣令者迎レ臣執縛。候吏者追レ臣至ニ境上一。不レ及而止。虎不ニ善樹一レ人。主俛而笑曰。樹ニ橘柚一者。食レ之則甘。嗅レ之則香。樹ニ枳棘一者。成而刺レ人。故君子愼レ所レ樹。

中牟無レ令。晉平公問ニ趙武一。曰。中牟三國之股肱。邯鄲之肩髀。寡人欲レ得ニ其良令一也。誰使而可。武曰。刑伯子可。公曰。非ニ子之讎一乎。曰。私讎不レ入ニ公門一。公又問曰。中府之令。誰使而可。曰。臣子可。故曰。外擧不レ避レ讎。內擧不レ避レ子。趙武所レ薦四十六人。及ニ武死一各就ニ賓位一。其無ニ私德一若レ此。

中牟、令無し。晉の平公、趙武に問ひて曰く、中牟は三國(一)の股肱にして邯鄲の肩髀(二)なり。寡人其良令を得んと欲するなり、誰か使せしめて可なるやと。武曰く、刑伯子可なりと。公曰く、子の讎に非ずやと。曰く、私讎(三)は公門に入らずと。公又問ひて曰く、中府の令、誰を使しめて可なるかと。曰く、臣の子可なりと。故に曰く、外擧は讎を避けず、內擧は子を避けずと。趙武の薦むる所四十六人。武の死するに及び各〻賓位(四)に就く。其の私德(五)無きこと此の若し。

(一) 趙齊燕三國なり　(二) 髀は太もゝ　(三) 私の讎は公事に關係なし　(四) 正式の客坐　(五) 私的恩惠

平公問ニ叔向一

平公、叔向に問ひて曰く、羣臣孰れか賢なる。曰く、趙武と。公曰く、子師(一)

餅菜羹。枯魚之膳。冬羔裘。夏葛衣。面有二饑色一。則良大夫也。其儉逼レ下。

陽虎去レ齊走レ趙。簡主問曰。吾聞子善樹レ人。虎曰。臣居レ魯。樹二三人一。皆爲二令尹一。及三虎抵二罪於魯一。皆搜二索於虎一也。臣居レ齊薦二三人一。一人得レ近レ王。一人爲二縣令一。一人爲二候吏一。及二臣得一レ罪。近レ王者不レ見レ

面に饑色有り、則ち良大夫なり。其儉下に逼る。

㊀ 棧車は柴車、柴車を牝馬に曳かす ㊁ 荒香の粟黍の餅、菜の葉の汁 ㊂ 羔裘は小羊の皮 ㊃ 良は賢なり、その儉甚しく下ざまの風をしすぎたり

陽虎、齊を去りて趙に走る。簡主問ひて曰く、吾聞く、子善く人を樹う㊀と。虎曰く、臣魯に居て三人を樹う。皆令尹と爲る。虎が罪に魯に抵るに及びて皆虎を搜索するなり。臣、齊に居て三人を薦む。一人は王に近づくを得、一人は縣令となり、一人は候吏㊁と爲る。臣が罪を得るに及びて、王に近づく者は臣を見ず。縣令となる者は臣を迎へて執縛せんとし、候吏は臣を追ひて境上に至りて及ばずして止む。虎善く人を樹ゑずと。主俛して笑ひて曰く、橘柚を樹うる者は之れを食へは則ち甘く、之れを嗅げば則ち香し。枳棘㊂を樹うる者は成りて㊃人を刺す。故に君子は樹うる所を愼しむ。

㊀ 人材を取立つ ㊁ 候吏は道路にて賓客を送迎する官 ㊂ 枳棘はからたち ㊃ 成長して後は

以給二朝事一。今亂二晉國之政一。乏二不虞之備一。以成二節儉一。以潔二私名一。獻伯之儉也。可レ與。又何賀。

管仲相レ齊。曰。臣貴矣。然而臣貧。桓公曰。使三子有二三歸之家一。曰。臣富矣。然而臣卑。桓公使レ立二於高國之上一。曰。臣尊矣。然而臣疏。乃立爲二仲父一。孔子聞而非レ之。曰。泰侈偪レ上。一曰。管仲父出。朱蓋青衣。置レ鼓而歸。庭有二陳鼎一。家有二三歸一。孔子曰。良大夫也。其侈偪レ上。

管仲、齊に相たり。曰く、臣貴し。然り而して臣貧しと。桓公曰く、子をして(一)三歸の家有らしめんと。曰く、臣富めり。然り而して臣卑しと。桓公(二)高國の上に立たしむ。曰く、臣尊し。然り而して臣疏なりと。乃ち立てて仲父と爲す。孔子聞きて之れを非として曰く、泰だ侈りて上に偪ると。一に曰く、管仲父出づ。(三)朱蓋青衣、鼓を置きて歸す。(四)庭に陳鼎有り。家に三歸有り。孔子曰く、良大夫なり、其侈上に偪ると。

(一) 三は乘位の家なりと、或は曰く、三歸臺のある家と、又曰く三姓の女を置くに足る家と (二) 高氏國氏にして齊の舊臣 (三) 朱色の車蓋を掲げ、青衣のものを從ふ (四) 庭に鼎を陳ねて炊ぎ家に三歸といふ臺あり

孫叔敖相レ楚。棧車牝馬。糲

孫叔敖、楚に相たり、(一)棧車牝馬、(二)糲餅菜羹、枯魚の膳、冬は(三)羔裘、夏は葛衣、

向聞之以告苗賁皇。賁皇非之曰。是出主之爵祿。以附下也。一曰。孟獻伯拜上卿。叔向往賀。門有御馬不食不向曰。子無二馬二輿何也。獻伯曰。吾觀國人尚有饑色。是以不秣馬。班白者多徒行。故不二輿。向曰。吾始賀子之拜卿。今賀子之儉也。向出語苗賁皇曰。助吾賀獻伯之儉也。苗子曰。何賀焉。夫爵祿旂章。所以異功伐別賢不肖也。故晉國之法。上大夫二輿二乘。中大夫二輿一乘。下大夫專乘。此明等級也。且夫卿必有軍事。是故循車馬。比卒乘。以備戎事。有難則以備不虞。平夷則

何ぞやと。獻伯曰く、吾國人を觀るに尙ほ饑色有り。是れを以て馬に秣はず。班白の者多く徒行す。故に輿を二にせず。向曰く、吾始め子の卿に拜するを賀せんとす。今子の儉を賀するなりと。向出でて苗賁皇に語りて曰く、吾を助けて獻伯の儉を賀せよ。苗子曰く、何ぞ賀せん。夫れ爵祿旂章、功伐を異にして賢不肖を別つ所以なり。故に晉國の法に上大夫は二輿二乘、中大夫は二輿一乘、下大夫は專乘、此れ等級を明にするなり。且夫れ卿は必ず軍事にあり。是れが故に車馬を循へて卒乘を比し、以て戎事に備へ、難有れば則ち以て不虞に備ふ。平夷なれば則ち以て朝事に給す。今晉國の政を亂し、不虞の備乏しく、以て節儉を成し、以て私名を潔す。獻伯の儉や、與すべけんや。又何ぞ賀せんと。

㊀ あかざなり　㊁ 主人より賜はる爵祿の分限を外れて下々の生活を爲す

禮待ㇾ賓。臣不ㇾ如二隰朋一。請立以爲二太行一。墾ㇾ草仞ㇾ邑。辟ㇾ地生ㇾ粟。臣不ㇾ如二甯武一。請以爲二大田一。三軍既成ㇾ陣。使二士視ㇾ死如ㇾ歸。臣不ㇾ如二公子成父一。請以爲二大司馬一。犯ㇾ顏極諫。臣不ㇾ如二東郭牙一。請立以爲二諫臣一。治ㇾ齊此五子足矣。將欲ㇾ霸王。夷吾在ㇾ此。

むるは、臣、公子成父に如かず。請ふ、以て大司馬と爲さん。(七)顏を犯して極諫するは、臣、東郭牙に如かず。請ふ、立てて以て諫臣と爲さん。齊を治むる此五子にて足れり。將に霸王たらんと欲せば夷吾此に在り。

(一)辯察、筋立ちて明快なること　(二)夷吾は管仲の字　(三)大理は訟獄の官　(四)堂に昇り、階に降る、揖讓の禮　(五)諸侯の使者を接待する官　(六)大司農の官　(七)大司馬は兵馬を掌る官

傳五。孟獻伯相ㇾ魯。堂下生二藿藜一。門外長二荊棘一。食不ㇾ二ㇾ味。坐不ㇾ重ㇾ席。內無二衣ㇾ帛之妾一。居不ㇾ粟ㇾ馬。出不ㇾ從ㇾ車。叔

傳五。　孟獻伯、魯に相たり。堂下に藿藜(一)を生じ、門下に荊棘を長じ、食に味を二にせず、坐に席を重ねず、內に帛を衣るの妾無く、居は馬に粟せず、出づるに車を從へず。叔向之れを聞き以て苗賁皇に告ぐ。賁皇之れを非として曰く、是れ主の(二)爵祿を出し以て下に附くと。一に曰く、孟獻伯、上卿に拜す。叔向往きて賀す。門に御馬有れども禾を食はしめず。向曰く、子、二馬二輿無きは

韓宣子曰。吾馬菽粟多矣。甚臞。何也。寡人患之。周市對曰。使騶盡粟以食。雖無肥。不可得也。名爲多與之。其實少。雖無臞。亦不可得也。主不審其情實。坐而患之。馬猶不肥也。

韓宣子曰く、吾が馬菽粟(一)多し。甚だ臞するは何ぞや。寡人之れを患ふ。周市對へて曰く、騶(二)をして粟を盡して以て食はしめば肥ゆる無からんとすと雖も、得べからざるなり。名は多く之れに與ふると爲し、其の實は少し。臞する無からんとすと雖も、亦得べからざるなり。主其情實を審にせず。坐して之れを患ふ。馬猶ほ肥えざるなり。

(一) 馬糧のまめ粟　(二) 馬飼

桓公問置吏於管仲。管仲曰。辯察於辭。清潔於貨。習人情。夷吾不如弦商。請立以爲大理。登降肅讓。以明

桓公吏を置くことを管仲に問ふ。管仲曰く、辭に辯察(一)し、貨に清潔し、人情に習ふは、夷吾、弦商に如かず。請ふ、立てて以て大理(三)と爲さん。登降肅讓(四)し、以て禮を明(二)にし賓を待つは、臣、隰朋に如かず。請ふ、立てて以て大行(五)と爲さん。草を墾し、邑を仞め、地を辟き、粟を生ずるは、臣、甯武に如かず。請ふ、以て大田(六)と爲さん。三軍既に陣を成し、士をして死を視ること歸るが如くならし

子一與二刖危子一戲而相誇。盜子曰。吾父之裘獨有レ尾。危子曰。吾父獨冬不レ失レ袴。

り。危の子曰く、吾が父獨り冬に袴を失はず。(二)

(一) 犬の形の裘を着て人家に忍び入りて盜を爲すもの (二) 貧者は冬も袴なし、刖者は上より給せられて之を有す

子綽曰。人莫三能左畫レ方而右畫二圓一也。以レ肉去レ蟻。蟻愈多。以レ魚驅レ蠅。蠅愈至。

子綽曰く、人能く左に方を畫き、右に圓を畫く莫きなり。(一) 肉を以て蟻を去れば蟻愈多く、魚を以て蠅を驅れば蠅愈至る。

(一) 左手にて四角を書きながら右手にて丸を書く事は出來ぬ

桓公謂二管仲一曰。官少而索者衆。寡人憂レ之。管仲曰。君無レ聽二左右之請一。因レ能而受レ祿。錄レ功而與レ官。則莫二敢索一レ官。君何患焉。

桓公、管仲に謂ひて曰く、官少くして索むる者衆し。(一) 寡人之れを憂ふ。管仲曰く、君左右の請を聽く無く、能に因りて祿を受く。功を錄して官を與ふれば(二) 則ち敢て官を索むる莫し。君何ぞ患へん。

(一) 官職は少くして之を求むるものは多し (二) 功ある者を取り立てて官を與ふ

因相與比周而惡之。居期年上計。君收其璽。豹自請曰。臣昔者不知所以治鄴。今臣得矣。願請璽復以治鄴。不當。請伏斧鑕之罪。文公不忍而復與之。豹因重斂百姓。急事左右。期年上計。文侯迎而拜之。豹對曰。往年臣爲君治鄴而君奪臣璽。今臣爲左右治鄴而君拜臣。臣不能治矣。遂納璽而去。文侯不受曰。寡人曩不知子。今知矣。願子勉爲寡人治之。遂不受。

り。願はくは璽を請ひ、復た以て鄴を治めん。當らずんば、請ふ（四）斧鑕の罪に伏せんと。文公忍びずして復た之れに與ふ。豹因りて重く百姓に斂（五）し、急に左右に事ふ。期年、計を上る。文侯迎へて之れを拜す。豹對へて曰く、往年臣君の爲めに鄴を治むれば、君、臣の璽を奪ふ。今臣、左右の爲めに鄴を治むれば、君、臣を拜す。臣治むる能はずと。遂に璽を納めて去る。文侯受けずして曰く、寡人曩に子を知らず。今知れり。願はくは子勉めて寡人の爲めに之れを治めよと。遂に受けず。

㈠ 清剋は清白にして克己心に富む。愨は實なり、潔愨は行を清くす　㈡ 君の左右の臣に對しては疎略にて賄賂杯を贈らぬこと　㈢ 會計文書功狀を上るなり　㈣ 斧は人を斬る斧、鑕は人を斬る土臺　㈤ 斂は取り立て

齊有狗盜之

齊に狗盜の子有り。刖危の子と戲れて相誇る。盜の子曰く、吾父の裘獨り尾あ

者也。是從レ下傷レ君也。儒者以爲レ害レ義。故不レ弋。又問。儒者鼓レ瑟乎。曰。不也。夫瑟以ニ小絃一爲ニ大聲一。以ニ大絃一爲ニ小聲一。是大小易レ序。貴賤易レ位。儒者以爲レ害レ義。故不レ鼓也。宣王曰。善。仲尼曰。與ニ其使ニ民諂一レ下也。寧使ニ民諂一レ上。

て上に諂はしめよと。

(一) 傅は傅奕にて今の雙六の類　(二) 梟は雙六の釆の名にて凡ての釆中一番貴きもの　(三) 殺すは取るなり　(四) 弋は射ぐるみにて鳥を捕ふること

傳四。詎者齊之居士。孱者魏之居士。齊魏之君不レ明。不レ能三親照ニ境內一。而聽ニ左右之言一。故二子費ニ金璧一而求ニ入仕一也。

傳四。詎は齊の居士にして、孱は魏の居士、齊魏の君明ならず、親ら境內を照す能はずして、左右の言を聽く。故に二子(一)金璧を費して入り仕ふるを求む。

(一) 黃金璧玉を左右に賄ひて猟官運動を爲せり

西門豹爲ニ鄴令一。清剋潔愨。秋毫之端無ニ私利一也。而甚簡ニ左右一。左右

西門豹、鄴の令と爲る。(一)清剋潔愨、秋毫の端も私利無きなり。而も甚だ左右に簡なり。左右因りて相與に比周して之れを惡す。居ること期年、(二)計を上る。君其璽を收む。豹自ら請ひて曰く、臣、昔、鄴を治むる所以を知らず。今臣得た

人臣也。修義而人向之。卒爲天下患。其必昌乎。夫人。不以其賢爲其主。非可必誅也。且主而誅臣。焉有過。紂曰。夫仁義者。上所以勸下也。今昌好仁義。誅之不可。三說不用。故亡。

不可なりと。三たび說けども用ひず。故に亡ぶ。

(一) 西伯昌は文王　(二) 孔あきやぶる

齊宣王問匡倩曰。儒者博乎。曰。不也。王曰。何也。匡倩對曰。博貴梟。勝者必殺梟。殺梟者是殺所貴也。儒者以爲害義。故不博也。又問曰。儒者弋乎。曰。不也。弋者從下害於上

齊の宣王、匡倩に問ひて曰く、儒者は博するか。曰く、不なり。王曰く、何ぞや。匡倩對へて曰く、博は梟を貴ぶ。勝たば必ず梟を殺す。梟を殺す者は是れ貴ぶ所を殺すなり。儒者以て義を害すと爲す。故に博せざるなり。又問ひて曰く、儒者弋するか。曰く、不なり。弋は下より上を害ふ者なり。是れ下より君を傷くるなり。儒者以て義を害すと爲す。故に弋せずと。又問ふ、儒者は瑟を鼓するか。曰く、不なり。夫れ瑟は小絃を以て大聲と爲し、大絃を以て小聲と爲す。是れ大小序を易へ、貴賤位を易ふ。儒者以て義を害すと爲す。故に鼓せざるなり。宣王曰く、善しと。仲尼曰く、其の民をして下に諂はしめんよりは、寧ろ民をし

簡主謂ニ左右一。車席泰美。夫冠雖レ賤頭必戴レ之。履雖レ貴足必履レ之。今車席如レ此太美。吾将何屩以履レ之。夫美レ下而耗レ上。妨レ義之本也。

簡主、左右に謂ふ、車の席(一)泰だ美なり。夫れ冠は賤(二)と雖も、頭必ず之れを戴き、履は貴と雖も足必ず之れを履む。今車の席(一)此の如く太た美、吾將に何の屩以て之れを履まん。夫れ下を美にして上を耗するは義を妨ぐるの本なり。

㊀車の中の敷物　㊁如何に粗末にても

費仲説レ紂曰。西伯昌賢。百姓悦レ之。諸侯附焉。不レ可レ不レ誅。不レ誅必爲ニ殷患一。紂曰。子言義主。何可レ誅。費仲曰。冠雖ニ穿弊一必戴ニ於頭一。履雖ニ五采一必踐ニ之於地一。今西伯昌

費仲、紂に説きて曰く、西伯昌は賢、百姓之れを悦び、諸侯附く。誅せざるべからず。誅せざれば必ず殷(一)の患を爲さん。紂曰く、子の言のごとくば、義主なり。何ぞ誅すべき。費仲曰く、冠は穿弊(二)と雖も、必ず頭に戴き、履は五采と雖も、必ず之れを地に踐む。今西伯昌は人臣なり。義を修めて人之れに向ふ。卒に天下の患を爲すは、其れ必ず昌か。夫れ人、其賢を以て其主の爲めにせず、誅せざるべから非るなり。且主にして臣を誅す。焉ぞ過あらんやと。紂曰く、夫れ仁義は上の下に勸むる所以なり。今昌仁義を好む。之れを誅するは

天下。今季孫養二孔子之徒一。所三朝服而與坐一者。以レ十數。而與二優侏儒一斷レ事。是以遇レ賊。故曰。不レ在レ所二與居一。在レ所二與謀一。

孔子御二坐於魯哀公一。哀公賜二之桃與一レ黍。哀公請レ用。仲尼先飯レ黍而後啗レ桃。左右皆揜レ口而笑。哀公曰。黍者非レ飯レ之也。以雪レ桃也。仲尼對曰。丘知レ之矣。夫黍者。五穀之長也。祭二先王一爲二上盛一。果蓏有レ六。而桃爲レ下。祭二先王一不レ得レ入レ廟。丘聞レ之也。君子以レ賤雪レ貴。不レ聞二以レ貴雪一レ賤。今以二五穀之長一雪二果蓏之下一。是從レ上雪レ下也。丘以爲レ妨レ義。故不三敢以先二於宗廟之盛一也。

孔子、魯の哀公に御坐す。哀公之れに桃と黍とを賜ふ。哀公用ひんを請ふ。仲尼先づ黍を飯して後に桃を啗ふ。左右皆口を揜ひて笑ふ。哀公曰く、黍は之れを飯するに非ざるなり。以て桃を雪むるなりと。仲尼對へて曰く、丘之れを知る。夫れ黍は五穀の長なり。先王を祭るに上盛と爲す。果蓏六有り。桃を下と爲す。先王を祭るに廟に入るを得ず。丘之れを聞く。君子賤を以て貴を雪む。貴を以て賤を雪むるを聞かず。今五穀の長を以て果蓏の下なるを雪む。是れ上より下を雪むるなり。丘以て義を妨ぐと爲す。故に敢て以て(二)宗廟の盛に先にせざるなり。

(一) 上等の盛物　(二) 宗廟の御供物たる黍より先に桃を食はず

季孫好レ士。終身莊二居處衣服一。常如二朝廷一。而季孫適懈有二過失一。而不レ能二長爲一也。故客以爲レ厭二易己一。相與怨レ之。遂殺二季孫一。故君子去レ泰去レ甚。

季孫、士を好む。終身、居處衣服を莊にし、常に朝廷の如くす。而して季孫適ゝ懈りて過失有り、長く爲す能はざるなり。故に客以て己を厭易すと爲し、相與にこれを怨み、遂に季孫を殺す。故に君子は泰を去り甚しきを去る。

(一) 威容を爲す　(二) 老子に君子は驕を去り、甚しきを去れとあり

南宮敬子問二顏涿聚一曰。季孫養二孔子之徒一。所二朝服與坐一者。以レ十數。而遇レ賊。何也。曰。昔周成王。近二優侏儒一。以逞二其意一。而與二君子一斷レ事。是能成二其欲於

南宮敬子、顏涿聚に問ひて曰く、季孫は孔子の徒を養ひ、朝服して與に坐する所の者、十を以て數ふ。而も賊に遇ふとは、何ぞやと。曰く、昔周の成王、優侏儒を近け、以て其意を逞しくす。而ち君子と事を斷ず。是れ能く其欲を天下に成す。今季孫、孔子の徒を養ひ、朝服して與に坐する所の者十を以て數ふ。而も優侏儒と事を斷ず。是れを以て賊に遇ふ。故に曰く、與に居る所に在らずして、與に謀る所に在りと。

(一) 出仕の時の衣服　(二) 一寸法師、當時の俳優

傳三。文王伐崇。至黃鳳墟。襪繫解。因自結。太公望曰。何爲也。王曰。君與處。上皆其師。中皆其友。下盡其使也。今皆先君之臣。故無可使也。一曰。晉文公與楚戰。至黃鳳之陵。履繫解。因自結之。左右曰。不可以使人乎。公曰。吾聞上君所與居。皆其所畏也。中君之所與居。皆其所愛也。下君之所與居。皆其所侮也。寡人雖不肖。先君之人皆在。是以難之也。

傳三。　文王、崇を伐つて黃鳳の墟に至る。襪繫解く。(一)因りて自ら結ぶ。太公望曰く、何爲れぞや。王曰く、君與に處る。上は皆其の師、中は皆其の友、下は盡く其の使なり。今皆先君の臣、故に使しむべき無きなり。(二)一に曰く、晉の文公、楚を戰ひて黃鳳の陵に至る。履繫解く。因りて自ら之れを結ぶ。左右曰く、以て人を使ふべからざるかと。公曰く、吾聞く、上は君の與に居る所、皆其の畏るゝ所なり。中は君の與に居る所、皆其の愛する所なり。下は君の與に居る所、皆其の侮る所なり。寡人不肖と雖も、先君の人皆在り。是れを以て之れを難しとするなり。

(一) 足袋の紐　(二) 紐などを結ばしむべき臣は一人もなし

魯哀公問二於孔子一曰。吾聞古者有レ夔。一足。其果信有二一足一乎。孔子對曰。不也。夔非二一足一也。夔者忿戾惡心。人多不二說喜一也。雖レ然其所三以得レ免二於人害一者。以二其信一也。人皆曰。獨此一足矣。夔非二一足一也。一而足也。哀公曰。審而レ是。固足矣。一曰。哀公問二孔子一曰。吾聞夔一足。信乎。曰。夔人也。何故一足。彼其無二他異一。而獨通二於聲一。堯曰。夔一而足矣。使レ爲二樂正一。故君子曰。夔有レ一足。非二一足一也。

魯の哀公、孔子に問ひて曰く、吾聞く、古昔夔といふものあり、一足ありと。其れ果して信に一足有るかと。孔子對へて曰く、不ざるなり。夔は一足に非ざるなり。夔は忿戾惡心、(一)人多く說喜せざるなり。然りと雖も、其の人の害を免るゝを得る所以の者は其信を以てなり。(二)人皆曰く、獨り此の一にして足れり。と夔は一足に非ざるなり。一にして足るなり。(三)哀公曰く、審に是の而し。固より足れり。一に曰く、哀公、孔子に問ひて曰く、吾聞く、夔は一足と。信か。曰く、夔は人なり。何が故に一足ぞ。彼其の他異無し。獨り聲に通ず。(四)堯曰く、夔は一にして足ると。樂正たらしむ。故に君子曰く、夔は一有りて足る。(五)一足に非ざるなり。

(一) 怒りて理に戾り心ざまの惡しき人 (二) 信を重んじたれば他人の害を被らず (三) 獨り一の信にて足るといへるなり (四) 聲は音樂 (五) 一藝ありてそれにて十分なり

以レ原叛一。乃擧以爲二原令一。夫渾軒聞而非レ之曰。以下不レ動二壺餐一之故上。知三其不二以レ原叛一也。不二亦無レ術一乎。故明主者。不レ恃三其不二我叛一也。恃二吾不レ可レ叛也。不レ恃二其不二我欺一也。恃二吾不レ可レ欺也。

らざるを恃むなり。

(一) 壺餐はべんたうなり　(二) 壺餐の爲めに心動かず

陽虎議曰。主賢明則悉レ心以事レ之。不肖則飾レ姦而試レ之。逐二於魯一。疑二於齊一。走而之レ趙。趙簡主迎而相レ之。左右曰。虎善竊二人國政一。何故相也。簡主曰。陽虎務レ取レ之。我務レ守レ之。遂執レ術而御レ之。陽虎不二敢爲一レ非。以レ善事二簡主一。興二主之彊一。幾至二於霸一。

陽虎議して曰く、主賢明なれば則ち心を悉して以て之れに事へ、不肖なれば則ち姦を飾りて之れを試む。魯に逐はれ齊に疑はれ走りて趙に之く。趙の簡主迎へて之れを相とす。左右曰く、虎善く人の國政を竊む。何が故に相とするか。簡主曰く、(一)陽虎は之れを取るを務め、我れは之れを守るを務むと。遂に術を執りて之れを御す。(二)陽虎敢て非を爲さず。善を以て簡主に事へ、主の彊を興し幾ど霸に至る。

(一) 陽虎は盗まんとするも吾は之れを守るをつとむべし　(二) 術を以て之れを御へしが故に陽虎も非を爲さず

中レ門而立。牙曰。以二管仲之智一爲三能謀二天下一乎。公曰。能。以レ斷爲三敢行二大事一乎。公曰。敢。牙曰。(君)知能謀二天下一。斷敢行二大謂一。君因專屬レ之以二國柄一焉。以二管仲之能一乘二公之勢一。以治二齊國一得レ無レ危乎。公曰。善。乃令二隰朋治一レ內。管仲治レ外。以相參。

ば危き無きを得んか。公曰く、善しと。乃ち隰朋をして内を治め、管仲をして外を治めしめ以て相參す。(三)

(一)中央に立つ　(二)國家の大柄　(三)お互に牽制せしむ

晉文公出亡。箕鄭挈二壺餐一而從。迷而失レ道。與レ公相失。饑而道泣。寢レ饑而不二敢食一。及二文公反一レ國。擧レ兵。攻レ原而拔レ之。文公曰。夫輕二忍饑餒之患一。而必全二壺餐一。是將レ不二

晉の文公出亡し、箕鄭壺餐(一)を挈げて從ひ、迷ひて道を失ひ、公と相失し、饑ゑて道に泣き、饑に寢ても敢て食はず。文公、國に反り兵を擧ぐるに及び、原を攻めて之れを拔く。文公曰く、夫れ輕々しく饑餒の患を忍びて必ず壺餐を全うす。是れ將に原を以て叛かざらんとす。乃ち擧げて以て原の令と爲す。大夫渾軒聞きて之れを非として曰く、壺餐(二)に動かざるの故を以て、其の原を以て叛かざるを知る、亦無術ならずや。故に明主は其の我れに叛かざるを恃まざるなり。吾叛くべからざるを恃むなり。其の我れを欺かざるを恃まざるなり。吾が欺くべか

事君者也。今徐子力多臣。臣不以自代恐他人言之而爲罪也。一曰。少室周爲襄王驂乘。至晉陽。有力士牛子耕。與角力而不勝。周言於主曰。主之所以使臣騎乘者。以臣多力。今有多力於臣者。願進之。

臣より多力なる者あり。願くは之れを進めんと。

一　力士は車右にて人君車に乘れば車の右に在りて君を衞るもの

傳二。齊桓公將立管仲。令羣臣曰。寡人將立管仲爲仲父。善者入門而左。不善者入門而右。東郭牙中門而立。公曰。寡人立管仲爲仲父。令曰。善者左。不善者右。今子何爲

傳二。齊の桓公將に管仲を立てんとす。羣臣に令して曰く、寡人將に管仲を立てて仲父と爲さんとす。善しとする者は門に入りて左せよ。善しとせざる者は門を入りて右せよと。東郭牙門に中して立つ。公曰く、寡人、管仲を立てて仲父と爲さんとす。令して曰く、善しとする者は左せよ。善しとせざる者は右せよと。今子何爲れぞ門に中して立つと。牙曰く、管仲の智を以て能く天下を謀ると爲すか。公曰く、能くせん。斷を以て敢て大事を行ふと爲すかと。公曰く、敢てせん。牙曰く、知能く天下を謀り、斷敢て大事を行ふ。君因りて專ら之れに屬するに國柄を以てせんとす。管仲の能を以て公の勢に乘じ以て齊國を治め

孔子曰。善爲ㇾ吏者樹ㇾ德。不ㇾ能ㇾ爲ㇾ吏者樹ㇾ怨。槩者平ㇾ量者也。吏者平ㇾ法者也。治ㇾ國者不ㇾ可ㇾ失ㇾ平也。

少室周者。古之貞廉潔愨者也。爲二趙襄主力士一。與二中牟徐子一角ㇾ力。不ㇾ若也。入言二之襄主一以自代也。襄主曰。子之處。人之所ㇾ欲也。何爲言二徐子一以自代。曰。臣以ㇾ力

孔子曰く、善く吏たる者は德を樹つ。吏たる能はざる者は怨を樹つ。槩は量を平にする者なり。吏は法を平にする者なり。國(一)を治むる者は平を失ふべからざるなり。

●國を治むるものは平均が大切なり

少室周は古の貞廉潔愨なる者なり。趙襄主の力士(二)たり。中牟の徐子と力を角ぶ。若かざるなり。入りて之れを襄主に言ひ、以て自ら代らんとす。襄主曰く、子の處は人の欲する所なり。何爲れぞ徐子を言ひて以て自ら代ると。曰く、臣は力を以て君に事ふる者なり。今徐子の力臣より多し。臣以て自ら代らずんば恐くは他人之れを言ひて罪と爲さんと。一に曰く、少室周、襄主の驂乘となり、晉陽に至る。力士牛子耕といふもの有り。與に力を角べて勝たず。周主に言ひて曰く、主の臣をして騎乘せしむる所以の者は臣の多力なるを以てなり。今

車一也。曰。君謀レ欲レ伐二中山一。臣薦二翟角一而謀得。果伐レ之。臣爲樂羊一而中山拔。得二中山一憂レ欲レ治レ之。臣薦二李克一而中山治。是以君賜二此車一。方曰。寵之稱レ功。尙薄。

ふ。方曰く、寵を功に稱ぶれば尙ほ薄し。

㊀ 軒は大夫の車

秦韓攻レ魏。昭卯西說而秦韓罷。齊荊攻レ魏。卯東說而齊荊罷。魏襄王養レ之。以二五乘將軍一。卯曰。伯夷以二將軍一葬二於首陽山之下一。而天下曰。夫以二伯夷之賢與二其稱レ仁一。而以二將軍一葬。是手足不レ掩也。今臣罷二四國之兵一而王乃與二臣五乘一。此其稱レ功。猶二羸勝而履一レ蹻。

秦・韓、魏を攻む。(一)昭卯西に說きて秦韓罷む。齊荊、魏を攻む。卯東に說きて齊荊罷む。魏の襄王之れを養ふに(二)五乘と將軍とを以てす。卯曰く、伯夷は將軍を以て首陽山の下に葬らる。而して天下曰く、夫れ伯夷の賢と其の仁と稱せらるゝとを以て將軍を以て葬らる。(三)是れ手足掩はれざるなり。今臣四國の兵を罷め、王乃ち臣に五乘を與ふ。此れ其功に稱ぶれば、(四)猶ほ羸勝して蹻を履むがごとし。

㊀ 齊の昭卯魏の爲めに西行して秦韓二國に說きて兵を罷めしむ ㊁ 五乘の邑と將軍とを與ふ ㊂ 葬らるゝ其賢葬らざるに異ならず ㊃ 商人の大利を得ながら草履を穿くと同じなり

曰。吾不レ能レ斷二主之法令一。而親跀二子之足一。是子報レ讐之時也。而子何故乃肯逃レ我。我何以得二此於子一。跀危曰。吾斷レ足也。固吾罪當レ之。不レ可二奈何一。然方下公之欲レ治レ臣也。公傾二側法令一。先二後臣一以レ言。欲二臣之免一レ甚。而臣知レ之。及二獄決罪定一。公憱然不レ悅。形二於顏色一。臣見又知レ之。非下私レ臣而然上也。夫天性仁心固然也。此臣之所下以悅而德上レ公也。

るに及びて、公、憱然悦ばず。顏色に形はる。臣見て又之れを知る。臣に私して然るに非ざるなり。夫れ天性仁心固より然るなり。此れ臣の悦びて公を德とする所以なり。

㊀ 色々の條項を反覆調査す　㊁ 色々に言葉を添へられたり

田子方從レ齊之レ魏。望二翟黃乘レ軒騎駕出一。方以爲二文侯一也。移二車異路一而避レ之。則徒翟黃也。方問曰。子奚乘二是

田子方、齊より魏に之く。翟黃軒に乘じて騎駕して出づるを望む。方に以て文侯と爲すや、車を異路に移して之れを避くれば則ち徒に翟黃なり。方問ひて曰く、子奚ぞ是車に乘るや。曰く、君中山を伐たんと欲するを謀り、臣翟角を薦めて謀得、果して之れを伐つ。臣樂羊を薦めて中山拔く。中山を得、之れを治めんと欲するを憂ふ。臣李克を薦めて中山治まる。是れを以て君此の車を賜

染車用法而成侯收璽。管仲以公而國人謗怨。

右經

傳一。孔子相衛。弟子子皐爲獄吏刖人足。所跀者守門。人有惡孔子於衛君者。曰、尼欲作亂。衛君欲執孔子。孔子走弟子皆逃。子皐從出門。跀危引之而逃之門下室中。吏追不得。夜半。子皐問跀危

傳一。　孔子衛に相たりしとき、弟子子皐、獄吏たり。人の足を刖る。跀らるゝ所の者門を守る。人孔子を衛君に惡する者あり。曰く、尼、亂を作さんと欲すと。衛君孔子を執へんと欲す。孔子走り、弟子皆逃る、子皐從ひて、門を出づ。跀危之れを引きて之れを門下の室中に逃れしむ。吏追ひて得ず、夜半に子皐、跀危に問ひて曰く、吾、主の法令を虧く能はずして親ら子の足を跀る。是れ子讐を報ゆるの時なり。子何の故に乃ち肯て我を逃れしむるや。我何を以て此を子に得たるかと。跀危曰く、吾足を斷たるゝや、固より吾が罪之れに當る。奈何ともす可からず。然れども公の臣を治めんと欲するに方りてや、公法令を傾側し（一）、臣を先後する（二）に言を以てす。臣の免るゝを欲するや甚し。臣之れを知る。獄決し罪定ま

爲レ行則爵不レ足ニ以勸賞一。寵光無レ節。則臣下僥倖。説在下苗賁皇非ニ獻伯一。孔子議中晏嬰上。故仲尼論ニ管仲與ニ叔孫敖一。而出入之容變。陽虎之言レ見ニ其臣一也。而簡主之應ニ人臣一也。失ニ主術一。朋黨相和。臣下得レ欲。則人主孤。羣臣公擧。下不ニ相和一。則人主明。陽虎將レ爲ニ趙武之賢。解狐之公一。而簡主以爲ニ枳棘一。非レ所ニ以敎一レ國也。

んば、則ち臣下僥倖す。説は苗賁皇、獻伯を非り、孔子晏嬰を議するに在り。故に仲尼は管仲と叔孫敖(一)とを論じて出入の容變ず。陽虎の其の臣を見えしめしを言ひて簡主の人臣に應へしは主術を失へり。朋黨相和し、臣下欲を得ば則ち人主孤にり。羣臣公擧し、下相和せずんば則ち人主明なり。陽虎は將に趙武の賢解狐の公を爲さんとす。而も簡主以て枳棘と爲す。國を敎ふる所以に非ざるなり。

(一) 孫叔敖に作るべし

六。公室卑則忌ニ直言一。私行勝則少ニ公功一。説在下文子之直言。武子之用レ杖。子產忠諫。子國譙怒上。

六。公室卑ければ則ち直言を忌み、私行勝たば則ち公功少し。説は文子の直言して、武子の杖を用ひ、子產忠諫して、子國譙怒(一)するに在り。梁車法を用ひて成侯璽を収め、管仲公を以て國人謗怨(二)す。

(一) せめいかる　(二) そしりうらむ

四。利所禁。禁所利。雖神不行。譽所罪。毀所賞。雖堯不治。夫爲門而不使入。委利而不使進。亂之所以產也。齊侯不聽左右。魏主不聽譽者。而明察照羣臣。則鉅不費金錢。孱不用玉璧。西門豹請復治鄴。足以知之。猶盜嬰兒之矜裘。與跀危子榮衣。子綽左右畫。去蟻驅蠅。安得無桓公之憂索官。與宣王之患臞馬也。

四。禁ずる所を利とし、利とする所を禁せば、神と雖も行はれず。罪する所を譽め、賞する所を毀らば、堯と雖も治まらず。夫れ門を爲りて入らしめず、利を委して進ましめざるは亂の產する所以なり。齊侯左右に聽かず、魏主譽者に聽かず、明察羣臣を照さば、則ち鉅(一)も金錢を費さず、孱も玉璧も用ひず。西門豹の復鄴を治めんと請へるも以て之れを知るに足る。猶ほ盜嬰兒の裘に矜ると跀危子の衣を榮とするとのごとし。子綽の左右に畫き、蟻を去り蠅を驅られんせば、安んぞ桓公の官を索むるを憂ふると宣王の馬を臞せしむるを患ふると無きを得んや。

(一) 鉅も孱も共に人名、傳に見ゆ

五。臣以卑儉

五。臣卑儉を以て行を爲さば則ち爵以て勸賞するに足らず。寵光節無く

術而不恃信。故渾軒非文公。故有術之士信賞以盡能。必罰以禁邪。雖有駮行。必得所利。簡主之相陽虎。哀公問一足。

禁ず。駮行有りと雖も、必ず利なる所を得。簡主は陽虎を相とし、哀公は一足を問ふ。

● 駮雜にして順良ならざる行

三。失臣主之理。則文王自履而矜。不易朝燕之處。則季孫終身莊而遇賊。

（補）故君雖不肖。臣必事之。臣雖賢。君必使之。說在孔子不雪桃。與簡主不美車席。而費仲之說殷紂。與齊宣之問匡倩也。故仲尼使諂上。

三。臣主の理を失へば則ち文王自ら履して矜む。朝燕の處を易へざるは則ち季孫身を終ふるまで莊にして賊に遇へり。

● 自ら履の紐をなほす

〔補〕故に君不肖と雖も臣必ずこれに事へ、臣賢と雖も君必ずこれを使ふ。說は孔子の桃を雪はざると、簡主の車席を美にせざると、而して費仲の殷紂に說くと、齊宣の匡倩に問ふとに在り。故に仲尼は上に諂はしむ。

● 君臣上下の義節を說けり

一。以ㇾ罪受ㇾ誅。人不ㇾ怨ㇾ上。跀危生二子皐一。以ㇾ功受ㇾ賞。臣不ㇾ德ㇾ君。翟璜操二右契一而乘ㇾ軒。襄王不ㇾ知。故昭卯五乘而履ㇾ屩。上不ㇾ過ㇾ任。臣不ㇾ誣ㇾ能。卽臣將ㇾ爲二夫少室周一。

巻十二

外儲說左下

一。罪を以て誅を受くれば人上を怨みず。跀危、子皐を生かす。功を以て賞を受くれば臣君を德とせず。翟璜、(一)右契を操りて軒に乘る。襄王知らず。故に昭卯五乘にして屩を履く。上、任を過たず、臣、能を誣ひず、卽ち臣將に夫の少室周と爲らんとす。

(一) 貸方にある割符。約束履行の意

二。恃ㇾ勢而不ㇾ恃ㇾ信。故東郭牙議二管仲一。恃ㇾ

二。勢を恃んで信を恃まず、故に東郭牙、管仲を議す。術を恃んで信を恃まず、故に渾軒、文公を非る。故に有術の士は信賞以て能を盡し、必罰以て邪を

速上。右和已上矣。又馳而至二右和一曰。左和已上矣。左右和曰。上矣。於レ是皆爭レ上。其明年與二秦人一戰。秦人襲レ之。至三幾奪二其軍一。此不信之患。

有二相與訟者一。子產離レ之。而毋レ得レ使レ通レ辭。到二其言一以告而知也。

相與に訟ふる者有り。子產之れを離し、辭を通ぜしむるを得る毋からしめ、其言を（一）到にし、以て告げて知る。

（一）到は倒の誤ならん

衛嗣公使三人僞二關市一。關市阿二難之一。因事二關市一以レ金。關市又舍レ之。嗣公謂二關市一曰。某時有客過而予二汝金一。因遣レ之。關市大恐。以二嗣公一爲二明察一。

衛の嗣公人をして（一）關市を僞らしむ。關市之れを（二）阿難す。因りて關市に事ふるに金を以てす。關市又之れを舍す。嗣公、關市に謂ひて曰く、某の時客の過ぎて汝に金を予ふる有り。因りて之れを遣ると。關市大に恐れ、嗣公を以て明察と爲す。

（一）わざと關市をごまかさしめ、以て關吏の眞情を探るなり　（二）難詰す、きびしくしかり咎む

醉。過而擊レ之也。民大驚。使二人止一曰。吾醉而與二左右一戲。過擊レ之也。民皆罷。居數月有レ警。擊レ鼓而民不レ赴。乃更レ令明レ號而民信レ之。

ちて之れを撃てりと。民皆罷む。居ること數月にして警あり。鼓を撃つも而も民赴かず。乃ち令を更め號を明にして民之れを信ず。

(一) 警戒すること、外寇來侵等の異變をいふ

李悝警二其兩和一曰。謹警。敵人且暮。且二至擊レ汝。如レ是者再三而敵不レ至。兩和懈怠。不レ信二李悝一。居數月。秦人來襲レ之。至三幾奪二其軍一。此不信患也。一曰。李悝與二秦人一戰。謂二左和一曰。

李悝其兩(一)和を警めて曰く、謹んで警めよ。敵人且暮且に至りて汝を撃たんとすと。是の如きこと再三にして敵至らず。兩和懈怠して、李悝を信ぜず。居ること數月、秦人來りて之れを襲ふ。幾ど其軍を奪ふに至る。此れ不信の患なり、一に曰く、李悝、秦人と戰ふ。左和に謂ひて曰く、速に上れ、右和已に上ると。又馳せて右和に至りて曰く、左和已に上ると。(二)左右和上れりと。是に於て皆上るを爭ふ。其の明年秦人と戰ふ。秦人之れを襲ふ。幾ど其軍を奪ふに至る。此れ不信の患なり。

(一) 和は軍門、兩和は左右の兩軍門　(二) 原文の「曰」の字は衍。或は已(スデニ)の誤とす

失レ信。吾不レ爲也。遂自驅レ車往。犯レ風而罷ニ虞人一。

曾子之妻之レ市。其子隨レ之而泣。其母曰。女還。顧反爲レ女殺レ彘。適レ市來。曾子欲ニ捕レ彘殺一レ之。妻止レ之曰。特與ニ嬰兒一戲耳。曾子曰。嬰兒非ニ與戲一也。嬰兒非レ有レ知也。待ニ父母一而學者也。聽ニ父母之敎一。今子欺レ之。是敎ニ子欺一也。父欺レ子而不レ信ニ其母一。非レ所ニ以成一レ敎也。遂烹レ彘也。

曾子の妻市に之く。其子之れに隨ひて泣く。其母曰く、女還れ、顧反て女の爲めに彘を殺さん。市に適きて來る。曾子彘を捕へて之れを殺さんと欲す。妻之れを止めて曰く、特嬰兒と戲るゝのみと。曾子曰く、嬰兒は與に戲るゝに非ざるなり。嬰兒は知る有るに非ざるなり。父母を待ちて學ぶ者なり。父母の敎を聽く。今子之れを欺く。是れ子に欺くを敎ふるなり。母(一)子を欺きて其母を信せず。敎を成す所以に非ざるなりと。遂に彘を烹る。

(一) 原文父は母の誤。或は「父欺」の二字を衍とす

楚厲王有レ警。爲レ鼓以與ニ百姓一爲レ戍。飮レ酒

楚の厲王警(二)あれば鼓を爲ちて以て百姓と戍を爲す。酒を飮みて醉ひ、過ちて之れを擊つ。民大に驚く。人をして止めしめて曰く、吾醉ひて左右と戲れ、過

守レ職。善惡不レ踰。百事不レ怠。信レ事。則不レ失二天時一。百姓不レ踰。信義則近親勸勉而遠者歸レ之矣。

勸勉して遠き者之れに歸せん。

㊀名分を侵さす ㊁相犯さず ㊂事を怠らず

吳起出遇二故人一而止レ之食。故人曰。諾。今返而御。吳子曰。待レ公而食。故人至レ暮不レ來。起不レ食待レ之。明日蚤令三人求二故人一。故人來。方與レ之食。

吳起出でて故人に遇ひ之れを止めて食す。故人曰く、諾、今返りて御せよと。吳子曰く、公を待ちて食はんと。故人暮に至りても來らず。起食はずして之れを待つ。明日蚤人をして故人を求めしむ。故人來り、方に之れと食ふ。

㊀故人は舊知の人なり ㊁御は待つの意ならん

魏文侯與二虞人一期レ獵。明日會天疾風。左右止。文侯不レ聽曰。不可。以二風疾之故一而

魏の文侯虞人と獵を期す。明日會〻天疾風なり。左右止む。文侯聽かずして曰く、不可。風疾の故を以て信を失ふことは吾は爲さざるなりと。遂に自ら車を驅りて往き、風を犯して虞人を罷む。

㊀虞人は苑囿を守る吏 ㊁獵を止むる事を虞人に申渡す

有レ從二原中一出者。曰。原三日即下矣。羣臣左右諫曰。夫原之食竭力盡矣。君姑待レ之。公曰。吾與レ士期二十日一。不レ去是亡二吾信一也。得レ原失レ信。吾不レ爲也。遂罷レ兵而去。原人聞曰。有レ君如レ彼其信也。可レ無レ歸乎。乃降レ公。衞人聞曰。有レ君如レ彼其信也。可レ無レ從乎。乃降レ公。孔子聞而記レ之曰。攻レ原得レ衞者信也。

が信を亡ふなり。原を得るも信を失ふは、吾爲さざるなりと。遂に兵を罷めて去る。原人聞きて曰く、君有る、(二)彼の如き其れ信なり。歸する無かる可けんやと。乃ち公に降る。衞人聞きて曰く、君有る彼の如き其れ信なり。從ふ無かるべけんやと。乃ち公に降る。孔子聞きて之れを記して曰く、(三)原を攻め、衞を得たるは信なりと。

(一)鐘を鳴らして引き上げ兵を罷めて去る　(二)此の如く信義を守る君には降參せざるべからず　(三)原を攻め落し、衞を降參させたるは全く信の爲めなり

文公謂二箕鄭一曰。救レ餓奈何。對曰。信。公曰。安信。曰。信レ名。信レ名則羣臣

文公箕鄭に謂ひて曰く、餓を救ふには奈何と。對へて曰く、信と。公曰く、安んか信。曰く、(一)名を信にす。名を信にすれば則ち羣臣職を守り。善惡踰えず、(二)百事怠らず。事を信にすれば則ち天時を失はず、百姓踰えず。(三)信義なれば則ち近親

子曰。法者見レ功而與レ賞、因レ能而受レ官。今君設二法度一而聽二左右之請一。此所三以難二行也。昭侯曰。吾自レ今以來知レ行レ法矣。寡人奚聽矣。一日申子請レ仕二其從兄官一。昭侯曰。非レ所レ學二於子一也。聽二子之謁一、敗二子之道一乎。亡三其用二子之謁一。申子辟レ舍請レ罪。

請を聽く。此れ行ひ難き所以なり。昭侯曰く、(三)吾今より以來法を行ふを知る。寡人奚ぞ聽かんやと。一日申子其從兄を官に仕へしめんと請ふ。昭侯曰く、(四)子に學ぶ所に非ざるなり。子の謁を聽き、子の道を敗らんか。其れ子の謁を用ふる亡からんかと。申子舍を辟けて罪を請ふ。

(一) 申子は申不害なり　(二) 法度を設けながら左右の請を聽く　(三) これから法を行ふ道分りたるにより左右の言は一切聽かぬ　(四) 先日子より教へられたる所と異なる

傳六。晉文公攻レ原。裹二十日糧一。遂與二大夫一期二十日一。至レ原。十日而原不レ下。擊レ金而退。罷レ兵而去。士

傳六。　晉の文公、原を攻む。十日の糧を裹み、遂に大夫と十日を期す。原に至る。十日にして原下らず。(一)金を擊ちて退き、兵を罷めて去る。士の原中より出づる者有り。曰く、原は三日ならば卽ち下らんと。羣臣左右諫めて曰く、夫れ原の食竭き、力盡く。君姑く之れを待てと。公曰く、吾士と十日を期す。去らざれば是れ吾

鄒君好服二長纓一。左右皆服。長纓甚貴。鄒君患レ之。問二左右一。左右曰。君好服。百姓亦多服。是以貴。君因先自斷二其纓一而出。國中皆不レ服二長纓一。君不レ能下下レ令爲二百姓服度一以禁上レ之。乃斷レ纓出以示レ民。是先戮以涖レ民也。

鄒君好みて長纓(一)を服すれば、左右皆服す。長纓甚だ貴し。鄒君之れを患へて左右に問ふ。左右曰く、君好みて服し、百姓亦多く服す。是れを以て貴しと。君因りて先づ自ら其纓を斷ちて出づ。國中皆長纓を服せず。君令を下して百姓の服度(二)を爲し、以て之れを禁ずる能はずして、乃ち纓を斷ちて出でて以て民に示す。是れ先づ戮して以て民に涖むなり。(三)

(一)冠の長紐なり　(二)服制を定め　(三)自ら辱しめて民にのぞみたるなり

叔向賦レ獵。功多者受レ多。功少者受レ少。

叔向獵(一)を賦す。功多き者は多きを受け、功少き者は少きを受く。

(一)田獵の獲物を分配す

韓昭侯謂二申子一曰。法度甚不レ易レ行也。申

韓の昭侯、申子(一)に謂ひて曰く、法度甚だ行ひ易からざるなりと。申子曰く、法は功を見て賞を與へ、能に因りて官を受けしむ。今君法度(二)を設け而も左右の

可二數百步一。以レ馬爲レ不レ進。盡釋レ車而走。以三煩且之良而二騶子韓樞之巧一。而以爲レ不レ如二下走一也。

魏昭王欲レ與二官事一。謂二孟嘗君一曰。寡人欲レ與二官事一。君曰。王欲レ與二官事一。則何不三試習二讀法一。昭王讀レ法。十餘簡而睡臥矣。王曰。寡人不レ能レ讀二此法一。夫不レ躬二親其政柄一。而欲レ爲二人臣所一レ宜レ爲者也。睡不二亦宜一乎。

魏の昭王官事に與らんと欲し、孟嘗君に謂ひて曰く、寡人、官事に與らんと欲すと。君曰く、王、官事に與らんと欲せば、則ち何ぞ試に法を習讀せざると。昭王法を讀み、十餘簡(一)にして睡臥す。王曰く、寡人此法を讀む能はずと。夫れ其政柄を躬親らせずして、人臣の爲すべき所の者を爲さんと欲す。睡るも亦宜ならずや。

(一) 十餘枚讀みてねむくなれり

孔子曰。爲二人君一者。猶レ盂也。民猶レ水也。盂方水方。盂圜水圜。

孔子曰く、人君爲る者は猶ほ盂(一)のごときなり。民は猶ほ水のごときなり。盂方なれば水方に、盂圓(二)なれば水圓なり。

(一) 水皿、飲物を入るゝ器　(二) 圜に同じ

後鼓レ士進レ之。右司馬曰。君不レ愛二宋民一。腹心不レ完。特爲レ義耳。公曰。不レ反レ列。且レ行レ法。右司馬反レ列。楚人已成レ列撰レ陣矣。公乃鼓レ之。宋人大敗。公傷レ股。三日而死。此乃慕レ自親二仁義一之禍。

夫必恃二人主之自躬親一而後民聽從。是則將下令三人主耕以爲レ上服二戰雁行一也。民乃肯耕戰上。則人主不二泰危一乎。而人臣不二泰安一乎。

夫れ必ず人主の自ら躬親らするを恃みて而して後に民聽從せんか。是れ則ち將に人主をして耕して以て上の爲めにし、戰に雁行に服せしめ、民乃ち肯て耕戰せんとするなり。則ち人主泰だ危からずや。人臣泰だ安からずや。

齊景公游二少海一。傳騎從レ中來謁曰。嬰疾甚。且レ死。恐公後レ之。景公遽起。傳騎又至。景公曰。趨駕二煩且之乘一。使二騶子韓樞御一レ之。行數百步。以レ騶爲レ不レ疾。奪レ轡代レ之御。

齊の景公、少海に游ぶ。傳騎(一)中より來り謁して曰く、嬰(二)疾む甚し、且に死せんとす。恐らくは公之れに後れん。景公遽に起つ。傳騎又至る。景公曰く、趨に煩且(三)の乘に駕し、騶(四)子韓樞をして之れを御せしめよ。行くこと數百步、騶を以て疾からずと爲し、轡を奪ひて之れに代りて御す。數百步ばかり、馬を以て進まずと爲し、盡く車を釋てて走る。煩且の良と騶子韓樞の巧とを以てして、以て下り走るに如かずと爲す。

(一) 早打馬が國都より來る　(二) 晏嬰なり　(三) 煩且といふ名馬　(四) 馬叫、御者

宋襄公與楚人戰於涿谷上。宋人既成列矣。楚人未及濟。右司馬購彊趨而諫曰。楚人衆而宋人寡。請使楚人半涉。未成列而擊之必敗。襄公曰。寡人聞。君子不重傷。不擒二毛。不推人於險。不迫人於阨。不鼓不成列。今楚未濟而擊之害義。請使楚人畢涉成陣而

宋の襄公楚人と涿谷の上に戰ふ。宋人既に列を成すに、楚人未だ濟るに及ばず。右司馬購彊趨りて諫めて曰く、楚人衆くして宋人寡し。請ふ、楚人をして半ば涉らしめ、未だ列を爲さざるに之れを擊たん。必ず敗れん。襄公曰く、寡人聞く、君子は傷を重ねず、(一)二毛を擒にせず、人を險に推さず、人に阨(二)に迫らず、(三)列を成さざるに鼓せずと。今楚未だ濟らざるに、之を擊つは義を害す。請ふ、楚人をして畢く涉りて陣を成さしめ後に士を鼓して之れを進めんと。右司馬曰く、君、宋民を愛せず、腹心完からず。特に義の爲めにするのみと。公曰く、列に反(四)らざれば且に法を行はんとすと。右司馬列に反る。楚人已に列を成し陣を撰ふ。公乃ち之れを鼓す。宋人大に敗れ、公股を傷き、三日にして死す。此れ乃ち自ら慕ひて仁義に親しむの禍なり。

(一) 傷ある者を重ねて苦しめず、白髪の毛の交れる老人を擒にせず　(二) 阨はせまき所　(三) 陣をなさざるに鼓を打ちて攻めかける　(四) 列伍に返らざれば處罰するぞ

今城郭不完。甲兵不備。不可以待不虞。子產曰。臣閉其外也已遠矣。而守其內也已固矣。雖小國猶不危之也。君其勿憂。是以沒簡公身無患。子產相鄭。簡公謂子產曰。飲酒不樂也。俎豆不大。鐘鼓竽瑟不鳴。寡人之事不一。國家不定。百姓不治。耕戰不輯睦。亦子之罪。子有職。寡人亦有職。各守其職。子產退而爲政五年。國無盜賊。道不拾遺。桃棗蔭於街者莫有援也。錐刀遺道。三日可反。三年不變。民無饑也。

已に遠し。其内を守るや已に固し。小國と雖も猶ほ危からず。君其れ憂ふる勿れと。是れを以て簡公の身を沒ふるまで患無し。(二)子産、鄭に相たり。簡公、子産に謂ひて曰く、酒を飲みて樂しまざるなり。俎豆大ならず。鐘鼓竽瑟鳴らず。寡人の事一ならず。國家定まらず。百姓治まらず。耕戰輯睦せず。亦子の罪なり。子、職有り。寡人、亦職有り。各〻其職を守らんと。子産退きて政を爲すこと五年、國に盜賊無く、道に遺ちたるを拾はず。(三)桃棗街に蔭する者援る有る莫きなり。錐刀道に遺し、三日にして反る可し。(四)三年變せず。民饑うる無きなり。

(一) 外には難のなき様親睦をし、内は政を修め富強を謀る (二) 此上に「一に曰く」と入るべきなり (三) 桃やなつめが街におほひかぶさるなり (四) 飢饉にても三年は持ちこたへて變ぜず飢ゑもせず

勿レ衣レ紫也。謂二左右一曰。吾甚惡二紫之臭一。於レ是左右適有二衣紫而進者一。公必曰少卻。吾惡二紫臭一。公曰。諾。於二是日一。郎中莫レ衣レ紫。其明日國中莫レ衣レ紫。三日境内莫レ衣レ紫也。一曰。齊王好二紫衣一。齊人皆好也。齊國五素不レ得二一紫一。齊王患二紫貴一。傳說レ王曰。詩云。不レ躬不レ親。庶民不レ信。今王欲三民無二衣レ紫者一。王請。自解二紫衣一而朝。羣臣有二紫衣進者一曰。益レ遠。寡人惡レ臭。是日也郎中莫レ衣レ紫。是月也。國中莫レ衣レ紫。是歲也。境内莫レ衣レ紫。

一に曰く、齊王紫衣を好む。齊人皆好むや、齊國五素にて一紫を得ず。齊王紫の貴きを患ふ。傳、王に說きて曰く、詩に云ふ、躬らせず親らせざれば、庶民信ぜずと。今王、民に紫を衣る者無からんと欲せば、王請ふ、自ら紫衣を解きて朝せよ。羣臣紫衣にして進む者有れば曰へ、盍んぞ遠ざからざる。寡人臭を惡むと。是の日や、郎中紫を衣る莫く、是の月や、國中紫を衣る莫く、是の歳や境内紫を衣る莫し。

(一) 五倍の白絹 (二) 紫を服するを止めんと欲せばなり

鄭簡公謂二子產一曰。國小迫二於荊晉之間一。

鄭の簡公、子產に謂ひて曰く、國小にして荊晉の間に迫り、今城郭完からず。甲兵備はらず、以て不虞を待つべからずと。子產曰く、臣其外を閉づるや

士一數レ以レ百矣。君曰。以二子言一論。是賢君也。安可レ攻。疵曰。不レ然。夫好顯二巖穴之士一而朝レ之。則戰士怠二於行陣一。上二尊學者一。下レ士居レ朝。則農夫惰二於田一。戰士怠二於行陣一者。則兵弱也。農夫惰二於田一者。則國貧也。兵弱二於敵一。國貧二於内一而不レ亡者。未二之有一也。伐レ之不二亦可一乎。主父曰。善。擧レ兵而伐二中山一。遂滅也。

善しと。兵を擧げて中山を伐つ。遂に滅ぼす。

㊀ 巖穴に居る隱士なり ㊁ 車蓋を傾け同車していぶせき町の貧士と會ふ ㊂ 伉禮は抗禮にて對等の禮、對等の禮を以て布衣の士と交際す

傳五。齊桓公好レ服レ紫。一國盡服レ紫。當二是時一也。五素不レ得二一紫一。桓公患レ之。謂二管仲一曰。寡人好レ服レ紫。紫貴甚。一國百姓好レ服レ紫不レ已。寡人奈何。管仲曰。君欲何不二試

傳五。齊の桓公紫を服するを好む。一國盡く紫を服す。是の時に當りて五素にて一紫を得ず。桓公之れを患へ、管仲に謂ひて曰く、寡人紫を服するを好む。紫の貴きこと甚し。一國の百姓紫を服するを好みて已まず。寡人奈何と。管仲曰く、君欲せば、何ぞ試に紫を衣る勿らざる。左右に謂ひて曰へ。吾甚だ紫の臭を惡むと。是に於て左右適〻紫を衣て進む者有らば、公必ず曰へ、少しく卻け、吾紫臭を惡むと。公曰く、諾と。是の日に於て郎中紫を衣る莫く、其の明日國中紫を衣る莫く、三日境内紫を衣る莫きなり。

坐。晉國之辭ㇾ仕。託二慮叔向一者。國之錘矣。

鄭縣人有二屈公者一。聞ㇾ敵恐因死。恐已因生。

趙主父使三李疵視二中山可ㇾ攻不一也。還報曰。中山可ㇾ伐也。君不二亟伐一。將ㇾ後二齊燕一。主父曰。何故可ㇾ攻。李疵對曰。其君好ㇾ見二巖穴之士一。所三傾ㇾ蓋與ㇾ事以見二窮閭隘巷之士一以ㇾ十數。伉禮下二布衣之

鄭縣の人屈公といふ者有り。(一)敵を聞きて恐れ因りて死し、恐れ已み因りて生く。

● 敵の攻め來ると聞けば氣れし、退きて恐れ止むに及びて又蘇生す

趙の主父、李疵に中山の攻むべきや不やを視しむ。還り報じて曰く、中山は伐つべきなり。君亟に伐たざれば將に齊燕に後れんとすと。主父曰く、何が故に攻むべきかと。李疵對へて曰く、其君巖穴(二)の士を見るを好み、蓋を傾け車を與にし以て窮閭隘巷の士を見ること十を以て數ふ。(三)伉禮布衣の士に下ること百を以て數ふと。君曰く、子の言を以て論ずれば是れ賢君なり。安んぞ攻むべき。疵曰く然らず。夫れ好みて巖穴の士を顯はして之れを朝すれば則ち戰士行陣に怠り、學者を上尊し、士に下りて朝に居れば則ち農夫田に惰る。戰士行陣に怠る者は則ち兵弱きなり。農夫田に惰る者は則ち國貧しきなり。兵敵に弱く、國內に貧しくして亡びざる者は未だ之れ有らざるなり。之れを伐つ亦可ならずや。主父曰く、

見レ之。我將レ爲二中大夫一。相室諫曰。中大夫晉重列也。今無レ功而受。非二晉臣之意一。君其耳而未二之目一邪。襄主曰。我取レ登。既耳而目レ之矣。登之所レ取。又耳而目レ之。是耳二目人一。終無レ已也。王登一日而見二中大夫一予二之田宅一。中牟之人。棄二其田耘一賣二宅圃一而隨二文學一者。邑之半。

目にす。登の取る所、又耳にして之れを目にせば、是れ人を耳目にする、(五)終に已む無きなりと。王登一日にして二中大夫を見えしめ、之れに田宅を予ふ。中牟の人其田耘を棄て宅圃を賣りて、文學に隨ふ者邑の半なり。

㊀ 擧ぐるは採用なり　㊁ 相室は家老役なり　㊂ 重列は重臣なり　㊃ 晉の群臣の本意にあらず　㊄ 人を一一耳に聞き目に見て自ら取擧ぐること際限なき謂なり

叔向御二坐平公一請レ事。公腓痛足痺。轉筋而不二敢壞坐一。晉國聞レ之皆曰。叔向賢者。平公禮レ之轉筋而不二敢壞

叔向、平公に御座して事を請ふ。(一)公腓痛み足痺れ、(二)轉筋するも敢て壞坐せず。(三)晉國之れを聞き皆曰く、叔向は賢者、平公之れを禮して轉筋するも敢て壞坐せずと。(四)晉國の仕を辭して叔向を託する者は國の鍾なり。

㊀ 御坐は侍坐すること　㊁ 腓はふくらはぎ　㊂ こむらがかへる　㊃ 晉の人にして仕官を止め、叔向を慕ふもの國の半にも及ぶ

鄭人有二且置履者一。先自度二其足一。而置二之其坐一。至レ之レ市而忘レ操レ之。已得レ履。乃曰。吾忘レ持レ度。反歸取レ之。及レ反市罷。遂不レ得レ履。人曰。何不二試レ之以一レ足。曰。寧信レ度。無二自信一也。

鄭人且置履といふ者有り。先づ自ら其足を度り、之れを其坐に置き、市に之くに至りて之れを操るを忘る。已に履を得て、乃ち曰く、吾度を持つを(二)忘る。(三)反り歸りて之れを取る。反るに及びて市罷む。遂に履を得ず。人曰く、何ぞ之れを試むるに足を以てせざると。曰く、寧ろ度を信ずるも自ら信ずる無きなりと。

(一)其事によりて名づけたる綽號なるべし　(二)市に行くとき持ち行くことを忘る　(三)市に行きて、寸法書を忘れたれば又取りにかへる

傳四。王登爲二中牟令一。上二言於襄主一曰。中牟有レ士。曰二中章胥己一者。其身甚修。其學甚博。君何不レ擧レ之。王曰。子

傳四。王登、中牟の令と爲る。襄王に上言して曰く、中牟に士有り。中章胥己と曰ふ者、其身甚だ修まり、其學甚だ博し。君何ぞ之を擧げ(一)ざると。王曰く、子之れを見えしめよ。我れ將に中大夫と爲さんとす。(三)相室諫めて曰く、中大夫は晉の(二)重列なり。今功無くして受く。(四)晉臣の意に非ざるなり。君其れ耳にして未だ之れを目にせずやと。襄王曰く、我れ登を取る。既に耳にして之れを

動作言ﾚ學。舉ﾚ事於ﾚ文。曰。雖ﾚ之。顧失ニ其實一。人曰。是何也。對曰。書言ﾚ之。固然。

㊀書は古書なり　㊁古書を學ぶするものあり　㊂帶を二回重ねてしめたり　㊃以下又一話也、莊子に見えたる語、十分磨ぎ上げし後は荒木と同じになる　㊄動作をなすに學ぶところを解き行ふときは必ず文にす

郢人有下遺ニ燕相國書一者上。夜書火不ﾚ明。因謂ニ持ﾚ燭者一曰。舉ﾚ燭云。而過書ﾚ舉ﾚ燭。舉ﾚ燭非ニ書意一也。燕相受ﾚ書而說之曰。舉ﾚ燭者尚ﾚ明也。尚ﾚ明也者。舉ﾚ賢而任ﾚ之。燕相白ﾚ王。王大說。國以治。治則治矣。非ニ書意一也。今世舉學者。多似ニ此類一。

郢人燕の相國に書を遺る者有り。夜書するに火明ならず。因りて燭を持する者に謂ひて曰く、燭を擧げよと云ふ。而して過りて燭を擧げよと書す。燭を擧ぐるは書の意に非ざるなり。燕相書を受けて之れを說きて曰く、燭を擧げよとは明を尙ぶこと(一)なり。明を尙ぶ者は賢を擧げて之れに任ずと。燕相、王に白す。王大に說び、國以て治まる。治まるは則ち治まれども、書の意に非ざるなり。今世(二)の學者多く此類に似たり。

㊀送りし書の本意ではない　㊁學者の上の「舉」の字一本無きに從ひて譯出せり

者一飲。長者飲亦自飲也。一曰。魯人有二自喜者一。見二長年飲一レ酒、不レ能レ釂、則唾レ之。亦効唾レ之。一曰。宋人有二少者一。亦欲レ効レ善。則見二長者飲無一レ餘、非二斟酒餘一也。而欲レ盡レ之。

自ら喜ぶ者有り。長年の酒を飲むを見るに、(三)釂する能はずして則ち之れを唾く。亦効ひて之れに唾く。一に曰く、宋人少者有り。(二)亦善に效はんと欲し、則ち長者飲みて餘す無きを見て、(四)斟酒の餘に非ざるも、而も之れを盡さんと欲す。

(一) 或る少年長者に侍して飲酒す (二) 禮に長者の飲み盡すを待ちて飲むべき筈なるに、長者飲めば自分も飲みにかかり (三) 釂は一杯の酒を飲み盡すこと (四) 酒を獻酬するときに來ざるに飲み殘したり

書曰、紳レ之束レ之。宋人有二治者一。因重帶自紳束也。人曰。是何也。對曰。書言レ之。固然。書曰既雕既琢。還二歸其樸一。梁人有二治者一。

書に曰く、(一)之れを紳ね、之れを束ぬと。宋人に治むる者あり。(二)因りて(三)重帶して自ら紳束す。人曰く、是れ何ぞやと。對へて曰く、書に之れを言ふ。固より然りと。(四)書に曰く、既に雕し既に琢し、其樸に還歸すと。梁人治むる者有り。(五)動作學を言ひ、事を擧ぐるに文に於てす。曰く、之れを難んずと。顧りて其實を失ふ。人曰く、是何ぞや。對へて曰く、書に之れと言ふ。固より然りと。

也。俄又復得一。問人曰。此是何種也。對曰。此車軛也。問者大怒曰。曩者曰車軛。今又曰車軛。是何衆也。此女欺我也。遂與之鬬。

曰ひ、今又車軛と曰ふ。是れ何ぞ衆きや。此れ女、我を欺くなりと。遂に之れと鬬ふ。

㊀車軛は首木にして轅端の横木にして牛馬の首にかくるもの　㊁何の品なるか

衛人有佐弋者。鳥至。因先以其捲麾之。鳥驚而不射也。

鄭縣人乙子妻之市。買鼈以歸。過潁水。以爲渴也。因縦而飲之。遂亡其鼈。

夫少者侍長

衛人佐弋㊀といふ者有り。鳥至る。因りて先づ其捲㊁を以て之れを麾く。鳥驚きて射られざるなり。

㊀佐弋は官名にして弋射を掌る　㊁卷絲

鄭縣の人乙子の妻市に之き、鼈を買ひて以て歸り、潁水を過ぐ。㊀以て渴と爲す。因りて縦ちて之れに飲ます。遂に其鼈を亡ふ。

㊀鼈も渇いて居て氣の毒に思ふ

㊀夫の少者長者に侍して飲す。㊁長者飲めば亦自ら飲むなり。一に曰く、魯人

臣有與在後。中不勝其哀。故哭。且臣爲君行詐僞以反國者衆矣。臣尚自惡也。而況於君。再拜而辭。文公止之曰。諺曰。築社者攓挖而置之。端冕而祀之。今子與我取之。而不與我治之。與我置之。而不與我祀之。焉可。解左驂而盟于河。

席蓐は臥す道具　(五) ひびあかぎれ　(六) 顔色の黒きもの　(七) 咎犯も面目が黒きにより後列たるべきなり　(八) 哀中心に堪へぬなり　(九) 私さへ快く思はず　(九) 社を築くには裳を掲げ袖を振りて仕事をし祀るときには衣冠を着けて爲す　(一〇) 車の左方につけたる馬をはづして咎犯を載せて黄河の上にて盟をなす

鄭縣人卜子使其妻爲袴。其妻問曰。今袴何如。夫曰。象吾故袴。妻子因毀新袴如故袴。

鄭縣の人卜子其妻をして袴を爲らしむ。其の妻問ひて曰く、今の袴何如と。夫の曰く、吾故の袴に象れと。(一)妻子因りて新袴を毀ちて故の袴の如くす。

(一) 妻子はつまのこと。或はいふ子の字衍と

鄭縣人有得車軛者。而不知其名。問人曰。此何種也。對曰。此車軛

鄭縣の人(一)車軛を得る者有り。其名を知らず。人に問ひて曰く、此れ何の種(二)ぞや。對へて曰く、此れ車軛なり。俄にして又復一を得たり。人に問ひて曰く、此れ何の種ぞや。對へて曰く、此れ車軛なり。問ふ者大に怒りて曰く、曩に車軛と

文公反レ國。至レ河令。籩豆捐レ之。蓆蓐捐レ之。手足胼胝。面目黧黑者後レ之。咎犯聞レ之而夜哭。公曰。寡人出亡二十年。乃今得レ反レ國。咎犯聞レ之。不レ喜而哭。意不レ欲二寡人反一レ國邪。犯對曰。籩豆所二以食一也。蓆蓐所二以捐レ臥一也。而君之。手足胼胝。面目黧黑。勞有レ功者也。而君後レ之。今

文公國に反り、(一)河に至りて令す。(二)籩豆は之れを捐てよ。(三)蓆蓐は之れを捐てよ。(四)手足胼胝、(五)面目黧黑の者は之れを後にせよと。(六)咎犯之れを聞きて夜哭す。公曰く、寡人出亡する二十年、乃ち今國に反るを得たり。咎犯之れを聞きて喜ばずして哭す。意ふに寡人の國に反るを欲せざるかと。犯答へて曰く、籩豆は食ふ所以なり。蓆蓐は臥する所以なり。君之れを捐つ。手足胼胝、面目黧黑は、勞して功有る者なり。君之れを後にす。今臣有與りて後に在り。(七)中其哀に勝へず。故に哭す。且つ臣君の爲めに詐僞を行ひ以て國に反らしむる者衆し。臣尚ほ自ら惡むなり。(八)而るを況んや君に於てをや。再拜して辭せんと。文公之れを止めて曰く、諺に曰く、社(九)を築く者攐扼して之れを置て、端冕して之れを祀る。今子我れと之れを取る。而るに我と之れを治めず、我と之れを置きて、而も我と之れを祀らず。焉ぞ可ならんと。(一〇)左驂を解きて河に盟ふ。

(一)晉の文公 (二)黄河の邊にて命令す (三)籩豆、籩は竹にて作り、豆は木にて作る、共に食器の名なり (四)

呉起跪而自吮二其膿一。傷者之母立泣。人問曰。將軍於二若子一如レ是。尙何爲而泣。對曰。呉起吮二其父瘡一而父死。今是子又將レ死也。今吾是以泣。

し。尙ほ何爲れぞ泣くと。對へて曰く、呉起其父の瘡を吮ひて父死す。今是の子又將に死せんとするなり。今吾是れを以て泣くと。

(一)呉起は此者の父の瘡を吮ひて介抱されしにより恩義に感じて討死したり

趙主父令下工施二鉤梯一而緣中播吾上。刻二疎人跡其上。廣三尺。長五尺。而勒レ之曰。主父常遊二於此一。

趙の主父、工をして鉤梯(一)を施して播吾に緣らしめ、疎人(二)の跡を其上に刻し、廣さ三尺、長さ五尺、之れに勒(三)して曰く、主父常て此に遊ぶと。

(一)はしごにかぎを附けたるかぎはしごなり。播吾は地名　(二)疎人は巨人。巨人の足あとなり　(三)勒はほりつける

秦昭王令下工。施二鉤梯一而上中華山上以二松柏之心一爲二博箭一。長八尺。棊長八寸。而勒レ之曰。昭王嘗與二天神一博二於此一矣。

秦の昭王、工をして鉤梯を施して華山に上らしめ、松柏の心を以て博箭(一)を爲り、長さ八尺、棊の長さ八寸、之れに勒して曰く、昭王嘗て天神と此に博すと。

(一)博箭は博奕の數取りなり

禁之不止。怒而出之。乃且復召之。因復更嫁之。桓公大怒。將伐蔡。仲父諫曰。夫以寢席之戲。不足以伐人之國。功業不可冀也。請無以此爲規也。桓公不聽。仲父曰。必不得已。楚之菁茅不貢於天子三年矣。君不如擧兵爲天子伐楚。楚服因還襲蔡曰。余爲天子伐楚。而蔡不以兵聽從。遂滅之。此義於名。而利於實。故必有爲天子誅之名。而有報讎之實。

諫めて曰く、夫れ寢席(五)の戲を以て、以て人の國を伐つに足らず。功業冀ふべからず。請ふ、此れを以て規と爲す無れと。桓公聽かず。仲父曰く、必ず已むを得ざれば楚の菁茅(六)天子に貢せざること三年。君兵を擧げて天子の爲めに楚を伐つに如かず。楚服せば因りて還りて蔡を襲ひて曰へ、余天子の爲めに楚を伐ちて、蔡、兵を以て聽從せず、遂に之れを滅さんと。此れ名は義にして實に利あり。故に必ず天子の爲めに誅するの名有りて讎に報ずるの實有りと。

(一) 蔡公の女、齊の桓公の妻となる (二) 舟を搖しゆすりたり (三) 桓公怒りて之れを追ひ出し、やがて呼びかへすつもりなり (四) 仲父は管仲なり (五) 寢席の戲、夫人と遊戲せしこと (六) 菁茅、祭祀に用ふる三角の茅

吳起爲魏將。而攻中山。軍人有病疽者。

吳起、魏將と爲りて中山を攻む。軍人疽を病む者有り。吳起跪きて自ら其膿を吮ふ。傷者の母立ちて泣く。人問ひて曰く、將軍若が子に於ける是の如

文公伐レ宋。乃宣言曰。吾聞宋君無道。蔑二侮長老一。分レ財不レ中。敎令不レ信。余來爲レ民誅レ之。

(一)文公、宋を伐つ。乃ち宣言して曰く、吾聞く宋君無道、長老を蔑侮し、財を分(二)ちて中らず。(三)敎令信ならず。余來りて民の爲めに之れを誅すと。

(一)晉の文公　(二)人に財を與ふるに偏頗多し　(三)敎化號令信なし

越伐レ呉。乃先宣言曰。我聞呉王築二如皇臺一。掘二深池一。罷二苦百姓一。煎二靡財貨一。以盡二民力一。余來爲レ民誅レ之。

越、呉を伐つ。乃ち先づ宣言して曰く、我聞く、呉王如皇臺を築き、深池を掘り、百姓を罷苦し、(一)財貨を煎靡し、以て民力を盡す。余來りて民の爲めに之れを誅す。

(一)聚歛の爲めに貨財を費して民の生産力を盡す

蔡女爲二桓公妻一。桓公與レ之乘レ舟。夫人蕩レ舟。桓公大懼。

(一)蔡女、桓公の妻と爲る。桓公之れと舟に乘ず。夫人舟を蕩す。(二)桓公大に懼れ、之れを禁ずれども止めず。(三)怒りて之れを出す。乃ち且して復之れを召さんとす。因りて復更に之れを嫁せり。桓公大に怒り、將に蔡を伐たんとす。(四)仲父

怨。子盛壯成レ人、其供養薄。父母怨而誚レ之。子父至親也。而或譙。或怨者。皆挾ニ相爲一而不レ周ニ於爲一レ已也。夫買レ庸而播耕者。主人費レ家而美レ食。調レ布而求ニ易錢一者。非レ愛ニ庸客一也。曰。如レ是耕者且深。耨者熟耘也。庸客致レ力而疾耘。耕者盡レ巧而正ニ畦陌畦畤一者。非レ愛ニ主人一也。曰。如レ是羮且美。錢布且易云也。此其養ニ功力一有ニ父子之澤一矣。而心調ニ於用一者。皆挾ニ自爲心一也。故人行事施予。以レ利之爲レ心。則越人易レ和。以レ害レ之爲レ心。則父子離且怨。

譙め、或は怨む者は、皆相爲めにするを挾みて己の爲めにするを周くさざればなり。夫れ賣庸して播耕する者は、主人家を費して食を美にし、布を調へて易錢を求むる者は庸客を愛するに非ざるなり。曰く、是の如くなれば耕す者は且深く、耨者熟耘せん。庸客力を致して疾く耘り、耕者巧を盡して畦陌畦畤を正す者は主人を愛するに非ざるなり。曰く、是の如くなれば羮且美、錢布且易しと云ふ。此れ其の功力を養ふには父子の澤有り。心用に調する者は皆自ら爲すの心を挾む、故に人の行事施予、之れを利するを以て心と爲せば、則ち越人も和し易く、之れを害するを以て心と爲せば、則ち父子も離れ且怨む。

㊀ 周は粗略　㊁ 作男なり　㊂ 家產を費して美食をすゝむ　㊃ 布は當時の貨幣、布にて作れるさつ　㊄ 原本「求易錢」は「求錢易」に作るべきか　㊅ くさぎるにも念を入る　㊆ 田のうねとくろ　㊇ 父子の恩に比せしむべし

夫嬰兒相與戲也。以塵爲飯。以塗爲羹。以木爲胾。然至日晩必歸饟者。塵飯塗羹可以戲而不可食也。夫稱上古之傳。頌辯而不愨。道先王仁義而不能正國者。此亦可以戲而不可以爲治也。夫慕仁義而弱亂者三晉也。不慕而治彊者秦也。然而秦彊而未帝者。治未畢也。

夫れ嬰兒相與に戲るゝや、塵を以て飯と爲し、塗を以て羹と爲し、木を以て胾(一)と爲す。然れども日晩るゝに至れば必ず歸りて饟(二)する者は塵飯塗羹は以て戲とすべくして食ふべからざればなり。夫れ上古の傳と稱し、頌(三)辯なれども愨ならず。先王の仁義を道へども國を正す能はざる者は、此れ亦以て戲るべくして以て治を爲すべからざるなり。夫れ仁義を慕ひて弱亂ぜる者は三晉なり。慕はずして治彊なる者は秦なり。然り而して秦彊くして未だ帝たらざる者は治(四)未だ畢らざればなり。

(一)胾は切肉なり　(二)家に歸りて飯を食ふ　(三)もつともらしく辯じ立つるなり　(四)治國の術を用ひ盡さざるを以てなり

傳之。人爲嬰兒也。父母養之簡。子長而

傳三。　人嬰兒たるや、父母之れを養ふこと簡(一)なれば子長じて怨む。子、盛壯人と成り、其の供養薄ければ父母怒りて之れを誚む。子父は至親なり。而も或は

言。皆文辯辭勝而反ニ事之情一。人主說而不レ禁。此所ニ以敗一也。夫不レ謀ニ治彊之功一而艷ニ乎辯說文麗之聲一。是却ニ有術之士一而任ニ壞屋折弓一也。故人主之於ニ國事一也。皆不レ達ニ乎工匠之構レ屋張一レ弓也。然而士窮ニ乎范且虞慶一者。爲ニ虛辭其無用而勝。實事其無易而窮一也。人主多ニ無用之辨一而少ニ無易之言一。此所ニ以亂一也。今世之爲ニ范且虞慶一者不レ輟。而人主說レ之不レ止。是貴ニ敗折之類一而以ニ知術之人一爲ニ工匠一也。不レ得レ施ニ其技巧一。故屋壞弓折。知レ治之人不レ得レ行ニ其方術一。故國亂而主危。

る丶所以なり。夫れ治彊の功を謀らずして辯說文麗の聲を艶しとす。是れ有術の士を却けて壞屋折弓に任ずるなり。㊂故に人主の國事に於けるや、皆工匠の屋を構へ、弓を張るに達せざるなり。然り而して士の范且・虞慶に窮する者は虛辭㊃其無用にして勝ち、實事の其の無易にして窮するが爲めなり。人主無用の辨を多として無易の言を少とす。此れ亂る丶所以なり。今世の范且・虞慶たる者輟まずして、人主は之れを說びて止まず。是れ敗折の類を貴びて、知術の人を以て工匠と爲すなり。其の技巧を施すを得ず。故に屋壞れ弓折る。知を知るの人、其の方術を行ふを得ず。故に國亂れて主危し。

㊀ 辯說は尤もらしくして辭を以て人に勝つとも事情は戻る ㊁ 人主說び聞きて制止せざるにより失敗す ㊂ 屋破れ弓折るゝに甘んずるものなり ㊃ 虛辭は無用と雖も人に勝ち、實事は不易にても議論には負く

日以輕直。雖レ久必不レ壞。匠人詘。作レ之成。有レ間屋果壞。

范且曰。弓之折必於二其盡一也。不レ於二其始一也。夫工人張レ弓也。伏レ檠三旬而蹈弦。一日犯レ機。是節二之其始一而暴二之其盡一也。焉得レ無レ折。范且曰。不レ然。伏レ檠一日而蹈弦。三旬而犯レ機。是暴二之其始一。而節二之其盡一也。工人窮也。爲レ之弓折。

范且曰く、弓の折るゝは必ず其の盡に於てし、其の始めに於てせざるなり。夫れ工人の弓を張るや、檠に(一)伏する三旬にして蹈弦(二)す、一日にして機(三)を犯す。是れ之れを其の始めに(四)節して之れを其の盡に暴するなり。焉(五)ぞ折るゝ無きを得んやと。(六)范且曰く、然らず。檠に伏する一日にして蹈弦し、三旬にして機を犯さば、是れ之れを其の始めに暴して、之れを其の盡に節するなりと。工人窮す。之れを爲りて弓折る。

(一)弓の機を固くする爲めにかたに入れて矯むること　(二)足にて弓を踏みて弦をかくること　(三)矢を放つこと　(四)始めに暴らして置けば終りに手暴くしても折るゝなし　(五)焉は乃に作る方よし　(六)范且曰く然らずは衍文なるべし

范且虞慶之

范且・虞慶の言は皆文辨(一)に辭勝ちて事の情に反す。(二)人主說びて禁ぜず。此れ敗

虞慶爲レ屋。謂二匠人一曰。屋太尊。匠人對曰。此新屋也。塗濡而椽生。夫濡塗重。而生椽撓。以二撓椽一任二重塗一。此宜レ卑。虞慶曰。不レ然。更レ日久。則塗乾而椽燥。塗乾則輕。椽燥則直。以二直椽一任二輕塗一。此益尊。匠人詘爲レ之而屋壞。一曰。虞慶將レ爲レ屋。匠人曰。材生而塗濡。夫材生則撓。塗濡則重。以レ撓任レ重。今雖レ成久必壞。虞慶曰。材乾則直。塗乾則輕。今誠得レ乾

(一)虞慶屋を爲る。匠人に謂ひて曰く、屋太だ尊しと。匠人對へて曰く、此れ新屋なり。塗濡ひて椽生なり。夫れ濡塗(二)は重くして、生椽は撓む。撓椽を以て重塗に任ず。此れ宜しく卑くなるべしと。虞慶曰く、然らず。日を更ふること久しければ則ち塗は乾きて椽は燥かん。塗乾けば則ち輕く、椽燥けば則ち直し。直椽を以て輕塗に任ず。此れ益〻尊しと。匠人詘(三)す。之れを爲して屋壞る。一に曰く、虞慶、將に屋を爲らんとす。匠人曰く、材生にして塗濡る。夫れ材生なれば則ち撓み、塗濡へば則ち重し。撓むを以て重きに任ず。今成ると雖も久しくして必ず壞れん。虞慶曰く、材乾けば則ち直く、塗乾けば則ち輕し。今誠に乾くを得て日に以て輕直なれば久しと雖も必ず壞れずと。匠人詘す。之れを作りて成る。間ありて屋果して壞る。

(一) 虞慶の慶は卿と通ず、故に虞卿なるべし (二) 此家根は甚だ高すぎたり (三) 言葉つまること

得。乃焚其山。子推不出而焚死。

齊有居士田仲者。宋人屈穀見之曰。穀聞先生之義不恃仰人而食。今穀有樹瓠之道。堅如石。厚而無竅。獻之。仲曰。夫瓠所貴者。謂其可以盛也。今厚而無竅。則不可剖以盛物而任重。如堅石。則不可以剖而以斟。吾無以瓠爲也。曰。然。穀將以欲棄之。今田仲不恃仰人而食。亦無益人之國。亦堅瓠之類也。

齊に居士(一)田仲といふもの有り。宋人屈穀之れに見えて曰く、穀、先生の義として人に仰ぐを恃まずして食ふと聞く。今穀、瓠を樹うるの道有り。堅きこと石の如く、厚くして竅無し。之れを獻ぜん。仲曰く、夫れ瓠の貴ぶ所は其の以て盛る可きが謂なり。今厚くして竅無ければ則ち剖きて以て物を盛り重きに任ず(二)べからず。堅石の如くなれば則ち以て剖きて以て斟むべからず。吾瓠を以て爲す無きなりと。曰く、然り。穀將に以て之れを棄てんと欲す。今田仲、人に仰ぐを恃まずして食ふ。亦人の國に益無し。亦堅瓠の類なり。

(一) 身に道藝ある處士の稱、後世居士を用ふること〻に本づく。田仲は孟子にある陳仲子

(二) 任重の二字衍文と爲す說從ふべきが如し

而讓ㇾ我。必以ㇾ我爲ㇾ食也。吾生㆓乎亂世㆒。而無道之人再來。漫ㇾ我以㆓其辱行㆒。吾不ㇾ忍㆓數聞㆒也。乃自投㆓椆水㆒而死。湯又讓㆓務光㆒曰。知者謀ㇾ之。武者遂ㇾ之。仁者居ㇾ之。古之道也。吾子胡不ㇾ立乎。務光辭曰。廢ㇾ上非ㇾ義也。殺ㇾ民非ㇾ仁也。人犯㆓其難㆒。我享㆓其利㆒非ㇾ廉也。吾聞ㇾ之。曰。非㆓其義㆒者不ㇾ受㆓其祿㆒。無道之世。不ㇾ踐㆓其土㆒。況尊ㇾ我乎。吾不ㇾ忍㆓久見㆒也。乃負ㇾ石而自沈㆓於廬水㆒。

に忍びざるなりと。乃ち石を負ひて自ら廬水に沈む。

一　夏の傑王　二　誰と之を謀議すべきか

（補）鮑焦耕ㇾ田而食。穿ㇾ井而飲。於㆓山中㆒食ㇾ棗。或曰。此棗子所ㇾ植耶。焦遂強嘔吐而死。

〔補〕鮑焦田を耕して食ひ、井を穿ちて飲み、山中に於て棗（一）を食ふ。或ひと曰く、此の棗は子の植うる所かと。焦遂に強ひて嘔吐（二）して死す。

一　食ふべきものなく棗を取りて食ふ　二　此の棗を吐き出して

（補）晉文公反ㇾ國。介子推無㆓爵祿㆒。遂去而之㆓介山之上㆒。文公求ㇾ之不ㇾ

〔補〕晉の文公國に反る。介子推（一）、爵祿無し。遂に去りて介山の上に之く。文公之れを求むれども得ず。乃ち其山を焚く。子推出でずして焚死す。

一　文公の周遊に從へる者皆賞せられ介子推ひとり賞に漏る

（補）湯將伐桀。因卞隨而謀。卞隨曰。非吾事也。湯曰。孰可。曰。吾不知也。湯又因務光而謀。務光曰。非吾事也。湯曰。孰可。曰。吾不知也。湯曰。伊尹何如。曰。强力忍垢。吾不知其他。也。湯遂與伊尹謀。伐桀剋之。以讓卞隨。卞隨辭曰。后之伐桀也謀乎我。必以我爲賊也。勝桀

〔補〕湯將に桀を伐たんとす。卞隨に因りて謀る。卞隨曰く、吾事に非ざるなり。湯曰く、孰か可なる。曰く、吾知らざるなり。湯又務光に因りて謀る。務光曰く、吾事に非ざるなり。湯曰く、孰か可なる。曰く、吾知らざるなり。湯曰く、伊尹は何如。曰く、强力忍垢、吾其他を知らざるなりと。湯遂に伊尹と謀り、桀を伐ちて之れに剋つ。以て卞隨に讓る。卞隨辭して曰く、后の桀を伐つや我に謀る。必ず吾を以て賊と爲すならん。桀に勝ちて我に讓る。必ず我を以て貪と爲すなり。吾亂世に生れ、無道の人再來りて我を漫すに其辱行を以てす。吾數〻聞くに忍びずと。乃ち自ら椆水に投じて死す。湯又務光に讓る。曰く、知者之れを謀りて武者之れを遂ぐ。仁者之れに居るは古の道なり。吾子胡ぞ立たざる。務光辭して曰く、上を廢するは義に非ざるなり。民を殺すは仁に非ざるなり、人其難を犯して我其利を享くるは廉に非ざるなり。吾之れを聞く、曰く、其義に非ずんば其祿を受けず。無道の世は其土を踐まず、況や我を尊ぶをや。吾久しく見る

畫レ筴者曰。築ニ十版之牆一而鑿ニ八尺之牖一而以ニ日始出時一。加ニ之其上一而觀。周君爲レ之爲レ臺。望ニ見其狀一。盡成ニ龍蛇禽獸車馬萬物之狀一備具。周君大說。此畫レ筴之功。非レ不ニ微難一也。然其用與ニ素髹筴同。

めに臺を爲り、其狀を望見するに、盡く龍蛇禽獸、車馬萬物の狀を成して備に具はる。周君大に說ぶ。此れ筴に畫くの功は微難ならざるに非ざれども、然も其用は素髹筴と同じ。(三)

(一) 漆塗の鞭なり或は箸といふ　(二) 高さ二丈　(三) 素筴と髹筴、素は裝飾なきにいふ

客有下爲ニ齊王一畫者上。齊王問曰。畫孰最難者。曰。犬馬難。孰易者。曰。鬼魅最易。夫犬馬人所レ知也。旦暮罄ニ於前一。不レ可レ類レ之。故難。鬼神無レ形者。不レ罄ニ於前一。故易レ之也。

客に齊王の爲めに畫く者有り。齊王問ひて曰く、畫くには孰れか最も難き者ぞと。曰く、犬馬難し。孰れか易き者ぞと。曰く、鬼魅(一)最も易し。夫れ犬馬は人の知る所なり。旦暮(二)前に罄る。之れに類す可からず。故に難し。鬼神は形無き者にして前に罄らず。故に之れを易しとするなり。

(一) 怪物　(二) 朝夕眼前に見る所

死。王大怒誅之。王不知客欺已而誅學者之晩也。夫信不然之物。而誅無罪之臣。不察之患也。且人所急無如其身。不能自使其無死。安能使王長生哉。

誅す。察せざるの患なり。且人の急にする所其身に如くは無し。自ら其れをして死無からしむる能はず。安ぞ能く王をして長生せしめんや。

(一) その人の敎はらぬうちに其術者死したり　(二) 理に於て必ず無きことを信じて無罪を誅するは不明の甚なり　(三) 大切にするところ我が身が第一なり。然るに自ら長生せしむる能ずして王に不死の術を說くとは妄ならずや

鄭人有相與爭年者。其一人曰。我與黃帝之兄同年。訟此而不決。以後息者爲勝耳。

鄭人相與に年を爭ふ者有り。其一人曰く、我は黃帝の兄と年を同じくすと。此を訟へて決せず、後れて息む者を以て勝と爲すのみ。

(一) 對手の辯じ疲れて息めた後までも長く言說するなり

客有爲周君畫筴者。三年而成。君觀之。與髹筴者同狀。周君大怒。

客に周君の爲めに筴に畫く者有り。三年にして成る。君之れを觀るに筴に髹する者と狀を同じくす。周君大に怒る。筴に畫く者曰く、十版の墻を築き、八尺の牖を鑿ち、日始めて出づる時を以て之れを其上に加へて觀よと。周君之が爲

射一。無二常儀的一也。設二五寸之的一。引二十步之遠一。非二羿逢蒙一。不レ能二必全一者。有二常儀的一也。有レ度難而無レ度易也。有二常儀的一。則羿蒙以二五寸一爲レ巧。無二常儀的一則以二妄發一而中二秋毫一爲レ拙。故無レ度。而應レ之。則辨士繁說。設レ度而持レ之。雖二知者一猶畏レ失也。不二敢妄言一。今人主聽レ說。不レ應レ之以レ度。而說二其辨一。不レ度レ之以レ功。而譽二其行一。此人主所二以長欺一而說者所二以長養一也。

きなり。常の儀的有れば則ち羿・蒙五寸を以て巧と爲し、常の儀的無ければ則ち妄發を以て秋毫に中つるも拙と爲す。故に度無くして之れに應ずれば則ち辨士繁說し、度を設けて之れを持せば智者と雖も猶ほ失を畏れ、敢て妄言せず。今人主說を聽き、之れに應ずるに度を以てせず、其辨を說び之れを度るに巧を以てせず、其行を譽む。此れ人主以て長く欺かるゝ所以、說者長く養はるゝ所以なり。

(一) 田獵に用ひる矢　(二) 石弓にかけて射るときは、あてもなく射てもその先は必ず秋毫の微細なるものにも中る　(三) これを再して前の處に中らざれば善射とはいはれず　(四) 羿も逢蒙も古の善射　(五) 常法あれば難く、常法なければ易し

客有下教二燕王一爲二不死之道一者上。王使二人學一レ之。所レ使レ學者。不レ及レ學而客

客に燕王に敎へて不死の道を爲す者有り。王人をして之れを學ばしむ。學ばしむる所の者未だ學ぶに及ばずして客死す。王大に怒りて之れを誅す。王客の己を欺くを知らずして學ぶ者の晩きを誅す。夫れ不然の物を信じて罪無きの臣を

曰。善。謂二衛人一曰。客爲二棘刺之端一以削。吾欲レ觀二見之一客曰。臣請之レ舍取レ之。因逃。

兒說宋人善辨者也。持二白馬非一レ馬也。服二齊稷下之辨者一。乘二白馬一而過レ關。則顧二白馬之賦一。故藉二之虛辭一。則能勝二一國一。考レ實按レ形不レ能レ謾二於一人一。

兒說は宋人の善く辨ずる者なり。白馬(一)馬に非ざるを持するなり。齊の稷下の辨者を服(二)す。白馬に乘じて關を過ぐれば則ち白馬の賦(三)を顧せらる。故に之れを虛辭(四)に藉れば則ち能く一國に勝つも、實を考へ形を按ずれば一人を謾く能はず。

㊀ 白とは色の名にして形に名づけたるものに非ず、故に白馬といへば馬に非ずとの說辯 ㊁ いひまかす ㊂ 白馬に通行稅を課せらる ㊃ 空論にては一國に勝つも、實物を驗し形態を調ぶるときは一人の耳目を欺く能はず

夫新砥二礪殺矢一。彀レ弩而射。雖二冥而妄發一。其端未三嘗不二中秋毫一也。然而莫三能復二其處一。不レ能レ謂二善

夫れ新に殺矢(一)を砥礪し弩(二)に彀きて射れば冥にして妄りに發すと雖も、其端未だ嘗て秋毫に中らずんばあらず。然り而して能(三)く其處に復する莫きは、善射と謂ふ能はず。常の儀的無ければなり。五寸の的を設け十歩の遠を引く。羿(四)逢蒙に非ざれば、必ず全き能はざる者は常の儀的有ればなり。度(五)有るは難くして度無きは易

母猴上。燕王說レ之養レ之以二五乘之奉一。王曰。吾試觀三客爲二棘刺之母猴一。客曰。人主欲レ觀レ之。必半歲不レ入レ宮。不レ飲二酒食一レ肉。雨霽日出。視二之晏陰之間一。而棘刺之母猴。乃可レ見也。燕王因養二衛人一不レ能レ觀二其母猴一。鄭有二臺下之冶者一。謂二燕王一曰。臣爲二削者一也。諸微物必以レ削削レ之。而所レ削必大二於削一。今棘刺之端。不レ容二削鋒一。王試觀二客之削一。能與レ不レ能。可レ知也。王

を爲るを觀んと。客曰く、人主之れを觀んと欲せば、必ず半歲宮に入らず、酒を飲み肉を食はず、雨霽れ、日出で、之れを晏陰(二)の間に視て棘刺の母猴乃ち見るべきなりと。燕王因りて衛人を養へども其母猴を觀る能はず。鄭に臺下の冶といふものの有り。燕王に謂ひて曰く、臣は削者(三)なり。諸の微物必ず削を以て之れを削る。而して削る所必ず削より大なり。今棘刺の端、削鋒を容れず、「以て棘刺の端を治め難からん。」王試に客の削を觀よ。能くすると能くせざるとは知るべきなり。王曰く、善しと。衛人に謂ひて曰く、客棘刺の端を爲るに削を以てせん。吾之れを觀見せんと欲すと。客曰く、臣請ふ舍に之き之れを取らんと。(四)因りて逃る。

(一) 五乘の扶持、奉は俸なり　(二) 晏は日出て清朗なるときをいふ。陰は影なり、雨霽れて清朗なるときをいふ
(三) 削者は削刀を造るを業とする者　(四) 其衛人が逃げ去りたり

母猴者。必三月齋。然後能觀之。燕王因以三乘養之。右御冶工言王曰。臣聞。人主無十日不燕之齋。今知王不能久齋以觀無用之器也。故以三月爲期。凡刻削者以其所以削必小。今臣冶人也。無以爲之削。此不然物也。王必察之。王因囚而問之。果妄。乃殺之。冶人謂王曰。計無度量。言談之士。多棘刺之說也。

御冶工、王に言ひて曰く、臣聞く、人主は十日燕(三)せざるの齋なしと。今王の久しく齋して以て無用の器を觀る能はざるを知るなり。故に三月を以て期と爲す。凡そ(四)刻削は以ふに其の削る所以、必ず小ならん。今臣は冶人なり。以てこれが削(五)を爲る無し。此れ然らざる物なり。王必ずこれを察せよと。王因りて囚へてこれを問ふ。果して妄なり。乃ちこれを殺す。冶人、王に謂ひて曰く、計に度量無くば言談の士に棘刺の說多しと。

(一) 三乘は車三乘を供すべき廣さの地にて方六里といふ　(二) 右御の官なる冶工　(三) 宴飲に臨まずして齋戒することなし　(四) 刻削は彫刻に用ふる刀　(五) 削は刀

一曰。好微巧。衞人有能以棘刺之端爲

一に曰く、微巧を好む。衞人曰く、能く棘刺の端を以て母猴を爲る有りと。燕王之れを說びて之れを養ふに(一)五乘の奉を以てす。王曰く、吾試に客の棘刺の母猴

也。桀二武宮。謳癸倡。行者止觀。桀者不レ倦。王聞召而賜レ之。對曰。臣師射稽之謳。又賢二於癸一。王召二射稽一使二之謳一。行者不レ止。桀者知レ倦。王曰。行者不レ止。桀者知レ倦。其謳不レ勝レ如二癸美一。何也。對曰。王試度二其功一。癸四板。射稽八板。擿二其堅一。癸五寸。射稽二寸。夫良藥苦二於口一。而智者勸而飮レ之。知二其入而能已一レ疾也。忠言拂二於耳一。而明主聽レ之。知三其可二以致一レ功也。

ず。王聞き召して之れに賜ふ。對へて曰く、臣が師、射稽の謳ふは又癸より賢れりと。王、射稽を召して之れに謳はしむ。行く者止まらず。桀く者倦むを知る。王曰く、行く者は止まらず、桀く者は倦むを知る。其謳は癸の美なるが如きに勝らざるは何ぞやと。對へて曰く、王試みに其功を度れ、癸は四板(一)、射稽は八板、其堅を擿くに癸は五寸、射稽は二寸。夫れ良藥は口に苦し。而れども智者勸めて之れを飮む。其の入りて己が疾を已すを知ればなり。忠言は耳に拂ふ。而れども明主は之れを聽く。其の以て功を致す可きを知ればなり。

(一) 板は牆の板にて一板は二尺なり

傳二。宋人有下請三爲二燕王一以二棘刺之端一爲中

傳二。宋人、燕王の爲めに棘刺の端を以て母猴を爲らんと請ふ者有り。必ず三月齋して然る後能く之れを觀よと。燕王因りて(二)三乘を以て之れを養ふ。右(二)

秦伯嫁レ女同レ類。故其言多不レ辯。

墨子爲二木鳶一。三年而成。蜚一日而敗。弟子曰。先生之巧至三能使二木鳶飛一。墨子曰。吾不レ如下爲二車輗一者巧上也。用二咫尺之木一。不レ費二一朝之事一。而引二三十石之任一致レ遠力多。久二於歲數一。今我爲レ鳶。三年成。蜚一日而敗。惠子聞レ之曰。墨子大巧。巧レ爲レ輗。拙レ爲レ鳶。

墨子木鳶(一)を爲り、三年にして成る。蜚ぶこと一日にして敗る。弟子曰く、先生の巧は能く木鳶をして飛ばしむるに至ると。墨子曰く、吾車輗(二)を爲る者の巧なるに如かざるなり。咫尺の木を用ひ、一朝の事を費さず、而して三十石の任を引き、遠きを致す力多く、歲數に久し。今我鳶を爲り、三年にして成り、蜚ぶこと一日にして敗ると。惠子之れを聞きて曰く、墨子(三)は大巧、輗を爲るを巧とし、鳶を爲るを拙しとすと。

(一) 形鳶に似て木にて作る、今の飛行機の如きもの　(二) 輗は轅の端の横木　(三) 墨子は實用あるものを造るをば巧として、實用なきものを造るをば拙とす。其の知大なり。故に大巧と曰ふ

宋君與レ齊仇

宋王、齊と仇するや、武宮を築く。謳癸倡ふ。行く者止りて觀、築く者倦ま

子一。令レ晉爲レ之飾レ裝。從ニ衣文之媵七十人一。至レ晉。晉人愛ニ其妾一而賤ニ公女一。此可レ謂ニ善嫁ニ妾而未レ可レ謂ニ善嫁ニ女也。楚人有下賣ニ其珠於鄭一者上。爲ニ木蘭之櫃一。薰ニ桂椒之櫝一。綴以ニ珠玉一。飾以ニ玫瑰一。輯以ニ翡翠一。鄭人買ニ其櫝一而還ニ其珠一。此可レ謂ニ善賣レ櫝矣。未レ可レ謂ニ善鬻ニ珠也。今世之談也。皆道ニ辯說文辭之言一。人主覽ニ其文一而忘ニ有用一。墨子之說。傳ニ先王之道一。論ニ聖人之言一。以宣ニ告人一。若辯ニ其辭一。則恐人懷ニ其文一忘ニ其直一。以レ文害レ用也。此與下楚人鬻レ珠

ふべからざるなり。楚人其珠を鄭に賣る者有り。(四)木蘭の櫃を爲り、桂、椒の櫝を薰じ、綴るに珠玉を以てし、飾るに玫瑰を以てし、輯るに翡翠を以てす。鄭人其櫝を買ひて其珠を還す。此れ善く櫝を賣ると謂ふべし。未だ善く珠を鬻ぐと謂ふべからざるなり。今世の談ずるや、皆辨說文辭の言を道ふ。人主其文を覽て有用を忘る。墨子の說、先王の道を傳へ、聖人の言を論じ以て人に宣告す。若し其辭を辨にせば、則ち恐らくは人其文を懷きて其直を忘れん。文を以て用を害するなり。此れ楚人の珠を鬻ぎ、秦伯の女を嫁すと類を同じくす。故に其言多(五)く辨ならず。

(一) 墨術を以て世に知られたるもの　(二) 身に行ふところは宜しきも言論は徒に多きのみにて飾りなし　(三)「晉をして」は衍文ならん　(四) 木蘭の良材にてひつを作り、桂椒といふ香木にて箱を造る　(五) 墨子はその言を飾りたてぬ

治二單父一。有若見レ之曰。子何臞也。宓子曰。君不レ知二賤不肖一。使レ治二單父一。官事急。心憂レ之。故臞也。有若曰。昔者舜鼓二五絃一。歌二南風之詩一而天下治。今以二單父之細一也。治レ之而憂。治二天下一將レ奈レ何乎。故有レ術而御レ之。身坐二於廟堂之上一有二處女子之色一。無レ害二於治一。無レ術而御レ之。身雖二瘁臞一。猶未レ有レ益。

く、君賤の不肖なるを知らず、單父を治めしむ。官事急なり。心に之れを憂ふ。故に臞せたりと。有若曰く、昔者、舜、五絃を鼓し、(一)南風の詩を歌ひて天下治まれり。今單父の細を以て之れを治めて憂ふ。天下を治めば將に奈何せんとするかと。故に術有りて之れを御せば、身廟堂の上に坐して處女子の色有りとも治に害無し。術無くして之れを御せば身瘁臞すと雖も猶ほ未だ益有らず。

(一) 南風之薫兮、可三以解二吾民之慍一兮。南風之時兮、可三以阜二吾民之財一兮の詩

楚王謂二田鳩一曰。墨子也。顯學也。其身體則可。其言多而不レ辯。何也。曰。昔秦伯嫁二其女於晉公

楚王田鳩に謂ひて曰く、墨子は顯學なり。(二)其身に體するは則ち可。其言多くして辯ならざるは何ぞや。曰く、昔秦伯其女を晉の公子に嫁するに、(三)晉をして之れが爲めに飾裝せしめ、衣文の媵七十人を從へて晉に至る。晉人其妾を愛して公の女を賤しむ。此れ善く妾を嫁すと謂ふべくして未だ善く女を嫁すと謂

弊微服。孔丘不レ知。故稱レ猶レ盂。鄒君不レ知。故先自戮。明主之道。如下叔向賦レ獵與中昭侯之奚聽上也。

六。小信成則大信立。故明主積二於信一。賞罰不レ信。則禁令不レ行。說在三文公之攻レ原與二箕鄭救一レ餓也。是以吳起須二故人一而食。文侯會二虞人一而獵。故明主表レ信。如二曾子殺一レ彘也。患在四厲王擊下警鼓上與三李悝謾二兩和一也。

六。小信成れば則ち大信立つ。故に明主は信を積む。賞罰信ならずんば則ち禁令行はれず。說は文公の原を攻むると箕鄭の餓を救ふとに在り。是れを以て吳起故人を須ちて食し、文侯虞人を會して獵す。故に明主は信を表す。曾子の彘を殺すが如きなり。患は厲王の警鼓を擊てると李悝の兩和を謾(二)けるとに在り。

(二) 欺くなり

右經

傳一。宓子賤

傳一。宓子賤、單父を治む。有若之れを見て曰く、子何ぞ臞せたる。宓子曰は

公腓痛足痺而不敢壞坐。晉國之辭仕託慕者。國之錘。此三士者。言襲法則官府之籍也。行中事則如令之民也。二君之禮太甚。若言離法而行遠功。則繩外民也。二君又何禮之。禮之當亡。且居學之士。國無事不用力。有難不被甲。禮之則惰修畊戰之功。不禮則周主上之法。國安則尊顯。危則爲屈公之威。人主奚得於居學之士哉。故明主論李疵視中山也。

ければ則ち尊顯に、危ければ則ち屈公の威を爲す。人主奚ぞ居學の士に得んや。故に明主李疵の中山を視るを論ずるなり。

(一) 之の字は或は和に作るべきか　(二) 譽り笑上章

五。詩曰。不躬不親。庶民不信。傳說之以無衣紫。子產之以鄭簡。宋襄責之以尊厚畊戰。夫不明分。不責誠。而以躬親位下。且爲下走睡臥與夫掩

五。詩に曰く、躬らせず、親らせずんば、庶民信ぜずと。(一)傳之れに說くに、紫を衣る無きを以てし、子產の鄭簡を以てし、宋襄之れを責むるに尊厚の畊戰を以てす。夫れ分を明にせず誠を責めずして躬親ら下に涖むを以てして、且ト走睡臥と夫の微服を掩弊するとを爲す。孔丘知らず、故に猶は盂のごとしと稱す。鄒君知らず。故に先づ自ら戮す。明主の道は叔向獵に賦すると昭侯の(二)奚聽との如し。

(一) もりやく　(二) 奚(ナニ)をか聽くといへる物語

今乎。如ㇾ是不ㇾ能ㇾ更也。鄭縣人得二車輗一也。衞人佐ㇾ弋也。卜子妻爲二弊袴一也。而其少者也。先王之言。有下其所ㇾ爲ㇾ小而世意二之大一者上。有下其所ㇾ爲ㇾ大而世意二之小一者上。未ㇾ可二必知一也。說在二宋人之解ㇾ書與二梁人之讀一ㇾ記也。故先王有二郢書一。而後世多二燕說一。夫不ㇾ適二國事一。而謀二先王一。皆歸取ㇾ度者也。

四。利之所ㇾ在民歸ㇾ之。名之所ㇾ彰士死ㇾ之。是以功外二於法一。而賞加焉。則上不ㇾ能ㇾ得所ㇾ利二於下一。名外二於法一。而譽加ㇾ焉。則士勸ㇾ名而不ㇾ畜二之於君一。故中章胥己仕而中牟之民。棄二田圃一而隨二文學一者邑之半。平

四。利の在る所、民之れに歸し、名の彰はるゝ所、士之れに死す。是れを以て功法に外れて而して賞加はれば、則ち上、下に利とする所を得る能はず。名法に外れ而して譽加はれば則ち士、名に勸みて之を君に畜へしめず。故に中章胥己仕へて中牟の民、田圃を弃てて文學に隨ふ者邑の半。平公腓痛み、足痺れて敢て壞坐せず。晉國の仕を辭して託慕する者國の錘。此三士は言法に襲ば則ち官府の籍なり。行、事に中れば則ち令に如ふの民なり。二君の禮する太だ甚だし。若し言法を離れ、行、功に遠ざかれば則ち繩外の民なり。二君又何ぞ之れを禮せん。禮の當亡へり。且居學の士は國事無きとき力を用ひず。難有るとき甲を被らず。之れを禮せば則ち修畊戰の功に惰り、禮せずんば則ち主上の法を周ふ。國安

子或怨讒。取斯作者。進美鬻說在文公之先宣言、與勾踐之得如皐也。故桓公藏蔡怒而攻楚、吳起懷瘳實而吮傷、且先王之賦頌。鐘鼎之銘、皆潘吾之跡。華山之博也。然先王所期者利也、所用者力也。築社之諺。目辭說也。請許學者而行宛曼於先王、或者不宜

勾踐の如皇を稱するとに在り。故に、桓公は蔡の怒を藏めて楚を攻め、吳起は瘳實を懷ひて傷を吮へり。且先王の賦頌・鐘鼎の銘は皆潘吾の跡・華山の博なり。然れども先王の期する所の者は利なり。用ふる所の者は力なり。築社の諺は目辭の說なり。學者をして宛曼を先王に行はしめんと請ふ。或者は今に宜からざらんか。是の如くして更ふる能はざるか。鄭縣の人車軛を得るなり。「而して豚を賣るなり」。衞人の弋を佐くるなり。卜子の妻弊袴を爲るなり、「乙子の妻鼈に飲ましむるなり」。而して其の少き者なり。先王の言、其の小と爲す所にして世之れを大と意ふ者有り。其の大と爲す所にして世之れを小と意ふ者有り。未だ必ずしも知る可からざるなり。說は宋人の書を解すると梁人の記を讀むとに在り。故に先王郢書有りて後世燕說多し。夫れ國事に適はずして先王を謀る。皆歸りて度を取るものなり。

● 求め又は怨むこと

言也。不下以二功用一爲上レ的。則說者多二棘刺白馬之說一。不下以二儀的一爲上レ關。則射者皆如レ羿也。人主於レ說也。皆如二燕王學一レ道也。而長レ說者。皆如二鄭人爭一レ年也。是以言有二纖察微難一。而非レ務也。故李惠宋墨皆畫策也。論有二迂深閎大一。非レ用也。故畏震瞻二車狀一。皆鬼魅也。言而拂難堅确。非レ功也。故務卞鮑介墨翟。皆堅瓠也。且虞慶詘レ匠也。而屋壞。范且窮レ工而弓折。是故求二其誠一者。非二歸餉一也。不可。

し、儀的を以て關と爲さずんば則ち射者皆羿の如し。人主の說に於けるや、皆燕王の道を學ぶが如きなり。說を長くする者皆鄭人の年を爭ふが如し。是を以て言に纖察微難有るは務に非ざるなり。故に李惠宋墨は皆畫策なり。論に迂深閎大有るは用に非ざるなり。故に畏震して車狀を瞻ば皆鬼魅なり。言にして拂難堅确なるは功に非ざるなり。故に務卞鮑介墨翟、皆堅瓠なり。且虞慶は匠を詘して屋壞れ、范且は工を窮めて弓折る。是の故に其誠を求むる者は歸餉に非ずんば不可なり。

◎まとゝねらはずに偶中せるを中れりとせば何人も皆羿の如く射の名人たらん

三。夫挾二相爲一則責望。自爲則事行。故父

三。夫れ相爲にするを挾まば則ち責望す。自ら爲めにせば則ち事行はる。故に父子或は怨譟し、庸作を取る者は美羹を進む。說は文公の先づ宣言すると、

一。明主之道。如三有若之應二宓子一也。明主之聽レ言也、美二其辯一。其觀レ行也。賢二其遠一。故羣臣士民之道言者迂弘。其行レ身也離レ世、其說在三田鳩對二荊王一也。故墨子爲二木鳶一。謳癸築二武宮一。夫藥酒用言。明在三聖主之以二獨知一也。

二。人主之聽レ

卷十一

外儲說左上

一。明主の道は、有若の宓子に應ずるが如きなり。明主の言を聽くや、其辯を美とし、其の行を觀るや、其遠きを賢とす。故に羣臣士民の道言する者、迂弘に、其の身を行ふや世を離る。其說は田鳩の荊王に對ふるに在り。故に墨子は木鳶を爲り、謳癸は武宮を築く。夫れ藥酒用言は明に聖王の獨り知るを以てに在り。

㊀ 臣下の言行を觀察し、以て其賢否を斷ずるに、實驗彼に在り、故に外と云ふなりと ㊁ 此一より六に至るは經にして之に對する事實の條次に出づ、傳と參照して其文意を知るべし

二。人主の言を聽くや、功用を以て的と爲さずんば則ち說者に棘刺白馬の說多

鄴令襄疵陰善二趙王左右一。趙王謀レ襲レ鄴。襄疵常輒聞而先言二之魏王一。魏王備レ之。趙乃輒還。衛嗣君之時。有レ人二於令之左右一。縣令有レ發レ蓐。而席弊甚。嗣公還令三人遺二之席一曰。吾聞。汝今者發レ蓐而席弊甚。賜二汝席一。縣令大驚。以レ君爲レ神也。

鄴の令襄疵、陰に趙王の左右に善し。趙王鄴を襲はんと謀る。襄疵常に輒ち聞きて先づこれを魏王に言ふ。魏王之れに備ふ。趙乃ち輒ち還る。(一)

(一) 襄疵は趙が征伐に來ることを知りて魏王に知らしめ、魏王之れが備を爲すにより、いつも趙王は退散するを例とす

衛の嗣君の時、令の左右に人有り、(一)縣令蓐を發する有り。(二)席弊すること甚し。嗣公還つて人をして之れに席を遺らしめて曰く、吾聞く、汝今は蓐を發して席弊すること甚し。汝に席を賜ふと。(三)縣令大に驚き、君を以て神と爲す。

(一) 人を縣令の侍者に入り込ましむ (二) 縣令病氣全快して床上をなす、然るにその席甚しく損したり (三) 君が自分の左右に人を入れ込ませある事を知らざれば、君が斯く自分の席の弊したる事を知れるを驚き、以て神となす也

襲レ鄶。先問ニ鄶之豪傑良臣辨智果敢之士一。盡與ニ其名姓一。擇ニ鄶之良田一賂レ之。爲ニ官爵之名一而書レ之。因爲設ニ壇場郭門之外一而埋レ之。釁レ之以ニ雞豭一若ニ盟狀一。鄶君以爲ニ內難一也。而盡殺ニ其良臣一。桓公襲レ鄶遂取レ之。

盡く其名姓を與け、鄶の良田を擇びて之れに賂ひ、官爵の名を爲りて之れに書し、因りて爲めに(一)壇場を郭門の外に設けて之れを埋め、之れに釁るに雞豭を以てし、盟狀の若くす。(二)(三)鄶君以て內難と爲すや、盡く其良臣を殺す。桓公鄶を襲ひて遂に之れを取る。

(一) 成功の上は良田を選びて賂るべく、官爵の名を設けて之れに任ずと書し　(二) 壇場を郭門の外に設けて此の書類を埋め雞豭の血を注ぎ盟約様の如く見せたり　(三) 鄶君は內亂の萠なりとなす

傳七。秦侏儒善ニ於荊王一而陰有ニ善荊王左右一而內重ニ於惠文君一。荊適有レ謀。侏儒常先聞レ之。以告ニ惠文君一。

傳七。秦の侏儒、荊王に善くして陰に荊王の左右に善し。而も內に惠文君に重んぜらる。(一)荊適〻謀有れば、侏儒、常に先づ之れを聞き以て惠文君に告ぐ。

(一) 楚王及其の近臣と善くして又秦の惠文君に重んぜらる。楚にて秦を伐つ謀あれば常に之れを知りて秦王に告ぐ

虞虢。乃遺之屈產之乘。垂棘之璧。女樂六。以榮其意。而亂其政。

遺り、以て其意を榮せしめて其政を亂る。

(一) 虞に屈より產する名馬と垂棘に產する玉と女樂六組を贈り虞君の心を驕らしめ且政を亂さしめ兵を以て亡ぼす

叔向之讒萇弘也。爲萇弘書。謂叔向曰。子爲我謂晉君。以與君期者。時可矣。何不亟以兵來。因佯遺其書周君之庭而急去行。周以萇弘爲賣周也。乃誅萇弘。

(二)叔向の萇弘を讒するや、萇弘の書を作り、叔向に謂ひて曰く、子、我が爲めに晉君に謂へ、君と期する所の者、時に可なり。何ぞ亟に兵を以て來らざると。因りて佯りて其書を周君の庭に遺して急に去りて行く。周、萇弘を以て周を賣ると爲し、乃ち萇弘を誅す。

(二) 晉の叔向の周の萇弘を讒殺したる手段は萇弘の僞筆を作りて叔向の宛名にして曰く、晉君に兼ねて約束したることは好時期なり速に兵を以て攻め來れと言つて與れ

鄭桓公將欲

鄭の桓公、將に鄶を襲はんと欲す、先づ鄶の豪傑良臣辨智果敢の士を問ひ、

罪一。是茂賢也。王曰。相二人敵國一而相レ賢。其不可何也。干象曰、前時。王使二邵滑之レ越。五年而能亡レ越。所二以然一者。越亂而楚治也。日者知レ用二之越一、今亡二之秦一。不二亦太亟一乎。王曰。然則爲レ之奈何。干象對曰。不レ如レ相二共立一。王曰。共立可レ相何也。對曰。共立少見レ愛幸一。長爲二貴卿一。被二王衣一含二杜若一。提二玉環一以聽二於朝一。且利二以亂レ秦矣。

の衣を被り、杜若を含み、玉環を握りて以て朝に聴く。且以て秦を亂すに利ありと。

㊀ 楚の力を以て甘茂を助けて秦に相たらしめんとす ㊁ 干象の語なり ㊂ 大は君に事ふるを知らず、小は家を治むるを知らず、ひどい奴との評判なり ㊃ 懐王の聰明と張儀の辯舌とに拘らず、之れに仕へて十官を歴て、節度なし ㊄ 其のやうな賢者を敵國の相とするに何の不都合あるか。下の「相」の字は衍文か

吳攻レ荊。子胥使三人宣二言於荊一曰。子期用。將レ擊レ之。子常用。將レ去レ之。荊人聞レ之。因用二子常一而退二子期一也。吳人擊レ之。遂勝レ之。

吳、荊を攻めんとす。子胥人をして荊に宣言せしめて曰く、(一)子期用ひらるれば將に之れを擊たんとす。子常用ひらるれば、將に之れを去らんとすと。荊人之れを聞き、因りて子常を用ひて子期を退くるや、吳人之れを擊ちて遂に之れに勝つ。

㊀ 楚が子期を用ふれば吳は楚を伐つべく、子常を用ふれば吳は去るべし

晉獻公欲レ伐二

晉の獻公、虞虢を伐たんと欲し、乃ち之れに屈產の乘、垂棘の璧、女樂六を

諫。諫必輕絶於魯。景公曰。善。乃令犁且以女樂六遺哀公。哀公樂之。果怠於政。仲尼諫不聽。去而之楚。

楚王謂干象曰。吾欲以楚扶甘茂而相之秦。可乎。干象對曰。不可也。王曰。何也。曰。甘茂少而事史擧先生。史擧上蔡之監門也。大不事君。小不事家。以苛刻聞天下。茂事之順焉。惠王之明。張儀之辨也。茂事之取十官而免於

楚王、干象に謂ひて曰く、吾楚(一)を以て甘茂を扶けて之れを秦に相とせんと欲す。可ならんか。干象對へて曰く、不可なりと。王曰く、何ぞや。曰く、甘茂(二)少にして史擧先生に事ふ。史擧は上蔡の監門なり。大は君を事とせず、小は家を事とせず苛刻を以て天下に聞ゆ。茂は之れに事へて順(三)、惠王(四)の明、張儀の辨なり。茂之れに事へて十官を取り罪に免る。是れ茂の賢なりと。王曰く、人を敵國に相として賢を相とす。其れ不可何ぞやと。干象曰く、前の時、王邵滑(五)をして越に之かしめ、五年にして能く越を亡ぼす。然る所以の者は越亂れて楚治まればなり。日者に之れを越に用ふるを知りて今之れを秦に亡ふ。亦太だ亟ならずやと。王曰く、然らば則ち之れを爲す奈何と。干象對へて曰く、共立を相とするに如かず。王曰く、共立を相とすべきは何ぞやと。對へて曰く、共立少にして愛幸せられ、長じて貴卿と爲り、王

之。王曰。敵國有二賢者一國之憂也。今荊王之使者甚賢。寡人患レ之。羣臣曰。以三王之賢聖與二國之資厚一願二荊王之賢人一。王何不三深知レ之而陰有二之。荊以爲二外用一也。則必誅レ之。

は國の憂なり。今荊王の使者甚だ賢、寡人之れを患ふと。羣臣曰く、(一)王の賢聖と國の資厚とを以て、荊王の賢人を患ふ。王何ぞ深く之れを知り、陰に之れを有せざる。(二)荊以て外用と爲すや、則ち必ず之れを誅せん。

(一)王の聰明と楚の富強とを以てし、楚に賢臣あるを恐るゝは何ぞ　(二)楚はその人の他國の用を爲すを疑ふ

仲尼爲二政於魯一。道不レ拾レ遺。齊景公患レ之。黎且謂二景公一。曰。去二仲尼一猶レ吹レ毛耳。君何不三迎レ之以二重祿高位一。遺二哀公女樂一。以驕二榮其意一。哀公必樂レ之。必怠二於政一。仲尼必

仲尼政を魯に爲し、道に遺ちたるを拾はず。齊の景公之れを患ふ。黎且、景公に謂ひて曰く、(一)仲尼を去るは猶ほ毛を吹くがごときのみ。君何ぞ之れを迎ふるに重祿高位を以てせざるか。哀公に女樂を遺りて以て其意を驕榮せば、哀公必ず之れを樂しみて必ず政を怠らん。仲尼必ず諫めん。(二)諫むれば必ず輕く魯に絕たれん。景公曰く、善しと。乃ち黎且をして女樂六を以て哀公に遺らしむ。哀公之れを樂み、果して政を怠る。仲尼諫むれども聽かず。去りて楚に之く。

(一)仲尼を去るは毛を吹くよりも易し　(二)諫めて用ひられずば手輕に魯を見限るならん

鄭君問鄭昭曰。太子亦何如。對曰。太子未生也。君曰。太子已置。而曰未生何也。對曰。太子雖置。然而君之好色不已。所愛有子。君必愛之。愛之則必欲以爲後。臣故曰。太子未生也。

鄭君、鄭昭に問ひて曰く、太子亦何如と。對へて曰く、太子未だ生れず。君曰く、太子已に置けり。而るに未だ生れずと曰ふは何ぞやと。對へて曰く、太子置けりと雖も、(一)然り而して君の色を好むこと已まず。愛する所に子有れば君必ず之れを愛せん。之れを愛すれば則ち必ず以て後と爲さんと欲す。臣故に曰く、太子未だ生れずと。

(一) それにも係らず女色を好むこと止まず

傳六。文王資費仲。而遊於紂之旁。令之間紂而亂其心。

傳六。文王、費仲に資して(一)紂の旁に遊ばしめ、之れをして紂を間して其心を亂さしむ。

(一) 金玉財寶を持たして紂王の許に入りこましめ、間諜を爲し、淫樂を勸めて紂王の心を亂さしめ後に殷を亡ぼしたり

荊王使人之秦。秦王甚禮

荊王人をして、秦に之かしむ。秦王甚だ之れを禮す。王曰く、敵國に賢者有る

刺二韓傀一而兼二哀侯一。

田恒相ㇾ齊。闞止重二於簡公一。二人相憎而欲二相賊一也。田恒因行二私惠一。以取二其國一。遂殺二簡公一而奪二之政一。

田恒、齊に相たり。闞止、簡公に重んぜられ、二人相憎みて相賊せんと欲するや、田恒因りて私惠(一)を行ひて以て其國を取り、遂に簡公を殺して之れが政を奪ふ。

(一) 私の恩惠

戴驩爲二宋太宰一。皇喜重二於君一。二人爭ㇾ事而相害也。皇喜遂殺二宋君一而奪二其政一。

戴驩、宋の太宰と爲る。皇喜、君に重んぜらる。二人(二)事を爭ひて相害するや皇喜遂に宋君を殺して其政を奪ふ

(二) 戴驩及び皇喜の二人

狐突曰。國君好ㇾ內。則太子危。好ㇾ外則相室危。

狐突(一)曰く、國君内に好めば、則ち太子危く、外に好めば、則ち相室危し。

(一) 晉の狐突の言に國君女色を好めばその子を立てんとして太子危く、外に嬖人あれば權を盗む故に大臣宰相危し

子職。商臣聞レ之。未レ察也。乃爲二其傅潘崇一曰。奈何察レ之也。潘崇曰。饗二江芉一而勿レ敬也。太子聽レ之。江芉曰。呼役夫。宜。君王之欲二廢レ女而立一レ職也。商臣曰。信矣。潘崇曰。能事レ之乎。曰。不レ能。能行乎。曰。不レ能。能擧二大事一乎。曰。能。於レ是乃起二宿營之甲一而攻二成王一。成王請下食二熊膰一而死上。不レ許。遂自殺。

欲するやと。商臣曰く、信なりと。潘崇曰く、能く之れに事ふるかと。曰く、能はず。能く行らんか、曰く、能はず。能く大事を擧ぐるか、曰く、能くせんと。是に於て乃ち宿營（四）の甲を起して成王を攻む。成王熊膰（五）を食ひて死せんことを請ふ。許されず。遂に自殺す。

(一) 公子職を太子に立てんとす (二) 商臣は聞くは聞いたが詳しく其眞否を知らず (三) 王の妹婿江芉を饗應して無禮に取り扱ふべし (四) 太子の宮を宿衞する兵を率ゐて成王を攻む (五) 熊の掌なり、成王最後の思ひ出に熊のてのひらを食ひたいといふ

韓廆二相韓哀侯一。嚴遂重二於君一。二人甚相害也。嚴遂乃令三人刺二韓廆於朝一。韓廆走レ君而抱レ之。遂

韓廆、韓の哀侯に相たり。嚴遂、君に重んぜらる。二人甚だ相害するや、嚴遂乃ち人をして韓廆を朝に刺さしむ。韓廆、君に走りて之れを抱く。遂に韓廆（一）を刺して哀侯をも兼ねたり。

(一) その刺客は韓廆を刺して同時に哀公をも刺したり

衛州吁重於衛擬於君。羣臣百姓盡畏其勢重。州吁果殺其君而奪之政。

公子朝周太子也。弟公子根甚有寵於君。君死。遂以東周叛。分爲兩國。

楚成王以商臣爲太子。既而又欲置公子職。商臣作亂。遂攻殺成王。一曰。楚成王商臣爲太子。既欲置公

衛の州吁、衛に重んぜられて君に擬す。羣臣百姓盡く其勢重(一)を畏る。州吁果して其君を殺して之れが政を奪ふ。

(一) 權勢威重なり

公子朝は周の太子なり。弟公子根甚だ君に寵有り。君死して遂に東周を以て叛き、分れて兩國(二)と爲る。

(二) 東西の兩國

楚の成王、商臣を以て太子と爲す。既にして又公子職(一)を置かんと欲す。商臣亂を作し、遂に攻めて成王を殺す。一に曰く、楚の成王、商臣を太子と爲す。既にして公子職を置かんと欲す。商臣(二)之れを聞き未だ察せず。乃ち其の傅潘崇に謂ひて曰く、奈何ぞ之れを察するやと。潘崇曰く、(三)江芊を饗して敬する勿れと。太子之れを聽く。江芊曰く、呼役夫、宜なり、君王の女を廢して職を立てんと

齊強。穰侯欲二立レ秦爲レ帝。而齊不レ聽。因請三立レ齊爲二東帝一。而不レ能レ成也。

因り㈡て齊を立てて東帝と爲さんと請ふ。成る能はざりき。

㈠穰公秦に相たりしとき齊が強し　㈡因りて先づ齊を立て、東帝とし、次に秦を帝と爲さんとしたり

傳五。晉獻公之時。驪姫貴擬二於后妻一。而欲下以二其子奚齊一代中太子申生上。因惡二申生於君一而殺レ之。遂立二奚齊一爲二太子一。

傳五。　晉の獻公の時、驪姫貴くして后妻に擬す。其の子奚齊を以て太子申生に代へんと欲す。因りて申生を君に惡し㈠て之れを殺し、遂に奚齊を立てて太子と爲す。

㈠惡しざまに申し上ぐること

鄭君已立二太子一矣。而有二所レ愛美女一。欲下以二其子一爲上レ後。夫人恐。因用二毒藥一賊レ君殺レ之。

鄭君已に太子を立つ。而も愛する所の美女有り。其の子を以て後と爲さんと欲す。夫人恐れ、因りて毒藥を用ひて君を賊し㈠て之れを殺す。

㈠賊害すること

一曰。晉平公觴レ客。少庶子進レ炙。而髮繞レ之。平公輒殺二炮人一。毋レ有二反令一。炮人呼レ天曰。嗟乎。臣有二三罪一。死而不二自知一乎。平公曰。何謂也。對曰。臣刀之利。風靡骨斷。而髮不レ斷。是臣之一死也。桑炭炙レ之。肉紅白而髮不レ焦。是臣之二死也。炙熱。又重睫。而視レ之。髮繞レ炙而目不レ見。是臣之三死也。意者堂下其有下翳二憎臣一者上乎。殺レ臣不二亦蚤一乎。

一に曰く、晉の平公客を觴し(一)、少庶子炙を進む。髮之れを繞る。平公輒ち炮人を殺さんとし、反令有る毋らしむ(二)。炮人天に呼んで曰く、嗟乎臣三罪有り。死して自ら知らざるか。平公曰く、何の謂ぞやと。對へて曰く、臣の刀の利は風靡き骨斷つ。而も髮斷たざるは、是れ臣の一死なり。桑炭にて之れを炙り、肉紅白にして髮焦けず、是れ臣の二死なり。炙熟し、又重睫にして(三)之れを視る。髮は炙を繞りて目に見えず。是れ臣の三死なり。意ふに堂下其れ臣を翳憎する(四)者有らん。臣を殺す亦蚤からずやと。

(一) 客を饗應す　(二) 何と歎願しても決して許さずと嚴しく命ず　(三) 肉が燒けてから注意して見たり　(四) 邪魔にして憎む

穰侯相レ秦而

穰侯(一)、秦に相として齊强し。穰侯、秦を立てて帝と爲さんと欲す。齊聽かず。

竊欲去倚宰人也。一日。傳侯浴湯中有礫。倚侯曰。倚浴免。則有當代者乎。左右對曰。有。倚侯曰。召而來。譙之曰。何爲置礫湯中。對曰。倚浴免。則臣得代之。是以置礫湯中。文公之時。宰臣上炙。髮繞之。文公召宰人而譙之曰。女欲寡人之哽耶。奚爲以髮繞炙。宰人頓首再拜請曰。有死罪三。援礪砥刀。利猶干將也。切肉肉斷而髮不斷。臣之罪一也。援木而貫臠。而不見髮。臣之罪二也。奉熾爐。炭火盡赤紅。而炙熟而髮不燒。臣之罪三也。堂下得無微有疾臣者乎。公曰。善。乃召其堂下譙之。果然。乃誅之。

湯中に置くと。文公の時、宰臣炙を上る。髮之れを繞る。文公宰人を召して之れを譙めて曰く、女寡人の(四)哽ぶを欲するか。奚爲れぞ髮を以て炙を繞らすと。宰人頓首再拜して請ひて曰く、死罪三有り。礪を援りて刀を砥ぐ。利は猶ほ干將のごとし。肉を切り肉斷ちて髮斷たず、臣の罪一なり。木を援りて臠を貫くに髮を見ず、臣の罪二なり。熾爐を奉じ、炭火盡く赤紅、炙熟して髮燒けず、臣の罪三なり。堂下微に臣を疾む者有る無きを得んやと。公曰く、善しと。乃ち其堂下を召し、之れを譙むるに、果して然り。乃ち之れを誅す。

(一) 韓の昭僖侯　(二) 宰人の次は大膳職の次の役人なり。倚宰は料理人の長　(三) 風呂番の役人　(四) 料理人燒肉を差上ぐ、それに髮の毛がつきたり

昭侯令人覆廩。吏果竊黍種而糶之甚多。

昭奚恤之用荊也。有燒倉廥窌者而不知其人。昭奚恤令吏執販茅者而問之。果燒也。

昭僖侯之時。宰人上食。而羹中有生肝焉。昭侯召宰人之次而譙之曰。若何爲置生肝寡人羹中。宰人頓首服死罪曰。

て黍種を竊みて之れを糶する甚だ多し。

（一）價甚だ賤賣す　（二）審問　（三）外國に澤山賣り出す

昭奚恤の荊に用ひらるゝや、倉廥の窌を燒く者有り。其人を知らず。昭奚恤吏をして茅を販ぐ者を執へて之れに問はしむ。果して燒く。

（一）茅葺の倉の穴倉なり　（二）茅を多く賣らんとして放火せるなり

昭僖侯の時、宰人食を上る。羹中に生肝有り。昭侯宰人の次を召して之れを譙めて曰く、若何爲ぞ生肝を寡人の羹中に置くか。宰人頓首して死罪に服す。曰く、竊に尚宰の人を去らんと欲するなりと。一に曰く、僖侯浴湯中に礫有り。僖侯曰く、尚浴免ずれば則ち當に代るべき者有るかと。左右對へて曰く、有り。僖侯曰く、召して來れと。之れを譙めて曰く、何爲れぞ礫を湯中に置くかと。對へて曰く、尚浴免ぜらるれば則ち臣之れに代るを得ん。是れを以て礫を

之。一日。濟陽君有少庶子者。不見知。欲入愛於君者。齊使老儒掘藥於馬梨之山。濟陽少庶子。欲以爲功。入見於君曰。齊使老儒掘藥於馬梨之山。名掘藥也。實間君之國。君殺之。是將以濟陽君抵罪於齊矣。臣請。刺之。君曰。可。於是明日得之城陰而刺之。濟陽君還益親之。

を掘るなり。實は君の國を間す。君之れを殺せ。(二)是れ將に濟陽君を以て罪に齊に抵さしめんとするなり。臣請ふ、之れを刺さんと。君の曰く、可なりと。是に於て明日之れを城陰に得て之れを刺す。(三)濟陽君還りて益〻之れを親しむ。

(二) 君が齊から罪を受くるに至らしめんとの謀計なり　(三) 濟陽君は實を知らずし却て少庶子を親愛す

傳四。陳需魏王之臣也。善於荊王。而令荊攻魏。荊攻魏。陳需因請爲魏王行解之。因以荊勢相魏。

韓昭侯之時。黍種常貴甚。

傳四。　陳需は魏王の臣なり。荊王に善し。荊をして魏を攻めしむ。荊、魏を攻む。陳需因りて、請ひて魏王の爲めに行きて之れを解き、(一)因りて荊の勢を以て魏に相たり。

(一) 和解せしむること

韓の昭侯の時、黍種常て貴きこと甚し。(二)昭侯人をして廩吏を覆せしむ。(三)果し

中山有二賤公子一。馬甚瘦車甚弊。左右有二私不レ善者一。乃爲レ之請レ王曰。公子甚貧。馬甚瘦。王何不レ益二之馬食一。王不レ許。左右因微令三夜燒二芻廐一。王以爲二賤公子一也。乃誅レ之。

中山に賤公子有り、馬甚だ痩せ、車甚だ弊る。左右に私に善からざる者有り。乃ち之れが爲めに王に請ひて曰く、公子甚だ貧、馬甚だ痩す。王何ぞ之れに馬食を益さざると。王許さず。左右因りて微に夜芻廐を燒かしむ。王以て賤公子と爲すや、乃ち之れを誅す。

● 馬の飼料を納れし廐

魏有二老儒一。不レ善二濟陽君一。客有下與二老儒一私怨者上。因攻二老儒一殺レ之。以德二於濟陽君一。曰。臣爲二其不レ善君也一。故爲レ君殺レ之。濟陽君因不レ察而賞レ

魏に老儒有り。濟陽君に善からず。客に老儒と私に怨む者有り。因りて老儒を攻めて之れを殺し以て濟陽君に德す。曰く、臣其の君に善からざるが爲めにするなり。故に君が爲めに之れを殺すと。濟陽君因りて察せずして之れを賞す。

一に曰く、濟陽君に、少庶子者の、知られずして入りて君に愛せられんと欲する者有り。齊、老儒をして藥を馬梨の山に掘らしむ。濟陽の少庶子以て功と爲さんと欲し、入りて君に見えて曰く、齊老儒をして藥を馬梨の山に掘らしむ。名は藥

尹。令尹甚愛レ之。無極因謂二令尹一曰。君愛レ宛甚。何不三一爲二酒其家一。令尹曰。善。因令三之爲二具於郄宛之家一。無極教レ宛曰。令尹甚傲而好レ兵。子必敬謹。先亟陳二兵堂下及門庭一。宛因爲レ之。令尹往而大驚曰。此何也。無極曰。君殆。去レ之。事未レ可レ知也。令尹大怒。擧レ兵而誅二郄宛一。遂殺レ之。

さざるかと。令尹曰く、善しと。因りて之れをして具を郄宛の家に爲さしむ。無極、宛を敎へて曰く、令尹甚だ傲りて兵を好む。子必ず敬謹し、先づ亟に兵を堂下及び門庭に陳ぜよと。宛因りて之れを爲す。令尹往きて大に驚きて曰く、此れ何ぞやと。無極曰く、君殆し。之れを去れ。事、未だ知るべからざるなりと。令尹大に怒り、兵を擧げて郄宛を誅し、遂に之れを殺す。

一 郄宛の家で宴會す

犀首與二張壽一爲レ怨。陳需新入不レ善二犀首一。因使三人微殺二張壽一。魏王以爲二犀首一也。乃誅レ之。

犀首、張壽と怨を爲す。陳需新に入り犀首と善からず。因りて人をして微かに張壽を殺さしむ。魏王以て犀首と爲すや、乃ち之れを誅す。

一 魏將公孫衍のこと

而劓₂美人₁。一曰、魏王遺₂荊王美人₁。荊王甚悦ㇾ之。夫人鄭袖知₂王悦₁ㇾ愛ㇾ之也。亦悦₂愛之₁甚₂於王₁。衣服玩好擇₂其所ㇾ欲爲ㇾ之。王曰、夫人知₃我愛₂新人₁也。其悦₂愛之₁甚₂於寡人₁。此孝子所₂以養ㇾ親、忠臣之所₂以事ㇾ君也。夫人知₃王之不₂以ㇾ己爲ㇾ妬也。因謂₂新人₁曰、王甚悦₂愛子₁。然惡₂子之鼻₁。子見ㇾ王常掩ㇾ鼻。則王長幸ㇾ子矣。於ㇾ是新人從ㇾ之。毎ㇾ見ㇾ王常掩ㇾ鼻。王謂₂夫人₁曰、新人見₂寡人₁常掩ㇾ鼻、何也。對曰、不₂己知₁也。王強問ㇾ之。對曰、頃嘗言ㇾ惡ㇾ聞₂王臭₁。王怒曰、劓ㇾ之。夫人先誡₂御者₁曰、王適有ㇾ言、必可ㇾ從ㇾ命。御者因揄ㇾ刀而劓₂美人₁。

るごとに常に鼻を掩ふ。王、夫人に謂ひて曰く、新人、寡人に見えて常に鼻を掩ふは何ぞやと。對へて曰く、(三)己知らざるなりと。王強ひて之れを問ふ。對へて曰く、頃常て王の臭を聞くを惡むと言ふと。王怒りて曰く、之を劓れと。夫人先きに御者を誡めて曰く、王、適〻言ふ有れば必ず命に從ふ可しと。御者因りて刀を揄きて美人を劓る。

(一) 楚の懐王　(二) 王の言はれた通りにせよ　(三) 一説に「之」(コレチ)の誤とす

費無極荊令尹之近者也。郄宛新事₂令

費無極は荊の令尹の近き者なり。郄宛新に令尹に事へ、令尹甚だ之れを愛す。無極因りて令尹に謂ひて曰く、君宛を愛する甚し。何ぞ一たび酒を其の家に爲

有鄭袖者。荊王新得美女。鄭袖因敎之曰。王甚喜人之掩口也。爲近王必掩口。美女入見近王。因掩口。王問其故。鄭袖曰。此固言惡王之臭。及王與鄭袖美女三人坐。袖因先誡御者曰。王適有言。必亟聽從王言。美女前近王。甚數掩口。王勃然怒。曰劓之。御因揄刀

之れに敎へて曰く、王甚だ人の口を掩ふを喜ぶ。爲し王に近かば必ず口を掩へと。美女入りて見えて王に近く。因りて口を掩ふ。王其故を問ふ。鄭袖曰く此れ固より王の臭を惡むと言ふ。王鄭袖美女と三人坐するに及び、袖因りて先づ御者を誡めて曰く、王適〻言ふ有れば必ず亟に王言に聽從せよと。美女前みて王に近く。甚だ數〻口を掩ふ。王、勃然として怒りて曰く、之れを劓れと。御、因りて刀を揄きて美人を劓ると。一に曰く、魏王、荊王に美人を遺る。荊王甚だ之れを悅ぶ。夫人鄭袖は王の之れを悅愛するを知るや、亦之れを悅愛する王より甚し。衣服玩好其の欲する所を擇びて之れを爲す。王曰く、夫人我が新人を愛するを知るや、其の之れを悅愛する寡人より甚し。此れ孝子、親を養ふ所以忠臣の君に事ふる所以なりと。夫人、王の己を以て妬むと爲さざるを知るや、因りて新人に謂ひて曰く、王甚だ子を悅愛す。然れども子の鼻を惡む。子、王に見ゆるに常に鼻を掩はば則ち王長く子を幸せんと。是に於て新人之れに從ひ、王を見

魏王臣二人不レ善ニ濟陽君一。濟陽君因僞令下人矯ニ王命一而謀上レ攻レ己。王使ニ人問ニ濟陽君一曰。誰與恨。對曰。無ニ敢與恨一。雖レ然嘗與ニ二人一不レ善。不レ足ニ以至ニ於此一。王問ニ左右一。左右曰。固然。王因誅ニ二人者一。

魏王の臣二人濟陽君に善からず。濟陽君因りて僞りて人をして王命を矯めて己を攻むるを謀らしむ。王人をして濟陽君に問はしめて曰く、誰と與に恨むと。對へて曰く、敢て與に恨む無し。然りと雖も、嘗て二人と善からず。以て此に至るには足らず。王左右に問ふ。左右曰く、固より然りと。王因りて二人の者を誅す。

㊀ 王命といつはること

季辛與ニ爰騫一相怨。司馬喜新與ニ季辛一惡。因微令ニ人殺ニ爰騫一。中山之君以爲ニ季辛一也。因誅レ之。

季辛、爰騫と相怨む。司馬喜新に季辛と惡む。因りて微に人をして爰騫を殺さしむ。中山の君以て季辛と爲すや、因りて之れを誅す。

㊀ 新に仲し惡くなりしなり

荊王所レ愛妾

荊王愛する所の妾に鄭袖といふ者有り。荊王新に美女を得たり。鄭袖因りて

以レ韓輔ニ我於魏一。我請。以レ魏待ニ子於韓一。臣長用レ魏、子常用レ韓。

は常に韓に用ひられん。

㊀ 重く待遇するなり

傳三。齊中大夫有ニ夷射者一。御ニ飲於王一。醉甚而出倚ニ於郎門一。門者刖跪請曰。足下無レ意レ賜ニ之餘瀝一乎。夷射曰。叱去。刑餘之人何事。乃敢乞ニ飲長者一。刖跪走退。及ニ夷射去一。刖跪因捐ニ水郎門霤下一類ニ溺者之狀一。明日王出而訶レ之曰。誰溺ニ於是一。刖跪對曰。臣不レ見也。雖レ然昨日中大夫夷射立ニ於此一。王因誅ニ夷射一而殺レ之。

傳三。齊の中大夫夷射といふ者有り。飲に王に御す。醉ひ甚しくして出で郎門(一)に倚る。門者刖跪(二)請ひて曰く、足下之れに餘瀝を賜ふに意無きか。夷射曰く、叱去れ、刑餘の人何事か、乃ち敢て飲を長者に乞ふ。刖跪走り退く。夷射の去るに及びて、刖跪因りて水を郎門の霤下(三)に捐て、溺者(四)の狀に類す。明日王出でて之れを訶して曰く、誰か是に溺す。刖跪對へて曰く、臣見ざるなり。然りと雖も昨日中大夫夷射此に立つと。王因りて夷射を誅して之れを殺す。

㊀ 郎門は正門なり ㊁ 刖跪は一說名とするも足の意にて刖足に同じ ㊂ 霤下は雨落 ㊃ 小便

呂倉魏王之臣也。而善於秦荊。微諷秦荊。令之攻魏。因請行和。以自重也。

呂倉は魏王の臣なり。秦荊に善し。(一)秦荊を微諷して之れをして魏を攻めしめ、因りて請ひて和を行ひ以て自ら重くせり。

(一) 仲善し

宋石魏將也。衛君荊將也。兩國構難。二子皆將。宋石遺衛君書曰。二君相當。兩旗相望。唯毋一戰。戰必不兩存。此乃兩主之事也。與子無有私怨也。善者相避也。

宋石は魏の將なり。衛君は荊の將なり。兩國難を構ふ。二子皆將たり。宋石、衛君に書を遺りて曰く、二君相當り、兩旗相望む。唯一戰する毋れ。戰へば必ず兩存せず。(一)此れ乃ち兩主の事なり。子と私怨有るなし、(二)善しとせば相避けん。

(一) 此戰爭は兩國君の事なり　(二) 我言をよしせば互に避けて戰はぬ方がよろしからん

白圭相魏。暴譴相韓。白圭謂暴譴曰。子

白圭、魏に相たり。暴譴、韓に相たり。白圭、暴譴に謂ひて曰く、子韓を以て我を魏に輔けよ。我請ふ、魏を以て子を韓に待たん。(一)臣は長く魏に用ひられ、子

禍也。以吳予越。再拜受之。不可許也。太宰嚭遺大夫種書曰。狡兎盡則良犬烹。敵國滅則謀臣亡。大夫何不釋吳而患越乎。大夫種受書讀之。太息而歎曰。殺之。越與吳同命。

れを讀み、太息して歎じて曰く、之を殺せ(五)、越吳と命を同じくせんと。

(一) 越王勾踐吳、王夫差 (二) 吳の太宰嚭、越の大夫種 (三) 外患なくなれば宰相は無用とせらるる意 (四) 吳を敵して長く存し、越の患となし君は謀臣として用ひられぬ方よからん (五) 使者を殺せ。此以下脫文あるに似たり

大臣牛從趙謂申不害於韓曰。以韓重我於趙。請以趙重子於韓。是子有兩韓。我有兩趙。

大臣牛、趙より申不害に韓に謂ひて曰く、韓を以て我を趙に重くせよ(一)。請ふ趙を以て子を韓に重くせん。是れ子兩韓有り。我兩趙有るなり。

(一) 韓の力を以て我を趙に重からしめよ、我は趙の力を以て子を韓に重からしめん

司馬喜中山君之臣也。而善於趙。常以中山之謀。微告趙王。

司馬喜は中山の君の臣なり。趙に善し。常に中山の謀を以て微(一)に趙王に告ぐ。

(一) 內密に

叔恐三王之相二公仲一也。使二齊韓約而攻一レ魏。公叔因内二齊軍於鄭一。以劫二其君一。以固二其位一。而信二兩國之約一。

鄭に内れて以て其君を劫して以て其位を固くし而して兩國の約を信ず。

（一）公叔は齊軍を韓に引き入れ韓王を劫して自ら其位を固め且兩國の約束を堅くす

翟璜魏王之臣也。善二於韓一。乃召二韓兵一。令二之攻一レ魏。因請爲二魏王一構レ之。以自重也。

翟璜は魏王の臣なり。韓に善し、乃ち韓兵を召き、之れをして魏を攻めしめ、因りて請ひて魏王の爲めに之れを構し、（一）以て自ら重くするなり。

（一）和睦を媾ず

越王攻二呉王一。呉王謝而告レ服。越王欲レ許レ之。范蠡大夫種曰。不可。昔天以レ越予レ呉。呉不レ受。今天反二夫差一。亦天

越王、呉王を攻む。呉王謝して服を告ぐ。越王之れを許さんと欲す。范蠡・大夫種（二）曰く、不可、昔、天越を以て呉に予ふ。呉受けず。今天、夫差に反す。亦天の禍するなり。呉を以て越に予ふ。再拝して之れを受け、許すべからざるなりと。太宰嚭、大夫種に書を遺りて曰く、（三）狡兎盡きて則ち良犬烹られ、敵國滅びて則ち謀臣亡ぶ。大夫何ぞ（四）呉を釋して越を患しめざるかと。大夫種書を受けて之

魯孟孫叔孫季孫相ニ戮力一。劫ニ昭公一。遂奪ニ其國一而擅ニ其制一。魯三桓偪。昭公攻ニ季孫氏一。而孟孫氏叔孫氏相與謀曰。救レ之乎。叔孫氏之御曰。我家臣也。安知ニ公家一。凡有ニ季孫一與レ無ニ季孫一。於レ我孰利。皆曰。無ニ季孫一必無ニ叔孫一。然則救レ之。於レ是撞ニ西北隅一而入。孟孫見ニ叔孫之旗入一。亦救レ之。三桓爲レ一。昭公不レ勝。逐レ之死ニ於乾侯一。

魯の孟孫・叔孫・季孫力を相戮せて昭公を劫し、遂に其國を奪ひて其制を擅にす。魯の三桓偪る。昭公、季孫氏を攻む。而して孟孫氏・叔孫氏相與に謀りて曰く、之れを救はんかと。叔孫氏の御曰く、(一)我は家臣なり。安んぞ公家を知らんや。凡そ季孫有ると季孫無きと、我に於て孰れか利なる。皆曰く、季孫無ければ必ず叔孫無し。然らば則ち之れを救はんと。是に於て西北隅を撞きて入る。孟孫も叔孫の旗入るを見て亦之れを救ふ。三桓一と爲り、昭公勝たず。(二)之れを逐ひ、乾侯に死す。

(一) 吾は陪臣故公家の事は知らぬ　(二) 三桓昭公を逐出し乾侯の地に死せしむ

公叔相レ韓。而有レ功レ齊。公仲甚重ニ於王一。公

公叔、韓に相たり。齊に功有り。公仲甚だ王に重んぜらる。公叔、王の公仲を相とするを恐るゝや、齊韓をして約して魏を攻めしむ。(一)公叔、因りて齊軍を

出ㇾ門。吾屬佯不ㇾ見也。於ㇾ是公子從二其計一。疾走出ㇾ門。李曰。是何人也。家室皆曰。無ㇾ有。季曰。吾見ㇾ鬼乎。婦人曰。然。爲ㇾ之奈何。曰。取二五姓之矢一浴ㇾ之。季曰。諾。乃浴以ㇾ矢。一曰。浴以二蘭湯一。

傳二。衞人有二夫妻禱者一。而祝曰。使三我無ㇾ故得二百束布一。其夫曰。何少也。對曰。益ㇾ是子將二以買一ㇾ妾。

荊王欲ㇾ宦二諸公子於四鄰一。戴歇曰。不可。宦二公子於四鄰一。四鄰必重ㇾ之。曰。子出者重。重則必爲二所ㇾ重之國一黨。則是敎二子於外市一也。不ㇾ便。

傳二。衞人夫婦禱る者有り。祝して曰く、我をして故無くして百束の布を得しめよと。其夫曰く、何ぞ少きやと。對へて曰く、是より益せば子將に以て(一)妾を買はんと。

(一)妾を蓄へんと

荊王、諸公子を四鄰(一)に宦せんと欲す。戴歇曰く、不可なり。公子を四鄰に宦せば、四鄰必ず之れを重んぜん。(二)曰く、子出づる者は重く、重ければ則ち必ず重んぜらるゝの國の爲めに黨せん。則ち是れ子に(三)外市を敎ふるなり、便ならず。

(一)諸公子を四鄰の國々に仕官せしめんとす　(二)曰は公の誤か。公子の出でゝ宦する者は重く、重ければ重ぜらるゝ國に黨すべし　(三)公子に外交して利を得ることを敎ふるので不都合なり

燕人無レ惑。故浴二狗矢一。燕人其妻有二私通一於士一。其夫早自レ外而來。士適出。夫曰。何客也。其妻曰。無レ客。問二左右一。左右言。無レ有。如レ出二一口一。其妻曰。公惑易也。因浴レ之以二狗矢一。一曰。燕人李季好二遠出一。其妻私有レ通二於士一。季突至。士在二内中一。妻患レ之。其室婦曰。令二公子裸而解レ髮直

(一)燕人惑ふ無きに、故に狗矢を浴す。燕人其妻私に士に通ずる有り。其夫早く外より來る。士、適ゝ出づ。夫曰く、何の客ぞやと。其妻曰く、客無しと。左右に問ふ。左右言ふ有る無しと。一口に出づるが如し。其の妻曰く、(二)公は惑易するなりと。因りて之れに浴するに狗矢を以てす。一に曰く、燕人李季遠出を好む。其の妻私に士に通ずる有り。季突として至る。士内中に在り。妻之れを患ふ。(三)其室婦曰く、公子をして裸にして髮を解き直に門を出でしめよ。吾屬佯りて見ずといはんと。是に於て公子其計に從ひ、疾く走りて門を出づ。季曰く、是れ何んぞやと。家室皆曰く、有る無しと。季曰く、吾鬼を見しかと。婦人曰く、然り。之れを爲す奈何。曰く、(四)五姓の矢を取りて之れを浴せよと。季曰く、諾すと。乃ち浴するに矢を以てす。一に曰く、浴するに(五)蘭湯を以てすと。

(一) 燕人物の狂に魅せられしにあらざるにわざと犬の糞汁あびたる話　(二) あなたは物の怪につかれてゐるべし
(三) 室婦は下婢の長なり　(四) 姓は牲に作るべし、五種の獸の糞汁なり　(五) 蘭湯は香湯なり

大臣貴重。敵主爭事。外市樹黨。下亂國法。上以劫主。而國不危者。未嘗有也。公曰。善。乃誅三卿。胥僮長魚矯又諫曰。夫同罪之人。偏誅而不盡。是懷怨而借之間也。公曰。吾一朝而夷三卿。予不忍盡也。長魚矯對曰。公不忍之。彼將忍公。公不聽。居三月。諸卿作難。遂殺厲公而分其地。

る者は未だ嘗て有らざるなりと。公曰く、善しと。乃ち三卿を誅す。胥僮・長魚矯又諫めて曰く、夫れ同罪の人、偏誅して盡さざるは、是れ怨を懷きて之れに間を借すなりと。公曰く、吾一朝にして三卿を平ぐ。予盡すに忍びざるなりと。長魚矯對へて曰く、公之れに忍びずとも、彼將に公に忍びんとすと。公、聽かず。居ること三月、諸卿難を作して、遂に厲公を殺して其地を分つ。

㊀ 六卿は郤・欒・中行及び韓魏趙の六氏　㊁ 外國と結托し且つ私黨を立つ

州侯相荊。貴而主斷。荊王疑之。因問左右。左右對曰。無有。如出一口也。

州侯荊に相たり。貴くして斷を主とす。荊王之れを疑ふ。因りて左右を問ふ。左右對へて曰く、有る無しと。一口に出づるが如きなり。

㊀ 政を專斷す

於魚一。賞罰者利器也。君操レ之以制レ臣。臣得レ之以擁レ主。故君先見レ所レ賞。則臣鬻レ之以爲レ德。君先見レ所レ罰。則臣鬻レ之以爲レ威。故曰。國之利器。不レ可二以示一レ人。

(一)權勢威重は人主の命を托する淵なり　(二)臣下は權勢威重の中に住む魚の如し　(三)表より云ふをはゞかる故に魚に譬へたるなり　(四)主の聰明をふさぐ

靖郭君相レ齊。與二故人一久語。則故人富。懷二左右刷一。則左右重。久語懷レ刷小資也。猶以成レ富。況於二吏勢一乎。

靖郭君、齊に相たり。(一)故人と久しく語れば則ち故人富み、(二)左右の刷を懐にすれば則ち左右重し。久しく語り、刷を懐にするは(三)小資なり。猶ほ以て富を成す。況んや吏の勢あるに於てをや。

(一)舊知の人と長座して語ればその人は君の寵臣と思はれて富む　(二)左右の侍臣毛をとかす髪刷（ハケ）を懐にすれば君の昵近と思はれて他から重く思はる　(三)些細のことなり

晉厲公之時。六卿貴。胥僮長魚矯諫曰。

晉の厲公の時、(一)六卿貴し。胥僮・長魚矯諫めて曰く、大臣貴重にして主に敵し、爭ひて(二)外市樹黨を事とすれば、下國法を亂し、上以て主を劫し、國危からざ

此謂二劇攻一。參伍既用二於內一。觀聽又行二於外一、則敵僞得。其說在三秦侏儒之告二惠文君一也。故襄疵言レ襲レ鄴、而嗣公賜二令蓆一。

鄴を襲ふを言ひて、嗣公、令に蓆(一)を賜ふ。

○(一)しきもの

右經

傳一。勢重者人主之淵也。臣者勢重之魚也。魚失二於淵一而不レ可二復得一也。人主失二其勢重於臣一而不レ可二復收一也。古之人難二正言一。故託二之

傳一。勢重(一)は人主の淵なり。臣は勢重の魚なり。魚淵を失へば復得べからざるなり。人主(二)其勢重を臣に失へば復收むべからざるなり。古の人正言(三)を難んず。故に之れを魚に託す。賞罰は利器なり。君之れを操れば以て臣を制す。臣之れを得れば以て主(四)を擁す。故に君先づ賞する所を見せば則ち臣之れを鬻ぎて以て德と爲し、君先づ罰する所を見はせば則ち臣之れを鬻ぎて以て威と爲す。故に曰く、國の利器は以て人に示すべからずと。

敵之所レ務。在二淫レ察而就一レ靡。人主不レ察。則敵廢置矣。故文王資二費仲一而秦王患二楚使一。黎且去二仲尼一而干象沮二甘茂一。是以子胥宣言而子常用。内二美人一而虞虢亡。佯遺レ書而萇弘死。用二雞猳一而鄶傑盡。

敵の務むる所は、察を淫して靡を就すに在り。人主察せざれば則ち敵廢置す。故に文王は費仲に資(一)して秦王は楚使を患へ、黎且、仲尼を去りて、于象、甘茂を沮む。是を以て子胥宣言して子常用ひらる。美人を内れて虞虢亡び、佯りて書を遺りて萇弘死し、雞猳を用ひて鄶傑盡く。

(一) 費用を給すること

參疑廢置之事。明主絶二之於内一。而施二之於外一。資二其輕者一。輔二其弱者一。

廟攻七

參疑、廢置の事、明主之れを内に絶ち、之れを外に施し、其輕き者を資け、其弱き者を輔く。此を廟攻と謂ふ。參伍既に内に用ひられ、觀聽又外に行はるれば則ち敵僞得らる。其說秦の侏儒の恵文君に告ぐるに在るなり。故に褒疵

參疑五

參疑の勢は亂の由りて生ずる所なり。故に明主之れを愼む。是を以て晉の驪姫は太子申生を殺し、鄭の夫人は毒藥を用ひ、衞の州吁は其の君完を殺し、公子根は東周を取り、王子職甚だ寵有り。商臣果して亂を作し、嚴遂、韓廆、爭ひて哀侯果して賊に遇ひ、田常、闞止、戴驩・皇喜敵して、宋君・簡公殺さる。其の說、孤突の二好を稱すると、鄭昭の未生を對ふるとに在るなり。

○參は雜、疑は似、君臣、嫡庶、妻妾の相並びて別なきをいふ

參疑之勢。亂之所₂由生₁也。故明主愼ㇾ之。是以晉驪姫殺₂太子申生₁。而鄭夫人用₂毒藥₁。衞州吁殺₂其君完₁。公子根取₂東周₁。王子職甚有ㇾ寵。而商臣果作ㇾ亂。嚴遂韓廆爭而哀侯果遇ㇾ賊。田常闞止戴驩皇喜敵而宋君簡公殺。其說在₃孤突之稱₂二好₁、與₃鄭昭之對₂未生₁也。

廢置六

言ㇾ惡ㇾ臭而新人劓。費無忌教ニ郄宛一而令尹誅。陳需殺ニ張壽一而犀首走。故燒ニ芻廥一而中山罪。殺ニ老儒一濟陽賞也。

有反四

事起而有ㇾ所ㇾ利。其尸主ㇾ之。有ㇾ所ㇾ害。必反察ㇾ之。是以明主之論也。國害則省其利者。臣害則察ニ其反者一。其說在ㇾ楚兵至而陳需相。黍種貴而廩吏覆上。是以昭奚恤執ㇾ販ㇾ茅而僖侯譙ニ其次一。文公髮繞ㇾ炙。而穰侯請ㇾ立ㇾ帝。

事起りて利する所有り。其尸之れを主る。害する所有り。必ず反りて之れを察す。是れを以て明主の論や、國害あれば則ち其利する者を省み、臣害あれば則ち其の反する者を察す。其の說、楚兵至りて、陳需、相とし、黍種、貴くして廩吏、覆せらるゝに在り。是を以て昭奚恤、茅を販ぐを執へて僖侯其次を譙め、文公は髮炙を繞りて(一)穰侯帝を立てんと請ふ。

● 炙に髮の毛の肉からみつきたるを見て

不ㇾ闚二國患一。其說在二衞人之妻夫禱祝一也。故戴歇議二子弟一而三桓劫二昭公一。公叔內二齊軍一。而翟黃召二韓兵一。太宰嚭說二大夫種一。大成牛敎二申不害一。司馬喜告二趙王一。呂倉規二秦楚一。宋石遺二衞君書一。白圭敎二暴譴一。

宋石、衞君に書を遺り、白圭、暴譴に敎ふ。

㊀いのること

似類之事。人主之所二以失ㇾ誅。而大臣之所二以成ㇾ私也。是以門人捐ㇾ水而夷射誅。濟陽自矯。而二人罪。司馬喜殺二爰騫一而季辛死。鄭袖

似類　三

似類の事は、人主の誅を失ふ所以にして、大臣の私を成す所以なり。是を以て門人水を捐てて夷射誅せられ。濟陽自ら矯めて二人罪せらる。司馬喜、爰騫を殺して季辛死し、鄭袖臭を惡むと言ひて新人劓らる。費無忌、郄宛に敎へて令尹誅せられ、陳需、張壽を殺して、犀首走る。故に芻廥㊁を燒いて中山罪せられ、老儒を殺して濟陽賞せらる。

㊁馬の秣草小屋

故臣得借。則力多。力多則內外爲用。內外爲用。則人主壅。其說在老聃之言失魚也。是以人主久語而左右鬻懐刷。其患在胥僮之諫厲公與州侯之一言。而燕人浴矢也。

塞がる。其說老聃の魚を失ふと言ふに在るなり。是れを以て人主久しく語りて左右刷を懐にするを鬻ぐ。其患胥僮の厲公を諫むると、州侯の一言と、燕人矢を浴するとに在り。

(一) 糞をあびせ掛く

君臣之利異。故人臣莫忠。故臣利立而主利滅。是以姦臣者。召敵兵以內除。擧外事以眩主。苟成其私利。

利異　二

君臣の利異なり。故に人臣忠なる莫し。故に臣利立ちて主利滅す。是れを以て姦臣は敵兵を召きて以て內に除き、外事を擧げて以て主を眩し、苟も其私利を成して國患を顧みず、其說衞人の妻夫禱祝するに在るなり。故に戴歇、子弟を議し、三桓、昭公を刼し、公叔、齊軍を內れて、翟黃韓兵を召き、太宰嚭、大夫種に說き、大成牛、申不害に敎へ、司馬喜、趙王に告げ、呂倉、秦楚を規し、

六微。一曰。權借在下。二曰。利異外借。三曰。託於似類。四曰。利害有反。五曰。參疑內爭。六曰。敵國廢置。此六者主之所察也。

權勢不可以借人。上失其一。臣以爲百。

巻十

内諸説下

六微

六微。一に曰く、權借して下に在り。二に曰く、利異にして外に借る。三に曰く、似類に託す。四に曰く、利害反する有り。五に曰く、參疑すれば内に爭ふ。六に曰く、敵國廢置。此の六は主の察する所なり。

㊁ 疑りまぎらはしきこと

權借一

權勢は以て人に借すべからず。上其一を失へば臣以て百と爲す。故に臣借るを得ば則ち力多し。力多ければ則ち内外用を爲す。内外用を爲せば則ち人主

子產離ㇾ之。而無ㇾ使ㇾ得ㇾ通ㇾ辭。倒二其言一以告而知ㇾ之。

衞嗣公使三人爲ㇾ客過二關市一。關市苛二難之一。因事二關市一以ㇾ金與。關吏乃舍ㇾ之。嗣公爲二關吏一曰、某時有ㇾ客。過二而所一。與二汝金一。而汝因遣ㇾ之。關吏乃大恐。而以二嗣公一爲二明察一。

倒にして以て告げて之れを知る。

（一）甲の言を乙につげ、乙の言を甲に告げ兩人の實情を知り得たり。

衞の嗣公人をして客と爲りて關市を過ぎしむ。關市之れを苛難す。因りて關市に事へ金を以て與ふ。關吏乃ち之れを舍す。嗣公關吏に爲ひて曰く、某の時客有り。而の所を過ぎ、汝に金を與ふ。汝因りて之れを遣ると。關吏乃ち大に恐れ、嗣公を以て明察と爲す。

（一）關門と市門皆吏を置きて旅人を調ぶ

謗樛豎以知之。淖齒聞齊王之惡己也。乃矯爲秦使。以知之。

之れを知る。

一 樛豎をそしると僞憤りて、今に見ろ汝は王に疑はるゝによりひどひ目に逢はすといふ。即ちその實なるを知る

齊人有欲爲亂者。恐王知之。因詐逐所愛者。令走王知之。

齊人亂を爲さんと欲する者有り。王の之れを知るを恐る。因りて詐りて愛する所の者を逐ひ、王に走らしめて之れを知る。

一 王の所へ逃げ込ましめその者より王の實情を知り得たり

子之相燕。坐而佯言曰。走出門者。何白馬也。左右皆言。不見。有一人走追之報曰。有。子之以此知左右之不誠信。

子之、燕に相たり。坐して佯りて言ひて曰く、走りて門を出づる者は何の白馬ぞと。左右皆言ふ、見ずと。一人有り走りて之れを追ひ報じて曰く、有りと。子之此れを以て左右の誠信ならざるを知る。

一 宰相

有相與訟者。

相與に訟ふる者有り。子産之れを離して辭を通ずるを得しむる無く、其言を

吏曰。吾知ニ吏不ㇾ事ㇾ事也。曲杖甚易也。而吏不ㇾ能ㇾ得。我令ニ人。求ㇾ之。不ㇾ移ㇾ日而得ㇾ之。豈可ㇾ謂ㇾ忠哉。吏乃能悚ニ懼其所一。以ㇾ君爲ニ神明一。

と。吏乃ち能く其所に悚懼し、君を以て神明と爲す。

㊀ 曲れる杖

卜皮爲ニ縣令一。其御吏汚穢而有ニ愛妾一。卜皮乃使ニ少庶子佯愛ㇾ之。以知ニ御吏陰情一。

卜皮、縣の令と爲る。其御吏(一)汚穢にして愛妾有り、卜皮、乃ち少庶子(二)をして佯りて之れを愛せしめ、以て御吏の陰情を知る。

㊀ 御吏か鄕吏かの誤ならん　㊁ 少庶子は官名なり、縣令の屬官

西門豹爲ニ鄴令一。佯亡ニ其車轄一。令ニ吏求ㇾ之。不ㇾ能ㇾ得。使ニ人求ㇾ之而得ニ之家人屋間一。

西門豹、鄴の令と爲り、佯りて其車轄(一)を亡ふ。吏をして之れを求めしめ、得る能はず、人をして之れを求めしめ之れを家人の屋間に得たり。

㊀ 車のくさび

傳七。陽山君相ㇾ衞。聞ニ王之疑ㇾ己也。乃僞ニ

傳七。陽山君、衞に相たり。王の己を疑ふを聞くや、乃ち樛豎(一)を僞謗して以て之れを知る。淖齒、齊王の己を惡むを聞くや、乃ち矯りて秦の使と爲し以て

侯曰。雖然何見。曰。南門之外。有黄犢食苗道左者。昭侯謂使者。毋敢洩吾所問於女。乃下令曰。當苗時禁牛馬入田中。固有令而吏不以爲事。牛馬甚多入田中。亟擧其數上之。不得。將重其罪。於是三鄕擧而上之。昭侯曰。未盡也。復往審之。乃得南門之外黄犢。吏以昭侯爲明察。皆悚懼其所而不敢爲非。

數を擧げて之れを上れ、得ざれば將に其罪を重くせんとすと。是に於て三鄕擧げて之れを上る。昭侯曰く、未だ盡さざるなりと。復往きて之れを審にす。乃ち南門の外の黄犢を得たり。吏、昭侯を以て明察と爲し、皆其所に悚懼し、敢て非を爲さず。

㈠ 爪を剪る也　㈡ 黄色の兒牛なり

周主下令索曲杖。吏求之數日。不能得。周主私使人求之。不移日而得之。乃謂

周主、令を下して曲杖㈠を索む。吏之れを求むる數日にして得る能はず、周主私に人をして之れを求めしめ日を移さずして之れを得たり。乃ち吏に謂ひて曰く、吾吏の事を事とせざるを知る。曲杖甚だ易きなり。而も吏得る能はず。我れ人をして之れを求めしめしに日を移さずして之れを得たり。豈忠と謂ふべけんや

見也。對曰。市南門之外。甚衆牛車。僅可以行耳。太宰因誡使者。無敢告人吾所問於女。因召市吏而誚之曰。市門之外。何多牛屎。市吏甚怪太宰知之疾也。乃悚懼其所也。

誚めて曰く、市門の外何ぞ牛屎多きと。市吏甚だ太宰之れを知るの疾きを怪む。乃ち其所に悚懼(一)するなり。

(一) 恐縮すること

傳六。韓昭侯握爪。而佯亡一爪。求之甚急。左右因割其爪而效之。昭侯以此察左右之不誠。韓昭侯使騎於縣。使者報昭侯。問曰。何見也。對曰。無所見也。昭

傳六。 韓の昭侯(一)爪を握る。佯りて一爪を亡ふ。之れを求むる甚だ急なり。左右因りて其の爪を割きて之れを效す。昭侯此を以て左右の臣誠ならざるを察す。韓の昭侯騎を縣に使す。使者、昭侯に報ず。問ひて曰く、何を見たるかと。對へて曰く、見る所無きなりと。昭侯曰く、然りと雖も何を見たるか。曰く、南門の外に黄犢(二)苗を道左に食ふ者有りと。昭侯使者に謂ふ。敢て吾が女に問ふ所を洩す毋れと。乃ち令を下して曰く、苗時に當りて牛馬の人の田中に入るを禁ずと。國に令有りて吏以て事と爲さず、牛馬甚だ多く人の田中に入る。亟に其

不レ見二轀車一。見レ有下奉レ笥而與二李史一語者上。有レ間。李史受レ笥。

周主亡二玉簪一。令二吏求一レ之。三日不レ能レ得也。周主令三人求二而得下之家人之屋間上。周主曰。吾知二吏之不一レ事レ事。求レ簪三日。不レ得レ之。吾令二人求一レ之。不レ移レ日而得レ之。於レ是吏皆悚懼。以爲君神明也。

周主玉簪(一)を亡ふ。吏をして之れを求めしむ。三日にして得る能はざるなり。周主人をして之れを求めしめて之れを家人(二)の屋間に得たり。周主曰く、吾吏の事を事とせざるを知る。簪を求むる三日にして之れを得ず。吾人をして之れを求めしめ、日を移さずして之れを得たりと。是に於て吏皆悚懼し、以爲らく君は神明なりと。

(一) かんざし　(二) 民家

商太宰使二少庶子之一レ市。顧反而問レ之曰。何見二於市一。對曰。無レ見也。太宰曰。雖レ然何

商の太宰少庶子をして市に之かしむ。顧反して之れに問ひて曰く、何をか市に見る。對へて曰く、見るなきなりと。太宰曰く、然りと雖も何をか見たると。對へて曰く、市の南門の外甚だ牛車衆く、僅に以て行くべきのみ。太宰因りて使者を誡めて、敢て人に吾が女に問ふ所を告ぐる無かれと。因りて市吏を召して之れを

其處甚劇。臣恐弛レ之。而不レ聽。奈何。王曰。必弛ニ易之一矣。

傳五。龐敬縣令也。遣ニ市者行。而召ニ公大夫一而還レ之。立有レ間。無ニ以詔一レ之。卒遣レ行。市者以爲令與ニ公大夫一有レ言。不ニ相信一。以至レ無レ姦。

傳五。龐敬は縣令なり。市者をして行らしめて、公大夫を召して之れを還す。立たしむること間あり。以て之れに詔ぐる無く、卒に行かしむ。市者以爲へらく、令、公大夫と言有りと。相信ぜず。以て姦無きに至る。

㊀縣令となりて巡視せしとき市人を去らしめして公大夫の市に居るものを召し返して相對す ㊁公大夫が祕密の話にあらずと辯解しても信ぜず

戴驩宋太宰。夜使レ人曰。吾聞下數夜有ニ乘ニ轀車一至ニ李門一者上。謹爲レ我伺レ之。使人報曰。

戴驩は宋の太宰なり。夜人を使して曰く、吾數夜轀車に乘じて李史の門に至る者あるを聞く、謹んで我が爲めに之れを伺へと。使人報じて曰く、轀車を見ず。笥を奉じて李史と語る者あるを見る。間有りて李史笥を受けたりと。

㊀轀車は覆(ほろ)をかけたる車 ㊁笥は食器

王今割二河東一而講。三國歸。王必曰。三國固且レ去矣。吾特以二三城一送レ之。不レ講。三國入也。入レ韓則國必大擧矣。王必大悔曰。不レ獻二三城一也。臣故曰。王講亦悔不レ講亦悔。王曰。爲二我悔一也。寧亡二三城一而無レ悔危乃悔。寡人斷レ講矣。

(一) 三國未詳なれども趙魏齊ならん (二) 三國の兵攻め入ればその禍も深し (三) 大なる損失なり (四) 國を危險より免るゝは大なる利益なり (五) かゝることは公族の任なり (六) 悔ゆるならば三城を失ひて悔ゆべく、國危くなりてから後悔する如きはしたくなしとなり。原文「無悔」は「悔無」の誤

應侯謂二秦王一曰。王得二宛葉藍田陽夏一。斷二河內一。困二梁鄭一。所三以未レ王者。趙未レ服也。弛二上黨一在レ一而已。以臨二東陽一。則邯鄲口中虱也。王拱而朝二天下一。後者以レ兵中レ之。然上黨之安樂。

應侯秦王に謂ひて曰く、王、宛・葉・藍田・陽夏を得て河內を斷ち、梁鄭を困め未だ王たらざる所以の者は趙未だ服せず。(一)上黨を弛つる一に在るのみ。以て東陽に臨めば則ち邯鄲は口中の虱なり。(二)王拱して天下を朝せしめ、後るゝ者は兵を以て之れに中る。然れども上黨の安樂、(三)其處甚だ劇し。臣恐らくは之れを弛めて聽かざるを奈何と。王曰く、必ず之れを弛易せんと。

(一) 上黨の一部を棄てて趙に取らせ、その兵にて趙の東陽に向はしむれば趙都邯鄲は口中の虱なり (二) 王は手を拱いて諸侯を朝せしめ後れて至るものは兵を加へて破るべし (三) 上黨は數縣の地にて安樂になるものを貢すれども又要地故政務忙し

乃令下趙紹韓沓嘗二試君之動貌一而後言上之。內則知二昭侯之意一。外則有レ得二趙之功一。

(一) 韓の相申子害に便りて出兵を請ひて魏を攻めんとす (二) 自分が他國から賄賂を受けたりと王の疑はんことを恐れ、若し言はざれば趙に恨まれんことを恐る (三) 內は昭公の意向を確め、外は趙に恩を着せたり

三國兵至。韓王謂二樓緩一曰。三國之兵深矣。寡人欲下割二河東一而講上。何如。對曰。夫割二河東一大費也。免二國於患一。大功也。此父兄之任也。王何不下召二公子汜一而問上焉。王召二公子汜一而告レ之。對曰。講亦悔。不レ講亦悔。

(一)三國の兵至る。韓王樓緩に謂ひて曰く、(二)三國の兵深し。寡人河東を割きて講ぜんと欲す。何如と。對へて曰く、夫れ河東を割くは大費なり。(三)(四)國を患より免れしむるは大功なり。此れ(五)父兄の任なり。王何ぞ公子汜を召して問はざる。王、公子汜を召して之れに告ぐ。對へて曰く、講ずるも亦悔い、講ぜざるも亦悔いん。王今河東を割きて講じ、三國歸らば、王必ず曰はん。三國固より且に去らんとす。吾特に三城を以て之れに送る。講ぜざれば三國入らん。韓に入らば則ち國必ず大に舉げられん。王必ず大に悔いて曰はん、三城を獻ぜざればなりと。臣、故に曰く、王講ずるも亦悔い、講ぜざるも亦悔いんと。王曰く、我が悔を爲すや、寧ろ(六)三城を亡ひて悔ゆるも、而も危うして乃ち悔ゆる無からん。寡人講を斷ずと。

齊宣王使ニ人吹ト竽。必三百人。南郭處士。請爲レ王吹レ竽。宣王說レ之。廩食以ニ數百人一。宣王死。湣王立。好ニ一一聽ト之。處士逃。一曰。韓昭侯曰。吹レ竽者衆。吾無下以知中其善者上。田嚴對曰。一一而聽レ之。

齊の宣王人をして竽(一)を吹かしむるに必ず三百人なり。南郭處士請ひて王の爲めに竽を吹く、宣王之れを説ぶ。(二)廩食數百人を以てす。宣王死して湣王立ち、一一之れを聽くを好む。(三)處士逃る。一に曰く、韓の昭侯曰く、竽を吹く者衆し。吾以て其善者を知る無しと。田嚴對へて曰く、(四)一一にして之れを聽けと。

(一) 竽は樂器なり　(二) その後に俸祿米を給すること數百人の多きに及ぶ　(三) 處士は元來よく吹けぬ故忽ち逃亡したり　(四) 一人一人吹かせて見るべし

趙令ニ人因ニ申子於韓一請ト兵。將ニ以攻ト魏。申子欲レ言ニ之君一。而恐ニ君之疑ニ己外市一也。不則恐レ惡ニ於趙一。

趙、人をして申子(一)に韓に因りて兵を請はしめ、將に以て魏を攻めんとす。申子之れを君に言はんと欲し、(二)而も君の己が外市を疑ふを恐る。不せざれば則ち趙に惡まるゝを恐る。乃ち趙紹・韓沓をして君の動貌を嘗試し、而る後に之れを言はしむ。(三)內は則ち昭侯の意を知り、外は則ち趙を得るの功有り。

鱣似ㇾ蛇。蠶似ㇾ蠋。人見ㇾ蛇則驚駭。見ㇾ蠋則毛起。然而婦人拾ㇾ蠶。漁者握ㇾ鱣。利之所ㇾ在則忘二其所一ㇾ惡皆爲二孟賁一。

傳四。魏王謂二鄭王一曰。始鄭梁一國也。已而別。今願復得ㇾ鄭而合二之梁一。鄭君患ㇾ之。召二羣臣一而與ㇾ之謀ㇾ所二以對一ㇾ魏。鄭公子謂二鄭君一曰。此甚易ㇾ應也。君對ㇾ魏曰。以ㇾ鄭爲二故魏一而可ㇾ合也。則弊邑亦願得ㇾ梁而合二之鄭一。魏王乃止。

鱣は蛇に似、蠶(一)は蠋に似たり。人蛇を見れば則ち驚駭し、蠋を見れば則ち毛起つ。然り而して婦人は蠶を拾ひ、漁者は鱣を握る。利の在る所則ち其の惡む所を忘れて皆孟賁と爲る。

(一) 鱣は鱓なり、蠋は芋蟲なり

傳四。魏王、鄭王(一)に謂ひて曰く、始め鄭梁は一國なり。已にして別る。今願はくは復鄭を得て之れを梁に合せんと。鄭君之れを患へ、羣臣を召して之れと魏に對ふる所以を謀る。鄭の公子、鄭君に謂ひて曰く、此れ甚だ應へ易きなり。君魏に對へて曰へ、鄭を以て故の魏と爲して合すべくんば則ち弊邑亦願はくは梁を得て之れを鄭に合せんと。魏王乃ち止む。

(一) 鄭王は韓王なり、韓鄭を亡ぼしたるによりいふ

之曰、蛙有レ氣。王猶爲レ式。況士人有レ勇者乎。是哉。人有下自到死以二其頭一獻上者。故越王將レ復レ呉、而試二其教一。燔レ臺而鼓レ之。使三民赴二火者。賞在レ火也。臨レ江而鼓レ之。使二人赴一レ水者。賞在レ水也。臨レ戰而使三人絶レ頭刳レ腹而無二顧心一者。賞在レ兵也。又況據レ法而進レ賢。其助甚レ此矣。

りて賢を進むる、其の助此れより甚し。

(一) 蛙の怒り鬪ふもの　(二) 車の前の横木によりて禮す

韓昭侯使三人藏二弊袴一。侍者曰、君亦不仁矣。弊袴不三以賜二左右一而藏レ之。昭侯曰、非二子之所一レ知也。吾聞、明主之愛二一嚬一笑一。嚬有レ爲レ嚬、而笑有レ爲レ笑。今夫袴豈特嚬笑哉。袴之與二嚬笑一遠矣。吾必待二有功者一。故收藏レ之。未レ有レ予也。

韓の昭侯人をして弊袴(一)を藏せしむ。侍者曰く、君亦不仁、弊袴以て、左右に賜はらずして之れを藏すと。昭侯曰く、子の知る所に非ざるなり。吾聞く、明主の一嚬一笑を愛する、嚬も爲めに嚬する有り(二)、笑ふ爲めに笑ふ有り。今夫れ袴豈特に嚬笑のみならんや。袴の嚬笑と遠し。吾必ず有功者を待たん。故に之れを收藏す。未だ予ふるあらずと。

(一) 着古るしたる袴　(二) 爲すべくし之を爲すと也

餘人。子之服二親喪一者。爲レ愛レ之也。而尚可二以レ賞勸一也。況君上之於レ民乎。

越王慮レ伐レ呉。欲二人之輕レ死一也。出見二怒鼃一。乃爲レ之式。從者曰。奚敬二於此一。王曰。爲二其有一レ氣故也。明年請下以レ頭獻中王者上。歲十餘人。由レ此觀レ之。譽レ之足二以勸一レ人矣。一曰。越王勾踐見二怒鼃一而式レ之。御者曰。何爲式。王曰。鼃有レ氣如レ此。可レ無レ爲レ式也。士人聞レ

二 越王呉を伐たんことを慮り、人の死を輕んずるを欲するや、出でて怒鼃を見、乃ち之れが爲めに式す。從者曰く、奚ぞ此れを敬する。王曰く、其の氣有るが爲めの故なりと。明年頭を以て王に獻ぜんことを請ふ者、歲に十餘人。此れに由りて之れを觀れば、之れを譽むるは以て人を勸むるに足る。一に曰く、越王勾踐、怒鼃を見て之れに式す。御者曰く、何すれぞ式すると。王曰く、鼃に氣有ること此の如し。式を爲す無かるべけんやと。士人之れを聞いて曰く、鼃に氣有り、王猶ほ式を爲す。況んや士人の勇有るものをやと。是の歲人自剄して死し、其頭を以て獻ずる者あり。故に越王將に呉に復せんとし、其教を試む。臺を燔きて之れを鼓し、民をして火に赴かしむる者は賞火に在ればなり。江に臨みて之れを鼓し人をして水に赴かしむる者は賞水に在ればなり。戰に臨みて人をして頭を絶ち腹を剺きて顧心無からしむる者は、賞兵に在ればなり。又況んや法に據

先登者。仕二之國大夫一。賜二之上田宅一。人爭趨レ之。於レ是攻レ亭。一朝而拔レ之。

李悝爲二魏文侯上地之守一。而欲二人之善射一也。乃下レ令曰。人之有二狐疑之訟一者。令三之射二的一。中レ之者勝。不レ中者負。令下而人皆疾習レ射。日夜不レ休。及下與二秦人一戰上。大敗レ之。以三人之善二戰射一也。

李悝、魏の文侯の上地の守と爲り。(一)人の善射を欲するや、乃ち令を下して曰く、人の狐疑の(二)訟ある者、之れに的を射しめ之れに中る者は勝とし、中らざる者は負けとすと。令下りて人皆疾く射を習ひ、日夜休まず、秦人と戰ふに及び、大に之れを敗る。人の戰射を善くするを以てなり。

(一) 人々をして射をよくせしめんと欲す　(二) 兩者の間に疑ありて決しかねる訴訟

宋崇門之巷人服レ喪而毀甚瘠。上以爲レ慈二愛於親一。舉以爲二官師一。明年人之所三以毀二死一者歲十餘人。

宋の崇門の巷人喪に服して毀甚だ瘠す。(一)上以て親に慈愛ありと爲し、擧げて以て官(二)師と爲す。明年人の毀死する所以の者歲に十餘人。子の親の喪に服するは之れを愛するが爲めなり。尚ほ賞を以て勸むべきなり。況んや君上の民に於(三)けるをや。

(一)「甚毀瘠」に作るべし　(二) 官師といふ役なり　(三) 人主の民に於けるは尚ほ賞を以て勸むべきなり

吳起爲二魏武侯西河之守一。秦有二小亭一。臨レ境。吳起欲レ攻レ之。不レ去則甚害二田者一。去レ之則不レ足三以徵二甲兵一。於レ是乃倚二一車轅於北門之外一。而令レ之曰、有下能徙二此南門之外一者上。賜二之上田上宅一。人莫二之徙一也。及レ有二徙レ之者一。還賜レ之如レ令。俄又置二一石赤菽東門之外一。而令レ之曰。有下能徙二此於西門之外一者上。賜レ之如レ初。人爭徙レ之。乃下二令大夫一曰。明日且攻レ亭。有二能

吳起、魏の武侯の西河の守と爲る。秦に小亭(一)有り。境に臨む。吳起之れを攻めんと欲す。去(二)らざれば則ち甚だ田者を害し、之れを去るには則ち以て甲兵を徵すに足らずと。是に於て乃ち一(三)車轅を北門の外に倚せ、之れを令して曰く、能く此れを南門の外に徙す者有らば、之れに上田上宅を賜はんと。人之れを徙す莫きなり。之れを徙す者有るに及び還りて之れに賜ふこと令の如くす。俄に又一(四)石の赤菽を東門の外に置き、之れを令して曰く、能く此れを西門の外に徙す者有らば之れに賜ふこと初めの如しと。人爭ひて之れを徙す。乃ち令を大(五)夫に下して曰く、明日且亭を攻めん。能く先登する者有らば之れを國大夫に任し、之れに上田宅を賜はんと。人爭ひて之れに趨く。是に於て亭を攻め一朝にして之れを拔く。

(一) 小さきとりでなり (二) そのとりでを去らざれば耕作者の害となり、去るには甲兵を徵するほどでもない (三) 車の轅を北門の外に立てかけたり (四) 一石の赤豆なり (五) 大夫の字衍文ならん

以示人。若如臣者猶獸鹿也。唯薦草而就。

越王問於大夫種曰。吾欲伐吳。可乎。對曰。可矣。吾賞厚而信、罰嚴而必。君欲知之。何不試焚宮室。於是遂焚宮室。人莫救之。乃下令曰、人之救火者死。比死敵之賞。救火而不死者。比勝敵之賞。不救火者比降北之罪。人塗其體被濡衣。赴火者。左三千人。右三千人。此知必勝之勢也。

越王、大夫種に問ひて曰く、吾呉を伐たんと欲す、可ならんかと。對へて曰く、可なり。吾賞厚くして信、罰嚴にして必。君之れを知らんと欲せば何ぞ試に宮室を焚かざると。是に於て遂に宮室を焚く。人之れを救ふ莫し。乃ち令を下して曰く、人の火を救うて死する者は敵に死するの賞に比し、火を救ひて死せざる者は敵に勝つの賞に比し、火を救はざる者は降北(一)の罪に比せんと。人其體に塗り濡衣(二)を被り、火に赴く者左三千人、右三千人、此れ必勝の勢を知るなり。

(一) 降參敗北の罪　(二) ぬれたる衣服

嗣君聞レ之。使レ人請下以二五十金一買中之。五反而魏王不レ予。乃以二左氏一易レ之。羣臣左右諫曰。夫以二一都一買二胥靡一可乎。王曰。非二子之所一レ知也。夫治無レ小而亂無レ大。法不レ立而誅不レ必。雖レ有二十左氏一。無レ益也。法立而誅必。雖レ失二十左氏一。無レ害也。魏王聞レ之曰。主欲レ治而不レ聽レ之。不祥。因載而往徒獻レ之。

て魏王予へず。乃ち左氏を以て之れに易ふ。羣臣左右諫めて曰く、夫れ一都を以て胥靡を買ふ可ならんかと。(二) 王曰く、子の知る所に非ざるなり。夫れ治に小無く、亂に大なし。(三) 法立たず、誅必ずせずば十の左氏有りと雖も、益無きなり。法立ちて誅必ずせば、十の左氏を失ふと雖も、害無きなりと。魏王之れを聞きて曰く、主治めんと欲して之れを聽かざるは不祥なりと。因りて載せて往き徒に之れを獻ず。

(一) 胥靡、徒刑を受けたるもの　(二) 左氏は都邑の名なり　(三) 若し小を治めざれば則ち大亂起るなり

傳三。齊王問二於文子一曰。治レ國何如。對曰。夫賞罰之爲レ道。利器也。君固握レ之。不レ可二

傳三。　齊王、文子に問ひて曰く、國を治むる何如と。對へて曰く、夫れ賞罰の道爲る利器なり。君固く之れを握れ。以て人に示す可からず。若し、臣の如きは猶ほ獸鹿のごときなり。(一) 唯薦草にして就かん。

(一) 薦草は草の美なるもの、茂草なり、鹿の美草に就く如く人は臣皆賞を希ひて働くものなり

布帛盡於衣衾。材木盡於棺槨。桓公患之。以告管仲曰。布帛盡無以爲蔽。材木盡則無以爲守備。而人厚葬之不休。禁之奈何。管仲對曰。凡人之有爲也。非名之則利之也。於是乃下令曰。棺槨過度者。戮其尸。罪夫當喪者。夫戮死無名。罪當喪者無利。人何故爲之也。

以て管仲に告げて曰く、布帛盡くれば則ち以て蔽(一)を爲す無く、材木盡くれば則ち以て守備を爲す無し。人厚葬の休まざる、之れを禁ずる奈何と。管仲對へて曰く、凡そ人の爲す有るや、之れを名とするに非ざれば則ち之れを利とするなりと。是に於て乃ち令を下して曰く、棺槨度に過ぐる者は、其尸を戮し、夫の喪に當る者を罪せんと。夫れ死を戮すれば名無く、喪に當る者を罪すれば利無し、人何が故に之れを爲さんや。

一　蔽は軍中の帷幕の類なり

衞嗣君之時。有胥靡。逃之魏。因爲襄王之后治病。衞

衞の嗣君の時、胥靡(一)有り。逃れて魏に之く。因りて襄王の后の爲めに病を治む。衞の嗣君之れを聞き、人を使し、五十金を以て之れを買はんと請ふ。五反し

人。對曰。王太仁二於薛公一。而太不レ忍二於諸田一。太仁二薛公一則大臣無レ重。太不レ忍二諸田一。則父兄犯レ法。大臣無レ重。則兵弱二於外一。父兄犯レ法則政亂二於內一。兵弱二於外一。政亂二於內一。此亡國之本也。

魏惠王謂二卜皮一曰。子聞二寡人之聲聞一。亦何如焉。對曰。臣聞二王之慈惠一也。王欣然喜曰。然則功且安至。對曰。王之功。至二於亡一。王曰。慈惠。行レ善也。行レ之而亡何也。卜皮對曰。夫慈者不レ忍。而惠者好レ與也。不レ忍則不レ誅レ有レ過。好レ予則不レ待二有功一而賞。有レ過不レ罪。無レ功受レ賞。雖レ亡不二亦可一乎。

魏の惠王、卜皮に謂ひて曰く、子、寡人の聲聞を聞く、亦何如と。對へて曰く、臣王の慈惠を聞くと。王、欣然として喜んで曰く、然らば則ち功且つ安にか至らんと。對へて曰く、王の功は亡に至らんと。王曰く、慈惠は善を行ふなり。之れを行ひて亡ぶるは何ぞやと。卜皮對へて曰く、夫れ慈者は忍びず、惠者は與ふるを好む。忍びざれば則ち過有るを誅せず。予ふるを好めば則ち有功を待たずして賞し、過あるも罪せず、功無きも賞を受く。亡ぶと雖も亦可ならずや。（二）

㊀ よき評判

齊國好二厚葬一。

齊國厚葬を好み、布帛は衣衾に盡き、材木は棺槨に盡く。桓公之れを患へ、

不レ及二以賞一。救レ火者盡賞レ之。則國不レ足三以賞二於人一。請徒行レ賞。哀公曰。善。於レ是仲尼乃下レ令曰。不レ救レ火者。比二降北之罪一。逐レ獸者比二入禁之罪一。令未レ下遍一而火已救矣。

成驩謂二齊王一曰。王太仁。太不レ忍レ人。王曰。太仁。太不レ忍レ人。非二善名一邪。對曰。此人臣之善也。非二人主之所一レ行也。夫人臣必仁而後可二與謀一。不レ忍レ人而後可レ近也。不仁則不レ可二與謀一。忍レ人則不レ可レ近也。王曰。然則寡人安所太仁。安不レ忍

成驩、齊王に謂ひて曰く、王太だ仁、太だ人に忍びずと。王曰く、太だ仁、太だ人に忍びずとは善名に非ずやと。對へて曰く、此れ人臣としての善なり。人主の行ふ所に非ざるなり。夫れ人臣必ず仁にして而る後に與に謀る可し。人に忍びずして而る後に近づく可きなり。不仁なれば則ち與に謀る可からず。人に忍ぶは則ち近づく可からざるなりと。王曰く、然らば則ち寡人安れの所か太だ仁、安れか人に忍びざる。對へて曰く、王太だ薛公に仁なり。太だ諸田に忍びず。太だ薛公に仁なれば則ち大臣重き無く、太だ諸田に忍びざれば則ち父兄法を犯す。大臣重き無ければ則ち兵外に弱く、父兄法を犯せば則ち、政　内に亂る。兵外に弱く　政　内に亂るゝは此れ亡國の本なり。

一　諸の田氏の人達

曰。予二汝天下一而殺二汝身一。庸人不レ爲也。夫有二天下一。大利也。猶不レ爲者。知二必死一。故不二必得一也。則雖二辜磔一竊レ金不レ止。知二必死一。雖レ予二之天下一。不レ爲也。

(一) 金を采るの禁として其の人を捕ふれば車裂して市に曝す　(二) 其の水に垣をして遮ぎても盗止まず

魯人燒二積澤一。天北風。火南倚。恐レ燒レ國。哀公懼自將レ衆趣レ救レ火者。左右無レ人。盡逐レ獸而火不レ救。乃召問二仲尼一。仲尼曰。夫逐レ獸者。樂而無レ罰。救レ火者。苦而無レ賞。此火之所二以無一レ救也。哀公曰。善。仲尼曰。事急。

魯人積澤を燒く(一)。天北風、火南に倚る。國を燒くを恐る(二)。哀公懼れ自ら衆を將ゐて火を救ふ者を趣す。左右人無し。盡く獸を逐ひて火は救はず。乃ち召して仲尼に問ふ。仲尼曰く、夫れ獸を逐ふ者は樂しみて罰なく、火を救ふ者は苦しみて賞無し。此れ火の救ふ無き所以なりと。哀公曰く、善しと。仲尼曰く、事急なり。以て賞するに及ばず。火を救ふ者盡く之れに賞すれば則ち國以て人を賞するに足らず。請ふ、徒に賞(三)を行はんと。哀公曰く、善しと。是に於て仲尼乃ち令を下して曰く、火を救はざる者は降北(四)の罪に比し、獸を逐ふ者は入禁の罪に比せんと。令未だ下り遍からずして火已に救はる。

(一) 藪澤の名　(二) 國都　(三) 一說に罰に作るべしと、從ふべきが如し　(四) 降服敗北の罪

易去也。使人去其所易、無離其所難、此治之道。夫小過不生。大罪不至。是人無罪而亂不生也。一曰。公孫鞅曰。行刑。重其輕者、輕者不至。重者不來。是謂以刑去刑也。

くして亂生ぜざるなり。一に曰く、公孫鞅曰く、刑を行ひ其輕き者を重くすれば、輕き者は至らず、重き者は來らず。是を刑を以て刑を去ると謂ふ。

一　重科を罰すること

荊南之地。麗水之中生金。人多竊采金。采金之禁、得而輒辜磔於市。甚衆。壅離其水也。而人竊金不止。夫罪莫重辜磔於市。猶不止者。不必得也。故今有於此。

荊南の地は麗水の中金を生ず。人多く竊みて金を采る、金を采るの禁、得れば輒ち市に辜磔する甚だ衆し。其水を壅離するも、人金を竊みて止まず。夫れ罪は市に辜磔するより重きは莫きも、猶ほ止まざる者は、必ずしも得られざればなり。故に今此に有り。曰く、汝に天下を予へて汝の身を殺さんと。庸人も爲さざるなり。夫れ天下を有するは大利なるも、猶ほ爲さざる者は必ず死するを知ればなり。故に必ずしも得られざるや則ち辜磔と雖も金を竊みて止まず。必ず死するを知れば之れに天下を予ふと雖も爲さざるなり。

之有二智能一者上。以爲二將行一。中道而亂。樂池曰。吾以レ公爲レ有レ智。而使三公爲二將行一。今中道而亂。何也。客因辭而去。曰。公不レ知レ治。有レ威足二以服一レ人。而利足二以勸一レ人。故能治レ之。今臣君之少客也。夫從レ少正レ長。從レ賤治レ貴。而不レ得下操二其利害之柄一以制上レ之。此所二以亂一也。嘗試使四臣彼之善者。我能以爲下卿相上。彼不レ善者我得三以斬二其首一。何故而不レ治。

將行たらしむ。今中道にして亂るゝは何ぞやと。客因りて辭して去る。曰く、公治を知らず。威有れば以て人を服するに足り、利は以て人を勸むるに足る。故に能く之れを治む。今臣は君の少客なり。夫れ少に從ひて長を正し、賤に從ひて貴を治む。其利害の柄を操り、以て之れを制するを得ず。此れ亂るゝ所以なり。嘗試に臣をして彼の善者は我れ能く以て卿相と爲し、彼の善ならざる者は我れ以て其首を斬るを得しめば、何の故に治まらざらん。

(一) 原註に池の胥タとなす　(二) 行路を守護する官

公孫鞅之法也。重二輕罪一。重罪者人之所レ難レ犯也。而小過者人之所レ

公孫鞅の法たるや、輕罪を重くす。(一) 重罪なる者は人の犯し難き所なり。小過なる者は人の去り易き所なり。人をして其の易き所を去り。其の難き所に離る無からしむ。此れ治の道なり。夫れ小過生ぜず、大罪至らざれば、是れ人罪無

之法。刑下弃ニ灰於街一者上。子貢以爲レ重。問ニ之仲尼一。仲尼曰。知ニ治之道一也。夫弃ニ灰於街一。必掩レ人。掩レ人人必怒。怒則鬬。鬬必三族相殘也。此殘ニ三族一之道也。雖レ刑レ之可也。且夫重レ罰者人之所レ惡也。而無レ弃レ灰人之所レ易也。使ニ人行ニ之所ヒ易。而無レ離レ所レ惡。此治之道也。一曰。殷之法。弃ニ灰于公道一者。斷ニ其手一。子貢曰。弃レ灰之罪輕。斷レ手之罰重。古人何太毅也。曰。無レ弃レ灰。所レ易也。斷レ手所レ惡也。行レ所レ易。不レ關レ所レ惡。古人以爲レ易。故行レ之。

所なり。人をして之れが易しとする所を行はしめ、惡む所に離る無し。此れ治の道なり。一に曰く、殷の法に灰を公道に弃つる者は其手を斷つと。子貢曰く、灰を弃つるの罪は輕く、手を斷つの罰は重し。古人何ぞ太だ毅なるやと。曰く、灰を弃つる無きは易しとする所なり。手を斷つは惡む所なり。易しとする所を行ひ、惡む所に關せしめず。古人以て易しと爲す。故に之れを行ふ。

㈠ 霜降りしも豆を枯らさず　㈡ 天が道を誤れば草木すら之を犯す、況や人君が道を失へば人臣は亂を爲すは當然なり

中山之相樂池以ニ車百乘一。使レ趙。選ニ其客

中山の相の樂池、車百乘を以て趙に使す。其客の智能有る者を選び以て(一)將行と爲す。中道にして亂る。樂池曰く、吾公を以て智有りと爲し、公をして

故子產死。游吉不忍行嚴刑。鄭少年相率爲盜。處於萑澤。將遂以爲鄭禍。游吉率車騎與戰一日一夜而僅能剋之。游吉喟然歎曰。吾蚤行夫子之教。必不悔至於此矣。

じて曰く、吾蚤く夫子の教を行はば必ず悔此に至らざらんと。

㈠ 懦は柔軟なり

魯哀公問於仲尼曰。春秋之記曰。冬十二月。霣霜不殺菽。何爲記此。仲尼對曰。此言可以殺而不殺也。夫宜殺而不殺。梅李冬實。天失道。草木猶犯干之。而況於君人乎。殷

魯の哀公、仲尼に問ひて曰く、春秋の記に曰く、冬十二月霣霜㈠菽を殺さずと。何爲れぞ此れを記する。仲尼對へて曰く、此れ以て殺す可くして殺さざるを言ふなり。夫れ宜しく殺すべくして殺さざれば梅李冬實る。㈡天道を失へば草木猶ほ之れを犯干す。而るを況んや人に君たるに於てをや。殷の法に灰を街に弃つる者を刑す。子貢以て重しと爲す。之れを仲尼に問ふ。仲尼曰く、治の道を知れるなり。夫れ灰を街に弃つれば必ず人を掩ふ。人を掩へば人必ず怒る。怒れば則ち鬭ふ。鬭へば必ず三族相殘ふなり。此れ三族を殘ふの道なり。之れを刑すと雖も可なり。且つ夫れ罰を重くするは人の惡む所なり。灰を弃つる無きは人の易しとする

無有。曰。嬰兒癡聾狂悖之人。嘗有入此者乎。對曰。無有。牛馬犬彘。嘗有入此者乎。對曰。無有。董閼于喟然太息曰。吾能治矣。使吾法之無赦。猶入澗之必死也。則人莫之敢犯也。何爲不治之。

ほ澗に入るの必ず死するがごとくならしめば、則ち人之れを敢て犯す莫きなり。何爲れぞ之れを治められざらんや。

(一) 上地は晋陽なり　(二) 近郷の村民にして此時には案内者なり　(三) 幼兒白痴つんぼ狂人

子產相鄭。病將死。謂游吉曰。我死後子必用鄭。必以嚴莅人。夫火形嚴。故人鮮灼。水形懦。故人多溺。子必嚴子之刑。無令溺子之懦。

子産鄭に相たり。病みて將に死せんとす。游吉に謂ひて曰く、我が死後子必ず鄭に用ひられん。必ず嚴を以て人に蒞め。夫れ火は形嚴。故に人灼かるゝこと鮮し。水は形懦、故に人溺るゝこと多し。子必ず子の刑を嚴にし、子の懦に溺れしむる無かれと。故に子產死して游吉嚴刑を行ふに忍びず。鄭の少年相率ゐて盜を爲し、萑澤に處り、將に遂に以て鄭の禍を爲さんとす。游吉車騎を率ゐて與に戰ふこと一日一夜にして僅に、能く之れに尅つ。游吉喟然として歎

人言ニ市有ヒ虎。王信レ之乎。曰不レ信。二人言ニ市有ヒ虎。王信レ之乎。曰。不レ信。三人言ニ市有ヒ虎。王信レ之乎。王曰。寡人信レ之。龐恭曰。夫市之無レ虎明矣。然三人言而成レ虎。今邯鄲之去レ魏也。遠ニ於市一。議レ臣者過ニ於三人一。願王察レ之。龐恭從ニ邯鄲一反。竟不レ得レ見。

く、信ぜず。三人市に虎有りと言ふ。王之れを信ずるか。王曰く、寡人之れを信ぜんと。龐恭曰く、夫れ市に虎無きや明なり。然れども三人言へば虎を成す。今邯鄲の魏を去るや市よりも遠く、臣を議する者三人より過ぐ。願はくは王之れを察せよと。龐恭邯鄲より反る。竟に見ゆるを得ざりき。

● 邯鄲は趙に在り

傳二。董閼于爲ニ趙上地守一。行ニ石邑一。山中澗。深峭如レ牆。深百仞。因問ニ其旁鄕左右一曰。人嘗有ニ入レ此者一乎。對曰。

傳二。董閼于趙の上地の守と爲り、石邑を行る。山中の澗、深峭なること牆の如く、深さ百仞、因りて其旁鄕左右に問ひて曰く、人嘗て此に入る者有るか。對へて曰く、有る無しと。曰く、嬰兒癡聾狂悖の人、嘗て此に入る者有るかと。對へて曰く、有る無しと。牛馬犬彘、嘗て此に入る者有るかと。對へて曰く、有る無しと。董閼于喟然として太息して曰く、吾能く治めん。吾法の赦す無き、猶

參也。闞君知欲無壅、而未得其術也。夫不使賤議貴、下偪上。而必待勢重之鈞也。而後敢相議。則是益樹壅塞之臣也。闞君之壅乃始。

まる。

㈠ 闞君は平公の子、如耳は魏の大夫　㈡ 賤者は貴者と議訴するを得ず、下は上を凌ぐことなきものなり、然るに権威を同じくして相議せば却て壅蔽を増すことになる

夫矢來有鄕。則積鐵以備一鄕。矢來無鄕。則爲鐵室。以盡備之。備之則體不傷。故彼以盡備之不傷。此以盡敵之。無姦也。

夫れ矢來る鄕㈠有れば、則ち鐵を積みて以て一鄕に備へ、矢來る鄕無ければ、則ち鐵室を爲り、以て盡く之れに備ふ。之れに備ふれば則ち體傷かず。故に彼盡く之れに備ふるを以て傷かず。此れ以て盡く之れに敵す。姦無きなり。

㈠ 鄕は方向なり

龐恭與太子質於邯鄲。謂魏王曰。今一

龐恭、太子と邯鄲㈠に質たり。魏王に謂ひて曰く、今一人市に虎有りと言ふ。王之れを信ずるか。曰く、信ぜず。二人市に虎有りと言ふ。王之れを信ずるか。曰

江乞爲二魏王一使レ荊。謂二荊王一曰。臣入二王之境內一。聞二王之國俗一。曰。君子不レ蔽二人之美一。不レ言二人之惡一。誠有レ之乎。王曰。有レ之。然則若二白公之亂一。得レ無レ危乎。誠得レ如レ此。臣免二死罪一矣。

江乞、魏王の爲めに荊に使す。荊王に謂ひて曰く、臣、王の境內に入り、王の國俗を聞く。曰く、君子は人の美を蔽はず、人の惡を言はず。誠に之れ有るかと。王曰く、之れ有りと。然らば則ち白公の亂(一)の若き危き無きを得んや。誠に此の如きを得ば、臣、死罪を免る。

(一) 白公勝、楚の太子建の子なり、建讒言の爲めに鄭に奔りし鄭人之を殺す、子勝鄭を伐たんとし、令尹子西從はず、勝怒り子西を殺し遂に惠王を劫す

衛嗣君重二如耳一。愛二世姬一。而恐下其皆因二其愛重一。以壅中己也上。乃貴二薄疑一以敵二如耳一。尊二魏姬一以耦二世姬一。曰。以レ是相

衛の嗣君(一)、如耳を重んじ、世姬を愛し、其の皆其愛重に因りて以て己を壅ぐを恐る。乃ち薄疑を貴びて以て如耳に敵せしめ、魏姬を尊びて以て世姬に耦せしめ、曰く、是れを以て相參するなりと。嗣君壅ぐ無からんと欲するを知り、未だ其術を得ず。夫れ賤は貴を議し、下は上に偪らしめざるに、必ず勢重(二)の鈞を待ちて後に敢て相議せば、則ち是れ益々壅塞の臣を樹つるなり。嗣君の壅乃ち始

豎子何足レ見也。豎牛曰。壬固已數見二於君一矣。君賜二之玉環一。壬已佩レ之矣。叔孫召レ壬見レ之而果佩レ之。叔孫怒而殺レ壬。壬兄曰レ丙。豎牛又妬而欲レ殺レ之。叔孫爲レ丙鑄レ鐘。鐘成。丙不二敢擊一。使三豎牛請二之叔孫一。豎牛不二爲請一。又欺レ之曰。吾已爲レ爾請レ之矣。使二爾擊一レ之。丙因擊レ之。叔孫聞レ之曰。丙不レ請而擅擊レ鐘。怒而逐レ之。丙出走レ齊。居一年。豎牛爲謝二叔孫一。叔孫使二豎牛召一レ之。又不レ召而報レ之曰。吾已召レ之矣。丙怒甚。不二肯來一。叔孫大怒。使二人殺一レ之。二子已死。叔孫有レ病。豎牛因獨養レ之。而去二左右一不レ內レ人。曰。叔孫不レ欲レ聞二人聲一。因不レ食而餓死。叔孫已死。豎牛因不レ發レ喪也。徙二其府庫重寶一空レ之而奔レ齊。夫聽二所レ信之言一而子父爲二人僇一。此不參之患也。

丙請はずして擅に鐘を撃つと。怒りて之れを逐ふ。丙出でて齊に走る。居ること一年。豎牛、爲めに叔孫に謝す。叔孫、豎牛をして之れを召さしむ。又召さずして之れに報じて曰く、吾已に之れを召す。丙怒ること甚しく、肯て來らずと。叔孫大に怒り、人をして之れを殺さしむ。二子已に死す。叔孫病有り。豎牛因りて獨り之れを養ふ。而も左右を去らしめて人を內れず。曰く、叔孫人聲を聞くを欲せずと。因りて食はずして餓死す。叔孫已に死し、豎牛因りて喪を發せざるなり。其府庫重寶を徙して之れを空しくして齊に奔る。夫れ信ずる所の言を聽きて子父人の僇と爲る。之れ不參の患なり。

㊀ 位貴くして政を專習す　㊁ まだ年も行かぬ故に見えしむるのは後にせん

叔孫相レ魯。貴而主レ斷。其所レ愛者曰二豎牛一。亦擅用二叔孫之令一。叔孫有レ子。曰レ壬。豎牛妬而欲レ殺レ之。因與レ壬游二於魯君所一。魯君賜二之玉環一。壬拜受レ之。而不二敢佩一。使三豎牛請二之叔孫一。豎牛欺レ之曰。吾已爲レ爾請レ之矣。使二爾佩一レ之。壬因佩レ之。豎牛因謂二叔孫一。何不レ見二壬於君一乎。叔孫曰。

叔孫魯に相たり。貴(一)にして斷を主とす。其の愛する所の者を豎牛と曰ふ。亦擅に叔孫の令を用ふ。叔孫子有り、壬と曰ふ。豎牛妬みて之れを殺さんと欲す。因りて壬と魯君の所に游ぶ。魯君之れに玉環を賜ふ。壬拜して之れを受け、敢て佩びず。豎牛をして之れを叔孫に請はしむ。豎牛之れを欺きて曰く、吾已に爾の爲めに之れを請へり。爾をして之れを佩びしむと。壬因りて之れを佩ぶ。豎牛因りて叔孫に謂ふ。何ぞ壬を君に見えしめざるかと。叔孫曰く、孺子(二)何ぞ見ゆるに足らんや。豎牛曰く、壬固より已に數〻君に見ゆ。君之れに玉環を賜へり。壬已に之れを佩ぶと。叔孫壬を召して之れを見るに果して之れを佩ぶ。叔孫怒りて壬を殺す。壬の兄を丙と曰ふ。豎牛又妬んで之れを殺さんと欲す。叔孫、丙の爲めに鐘を鑄る。鐘成る。丙敢て擊たず。豎牛をして之れを叔孫に請はしむ。豎牛爲めに請はず。又之れを欺きて曰く、吾已に爾が爲めに之れを請へり。爾をして之れを擊たしむと。丙因りて之れを擊つ。叔孫之れを聞いて曰く

施欲下以二齊荊一偃上兵。二人爭レ之。羣臣左右皆爲二張子一言。而以レ攻二齊荊一爲レ利、而莫下爲二惠子一言上。王果聽二張子一。而以二惠子言一爲二不可一。攻二齊荊一。事已定。惠子入見。王言曰。先生毋レ言矣。攻二齊荊一之事。果利矣。一國盡以爲レ然。惠子因說。不レ可レ不レ察也。夫齊荊之事也。誠利。一國盡以爲レ利。是何智者之衆也。攻二齊荊一之事。誠不レ利。一國盡以爲レ利。何愚者之衆也。凡謀者疑也。疑也者誠疑。以爲レ可者半。以爲二不可一者半。今一國盡以爲レ可。是王亡レ半。劫主者固亡二其半一者也。

以て利と爲し、惠子の爲めに言ふ莫し。王果して張子に聽き、惠子の言を以て不可と爲し、齊荊を攻めんとし、事已に定まる。惠子入りて見ゆ。王言ひて曰く、先生言ふ毋れ。齊荊を攻むるの事果して利あり。一國盡く以て然りと爲す。惠子因りて說く。察せざる可からざるなり。夫れ齊荊の事は誠に利あり、一國盡く以て利と爲さば、是れ何ぞ知者の衆きや。齊荊を攻むるの事誠に利ならず、一國盡く以て利と爲さば、何ぞ愚者の衆きや。凡そ謀る者は疑ひなり。疑なる者は誠に疑ふべきなればなり。以て可と爲す者半。以て不可と爲す者半。今一國盡く以て可と爲す。是れ王半を亡ふ。（二）劫主は固より其半を亡ふ者なり。

㊀ 張儀は戰はんとし、惠施は和せんとし、二人爭ふ　㊁ 姦臣に劫かさるゝ君

雖レ問二境內之人一。猶不レ免二於亂一也。一曰。晏子聘レ魯。哀公問曰。語曰。莫二三人而迷一。今寡人與二一國一慮レ之。魯不レ免二於亂一。何也。晏子曰。古之所レ謂。莫二三人而迷一者。一人失レ之。二人得レ之。三人足二以爲一レ衆矣。故曰。莫二三人而迷一。今魯國之羣臣以二千百一數。一二言於季氏之私一。人數非レ不レ衆。所レ言者一人也。安得レ三哉。

るを得んや。

㈠ 一說にはこれは孔子にあらず、晏子なりともいふ、晏子魯に使したるなり

齊人有レ謂二齊王一曰。河伯大神也。王何不二試與レ之遇一乎。臣請。使二王遇一レ之。爲二壇場大水之上一。而與レ王立レ之焉。有レ間大魚動。因曰。此河伯。

齊人齊王に謂ふあり。曰く、㈠河伯は大神なり。王、何ぞ試に之れと遇はざるか、臣請ふ、王をして之れに遇はしめんと。㈡壇場を大水の上に爲り、王と之れに立つ。間くありて大魚動く。因りて曰く、此れ河伯と。

㈠ 河伯は黃河の神、大神は水神の誤ならん　㈡ 壇場は祭場なり

張儀欲下以二秦韓與レ魏之勢一伐中齊荊上。而惠

㈠張儀は秦韓と魏との勢を以て齊荊を伐たんと欲し、惠施は齊荊を以て兵を偃せんと欲す。二人之れを爭ふ。羣臣左右皆張子の爲めに言ひて齊荊を攻むるを

能レ擁也。故將レ見二人主一者。夢見レ日。夫竈一人煬焉。則後人無二從見一矣。今或者一人有二煬レ君者一乎。則臣雖二夢見一竈不二亦可一乎。

魯哀公問二於孔子一曰。鄙諺曰。莫二衆而迷一。今寡人擧レ事。與二羣臣一慮レ之。而國愈亂。其故何也。孔子對曰。明主之問レ臣。一人知レ之。一人不レ知也。如レ是者明主在レ上。羣臣直二議於下一。今羣臣無レ不三一辭同二軌乎季孫一者上。擧二魯國一盡化爲レ一。君

魯の哀公、孔子に問ひて曰く、鄙諺に曰く、衆にして迷ふ莫し。今寡人事を擧ぐ。羣臣と之れを慮りて國愈〻亂る。其の故何ぞやと。孔子對へて曰く、明主の臣に問ふや、一人は之れを知り、一人は知らざるなり。是の如き者は明主上に在り。羣臣下に直議す。今羣臣一辭も季孫に同軌ならざる者無し。魯國を擧げて盡く化して一と爲る。君境内の人に問ふと雖も、猶ほ亂を免れざるなりと。

(一)一に曰く、晏子魯に聘す。哀公問ひて曰く、語に曰く、三人にして迷ふ莫しと。今寡人一國と之れを慮るも、魯亂を免れざるは、何ぞやと。晏子曰く、古の所謂、三人にして迷ふ莫き者は、一人之れを失へば二人之れを得、三人以て衆と爲すに足る。故に曰く、三人にして迷ふ莫しと。今魯國の羣臣千百を以て數ふるも季氏の私に一言す。人數衆からざるに非ず。言ふ所の者一人なり。安ぞ三た

過二關市一。

傳一。衛靈公之時。彌子瑕有レ寵。專二於衛國一。侏儒有二見レ公者一。曰。臣之夢踐矣。公曰。何夢。對曰。夢見レ竈。爲レ見レ公也。公怒曰。吾聞見二人主一者。夢見レ日。奚爲見二寡人一而夢見レ竈。對曰。夫日兼二燭天下一。一物不レ能レ當也。人君兼二燭一國一。一人不レ

右　經

傳一。衛の靈公の時、彌子瑕寵有り、衛國を專にす。侏儒(一)、公に見ゆる者有り曰く、臣の夢踐す(二)。公曰く、何の夢ぞと。對へて曰く、夢に竈を見る。公を見るが爲めなり。公、怒りて曰く、吾聞く、人主に見ゆる者は夢に日を見る。奚爲ぞ寡人を見て夢に竈を見るかと。對へて曰く、夫れ日は天下を兼燭す(三)。一物も當る能はざるなり。人君一國を兼燭す。一人も擁(四)する能はざるなり。故に將に人主に見えんとする者は、夢に日を見る。夫れ竈(五)は一人煬れば則ち後人從ひて見る無し。今或(六)る者一人君に煬る者有るか。則ち臣夢に竈を見ると雖も亦可ならずやと。

(一) 侏儒、體小さきせむしにて今の狂言師の如きもの　(二) 夢の驗あること、あたるなり　(三) 兼燭はあまねくてらす　(四) 之を擁蔽して其の私を爲す　(五) 竈は一人が其前にはだかりて身をあぶれば、後の人は其燃ゆる火を見る能はず　(六) 或一人の君を私すること竈にて身をあぶるが如きものあらん

挾レ智而問。則不智者至。深智二一物一衆隱皆變。其說在三昭侯之握二一爪一。故必審二南門一而三鄕得。周主索二曲杖一。而羣臣懼。卜皮事二庶子一。西門豹詳遺レ轄。

智挾六

智を挾んで問へば則ち不智の者至り、深く一物を智れば、衆隱皆變ず。其說昭侯の一爪を握るに在り。故に必ず南門を審にし、三鄕得。周主、曲杖を索めて羣臣懼る。卜皮、庶子を事へしめ、西門豹詳りて轄を遺る。

○詳は佯に同じ

倒レ言反レ事。以嘗レ所レ疑。則姦情得。故陽山謾二樛豎一。淖齒爲二秦使一。齊人欲レ爲レ亂。子之以二白馬一。子產離二訟者一。嗣公

倒言七

言を倒にし、事を反し、以て疑ふ所を嘗むれば、則ち姦情得らる。故に陽山樛豎を謾き、淖齒秦の使と僞り、齊人亂を爲さんと欲し、子の白馬を以てし、子產訟者を離し、嗣公關市を過ぐ。

○倒言は言はんとする所をわざと反對にし逆に言ふ

一聽則愚智不レ分。責レ下則人臣不レ參。其說在三索レ鄭與レ吹レ竽。其患在下申子之以二趙紹韓沓一爲中嘗試上。故公子汜議レ割二河東一。而應侯謀レ弛二上黨一。

一聽すれば則ち愚智分れず。(二)下を責むれば則ち人臣參せず。其說鄭を索むと竽を吹くとに在り。其の患申子の趙紹韓沓を以て嘗試を爲すに在り。故に公子汜河東を割かんと議し、應侯上黨を弛めんことを謀る。

(一) 此の一句「不二一聽一」に作るべきに似たり　(二) 此一句「無レ責レ下」に作るべきに似たり

數見久待而不レ任。姦則鹿散。使三人問二他。則不レ鬻レ私。是以龐敬還二公大夫一。而戴驩詔視二轀車一。周主亡二玉簪一。商太宰論二牛矢一。

詭使五

數〻見え久しく待ちて任ぜず。姦は則ち鹿散し、(一)人をして他を問はしむれば、則ち私を鬻がず。是れを以て龐敬公大夫を還し、戴驩詔して、轀車を視、周主、玉簪を亡ひ、商太宰は牛矢を論ず。

(一) 普く散ずる意

賞譽薄而謾者下不用。賞譽厚而信者下輕死。其說在文子稱若獸鹿。故越王焚宮室。而吳起倚車轅。李悝斷訟以射。宋崇門以毀死。勾踐知之。故式怒蛙。昭侯知之。故藏弊袴厚賞之。使人爲賁諸也。婦人之拾蠶。漁者之握鱣。是以效之。

一聽四

賞譽三

賞譽、薄くして謾者なるときは下用ひず、(一)賞譽厚くして信なるときは下死を輕んず。其說、文子獸鹿の若しと稱するに在り。(二)故に越王宮室を焚いて吳起、車轅に倚り、李悝訟を斷ずるに射を以てし、宋の崇門毀を以て死し、勾踐之れを知る。故に怒鼃に式し、昭侯之れを知る。故に弊袴を藏して厚く之れを賞し、人をして賁諸爲らしむるなり。婦人の蠶を拾ひ、漁者の鱣を握る、是れを以て之れを效す。

(一) 賞譽十分ならず且欺きて功あるも薄く賞し或は賞せざれば下の人用ひず　(二) 人の死賞に赴くは獸鹿の淺草に就くが如し

愛多者。則法不レ立。威寡者。則下侵レ上。是以刑罰不レ必。則禁令不レ行。其說在二董子之行二石邑一與二子產之教二游吉一也。故仲尼說二隕霜一而殷法刑レ弃レ灰。將行去二樂池一而公孫鞅重二輕罪一。是以麗水之金不レ守。而積澤之火不レ救。成驩以二太仁一弱二齊國一。卜皮以二慈惠一亡二魏王一。管仲知レ之。故斷二死人一。嗣公知レ之。故買二胥靡一。

必罰 七

(一)愛多き者は則ち法立たず、威寡き者は則ち下上を侵す。是れを以て刑罰必せざれば則ち禁令行はれず、其の說董子の石邑を行ぐると、子產の游吉に敎ふるとに在るなり。(二)故に仲尼、隕霜を說き、(三)殷法灰を弃つるを刑す。將行、樂池を去り、公孫鞅、輕罪を重しとす。是れを以て麗水の金守らず、積澤の火救はず、成驩以へらく太仁は齊國を弱くすと。卜皮以へらく慈惠、魏王を弱くすと。管仲之れを知る。故に死人を斷つ。嗣公之れを知る。故に胥靡を買ふ。

(一) 人は愛多ければ罪を寛過して法令行はれず威少きときは下が上を馬鹿にす (二) 其例として董安子石邑に至りて法を立てたること、子產が游吉に命じて嚴罰を主としたるなどあり (三) 孔子魯の哀公に霜の草を枯らすは決して酷にあらずといふ

觀聽不參。則誠不聞。聽有門戶、則臣壅塞。其說在侏儒之夢見竈。哀公之稱莫衆而迷。故齊人見河伯。與惠子之言亡其半也。其患在豎牛之餓叔孫。而江乞之說荊俗也。嗣公欲治不知。故使有敵。是以明主推積鐵之類。而察一市之患。

參觀一

(一)觀聽參せざれば則ち誠聞えず、(二)聽に門戶有れば則ち臣壅塞す。(三)其說侏儒の夢の竈を見、(四)哀公の衆莫くして迷ふと稱し、(五)故に齊人河伯を見、(六)惠子の其半を亡ふと言ふとに在るなり。(七)其患豎牛の叔孫を餓ゑしめ、(八)江乞の荊俗に說ぶに在るなり。(九)嗣公治めんと欲して知らず、故に敵あらしむ。(一〇)是れを以て明主は積鐵の類を推して一市の患を察す。

(一)觀聽は一人の言を偏聽して之れを他人の言に參考せざれば誠實のもの告ぐる所なし (二)人家に門戶唯一つある如くなれば時として門戶閉されて聞くこと能はず (三)その例證として竈の前の一人火に對すれば背後の人は之れに蔽はれて見えずといふことを夢に見る。靈公彌子瑕の言を偏聽するを諷す (四)魯の哀公事を謀るに衆と共にせざれば必ず惑といふことを問ふに孔子對へて國擧りて季孫に黨し之れと亂を起したり、之れ一國合して一人となりたれば公の惑はるゝ筈なりといふ (五)齊人王を欺き大魚を以て河の神となす (六)君の明を蔽るには疑と不疑と相半するものなり。之れを疑はずといへば群臣雷同す。故に疑の方半分を失へるなり (七)叔孫專ら豎牛を信ぜしにより其の餓死し二子殺さる (八)江乞が楚の風俗を論じて人の惡を云はざるを以て白公は亂を爲すを得たり (九)衞の平公の子嗣君は治術を知らずその臣妾の己を瞞まさんを恐れ他の臣妾を貴くして匹敵せしめたれば却て關塞す (一〇)明主は鐵を積みて室を爲し矢を防ぐ如く誠を積みて心となし以て臣下を防げば奸生ぜず

主之所ㇾ用也七術。所ㇾ察也六微。七術。一曰。衆端參觀。二曰。必罰明ㇾ威。三曰。信賞盡ㇾ能。四曰。一聽責ㇾ下。五曰。疑詔詭使。六曰。挾ㇾ知而問。七曰。倒ㇾ言反ㇾ事。此七者。主之所ㇾ用也。

卷九

內儲說上(一)

七術

主の用ふる所は、七術、察する所は、六微、七術とは、一に曰く、(二)衆端參觀。二に曰く、(三)必罰威を明にす。三に曰く、(四)信賞能を盡す。四に曰く、(五)一聽下を責む。五に曰く、(六)疑詔詭使。六に曰く、(七)知を挾みて問ふ、七に曰く、(八)言を倒にし事を反す。此の七の者は主の用ふる所なり。

(一)內は內謀なり、儲說は說く所を聚む。即ち君の內謀に關する說を聚めたり。此文は韓非の創体にして後世之れに倣へるものを連珠といふ　(二)衆事の端を取りて互に參照し不偏不黨に觀察す　(三)惡は必ず罰して威を明にす　(四)善は必ず賞して才能を十分に盡さしむ　(五)終まで言ふことを聞きて賢愚を判別す　(六)疑事を以て之れに命し、詭を以て之れを使ひ下に情を隱さゞらしむ　(七)我れは知りながらわざと知らぬ顏して問ひ試む　(八)言を倒にいひ又は反對に言ひて臣下の奸情を察す

載。太山不立好惡、故能成其高。江海不擇小助、故能成其富。故大人寄形於天地、而萬物備。歷心於山海、而國家富。上無忿怒之毒、下無伏怨之患。上下交順。以道爲舍。故長利積。大功立。名成於前。德垂於後。治之至也。

の富を成す。故に大人(五)形を天地に寄せて萬物備はり、心を(六)山海に歷て國家富み、(七)上に忿怒の毒無く、下に伏怨の患無し。(八)上下交順、道を以て舍と爲す。故に長利積み、大功立ち、名前に成り、德後に垂る。治の至りなり。

(一) 上は德が天の如くならざれば下は遍ねく覆はれず (二) 心が地の如くならざれば萬物は必ず載せられず (三) 太山は土石に對して惡を立てず、故に高きを致す (四) 江海は微の助となる小川を擇ばず、故に魚介の富を爲す (五) 大人聖君たる者天地の大なるを體得して發育を以て心となせば萬物備る (六) 心を山海の廣さに寄せてあらゆる者を包容すれば國家富饒なり (七) 上には忿怒のあまり兵々刑を用ふる如き慘害なく、下は怨を蓄へて叛亂する者無し (八) 上下互に和順、道を以て舍宅と爲せば長利積み、大功立ち、名は目前に成りて德後世に傳はる。これ至治の極なり

以千歲之壽。操鈞視規矩。擧墨而正太山。使賁育帶干將而齊萬民。雖盡力於巧。極盛於壽。太山不正。民不能齊。故曰。古之牧天下者。不使匠石極功以敗太山之體。不使賁育盡威以傷萬民之性。因道全法。君子樂而大姦止。澹然閒靜。因天命持大體。故使人無離法之罪。魚無失水之禍。如此。故天下無不治。

を帶びて萬民を齊しくせしめ、(五)力を巧に盡し、盛を壽に極むと雖も、太山正しからず、民齊しくする能はず。故に曰く、古の天下を牧する者、匠石をして功を極め、以て太山の體を敗らしめず。賁育をして威を盡くし以て萬民の性を傷けしめず、道に因りて法を全うし、(六)君子樂しみて大姦止み、(七)澹然閒靜、天命に因りて大體を持す。故に人をして法に離るの罪無く、魚をして水を失ふの禍無からしむ。此くの如きが故に天下治まらざる無し。

(一) 古語なるべし　(二) 工匠の名は石といふ人、莊子に見ゆ　(三) 鈞は曲れるものを造る器　(四) 賁育は孟賁、夏育、干將は古の有名なる劍工　(五) 力を盡して巧を爲し、壽を長くして勉強しても太山を正し萬民を齊しくは出來ず　(六) 君子は上に樂しみて姦人は下に跡を絶つ　(七) 澹然閒靜は、靜なる貌

上不天。則下不遍覆。心不地。則物不必

(一)上天ならざれば則ち下遍く覆はれず、(二)心地ならざれば則ち物必ず載せられず。(三)太山好惡を立てず、故に能く其の高きを成し、(四)江海は小助を擇ばず、故に能く其

外。不レ推ニ繩之內ニ、不レ急ニ法之外。不レ緩ニ法之內ニ、守ニ成理ヲ。因ニ自然ニ、禍福生ニ乎道法ニ、而不レ出ニ乎愛惡ニ。榮辱之責在ニ乎己ニ、而不レ在ニ乎人ニ。故至安之世。法如ニ朝露ノ。純樸不レ散。心無ニ結怨、口無ニ煩言。故車馬不レ疲ニ於遠路。旌旗不レ亂ニ於大澤。萬民不レ失ニ命於寇戎。雄駿不レ創ニ壽於旗幢。豪傑不レ著ニ名於圖書。不レ錄ニ功於盤盂。記年之牒空虛。

（一）天下の大體にて、一國の體面を保つには如何にすべきかをいふ（二）古の天下國家の大體を全うせし者は、天地の大なるが如く、江海の廣大なるが如く、山谷の深遠なるが如く、日月の照すが如く、四時の循環して恆久なるが如く、德は雲の如く布き、風の如く動かし、小知の爲めに心の煩にもならず、私情を以て自己の煩にもならず、法術を以て治を布き亂を治め、賞罰を以て是を勸め非を懲らし、權衡を以て輕重を察し　自然の道理には逆はず、人の性情を害せず、毛を吹いて疵を求めず、垢を洗ひて知り難き事業を察する如きことを爲さず　繩を引いてその通りにし內へも外へも出さず、法度を立てゝ少しても內へ入れて急にせず、外に出して緩にせず、一定の理を守り自然の道に從ひ、禍に出し、不善に禍する道理法度より出て己の愛憎を以て人を禍福せず、賞罰は我より生じて人より來らざる樣にするにあり（三）朴にして散ぜざるが如く外飾を求めず（四）外に出兵なければ旌旗大澤に亂れず（五）萬民は命を寇賊や出兵の爲めに失はず（六）猛勇の士は軍中の旗の下に壽を損することなし（七）豪傑の士も功名を圖書に載するなし（八）盤盂は器物にて有功の士を器物に銘して太廟に納む。功名の者此の如きことを爲さず（九）記年の記錄に記載することなし

故曰。利莫レ長ニ於簡。福莫レ久ニ於安。使下匠石

故に曰く、（一）利は簡より長なるは莫く、福は安より久しきは莫しと。（二）匠石をして千歳の壽を以て鈞を操り、（三）規矩を視、墨に舉げて太山を正さしめ、（四）賁育をして干將

古之全二大體一者。望二天地一。觀二江海一。因二山谷一。日月所レ照。四時所レ行。雲布風動。不下以レ智累上レ心。不下以レ私累上レ己。寄二治亂於法術一。託二是非於賞罰一。屬二輕重於權衡一。不レ逆二天理一。不レ傷二性情一。不下吹レ毛而求二小疵一。不下洗レ垢而察中難レ知。不レ引二繩

(二)大體

古の大體を全うする者は、天地を望み、江海を觀、山谷に因り、日月照す所、四時行く所、雲布き風動き、智を以て心を累せず、私を以て己を累せず、治亂を法術に寄せ、是非を賞罰に託し、輕重を權衡に屬し、天理に逆はず、性情を傷けず、毛を吹きて小疵を求めず、垢を洗ひて知り難きを察せず。繩の外に引かず、繩の内に推さず。法の外に急にせず。法の内に緩にせず。成理を守り、自然に因り、禍福は道法に生じて愛惡に出でず。榮辱の責、己に在りて、人に在らず。故に至安の世は、法は朝露の如く、(三)純樸散ぜず、心に結怨無く、口に煩言無し。故に車馬遠路に疲弊せず、(四)旌旗大澤に亂れず、(五)萬民命を寇戎は失はず。(六)雄駿壽を旗幢に創せず、(七)豪傑名を圖書に著さず、(八)功を盤盂に錄せず、(九)記年の牒空虛なり。

不レ得レ一。故曰。右手畫レ圓。左手畫レ方。不レ能ニ兩成ー。故曰。至治之國。君若レ桴。臣若レ鼓。技若レ車。事若レ馬。故人有餘力。易ニ於應ー。而技有ニ餘巧ー。易ニ於事ー。立レ功者。不レ足ニ於力ー。親レ近者。不レ足ニ於信ー。成レ名者。不レ足ニ於勢ー。近者已親而遠者不レ結。則名不レ稱レ實也。聖人德若ニ堯舜ー。行若ニ伯夷ー。而位不レ載ニ於世ー。則功不レ立。名不レ遂。故古之能致ニ功名ー者。衆人助レ之以レ力。近者結レ之以レ成。遠者譽レ之以レ名。尊者載レ之以レ勢。如レ此。故太山之功長立ニ於國家ー。而日月之名久著ニ於天地ー。此堯之所ニ以南面而守ヒ名。舜之所ニ以北面而效ヒ功也。

有れば應ずるに易く、技餘巧有れば事に易し。功を立つる者力に足らず。近きを親しむものは信に足らず。名を成す者は勢に足らず。近者已に親しみて遠者結ばざれば則ち名實に稱はざるなり。聖人德は堯舜の若く、行は伯夷の若く、而も位世に載せざれば、則ち功立たず、名遂げず。故に古の能く功名を致す者、衆人之れを助くるに力を以てし、近き者は之れを結ぶに成を以てし、遠き者は之れを譽むるに名を以てし、尊者之れを載するに勢を以てす。此の如し、故に太山の功長く國家に立ち、日月の名久しく天地に著はる。此れ堯の南面して名を守る所以、舜の北面して功を收むる所以なり。

㈠ 臣も主も安利を希ふは同じなれども其の利とするところは異なる。使は使の誤か ㈡ 己唱ふるも應ずるものなきを患とす ㈢ 人臣の患は人主と合して一となる能はざるにあり ㈣ 右手圓を畫き左手方を畫く、兩方共出來ず ㈤ ばちは鼓を叩く棒 ㈥ 臣の材器は車の如く、君の命ずる官職は馬の如く勢に乘じて御す

堯爲二匹夫一不ㇾ能ㇾ正二三家一。非二不肖一也。位卑也。千鈞得ㇾ船則浮。錙銖失ㇾ船則沈。非二千鈞輕錙銖重一也。有ㇾ勢之與ㇾ無ㇾ勢也。故短之臨ㇾ高也以ㇾ位。不肖之制ㇾ賢也以ㇾ勢。人主者。天下一ㇾ力以共載ㇾ之。故安。衆同ㇾ心以共立ㇾ之。故尊。人臣守ㇾ所ㇾ長。盡ㇾ所ㇾ能。故忠。以二尊主一御二忠臣一。則長樂生而功名成。名實相待而成。形影相應而立。

るや勢を以てす。(四)人主は天下力を一にし、以て共に之れを載す。故に安し。衆心を同じうして以て共に之れを立つ、故に尊し。人臣長ずる所を守り、能くする所を盡す、故に忠なり。尊主を以て忠臣を御せば、則ち長樂生じて功名成り、名實相待ちて成り、形影相應じて立つ。

(一)堯も無官の匹夫となれば三戸の小邑を取締る能はず　(二)錙銖は極めて輕き目方　(三)短を以て高きに臨むには位置を以てす　(四)人主は天下中が心を一にして戴く故にその位安し

故臣主同ㇾ欲而異ㇾ使。人主之患。在ㇾ莫二之應一。故曰。一手獨拍。雖ㇾ疾無ㇾ聲。人臣之憂。

故に臣主(一)欲を同じうして使を異にす。人主の患は(二)之れに應ずる莫きに在り。故に曰く、一手獨り拍つ、疾しと雖も聲無し。(三)人臣の憂は一を得ざるあり。故に曰く、(四)右手圓を畫き左手方を畫く、兩つながら成る能はず。故に曰く、至治の國は、(五)君は枹の若く、臣は鼓の若く、(六)技は車の若く、事は馬の若し。故に人餘力

雖二十堯一不レ能三冬生二一穗一。逆二人心一。雖二賁育一不レ能レ盡二人力一。故得二天時一。則不レ務而自生。得二人心一。則不レ趣而自勸。因二技能一則不レ急而自疾。得二勢位一則不二推進一而名成。若二水之流一。若二船之浮一。守二自然之道一。行二毋窮之令一。故曰二明主一。

らずして自ら疾く、勢位を得れば則ち推進せずして名成る。水の流るゝが若く、船の浮ぶが若く、自然の道を守り、(四)毋窮の令を行ふ。故に明主と曰ふ。

(一) 功名を得るには天を得、人を得、勢を得るにあることを論ず　(二) 天を得ざれば十人の堯にも一本の穗も生ぜしむる能はず　(三) 技能を擇びて之を用ふれば急がずとも速なり　(四) 技能勢位に本づける無窮の令を行ふ

夫有レ材而無レ勢。雖レ賢不レ能レ制二不肖一。故立二尺材於高山之上一。而下臨二千仞之谿一。材非レ長也。位高也。桀爲二天子一能制二天下一。非レ賢也。勢重也。

夫れ材有るも勢無ければ、賢と雖も不肖を制する能はず。故に尺材を高山の上に立てて、下千仞の谿に臨む。材長なるに非ざるなり、位高ければなり。桀天子と爲り能く天下を制す。賢なるに非ざるなり、勢重ければなり。(一)堯匹夫爲らば三家を正す能はず。不肖なるに非ざるなり、位卑ければなり。千鈞も船を得れば則ち浮び、(二)錙銖も船を失へば則ち沈む。千鈞輕く、錙銖重きに非ざるなり。勢有ると勢無きとなり。(三)故に短の高きに臨むや位を以てし、不肖の賢を制す

死。不レ謹ニ蕭墻之患。而固ニ金城遠境。不レ用ニ近賢之謀。而外結ニ萬乘之交於千里。飄風一旦起。則賁育不レ及レ救。而外交不レ及レ至。禍莫レ大ニ於此。當ニ今之世。無ニ人主ニ忠計者。必無レ使ニ燕王説ニ魯人。無レ使ニ近世慕ニ賢於古。無レ思ニ越人以救ニ中國溺者。如レ此。則上下親。内功立外名成。

て人主の爲めに忠計する者は、必ず燕王をして魯人を説ばしむる無く、近世をして賢を古に慕はしむる莫く、越人を以て中國の溺るゝ者を救ふを思はしむる無かれ。此の如くなれば則ち上下親しみ、内に功立ち外に名成る。

㊀ 臣下の爲めにねらはるゝ隙間を塞がずして赤土や白土を以て壁を塗る如く徒に外飾を事とす

明君之所ニ以立レ功成レ名者四。一曰。天時。二曰。人心。三曰。技能。四曰。勢位。非ニ天時。

功名 (一)

明君に功を立て名を成す所以の者四、一に曰く、天時、二に曰く、人心。三に曰く、技能、四に曰く、勢位。(二)天時に非ざれば十堯と雖も冬一穗を生ずる能はず。人心に逆へば賁育と雖も人力を盡す能はず。故に天時を得れば則ち務めずして自ら生じ、人心を得れば則ち趣さずして自ら勸め、(三)技能に因れば則ち急な

面姦人不恐。罪生甲禍歸乙。伏怨乃結。故至治之國。有賞罰而無喜怒。故聖人極有刑法。而死無螫毒。故姦人服。發矢中的。賞罰當符。故堯復生羿復立。如此。則上無殷夏之患。下無比干之禍。君高枕而臣樂業。道蔽天地。德極萬世矣。

故に至治の國は賞罰有りて喜怒無し。(一)故に聖人極むるに刑法有りて、死すに螫毒無し。(二)故に姦人服す。矢を發して的に中り、賞罰符に當る。(三)(四)故に堯復生き、羿復立つ。此の如くなれば則ち上殷夏の患無く、下比干の禍無く、君枕を高くして臣業を樂しみ、道天地を蔽ひ、(五)德萬世を極む。

(一)儀的は射的なり　(二)至治の國は賞罰あるも喜怒の私情を挾まず　(三)人を殺すに唯刑法のみによりて妄りに毒辣をせず　(四)符契の合は賞罰の生ずるところ、過不及なし　(五)上には殷紂夏桀の如く天下を失ふ患なく、下には比干の虐を以て殺さるゝ禍なし

夫人主不塞隙穴。而勞力於赭堊。暴雨疾風必壞。不去眉睫之禍。而慕賁育之

夫れ人主隙穴を塞がずして力を赭堊に勞せば、(一)暴雨疾風必ず壞る。眉睫の禍を去らずして賁育の死を慕ひ、蕭墻の患を謹まずして金城を遠境に固くし、近賢の謀を用ひずして、外萬乘の交を千里に結ぶ。飄風一旦起れば則ち賁育救ふに及ばず、外交も至るに及ばず、禍此れより大なるは莫し。今の世に當り

併。愛悲不哀憐。喜則譽小人。賢不肖俱賞。怒則毀君子。使伯夷與盜跖俱辱。故臣有叛主。使燕王內憎其民而外愛魯人。則燕不用。而魯不附。民見憎不能盡力而務功。魯見說而不能離死命而親他主。如此則人臣爲隙穴而人主獨立。以隙穴之臣而事獨立之主。此之謂危殆。

を憎み、外魯人を愛せしめば、則ち燕は用ひられずして魯は附かず。民憎まれて(五)力を盡し功を務むる能はず。魯說ばれて(六)而も死命に離きて他主に親しむ能はず。此の如くなれば則ち人臣隙穴と爲りて(七)人主獨り立つ。隙穴の臣を以て獨立の主に事ふ。此れを之れ危殆と謂ふ。

㈠ 爲し難き法令を立て、不可能の事を罪すれば私怨下に生じ、人臣長所を發揮するを得ず　㈡ 一身二役の如き出來ないことを受ければ伏怨上に對して結ぶ　㈢ 勞苦しても慰勞せず、悲しみても同情せず　㈣ 戮辱を受く　㈤ 燕の民は王に憎まれて農工に務むる能はず　㈥ 魯人は燕王に愛せられたりとも自國の刑につきて他國の主に從ふ能はず　㈦ 人臣は隙間を伺ひて非望を企て人主孤立す

釋儀的而妄發。雖中而不巧。釋法制而妄怒。雖殺戮

(一)儀的を釋てて妄に發すれば、中ると雖も巧ならず。法制を釋てて妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず。罪は甲に生じ、禍は乙に歸すれば、伏怨乃ち結ぶ。

其亂。故人主結二其德一、書圖著二其名一。人主樂三乎使二人以一レ公盡一レ力。而苦下乎以レ私奪上レ威。人臣安二乎以一レ能受一レ職。而苦二乎以一負一レ二。故明主除二人臣之所一レ苦。而立二人主之所一レ樂。上下之利。莫レ長二於此一。不レ察二私門之內一。輕レ慮重レ事。厚誅薄罪。久二怨細過一。長侮偸レ快。數以レ德追レ禍。是斷レ手而續以レ玉也。故世有二易レ身之患一。

怨し、長く侮りて快を偸み數〻德を以て禍を追へば、是れ(六)手を斷ちて續ぐに玉を以てするなり。故に世身を易ふるの(七)患有り。

(一) 人に君たるものは、爵祿を惜まずして下を賞し、富貴を忘れて人に下らざれば危亡の禍を救ふべからず (二) 介子推は爵祿を欲せしには非るも文公の義に感じてその失亡に從ひ、又仁に感じて飢えたるを見るに忍びず股を割きて與ふ (三) 故に人主德を以て下を結べば圖籍に其の名を記す程の大功も成る (四) 公事の爲めに忠を盡すを喜び、私事の爲めに君威を奪ふを好まず (五) 人臣は智能を以て官職を受くるを喜び、一身二役は喜ばず (六) 手を切りて玉を以て續ぐが如くとてもうまくは出來ず (七) 身を易ふるは位を易ふるなり

人主立レ難レ爲而罪レ不レ反。則私怨生。人臣失レ所レ長而奉レ難レ給。則伏怨結。勞苦不二循

人主爲し難き(一)を立て、及ばざるを罪すれば、則ち私怨生じ、人臣長ずる所を失ひ、給し(二)難きを奉ずれば則ち伏怨結ぶ。勞苦(三)撫循せず、憂悲哀憐せず。喜べば則ち小人をも譽め、賢も不肖も俱に賞し、怒れば則ち君子を毀り、伯夷と盜跖とをして俱に辱(四)せしむ。故に臣にして主に叛くもの有り。燕王をして內其の民

而動。隨レ繩而斲。因レ攢而縫レ。如レ此。則上無二私威之毒一。而下無二愚拙之誅一。故上居レ用而少レ怒。下盡レ忠而少レ罪。

(一) 表的は見易きにより規約立つ。易は原本異に作る、非なり (二) 教は悟り易きが故に言ふところ用ひらる (三) 法禁には從ひ易き故に令するところ行はる (四) 上のもの私の權力によりて下を苦しむるなく、下は愚拙の爲めにそしりを受けず

聞レ之曰。擧レ事無レ患者。堯不レ得也。而世未二嘗無一レ事也。君レ人者。不レ輕二爵祿一。不レ易二富貴一。不レ可三與救二危國一。故明主厲二廉恥一招二仁義一。昔者介子推。無二爵祿一而義隨二文公一。不レ忍二口腹一。而仁割二

之れを聞く、曰く、事を擧げて患無きは堯も得ざるなり。世未だ嘗て事無きはあらず。(一)人に君たる者爵祿を輕んぜず、富貴を易んぜずんば、與に危國を救ふべからず。故に明主廉恥を厲まして仁義を招く。昔者(二)介子推爵祿無くして義文公に隨ひ、口腹を忍びずして仁其の肌を割く。(三)故に人主其の德を結べば書圖其の名を著はす。人主人をして(四)公を以て力を盡さしむるを樂しみて、私を以て威を奪ふを苦しむ。(五)人臣能を以て職を受くるを安んじて、一を以て二を負ふを苦しむ。故に明主人臣の苦しむ所を除き、人主の樂しむ所を立つれば、上下の利此より長なるは莫く、私門の內を察せず、重事を輕慮し、薄罪を厚誅し、細過を久

主立二可レ爲之賞一。設二可レ避之罰一。故賢者勸レ賞而不レ見二子胥之禍一。不肖者少レ罪而不レ見二傴剖一。盲者處レ平而不レ過二深谿一。愚者守レ靜而不レ陷二險危一。如レ此。則上下之恩結矣。古之人曰、其心難レ知。喜怒難レ中也。故以レ表示レ目。以レ鼓語レ耳。以レ法敎レ心。君レ人者。釋二三易之數一而行二一難レ知之心一。如レ此。則怒積二於上一。怨積二於下一。以二積怨一而御二積怨一。則兩危矣。

積み、怨下に積む。積怨を以て積怨を御すれば、則ち兩つながら危し。

(一) 心にまかせて政を爲すなり (二) 意にまかせて爲す (三) 半分に分つこと (四) 財器中等なる凡庸の人主 (五) 賢君巧匠の能はざる所をすて、中主拙匠の爲ちざるところを守れば、人力を十分に用ゐて、功名成就す (六) 過、一本過に作る (七) 人心は知り難く、喜怒は中庸に適ふものなり (八) 表的を以て目の見るべきところを示す (九) 三易のこと下に述ぶ

明主之表易レ見。故約立。其敎易レ知。故言用。其法易レ爲。故令行。三者立。而上無二私心一。則下得レ循二法而治。望レ表

明主の表は見易し。(一)故に約立つ。其の敎知り易し。故に言用ひらる。(二)其の法爲し易し。故に令行はる。三者立ちて上私心無ければ則ち下法に循ひて治まり、表を望みて動き、繩に隨ひて斲り、攢に因りて縫ふを得。此の如くなれば則ち上私威の毒無く、下愚拙の誅無し。故に上明に居て怒少く、下忠を盡して罪少し。

之患。明君使三事不二相干一。故莫レ訟。使三士不二兼レ官。故技長。使三人不二同レ功。故莫二爭訟一。爭訟止。技長立。則疆弱不レ穀レ力。冰炭不レ合レ形。天下莫二得相傷一。治之至也。

釋二法術一而心治。堯不レ能レ正二一國一。去二規矩一而妄意度。奚仲不レ能レ成二一輪一。廢二尺寸一而差二長短一。王爾不レ能レ半レ中。使下中主守二法術一拙匠守中規矩尺寸上。則萬不レ失矣。君レ人者。能去二賢巧之所一レ不レ能。守三中拙之所二萬不一レ失。則人力盡而功名立。明

法術を釋てて心治（一）すれば堯も一國を正す能はず。規矩を去りて妄りに意度（二）すれば奚仲も一輪を成す能はず。尺寸を廢して長短を差すれば王爾（三）も半中なる能はず。中主（四）をして法術を守り、拙匠をして規矩尺寸を守らしむれば、則ち萬失はず。人に君たる者能く賢巧（五）の能はざる所を去り、中拙の萬失はざる所を守れば、則ち人力盡きて功名立つ。明主爲すべきの賞を立て、避くべきの罰を設く。故に賢者は賞に勸められて子胥の禍を見ず。不肖者は罪を少くして傴の背を剖かるゝを見ず。盲者平に處りて深谿（六）を過ぎず。愚者靜を守りて險危に陷らず。此の如くなれば則ち上下の恩結ぶ。古の人曰く、（七）其の心知り難く喜怒中なり難きなり。故に表（八）を以て目に示し、鼓を以て耳に語り、法を以て心に教ふ。人に君たる者（九）易の數を釋てて一の知り難きの心を行ふ。此の如くなれば則ち怒上に

罰循天。則用力寡而功立。順人。則刑罰省而令行。明賞罰。則伯夷盜跖不亂。如此則白黑分矣。治國之臣。效功於國以履位。見能於官以受職。盡力於權衡以任事。人臣皆宜其能。勝其官。輕其任而莫懷餘力於心。莫負兼官之責於君。故內無伏怨之亂。外無矯服

て令行はる。賞罰を明にすれば則ち(三)伯夷盜跖亂れず。此の如くなれば則ち白黑分る。國を治むるの臣、功を國に效せば以て位を履み、能を官に見はせば以て職を受け、力を權衡に盡せば以て事に任ず。(四)人臣皆其の能に宜ひ、其の官に勝へ、其の任を輕しとして餘力を心に懷く莫く、(五)兼官の責を君に負ふ莫し。故に內に(六)伏怨の亂無く、外に矯服の患無し。(七)明君事をして相干さざらしむ。故に訟ふるもの莫し。(八)士をして官を兼ねざらしむ。故に技長ず。人をして功を同じくせざらしむ。故に(九)爭訟莫し、爭訟止み技長く立てば、則ち彊弱力を較べず、冰炭形を合せず、天下得て相傷くる莫し。治の至なり。

(一) 人士を任用することを論ず (二) 上は天理に從ひ、下は人情に從ひ、而して賞罰を明にしたり (三) 伯夷の廉と、盜跖の貪欲と混亂せず、白と黑とが分る (四) 人臣材にかなひ官職に堪へ職任に相應して力一杯勤め餘力を遺さず (五) 責多くして力足らざる咎を受くるなし (六) 內には怨を蓄へて亂を起すものなく、外には表面のみ服して內心服せざるものなし (七) 明君事を執るに彼此相關係せしめず、故に相爭ふなし (八) 士をしてその官事専門にするを以て技長じ、一事件を兩人にせしめず故に爭なし (九) 訴訟無く技能發展せば強弱競ふことなく、水火相混じて戰ふが如き不都合なし

不レ恃二比干之死上レ節。不レ幸二亂臣之無一レ詐也。持三怯士之所二能服一握二庸主之所上レ易レ守。當二今之世一。爲二人主一忠レ計。爲二天下一結レ德者。利莫レ長二於此一。故君レ人者。無二亡國之圖一。而忠臣無レ失レ身之畫一。明二於尊レ位必法一。故能使下人盡二力於權衡一。死二節於官職一。通二於賁育之情一。不下以レ死易上レ生。明二於盜跖之貪一。不中以レ財易上レ身。則守レ國之道。畢備矣。

通じ、（四）死を以て生を易へず。（五）盜跖の貪を明にし、財を以て身に易へざらしめば、則ち國を守るの道畢く備はる。

（一）尾生は古の信を守りし人、女子と橋下に期し女來らざるに至り柱を抱いて死す　（二）比干の忠死を恃むに及ばず、亂臣の詐僞を爲さぬやうにと希ふにも及ばず　（三）怯弱の人權あるを以て虎を伏する如く、庸主の法ある爲めに位を守る所を持す　（四）輕々しく死するを以て生に易ふることとなし、即ち輕死する事なくして能く生を保つ　（五）盜跖の貪と强も法を犯せば必ず罰せらるゝことと明なれば財を以て身に易へず

聞古之善用レ人者。必循レ天順レ人而明二賞

用人

聞く、古の善く人を用ふる者は、必ず天に循ひ、人に順ひ、賞罰を明にす。（一）天に循へば則ち力を用ふること寡くして功立ち、人に順へば則ち刑罰省け

服於玉堂之中。而無瞑目切齒傾取之患。人臣垂拱金城之内。而無扼腕聚脣嗟唶之禍。

服虎而不以柙。禁姦而不以法。塞僞而不以符。此賁育之所患。堯舜之所難也。故設柙非所以備鼠也。所以使怯弱能服虎也。立法非所以備曾史也。所以使庸主能止盜跖也。爲符非所以豫尾生也。所以使衆人不相謾也。

虎を服するに柙を以てせず、姦を禁ずるに法を以てせず、僞を塞ぐに符を以てせず。此れ賁育の患とする所、堯舜の難しとする所なり。故に柙を設くるは鼠に備ふる所以に非るなり。怯弱をして能く虎を服せしむる所以なり。法を立つるは曾史に備ふる所以に非るなり。庸主をして能く盜跖を止めしむるなり。符を爲るは尾生（一）に豫ふる所以に非るなり。衆人をして相謾かざらしむる所以なり。比干（二）の節に死するを恃まず、亂臣の詐無きを幸はざるなり。怯士（三）の能く服する所を持し、庸主の守り易き所を握り、今の世に當りて人主の爲めに計るに忠に、天下の爲めに德を結ぶ者、利此れより長なるは莫し。故に人の君たる者は亡國の圖無くして、忠臣は身を失ふの畫なく、位を尊くする必ず法なるを明にす。故に能く人をして力を權衡に盡し、節に官職に死し、賁育の情を

失レ是。而盗跖不レ得レ非。法分明則賢不レ得レ奪ニ不肖。彊不レ得レ侵レ弱。衆不レ得レ暴レ寡。託ニ天下於堯之法。則貞士不レ失レ分。姦人不ニ徼幸。寄ニ千金於羿之矢。則伯夷不レ得レ亡。而盗跖不ニ敢取。堯明ニ於不レ失レ姦。故天下無レ邪。羿巧ニ於不レ失レ發。故千金不レ亡。邪人不レ售而盗跖止。如レ此。故圖不レ載ニ宰予。不レ擧ニ六卿。書不レ著ニ子胥。不レ明ニ夫差。孫呉之略廢。盗跖之心伏。人主甘ニ

なり。故に天下邪なし。(六)羿發を失はざるに巧なり。故に千金亡はず。(七)邪人售れずして盗跖止む。(八)此の如きが故に圖に宰予を載せず、六卿を擧げず。書に子胥を著けず、夫差を明にせず。(九)孫呉の略も廢し、盗跖の心伏し、(一〇)人主玉堂の中に甘服し、瞋目切齒傾取の患無く、(一一)人臣金城の内に垂拱し、扼腕聚脣嗟唶の禍無し。

(一)人主法を棄て法術の士を失へば伯夷の廉と雖も盗が目に遇ふべく、田成、盗跖の禍に罹るを免れざるべし (二)法を立て寸尺を定むるなり (三)忠貞の士はその分を失はず、姦邪の士功なくして賞を得ず (四)千金を羿の射る矢先に懸くれば、これを取れば射殺さるゝにより伯夷の如き金を失ふを意とせざる人も取られて失ふ事なく盗跖も取らず (五)堯は姦人あれば誅す、故に天下に姦人なし (六)羿は善く射て虚發なき故に矢の先にある千金を失ふことなし (七)姦人用ひられずして排斥せらるれば盗跖も跡を絶つ (八)かくなれば圖書に宰予の如き齊の反臣を載することなく、晉の六卿の如き亂臣を書き載することなし (九)孫呉の兵略も廢し、盗跖も心より屈從して悪を爲さず (一〇)人主は玉堂の中に安心し、目をいからし齒を食ひしばる患なし (一一)人臣金城の中に手を懷にし、腕をまくり痛嘆する禍なし。聚脣は顰眉らん

明主之守レ禁也。賁育見レ侵ニ於其所レ不レ能勝。盗跖見レ害ニ於其所レ不レ能取。故能禁ニ賁育之所レ不レ能犯。守ニ盗跖之所レ不レ能レ取。則暴者守レ愿。邪者反レ正。大勇愿。巨盗貞。則天下公至而齊民之情正矣。

明主の禁を守るや、賁育其の勝つ能はざる所に侵され、盗跖其の取る能はざる所に害せらる。故に能く賁育の犯す能はざる所を禁じ、盗跖の取る能はざる所を守れば、則ち(一)暴は愿を守り、邪に正に反る。(二)大勇は愿に、巨盗貞なれば、則ち天下公至りて齊民の情正し。

(一) 暴戻の人も謹直を守り、姦邪の者も正道に返る　(二) 大勇の者謹直に大盗も忠貞なれば

人主離レ法失レ人。則危ニ於伯夷不ニ妄取一。而不レ免ニ於田成盗跖之禍一也。今天下無ニ一伯夷一。而姦人不レ絶レ世。故立ニ法度量一。度量信則伯夷不レ

人主法を離れて人を失へば、則ち伯夷の妄りに取らざるを危め、田成・盗跖の(一)禍を免れざるなり。今天下に一伯夷も無くして姦人は世に絶えず。故に(二)法を度量に立つ、度量信なれば則ち伯夷も是れを失はず、盗跖も非を得ず。法分明なれば則ち賢は不肖を奪ふを得ず、彊は弱を侵すを得ず、衆は寡を暴するを得ず。天下を堯の法に托せば、則ち(三)貞士分を失はず。姦人徼幸せず。(四)千金を羿の矢に寄すれば則ち伯夷も亡ふを得ず、盗跖敢て取らず。(五)堯姦を失はざるに明

務レ至ニ於任部一。戰士出レ死。而怨レ爲ニ賁育一。守レ道者。皆懷ニ金石之心一。以死ニ子胥之節一。用レ力者爲ニ任部一。戰如ニ賁育一。守爲ニ金石一。則君レ人者。高レ枕而守已完矣。

は生々發揚して其害を長ぜしむること春の如く、之れを縮みて罪するときは其惡を漸盡せしむること秋の殺しきが如し ㊂ 民は力の限り盡し情を竭して少しも偏らず ㊃ 上下相得て官民の睦しきものをいふ ㊄ 力を法度に用ひ任部(秦の武王の力士)の如き勇士を心がけしむ ㊅ 戰士は死力を出して盡く孟賁夏育たらんことを期す。怨は一本願に作る ㊆ 人に君たるもの枕を高くして居ても守已に全く心配なし

古之善守者。以ニ其所レ重。禁ニ其所レ輕。以ニ其所レ難。止ニ其所レ易。故君子與ニ小人一俱正。盜跖與ニ曾史一俱廉。何以知レ之。夫貪盜不レ赴レ谿而掇レ金。赴レ谿掇レ金。則身不レ全。賁育不レ量レ敵。則無ニ勇名一。盜跖不レ計レ可。則利不レ成。

古の善く守る者は其の重んずる所を以て其の輕んずる所を禁じ、其の難しとする所を以て其の易しとする所を止む。故に君子と小人と倶に正しく、盜跖と曾史と倶に廉なり。何を以て之れを知るか。夫れ貪盜も谿に赴いて金を掇はず。谿に赴いて金を掇へば、則ち身全からず。賁育敵を量らざれば則ち勇名無く、盜跖可を計らざれば則ち利成らず。

㊀ 古の法術を守るものは人の重んずる重罰を設けて、人の輕んずる小惡を禁ず ㊁ 曾史は曾參と史鰌、ともに古の道を守りし人

聖王之立法也。其賞足以勸善。其威足以勝暴。其備足以完法。治世之臣功多者位尊。力極者賞厚。情盡者名立。善之生如春。惡之死如秋。故民勸極力而樂盡情。此之謂上下相得。上下相得。故能使用力者自極於權衡而

(一)守道

聖王の法を立つるや、其の賞は以て善を勸むるに足り、其の威は以て暴に勝つに足り、其の備は以て法を完うするに足る。治世の臣にして功多き者は位尊く、力極まる者は賞厚く、情盡す者は名立つ。(二)之れを善みすれば生すこと春の如く、之れを惡めば死すこと秋の如し。故に民(三)力を極むるを勸めて情を盡すを樂しむ。此れ之れを(四)上下相得と謂ふ。上下相得。故に能く(五)力を用ふる者をして、自ら權衡を極めしめ任鄙に至るを務む。(六)戰士死を出でて賁育爲るを怨む。道を守る者皆金石の心を懷き、以て子胥の節に死す。力を用ふる者任鄙たり、戰へば賁育の如く、守れば金石爲れば、則ち人に君たる者、枕を高くして守り已に完し。

(一) 人主道を守りて法術を行ひ、賞罰嚴明なれば、下たるもの力を盡すべきを說ふ (二) 之れを善として賞する時

稱。上空虛於國內。不充滿於名實。故臣得以成其簒弑上也。而無是非。賞於無功。使讒諛。以詐僞爲賞。誅於無辜。使傴以天性剖背。以詐僞爲是。天性爲非。小得勝大矣。明主堅內。故不外失。失之近。而不亡於遠者。無有。故周之奪殷也。拾遺於庭。使殷不遺於朝。則周不敢望秋毫於境。而況敢易位乎。明主之道忠法。其法忠心。故臨之而法。去之而思。堯無膠漆之約於當世。而道行。舜無置錐之地於後世。而得結。能立道於往古。而垂德於萬世者。之謂明主。

を以て是と爲し、天性を非と爲す。小、大に勝つを得。(六)明主は內を堅くす。故に外を失はず。(七)之れを近きに失ひて遠きに亡はざる者有る無し、故に周の殷を奪ふや遺ちたるを庭に拾ふ。殷をして朝に遺さざらしめば、則ち周敢て秋毫を境に望まず。況や敢て位を易ふるをや。明主の道は法に忠に、其法は心に忠なり。故に之れに臨みて法、之れを去りて思。堯、膠漆の約無きも、當世に於て道行はる。舜錐を置くの地無きも、後世に於て結ぶを得たり。能く道を往古に立て德を萬世に垂るゝ者、之れを明主に謂ふ。

(一) 國の安危は是非に關係して強弱にはあらず　(二) 國の存亡は虛實に關係して民の多少には關係せず　(三) 君は國內に名のみにして實權なし。故に田成子に弑せらる　(四) 傴はせむし、天性として背の曲れるものなるに、背を割きて直さんと思ふ　(五) すべて詐僞を是とし天性を非とする故に小を以て大を制する禍に陷る　(六) 明君は堅く政柄を內に把る故に外に遇なし　(七) 近く朝廷に遇あれば遠き地方には尙更行屆かぬところあり

田成而幸其臣盡如比干。故國不得一安。廢堯舜而立桀紂。則人不得樂所長而憂所短。失所長則國家無功。守所短則民不樂生。以無功御不樂生。不可行於齊民。如此則上無以使下。下無以事上。

守れば則ち民生を樂しまず。(八)無功を以て不樂生を御するは、(九)齊民に行ふべからず。此の如くなれば則ち上以て下を使ふ無く、下以て上に事ふる無し、

(一) 自ら制するなり、理想とするなり (二) 自分は兎に角人臣には伍子胥の忠を望む (三) 上は天下を失はず、下は國家を亡ぼさず (四) 人君力を法治に盡さずば田常の如き賊臣出て來る。この時に臣下が比干の如きを希ふもだめなり (五) 堯舜たることをやめ桀紂を以て自ら居り、下を苛酷にすれば、福利の長きを樂しみ、福利の短きを憂ふるを得ず (六) 福利の長きを失へば國家は人民離叛して何も效を收めず (七) 福利の短きを守ることになれば人民はその生を樂しむを得ず (八) 上の無功を以て下の生を樂しまざる人民を御するは法治に背くものにして一般の人民に行ふべからず (九) 齊民は平民なり

安危在是非。不在於彊弱。存亡在虛實。不在於衆寡。故齊故萬乘也。而名實不

安危は是非に在りて、彊弱に在らず。存亡は虛實に在りて衆寡に在らず。故に(一)齊は故萬乘なるに、名實稱はず。(二)上國内に空虛に、名實り充滿せず。(三)故に臣以て其簒弑を成すを得たるなり。而して是非なく、無功を賞し、讒諛を使ひ、詐僞を以て貴と爲し、無辜を誅し、(四)傴の天性なるを以てして背を剖かしめ、(五)詐僞

逆レ在レ心。而久福在レ國。故甚病之人。利在レ忍レ痛。猛毅之君。以レ福拂レ耳。忍レ痛故扁鵲盡レ巧。拂レ耳則子胥不レ失。壽安之術也。病而不レ忍レ痛。則失二扁鵲之巧一。危而不レ拂レ耳。則失二聖人之意一。如レ此長利不二遠垂一。功名不二久立一。

の巧を失ひ、危(五)くして耳に拂らざれば則ち聖人の意を失ふ。此の如くなれば長利(六)遠く垂れず、功名久しく立たず。

㊀聖人は滅亡せんとする國を救ふには忠言耳に逆ひて君を諫む　㊁剛毅の君は耳に逆ふの忠言を以て福となして喜ぶ　㊂耳に逆ふを厭はざれば伍子胥は其術を行ふことを得　㊃人命長壽にして國家安全の法なり　㊄國危くして耳に逆ふ忠言を聽くだけの度量なくば聖人の意を失ひて人に捨てらる　㊅長き利益も長く傳はらず、功名も長く存在せず

人主不二自刻一以レ堯。而責二人臣一以二子胥一。是幸三殷人之盡如二比干一。盡如二比干一。則上不レ失。下不レ亡。不レ權二其力一。而有二

人主自ら刻するに堯を以てせずとも、人臣を責むるに子胥を以てす。是れ殷人の盡(一)く比干の如きを幸ふ。盡(二)く比干の如くなれば則ち上失(三)はず、下亡びず。其力を權らざれば、田成有り、而も其臣盡く比干の如きを幸ふ。故に國一安(四)を得ず。堯舜(五)を廢して桀紂を立つれば、則ち人長とする所を樂しみ短とする所を憂ふるを得ず。長(六)とする所を失へば則ち國家功無く、短(七)とする所を

起。故安國之法。若饑而食。寒而衣。不令而自然也。先王寄治理於竹帛。其道順。故後世服。今使人饑寒去衣食。雖賁育不能行。廢自然。雖順道。而不立。彊勇之所不能行。則上不能安。上以無厭。責已盡。則下對無有。無有則輕法。法所以爲國也。而輕之則功不立。名不成。

輕んずれば則ち功立たず、名成らず。

(一) 儀表は標的にて法令なり　(二) 留められぬ程走る車、覆へる舟の如き危邦亂國には、孔子、伯夷の如き聖人は居ない　(三) 縱令安全なれば賢智の美德を生じ、危ければ爭奪鄙吝の事起る　(四) 先王は治理を竹帛卽ち法令書に寄せたるによりその道順當にして古今を通じ後世の人も服從するなり　(五) 自然の理法を廢すればたとひ道理に隨ふとしても成立せず　(六) 強勇を以てするも行ふ能はざる程なれば上の人も安んずる能はず　(七) 上飽くことなく旣に盡きたる下民の財を誅求せば下民は無し無しと對ふるのみ　(八) 財盡くれば法令なくも畏れず犯罪者續出す

聞古扁鵲之治甚病也。以刀刺骨。聖人之救危國也。以忠拂耳。刺骨。故小痛在體。而長利在身。拂耳。故小

聞く、古の扁鵲の甚病を治むるや、刀を以て骨を刺す。(一)聖人の危國を救ふや、忠を以て耳に拂る。骨を刺すが故に小痛體に在り、而も長き利は身に在り、耳に拂るが故に小逆心に在り、而も久しき福國に在り。故に甚病の人は利痛を忍ぶに在り。(二)猛毅の君は福を以て耳に拂る。痛を忍ぶが故に扁鵲巧を盡し、耳に拂れば則ち子胥失はず。(三)壽安の術なり。病みて痛を忍はざれば則ち扁鵲

危二人之所一レ安。六曰。所レ愛不レ親。所レ惡不レ疏。如レ此則人失二其所一以樂レ生。而忘三其所二以重レ死。人不レ樂レ生。則人主不レ尊。不レ重レ死。則令不レ行。

使下天下皆極二智能於儀表一。盡中力於權衡上。以動則勝。以靜則安。治レ世使下人樂二生於爲レ是。愛中身於爲レ非。小人少而君子多。故社稷長立。國家久安。奔車之上無二仲尼一。覆舟之下無二伯夷一。故號令者。國之舟車也。安則智廉生。危則爭鄙

天下皆智能を儀表に極め、力を權衡に盡さしむれば、以て動けば則ち勝ち、以て靜にすれば(一)則ち安し。世を治めて人をして生を是を爲すに樂しみ、身を非に爲すに愛せしむれば小人少くして君子多し。故に社稷長立し、國家久安なり。(二)奔車の上に仲尼無く、覆舟の下に伯夷無し。故に號令は國の舟車なり。(三)安ければ則ち智廉生じ、危ければ則ち爭鄙起る。故に國を安んずるの法、饑ゑて食ひ寒くして衣るが若く、令せずして自ら然るなり。(四)先王治理を竹帛に寄せ、其道順なり。故に後世服す。今人をして饑寒に衣食を去らしむれば、賁育と雖も行ふ能はず。(五)自然を廢せば順道と雖も立たず。(六)彊勇の行ふ能はざる所は則ち上安き能はず。(七)上厭く無きを以て已に盡きたるを責むれば、則ち下有る無しと對ふるのみ。(八)有ること無きは則ち法を輕んず。法は國を爲むる所以なるに、之れを

安術有レ七。危道有レ六。安術。一曰。賞罰隨二是非一。二曰。禍福隨二善惡一。三曰。生死隨二法法一。四曰。有二賢不肖一而無二愛惡一。五曰。有二愚智一而無二非譽一。六曰。有二尺寸一而無二意度一。七曰。有レ信而無レ詐。危道一曰。斲二削於繩之內一。二曰。斷二割於法之外一。三曰。利二人之所一レ害。四曰。樂二人之所一レ禍。五曰。

安術七有り。危道六有り。安術の一に曰く、(一)賞罰は是非に隨ふ。二に曰く、(二)禍福は善惡に隨ふ。三に曰く、(三)生死は法度に隨ふ。四に曰く、(四)賢不肖有りて、愛惡無し。五に曰く、(五)愚智有りて非譽無し。六に曰く、(六)尺寸有りて意度無し。七に曰く、(七)信有りて詐無し。危道の一に曰く、繩の內に斲削す。二に曰く、法の外に斷割す。三に曰く、人の害とする所を利とす。四に曰く、人の禍とする所を樂しむ。五に曰く、人の安んずる所を危しとす。六に曰く、愛する所は親しまず。惡む所は疏んぜず。此の如くなれば則ち人其の生を樂しむ所以を失ひて、其の死を重んずる所以を忘る。人生を樂しまざれば、則ち人主尊からず、死を重んぜざれば、則ち令行はれず。

(一)國家安危の道を論ず　(二)賞罰は是を賞し非を罰す　(三)善に福し惡に禍す　(四)生死は法律に從ふ　(五)賢愚を明にして愛憎の念を挾まず　(六)愚智はその器に任せて他人の毀譽を信ぜず　(七)尺度に由りて定め私意を加へず　(八)纖損せず

鈞也。勢不使也。離朱易百步而難眉睫。非百步近而眉睫遠也。道不可也。故明主不窮烏獲以其不能自擧。不困離朱以其不能自見。因可勢求易道。故用力寡而功名立。時有滿虛。事有利害。物有生死。人主爲三者發喜怒之色則金石之士離心焉。賢聖之測淺深矣。故明主觀人不使人觀己。明於堯不能獨成。烏獲之不能自擧。賁育之不能自勝。以法術則觀行之道畢矣。

る能はず、賁育の自ら勝つ能はざるを明にし、法術を以てすれば則ち觀行の道畢る。

(一) 必ず效ありて誤らざる法術 (二) 智も功を立つ能はざるが故に人を得るを要す (三) 力も擧ぐる能はざるが故に人の助を要す (四) 强も勝つ能はざるが故に法術を要す (五) 烏獲は古の力士 (六) 賁育は孟賁、夏育にて古の力士 (七) 長生は生を全くするなり (八) 自然に都合の惡しきことあり、又如何にしても出來ざることあり (九) 勢不便なり (一〇) 離朱は離婁にて古の目の明なる人 (一一) 窮むるは强ふるなり (一二) 爲せるものによりて爲し易き道に從はしむ (一三) 時には都合のよきと惡しきとあり、事には利害あり、物に生死あり、心のまゝにならぬものあり (一四) 人主が喜怒の爲めに心を變じて無理なる命令を發すれば節義の士は二心を懷き聖賢の士は人主の心の淺深を探る (一五) 明主は人を觀るを主として人をして己を觀せしめず

(二二)安危

天下有信数三。一曰。智有所不能立。二曰。力有所不能挙。三曰彊有所不能勝。故雖有堯之智。而無衆人之助。大功不立。有烏獲之勁。而不得人助。不能自挙。有賁育之彊。而無法術。不得長生。故勢有不可得。事有不可成。故烏獲軽千鈞。而重其身。非其身重於千

天下信数三有り。一に曰く、智も立つる能はざる所有り。二に曰く、力も挙ぐる能はざる所(一)有り。三に曰く、彊(二)も勝つ能はざる所有り。故に堯の智有り(三)と雖も、而も衆人の助無ければ大功立たず(四)。烏獲(五)の勁有るも人の助を得ざれば、自ら挙ぐる能はず。賁育(六)の彊有るも法術無ければ、長生するを得ず。故に勢(八)得べからざる有り、事成るべからざる有り。故に烏獲(七)は千鈞を軽しとして、其身を重しとす。其身千鈞より重きに非ざるなり。勢(九)便ならざるなり。離朱(一〇)百歩を易しとして眉睫を難しとす。百歩近くして眉睫遠きに非ざるなり。道可ならざるなり。故に明王烏獲を窮むる(一一)に其自ら挙ぐる能はざるを以てせず。離朱を困むるに其の自ら見る能はざるを以てせず。可勢(一二)に因りて易道を求む。故に力を用ふる寡く、而して功名立つ。時(一三)に満虚有り、事に利害有り。物に生死有り。人主三者(一四)の爲めに喜怒の色を発すれば則ち金石の士心を離す。賢聖の浅深を測る。故に明(一五)主人を観て、人をして己を観しめず。堯独り成す能はず、烏獲の自ら挙ぐ

古之人。目短二於自見一。故以レ鏡観レ面。智短二於自知一。故以レ道正レ己。故鏡無下見レ疵之罪上。道無下明レ過之怨上。目失レ鏡則無三以正二鬚眉一。身失レ道則無三以知二迷惑一。西門豹之性急。故佩レ韋以緩レ己。董安于之心緩。故佩レ弦以自急。故以二有餘一補二不足一。以レ長續レ短。之謂二明主一。

巻八

（一）観行

古の人、目は自ら見るに短し、故に鏡を以て面を観る。智は自ら知るに短し、故に道を以て己を正す。故に鏡は疵を見るの罪無く、道は過を明にするの怨なし。目鏡を失へば則ち以て鬚眉を正す無く、身道を失へば則ち以て迷惑を知るなし。（二）西門豹の性急なる、故に韋を佩び以て己を緩くす。董安于の心緩なる、故に弦を佩び以て自ら急にす。故に有餘を以て不足を補ひ長を以て短を續ぐ。之れを明主と謂ふ。

（一）此の篇は自己の行爲を觀察する法なり。法術の士を得て自ら鏡とすれば自ら觀るに利あるをいふ　（二）西門豹は性急の人なるを以て自ら矯正する爲めに常に皮帶をしめて自ら緩にしたり

人果竊レ之。以二其子一爲レ智。以二老人告者一爲レ盜。

出二荊王之弟一。吾不レ城也。彼如出レ之。可三以德レ荊。彼不レ出。是卒レ惡也。必不レ敢禁二我城一壺丘一矣。公曰。善。乃城二壺丘一。謂二秦公一曰。爲レ我出二荊王之弟一。吾不レ城也。秦因出レ之。荊王大說。以二鍊金百鎰一遺レ晉。

闔廬攻レ郢。戰三勝。問二子胥一曰。可二以退一乎。子胥對曰。溺レ人者。一飲而止則無二溺者一。以二其不レ休也。不レ如二乘レ之以沈一レ之。

闔廬(一)郢を攻め、戰三たび勝つ。子胥に問ひて曰く、以て退くべきかと。子胥對へて曰く、人を溺らすものは一飲して止めば則ち溺者無し。(二)其の休まざるを以てなり。之れに乘じ以て之れを沈むるに如かずと。

(一)吳王闔廬楚の都の郢を攻む　(二)水を飲ませて休まざるにより死するなり

鄭人有二一子一。將レ宦。謂二其家一曰。必築二壞墻一。是不善人將レ竊。其巷人亦云。不二時築一。而

鄭人に一子有り、將に宦(一)せんとす。其家に謂ひて曰く、必ず壞墻を築け。是れ不善人將に竊まんとすと。其巷人も亦云ふ。時に築かずして人果して之れを竊む。其子を以て智と爲し、巷人の告ぐる者を以て盜と爲す。

(一)遠國に遊宦せんとす

荊王弟在秦。秦不出也。中射之士曰、資臣百金。臣能出之。因載百金之晉、見叔向曰、荊王弟在秦、秦不出也。請以百金委叔向。受金而以見之晉平公曰、可以城壺丘矣。平公曰、何也。對曰、荊王弟在秦、秦不出也。是秦惡荊也。必不敢禁我城壺丘。若禁之。我曰。爲我

荊王の弟、秦に在り。秦出さざるなり。中射の士曰く、臣に百金を資せよ。臣能く之れを出さんと。因りて百金を載せて晉に之き、叔向を見て曰く、荊王の弟秦に在り。秦出さざるなり。請ふ、百金を以て委せんと。叔向金を受けて以て之れを晉の平公に見えしむ。曰く、以て壺丘に城づく可しと。平公曰く、何ぞやと。對へて曰く、荊王の弟秦に在り、秦出さざるなり。是れ秦、荊を惡むなり。必ず敢て我が壺丘に城くを禁ぜざるべし。若し之れを禁ぜば我曰はん。我が爲めに荊王の弟を出せば、吾城かざるなりと。彼如し之れを出さば以て荊に德すべし。彼出さざれば是れ(二)惡を卒ふるなり。必ず敢て我が壺丘に城づくを禁ぜざらんと。公曰く、善しと。乃ち壺丘に城づき、秦公に謂ひて曰く、我が爲めに荊王の弟を出せ。吾城かざるなりと。秦因りて之れを出す。荊王大に說び、(三)鍊金百鎰を以て晉に遺る。

(二) 荊を惡む心を始終遂ぐるなり　(三) 精鍊したる黃金

者。靖郭君謂二謁者一曰。毋レ爲二客通一。齊人有下請レ見者上曰。臣請三言而已。過二三言一臣請烹。靖郭君因見レ之。客趨進曰。海大魚。因反走。靖郭君曰。請聞二其說一。客曰。臣不三敢以レ死爲二戲。靖郭君曰。願爲二寡人一言レ之。答曰。君聞二大魚一乎。網不レ能レ止。繳不レ能レ絓也。蕩而失レ水。螻蟻得レ意焉。今夫齊亦君之海也。君長有レ齊。奚以レ薛爲。君失レ齊。雖下隆二薛城一至中於天上。猶無レ益也。靖郭君曰。善。乃輟不レ城レ薛。

く、客の爲めに通ずる毋れと。齊人見るを請ふものあり。曰く、臣請ふ、三言して已まん。三言を過ぐれば臣請ふ烹られんと。靖郭君因りて之れを見る。客趨り進みて曰く、海大魚と。因りて反り走る。靖郭君曰く、請ふ、其說を聞かんと。客曰く、臣敢て死を以て戲と爲さず。靖郭君曰く、願はくは寡人の爲めに之れを言へと。答へて曰く、君大魚を聞くか、網も止むる能はず、(二)繳も絓くる能はず。(三)蕩して水を失へば螻蟻も意を得。今夫れ齊は亦君の海なり。君齊を長有す。奚ぞ(四)薛を以て爲さん。君齊を失はば、薛城を隆くして天に至ると雖も猶ほ益無きなりと。靖郭君曰く、善しと。乃ち輟めて薛に城かず。

(一) 謁者は取次役　(二) 繳は射ぐるみにて魚を射て中れば之を紐にて卷き付くやうに造りたるもの　(三) 自ら酒にして水を失へば螻も之れに困しむ　(四) 薛などはどうでもよし

也。魯人曰。眞也。齊曰。使ニ樂正子春來一吾將聽レ子。魯君請ニ樂正子春一。樂正子春曰。胡不下以ニ其眞一往上也。君曰。我愛レ之。答曰。臣亦愛ニ臣之信一。

魯君、樂正子春を請ふ。樂正子春曰く、胡ぞ其眞を以て往かざるかと。君曰く、我之れを愛すと。答へて曰く、臣も亦臣の信を愛すと。

(一) 眞に鼎の名　(二) 樂正子春は曾子の弟子

韓咎立爲レ君。未定也。弟在レ周。周欲レ重レ之。而恐ニ韓咎不レ立也。綦母恢曰。不レ如下以ニ車百乘一送上レ之。得レ立因曰レ爲レ戒。不レ立。則曰ニ來效レ賊也。

韓咎立ちて君と爲り、未だ定まらず。弟周に在り。周之れを重くせんと欲せしも、韓咎の立てざるを恐るゝや、綦母恢曰く、車百乘を以て之れを送るに如かず。立つを得れば因りて戒を爲すなりと曰へ。立たざれば則ち來りて賊を效すなりと曰へと。

(一) 韓君と爲る　(二) 或は云ふ韓咎の咎字は之に作るべしと　(三) 賊を效すは周賊を送り還すなり

靖郭君將レ城レ薛。客多ニ以諫

靖郭君將に薛に城かんとす。客に以て諫むる者多し。靖郭君謁者に謂ひて曰

乃爲レ陳。陳未レ成也。而呉人至。見二荊陳一而反。左史曰。呉反復六十里。其君子必休。小人必食。我行三十里。擊レ之必可レ敗也。乃從レ之。遂破二呉軍一。

る。

(一) 呉軍に於て兵士集まりしをいふならん。一說には字に誤あらんといふ (二) 君子は將校、小人は士卒

韓趙相與爲レ難。韓子索二兵於魏一曰。願借レ師以伐レ趙。魏文侯曰。寡人與レ趙兄弟。不レ可二以從一。趙又索レ兵以攻レ韓。文侯曰。寡人與レ韓兄弟。不二敢從一。二國不レ得レ兵。怒而反。已乃知三文侯以搆二於己一。乃皆朝レ魏。

韓・趙相與に難を爲す。韓子兵を魏に索めて曰く、願はくは師を借りて以て趙を伐たんと。魏の文侯曰く、寡人趙と兄弟たり、以て從ふ可からずと。趙又兵を索めて以て韓を攻む。文侯曰く、寡人韓と兄弟たり、敢て從はずと。二國兵を得ず。怒りて反る。已にして乃ち文侯(一)以て己を搆するを知る。乃ち皆魏に朝す。

(一) 魏の文公は二國を和せしめん爲めにわざと云ひしを知り二國魏に朝し各和睦す

齊伐レ魯。索二讒鼎一。魯以二其贋一往。齊人曰。贋

齊、魯を伐ちて讒鼎(一)を索む。魯其贋を以て往く。齊人曰く、贋なりと。魯人曰く、眞なりと。齊曰く、樂正子春(二)をして來らしめよ。吾將に子に聽かんとすと。

相。謂二荊王一曰。夫越破レ呉。豪士死、鋭卒盡。大甲傷。今又索レ卒以攻レ晉。示二我不一レ病也。不レ如二起レ師與分一レ呉、荊王曰。善。因起レ師而從レ越。越王怒。將レ擊レ之。大夫種曰。不可。吾豪士盡、大甲傷。我與戰必不レ克。不レ如レ賂レ之。乃割二露山之陰五百里一以賂レ之。

攻むるは、我に病まざるを示すなり。師を起して與に呉を分つに如かずと。荊王曰く善しと。因りて師を起して越に從ふ。越王怒りて將に之れを擊たんとす。大夫種曰く、不可。吾豪士盡き、大甲傷つく。我れ與に戰へば必ず克たず。之れに賂ふに如かずと。乃ち露山の陰五百里を割きて以て之れに賂ふ。

㊀越の軍について戰はんとす

荊伐レ陳。呉救レ之。軍間三十里。雨十日。夜星。左史倚相謂二子期一曰。雨十日。甲輯而兵聚。呉人必至。不レ如レ備レ之。

荊、陳を伐ち、呉之れを救ふ。軍間三十里。雨ふる十日にして夜星みゆ。左史倚相、子期に謂ひて曰く、雨十日、甲輯して兵聚る。呉人必ず至らん。之れに備ふるに如かずと。乃ち陳を爲す。陳未だ成らず。而して呉人至る。荊の陳するを見て反る。左氏曰く、呉反復六十里。其の君子必ず休し、小人必ず食はん。我行く三十里。之れを擊てば必ず敗るべきなりと。乃ち之れに從ひ、遂に呉軍を破

臣則吳必警守矣。且國之卜。非下爲二一臣一卜上。夫殺二一臣一而存二一國一。其不レ言レ吉。何也。且死者無レ知。則以レ臣釁レ鼓。無レ益也。死者有レ知也。臣將下當二戰之時一。臣使中鼓不上レ鳴。荊人因不レ殺也。

智伯將レ伐二仇由一。而道難不レ通。乃鑄二大鐘一。遺二於仇由之君一。仇由之君大說。除レ道將レ內レ之。赤章曼枝曰。不可。此小之所三以事二大也。而今也大以來。卒必隨レ之。不レ可レ內也。仇由之君不レ聽。遂內レ之。赤章曼枝因斷レ轂而驅至レ齊。七月而仇由亡矣。

智伯將に仇由(一)を伐たんとす。而も道難にして通ぜず。乃ち大鐘を鑄て仇由の君に遺る。仇由の君大に說び、道を除き將に之れを內れんとす。赤章曼枝曰く、不可。此れ小の大に事ふる所以なり。今や大を以て來る、卒必ず之れに隨はん。內るべからざるなりと。仇由の君聽かず、遂に之れを內る。赤章曼枝因りて轂(二)を斷ちて驅りて齊に至る。七月にして仇由亡ぶ。

(一) 仇由は晉に近き狄國の名 (二) 車の轂長くしては狹き道を走るに不便なるを以て斷ちて短くしたるなり

越已勝レ吳。又索二卒於荊一。而攻レ晉。左史倚

越已に吳に勝ち、又卒を荊に索めて晉を攻めんとす。左史倚相、荊王に謂ひて曰く、夫れ越、吳を破り豪士死し、銳卒盡き、大甲傷つく。今又卒を索め以て晉を

不レ售。士自審レ疑而不レ信者也。

荊王伐レ呉。呉使三沮衛蹶融犒二於荊師一。荊將軍曰。縛レ之。殺以釁レ鼓。問レ之曰。女來卜乎。答曰。卜。卜吉乎。曰吉。荊人曰。今荊將二以レ女釁一レ鼓。其何也。答曰。是故其所二以吉一也。呉使二臣來一也。固視二將軍一。將軍怒。將レ深レ溝高レ壘。將軍不レ怒將二懈怠一。今也將軍殺レ

荊王呉を伐つ。呉は沮衛蹶融をして荊師を犒(一)はしむ。荊將軍曰く、之れを縛せよ。殺して以て鼓に釁(二)らんと。之れに問ひて曰く、女來るとき卜するかと。答へて曰く、卜すと。卜吉か。曰く吉。荊人曰く、今荊將に女を以て鼓に釁らんとす。其れ何ぞや。答へて曰く、是れが故に其の吉なる所以なり。呉、臣をして來らしむるや、固より將軍を視、將軍怒らば將に溝を深くして、壘を高くせんとす。將軍怒らずんば將に懈怠せんとす。今や將軍臣を殺さば則ち呉必ず警守せん。且國の卜は一臣の爲めに卜するに非ず。夫れ一臣を殺して一國を存せば、其れ吉と言はずして何ぞや。且死者知る無ければ則ち臣を以て鼓に釁るも益無きなり。死者知るあらば、臣將に戰の時に當りて臣鼓をして鳴らざらしめんとすと。荊人因りて殺さず。

(一) 勞はしむ　(二) 牲を太鼓にぬりて血祭す

之孝一也。則君不レ奪二公位一。而大敬二重公一。則公常用レ宋矣。

管仲鮑叔相謂曰。君亂甚矣。必失レ國。齊國之諸公子。其可レ輔者。非二公子糾一則小白也。與レ子人事二一人一焉。先達者相收。管仲從二公子糾一。鮑叔從二小白一。國人果殺レ君。小白先入爲レ君。魯人拘二管仲一而效レ之。鮑叔言而相レ之。故諺曰。巫咸雖二善祝一。不レ能二自祓一也。秦醫雖二善除一。不レ能二自彈一也。以二管仲之聖一。而待二鮑叔之助一。此鄙諺所レ謂。虜自賣レ裘而

管仲・鮑叔相謂ひて曰く、君の亂甚し。必ず國を失はん。齊國の諸公子にて其れ輔くべき者は公子糾に非ずんば則ち小白なり。子と人ごとに一人に事へ、先達する者は相收めんと。管仲は公子糾に從ひ、鮑叔は小白に從ふ。(一)國人果して君を殺す。小白先づ入りて君と爲る。魯人、管仲を拘へて之れを效す。(二)鮑叔言ひて之れを相とす。故に諺に曰く、(三)巫咸は善く祝すと雖も、自ら祓ふ能はざるなり。(四)秦醫は善く除くと雖も自ら彈ずる能はざるなり。管仲の聖を以てしても鮑叔の助けを待つ。此れ鄙諺に所謂(五)虜自ら裘を賣りて售れず、士自ら辯を譽めて信ぜられざる者なり。

(一) 國人叛を爲して齊君襄公を殺す小白入りて王となる。卽ち桓公なり (二) 效は送りとゞけるなり (三) 巫咸は巫術は上手なるも自分の災を除く能はず (四) 秦の扁鵲は病を治するが自分の病に針をする能はず (五) 虜人自ら裘を賣りても賣れず、說客自ら辯を譽めても人が信用せず

王一曰。以レ齊資二我於魏一。請以レ魏事レ王。宮他曰。不可。是示二之無一レ魏也。齊王必不下資二於無レ魏者一。而以怨中有レ魏者上。公不レ如レ曰下以二王之所一レ欲。臣請以レ魏聽二王。齊王必以レ公爲レ有レ魏也。必因レ公。是公有レ齊也。因以有二齊魏一也。

せよ。謂ふ、魏を以て王に事へしめんと。宮他曰く、不可。是れ(三)之れに魏無きを示すなり。(四)齊王必ず魏無き者に資して、以て魏ある者に怨まれず。公、王の欲する所を以てせよ。臣請ふ、(五)魏を以て王に聽かんと曰ふに如かず。齊王必ず公を以て魏ありと爲すや、必ず公に因らん。是れ公、齊を有するなり。因りて以て齊魏を有するなり。

(一) 魏の人周趮、韓の臣宮他に向つていふ　(二) 齊の國威を借して我(周趮)を魏に遣せば我は魏を挾みて齊に事へしめん　(三) 齊に對して自分が魏に勢力なきを示す也　(四) 齊王は魏に勢力なきものに助力して、魏に勢力ある者に怨まるゝが如き事をなさじ　(五) 私は魏をして王の思召通り致させ申すべし

白圭謂二宋令尹一曰。君長自知レ政。公無レ事矣。今君少主也。而務レ名。不レ如レ令三荊賀二君

白圭、宋の令尹に謂ひて曰く、君長ずれば自ら政を知らん。(一)公事無し。今君は少主なり。名を務む。荊をして君の孝を賀せしむるに如かざるなり。則ち君公位を奪はれず。大に公を敬重すれば則ち公常に宋に用ひられん。

(一) 君政を執れば貴公は權を失ふべし

子西死焉。故曰、直於行者曲於欲。

晉中行文子出亡。過於縣邑。從者曰。此嗇夫公之故人。公奚不休舍。且待後車。文子曰。吾嘗好音。此人遺我鳴琴。吾好佩。此人遺我玉環。是振我過者也。以求容於我者。吾恐其以我求容於人也。乃去之。果收文子後車二乘。而獻之其君矣。

晉の中行文子出亡し、縣邑を過ぐ。從者曰く、此の嗇夫(一)は公の故人なり。公奚ぞ休舍せざる。且後車を待て、文子曰く、吾嘗て音を好む。此の人我に鳴琴を遺れり。吾佩(二)を好む。此の人我に玉環を遺れり。是れ我過(三)を振ふ者なり。以て(四)我に容れられんことを求むる者は、吾其の我を以て人に容れられんことを求むるを恐るゝなり。乃ち之れを去る。果して文子の後車二乘を收めて之れを其君に獻ず。

(一)嗇夫は小官の名なり。此地の役人はあなたの舊知なり　(二)佩は腰につける玉の飾　(三)我過を鳴さしむるものなり　(四)我に氣に入られんとしたるものは、我を以て人に氣に入られんとするかも知れず

周遷謂宮他曰。爲我謂齊

(一)周遷、宮他に謂ひて曰く、我が爲めに齊王に謂ひて曰く、(二)齊を以て我に魏に資

欲ㇾ實ㇾ宅而避ㇾ之。人曰。是其貫將ㇾ滿也。子姑待ㇾ之。答曰。吾恐ニ其以ㇾ我滿ㇾ貫也。遂去ㇾ之。故曰。物之幾者。非ㇾ所ㇾ靡也。

に滿たんとす。子姑く之れを待てと。答へて曰く、吾、其の(三)我を以て貫を滿すを恐るゝなりと。遂に之れを去る。故に曰く、(四)物の幾は靡する所に非ざるなりと。

(一)悍者は暴悍にて氣のあらい人　(二)罪惡積りて身を亡ぼすべし　(三)我を殺して罪を積むを恐るゝなり　(四)物の危き兆候を見ば狐疑すべからず直に決すべし

孔子謂ニ弟子一曰。孰能導ニ子西之釣ㇾ名一也。子貢曰。賜也能。乃導ㇾ之。不ニ復疑一也。孔子曰。寬哉。不ㇾ被ニ於利一。絜哉。民性有ㇾ恒。曲爲ㇾ曲。直爲ㇾ直。孔子曰。子西不ㇾ免。白公之難。

孔子弟子に謂ひて曰く、孰か能く、(一)子西の(二)釣名を導くかと。子貢曰く、(三)賜や能くせんと。乃ち之れを導く復た疑はざるなり。孔子曰く、(四)寬なるかな、利に被らず。(五)絜なるかな、民性恆あり、曲を曲と爲し、直を直と爲す。(六)孔子曰く、(七)子西免れじと。白公の難に子西死す。故に曰く、(八)行に直なるものは欲に曲げらる。

(一)楚の令尹子西なり。但此全章甚し誤脱あり、强ひて解すべからず　(二)虚名を貪るを説破すること　(三)賜は子貢の名　(四)性寬なるが故に利を計らず　(五)性潔なるもの、常として曲を曲とし直を直とす　(六)孔子曰くは衍字ならん　(七)子西は禍を免れざるべし　(八)行ひ直くするものは私欲を行ふもの、爲めに曲げられ易し

非矣。公子糾將レ爲レ亂。桓公使二使者視一レ之。使者報曰。笑不レ樂。視不レ見。必爲レ亂。乃使二魯人殺一レ之。

公孫弘斷レ髮。而爲二越王騎一。公孫喜使二人絕一レ之曰。吾不三與レ子爲二昆弟一矣。公孫弘曰。我斷レ髮。子斷レ頸而爲レ人用レ兵。我將レ謂二子何一。周南之戰。公孫喜死焉。

説無しは有に作るべしと

(一)公子糾將に亂を爲さんとす。桓公使者をして之れを視しむ。使者報じて曰く、笑へども樂しまず。視れども見えず。必ず亂を爲さんと。乃ち魯人をして之れを殺さしむ。

(一) 齊の桓公の兄なり

公孫弘、髮を斷ちて越王の騎と爲る。(一)公孫喜人をして之れと絕たしめて曰く、吾子と昆弟爲らずと。公孫弘曰く、我は髮を斷つのみ。(二)子は頸を斷ちて人の爲めに兵を用ふ。我將に子を何とか謂はんとすと。(三)周南の戰に公孫喜死す。

(一) 公孫喜は公孫弘と兄弟の約を結ぶ (二) 頸を斷つをも意とせず人の爲めに兵を用ふ。公孫喜韓の將となり討死す (三) 秦韓二國、周南に戰ふ

有下與二悍者一鄰上。

(一)悍者と隣るものあり。宅を賣りて之れを避けんと欲す。人曰く、是れ其の(二)貫將

三虱相與訟。一虱過之曰。訟者奚說。三虱曰。爭肥饒之地。一虱曰。若亦不患臘之至。而茅之燥耳。若又奚患。於是乃相與聚嘬其母而食之。彘臞。人乃弗殺。

三虱相與に訟ふ。一虱之れを過ぎて曰く、訟ふる者は奚をか說く。三虱曰く、(一)肥饒の地を(二)爭ふなりと。一虱曰く、若、亦(三)臘の至りて茅の燥くを患へざるか。若、又奚ぞ患へんと。是に於て乃ち相與に聚まり其の(四)母を嘬ひて之れを食ふ。彘臞す。人乃ち殺さず。

(一)爭ふ　(二)棲んでゐる豕のからだの內にてこえてうまさうなる所を爭ふ也　(三)臘は十二月に行ふ祭の名。茅は豕を包むに用ふるもの　(四)母は虱たちの棲める親豕なり

蟲有蚘者。一身兩口。爭相齕也。遂相食。因自殺。人臣之爭事而亡其國者。皆蚘類也。

蟲に蚘といふ者あり。(一)一身兩口。爭ひて相齕むや、遂に相食ひ、因りて自ら殺す。人臣の事を爭ひて其國を亡ぼす者は皆蚘の類なり。

(一)一身でありながら口二つあり

宮有堊。器有滌。則潔矣。行身亦然。無滌堊之地。則寡

(一)宮は堊あり、器は滌あれば則ち潔し。身を行ふも亦然り。(二)潔堊の地無ければ則ち非寡し。

(一)家屋は白堊を塗り、器は洗滌するにより清潔になる　(二)洗滌、白堊を加ふる所なき程になれば過失少し、一

從レ之曰。晉彊。不レ可レ不レ愼也。公子曰。丈人奚憂。吾爲二丈人一破レ晉。丈人曰。可。吾方廬二陳南門之外一。公子曰。是何也。曰。我笑二勾踐一也。爲レ人之如レ是其易也已。獨何爲二密密十年難一乎。

愼しまざる可からずと。公子曰く、丈人奚ぞ憂へん。吾丈人の爲めに晉を破らんと。丈人曰く、可なり。吾方に陳の南門の外に廬せんと。(三)公子曰く、是れ何ぞや。曰く、我勾踐を笑ふ。人と爲りの是の如く其れ易きや、獨り何ぞ密密十年の難きを爲すや。(四)

(一) 丈人は耆老の人　(二) 晉が陳を救ふに相違なし、晉は强し注意すべし　(三) 喪に居るもの〻如く廬を作りて汝の負けて歸るを待たん　(四) 事をあぐるに此の如く易きものならば勾踐は如何で密々十年の辛苦をなさん、勾踐は如何にも御苦勞なる人にて吾はそれがをかしきなりと、公子の無謀を諷する也

堯以二天下一讓二許由一。許由逃レ之。舍二於家人一。家人藏二其皮冠一。夫弃二天下一。而家人藏二其皮冠一。是不レ知二許由一者也。

堯天下を以て許由に讓る。許由之れを逃れ、家人に舍す。(一)家人其の皮冠を藏す。夫れ天下を弃てたるに、家人は其の皮冠を藏す。是れ許由を知らざる者なり。

(一) 民家に宿る

宋之富賈有㆓監止子者㆒。與㆑人爭買㆓百金之璞玉㆒。因佯失而毀㆑之。負㆓其百金㆒。而理㆓其毀瑕㆒。得㆓千鎰㆒焉。事有㆘擧㆑之而有㆑敗而賢㆓其毋㆒。擧㆑之者㆖。負之時也。

宋の富賈、監止子といふ者あり。人と爭ひて百金の璞玉(一)を買ふ。因りて佯り(二)失ひて之れを毀ち、其の百金を負ひしも、其の毀瑕を理め、(三)千鎰を得たり。(四)事之れを擧げて敗るゝあり、而も其の毋に賢りて之れを擧ぐる者あり。負の時なり。

(一)未だ磨かざる玉　(二)いつはりて落した風にして毀ち、百金は負債となりたり　(三)一鎰は二十兩なり　(四)以下原文脫略あるに似たり、強ひて解すべからず

有㆘欲㆔以㆑御見㆓荊王㆒者㆖。衆騶妬㆑之。因曰。臣能撽㆑鹿。見㆑王。王爲㆑御不㆑及㆑鹿。自御及㆑之。王善㆓其御㆒也。乃言㆓衆騶妬㆒之。荊令㆓公子㆒將㆑伐㆑陳。丈人

御を以て荊王に見えんと欲する者あり。(一)衆騶之れを妬む、因りて曰く、臣能く(二)鹿を撽すと。王に見ゆ。(三)王、御と爲りて鹿に及ばず、(四)自ら御して之れに及ぶ。王、其御を善しとするや、(五)乃ち衆騶の之れを妬むを言ふ。

(一)衆騶、多くの御者　(二)鹿の走る前を遮つて之を擊つと　(三)王自ら御者となりて試みしに鹿に追付き得ず　(四)その御の巧なる人が御となる　(五)こゝに至りて其者、衆御者の我を妬みし事を王に訴へたり

荊公子に令して將に陳を伐たしめんとす。(一)丈人之れを送りて曰く、(二)晉は彊し。

使二女狗白而往。黒而來一。子豈能毋レ怪哉。

惠子曰。羿執レ鞅持レ扞。操レ弓關レ機。越人爭爲持レ的。弱子扞レ弓。慈母入レ室閉レ戸。故曰。可レ必則越人不レ疑レ羿。不レ可レ必則慈母逃二弱子一。

惠子曰く、(一)羿は(二)鞅を執り、(三)扞を持し、弓を操り(四)機を關けば、越人爭ひて爲めに的を持つ。弱子弓を扞れば、慈母室に入りて戸を閉づ。故に曰く、必ずす可くんば則ち越人も羿を疑はず。(五)必ずす可からずんば則ち慈母も弱子を逃る。

(一)羿は昔の善く射る者 (二)鞅は鞅の誤にてゆがけなり (三)扞は弓小手 (四)十分に引きしぼる (五)どこに中るかあてにならざれば慈母も逃ぐ

桓公問二管仲一。曰。富有レ涯乎。答曰。水之以レ涯。其無レ水者也。富之以レ涯。其富已足者也。人不レ能三自止二於足一而亡。其富之涯乎。

桓公、管仲に問ふ。富涯あるか。答へて曰く、水の涯を以てする、其水無き者なり。富の涯を以てする、其の富已に足る者なり。(一)人自ら足るに止む能はずして亡ぶ。其れ富の涯か。

(一)世人足るを知るに止まる能はずして富を失ふ。卽ち破産がその涯ならん

崇侯惡來知レ心而不レ知レ事。比干子胥知レ事而不レ知レ心。聖人其備矣。

宋太宰貴而主レ斷。季子將レ見二宋君一。梁子聞レ之曰。語必可下與二太宰一三坐上乎。不レ然將レ不レ免。季子因說以二貴レ主而輕一レ國。

宋の太宰、貴くして斷を主とす。(一)季子將に宋君に見えんとす。梁子之れを聞きて曰く、語る必ず太宰と三坐す(二)可きか。然らざれば將に免れざらんとす。季子因りて說くに主を貴くし國を輕んずるを以てす。(三)

(一) 斷を主とすは裁斷の權を專にす、太宰、季子及び君と三坐す (二) 若しひとりで語れば太宰は自分の惡口を語すと思ひて禍を免れず (三) 主を貴くすべきを說きて君に媚び、國を輕んずべきを說きて太宰に諂ふ

楊朱之弟楊布。衣二素衣一而出。天雨。解二素衣一。衣二緇衣一而反。其狗不レ知而吠レ之。楊布怒。將レ擊レ之。楊朱曰。子毋レ擊也。子亦猶レ是

楊朱の弟楊布、素衣(一)を衣て出でしに天雨ふる。素衣を解き、緇衣(二)を衣て反る。其の狗知らずして之れに吠ゆ。楊布怒りて將に之れを擊たんとす。楊朱曰く、子擊つなかれ。子亦猶ほ是のごとし。女の狗をして白にして往き、黑にして來らしめば、子豈能く怪む毋からんや。

(一) 素衣は白衣なり。緇衣は黑衣なり (二) 黑い色の衣

馬日售。其利急。此周書所レ謂下言而上用者。惑也。

桓赫曰。刻削之道。鼻莫レ如レ大。目莫レ如レ小。鼻大可レ小。小不レ可レ大也。目小可レ大。大不レ可レ小也。擧レ事亦然。爲ニ其不レ可レ復者一也。則事寡敗也。崇侯惡來知レ不レ過ニ紂之誅一也。而不レ見ニ武王之滅レ之也。比干子胥知ニ其君之必亡一也。而不レ知ニ身之死一也。故曰。

桓赫曰く、(一)刻削の道、鼻は大にするに如くは莫し。目は小にするに如くは莫し。鼻の大なるは小にすべく、小なるは大にすべからざるなり。目の小なるは大にすべく、大なるは小にすべからざるなり。事を擧ぐるも亦然り、(二)其の復すべからざるものを爲す。則ち事は敗るゝ寡きなり。

(一) 人形を刻む術 (二) 原文の不の字衍字とせば解し易し。即ち取り返のつく様にすれば事は失敗なし

崇侯・惡來は紂の誅に遇はざるを知るなり。而れども武王の之れを滅ぼすを見ざるなり。比干、子胥は其君の必ず亡ぶるを知る。而も身の死するを知らざるなり。故に曰く、崇侯・惡來は(一)心を知りて事を知らず、比干・子胥は事を知りて心を知らず。(二)聖人其れ備はれり。

(一) 君の心を知りて事の變を知らず (二) 聖人は君國とその身二つを知る

重首而屈尾。將欲飲二於河一則必顚。乃銜二其羽一而飲レ之。人之所レ有二飲不レ足者。不レ可不レ索二其羽一也。

鱣似レ蛇。蠶似レ蠋。人見レ蛇則驚駭。見レ蠋則毛起。漁者持レ鱣。婦人拾レ蠶。利之所レ在。皆爲二賁諸一。

伯樂教三其所レ憎者相二千里之馬一。教三其所レ愛者相二駑馬一。千里之馬時一。其利緩。駑

必ず顚す。乃ち其羽を銜みて之れを飲ましむ。(二)人の飲みて足らざる有る所の者、其羽を索めざる可からざるなり。(三)

(一)首が大にして尾が屈みたり　(二)傍の鳥がくはへて水を飲ましむ　(三)人も自分一人にて飲む能はざるときは羽をくはへてくれる人即ち補助者を要す

鱣(一)は蛇に似たり。蠶は蠋(二)に似たり。人蛇を見れば則ち驚駭し、蠋を見れば則ち毛起つ。漁者は鱣を持し、婦人は蠶を拾ふ。利の在る所は皆賁諸(三)たり。

(一)鰻の類　(二)芋蟲　(三)賁諸は孟賁・專諸なり。孟賁は秦の力士、專諸は吳王僚を刺しし人

伯樂は、其の憎む所の者には千里の馬を相するを教へ、其の愛する所の者には駑馬を相するを教へたり。千里の馬は時に一、其の利緩なり。駑馬は日に售る。其利急なり。此れ周書に所謂下言(一)にして上用なるは惑なり。

(一)卑下の言なれども高上の用に當るもの。惑は急の誤にて急務の義。或はいふ惑の字は衍と

於相二踶馬一。扼三於任二而踵膝一。夫事有レ所二必歸一。而以レ有レ所二踵膝一而不レ任。智者之所二獨知一也。

惠子曰。置二猿於柙中一。則與レ豚同。故勢不レ便非レ所二以逞一レ能也。

惠子曰く、猿を柙中(一)に置かば則ち豚と同じ。故に勢便ならざれば、能を逞しうする所以に非ざるなり。

(一) 柙中は匣のなか

衞將軍文子見二曾子一。曾子不レ起。而延二於坐席一。正二身於奧一。文子謂二其御一曰。曾子愚人也哉。以レ我爲二君子一也。君子安可レ毋レ敬也。以レ我爲二暴人一也。暴人安可レ侮也。曾子不レ僇。命也。

衞の將軍文子、曾子を見る。曾子起たず(一)。而して坐席に延き、身を奧(二)に正しくす。文子其御に謂ひて曰く、曾子は愚人なるかな。我を以て君子と爲せば、君子には安んぞ敬毋かるべけんや。我を以て暴人と爲せば、暴人には安んぞ侮る可けんや。曾子の僇せられざるは命(三)なり。

(一) 曾子は身を起して起ちもせず (二) 奧は室の西南隅なり (三) 侮辱を受けざるは天命なり

鳥有二翢翢者一。

鳥に翢翢といふ者あり。重首(一)にして屈尾なり。將に河に飲まんと欲すれば則ち

伯樂教二二人一相二踶馬一。相與之二簡子廐一觀レ馬。一人擧二踶馬一。其一人從レ後而循レ之三撫二其尻一而馬不レ踶。此自以爲レ失レ相。其一人曰。子非レ失レ相也。此其爲レ馬也。踒肩而腫膝。夫踶之馬也者。擧レ後而任レ前。腫膝不レ可レ任也。故後不レ擧。子巧三

説林　下

（一）伯樂二人に（二）踶馬を相するを教ふ。相與に簡子の廐に之きて馬を觀る。一人（三）踶馬を擧ぐ。其の一人後より之れに循ひ、三たび其尻を撫したれど、馬踶せず。此れ自ら以て相を失ふと爲す。其の一人曰く、子相を失ふに非ざるなり。此れ其の馬たるや、（四）踒肩にして腫膝、（五）夫れ踶馬なるものは後を擧げて前に任ず。（六）腫膝任ずべからざるなり。故に後擧げず。子踶馬を相するに巧なるも、腫膝を任ずるに拙なり。（七）夫れ事は必ず歸する所あり。（八）腫膝する所有るを以てして任ぜず。（九）智者のみ獨り知る所なり。

（一）伯樂は古の善く馬を相する人　（二）踶馬は蹴る癖のある馬　（三）あれが蹴る癖の馬なりと指し示す　（四）踒肩は肩の痛きこと。腫膝は膝の太きこと　（五）蹴る馬は後足を擧げて體重を前足に任せて身をさゝふ　（六）膝の太きものはさゝへる力なし　（七）事には必ず歸すべき道理あり　（八）太膝と同じく勢不可なれば成らず　（九）智者のみ知るところにして凡人にはわからず

山一。其御曰。及レ見乃始善レ我。何故去レ之。晉丹曰。夫以ニ人言一善レ我。必以ニ人言一罪レ我。未レ出レ境。而公子惡レ之曰。爲レ趙來間。中山君因索而罪レ之。

て索めて之れを罪す。

㊀ 訶者 ㊁ 間諜に來れりと

田伯鼎好レ士而存ニ其君一。白公好レ士而亂レ荊。其好レ士則同。其所ニ以爲一則異。公孫友自刖而尊ニ百里一。豎刀自宮而諂ニ桓公一。其自刑則同。其所ニ以自刑一之爲則異。惠子曰。狂者東走。逐者亦東走。其東走則同。其所ニ以東走一之爲則異。故曰。同レ事之人。不レ可レ不ニ審察一也。

田伯鼎、士を好みて其君を存す。白公、士を好みて荊を亂す。其の士を好むは則ち同じ、其の爲す所以は則ち異なり。公孫友自ら刖して百里を尊び、豎刁自ら宮して桓公に諂ふ。其の自刑するは則ち同じきも其の自ら刑する所以の爲は則ち異なり。惠子曰く、狂者東走すれば、逐ふものも亦東走す。其東走は則ち同じきも、其の東走する所以の爲は則ち異なり。故に曰く、事を同じくする人も審に察せざるべからざるなり。

㊀ 其の君の難を救ふ ㊁ 同じ事をする人にても審に其心事を察すべきなり

衛人嫁其子。而教之曰必私積聚。爲人婦而出常也。其成居幸也。其子因私積聚。其姑以爲多私。而出之。其子所以自反者。倍其所以嫁。其父不自罪於致子非也。而自知其益富。今人臣之處官者。皆是類也。

衛人其の子を嫁す。之れに教へて曰く、必ず私に積聚せよ。人の婦と爲りて出さるるは常なり。(一)其の居を成すは幸なり。其の子因りて私に積聚す。其の姑以て多く私すと爲して之れを出す。其の子以て自ら反る所の者は、(二)其の以て嫁する所に倍す。其の父自ら子に非を教ふるを罪とせず、而して自ら其の益々富みしを知とす。今人臣の官に處る者は皆是の類なり。

(一) 其の家に落ちつくものはもつけの仕合なり (二) 持ち歸りたる金は持參金の倍もあり

魯丹三說中山之君。而不受也。因散五十金。事其左右。復見未語。而君與之食。魯丹出而不反舍。遂去中

魯丹三たび中山の君に說く。受けられず。因りて五十金を散じて其の左右に事へ、復た見えて未だ語らず。君之れに食を與ふ。魯丹出でて舍に反らず。遂に中山を去る。其御曰く、(一)見るに及びて乃ち始めて我を善しとす。何が故に之れを去ると。魯丹曰く、夫れ人言を以て我を善とす。必ず人言を以て我を罪せんと。未だ境を出でずして、公子之れを惡みて曰く、趙の爲めに來り(二)間すと。中山君因り

隰子止レ之。其相室曰。何變之數也。隰子曰。古者有レ諺曰。知二淵中之魚一者不祥。夫田子將レ有二大事一。事大而我示二之知一レ微。我必危矣。不レ伐レ樹未レ有レ罪也。知二人之所一レ不レ言。其罪大矣。乃不レ伐也。

らず。

(一)隰斯彌は齊の大夫 (二)大事を思ひ立ち齊を奪はんとす (三)彼大事を思ひ立ちし我心中の隱微を知ることを示せば身危し (四)人の口外せざることを知れば其罪大なり

楊子過二於宋一。東之二逆旅一。有二妾二人一。其惡者貴。美者賤。楊子問二其故一。逆旅之父答曰。美者自美。吾不レ知二其美一也。惡者自惡。吾不レ知二其惡一也。楊子謂二弟子一曰。行賢而去二自賢之心一。焉往而不レ美。

楊子宋を過ぎ、東逆旅に之く。妾二人あり。(一)其の惡なる者は貴く、美なる者は賤し。楊子其の故を問ふ。逆旅の父答へて曰く、(二)美なる者は自ら美とす。吾其の美を知らざるなり。惡なる者は自ら惡とす。吾其の惡を知らざるなり。楊子弟子に謂ひて曰く、(三)行賢にして自ら賢とするの心を去れば、焉くに往いて美ならざらん。

(一)容貌の惡しき方が上座にて美なる方が下座なり (二)美なるものは自ら美とする心ある故に少しも美と思はれず (三)行賢にして自ら賢とする心なければ何處に行きても尊ばる

魯季孫新弑其君。吳起仕焉。或謂起曰。夫死者。始死而血。已血而衄。已衄而灰。已灰而土。反其土也。無可爲者矣。今季孫乃始血。其毋乃未可知也。吳起因去之晉。

魯の季孫新に其君を弑す。(一)吳起仕ふ。(二)或るひと起に謂ひて曰く、夫れ死者は始めて死して血す。已に血して衄す。(三)已に衄して灰す。(四)已に灰して土す。其の土に反るや爲すべき者無し。(五)今季孫乃ち未だ始めて血す。(六)其れ乃ち知る可からざる毋からんやと。吳起因りて去りて晉に之く。

(一) 魯の哀公なり　(二) 吳起は季孫氏に事ふ　(三) 衄は死血なり。血の凝固するなり　(四) 死血更に變じて灰に似ること　(五) 爲すべきもの無しは、腐敗し盡すなり　(六) 其の灰敗して土になるかも知れず

隰斯彌見田成子。田成子與登臺四望。三面皆暢。南望隰子家之樹蔽之。田成子亦不言。隰子歸。使人伐之。斧離數創。

隰斯彌、田成子に見ゆ。田成子與に臺に登りて四望す。三面皆暢び、南望すれば隰子の家の樹之れを蔽ふ。田成子亦言はず。隰子歸り、人をして之れを伐らしむ。斧離くこと數創、隰子之れを止む。其の相室曰く、何ぞ變ずるの數なる。隰子曰く、古者諺あり。曰く、淵中の魚を知る者は不祥。夫れ田子將に大事有(二)らんとす。事大にして我れ之に微を知るを示せば、我れ必ず危からん。樹を伐らざるも未だ(三)罪有らざるなり。(四)人の言はざる所を知らば其の罪大なりと。乃ち伐

謂之曰。子必窮矣。魯人曰。何也。曰。屨爲屨之也。而越人跣行。縞爲冠之也。而越人被髮。以子之所長。遊於不用之國。欲使無窮。其可得乎。

越人跣行す。縞は之れを冠にするが爲めなり。而して越人被髮なり。子の長ずる所を以て不用の國に遊ぶ。窮する無からしめんと欲するも其れ得べけんや。

㊀屨は飾のある靴　㊁縞は白絹にて冠を作るに用ふ

陳軫貴於魏王。惠子曰。必善事左右。夫楊橫樹之卽生。倒樹之卽生。折而樹之又生。然使十人樹之而一人拔之。卽無生楊矣。夫以十人之衆。樹易生之物。而不勝一人者。何也。樹之難而去之易也。子雖工自樹於王。而欲去子者衆。子必危矣。

陳軫、魏王に貴ばる。惠子曰く、必ず善く左右に事へよ。夫れ楊は橫に之れを樹ゑても卽ち生じ、倒に之れを樹ゑても卽ち生じ、折りて之れを樹ゑても又生ず。然れども十人をして之れを樹ゑしめて、一人之れを拔かば、卽ち生楊無し。夫れ十人の衆を以て生じ易きの物を樹ゑ、而も一人に勝たざる者は何ぞや。之を樹うるは難くして之れを去るは易ければなり。子自ら王に樹うるに工なりと雖も、子を去らしめんと欲する者衆し。子必ず危からんと。

周公旦已勝レ殷。將レ攻二商蓋一。辛公甲曰。大難レ攻小易レ服。不レ如下服二衆小一以劫上レ大乃攻二九夷一而商蓋服矣。

周公旦、已に殷に勝ち、將に商蓋を攻めんとす。辛公甲曰く、大は攻め難く、小は服し易し。衆小を服し以て大を劫すに如かずと。乃ち九夷を攻めて商蓋服す。

紂爲二長夜之飲一。懼三以失二日。問二其左右一。盡不レ知也。乃使レ問二箕子一。箕子謂二其徒一曰。爲二天下主一。而一國皆失レ日。天下其危矣。一國皆不レ知而我獨知レ之。吾其危矣。辭以二醉而不一レ知。

紂、長夜の飲を爲し、(一)以て日を失ふを懼れ、其左右に問ふ。盡く知らざるなり。乃ち箕子に問はしむ。箕子其徒に謂ひて曰く、(二)天下の主と爲りて一國皆日を失ふ。天下其れ危し。一國皆知らざるに、我獨り之れを知らば、吾其れ危しと。辭するに醉ひて知らざるを以てす。

(一) 日を忘れる位で近臣に聞ひても誰も知らず　(二) 天下の主となり自分のみならず一國皆日を忘る

魯人身善織レ屨。妻善織レ縞。而徙二於越一。或

魯人、身善く屨を織り、(一)妻善く縞を織るあり。(二)越に徙る。或ひと之に謂ひて曰く、子必ず窮せん。魯人曰く、何ぞやと。曰く、屨は之れを履にするが爲めなり。

刺レ之。衞君曰。子爲レ之是也。非レ緣レ義也。爲レ利也。吳彊而富。衞弱而貧。子必往吾。恐下子爲二吳王一用中之於我上也。乃逐レ之。

れを逐ふ。

(一) 吳王の爲め今云ひし事を我に用ひ之を刺し殺すかもしれず

紂爲二象箸一而箕子怖。以爲二象箸一。爲不レ盛二羹於土簋一。則必犀玉之盃。玉盃象箸。必不レ盛二菽藿一。則必旄象豹胎。旄象豹胎。則必不下衣二短褐一。而食中茅茨之下上。則必錦衣九重。高臺廣室也。稱レ此以求。則天下不レ足矣。聖人見レ微以知レ萌。見レ端以知レ末。故見二象箸一而怖。知二天下之不一レ足也。

紂、象箸を爲りて箕子怖る。以へらく象箸を爲れば爲めに羹を土簋に盛らず。則ち必ず犀玉の盃をせん。玉盃象箸をせば、必ず菽藿を盛らず。則ち必ず旄象豹胎せん。旄象豹胎せば則ち必ず短褐を衣て茅茨の下に食はず。則ち必ず錦衣九重、高臺廣室なり。此れに稱ひて以て求めば、則ち天下も足らじ。(一)聖人微を見て以て萌を知り、端を見て以て末を知る。故に象箸を見て怖る。(二)天下の足らざるを知るなり。

(一) 聖人は微を見て兆候を知り、端緒を見て結果を知る (二) 天下を擧げても其用を充たすに足らざるを知る

與之。孟孫歸至而求麑。答曰。余不忍而與其母。孟孫大怒逐之。居三月。復召以爲其子傅。其御曰。曩將罪之。今召以爲子傅何也。孟孫曰。夫不忍麑。又且忍吾子乎。故曰。巧詐不如拙誠。樂羊以有功見疑。秦西巴以有罪益信。

して以て其子の傅と爲す。其御曰く、曩に將に之れを罪せんとす。今召して以て子の傅と爲すは何ぞや。孟孫曰く、夫れ麑に忍びず、又且吾が子に忍びんやと。故に曰く、巧詐は拙誠に如かず。樂羊は功有るを以て疑はる。秦西巴は罪有るを以て益々信ぜらる。

㊀ 鹿の子なり　㊁ 魯の臣なり

曾從子。善相劍者也。衞君怨吳王。曾從子曰。吳王好劍。臣相劍者也。臣請爲吳王相劍。拔而示之。因爲君

曾從子は善く劍を相する者なり。衞君、吳王を怨む。曾從子曰く、吳王、劍を好む。臣は劍を相する者なり。臣請ふ、吳王の爲めに劍を相し、拔いて之れに示し、因りて君の爲めに之れを刺さんと。衞君曰く、子之れを爲すは是なれども、義に緣るに非ずして、利の爲めにするなり。吳は彊くして富み、衞は弱くして貧し。子必ず往かば吾子が(一)吳王の爲めに之れを我に用ふるを恐るゝなりと。乃ち之

也。張譴死。因相二公乘無正一。

樂羊爲二魏將一。而攻二中山一。其子在二中山一。中山之君。烹二其子一而遺二之羹一。樂羊坐二於幕下一而啜レ之。盡二一盃一。文侯謂二堵師贊一曰。樂羊以二我故一。而食二其子肉一。答曰。其子而食レ之。且誰不レ食。樂羊罷二中山一。文侯賞二其功一而疑二其心一。

樂羊、魏將と爲りて中山を攻む。其子中山に在り。中山の君其子を烹て之れに羹を遺る。樂羊幕下に坐して之れを啜り一盃を盡す。文侯(一)、堵師贊に謂ひて曰く、樂羊我の故を以て(二)其子の肉を食ふと。答へて曰く、(三)其子にして之れを食ふ。且誰か食はざらんと。樂羊中山を罷む。文侯、其功を賞して其心を疑ふ。

(一) 魏の文公なり (二) 其の子の肉を食ひ二心なきを示す用心なり (三) 子の肉を食ふ位ならば誰の肉でも食はん

孟孫獵得レ麑(一)。使二秦西巴載一レ之持歸。其母隨レ之而啼。秦西巴弗レ忍而

孟孫獵して麑を得たり。秦西巴(一)をして之れを載せて持ち歸らしむ。(二)其母之れに隨ひて啼く。秦西巴忍びずして之れに與ふ。孟孫歸り至りて麑を求む。答へて曰く、余忍びずして其母に與ふと。孟孫大に怒りて之れを逐ふ。居ること三月、復た召

水於海。海水雖多。火必不滅矣。遠水不救近火也。今晉與荊雖強。而齊近。晉患其不救乎。

嚴遂不善周君。患之。馮沮曰。嚴遂相。而韓傀貴於君。不如行賊於韓傀。則君必以爲嚴氏也。

嚴遂、周君に善からず、之れを患ふ。(一)馮沮曰く、嚴遂相なり。(二)而して韓傀は君より貴くせらる。賊を韓傀に行ふに如かず。則ち君必ず以て嚴氏と爲さん。(三)

(一) 周の君が之れを患ふ　(二) 嚴遂は韓に相をして居るも韓傀は君より貴ばれ互に權を爭ふ　(三) 嚴氏が殺したるに相違なしと思ふ

張譴相韓。病將死。公乘無正。懷三十金。而問其疾。居一月。自問張譴曰。若子死將誰使代子。答曰。無正重法而畏上。雖然不如公子食我之得民

張譴、韓に相とし、病んで將に死せんとす。公乘無正、三十金を懷にして其疾を問ふ。居ること一月、自ら張譴に問ひて曰く、(一)若し子死せば將に誰をして子に代らしめんとすと。答へて曰く、無正法を重んじて上を畏る。(二)然りと雖も、公子食我の民を得るに如かざるなりと。張譴死し、因りて公乘無正を相とす。

(一) 自ら問ふの上に韓王を補ふべし　(二) 法を重んじ上を畏るといへば王之れを喜ぶ。民を得るといへば王喜ばず。故に陽に食我を薦めて陰に無正を擧ぐ

鄒君將ㇾ使二人殺一ㇾ之。田駟恐告二惠子一。惠子見二鄒君一曰。今有ㇾ人。見ㇾ君。則眹二其一目一。奚如。君曰。我必殺ㇾ之。惠子曰。瞽兩目眹。君奚爲不ㇾ殺。君曰。不ㇾ能ㇾ勿ㇾ眹。惠子曰。田駟東慢二齊侯一。南欺二荊王一。駟之於ㇾ欺ㇾ人瞽也。君奚怨焉。鄒君乃不ㇾ殺。

告ぐ。惠子鄒君に見えて曰く、今人有り。君を見て則ち其の一目を眹にす(一)。奚如と。君曰く、我れ必ず之れを殺さん。惠子曰く、瞽は兩目眹す。君奚爲れぞ殺さざるか。君曰く、眹なき能はず(二)。惠子曰く、田駟は東齊侯を慢り、南荊王を欺く。駟の人を欺くに於ける瞽なり。君奚ぞ怨まんと。鄒君乃ち殺さず。

(一) 片方の目をとぢて人を見る。嘲弄の意ならん　(二) ふさがぬわけにはゆかず

魯穆公使下衆公子或宦二於晉一。或宦中於荊上。犂鉏曰。假二人於越一而救二溺子一。越人雖二善游一。子必不ㇾ生矣。失ㇾ火而取二

魯の穆公、衆公子をして或は晉に宦し、或は荊に宦せしめんとす。犂鉏曰く、人を越に假りて溺子を救はば、越人善く游ぐと雖も子必ず生きず。火を失ひて水を海に取らば、海水多しと雖も、火必ず滅せず。遠水は近火を救はざればなり(一)。今晉と荊とは彊しと雖も、而も齊は近し。魯の患、其れ救はざらんか(二)。

(一) 遠方の水は近火の間に合はず　(二) 晉と楚とは强くとも魯の禍たる齊の方が近き故に之を救ふ事能はざらん

與ニ蟻ー。今人不レ知下以ニ其愚心ー而師中聖人之智上。不ニ亦過ー乎。

有下獻ニ不死之藥於荊王ー者上。謁者操レ之以入。中射之士問曰。可レ食乎。曰可。因奪而食レ之。王大怒。使ニ人殺ニ中射之士ー。中射之士。使ニ人說ヒ王。曰。臣問ニ謁者ー。曰。可レ食。臣故食レ之。是臣無レ罪。而罪在ニ謁者ー也。且客獻ニ不死之藥ー。臣食レ之而王殺レ臣。是死藥也。是客欺レ王也。夫殺ニ無罪之臣ー。而明ニ人之欺ヒ王也。不レ如レ釋レ臣。王乃不レ殺。

不死の藥を荊王に獻ずる者有り。(一)謁者之れを操りて以て入る。中射の士問ひて曰く、食ふ可きか。曰く、可なりと。因りて奪ひて之れを食ふ。王大に怒り、人をして中射の士を殺さしむ。中射の士、人をして王に說かしめて曰く、臣謁者に問ふ。曰く、食ふ可しと。臣故に之れを食ふ。是れ臣に罪無くして、罪は謁者に在るなり。且、客不死の藥を獻ず。臣之れを食ひて王臣を殺さば、是れ死藥なり。是れ客王を欺くなり。夫れ無罪の臣を殺して人の王を欺くを明にするなり。臣を釋すに如かざるなりと。王乃ち殺さず。

(一) 謁者は奏者番即ち取次人なり

田駟欺ニ鄒君ー。

田駟、鄒君を欺く、鄒君將に人をして之れを殺さしめんとす。田駟恐れて惠子に

亡ㇾ裘乎。對曰。桀以レ醉亡ニ天下一。而康誥曰。毋レ彝レ酒者。彝レ酒。常レ酒也。常レ酒者天子失ニ天下一。匹夫失ニ其身一。

するとは酒を常にするなり。酒を常にする者は、天子は天下を失ひ、匹夫は其身を失ふ。

(一) 夏の傑王　(二) 書經酒誥篇に見ゆ

管仲隰朋從ニ於桓公一而伐ニ孤竹一。春往冬反。迷惑失レ道。管仲曰。老馬之智可レ用也。乃放ニ老馬一而隨レ之。遂得レ道。行ニ山中一。無レ水。隰朋曰。蟻冬居ニ山之陽一。夏居ニ山之陰一。蟻壤一寸。而仞有レ水。乃掘レ地。遂得レ水。以三管仲之聖與ニ隰朋之智一。至ニ其所一レ不レ知。不レ難レ師ニ於老馬

管仲・隰朋、桓公に從ひて孤竹を伐ち、春往き冬反る。迷惑して道を失ふ。管仲曰く、老馬の智用ふべきなりと。乃ち老馬を放ちて之れに隨ひ、遂に道を得たり。山中を行くに水無し。隰朋曰く、蟻は冬は山の陽に居り、夏は山の陰に居る。蟻壤一寸にして仞に水有りと。乃ち地を掘りて遂に水を得たり。管仲の聖と隰朋の智とを以ても、其の知らざる所に至れば老馬と蟻とを師とするを難んぜず。今人、其愚心を以て聖人の智を師とするを知らず。亦過たずや。

(一) 蟻の塔は高さ一寸にして其下一仞卽ち八尺のところに水あり

普天之下莫レ非二王土一。率土之濱莫レ非二王臣一。今君天子。則我天子之臣也。豈有下爲二人之臣一。而又爲中之客上哉。故曰。主人也。君使レ出レ之。

韓宣王謂二樛留一曰。吾欲レ兩二用公仲公叔一。其可乎。對曰。不可。晉用二六卿一而國分。簡公兩二用田成闞止一。而簡公殺。魏兩二用犀首張儀一而西河之外亡。今王兩二用之一。其多レ力者樹二其黨一。寡レ力者借二外權一。羣臣有二內樹黨以驕一レ主。有二外爲レ交以削一レ地。則王之國危矣。

韓宣王、樛留に謂ひて曰く、吾は公仲・公叔を兩用せんと欲す。其れ可ならんかと。對へて曰く、不可。晉は六卿を用ひて國分る。簡公、田成・闞止を兩用して簡公殺され、魏は犀首・張儀を兩用して西河の外を亡ふ。今王之れを兩用すれば、其の力多き者は其黨を樹て、力寡き者は外權を借る。羣臣內に黨を樹て以て主に驕る有り、外(一)に交を爲して以て地を削る有れば則ち王の國危し。

● (一)外他國に交通して自國の地を削るなり

紹績昧。醉寢而亡二其裘一。宋君曰。醉足二以

紹績昧醉ひ寢ねて其裘を亡ふ。宋君曰く、醉は以て裘を亡ふに足るか。對へて曰く、桀(一)醉を以て天下を亡ふ。康誥(二)に曰く、酒を彝にする毋れと。酒を彝に

蛇曰。子行而我隨之。人以爲蛇之行者耳。必有殺子。不如相銜負我以行。人必以我爲神君也。今子美而我惡。以子爲我上客。千乘之君也。以子爲我使者。萬乘之卿也。子不如爲我舍人。田成子因負傳而隨之。至逆旅。逆旅之君。待之甚敬。因獻酒肉。

爲るに如かずと。田成子因りて傳を負ひて之れに隨ふ。逆旅に至る。逆旅の君之れを待つこと甚だ敬す。因りて酒肉を獻ず。

(一)傳は關所を通る手形なり　(二)普通の蛇の行くものとす　(三)沼の神となす　(四)あなた、我が上客とすれば僅に千乘の君としか見ず　(五)あなたを我が使者にせば私は萬乘の卿と見られて優待せられん　(六)宿屋

溫人之周。周不納客。問之曰。客耶。對曰。主人。問其巷人。而不知也。吏因囚之。君使人問之曰。子非周人也。而自謂非客。何也。對曰。臣少也。誦詩曰。

溫の人、周に之く。周にては客を納れず。之れに問ひて曰く、客か。對へて曰く、主人と。其巷人を問へば知らざるなり。吏因りて之れを囚ふ。君人をしれ之れに問はしめて曰く、子は周人に非ざるなり。而も自ら客に非ずと謂ふは何ぞや。對へて曰く、臣の少きとき、詩を誦す。曰く、普天の下、王土に非ざる莫く、率土の濱、王臣に非ざる莫しと。今君は天子、則ち我は天子の臣なり。豈人の臣と爲りて又之れが客有らんや。故に曰く、主人なりと。君之れを出さしむ。

(一)外人を客といふに對して周人を主人といへるなり　(二)町内の者に問へば知らず

取。則魏必罷。罷則魏輕。魏輕則趙重。魏拔二中山一。必不レ能三越レ趙而有二中山一也。是用レ兵者魏也。而得レ地者趙也。君必許レ之。許レ之而大歡。彼將レ知二君利一レ之也。必將レ輟レ行。君不レ如下借二之道一示上以レ不レ得レ已也。

之れを許せ。（一）之れを許して大いに歡せば、彼將に君の之れを利するを知らんとす、必ず將に行を輟めんとす。君之れに道を借し示すに已むを得ざるを以てするに如かずと。

（一）之れを許して使者をもてなす

鴟夷子皮事二田成子一。田成子去レ齊走而之レ燕。鴟夷子皮負レ傳而從至二望邑一。子皮曰。子獨不レ聞二涸澤之蛇一乎。涸澤蛇將レ徙。有二小蛇一。謂二大

鴟夷子皮、田成子に事ふ。田成子齊を去り、走りて燕に之く。鴟夷子皮傳（一）を負ひて從ひ望邑に至る。子皮曰く、子獨り涸澤の蛇を聞かずや。涸澤の蛇將に徙らんとす。小蛇あり、大蛇に謂ひて曰く、子行きて我之れに隨はば、人以て蛇の（二）行く者と爲さんのみ。必ず子を殺す有らん。相銜んで我を負ひ以て行くに如かず、人必ず我を以て神君（三）と爲さんと。今子は美にして我は惡なり。子を以て我が上客と爲せば千乘の君なり。（五）子を以て我が使者と爲せば萬乘の卿（四）なり。子我が舍人と

說許救之。甚歡。臧孫子憂而反。其御曰。索救而得。今子有憂色。何也。臧孫子曰。宋小而齊大。夫救小宋而患於大齊。此人之所以憂也。而荊王說。必以堅我也。我堅而齊敝。荊之所利也。臧孫子乃歸。齊人拔五城於宋。而荊救不至。

今子憂色有るは何ぞやと。臧孫子曰く、宋は小にして齊は大、(一)夫れ小宋を救ひて大齊を患とするは、此れ人の憂ふる所以なり。(二)而るに荊王説ぶは、必ず以て我を堅とするなり。我堅にして齊は敝せば荊の利とする所なりと。臧孫子乃ち歸る。(三)齊人五城を宋に拔き、而して荊の救至らず。

(一) 小宋を救ひて大齊と怨を結ぶは人の憂ふべき所なり (二) 荊王喜ぶは必ず我をして堅く守らしめん爲めなり (三) 齊人五城を宋に取りたれば荊の救來らず

魏文侯借道於趙。而攻中山。趙肅侯將不許。趙刻曰。君過矣。魏攻中山而弗能

魏の文侯、道を趙に借りて中山を攻む。趙の肅侯將に許さざらんとす。趙刻曰く、君過てり。魏中山を攻めて取る能はずんば、則ち魏必ず罷れん。罷るれば則ち魏輕く、魏輕ければ則ち趙重し。魏、中山を拔くも必ず趙を越えて中山を有する能はざるなり。是れ兵を用ふる者は魏なり。而して地を得る者は趙なり。君必ず

之。必姑與レ之。君不レ如三與レ之以驕二智伯一。且君何惜下以二天下一圖中智氏上。而獨以二吾國一爲二智氏質一乎。君曰。善。乃與二之萬戶之邑一。智伯大說。因索二地於趙一。弗レ與。因圍二晉陽一。韓魏反二之外一。趙氏應二之內一。智氏自亡。

秦康公築レ臺三年。荊人起レ兵。將レ欲三以レ兵攻二レ齊。任妄曰。饑召レ兵。疾召レ兵。勞召レ兵。亂召レ兵。君築レ臺三年。今荊人起レ兵。將レ攻レ齊。臣恐下其攻レ齊爲レ聲而以レ襲レ秦爲上レ實也。不レ如レ備レ之。戍二東邊一。荊人輟レ行。

秦の康公臺を築くこと三年。荊人兵を起し、將に兵を以て齊を攻めんと欲す。任妄曰く、饑には兵を召き、疾には兵を召き、勞には兵を召き、亂には兵を召く。君臺を築くこと三年。今荊人兵を起し將に齊を攻めんとす。臣其の齊を攻むるを聲と爲し、秦を襲ふを以て實と爲すを恐るゝなり。之れに備ふるに如かずと。東邊を戍る。荊人行を輟む。

(一) 秦の臣任妄なり　(二) 聲は名なり

齊攻レ宋。宋使三臧孫子南求二救於荊一。荊大

齊、宋を攻む。宋は臧孫子をして南救を荊に求めしむ。荊大いに說び之れを救ふを許す。甚だ歡ぶ。臧孫子憂ひて反る。其の御曰く、救を索めて得たり。

智伯索二地於魏宣子一。魏宣子弗レ予。任章曰。何故不レ予。宣子曰。無レ故請レ地。故弗レ予。任章曰。無レ故索レ地。鄰國必恐。彼重欲無レ厭。天下必懼。君予二之地一。智伯必驕而輕レ敵。鄰邦必懼。而相親。以二相親之兵一。待二輕敵之國一。則智氏之命不レ長矣。周書曰。將欲レ敗レ之。必姑輔レ之。將欲レ取レ

智伯、地を魏宣子に索む。魏宣子予へず。任章(一)曰く、何が故に予へざるかと。宣子曰く、故無くして地を請ふ。故に予へずと。任章曰く、故無くして地を索むれば鄰國必ず恐れん。彼れ重欲(二)厭く無く、天下必ず懼れん。君之れに地を予へよ。智伯必ず驕りて敵を輕んぜん。鄰邦必ず懼れて相親しまん。相親しむの兵を以て敵を輕んずるの國を待たば、則ち智氏の命長からじ。周書に曰く、將に之れを敗らんと欲せば、必ず姑く之れを輔け、將に之れを取らんと欲せば必ず姑く之れに與ふと。君之れを與へ、以て智伯を驕らすに如かず。且君何ぞ(三)天下を以て智氏を圖るを惜み、獨り吾國を以て智氏の質と爲すかと。君曰く、善しと。乃ち之れに萬戸の邑を與ふ。智伯大いに説び、因りて地を趙に索む。與へず、因りて晉陽を圍む。韓魏之れに外に反し、趙氏之れに内に應じ、智氏自ら亡ぶ。

(一) 魏の謀臣　(二) 重欲は甚欲なり　(三) 天下と共に智氏を亡ぼすべき事を捨てゝ、此の魏國を以て智氏の的となして兵を受けんとするか

子胥出走。邊候得之。子胥曰。上索我者。以我有美珠也。今我已亡之矣。我且曰。子取吞之。候因釋之。

慶封爲亂於齊。而欲走越。其族人曰。晉近。奚不之晉。慶封曰越遠。利以避難。族人曰。變是心也。居晉而可。不變是心也。雖遠越。其可以安乎。

子胥出で走る。（一）邊候之れを得たり。子胥曰く、上我れを索むるは、我に美珠有るを以てなり。今我已に之れを亡ふ。我且曰はん、子取りて之れを呑めりと。候因りて之れを釋す。

（一）楚の國境にある斥候

慶封、亂を齊に爲し、越に走らんと欲す。其族人曰く、晉は近し。奚んぞ晉に之かざる。慶封曰く、越は遠し。以て難を避くるに利あり。族人曰く、（二）是の心を變ずるや、晉に居るも可なり。是の心を變ぜざるや、越より遠しと雖も、其れ以て安かる可けんやと。

（二）是の心は暴叛する心なり

魏惠王爲二臼里之盟一。將レ復二立於天子一。彭喜謂二鄭君一曰。君勿レ聽。大國惡レ有二天子一。小國利レ之。若與レ大不レ聽。魏焉能與レ小立レ之。

魏の惠王、臼里の盟を爲し、將に(一)天子を復立せんとす。彭喜、鄭君に謂ひて曰く、君聽く勿れ。大國は天子有るを惡み、(三)小國は之れを利とす。(二)君大に與して聽かずんば、魏焉んぞ能く小とともに之れを立てんや。

(一)天子をもどし立つ、周室を尊ばんとする也　(二)鄭は韓を指す　(三)小國は周に事ふるを有利とす

晉人伐レ邢。齊桓公將レ救レ之。鮑叔曰。太蚤。邢不レ亡。晉不レ敝。晉不レ敝齊不レ重。且夫持レ危之功。不レ如二存レ亡之德大一。君不レ如二晚救レ之以敝一レ晉。齊實利。待二邢亡一而復存レ之。其名實美。桓公乃弗レ救。

晉人邢を伐つ。齊の桓公將に之れを救はんとす。鮑叔曰く、太だ蚤し。邢亡びざれば晉敝せず。晉敝せざれば齊重からず。且つ夫れ、(一)危きを持するの功は、亡を存するの德大なるに如かず。君晩く之れを救ひ、以て晉を敝するに如かず。齊實に利なり。(二)邢の亡ぶるを待ちて復た之れを存す。其の名實に美なりと。桓公乃ち救はず。

(一)危きを助くるよりも、亡國を存する方德大に見ゆ　(二)邢の亡びて後に再び起すときは其の名美なり

蔑擇三所レ欲レ爲於僕與二行事一。孟卯曰。公不レ如レ爲レ僕。公所レ長者使也。公雖レ爲レ僕。王猶使二之於公一也。公佩二僕璽一而爲二行事一。是兼官也。

は僕と爲るに如かず。公の長ずる所の者は使なり。公は僕たりと雖も、王猶ほ之れを公に使せしむるなり。(二)公僕の璽を佩びて行事と爲る。是れ兼官なり。

(一) 僕は太僕とて近習の官なり。行事は使者の役なり。二官を選擇せしめたるなり　(二) 公は太僕の印璽を帶びて且臨時に使者の役をすれば卽ち兼官なり

子圉見二孔子於商太宰一。孔子出。子圉入。請二問客一。太宰曰。吾已見二孔子一。則視レ子猶二蚤虱之細者一也。吾今見二之於君一。子圉恐三孔子貴二於君一也。因謂二太宰一曰。君已見二孔子一。亦將レ視レ子猶二蚤虱一也。太宰因弗二復見一也。

子圉、孔子を商の太宰に見えしむ。(一)孔子出づ。子圉入りて客を請ひ問ふ。(二)太宰曰く、吾已に孔子を見る。則ち子を視れば猶ほ蚤虱の細なる者のごときなり。吾今之れを君に見えしめんと。子圉孔子の君に貴ばるゝを恐るゝや、因りて太宰に請ひて曰く、君已に孔子を見る。亦將に子を視ば猶ほ蚤虱のごとくならんと。太宰因りて復た見えしめざりき。

(一) 商は宋をいふ、宋は殷(商)の後なるを以てなり　(二) 客はどうだと問ふ

巻之七

說林上(一)

湯以伐レ桀。而恐ニ天下言レ己爲レ貪也。因乃讓ニ天下於務光。而恐ニ務光之受レ之也。乃使三人說ニ務光一曰。湯殺レ君而欲レ傳ニ惡聲於子。故讓ニ天下於子。務光因自投レ於レ河。

湯以に桀を伐ち、天下の己を言ひて貪と爲すを恐るゝや、因りて乃ち天下を務光に讓る。而も務光の之れを受くるを恐るゝや、乃ち人をして務光に說かしめて曰く、湯は君を殺し而も惡聲を子に傳へんと欲す。故に天下を子に讓ると。務光因りて自ら河に投ず。(二)

(一) 說は遊說なり。遊說の資料となすべき事實を集めたるものにて林の如く澤山あるにより說林といふ　(二) 河は黄河なり。湯は一たび賢者に讓りし美名を得て次に卽位す

秦武王令ニ甘

秦の武王、甘茂をして爲さんと欲する所を僕と行事とに擇ばしむ。(一)孟卯曰く、公

令膠鬲求之。文王不予。費仲來求。因予之。是膠鬲賢而費仲無道也。周惡賢者之得志也。故予費仲。文王擧太公於渭濱者。貴之也。而資費仲玉版者。是愛之也。故曰。不貴其師。不愛其資。雖知大迷。是謂要妙。

因りて之れに予ふ。是れ膠鬲賢にして費中道無ければなり。周賢者の志を得るを惡む。故に費中に予ふ。文王、太公を渭濱に擧ぐる者は之れを貴ぶなり。費中に玉版を資する者は是れ之れを愛するなり。故に曰く、其師を貴ばず、其資を愛せず、智と雖も大に迷ふ。是れを要妙と謂ふ。

㊀ 玉版は玉を以て版と爲し圖書を其の上に刻せしもの　㊁ 膠鬲は賢人、費中は佞臣なり。周は敵國にて賢人の任用を喜ばず、故に佞人に與へたるなり　㊂ 之れを利用したるなり　㊃ 其の師を貴ばず助けになるものを利用せずば智ありとも迷へるものなり。故に師を貴び助けを利用せよ。之れは要妙卽ち肝腎なることなり

盜於境內一。而吏不レ能レ禁。此政之亂也。王之弱亂。非二越之下一也。而欲レ伐レ越。此智之如レ目也。王乃止。故智之難。不レ在レ見レ人。在二自見一。故曰。自見之謂レ明。

子夏見二曾子一。曾子曰。何肥也。對曰。戰勝。故肥也。曾子曰。何謂也。子夏曰。吾入見二先王之義一。則榮レ之。出見二富貴之樂一。又榮レ之。兩者戰二於胸中一。未レ知二勝負一。故臞。今先王之義勝。故肥。是以志之難也不レ在レ勝レ人。在二自勝一也。故曰。自勝之謂レ彊。

子夏曾子を見る。曾子曰く、何ぞ肥えたるや。對へて曰く、戰勝ちたる故に肥ゆるなり。曾子曰く、何の謂ぞや。子夏曰く、吾入りて先王の義を見れば則ち之れを榮とし、出でて富貴の樂を見れば又之れを榮とす。(一)兩者胸中に戰ひ未だ勝負を知らず。故に臞せたり。(二)今や先王の義勝つ。故に肥ゆ。是れを以て志(三)の難きは人に勝つに在らず、自ら勝つに在るなり。故に曰く、自ら勝つ、之れを彊と謂ふと。

(一) 道義的欲望と世俗的欲望と胸中に戰ひて煩悶したり (二) 今道義的欲望勝つ故に安心して肥えたり (三) 志の難き事は人に勝つにあらずして自ら欲心に勝つにあり

周有二玉版一。紂

周に(一)玉版有り。紂、(二)膠鬲をして之れを索めしむ。文王予へず。費中來り求む。

牛年。乃自聽政。所廢者十。所起者九。誅大臣五、擧處士六。而邦大治。擧兵誅齊、敗之徐州、勝晉於河雍、合諸侯於宋、遂霸天下。莊王不爲小（害）善。故有大名。不蚤見示。故有大功。故曰、大器晩成、大音希聲。

既に知れり ● 大器は急には成功せずして手間どり、大音を發するものは平時聲なし

楚莊王欲伐越。杜子諫曰。王之伐越何也。曰。政亂兵弱。杜子曰。臣患之。智如目也。能見百歩之外、而不能自見其睫。王之兵自敗於秦晉、喪地數百里。此兵之弱也。莊蹻爲

楚の莊王、越を伐たんと欲す。杜子諫めて曰く、王の越を伐つは何ぞや。曰く、政亂れ兵弱し。杜子曰く、臣之れを患ふ。智は目の如きなり。能く百歩の外を見て、自ら其睫を見る能はず。王の兵、秦・晉に敗れてより、地を喪ふこと數百里。此れ兵の弱きなり。莊蹻盗を境内に爲し、而も吏禁ずる能はず。此れ政の亂なり。王の弱亂越の下に非ざるなり。而も越を伐たんと欲す。此れ智の目の如きなりと。王乃ち止む。故に智の難きは人を見るに在らず。自ら見るに在り。故に曰く、自ら之れを見るを明と謂ふ。

● 越の下に非ず、越以上なり

時以學事、因資而立功。用萬物之能而獲利其上。故曰。不爲而成。

楚莊王蒞政。三年。無令發。無政爲也。右司馬御坐。而與王隱曰。有鳥止南方之阜。三年不翅。不飛不鳴。嘿然無聲。此爲何名。王曰。三年不翅。將以長羽翼。不飛不鳴。將以觀民。則雖無飛。飛必沖天。雖無鳴。鳴必驚人。子釋之。不穀知之矣。處

楚の莊王政に蒞み、三年令を發する無く、政を爲す無きなり。右司馬坐に（一）御して王の與に隱して曰く、鳥有り、南方の阜に止まる。三年翅せず、飛ばず、鳴かず、嘿然として聲無し。此れを何の名と爲すと。王の曰く、三年（二）翅せず、將に以て羽翼を長ぜんとす。飛ばず鳴かず、將に以て民を觀んとす。則ち飛ぶ無しと雖も、飛ばば必ず天に沖せん。鳴く無しと雖も、鳴けば必ず人を驚かさん。（三）子之れを釋け。不穀之れを知れりと。處ること半年にして乃ち自ら政を聽き、廢する所の者十、起す所の者九、大臣を誅する五、處士を擧ぐる六、而して邦大に治まり、兵を擧げて齊を誅し、之れを徐州に敗り、晉に河雍に勝ち、諸侯を宋に合し、遂に天下に覇たり。莊王小善を爲さず、故に大名有り、蚤く自ら示さず、故に大功有り。故に曰く、（四）大器晩成、大音希聲と。

（一）王の左右に侍して王に謎をかけたり　（二）翅せずは羽ばたきせず　（三）お前は暫く默つて待つべし。否お前の

欲レ逮レ臣。先則恐レ逮ニ於臣一。夫誘レ道爭レ遠。非レ先則後也。而先後心皆在ニ於臣一。尙何以調ニ於馬一。此君之所ニ以後一也。

白公勝慮レ亂。罷レ朝。倒杖而策。銳貫レ頤。血流至ニ於地一而不レ知。鄭人聞レ之曰。頤之忘。將何爲レ忘哉。故曰。其出彌遠者。其智彌少。此言下智周ニ乎遠一則所レ遺在上レ近也。是以聖人無ニ常行一也。能並智。故曰。不レ行而知。能並視。故曰。不レ見而明。隨レ

白公勝(一)亂を(二)慮り、朝を罷め、倒に杖して策銳頤を貫き、血流れて地に至れども知らず。鄭人之れを(三)聞して曰く、頤をこれ忘る。將た何ぞ忘るゝを爲さんや。故に曰く、(四)其の出づること彌ゝ遠き者は、其の智彌ゝ少しと。此れ智遠きに周くして則ち遺す所近きに在るを言ふなり。是れを以て(五)聖人は常行無きなり。(六)能く並に智。故に曰く、行かずして知る。(七)能く並に視る。故に曰く、見ずして明。(八)時に隨ひて以て事を擧け、資に因りて功を立つ。(九)萬物の能を用ひて利を其上に獲。(一〇)故に曰く、爲さずして成る。(一一)

(一) 白公勝は楚の太子建の子なり。勝は建の鄭に走りて殺されしにより、鄭を怨む (二) 亂を爲さんと思ひ退朝して、策を倒に杖き頤を刺して血流る (三) 聞すは伺ひ知る (四) 頤の痛さを忘るゝ位故智は忘れしと云ひて笑る (五) その出づること愈遠く、耳目を用ふること多ければ智は愈少しと (六) 聖人は行くことなく、又行かざることもなし (七) 智遠近に遍きなり (八) 遍く見て偏無なし (九) 時を得て事を爲し、天資によりて成功す (一〇) 萬物の特有の技能によりて利をその上に得 (一一) 故意に爲さずとも成功す

禍雖ㇾ如二丘山一。無三從識二之。故曰。不ㇾ出二於戶一。可三以知二天下一。不ㇾ闚二於牖一。可三以知二天道一。此言二神明之不ㇾ離二其實一也。

(一) 空竅は孔にて口耳鼻目等。神明は知覺 (二) 耳目を聲色の爲に疲らし、精神を外貌を飾る爲めに疲らせば身體に主宰者無きに至る (三) 主宰者なき精神は丘山の如し禍福に逢ひても知るべき方法なし (四) 神靈の知覺が我が身を離れざるなり

趙襄主學二御於王子期一。俄而與二子期一逐。三易ㇾ馬而三後。襄主曰。子之教二我御一。術未ㇾ盡也。對曰。術已盡。用ㇾ之則過也。此御之所ㇾ貴。馬體安二於車一。人心調二於馬一。而後可二以進ㇾ速致一ㇾ遠。今君後則

趙の襄主、御(一)を王子期(二)に學ぶ。俄にして子期と逐ひ、三たび馬を易へて三たび後る。襄主曰く、子の我に御を教ふる術未だ盡さざるなりと。對へて曰く、術已に盡す。(三)之れを用ふる則ち過つなり。此れ御の貴ぶ所、(四)馬體車に安んじ、人心馬に調ふ。而して後に以て速きに進み遠きを致すべし。今君後るれば則ち臣に逮ばんと欲し、先んずれば則ち臣に逮ばれんことを恐る。夫れ道を誘め遠きを爭ふ。先んずるに非ざれば則ち後るゝなり。(五)先後の心、皆臣に在り。尚ほ何を以て馬を調せん。此れ君の後るゝ所以なり。

(一) 馬の御し方 (二) 王子期は王良 (三) 用ひ方を過つこと (四) 馬體は車よりも靜に安んじ、人心は馬よりも靜に落つき、人と馬と相忘れて調ふ (五) 後になり先になる皆私の事ばかりを氣にす、馬と相和しやうなし

功食二祿於宋邦一。列子聞レ之曰。使下天地三年而成中一葉上。則物之有レ葉者寡矣。故不レ乘二天地之資一。而載二一人之身一。不レ隨二道理之數一。而學二一人之智一。此皆一葉之行也。故冬耕之稼。后稷不レ能レ羨也。豐年大禾。臧獲不レ能レ惡也。以二一人力一。則后稷不レ足。隨二自然一。則臧獲有レ餘。故曰。恃二萬物之自然一。而不二敢爲一也。

も足らず。自然に隨へば則ち臧獲も餘有り。故に曰く、(一〇)萬物の自然を恃みて敢て爲さざるなり。

(一) 物には一定の形あり。形に隨ひ自然の道理に隨ひて用ふべし　(二) 靜なれば則ち衡に準き、動きて用事のときには道に從ふべし　(三) 豐殺は葉の稜角卽ちへりなり。莖柯は莖幹　(四) 毫芒は芒刺、繁澤は色澤なり　(五) 造化をして三年に一枚位の葉を作らしめば草木に葉有ることとなし　(六) 天地の助に由らずして一身に行はんとし、道理の自然によらずして一人の智惠を學ぶ　(七) 后稷は周の先祖、堯のとき穀を種うるを敎ふ　(八) 豐年大禾の大は之の誤との說あり　(九) 臧獲は奴婢　(一〇) 萬物の自然を恃みて利用し無理に人工は加へず

空竅者。神明之戸牖也。耳目竭二於聲色一。精神竭二于外貌一。故中無レ主。中無レ主。則禍

(一)空竅は神明の戸牖なり。耳目を聲色に竭し、精神を外貌に竭す。故に中に主無し。(三)中に主無ければ則ち(二)禍福丘山の如しと雖も、從ひて之れを識る無し。故に曰く、戸より出でずして以て天下を知るべく、牖より闚はずして以て天道を知るべしと。(四)此れ神明の其實を離れざるを言ふなり。

王壽因焚二其書一而儛レ之。故知者不下以二言談一教上。而慧者不下以二藏書一筐上。此世之所レ過也。而王壽復レ之。是學レ不レ學。故曰。學レ不レ學。復歸二衆人之所一レ過也。

(一)王壽は古の書を讀む人 (二)周の都へ行く道 (三)事は變に應じて爲すもの。これを爲すには時を知るべし。時には一定の事なし、常に變化す (四)書は言葉なり。言葉は知者より出でたるもの故知者は藏書を要せず (五)慧者は藏書を箱にして携へず (六)王壽は悟りて古に復歸すこれ學ばざるところを學び得たるなり (七)學ばざるところを學べば衆人のうか〳〵と通り過ぎて知らぬところに歸る

夫物有二常容一。因乘以導レ之。因隨二物之容一。故靜則建二乎德一。動則順二乎道一。宋人有下爲二其君一以レ象爲二楮葉一者上。三年而成。豐殺莖柯。毫芒繁澤。亂二之楮葉之中一而不レ可レ別也。此人遂以レ

夫れ物に(一)常容有り。因りて乘じて以てこれを導き、因りて物の容に隨ふ。故に靜なれば則ち德に建ち、動けば則ち道に順ふ。宋人、其君の爲めに、象を以て(二)楮葉を爲る者有り。三年にして成る。豐殺莖柯、(四)毫芒繁澤、之れを楮葉の中に亂して別つべからざるなり。此の人遂に(三)功を以て祿を宋邦に食む。列子之れを聞いて曰く、(五)天地をして三年にして一葉づつを成さしむれば、則ち物の葉有る者寡し。故に(六)天地の資に乘ぜずして一人の身を載せ、道理の數に隨はずして一人の智を學ぶ。此れ皆一葉の行なり。故に冬耕の稼は(七)后稷も羨る能はざるなり。(八)豐年大禾は(九)臧獲も惡しくする能はざるなり。一人の力を以てすれば則ち后稷

宋之鄙人得二璞玉一而獻二之子罕一。子罕不レ受。鄙人曰。此寶也。宜レ爲二君子器一。不レ宜レ爲二細人用一。子罕曰。爾以レ玉爲レ寶。我以レ不レ受二子玉一爲レ寶。是鄙人欲レ玉。而子罕不レ欲レ玉。故曰。欲レ不レ欲。而不レ貴二難レ得之貨一。

宋の鄙人璞玉を得て之れを子罕に獻ず。子罕受けず。鄙人曰く、此れ寶なり。宜しく君子の器と爲すべし。宜しく細人(一)の用と爲すべからずと。子罕曰く、爾は玉を以て寶と爲し、我は子の玉を受けざるを以て寶と爲す。是れ鄙人は玉を欲し、子罕は玉を欲せず。故に曰く、欲せざるを欲して、得難きの貨を貴ばず(二)。

(一) 細人は小人、身分卑きもの　(二) 欲しがらざるを貴び、得難き珍らしき貨は貴ばぬ

王壽負レ書而行。見二徐馮於周塗一。馮曰。事者爲也。爲生二於時一。知者無二常事一。書者言也。言生二於知一。知者不レ藏レ書。今子何猶負レ之而行。於レ是

(一)王壽書を負ひて行き、徐馮を周塗(二)に見る。馮曰く、事は爲なり。爲は時に生ず。時は常の事無し。書は(三)言なり。言は知に生ず。知は書を藏せず。今子何ぞ猶ほ(四)之れを負ひて行くかと。是に於て王壽因りて其書を焚き、之れを儛す。故に知者は言談を以て教へず。(五)慧者は藏書を以て篋せず。此れ世の過つ所なり。(六)王壽之れを復す。是れ學ばざるを學ぶ。故に曰く、(七)學ばざるを學び、復衆人の過ぐる所に歸る。

而食中於茅屋之下上。則錦衣九重。廣室高臺。吾畏二其卒一。故怖二其始一。居五年。紂爲二肉圃一設二炮烙一。登二糟丘一臨二酒池一。紂遂以亡。故箕子見二象箸一以知二天下之禍一。故曰見レ小曰レ明。

(一)土鉶は瓦器なり　(二)犀角や、珠玉の杯　(三)菽は豆、藿は豆の葉　(四)旄は長毛の牛と象。豹胎は豹の腹ごもり　(五)裋は小襦、褐は毛織の衣　(六)錦衣を幾重も重ぬ　(七)炮烙の刑は銅柱に油を塗り火を點じ罪人をしてその上を渡らしむる酷刑　(八)糟は山の如く、酒は池の如く設くるなり

勾踐入二宦於呉一。身執二干戈一。爲二呉王洗馬一。故能殺二夫差於姑蘇一。文王見レ詈二於王門一。顏色不レ變。而武王擒二紂於牧野一。故曰。守レ柔曰レ彊。越王之霸也。不レ病レ宦。武王之王也。不レ害レ詈。故曰。聖人之不レ病也。以二其不一レ病。是以無レ病也。

勾践呉に入宦し、身干戈を執り、呉王の洗馬(一)と爲る。故に能く夫差を姑蘇に殺す。文王、王門に詈られ顔色變ぜず、而して武王紂を牧野に擒にす。故に曰く、柔を守るを彊と曰ふ。越王の霸たるや、宦を病とせず。武王の王たるや詈を害とせず。故に曰く、聖人は病まざるなり。(二)其の病まざるを以てす。是れを以て病無きなり。

(一)洗馬は前驅するなり　(二)聖人は人の恥とするところを恥ぢず、故に恥なし

伐レ虢。大夫宮之奇諫曰。不可。脣亡而齒寒。虞虢相救。非二相德一也。今日晉滅レ虢。明日虞必隨レ之亡。虞君不レ聽。受二其璧一而假二之道一。晉已取レ虢還。反滅レ虞。此二臣者。皆爭二於腠理一者也。而二君不レ用也。然則叔瞻宮之奇。亦虞鄭之扁鵲也。而二君不レ聽。故鄭以破。虞以亡。故曰。其安易レ持也。其未レ兆易レ謀也。

易く、其れ未だ兆あらざれば、謀り易きなり。

(一)虞の大夫宮之奇なり　(二)虞と虢とは互に相救ふ　(三)別段恩德を施すといふ事に非ず利害上自然の事のみ　(四)此二臣は皆皮膚時代に爭ひしも二君は用ひず　(五)平安の時には維持し易く、兆さへ無きときは謀り易し

昔者紂爲二象箸一而箕子怖。以爲象箸必不レ加二於土鉶一。必將二犀玉之杯一。象箸玉杯。必不レ羹二菽藿一。則必旄象豹胎。旄象豹胎。必不レ衣二短褐一。

昔者紂、象箸を爲りて箕子怖る。以爲らく、象箸は必ず土鉶(一)に加へず。必ず犀玉の杯を將ひん。象箸、玉杯必ず菽藿(二)を羹にせず。則ち必ず旄象、豹胎にせん、旄象、豹胎必ず短褐(三)を衣て茅屋の下に食はず。則ち錦衣九重(四)、廣室高臺せん、吾其卒を畏る、故に其の始めを怖るゝなり。居ること五年、紂、肉圃を爲り、炮烙(七)を設け、糟丘に登り、酒池に臨む。紂遂に以て亡ぶ。故に箕子象箸を見て以て天下の禍(八)を知る。故に曰く、小を見るを明と曰ふ。

今在骨髓。臣是以無請也。居五日。桓侯體痛。使人索扁鵲。已逃秦矣。桓侯遂死。故良醫之治病也。攻之於腠理。此皆爭之於小者也。夫事之禍福。亦有腠理之地。故曰、聖人蚤從事焉。

昔晉公重耳出亡。過鄭。鄭君不禮。叔瞻諫曰。此賢公子也。君厚待之。可以積德。鄭君不聽。叔瞻又諫曰。不厚。不若殺之。無令有後患。鄭君又不聽。及公子返晉邦。舉兵伐鄭。大破之。取八城焉。晉獻公以垂棘之璧。假道於虞。而

昔晉公重耳出亡して鄭を過ぐ。鄭君禮せず。叔瞻諫めて曰く、此れ賢公子なり。君厚く之れを待ち以て德を積むべしと。鄭君聽かず。叔瞻又諫めて曰く、厚くせざれば之れを殺すに若かず。後の患有らしむ無かられと。鄭君又聽かず。公子晉邦に返るに及び、兵を舉げて鄭を伐ち、大に之れを破り、八城を取る。晉の獻公垂棘の璧を以て、道を虞に假りて、虢を伐つ。(一)大夫宮之奇諫めて曰く、不可、脣亡びて齒寒し、(二)虞虢相救ふは、(三)相德するに非ざるなり。今日晉、虢を亡ぼさば明日虞必ず之れに隨ひて亡びんと。虞君聽かず、其の璧を受けて之れに道を假す。晉已に虢を取りて還る。反りて虞を滅す。此二臣は皆腠理のうちに爭ふものなり、而も二君用ひざるなり。然らば則ち(四)叔瞻・宮之奇は亦虞鄭の扁鵲なり。二君聽かず。故に鄭以て破れ、虞以て亡ぶ。故に曰く、(五)其安のときは持し

不病以爲功。居十日、扁鵲復見曰、君之病在肌膚。不治將益深。桓侯不應。扁鵲出。桓侯又不悅。居十日、扁鵲復見曰、君之病在腸胃。不治將益深。桓侯又不應。扁鵲出。桓侯又不悅。居十日、扁鵲望桓公而還走。桓侯故使人問之扁鵲曰、疾在腠理湯熨之所及也。在肌膚、鍼石之所及也。在腸胃火齊之所及也。在骨髓司命之所屬。無奈何也。

く、君の病腸胃に在り、治めざれば將に益〻深からんとすと。桓侯又應ぜず。扁鵲出づ。桓侯又悅ばず、居ること十日、扁鵲桓侯を望みて還り走る。桓侯故に人をして之れに問はしむ。扁鵲曰く、疾腠理に在るは湯熨（四）の及ぶ所なり。肌膚に在るは鍼石（五）の及ぶ所なり。腸胃に在るは火齊（六）の及ぶ所なり。骨髓に在るは司命（七）の屬する所なり。奈何ともする無きなり。今骨髓に在り。臣是れを以て請ふ無きなりと。居ること五日、桓侯體痛み、人をして扁鵲を索めしむ。已に秦に逃る。桓侯遂に死す。故に良醫の病を治むるや、之れを腠理に攻む。此れ皆之れを小に爭ふ者なり。夫れ事の禍福も亦腠理の地有り。故に曰く、聖人（八）蚤く事に從ふと。

（一）扁鵲は昔の名醫　（二）腠理、皮膚孔、毛孔なり　（三）易は移の義といふ。但一本益とあり、從ふべきが如し　（四）湯熨、藥布を以て濕して溫む　（五）鍼石は金の針と石の針　（六）火齊は湯藥、煎藥なり　（七）司命は星の名にして人の生命を司る　（八）聖人は大事にならぬ内に早く事に著手す。今の老子には此文なし

制レ物者。於二其細一也。故曰。圖二難乎於其易一也。爲二大乎於其細一也。千丈之隄。以二螻蟻之穴一潰。百尺之室。以二突隙之烟一焚。故曰。白圭之行レ隄也、塞二其穴一。丈人之愼レ火也。塗二其隙一。是以白圭無二水難一。丈人無二火患一。此皆愼レ易以避レ難。敬レ細以遠レ大者也。

に遠かる者なり。

(一) 事を起すに形跡を著さざるは徹なり、大功を天下に求むるは明なり。之れ微明なり (二) 小弱の者の一層謙遜するは弱を損じて強に勝つことなり (三) 久年を經たる者、衆必ず少より始まるものなり。族は衆なり。(四) 天下の難事に易き内に企圖すべく大事は小なる内に著手せよ (五) かまどの隙間 (六) 白圭、孟子に丹の水を治むるは禹にまさるとあり、丹名は圭、周の人 (七) 丈は杖にて、丈人は長老の稱 (八) 易を愼みて難事にならぬ樣にし、瑣細の事を大切にして手重き事を遠く

扁鵲見二蔡桓侯一。立有レ間。扁鵲曰。君有レ疾。在二腠理一。不レ治將恐レ深。桓侯曰。寡人無。扁鵲出。桓侯曰。醫之好欲二治レ

(一)扁鵲、蔡の桓侯を見る。立ちて間有り。扁鵲曰く、君疾有り、(二)腠理に在り。治めざれば將に深からんを恐ると。桓侯曰く、寡人無し。扁鵲出づ。桓侯曰く、醫の好みて病まざるを治し、以て功を爲さんと欲すと。居ること十日にして扁鵲復た見えて曰く、君の病は肌膚に在り、治めざれば將に(三)易深らんとす。桓侯應ぜず。扁鵲出づ。桓侯又悅ばず。居ること十日、扁鵲復見えて曰

將レ欲レ襲レ虞。遺レ之以二璧馬一。智伯將レ襲二仇由一。遺レ之以二廣車一。故曰將レ欲レ取レ之。必固與レ之。起二事於無形一。而要二大功於天下一。是謂二微明一。處二小弱一而重自卑。謂二損レ弱勝一レ彊也。有形之類。大必起二於小一。行久之物。族必起二於少一。故曰。天下之難事。必作二於易一。天下之大事。必作二於細一。是以欲レ

作る ㈢ 晉公と黄池の會をなし、強く見せかけたり ㈣ 此の様にして國力を損せしめたるを以て越王は容易に五湖に勝つを得たり ㈤ 翕はおさへつけるなり、彼をおさへつけるは先づ以てそれを張るがよし ㈥ 弱めんと思はゞ必ず強くするがよし ㈦ 垂棘の璧と屈産の馬 ㈧ 廣車は大なる兵車なり ㈨ 之れを取らんと欲せばしばらく之れに與へよ

(一)事を無形に起して大功を天下に要す。是れを微明と謂ふ。(二)小弱に處りて重ねて自ら卑くす。弱を損し彊に勝つと謂ふなり。有形の類、大は必ず小より起り、(三)行久の物、族必ず少より起る。故に曰く、天下の難事は必ず易に作る。天下の大事は必ず細に作る。是れを以て物を制せんと欲する者は其の細に於てするなり。故に曰く、(四)難を其の易に圖り、大を其の細に爲すなり。千丈の隄は螻蟻の穴を以て潰え、百尺の室は(五)突隙の烟を以て焚く。故に曰く、(六)白圭の隄を行るや、其穴を塞ぎ、(七)丈人の火を愼しむや、其隙を塗る。是れを以て白圭に水難無く、丈人に火患無し。此れ皆(八)易を愼しみて以て難を避け、細を敬して以て大

於深淵。賞罰者。邦之利器也。在君則制臣。在臣則勝君。君見賞。臣則損之以爲德。君見罰。則臣益之以爲威。人君見賞。而人臣用其勢。人君見罰。而人臣乘其威。故曰。邦之利器。不可以示人。

故に曰く、邦の利器は以て人に示すべからず。(五)

(一)范中行・知・韓魏趙の六卿 (二)魚は深淵より脱すべからず、人君は重勢より離るべからず (三)賞罰君にあれば臣を制し、臣にあれば君を制す (四)君賞する所を臣に示せば、臣は先へ廻りてわざと減らして恵を下に施し、罰を示せば更に増すときは威を施すなり (五)國の利器たる賞罰は人に示すべからず

越王入宦於吳。而勸之伐齊。以弊吳。吳兵既勝齊人於艾陵。張之於江濟。彊之於黃池。故可制於五湖。故曰。將欲翕之。必固張之。將欲弱之。必固彊之。晉獻公

越王、呉に入宦し、(一)之れに勸めて齊を伐ち以て呉を弊す。呉兵、既に齊人に艾陵に勝ち、之れを江濟に張り、(二)之れを黃池に彊くす。(三)故に五湖に制すべし。(四)故に曰く、將に之れを翕めんと欲せば必ず固く之れを張る。(五)將に之れを弱めんと欲せば必ず固く之れを彊くすと。(六)晉の獻公將に虞を襲はんと欲す。之れに遺るに璧(七)馬を以てし、智伯將に仇由を襲はんとし、之れに遺るに廣車(八)を以てす。故に曰く、將に之れを取らんと欲すれば必ず固く之れに與ふ。(九)

(一)呉に降りて臣として事へ、呉王にすゝめて齊と伐ちて呉を疲れしめたり (二)威勢を張りて江濟の間に深溝を

代雲中之樂一。超然已無レ趙矣。主父萬乘之主。而以レ身輕二於天下一。無レ勢之謂レ輕。離レ位之謂レ躁。是以生幽而死。故曰。輕則失レ臣。躁則失レ君。主父之謂也。

(一) 輿奪の柄己に在るを重しといひ、我が居るべき處を離れざるを靜といふ (二) 重は輕の根本にして、靜は躁の主君たり (三) 君子は終日行くも衣食を載せたる輜重車を離れず重と靜とを失はず (四) 邦は人君に取りて輜重にして即ち重と靜とを爲すものなり (五) 人君在世中に位を讓るは之れ輜重を離れたるものなり (六) 趙の武靈王、國を子に讓りて自ら主父と號す、中山を亡し、代を並せ、長子章を封じて代の安陽君となす、大赦置酒して樂しむこと五日とあり (七) 詐りて使者と稱して秦に入りしことありしをいふ (八) 輕ければ臣を失ひて離散し、躁なれば君位を失ひひどい目に遭ふ

勢重者。人君之淵也。君レ人者。勢重二於人臣之間一。失則不レ可二復得一也。簡公失二之於田成一。晉公失二之於六卿一而邦亡身死。故曰。魚不レ可レ脫二

勢重き者は人君の淵なり。人に君たる者、勢人臣の間に重かるべく、失へば則ち復得べからざるなり。簡公、之れを田成に失ひ、晉公之れを(二)六卿に失ひて、邦亡び身死す。故に曰く、(一)魚は深淵より脫すべからずと。賞罰は邦の利器なり。(三)君に在りては則ち臣を制し、臣に在りては則ち君に勝つ。(四)君賞を見せば臣則ち之れを損じ以て德と爲す。君罰を見せば、臣則ち之れを益し、以て威と爲す。人君賞を見せば、人臣其勢を用ひ、人君罰を見せば、人臣其威に乘ず。

法。祿レ臣再世而收レ地。唯孫叔敖獨在。此不下以二其邦一爲上收者、瘠也。故九世而祀不レ絕。故曰。善建不レ拔。善抱不レ脫。子孫以二其祭祀一世世不レ輟。孫叔敖之謂也。

世世輟まずと。孫叔敖の謂なり。

(一) 此の國の法に二代以後は知行を取りあげる定めなり　(二) 孫叔敖獨り取りあげられず。これは土地わるくして取りあげる必要なければなり

制在レ己曰レ重。不レ離レ位曰レ靜。重則能使レ輕。靜則能使レ躁。故曰。重爲二輕根一。靜爲二躁君一。故曰。君子終日行。不レ離二輜重一也。邦者。人君之輜重。主父生傳二其邦一。此離二其輜重一者也。故雖レ有二

(一)制己に在るを重と曰ひ、位を離れざるを靜と曰ふ。重なれば則ち能く輕を使ひ、靜なれば則ち能く躁を使ふ。故に曰く、(二)重は輕の根たり、靜は躁の君爲り。故に曰く、(三)君子終日行くも輜重を離れざるなりと。(四)邦は人君の輜重なり。主(五)父生きながら其邦を傳ふ。此れ其輜重を離るゝ者なり。故に(六)代雲中の樂有りと雖も、超然として已に趙無し。主父は萬乘の主なり、而して(七)身を以て天下に輕んず。勢無き、之れを輕と謂ふ。位を離るゝ、之れを躁と謂ふ。是れを以て生きながら幽せられて死す。故に曰く、(八)輕ければ則ち臣を失ひ、躁なれば則ち君を失ふと。主父の謂なり。

莫レ大二于可一レ欲。智伯兼二范中行一。而攻レ趙不レ已。韓魏反レ之。軍敗二晉陽一。身死高梁之東一。遂卒被レ分。漆二其首一以爲二溲器一。故曰。禍莫レ大二于不一レ知レ足。虞君欲三屈產之乘與二垂棘之璧一。不レ聽二宮之奇一。故邦亡身死。故曰。咎莫レ憯二於欲一レ得。邦以レ生爲レ常。霸王其可也。身以レ生爲レ常。富貴其可也。不レ欲二自害一。其邦不レ亡。身不レ死。故曰。知レ足之爲レ足矣。

靜といふ（三）急使の必要もなし。戎馬を用ひず（四）馬を走らする必要なく田疇の開墾に用ふ（五）軍用の馬が近郊に生るゝなり（六）豐狐は狐の尾の豐きなり。玄豹は黑い豹（七）皮の美しさが仇となりて自ら禍を招きたり（八）名譽の爲めに爭と爲るもの（九）遂に分割せらる（一〇）溲器は溺器即ち小便の壺（一一）禍は欲、深くして足るを知らぬが第一なり（一二）屈に產する名馬と、垂棘より出でたる玉（一三）宮之奇の言を聽かず道を晉に假して虢を伐たしむ。その事前に出づ（一四）咎は物を欲しがるが第一なり（一五）國家は生存して居ればそれでよし。霸王などは餘華なり（一六）自ら他を害する考なければ國は亡びず身も死せず（一七）足るを知りてその分に安んずれば常に足りて不足はなし

楚莊王既勝。狩二于河雍一。歸而賞二孫叔敖一。孫叔敖請二漢間之地沙石之處一。是邦之

楚の莊王既に勝ち、河雍に狩す。歸りて孫叔敖を賞す。孫叔敖、漢間の地と沙石の處とを請ふ。（一）是の邦の法に臣を祿する再世にして地を收む。唯孫叔敖獨り在り。此れ其邦を以て收められざる者は瘠せたればなり。故に九世（二）にして祀絕えず。故に曰く、善く建つるは拔けず、善く抱くは脫せず、子孫其祭祀を以て

曰。却二走馬一以糞。天下無レ道。攻撃不レ休。相守數年不レ已。甲冑生二蟣虱一。燕雀處二帷幄一。而兵不レ歸。故曰。戎馬生二於郊一。翟人有レ獻二豐狐玄豹之皮於晉文公一。文公受二客皮一而歎曰。此以二皮之美一自爲レ罪。夫治レ國者。以二名號一爲レ罪。徐偃王是也。則以二城與一レ地爲レ罪。虞虢是也。故曰。罪

じ、燕雀帷幄に處て、而して兵歸らず。故に曰く、(五)戎馬郊に生ずと。翟人豐(六)狐玄豹の皮を晉の文公に獻ずる有り。文公客の皮を受けて歎じて曰く、(七)此れ皮の美を以て自ら罪を爲す。夫れ國を治むる者は則ち(八)名號を以て罪を爲すは、徐の偃王是れなり。則ち城と地とを以て罪を爲すは、虞・虢是れなり。故に曰く、罪は欲すべきより大なるは莫し。智伯、范・中行を兼ねて趙を攻めて已まず。韓魏之れに反し、軍に晉陽に敗れ、身は高梁の東に死し、(九)遂に卒に分たる。其首を漆して以て溲器と爲す。故に曰く、(一〇)禍は足るを知らざるより大なるは莫し。虞君屈(一一)産の乘と、垂棘の璧とを欲し、(一二)宮之奇に聽かず、故に邦亡び身死す。故に曰く、(一三)咎は得るを欲するより憯きは莫しと。邦は生を以て常と爲す。霸王其れ可なり。(一四)身は生を以て常と爲す。(一五)富貴其れ可なり。(一六)自ら害するを欲せざれば其の邦亡びず。身死せず。故に曰く、(一七)足るを知るを之れ足ると爲す。

(一) 前の解老と同じく老子の註解なり。但此の篇は具體的說明なり (二) 天下有道の世に急劇の事變なし。之れを

之身。其德乃眞。眞者愼之固也。治家無用之物。不能動其計則資有餘。故曰。脩之家。其德有餘。治鄕者則行此節。家之有餘者益衆。故曰。脩之鄕。其德乃長。治邦者行此節。則鄕之有德者益衆。故曰。脩之邦。其德乃豐。蒞天下者。行此節。則民之生。莫不受其澤。故曰。脩之天下。其德乃普。脩身者以此別君子小人。治鄕治邦蒞天下者。各以此科適觀息耗。則萬不失一。故曰。以身觀身。以家觀家。以鄕觀鄕。以邦觀邦。以天下觀天下。吾奚以知天下之然也。以此。

(三) 恬淡にして人欲起らざれば取舍の義存す　(四) 平安無事なれば禍福の由來を知る　(五) 玩好之を變じ外に引かさるれば爲に引き去らる　(六) 拔は拔の義なり。拔かるゝなり　(七) 一度取舍を決し正しく之を立つれば、たとひ好む所を見るもそれ引かるゝことなし　(八) 眞とは謹愼の重きことなり　(九) 家を治めて無用の長物の爲めに會計を變動せぬときは餘有り　(一〇) 科は科條なり　(一一) 消息損益の狀況を篤と觀察すれば決して誤らず　(一二) 我が一身に就ては他人を見、一家に就ては他人の家を見、我が天下に就ては人の天下を見る。天下の皆然る所以を知るは、斯く我を以て他を見るによる

天下有道無急患。則曰靜。遽傳不用。故

喩老 (一)

(二)天下道有りて急患無きは則ち靜と曰ふ。(三)遽傳用ひず。故に曰く、(四)走馬を却け以て糞すと。天下道無ければ、攻擊休まず。相守る數年已まず。甲冑に蟣虱を生

建其趨舍。雖見所好之物。不能引。不能引之謂不拔。一於其情。雖有可欲之類。神不爲動。神不爲動之謂不脫。爲人子孫者。體此道以守宗廟。宗廟不滅之謂祭祀不絕。身以積精爲德。家以資財爲德。鄕國天下。皆以民爲德。今治身而外物不能亂其精神。故曰。脩

乃ち眞と。眞とは愼の固なり。(九)家を治むるに無用の物の其の計を動かす能はずば則ち資餘有り。(八)故に曰く、之れを家に脩めて其の德餘有りと。鄕を治むる者、此の節を行へば則ち家の餘有る者益聚る。故に曰く、之れを鄕に脩むれば其の德乃ち長しと。邦に治むる者此の節を行へば則ち鄕の德有る者益々衆し。故に曰く、之れを邦に脩むれば其の德乃ち豐と。天下に涖む者此の節を行へば則ち民の生、其の澤を受けざる莫し。故に曰く、之れを天下に脩むれば、其の德乃ち普しと。身を脩むる者、此れを以て君子小人を別ち、鄕を治め、邦を治め、天下に涖む者、各此の(一〇)科を以て(一一)息耗を適觀すれば則ち萬に一を失はず。故に曰く、(一二)身を以て身を觀、家を以て家を觀、鄕を以て鄕を觀、邦を以て邦を觀、天下を以て天下を觀る。吾奚ぞ以て天下の然るを知るや、此れを以てなり。

(二) 取舍するところあり　(三) 恬淡無事にして人欲の動かざるときは禍福は何處より來るかを知らざることなし

盜隨、大姦唱則小盜和。竽也者。五聲之長者也。故竽先則鐘瑟皆隨。竽唱則諸樂皆和。今大姦作。則俗之民唱。俗之民唱。則小盜必和。故服二文采一。帶二利劍一。厭二飮食一。而資貨有レ餘者。是之謂二盜竽一矣。

人無二愚智一莫レ不レ有二趨舍一。恬淡平安。莫レ不レ知二禍福之所一由來一。誘二於好惡一。怵二於淫物一。而後變亂。所二以然一者。引二於外物一。亂二於玩好一也。恬淡有二趨舍之義一。平安知二禍福之計一。而今也。玩好變レ之。外物引レ之。引レ之而往。故曰レ挍。至二聖人一不レ然。一

人愚智と無く趨舍有らざる莫し。(二)恬淡平安ならば、禍福の由來する所を知らざる莫し。好惡に(一)誘はれ、淫物に怵はれて後に變亂あり。然る所以のものは、外物に引かれ玩好に亂さるればなり。(三)恬淡は趨舍の義有り、(四)平安は禍福の計を知る。今や(五)玩好之れを變じ、外物之れを引く。之れを引きて往く、故に(六)挍と曰ふ。聖人に至りては然らず。(七)一たび其の趨舍を建つるや、好む所の物を見ると雖も引くこと能はず。引くと能はざる、之れを不拔と謂ふ。一たび其の情に於て欲す可きの類有りと雖も、神爲めに動がず、之れを不脱と謂ふ。人の子孫たる者は此の道を體して以て宗廟を守るべし。宗廟滅せざる、之れを祭祀絶えずと謂ふ。身は積精を以て德と爲し、家は資財を以て德と爲し、鄕國天下は皆民を以て德と爲す。今身を治めて外物其の精神を亂す能はず、故に曰く、之れを身に脩めて其の德

繁也、獄訟繁則田荒。田荒則府倉虛。府倉虛則國貧。國貧而民俗淫侈。民俗淫侈。則衣食之業絶。衣食之業絶。則民不ㇾ得ㇾ無ㇾ飾ニ巧詐一。飾ニ巧詐一則知ニ采文一。知ニ采文一之謂ㇾ服ニ文采一。

獄訟繁。倉庫虛而有ㇾ以ニ淫侈一爲ㇾ俗。則國之傷也。若下以ニ利劍一刺上ㇾ之、故曰。帶ニ利劍一。諸夫飾ニ智故一。以至ニ於傷ㇾ國者一。其私家必富。私家必富。故曰。資貨有ㇾ餘。國有ニ若ㇾ是者一。則愚民不ㇾ得ㇾ無ニ術而效ㇾ之。效ㇾ之則小盜生。由ㇾ是觀ㇾ之。大姦作則小

獄訟繁く、倉庫虛にして淫侈を以て俗と爲すは則ち國の傷なり。利劍を以て之れを刺すが若し。故に曰く、利劍を帶ぶと(一)。諸夫の智故を飾り以て國を傷くる者は其の(二)私家必ず富む。私家必ず富む、故に曰く、資貨餘有りと。(三)國是の若き者有れば則ち愚民術として之れに效ふ無きを得ず。之れに效へば則ち小盜生ず。是れに由りて之れを觀れば、大姦作れば則ち小盜隨ふ。大姦唱ふれば則ち小盜和す。竽なるものは五聲の長なる者なり。故に竽先んずれば則ち鐘瑟皆隨ふ。竽(四)唱ふれば則ち諸樂皆和す。今大姦作れば則ち俗の民唱ふ。俗の民唱ふれば則ち小盜必ず和す。故に文采を服し、利劍を帶び、飲食に厭き、而して資貨餘有る者、是れを之れ盜竽(五)と謂ふ。

(一) 暴君は利劍を帶びて人民を苦しむ (二) 姻相の家が必ず富む (三) 國家に此の如きものあれば愚民は智術を以てその眞似を爲す (四) 竽は樂器の名 (五) 盜竽は老子に盜夸とあり、盜根にて盜の生ずる萌なり

慈於器械。則城堅固。故曰。慈於戰則勝。以守則固。夫能自全也。而盡隨於萬物之理者。必且有天生。天生也者。生心也。故天下之道。盡之生也。若以慈衞之也。事必萬全而擧無不當。則謂之寶矣。故曰。吾有三寶。持而寶之。書之所謂大道也者。端道也。所謂貌施也者。邪道也。所謂徑大也者。佳麗也。佳麗也者。邪道之分也。朝甚除也者。獄訟

若し慈を以て之れを衞るや事必ず萬全にして擧(四)當らざるなし。則ち之れを寶と謂ふ。故に曰く、吾に三寶有り、(五)持して之れを寶とすと。書の所謂大道なる者は端道なり。所謂貌施(七)なる者は邪道なり。所謂徑大(八)なる者は佳麗なり。(九)佳麗なる者は邪道の分なり。朝甚だ除(一〇)なる者は獄訟繁きなり。獄訟繁ければ則ち田荒る。田荒るれば則ち府倉虚し。府倉虚しければ則ち國貧し。國貧しければ民俗淫侈なり。民俗淫侈なれば則ち衣食の業絶ゆ。衣食の業絶ゆれば則ち民巧詐を飾る無きを得ず。巧詐を飾れば則ち采文を知る。采文を知る、之れを文采(一一)を服すと請ふ。

(一)天から生存さしてくれるなり (二)天の道理は生々發展するを以て心とす (三)天下の道は悉く生に行かぬものなし (四)擧動に失當なし (五)慈と儉と敢て天下の先とならずの三つを三寶とす (六)端道は正道なり (七)外貌に文飾を施すことは邪道なり (八)大道に飽きて徑路を求むるは佳麗を好むなり (九)佳麗は邪道の分散したる小なる表はれなり (一〇)朝廷の掃除して甚だ淨きは訴訟の多きなり (一一)文章采色の衣を着て外を飾るなり

議之士一知レ之矣。故欲レ成二方圓一而隨二於規矩一則萬事之功形矣。而萬物莫レ不レ有二規矩一。議レ言之士。計二會規矩一也。聖人盡隨二於萬物之規矩一。故曰。不三敢爲二天下先一。不三敢爲二天下先一。則事無レ不レ事。功無レ不レ功。而議必蓋レ世。欲レ無レ處二大官一。其可レ得乎。處二大官一之謂レ爲二成レ事長一。是以故曰。不三敢爲二天下先一。故能爲二成レ事長一。

(一) 理卽ち物の特別の性なり (二) 理が定まれば物は何とでもなる (三) 大庭は朝廷なり、王侯號令を發するには權衡を執りて議するところの賢哲を參與せしむ (四) 萬事規矩に合はぬものなし (五) 言を議する士に問ふことは卽ち規矩に合するなり (六) 天下の先とならずして人に委任するを以て事として成らざるなく功として成らざるはなし (七) 議論一世をおほひて、自然に大官となりて人の上に立つ (八) 事を成就するの長になるを得 (九) 敢て天下の先とならざるが故に事物を成就する首長と爲るを得

慈二於子一者。不三敢絕二衣食一。慈二於身一者。不三敢離二法度一。慈二於方圓一者。不三敢舍二規矩一。故臨レ兵而慈二於士吏一。則戰勝レ敵。

子に慈なる者は敢て衣食を絕たず。身に慈なる者は敢て法度を離れず。方圓に慈なる者は敢て規矩を舍てず。故に兵に臨みて士吏に慈なれば則ち戰ひて敵に勝ち、器械に慈なれば則ち城堅固なり。故に曰く、戰に慈なれば則ち勝ち、以て守れば則ち固しと。夫れ能く自ら全うするなり。盡く萬物の理に隨ふ者は必ず且つ(一)天生有り。(二)天生なる者は生心なり。故に(三)天下の道は盡く生に之くなり。

重戰其卒。則民衆。民衆則國廣。是以舉之曰。儉故能廣。

凡物之有形者。易裁也。易割也。何以論之。有形則有短長。有短長則有小大。有小大則有方圓。有方圓則有堅脆。有堅脆則有輕重。有輕重則有白黑。短長大小方圓堅脆。輕重白黑之謂理。理定而物易割也。故議於大庭而後言。則立權

凡そ物の形有る者は裁ち易きなり。割き易きなり。何を以て之れを論ずるか。形有れば則ち短長有り。短長有れば則ち小大有り。小大有れば則ち方圓有り。方圓有れば則ち堅脆有り。堅脆有れば則ち輕重有り。輕重有れば則ち白黑有り。短長大小、方圓堅脆、輕重黑白之れを(一)理と謂ふ。(三)理定まりて物割き易きなり。故に(二)大庭に議して後に言へば則ち權議の士を立てて之れを知る。故に方圓を成さんと欲して、規矩に隨へば、則ち(四)萬事の功形はる。而して萬事規矩有らざる莫し。(五)言を議するの士は規矩を計會するなり。聖人は盡く萬物の規矩に隨ふ。故に曰く、敢て天下の先と爲らず。(六)敢て天下の先と爲らざれば、則ち事事とせざる無く、功功とせざる無く、(七)議必ず世を蓋ふ。大官に處る無からんと欲するも其れ得べけんや。大官に處る之れを(八)事と成すの長と爲ると謂ふ。是れを以て故に曰く、(九)敢て天下の先と爲らず。故に能く事を成すの長と爲ると。

得二事理一。得二事理一則必成レ功。必成レ功則其行レ之也不レ疑。不レ疑之謂レ勇。聖人之於二萬事一也。盡如下慈母之爲二弱子一慮上也。故見二必行之道一。見二必行之道一則明二其從レ事。亦不レ疑。不レ疑之謂レ勇。不レ疑生二於慈一。故曰。慈故能勇。周公曰。冬日之閉凍也。不レ固。則春夏之長二草木一也。不レ茂。天地不レ能二常侈常費一。而況於レ人乎。故萬物必有二盛衰一。萬事必有二弛張一。國家必有二文武一。官治必有二賞罰一。是以智士儉二用其財一則家富。聖人愛二寶其神一則精盛。人君

の道を見れば則ち其事に從ふに明に、亦疑はず。疑はざる之れを勇と謂ふ。疑はざるは慈に生ず。故に曰く、慈なるが故に能く勇と。周公曰く、(一)冬日の閉凍するや固ならざれば則ち春夏の草木を長ずるや茂ならずと。(二)天地は常に侈り、常に費す能はず。況んや人に於てをや。故に萬物必ず盛衰あり、萬事必ず(三)弛張有り、國家必ず文武有り、官治必ず賞罰有り。是れを以て智士其の財を儉用すれば則ち家富み、(四)聖人其の神を愛寶すれば則ち精盛に、(五)人君其の卒を戰はすを重んずれば則ち民衆し。民衆ければ則ち國廣し。(六)是れを以て之れを擧ぐ、曰く、(七)儉故に能く廣しと。

(一) 冬日凍ること少ければ春夏の候茂生すること盛ならず (二) 天地は恆久不變に侈り費す能はず (三) ゆるむことと張ること (四) 聖人はその心神を愛惜すれば精力盛なり (五) 士卒を戰爭に出すことを重視して妄りに用ひざれば民繁殖す (六) 故に擧げ示すなり (七) 儉なるが故に領土廣くなる

無ニ人害一。無ニ人害一則不レ備レ入。故曰。陸行不レ遇ニ兕虎一。入レ山不レ恃レ備以救レ害。故曰。入レ軍不レ被ニ甲兵一。遠ニ諸害一。故曰。兕無レ所レ投ニ其角一。虎無レ所レ錯ニ其爪一。兵無レ所レ容ニ其刃一。不レ設レ備而必無レ害。天地之道理也。體ニ天地之道一。故曰。無ニ死地一焉。動無ニ死地一而謂ニ之善攝一レ生矣。

きは天地の道理なり。(四)天地の道を體す。故に曰く、(五)死地無しと。(六)動いて死地無し。之れを善く生を攝すと謂ふ。

(一)生を愛するものは軍中に入るも憤怒爭鬪せず (二)憤爭の心無ければ害を防ぐべき兵革の用意を用ひず (三)山に入るは一說に軍に入るならんと (四)聖人は天地の道理を體得して居る (五)聖人は死すべき筋なし (六)動きても死地に入らぬときは卽ち善く其の生を攝養したるものなり

愛レ子者慈ニ於子一。重レ生者慈ニ於身一。貴レ功者慈ニ於事一。慈母之於ニ弱子一也。務レ致ニ其福一。務レ致ニ其福一則事レ除ニ其禍一。事レ除ニ其禍一則思慮熟。思慮熟則

子を愛する者は子に慈なり。生を重んずる者は身に慈なり。功を貴ぶ者は事に慈なり。慈母の弱子に於けるや、其の福を致すと務む。其の福を致すを務めば則ち其の禍を除くを事とす。其の禍を除くを事とすれば則ち思慮熟す。思慮熟すれば則ち事理を得。事理を得れば則ち必ず功を成す。必ず功を成せば則ち其のこれを行ふや疑はず。疑はざるこれを勇と謂ふ。聖人の萬事に於けるや盡く慈母の弱子の爲めに慮るが如きなり。故に必ず行ふの道を見る。必ず行ふ

長犯山川。則風露之爪角害之。事上不忠。輕犯禁令。則刑法之爪角害之。處鄉不節。憎愛無度。則爭鬬之爪角害之。嗜欲無限。動靜不節。則痤疽之爪角害之。好用其私智。棄而道理。則網羅之爪角害之。兕虎有域。而萬害有原。避其域。塞其原。則免諸害矣。

定まり出役にも時節あり　㊁　時雨降り、曠野に人無く靜かなるとき、又は夜遲くか朝早く山川を跋渉せば風露の爪牙に犯さる　㊂　鄕里にありて長幼の序なく、愛憎を擅にすれば爭鬪の爪牙にかゝる　㊃　色食の欲を擅にし起居愼まざれば腫物惡瘡に害せらる　㊄　網羅は告奸連坐をいふ

凡兵革者。所以備害也。重生者。雖入軍無忿爭之心。無忿爭之心。則無所用救害之備。此非獨謂野處之軍也。聖人之遊世也。無害人之心。無害人之心。則必

凡そ兵革は害に備ふる所以なり。（一）生を重んずる者は軍に入ると雖も忿爭の心無し。（二）忿爭の心無ければ則ち害を救ふの備を用ふる所無し。此れ獨り野處の軍を謂ふのみに非ざるなり。聖人の世に遊ぶや、人を害するの心無し。人を害するの心無ければ則ち必ず人の害無し。人の害無ければ則ち人に備へず。故に曰く、陸行して兕虎に遇はずと。（三）山に入るも備を恃みて以て害を救はず。故に曰く、軍に入りて甲兵を破らずと。諸害を遠ざく。故に曰く、兕も其の角を投ずる所無く、虎も其の爪を錯く所無く、兵も其の刃を容るゝ所無しと。備を設けずして必ず害無

之徒亦十有三。故曰。生之徒十有三。死之徒十有三。凡民之生生而生者固動。動盡則損也。而動不止。是損而不止也。損而不止則生盡。生盡之謂死。則十有三具者。皆爲死地也。故曰。民之生生而動。動皆之死地。之十有三。

是以聖人愛精神而貴處靜。此甚大於兕虎之害。夫兕虎有域。動靜有時。避其域省其時。則免其兕虎之害矣。民獨知兕虎之有爪角也。而莫知萬物之盡有爪角也。不免於萬物之害。何以論之。時雨降集。曠野閒靜。而以昏

是れを以て聖人は精神を愛して處靜(一)を貴ぶ。此れ甚だ兕虎の害より大なり。夫れ兕虎(二)は域有り、動靜は時有り。其域を避け、其の時を省れば、則ち其の兕虎の害を免る。民獨り兕虎の爪角有るを知りて、萬物の盡く爪角有るを知る莫きや、萬物の害を免れず。何を以てこれを論ずるか。(三)時雨降集、曠野閒靜、而して昏晨を以て山川を犯せば則ち風露の爪角之れを害す。上に事へて忠ならず、輕々しく禁令を犯せば則ち刑法の爪角之れを害す。(四)鄕に處りて節あらず、憎愛度無ければ則ち爭鬭の爪角之れを害す。(五)嗜欲限り無く、動靜節ならざれば則ち痤疽の爪角之れを害す。好みて其の私智を用ひて道理を棄つれば、則ち(六)網羅の爪角之れを害す。兕虎域有り、萬害原有り。其域を避け其の原を塞げば則ち諸害を免れん。

(一) 處靜は靜に居るの意、但虛靜の誤と見れば更によく通ず。此の以下缺文あるに似たり　(二) 兕虎は棲み場所が

而可レ論。故曰。道可レ道非ニ常道一也。

人始ニ於生一而卒ニ於死一。始之謂レ出。卒之謂レ入。故曰ニ出レ生入レ死。人之身三百六十節。四肢九竅。其大具也。四肢與ニ九竅一十有三者、十有三者之動靜。盡屬ニ於生一焉。屬之謂レ徒也。故曰。生之徒十有三者。至ニ其死一也。十有三具者。皆還而屬ニ之於死一。死

人は生るゝに始まりて死に卒る。始を之れ出と謂ひ、卒を之れ入と謂ふ。故に生に出で死に入ると曰ふ。人の身、三百六十節と、四肢九竅とは其大具なり。(一)四肢と九竅との十有三の者、十有三の者の動靜は盡く生に屬す。(二)屬は之れを徒と謂ふなり。故に曰く、生の徒十有三と。其死に至るや、(三)十有三の具は皆還りて之れを死に屬す。(四)死の徒亦十有三。故に曰く、生の徒十有三、死の徒十有三と。凡そ民の生生して(五)生ずる者固より動く。動盡くれば則ち損ずるなり。而して動止まず。是れ損して止まざるなり。損して止まざれば則ち生盡く。生盡くる之れを死と謂ふ。則ち十有三の具は皆死地たるなり。故に曰く、民の生生して動き、動きて皆死地に之くもの之十有三と。

(一) 六體の要具なり (二) 生に屬すとは關係するなり (三) 此の十有三は又死の原因になる (四) 十有三の具は皆死に關係す故に死の徒も十有三あり (五) 生育長生成りて更に生じ、動いて止まず、動作の極度に達すれば損ず

其見功。以處見其形。故曰。無狀之狀。無物之象。

凡理者。方圓長短。麤靡堅脆之分也。故理定而後物可得道也。故理有存亡。有死生。有盛衰。夫物之一存一亡。乍死乍生。初盛而後衰者。不可謂常。唯夫與天地之剖判也倶生。至天地之消散也。不死不衰者謂常。而常者無攸易。無定理。無定理。非在於常。是以不可道也。聖人觀其玄虛。用其周行。強字之曰道。然

凡そ理は(一)方圓長短、麤靡、堅脆の分なり。故に理定まりて(二)後に物道を得べきなり。故に理に存亡有り、死生有り、盛衰有り。夫れ物の一存一亡、乍ち死し、乍ち生じ、初めに盛にして後に衰ふる者、常と謂ふべからず。唯夫れ天地の剖判と倶に生き、天地の消散に至るも死せず衰へざるものは常と謂ふべし。而して常は(三)易ふる攸無く、定理無し。定理無きは常に在るに非ず。是れを以て道とすべからざるなり。聖人其の玄虛を觀(四)、其の周行を用ひ、強ひて之れに字して道と曰ふ。然り(五)而して論ずべし。故に曰く、道の道(六)とすべきは常の道に非るなり。

(一) 理とは形貌の上からは方圓長短、質の上からは粗密堅脆の分界なり (二) 理定まりて後に物は道に從ふを得 (三) 常といふものは變易なく、定理なし、又常處なし、故に道とは云へず (四) 聖人は聲も臭もなき空寞の間に至理の存し、循環周行して窮りなきを取りて強ひて道といふ (五) 此の名立ちてから始めて道と名とのことを論ずべし (六) 道の道として指示すべきものは恒久不變の眞の大道にはあらず

物冥冥。而功成二天地一。和化二雷霆一。宇內之物。恃レ之以成。凡道之情。不レ制不レ形。柔弱隨レ時。與レ理相應。萬物得レ之以死。得レ之以生。萬物得レ之以敗。得レ之以成。道譬諸若レ水。溺者。多飲レ之即死。渴者。適飲レ之則生。譬レ之。若二劍戟一。愚人以行レ忿則禍生。聖人以誅レ暴則福成。故得レ之以死。得レ之以生。得レ之以敗。得レ之以成。

㈠ 維は天の四方、斗は北斗七星なり。天の維は北斗を以て之れを運らすといふ、北斗は破軍星といひて、その向ふ所は必ず敗軍すといふ、故に其の威を擅すといふ ㈡ 五常は五行にして木火土金水なり ㈢ 位置を定む ㈣ 列星はその運行を正しくす ㈤ 春夏秋冬はこれを得て氣候の變化を紀ぶ ㈥ 黄帝軒轅氏はこれを得て四方を制し四方を朔せしむ ㈦ 仙人の赤松氏はこれを以て天地と終始す ㈧ 聖人はこれを得て文物を制定す ㈨ 功は天地の大を擬す ㈩ 道の實情は宗制もなく定形もなし ⑪ 柔弱にして時に隨ひ理に應じて活動す

人希レ見二生象一也。而得二死象之骨一。按二其圖一。以想二其生一也。故諸人之所二以意想一者。皆謂二之象一也。今道雖レ不レ可レ得二聞見一。聖人執二

人、生きたる象を見ること希なり。而して死したる象の骨を得て其の圖を按じて以て其の生を想ふ。故に(一)諸人の意想する所以の者は皆之れを象と謂ふ。今道は聞見を得べからずと雖も、(二)聖人其の見功を執り以て其の形を處見す。故に曰く、(三)無狀の狀、無物の象と。

㈠ 諸人の意を以て臆測するものを象とす ㈡ 聖人は現在の跡を舉げて道の形狀を見はす ㈢ 道は無狀の狀無物の象にて吾人、感覺を超越して存在す

光。五常得之以常其位。列星得之以端其行。四時得之以御其變氣。軒轅得之以擅四方。赤松得之與天地統。聖人得之以成文章。道與堯舜俱智、與接輿俱狂、與桀紂俱滅、與湯武俱昌。以爲近乎。遊於四極。以爲遠乎。常在吾側。以爲暗乎。其光昭昭。以爲明乎。其

軒轅(六)之れを得て以て四方を擅にし、赤松(七)之れを得て天地と統し、聖人(八)之れを得て以て文章を成す。道は堯舜に與すれば倶に智なり、接輿に與すれば倶に狂なり。桀紂に與すれば倶に滅し、湯武に與すれば倶に昌ゆ。以て近しと爲すか、四極に遊ぶ。以て遠しと爲すか、常に吾側に在り。以て暗しと爲すか、其光昭昭たり。以に明と爲すか、其の物冥冥たり。而して功は天地を成し、和は雷霆を化す。宇内の物は之れを恃みて以て成る。凡そ道(一〇)の情(九)、制せず、形せず。柔弱にして時に隨ひ、理と相應ず。萬物之を得て以て死し、之れを得て以て生じ、(一一)萬物之れを得て以て敗れ、之れを得て以て成る。道は諸れを譬ふれば水の若し、溺者多く之れを飲めば即ち死し、渇者適に之れを飲めば則ち生く。之れを譬ふるに劍戟の若し、愚人以て忿を行へば則ち禍生じ、聖人以て暴を誅すれば則ち福成る。故に之れを得て以て死し、之れを得て以て生き、之れを得て以て敗れ、之れを得て以て成る。

之所二以成一也。故曰。道理レ之者也。物有レ理。不レ可二以相薄一。物有レ理。不レ可二以相薄一。故理レ之爲二物之制一。萬物各異レ理。萬物各異レ理。而道盡稽二萬物之理一。故不レ得レ不レ化。不レ得レ不レ化。故無二常操一。是以生死氣稟焉。萬智斟酌焉。萬事廢興焉。

萬物各理を異にす。(八)萬物各理を異にして道は盡く萬物の理を稽す。(九)故に化せざるを得ず。化せざるを得ざるが故に(一〇)常操無し。是れを以て生死(一一)氣稟し、萬智(一二)斟酌し、(一三)萬事廢興す。

(一)萬物の必然的原理なり (二)萬物の法則として古今廢すべからざるものなり。稽は留、貯の義 (三)理は已に形を成せる萬物の條理なり (四)道は萬物の生生發展の根本なり (五)道は萬物を整理するものなり (六)物には原理といふものありて互に相犯すこと能はず (七)道はこれを治めて裁制す (八)萬物理を異にし而して道は萬物の理を合同して一となす、稽は合するなり (九)故に自然に調和せざるを得ず (一〇)時と變化して一定の常操なし (一一)生々死々皆それ〲に天地の氣をうくるも道による (一二)智識の斟酌して淺い深いあるも道に因る (一三)萬事の興廢するも道に因る、つまり道は宇宙の根本なり

天得レ之以高。地得レ之以藏。維斗得レ之以成二其威一。日月得レ之以恒二其

天はこれを得て以て高く、地はこれを得て以て藏し、(一)維斗之れを得て以て其の威を爲し、日月之れを得て以て其の光を恒にし、(二)五常之れを得て以て其の位を常にし、(三)(四)列星之れを得て以て其の行を端し、(五)四時之れを得て以て其の變氣を御し、

淫麗。人無毛羽。不衣則不犯寒。上不屬天而下不著地。以腸胃爲根本。不食則不能活。是以不免於欲利之心。欲利之心不除。其身之憂也。故聖人衣足以犯寒。食足以充虛。則不憂矣。衆人則不然。大爲諸侯。小餘千金之資。其欲得之憂不除也。胥靡有免死罪時活。今不知足者之憂。終身不解。故曰。禍莫大於不知足。故欲利甚於憂。憂則疾生。疾生而智慧衰。智慧衰則失度量。失度量則妄舉動。妄舉動則禍害至。禍害至而疾嬰內。疾嬰內則痛禍薄外。痛禍薄外則苦痛雜於腸胃之間。則傷人也憯。憯則退而自咎。退而自咎也生於欲利。故曰。咎莫憯於欲利。

る。則ち人を傷くるや憯し、(七)憯ければ則ち退いて自ら咎む。退いて自ら咎むるや欲利に生ず。故に曰く、(八)咎は欲利より憯きは莫し。

(一) 人私欲に蔽はるれば思慮昏亂す　(二) 事物の標準　(三) 欲すべきものを欲したる結果禍害を發し人心を傷く　(四) 欲利の心を去ること能はざるは身の苦痛なり　(五) 欲得は欲利の誤か　(六) 胥靡は徒刑をいふ　(七) 憯は酷なり、するどし　(八) 自ら身を咎むるは欲利より甚しきはなし

道者。萬物之所然也。萬理之所稽也。理者。成物之文也。道者。萬物

(一)道は萬物の然る所なり。(二)萬理の稽する所なり。(三)理は成物の文なり。(四)道は萬物の成る所以なり。故に曰く、(五)道は之れを理むる者なり。(六)物に理有り、以て相薄るべからず。物に理有り、以て相薄るべからず、故に(七)之れを理めて物の制と爲す。

難生於邪心。邪心誘於可欲。可欲之類。進則教良民爲姦。退則令善人有禍。姦起則上侵弱君。禍至則民人多傷。然則可欲之類。上侵弱君。而下傷人民。夫上侵弱君而下傷人民者。大罪也。故曰。禍莫大於可欲。是以聖人不引五色。不淫於聲樂。明君賤玩好而去

下人民を傷く。夫れ上弱君を侵し、下人民を傷くる者は大罪なり。故に曰く、禍は可欲より大なるは莫し。是れを以て聖人は五色に引かれず、聲樂に淫せず。明君は玩好を賤しみて淫麗を去る。人に毛羽莫し。衣ざれば則ち寒を犯さず。上天に屬せず、下地に著かず。腸胃を以て根本と爲す。食せざれば則ち活くる能はず。是れを以て(四)欲利の心を免れず。欲利の心除かざるは其の身の憂なり。故に聖人は衣以て寒を犯すに足り、食以て虚を充すに足れば則ち憂へず。衆人は則ち然らず。大は諸侯と爲り、小は千金の資を餘し、其の(五)欲得の憂除かず。(六)胥靡も免るゝ有り、死罪も時に活く。今足るを知らざる者の憂は終身解けず。故に曰く、禍は足るを知らざるより大なるは莫しと。故に欲利甚しければ於に憂ふ。憂ふれば則ち疾生ず。疾生じて智慧衰ふ。智慧衰ふれば則ち度量を失ふ。度量を失へば則ち妄りに擧動す。妄りに擧動すれば則ち禍害至る。禍害至りて疾内に嬰る。疾内に嬰れば則ち痛禍外より薄る。痛禍外より薄れば則ち苦痛腸胃の間に雜は

其鄰國。內暴虐則民產絕。外侵欺則兵數起。民產絕則畜生少。兵數起則士卒盡。畜生少則戎馬乏。士卒盡則軍危殆。戎馬乏則將馬出。軍危殆則近臣役。馬者軍之大用。郊者言其近也。今所以給軍之具於將馬近臣。故曰。天下無道。戎馬生於郊矣。

少く、兵數〻起れば則ち士卒盡く。畜生少ければ則ち戎馬乏しく、士卒盡くれば則ち軍危殆なり。戎馬乏しければ則ち(一)將馬出で、軍危殆なれば則ち(二)近臣役す。(三)馬は軍の大用、郊とは其の近きを言ふなり。今軍に給する所以の具を將馬近臣よりす。故に曰く、天下道無ければ戎馬郊に生ずと。

(一) 將馬は主將の馬　(二) 近侍の臣を以て兵士となす　(三) 馬は軍中に於て必要なるもの

人有欲則計會亂。計會亂而有欲甚。有欲甚則邪心勝。邪心勝則事經絕。事經絕則禍難生。由是觀之。禍

(一)人欲有れば則ち計會亂る。計會亂るれば有欲甚し。有欲甚しければ則ち邪心勝つ。邪心勝てば則ち(二)事經絕ゆ。事經絕ゆれば則ち禍難生ず。是れに由りて之れを觀れば、禍難は邪心に生じ、邪心は可欲に誘はる。可欲の類進んでは則ち良民に姦を爲すを敎へ、退いては則ち善人をして禍有らしむ。姦起れば則ち上弱君を侵し、禍至れば則ち民人多く傷く。然らば則ち(三)可欲の類、上弱君を侵し

澤於人民。夫外無怨讎於隣敵者。其遇諸侯也。外有禮義。內有德澤於民者。其治人事也務本。遇諸侯有禮義。則役希起。治民事務本。則淫奢止。凡馬之所以大用者。外供甲兵。而內給淫奢也。今有道之君。外希用甲兵。而內禁淫奢。上不事馬於戰鬪逐北。而民不以馬遠通淫物。所積力唯田疇。積力於田疇。必且糞灌。故曰。天下有道。却走馬以糞也。

治むるや本を務む。諸侯を遇する禮義有れば則ち役起すこと希に、(一)民事を治めて本を務むれば、則ち淫奢止む。凡そ馬の大に用ふる所以の者は、外甲兵に供し、內淫奢に給するなり。今有道の君、外には甲兵を用ふる希に、內には淫奢を禁ず。上馬を戰鬪逐北に事とせず、民馬を以て遠く淫物を通せず。(二)力を積む所は唯田疇のみ。(三)力を田疇に積めば必ず且つ糞灌す。(四)故に曰く、天下道有れば走馬を却けて以て糞するなり。

(一)兵役を起すこと稀なり　(二)淫蕩無用のものを遠くより運搬せず　(三)田は穀物の田、疇は麻の田　(四)培養灌漑に用ふ

人君者無道。則內暴虐其民。而外侵欺

人君なる者無道なれば、則ち內其の民を暴虐し、外其の隣國を侵欺す。內暴虐なれば則ち民の産絶ゆ。外侵欺すれば則ち兵數〻起る。民の産絶ゆれば則ち畜生

法令。之謂二民傷一レ上。上刑二戮民一。之謂二上傷一レ民。民不レ犯レ法。則上亦不レ行レ刑。上不レ行レ刑。之謂二上不一レ傷レ人。故曰。聖人亦不レ傷レ民。上不三與レ民相害一。而人不二與レ鬼相傷一。故曰。兩不二相傷一。民不二敢犯一レ法。則上内不レ用二刑罰一。而外不レ事レ利二其産業一。上内不レ用二刑罰一。而外不レ事レ利二其産業一。則民蕃息。民蕃息而畜積盛。民蕃息而畜積盛。之謂二有徳一。凡所レ謂祟者。魂魄去。而精神亂。精神亂則無レ徳。鬼不レ祟レ人。則魂魄不レ去。魂魄不レ去則精神不レ亂。精神不レ亂之謂二有徳一。上盛二畜積一。而鬼不レ亂二其精神一。則徳盡在二於民一矣。故曰。兩不二相傷一則徳交歸焉。言下其徳上下交盛而倶歸中於民上也。

ち魄魂去らず。魂魄去らざれば則ち精神亂れず。精神亂れざる、之れを有徳と謂ふ。上畜積を盛にし、鬼其の精神を亂さざれば則ち徳盡く民に在り。故に曰く、兩つながら相傷けざれば則ち徳交〻歸す。其の徳上下交〻盛にして倶に民に歸するを言ふなり。

(一) 祟は禍、祖は鬼物、禍は祖に同じ、病は病疾　(二) 治世の民は鬼神と相侵すことなし　(三) 鬼が神靈ならざるに非ず、人を害せぬなり　(四) 聖人も亦鬼と同じく故意に人民を傷くることなし　(五) 民の産業利益を聚斂するなり　(六) 人も鬼も二つながら相傷けざれば徳は交々歸す

有道之君。外無二怨讎於隣敵一。而内有レ徳二

有道の君、外は隣敵に怨讎無く、内は人民に徳澤有り。夫れ外隣敵に怨讎無き者は、其の諸侯を遇するや、外に禮義有り。内民に徳澤有る者は、其の人事を

少レ欲、則血氣治而擧動理。則少二禍害一。夫内無二痤疽癉痔之害一、而外無二刑罰法誅之禍一者、其輕二恬鬼一也甚。故曰、以レ道莅二天下一。其鬼不レ神。治世之民。不下與二鬼神一相害上也。故曰、非二其鬼不一レ神也。其神不レ傷レ人也。鬼祟也疾レ人。之謂二鬼傷一レ人。人逐二除之一之謂二人傷一レ鬼也。民犯一

少し。夫れ内に痤(一)疽癉痔の害無く、外に刑罰法誅の禍無き者は、其の鬼を輕恬するや甚し。故に曰く、道を以て天下に莅めば其の鬼神ならず。治世(二)の民は鬼神と相害せざるなり。故に曰く、其の鬼神ならざるに非ず(三)、其の神人を傷けざるなり。鬼祟の人を疾むる、之れを鬼人を傷くと謂ふ。人之れを逐除する、之れを人鬼を傷くと謂ふ。民法令を犯す、之れを民上を傷くと謂ふ。上民を刑戮する、之れを上民を傷くと謂ふ。民法を犯さざれば則ち上亦刑を行はず。上刑を行はざる、之れを上人を傷けずと謂ふ。故に曰く、(四)聖人亦民を傷けずと。上民と相害せず、人鬼と相傷けず。故に曰く、兩つながら相傷けずと。民敢て法を犯さざれば、則ち上、内は刑罰を用ひず、外は其の(五)産業を利とするを事とせず。上、内は刑罰を用ひずして、外は其産業を利とするを事とせざれば、則ち民蕃息す、民蕃息して畜積盛なり。民蕃息して畜積盛なる、之れを有德と謂ふ。凡そ所謂祟といふ者は魂魄去りて精神亂るゝなり。精神亂るれば則ち德無し。鬼人に祟らざれば則

五人之功矣。萬人之作。日亡半日。十日則亡五萬人之功矣。然則數變業者。其人彌衆。其虧彌大矣。凡法令更。則利害易。利害易則民務變。務變之謂變業。故以理觀之。事大衆而數搖之。則少成功。藏大器而數徙之。則多敗傷。烹小鮮而數撓之。則賊其澤。治大國而數變法則民苦之。是以有道之君貴靜。不重變法。故曰。治大國者。若烹小鮮。

則ち利害易り、利害易はれば則ち民の務變ず。務變ずる、之れを業を變ずと謂ふ。故に理を以て之れを觀るに、大衆を事ひて數々之れを搖かせば則ち成功少く、大器を藏して數々之れを徙せば則ち敗傷多く、小鮮を烹て數々之れを撓せば則ち其の澤を賊し、大國を治めて數々法を變ずれば則ち民之れに苦む。是れを以て有道の君は靜を貴び、變法を重んず。(四) 故に曰く、大國を治むるは小鮮を烹るが若し。

(一) 日傭人足を使ふ人　(二) 人夫、原文「徒」は誤　(三) 味を惡くするなり　(四) はゞかり重んず。原文「不」は而の誤

人處疾則貴醫。有禍則畏鬼。聖人在上則民少欲。民

人疾に處れば則ち醫を貴び、禍有れば則ち鬼を畏る。聖人上に在れば則ち民欲少く、民欲少ければ則ち血氣治まりて擧動理まる。擧動理まれば則ち禍害

故曰。有レ國之母。可二以長久一。樹木有二曼根一。有二直根一。根者。書之所レ謂柢也。柢也者。木之所二以建生一也。曼根者。木之所二以持生一也。德也者。人之所二以建生一也。祿也者。人之所二以持生一也。今建二於理一者ハ其持レ祿也久。故曰レ深二其根一。體二其道一者。其生日長。故曰レ固二其柢一。柢固則生長。根深則視久。故曰。深二其根一固二其柢一。長生久視之道也。

ふ。(四)其の道を體する者は其の生日に長ず。故に其の柢を固くすと曰ふ。柢固ければ則ち生長し、根深ければ則ち(五)視久し。故に曰く、其の根を深くし、其の柢を固くするは、長生久視の道なり。

(一)國を保つの母卽ち道といふものは長久なるものなり　(二)根とは直根の意味なり　(三)道理の上に立てば德全くして祿を保ここと久し　(四)道を體得するものは生活も久しく長きものなり、故にその根を固くせよと曰ふ也

(五)視は活なり、永久に活くべしと也

工人數變レ業則失二其功一。作者數搖レ徙。則亡二其功一。一人之作。日亡二半日一。十日則亡二

工人數〻業を變ずれば則ち其の功を失ひ、(一)作者數〻(二)徙を搖せば則ち其の功を亡ふ。一人の作にて日に半日を亡ひて、十日なれば則ち五人の功を亡ふ。萬人の作にて、日に半日を亡ひて、十日なれば則ち五萬人の功を亡ふ。然らば則ち數〻業を變ずる者、其人彌〻多ければ、其の虧彌〻大なり。凡そ法令更まれば

有二其國一能保中其身上矣。夫能有二其國一保二其身一者、必且體レ道。體レ道則其智深。其智深。則其會遠。其會遠衆人莫三能見二其所一レ極。唯夫能令三人不レ見二其事極一。不レ見二其事極一者。爲下能保二其身一有中其國上。故曰。莫レ知二其極一。莫レ知二其極一。則可二以有一レ國。

其の事の極を見ざらしむ。其の事の極を見ざる者は、能く其の身を保ち、其の國を有つと爲す。故に曰く、其の極を知らるゝ莫かれ。其の極を知らるゝ莫ければ則ち以て國を保つべし。

(一)道を體得す　(二)計るところ深遠なり

所レ謂有レ國之母。母者道也。道也者。生二於所二以有一レ國之術一。所二以有一レ國之術。故謂二之有レ國之母一。夫道以與レ世周旋者。其建レ生也長。持レ祿也久。

所謂國を保つの母とは、母は道なり。道は國を有つ所の術に生ず。國を有つ所以の術、故に之れを國を有つの母と謂ふ。夫れ道は以て世と周旋する者、其の生を建つるや長く、祿を持するや久し。故に曰く、(一)國を有つの母、以て長久なるべし。樹木に曼根有り。直根有り。(二)根は書の所謂柢なり。柢は木の建生する所以なり。曼根は木の持生する所以なり。德は人の建生する所以なり。祿は人の持生する所以なり。今(三)理に建つ者其の祿を持するや久し。故に其の根を深くすと曰

謂レ而ニ積德ー。積德而後神靜。神靜而後和多。和多而後計得。計得而後能御ニ萬物ー。能御ニ萬物ー。則戰易レ勝レ敵。戰易レ勝レ敵。而論必蓋レ世。論必蓋レ世。故曰。無レ不レ克。無レ不レ克。本三於重ニ積德ー。故曰。重積德則無レ不レ克。戰易レ勝レ敵。則兼ニ有天下ー。論必蓋レ世。則民人從。進兼ニ天下ー。而退從ニ民人ー。其術遠。則衆人莫レ見ニ其端末ー。莫レ見ニ其端末ー。是以莫レ知ニ其極ー。故曰。無レ不レ克。則莫レ知ニ其極ー。

るが上にも德を重ねよ (八) 舊德を去らず、新和氣日に加はるは早く道理に服したるなり (九) 早く道理に服從するは德を重ぬることなり (一〇) 計失策なくして後に能く萬物を統御す (一一) 言論が一世を蓋ふ (一二) その方法は頗遠き故に衆人はその端末さへも見る能はず (一三) 何でも出來ぬことなきに至ればその頗遠くして窮極するところを知る能はず

凡有レ國而後亡レ之。有レ身而後殃レ之。不レ可レ謂下能有ニ其國ー。能保中其身上。夫能有ニ其國ー。必能安ニ其社稷ー。能保ニ其身ー。必能終ニ其天年ー。而後可レ謂下能

凡そ國を有ちて後に之れを亡ひ、身を有ちて後に之れに殃す。能く其國を有ち、能く其の身を保つと謂ふ可からず。夫れ能く其の國を有てば、必ず能く其社稷を安んじ、能く其身を保てば、必ず能く其天年を終ふ。而して後に能く其國を有ち、能く其の身を保つと謂ふべし。夫れ能く其の國を有ち、其の身を保つ者は、必ず且つ道を體す。(一) 道を體すれば則ち其の智深し。其智深ければ則ち其の會(二)遠し。其の會遠ければ衆人能く其の極まる所を見る莫し。唯夫れ能く人をして

陷ニ於禍一。猶未レ知レ退。而不レ服ニ從道理一。聖人雖レ未レ見ニ患禍之形一。虛無服ニ從於道理一以稱ニ蚤服一。故曰。夫謂嗇。是以蚤服。知レ治レ人者。其思慮靜。知レ事レ天者。其孔竅虛。思慮靜。故德不レ去。孔竅虛則和氣日入。故曰レ重ニ積德一。夫能令下故德不レ去。新和氣日至上者。蚤服者也。故曰。蚤服是

孔竅虛なれば則ち和氣日に入る。故に積德を重ねよと曰ふ。(七)夫れ能く故德去らず(八)新和氣日に至らしむる者は蚤く服する者なり。故に曰く、(九)蚤く服す、是れを積德を重ぬと謂ふ。積德して後に神靜に、神靜にして後に和多し。和多くして後に計を得。(一〇)計得て後に能く萬物を御す。能く萬物を御せば、則ち戰ひて敵に勝ち易し。戰ひて敵に勝ち易くして論(一一)必ず世を蓋ふ。論必ず世を蓋ふ、故に曰く、克たざる無し。克たざる無きは積德を重ぬるに本づく。故に曰く、積德を重ぬれば則ち克たざる無しと。戰ひて敵に勝ち易ければ則ち天下を兼有し、論必ず世を蓋へば則ち民人從ふ。進みては天下を兼ね、而して退きては民人を從ふ。其の術(一二)遠ければば則ち衆人其の端末を見る莫し。其の端末を見る無ければ、是れを以て其の極を知る莫し。故に曰く、(一三)克たざる無ければ則ち其の極を知る莫し。

(一) 衆人の精神を用ふるは急躁なり (二) 精神の節約はもと道理に基きしものなり (三) 道理に循従するものなり (四) たゞ精神を節約するに因りて早く道理に循従す。即ち天賦の本性に戻らざるなり (五) 人為的作用即ち動静思慮を節むるものは思慮を静にす (六) 天然的作用即ち聡明睿智を全くするものは耳目鼻口等の竅を空にす (七) あ

審二得失之地一。則謂二之狂一。盲則不レ能レ避二晝日之險一。聾則不レ能レ知二雷霆之害一。狂則不レ能レ免二人間法令之禍一。書之所レ謂治レ人者。適二動靜之節一。省二思慮之費一也。所レ謂事レ天者。不レ極二聰明之力一。不レ盡二智識之任一。苟極盡則費レ神多。費レ神多則盲聾悖狂之禍至。是以嗇レ之。嗇之者。愛二其精神一嗇二其智識一也。故曰。治レ人事レ天。莫レ如レ嗇

が如きをいふ ㈣ 人間社會に於ける法律禁令に觸るゝ禍を免れず ㈤ 書は老子の書なり ㈥ 人爲的作用を程よくするには動靜の節度を適度にし思慮の勞力を省くべし ㈦ 天に事へ天性を全くするものは聰明の力智識の任務を控目にす ㈧ 人爲的作用を治め先天的の性を全くするには控目にすべし

衆人之用レ神也躁。躁則多レ費。多レ費之謂レ侈。聖人之用レ神也靜。靜則少レ費。少レ費之謂レ嗇。嗇之爲レ術也。生二於道理一。夫能嗇也。是從二於道一而服二於理一者也。衆人離二於患一

(一)衆人の神を用ふるや躁なり。躁なれば則ち費え多し。費え多き之れを侈と謂ふ。聖人の神を用ふるや靜なり。靜なれば則ち費え少し。費え少き之れを嗇と謂ふ。(二)嗇の術たるや道理に生ず。夫れ能く嗇なり。(三)是れ道に從ひて理に服する者なり。衆人患に離り、禍に陷るも猶ほ未だ退くを知らず、道理に服從せず。聖人未だ患禍の形を見ずと雖も、虛無、道理に服從し、以て蚤く服すと稱す。故に曰く、(四)夫れ謂嗇、是れを以て蚤く服す。(五)人を治むるを知る者は其の思慮靜に、(六)天に事ふるを知る者は其の孔竅を虛にす。思慮靜なるが故に德去らず、

乘於天明以視、寄於天聰以聽。託於天智以思慮。故視强則目不明。聽甚則耳不聽。思慮過度、則智識亂。目不明則不能決黑白之分。耳不聽則不能別淸濁之聲。智識亂。則不能審得失之地。目不能決黑白之色。則謂之盲。耳不能別淸濁之聲。則謂之聾。心不能

しければ則ち耳聰ならず。思慮度を過ぐれば則ち智識亂る。目明ならざれば則ち黑白の分を決する能はず。耳聰ならざれば則ち淸濁の聲を別つ能はず。智識亂るれば則ち得失の地を審にする能はず。目黑白の色を決する能はざれば則ち之れを盲と謂ふ。耳、淸濁の聲を別つ能はざれば則ち之れを聾と謂ふ。心得失の地を審にする能はざれば則ち之れを狂と謂ふ。盲なれば則ち晝日(三)の險を避くる能はず。聾なれば則ち雷霆の害を知る能はず。狂なれば則ち人間(四)法令の禍を免るゝこと能はず。書(五)の所謂人を治むる者は動靜の節を適にし、思慮の費を省け。所謂天(七)に事ふる者は聰明の力(六)を極めず、智識の任を盡さず。苟も極め盡せば則ち神を費すこと多し。神を費すこと多ければ則ち盲聾悖狂の禍至る。是れを以て之れを嗇めと。之れを嗇めとは其の精神を愛し、其の智識を嗇むなり。故に曰く、(八)人を治め天に事ふるは嗇に如くは莫し。

(一) 聰明睿智は先天的、動靜思慮は後天的　(二) あまり强く視力を用ふれば目昏む　(三) 晝日の險は白晝溝に陷る

不ㇾ黨。不二以去ㇾ邪罪ㇾ私。雖二勢尊衣美、不二以夸ㇾ賤欺ㇾ貧。其故何也。使二失ㇾ路者而肯聽ㇾ習問ㇾ知。即不ㇾ成ㇾ迷也。今衆人之所二以欲ㇾ成ㇾ功而反爲ㇾ敗者。生下於不ㇾ知二道理一而不中肯問ㇾ知而聽上ㇾ能。衆人不二肯問ㇾ知聽ㇾ能。而聖人強以二其禍敗一適ㇾ之則怨。衆人多而聖人寡。寡之不ㇾ勝ㇾ衆。數也。今擧動而與二天下一之爲ㇾ讎、非二全ㇾ身長生之道一也。是以行軌節而擧ㇾ之也。故曰。方而不ㇾ割。廉而不ㇾ劌、直而不ㇾ肆。光而不ㇾ耀。

して天下と讎を爲すは、身を全くし長生するの道に非ざるなり。是れを以て行(八)軌節(九)して之れを擧ぐるなり。故に曰く、方にして割ならず、(一〇)廉にして劌ならず、(一一)直(一二)にして肆ならず、光(一三)にして耀ならず。

(一) 命を捨てる覺悟 (二) 淡泊にすること (三) 內情も外貌も篤實にして一致すれども、道窮して行惡る人をそしらず (四) 黨は偏にして廉の反對 (五) 義端正にして偏黨せざれども奸邪の私心の人を排斥せず (六) 正路を失へるものをして、經驗あり智識ある人に尋ね問はしむ (七) 何かの行をしてその爲めに天下と讎を爲すは身を全くし長く生くる道 (八) 是れを以て聖人は正しく行ひ示すなり (九) 車の軌道ある如く、規則正しきこと (一〇) 方正なれども物を害せず (一一) 廉は圭角、劌は傷、即ち圭角あれども物を傷けず (一二) 直なれども勝手にふるまはず (一三) 光あれども眩ゆき程ならず

聰明睿智天也。動靜思慮人也。人也者

(一)聰明睿智は天なり。動靜思慮は人なり。人は天明に乘じて以て視、天聰に寄せて以て聽き、天智に託して以て思慮す。故に(二)視強ければ則ち目明ならず。聽甚

能レ至二於其所一レ欲レ至矣。今衆人之不レ能レ至二於其所一レ欲レ至。故曰レ迷。衆人之所レ不レ能レ至二於其所一レ欲レ至也。自二天地之剖判一以至レ今。故曰。人之迷也。其故以久矣。

所レ謂方者。外内相應也。言行相稱也。所レ謂廉者必二生死之命一也。輕二恬資財一也。所レ謂直者。義必二公正一。心不二偏黨一也。所レ謂光者。官爵尊貴。衣裘壯麗也。今有道之士。雖二中外信順一。不三以非二誹謗一窮墮一。雖二死レ節輕一レ財。不二以侮レ罷羞一レ貪。雖二義端

所謂方とは、外内相應ずるなり。言行相稱ふなり。所謂廉とは生死の命(一)を必ずするなり。資財を輕恬(二)するなり。所謂直とは義公正を必ずし、心偏黨せざるなり。所謂光とは官爵尊貴、衣裘壯麗のことなり。今有道の士は中外信順(三)と雖も以て窮墮を非謗せず、節に死し、財を輕んずと雖も、以て罷(四)を侮り貪を羞かしめず。義端(五)黨せずと雖も、以て邪を去り私を罪せず。勢尊く衣美なりと雖も、以て賤に夸り貧を欺かず。其の故何ぞや。路を失ふ者(六)をして肯て習へるに聽き、知るに問はしむ。即ち迷を成さざるなり。今衆人の功を成さんと欲し、反りて敗を爲す所以の者は、道理を知らず、肯て知に問ひ能に聽かざるに生ず。衆人肯て知に問ひ能に聽かざるも、聖人強ひて其の禍敗を以て之れに適むれば則ち怨む。衆人は多くして聖人は寡し。寡の衆に勝たざるは數なり。今擧動(七)

成者。大能成天子之勢尊。而小易得卿相將軍之貫祿。夫棄道理而忘舉動者。雖上有天子諸侯之勢尊。而下有猗頓陶朱卜祝之富、猶失其民人而亡其財資也。衆人之輕棄道理。而易忘舉動者。不知其禍福之深大。而道澗遠若是也。故諭人曰。孰知其極。人莫不欲富貴全壽。而未有能免於貧賤死夭之禍也。心欲富貴全壽。而今貧賤死夭。是不能至於其所欲至也。凡失其所欲之路而妄行者。之謂迷。迷則不

を棄てて舉動を妄りにする者は、上に天子諸侯の勢の尊き有り、下に猗頓陶朱卜祝の富有りと雖も、猶ほ其の民人を失ひて、其の財資を亡ふ。衆人の輕々しく道理を棄てて、易く妄りに舉動する者は其の禍福の深大にして道の澗遠なる是の若きを知らざるなり。故に人に諭して曰く、孰れか其の極を知らん。人富貴全壽を欲せざるは莫く、未だ能く貧賤死夭の禍を免るゝ有らず。心富貴全壽を欲して今は貧賤死夭、是れ其の至らんと欲する所に至る能はざるなり。凡そ其の欲する所の路を失ひて妄行する者之れを迷といふ。迷へば則ち其の至らんと欲する所に至る能はず。今衆人の其の至らんと欲する所に至る能はず。故に迷と曰ふ。衆人の其の至らんと欲する所に至る能はざる所や、天地の剖判より以て今に至る。故に曰く、人の迷へるや、其の故以に久し。

天年。得二事理一則必成レ功。盡二天年一則全而壽。必成レ功則富與貴。全壽富貴之謂レ福。而福本二於有一レ禍。故曰禍兮福之所レ倚。以レ成二其功一也。

なり。

㊀ 端嚴正直　㊁ 禍に因りて以て功を成す。此一句は「禍兮福之所倚」の解也

人有レ福。則富貴至。富貴至則衣食美。衣食美。則驕心生。驕心生則行邪僻。而動棄レ理。行邪僻則身死夭。動棄レ理則無二成功。夫內有二死夭之難一。而外無二成功之名一者。大禍也。而禍本生二於有一レ福。故曰。福兮禍之所レ伏。

人福あれば則ち富貴至る。富貴至れば則ち衣食美なり。衣食美なれば則ち驕心生ず。驕心生ずれば則ち行邪僻にして動理を棄つ。行邪僻なれば則ち身死夭す。動理を棄つれば則ち成功無し。夫れ内に死夭の難有りて外に成功の名無き者は大禍なり。而して禍の本は福有るに生ず。故に曰く、福は禍の伏する所なり。

㊀ 行が邪曲怪僻に流れ擧動も道理を棄つ

夫緣二道理一以從レ事者。無レ不二能成一。無レ不二能

夫れ道理に緣りて、以て事に從ふ者は能く成らざる無し。能く成らざる無き者、大は能く天子の勢の尊きを成し、小は卿相將軍の賞祿を得易し。夫れ道理

所レ謂大丈夫者。謂二其智之大一也。所レ謂處二其厚一。不レ處二其薄一者。行二情實一而去二禮貌一也。所レ謂處二其實一。不レ處二其華一者。必緣レ理不二徑絕一也。所レ謂去レ彼取レ此者。去二貌徑絕一。而取レ緣レ理。好二情實一也。故曰。去レ彼取レ此。

所謂大丈夫とは其の智の大なるを謂ふなり。所謂其の厚きに處りて其の薄きに(一)處らざる者は、情實を行ひて禮貌を去るなり。所謂其の實に處りて其の華に處らざる者は、必ず理に緣りて徑絕(二)せざるなり。所謂彼れを去りて此れを取る者は、貌徑絕を去りて、理に緣るを取り、情實を好むなり。故に曰く、彼を去り此れを取る。

(一) 身を厚きに置きて薄きに置かぬとは內情を行ひて禮貌を去ることなり (二) 徑絕は道なき所を非理に通るなり

人有レ禍則心畏恐。心畏恐則行端直。行端直則思慮熟。思慮熟則得二事理一。行端直則無二禍害一。無二禍害一則盡二

人、禍あれば則ち心畏恐す。心畏恐すれば則ち行端(一)直、行端直なれば則ち思慮熟し、思慮熟すれば則ち事理を得、行端直なれば則ち禍害無く、禍害無ければ則ち天年を盡くし、事理を得れば則ち必ず功を成し、天年を盡せば則ち全くして壽、必ず功を爲せば則ち富みて與に貴し。全壽富貴之れを福と謂ふ、福は禍有るに本づく。故に曰く、禍は福の倚る所、(二)其の功を成すを以て

而忘意度也。何以論之。詹何坐。弟子侍。有牛鳴於門外。弟子曰。是黑牛也。而白題。詹何曰。然是黑牛也。而白在其角。使人視之。果黑牛而以布裹其角。以詹子之術。嬰衆人之心。華焉殆矣。故曰。道之華也。嘗試釋詹子之察。而使五尺之愚童子視之。亦知其黑牛而以布裹其角也。故以詹子之察。苦心傷神。而後與五尺愚童子同功。是以曰。愚之首也。故曰。前識者。道之華也。而愚之首也。

鳴く有り。弟子曰く、是れ黑牛にして白題(三)と。詹何曰く、然り是れ黑牛なり。而して白は其角に在りと。人をして之れを視しむるに、果して黑牛にして布を以て其角を裹めり。詹子の術を以て衆人の心を嬰す、華焉として殆し。故に曰く、道の華なり。嘗試(四)に詹子の察を釋てて、五尺の愚童子をして之れを視しむるも、亦其の黑牛にして布を以て其の角を裹めるを知らん。故に詹子の察を以て心を苦しめ神を傷め而る後に五尺の愚童子と功を同じくす。是れを以て曰く、愚の首めなり。故に曰く、道の(五)華なり。故に曰く、前識は道の華なり。愚の首なり。

(一) 事の起らぬ前に行ひ、理の未だあらはれざる前に動く、即ち先へ先へと廻る　(二) 原文の忘は妄、意度は臆度なり　(三) 白題は白い額　(四) 詹子の術は神妙なれど無益なことなり之れを以て衆人の心を亂せば人々は紛然として智を用ひて危し　(五) 前識は道を紊亂せしむるものなり

行者。其質不美也。是以父子之間。具禮而不明。故曰。禮薄也。凡物不並盛。陰陽是也。理相奪予。威德是也。實厚者貌薄。父子之禮是也。由是觀之。禮繁者實心衰也。然則爲禮者。事通人之樸心者也。衆人之爲禮也。人應則輕歡。不應則責怨。今爲禮者。事通人之樸心。而資之以相責之分。能毋爭乎。有爭則亂。故曰。夫禮者。忠信之薄也。而亂之首乎。

怨む。今禮を爲す者、人の樸心を通ずるを事とし、而も之れを資くるに相責の分を以てす。能く爭ふ毋かなんか。爭ふ有れば則ち亂る。故に曰く、夫の禮は忠信の薄きなり。而して亂の首か。

㊀禮は中心の情を外面に表はすものなり、再び前言を繰返していふ也　㊁文は質の飾なり　㊂君子は貌よりも情、飾よりも質を取る　㊃隋侯出遊して大蛇の斷たれたるものを見て藥をして續がしむ蛇癒えて去る。後に大珠を含みて報ず蓋し明月の珠なり、因て隋侯天珠と稱す　㊄銀と黃金　㊅親子の如き最も親しき間に於ては、禮を具へても決して嚴明にはあらず　㊆禮は中情の薄らぐによりて起る　㊇理は相與奪す、威德德卽刑賞之れなり　㊈內情の怨篤なるものは外貌はあつさりす　㊉禮を行ふは、元來人の飾りなき素朴の實心を先方に通ぜん事を專らとするなるに。樸心は木のけずらざるものにて、きずのまゝの本心をいふ也

先物行。先理動。之謂前識。前識者。無緣

(一)物に先だちて行ひ、理に先ちて動く、之れを前識と謂ふ。前識は緣無くして(二)妄りに意度するなり。何を以て之れを論ずるか。詹何坐す。弟子侍す。牛の門外に

者人之事也。事有レ禮而禮有レ文。禮者義之文也。故曰。失レ道而後失レ德。失レ德而後失レ仁。失レ仁而後失レ義。失レ義而後失レ禮。

禮爲レ情貌者也。文爲レ質飾者也。夫君子取レ情而去レ貌。好レ質而惡レ飾。夫恃レ貌而論レ情者、其情惡也。須レ飾而論レ質者、其質衰也。何以論レ之。和氏之璧、不三飾以二五采一。隋侯之珠、不三飾以二銀黄一。其質至美、物不レ足二以飾一レ之。夫物之待レ飾而後

(一)禮は情の爲めに貌する者なり。(二)文は質の爲めに飾ふる者なり。(三)夫れ君子情を取りて貌を去り、質を好みて飾を惡む。夫れ貌を恃みて情を論ずる者は、其情惡なり。飾を須ちて質を論ずる者は、其質衰ふるなり。何を以て之れを論ずるか。和氏の璧は飾るに五采を以てせず、(四)隋侯の珠は飾るに(五)銀黄を以てせず。其質至美にして物以て之れを飾るに足らず。夫れ物の飾るを待ちて後に行はるゝ者は、其質美ならざるなり。是れを以て(六)父子の間禮を具へて明ならず。故に曰く、(七)禮は薄きなり。凡そ物は並び盛ならず、陰陽是れなり。(八)理は相奪予す、威德是れなり。(九)實厚き者は貌薄し、父子の禮是れなり。是れに由りて之れを觀れば、禮繁き者は實心衰ふるなり。然らば則ち(一〇)禮を爲す者は人の樸心を通ずるを事とする者なり、衆人の禮を爲すや、人應ずれば則ち輕しく歡び、應ぜざれば則ち責め

凡人之爲外物動也。不知其爲身之禮也。衆人之爲禮也。以尊他人也。故時勸時衰。君子之爲禮。以爲其身。

故神之爲上禮。上禮神而衆人貳。故不能相應。故曰。上禮爲之而莫之應。衆人雖貳。聖人之復恭敬。盡手足之禮之不衰。故曰。攘臂而仍之。道有積而德有功。德者道之功。功有實而實有光。仁者德之光。光有澤而澤有事。義

故に神(一)なる之れを上禮と爲ふ。上禮は神にして衆人(二)は貳なり、故に相應ずる能はず。故に曰く、(三)上禮は之れを爲して、之れに應ずるなく、衆人貳(四)と雖も、聖人は恭敬を復み、手足の禮を盡して、衰へず。故に曰く、臂(五)を攘げて之れに仍る。(六)道積む有りて德に功有り。德は道の功なり。(七)功實有りて實に光有り。仁は德の光なり。(八)光澤有りて、澤に事有り。(九)義は人の事なり。事禮有りて禮に文有り。禮は義の文なり。故に曰く、道を失ひて後に德を失ひ、德を失ひて後に仁を失ひ、仁を失ひて後に義を失ひ、義を失ひて後に禮を失ふ。

(一) 神は中心なり誠心なり。又神（カミ）之に臨むが如く常に恭敬なりとの義とも解すべし (二) 衆人の禮は二心ありて身ぶりと心とは相應せず (三) 上禮は君子は誠を以て爲しても、衆人は誠を以て應ずる能はず (四) 衆人は二心にて禮の本を誤れども聖人はどこまでも恭敬なり (五) 臂を攘ひ衲に就き之を守る (六) 道が積めばその德功あり。つまり德は道の効果なり (七) 德が功を爲して充實すれば光輝あるべし (八) 仁すでに光輝あれば物を潤澤にすべし潤澤するについては事を生ず (九) 義は社會の事の基礎なり。「人」一に「仁」に作る

助也宜。親者内。而疎者外。宜。義者謂二其宜一也。宜而爲レ之。故曰。上義爲レ之而有二以爲一也。

字脱せるならん ㊂ 義とは以上いふが如き其の宜しきをいふ也 ㊃ 宜しく爲すべくしてこれを爲す ㊄ 最上の義は必ず爲す心ありて意識して爲す、仁と義との異なる所以こゝにあり

禮者。所二以貌一レ情也。羣義之文章也。君臣父子之交也。貴賤賢不肖之所二以別一也。中心懐而不レ諭。故疾趨卑拜而明レ之。實心愛而不レ知。故好言繁辭以信レ之。禮者外飾之所二以諭一レ内也。故曰。禮以レ情貌也。

(一)禮は情を貌にする所以なり。(二)羣義の文章なり。(三)君臣父子の交なり。(四)貴賤賢不肖の別るゝ所以なり。(五)中心懐うて而も諭らず。故に疾趨卑拜して之れを明にす。實心愛しても知らず、(六)故に好言繁辭以て之れを信にす。(七)禮は外飾の内を諭す所以なり。故に曰く、(八)禮は情を以て貌にするなりと。凡そ人の外物の爲めに動くや、其の身を爲むるの禮なるを知らざるなり。衆人の禮を爲すや、以て他人を尊ぶなり。故に時に勸め、時に衰ふ。君子の禮を爲すは以て其の身の爲めにす。

㊀ 禮とは心に思ふ誠意を外面に表現するものなり ㊁ あらゆる義の文章即ち其表面にあらはるゝあや也 ㊂ 君臣父子の交情を示す ㊃ 貴賤賢不肖の區別の立つ所 ㊄ 心で思ひてもそれを先方にて悟らず、故に小走りをしたり辭儀をしたりして中心を明にす ㊅ 言葉を丁寧はしていらぬ世辭迄も云ふ ㊆ 禮は外貌を飾りて内心を人に諭すものなり ㊇ 上出の語を繰返していふ也

仁者。謂其中心欣然愛人也。其喜人之有福、而惡人之有禍也。生心之所不能已也。非求其報也。故曰。上仁爲之。而無以爲也。

仁は其中心欣然人を愛するを謂ふなり。其の人の福有るを喜びて、人の禍有るを惡むなり。(一)心の已む能はざる所に生ずるなり。其報を求むるに非ざるなり。故に曰く、(二)上仁は之れを爲して以て爲す無きなりと。

(一) 心から欣然として人を愛するなり (二) 上仁は自然にこれを爲すものにて決して爲さんとする心の意識を以て爲すものにあらず

義者。君臣上下之禮。父子貴賤之差也。知交朋友之接也。親疏內外之分也。臣事君宜。下懷上。子事父宜。賤敬貴宜。知交友朋之相

義は君臣上下の禮、父子貴賤の差なり。知交朋友の接なり。親疏內外の分なり。(一)臣の君に事へて宜しき、(二)下の上に懷き、子の父に事へて宜しき、賤の貴を敬して宜しき、知交朋友の相助くるや宜しき、親なる者は內にして疏なる者は外なるに宜しき、(三)義とは其の宜しきを謂ふなり。(四)宜しくして之れを爲す。故に曰く、(五)上義は之れを爲して以て爲す有るなりと。

(一) 臣が君に仕ふるについて其宜しきに叶ふ (二) 下が上になつくにつきて其宜しきに叶ふ。この句の下に「宜」の

德無舍則不全。用之思之則不固。不固則無功。無功生於德。德則無德。不德則在有德。故曰。上德不德。是以有德。所以貴無爲無思爲虛者。謂其意無所制也。夫無術者。故以無爲無思爲虛也。夫故以無爲無思爲虛者。其意常不忘虛。是制於爲虛也。虛者謂其意所無制也。今制於爲虛。是不虛也虛者之無爲也。不以無爲爲有常。不以無爲爲有常則虛。虛則德盛。德盛之謂上德。故曰。上德無爲。而無不爲也。

に無爲無思を以て虛と爲す者は其の意常に虛を忘れず。是れ虛爲るものに制せらる。虛は其意制せらるゝ無き所を謂ふなり。今虛爲るものに制せらるれば、是れ虛ならざるなり。虛は無爲なり。無爲を以て有常と爲さず。(一一)無爲を以て有常と爲さざれば則ち虛なり。虛なれば則ち德盛なり。德盛なる之れを上德と謂ふ。故に曰く、上德は無爲にして爲さざる無きものなり。

(一) 韓非の學說は老子に出づ。よりて老子の旨意を解釋して消德の用を發揮す。文中故に曰くとあるは老子の言なり (二) 德は內部的、得は外部的 (三) 最上の德は德たることを思はず (四) 精神が外物に誘惑せられず (五) 身に備はり得たること (六) 無爲無欲ならず、有爲有欲ならば德は舍を失ひて全からず (七) 不思不用に非ず、有思有用ならば其の德固からず (八) 功無き所以は德を德とする爲めなり (九) 其の意念が牽制せられぬを以てなり (一〇) 道を知らざるもの (一一) 無爲を以て念とせず只單に無爲なる也

德者內也。得者外也。上德不德。言其神不淫於外也。神不淫於外、則身全。身全之謂德。德者得身也。凡德者、以無爲集。以無欲成。以不思安。以不用固。爲之欲之。則德無舍。

卷六

解老(一)

(二)徳は内なり、得は外なり。(三)上徳は徳とせずとは、(四)其の神外に淫せざるを言ふ。神外に淫せざれば則ち身全し。身全き之れを徳と謂ふ。(五)徳は身に得るなり。凡そ徳は無爲を以て集り、無欲を以て成り、不思を以て安く、不用を以て固し。(六)之れを爲し、之れを欲すれば則ち徳舍無し。徳舍無ければ則ち全からず、(七)之れを用ひ之れを思へば則ち固からず。固からざれば則ち功無し。(八)功無きは徳とするに生ず。徳とすれば則ち徳無し。徳とせざるは則ち有徳に在り。故に曰く、上徳は徳とせず。是れを以て徳あり。無爲無思の虚爲るを貴ぶ所以の者は、(九)其意制する所無きを謂ふなり。夫の(一〇)無術者は、故に無爲無思を以て虚と爲す。夫れ故

一 公私の別ありよりて治亂分る

二 君臣計を以て相合ふの一語甚だ名教に害ありと先儒の論あり

心。君以計畜臣。臣以計事君。君臣之交計也。害身而利國。臣弗爲也。害國而利臣。君不行也。臣之情。害身無利。君之情。害國無親。君臣也者。以計合者也。至夫臨難必死。盡智竭力。爲法爲之也。故先王明賞。以勸之。嚴刑以威之。賞刑明則民盡死。民盡死則兵強主尊。刑賞不察。則民無功而求得。有罪而幸免。則兵弱主卑。故先王賢佐。盡力竭智。故曰。公私不可不明。法禁不可不審。先王知之矣。

爲レ賞勸。不レ可ニ爲レ罰沮一。人臣之私義也。私義行則亂。公義行則治。故公私有レ分。人臣有ニ私心一。有ニ公義一。修身潔白。而行レ公行レ正。居レ官無私。人臣之公義也。汚レ行從レ欲。安レ身利レ家。人臣之私心也。明主在レ上。則人臣去ニ私心一。行ニ公義一。亂主在レ上。則人臣去ニ公義一。行ニ私心一。故君臣異レ

の公義なり。行を汚し欲に從ひ、身を安んじ、家を利するは人臣の私心なり。明主上に在れば則ち人臣私心を去り、公義を行ふ。亂主上に在れば則ち人臣公義を去り私心を行ふ。故に君臣、心を異にす。君計を以て臣を畜ひ、臣、計を以て君に事ふるは、君臣の交計なり。身を害して、國を利するは、臣爲さざるなり。國を害して臣を利するは、君行はざるなり。臣の情身を害して利する無く、君の情國を害して親無し。君臣なる者は計を以て合ふなり。夫の難に臨み、死を必ずし、智を盡し、力を竭すに至りては、法の爲めに之れを爲すなり。故に先王賞を明にして以て之れを勸め、刑を嚴にして以て之れ威をす。賞刑明なれば則ち民死を盡す。民死を盡せば則ち兵彊く、主尊し。刑賞察ならざれば則ち民功無くして得るを求む。罪有りて免るゝを幸とすれば則ち兵弱く主卑し。故に先王の賢佐力を盡し、智を竭す。故に曰く、公私明ならざるべからず。法禁審ならざるべからず。先王之れを知れり。

之失也。凡敗法之人。必設詐託物。以求親。又好言天下之所希有。此暴君亂主之所以惑也。人臣賢佐之所以侵也。故人臣稱伊尹管仲之功。則背法飾智有資。稱比干子胥之忠而見殺。則疾爭强諫有辭。夫上稱賢明。下稱暴亂。不可以取類。若是者。禁君之立法以爲是也。今人臣多立其私智以法爲非者。以邪爲智過法立智。如是者禁主之道也。

なり。

㊀先王の賢者を用ひたる事などに寄して親幸を求む　㊁天下の希有の事件をいふ　㊂殺すにつけこむ意なり、一説侵は使の誤といふ　㊃强ひて諫爭するものの口實となる、一說疾の下爭の字を脫するならむ　㊄これを例に取るべからず　㊅君の立法を傷さんとするを妨害する者なり　㊆奸邪を以て智能となし、常法を踰えて智の名を立つる者にて、奸臣が人主を禁制する者なり

明主之道。必明於公私之分。明法制。去私恩。夫令必行。禁必止。人主之公義也。必行其私。信於朋友。不可

明主の道は、必ず公私の分に明に、法制を明にし、私恩を去る。夫れ令必ず行はれ、禁必ず止むは人主の公義なり。必ず其私を行ひ、朋友に信に、賞の爲めに勸む可からず、罰の爲めに沮む可からざるは、人臣の私義なり。私義行はるれば則ち亂れ、公義行はるれば則ち治まる。故に公私分あり。人臣には私心あり、公義有り。修身潔白にして公を行ひ正を行ひ、官に居て私無きは人臣

釋ニ法禁一而聽ニ請謁一。羣臣賣ニ官於上一。取ニ賞於下一。是以利在ニ私家一。而威在ニ羣臣一。故民無下盡レ力事レ主之心上。而務爲ニ交於上一。民好ニ上交一則貨財上流。而巧說者用。若レ是有功者愈少。姦臣愈進。而材臣退。則主惑而不レ知レ所レ行。民聚而不レ知レ所レ道。此廢ニ法禁一。後ニ功勞一。擧ニ名譽一聽ニ請謁一

法禁を釋てて請謁を聽き、羣臣官を上に賣り、賞を下に取る。是れを以て利は私家に在り、威羣臣に在り、故に民力を盡し主に事ふるの心無く、而も務めて交を上に爲す。民上交を好めば則ち貨財上に流れて巧說者用ひらる。是の若くして有功者愈〻少く、姦臣愈〻進んで、材臣退けば、則ち主惑ひて行ふ所を知らず、民聚りて道る所を知らず。此れ法禁を廢し、功勞を後にし、名譽を擧げ請謁を聽くの失なり。凡そ法を敗る人は、必ず詐を設け、(一)物に託し、以て親を求め、又好んで(二)天下の希に有る所を言ふ。此れ暴君亂主の惑ふ所以なり。人臣賢佐の侵(三)す所以なり。故に人臣、伊尹管仲の功を稱すれば則ち法に背き、智を飾り資有り、比干子胥の忠にして殺さるゝを稱すれば則ち疾(四)彊諫辭あり。夫れ上賢明と稱し、下暴亂を稱し、以て類(五)を取る可からず。是の若き者は、君(六)の法を立て以て是れを爲すを禁ずるものなり。今人臣、其私智を立て法を以て非と爲す者多し。(七)邪を以て智と爲し、法を過ぎて智を立つ。此の如き者は主を禁ずる道

貴如令矣。故鏡執清而無事。美惡從而比焉。衡執正而無事。輕重從而載焉。夫搖鏡則不得爲明。搖衡則不得爲正。法之謂也。故先王以道爲常。以法爲本。本治者名尊。本亂者名絕。凡知能明通。有以則行。無以則止。故智能單道。不可傳於人。而道法萬全。智能多失。夫懸衡而知平。設規而知圓。萬全之道也。明主使民飾於道之故。故佚而有功。釋規而任巧。釋法而任智。惑亂之道也。亂主使民飾於智。不知道之故。故勞而無功。

まる者は名尊く、本亂るゝ者は名絶ゆ。凡そ智能明通、以るあれば則ち行はれ、(六)以る無ければ則ち止む。故に智能は單道として人に傳ふべからず。(七)法に道れば萬全なり。(八)智能は失多し。夫れ衡を懸けて平を知り、規を設けて圓を知る者は萬全の道なり。明主は民をして道の故に飾らしむ。(九)故に佚して功あり。(一〇)規を釋てて巧に任じ、法を釋てて智に任ずるは惑亂の道なり。亂主民をして智に飾らしむ。(一一)道の故を知らず。故に勞して功無し。

(一) 鴻は洪にて洪水なり (二) 防風の君、汪芒氏の君、汪芒は長翟の國名 (三) 鏡は淸明にして猶ほ無心、物の美醜はこれに就て比較せらる (四) 秤の衡は平正にして猶ほ無心、物の輕重はこれに就きて載せらる (五) 法も亦此の如し (六) 法を兼ね用ふるなり (七) 法と共にせず、單獨のものとして人に傳ふる能はず (八) 智能は私意を料れば以て失敗し易し (九) 故は故事、道の故事卽ち法術によりて飾らしむ (一〇) 安樂にしてゐて功有り (一一) 分まはしを棄て、器用に任ず

官斷不ㇾ用。左右交爭。論從ニ其下一。則兵弱而地削。國制ニ於隣敵一矣。故曰。明ㇾ法者彊。慢ㇾ法者弱。彊弱如ㇾ是其明矣。而世主弗ㇾ爲。國亡宜矣。語曰。家有ニ常業一。雖ㇾ飢不ㇾ餓。國有ニ常法一。雖ㇾ危不ㇾ亡。夫舍ニ常法一而從ニ私意一。則臣下飾ニ於智能一。臣下飾ニ於智能一。則法禁不ㇾ立矣。是妄意之道行。治國之道廢也。治國之道去害ㇾ法者一。則不ㇾ惑ニ於智能一。不ㇾ矯ニ於名譽一矣。

智能に惑はず、(八)名譽を矯めず。(九)

(一)法度を明にすること (二)辟は法にて法律を定め憲法に從ふ (三)强を以て天下を匡正し (四)國律行はれ六士多し (五)論決の權を上に執るなり (六)毀譽を以て賞罰に從ふ (七)臣下智能を飾りて人主の氣に入るをつとむ (八)智能を飾りて濫賞行はれて法禁立たざる如き事なし (九)名譽の僞を受けず

昔者舜使ニ吏決ニ鴻水一。先ㇾ令有ㇾ功。而舜殺ㇾ之。禹朝ニ諸侯會稽之上一。防風之君後至。而禹斬ㇾ之。以ㇾ此觀ㇾ之。先ㇾ令者殺。後ㇾ令者斬。則古者必

昔者、舜、吏をして鴻水(二)を決せしむ。令に先だちて功有り。舜之れを殺す。禹、諸侯を會稽の上に朝す。防風の君後れて至る。禹之れを斬る。此れを以て之れを觀れば、令に先だつ者は殺し、令に後るゝ者は斬る。則ち古は必ず令の如きを貴ぶ。故に鏡(三)清を執りて事無く、美惡從ひて比す。衡(四)、正は執りて事無く、輕重從ひて載す。夫れ鏡を搖せば則ち明を爲すを得ず、衡を搖せば則ち正を爲すを得ず。法(五)の謂なり。故に先王は道を以て常と爲し、法を以て本と爲す。本治

當魏之方明立辟從憲令行之時。有功者必賞。有罪者必誅。彊匡天下。威行四隣。及法慢妄予。而國日削矣。當趙之方明。國律從。大軍之時。人衆兵彊。辟地齊燕。及國律慢。用者弱。而國日削矣。當燕之方明。奉法審。官斷之時。東縣齊國。南盡中山之地。及奉法已亡。

魏の方に明に、(一)辟を立て憲に從ひ、令行はるゝ時に當りて、功有る者は必ず賞し、罪有る者は必ず誅し、(二)彊天下を匡し、威四隣に行はれしも、法慢し、妄りに予ふるに及びて國日に削らる。趙の方に明に、(三)國律從ひ、大軍の時に當りて、人衆く、兵彊く、地を齊燕に辟きしも、國律慢し、(四)用者弱きに及びて、國日に削らる。燕の方に明に、法を奉ずる審に、(五)官斷の時に當りて東齊國を縣にし、南中山の地を盡しゝも、法を奉ずる已に亡び、官斷用ひざるに及んで、左右交ゝ爭ひ、(六)論其下に從ふ。則ち兵弱く、地削られ、國鄰敵に制せらる。故に曰く、法を明にする者は彊く、法を慢にする者は弱く、彊弱是の如く其れ明なり。而して世主は爲さず。國亡ぶるも宜なり。語に曰く、家に常業有れば飢うと雖も餓ゑず。國に常法あれば危しと雖も亡びず。夫れ常法を舍てて私意に從はば則ち臣下智能を飾る。臣下智能を飾れば則ち法禁立たず。是れ妄意の道行はれ、(七)治國の道廢するなり。治國の道は、法を害する者を去れば則ち

卮酒而進之。子反曰。去之。此酒也。豎穀陽曰。非也。子反受而飲之。子反爲人嗜酒。甘之不能絶之於口。醉而臥。恭王欲復戰。而謀事。使人召子反。子反辭以心疾。恭王駕而往視之。入幄中。聞酒臭而還。曰。今日之戰。寡人目親傷。所恃者司馬。司馬又如此。是亡荊國之社稷而不恤吾衆也。寡人無與復戰矣。罷師而去之。斬子反以爲大戮。故曰。豎穀陽之進酒也。非以端惡子反也。實心以忠愛之。而適足以殺之而已矣。此行小忠。而賊大忠者也。故曰。小忠大忠之賊也。若使小忠主法。則必將赦罪。赦罪以相愛。是與下安矣。然而妨害於治民者也。

(一)往きて之れを見、幄中に入り、酒臭を聞きて還りて曰く、今日の戰は寡人の目親ら傷く。恃む所の者は司馬なり。司馬又此の如し。是れ荊國の社稷を亡ぼして吾が衆を恤まざるものなり。寡人與に復戰ふ無しと。師を罷めて之れを去り、子反を斬りて、以て大戮と爲す。故に曰く、豎穀陽の酒を進むるや、以て端に子反を惡むに非ざるなり。實に心以て之を忠愛す。而も適〻以て之れを殺すに足るのみ。此れ小忠を行ひて大忠を賊する者なり。故に曰く、小忠は大忠の賊なり。若し(三)小忠をして法を主らしめば則ち必ず將に罪を赦さんとす。罪を赦し以て相愛す、是れ(四)下と安んずるなり。然り而して民を治むるを妨害する者なり。

(一) 司馬子反の事十過に出でたり (二) 杯酒なり (三) 小忠者に法律を司らしむれば必ず罪人を赦す (四) 下民と共に安んずるにて法治主義を妨害するものなり

地無レ民。堯舜不レ能二以王一。三代不レ能二以彊一。人主又以二過予一。人臣又以二徒取一。舍二法律一而言二先王一以下明二古之功一者上、上任レ之以レ國。臣故曰。是願二古之功一以二古之賞一賞二今之人一也。主以レ是過レ予。而臣以レ此徒取矣。主過予則臣偸幸。臣徒取則功不レ尊。無レ功者受レ賞。則財匱而民望。財匱而民望、則民不レ盡レ力矣。故用レ賞過者、失レ民。用レ刑過者、民不レ畏。有レ賞不レ足二以勸一。有レ刑不レ足二以禁一、則國雖レ大必危。

(一) 堯は依然その弊害を知らず (二) 彊は強のことなり (三) 法治の理數に明なり (四) 賞罰を主として萬事に處置なり (五) 夏殷周三代 (六) 功無くして與ふ (七) 人民功無きに唯取りをなす (八) 今の世に適せざる先王のことを云へば古の功治を明にするものと思ふ (九) 上はこれに國政を任ず。やがて其國は弱くなるべし (一〇) 民怨望するなり (一一) 賞するも民を勵ます能はず

故曰。小知不レ可レ使レ謀レ事。小忠不レ可レ使レ主レ法。荊恭王與二晉厲公一戰二於鄢陵一。荊師敗。恭王傷。酣戰而司馬子反渴而求レ飮。其友豎穀陽奉二

故に曰く、小知には事を謀らしむ可からず。小忠には法を主らしむ可からず。荊の恭王、晉の厲公と鄢陵に戰ひ荊の師敗れ、恭王傷く。酣戰のとき司馬子反渴して飮を求む。其の友豎穀陽巵酒を奉じて之を進む。子反曰く、之れを去れ、此れ酒なり。豎穀陽曰く、非なり。子反受けて之れを飮む。子反人なり、酒を嗜む。之れを甘しとし、之れを口に絕つこと能はず、醉ひて臥す。恭王復戰はんと欲して事を謀り人をして子反を召さしむ。子反辭するに心疾を以てす。恭王駕して

故恃人不足以廣壤。而韓不見也。荊爲攻魏而加兵許鄢。齊攻任扈而削魏。不足以存鄭。而韓弗知也。此皆不明其法禁以治其國。恃外以滅其社稷者也。臣故曰。明於治之數。則國雖小富。賞罰敬信。民雖寡彊。賞罰無度。國雖大兵弱者。地非其地。民非其民也。無

に足らず。韓知らざるなり。此れ皆其法禁を明にし、以て其の國を治めず、外を恃みて以て其社稷を滅ぼす者なり。臣故に曰く、(三)治の數に明なれば、則ち國小と雖も富み、(四)賞罰敬信なれば民寡と雖も彊く、賞罰度無くば、國大と雖も兵弱き者は、地其地に非ず、民其民に非ざるなり。地無く民無ければ堯舜以て王たる能はず。(五)三代以て彊き能はず。人主又過予を以てして、(六)(七)人臣又徒取を以てし、法律を舍てて(八)先王を言ひ、古の功を明にする者を以ひ、(九)上之れに任ずるに國を以てす。臣故に曰く、是れ古の功を願ひ、古の賞を以て今の人を賞するなり。主是れを以て過予、而して臣此れを以て徒取す。主過予すれば臣偸幸し、臣徒取すれば則ち功尊からず。功無き者賞を受くれば、則ち財匱しく民望む。財匱しく(一〇)民望めば、則ち民力を盡さず。故に賞を用ひて過つ者は民を失ひ、刑を用ひて過つ者は民畏れず。(一一)賞有るも以て勸むるに足らず、刑有るを以て禁ずるに足らず、則ち國大と雖も必ず危し。

民。加二事於明法一。彼法明則忠臣勸。罰必則邪臣止。忠勸邪止而地廣主尊者。秦是也。羣臣朋黨比周、以隱二正道一。行二私曲一。

吳を恃みて齊に聽かず、越、吳を伐ちて、齊、荊を滅す。許、荊を恃みて魏に聽かず、荊、宋を攻めて、魏、許を滅す。鄭、魏を恃みて韓に聽かず、魏、荊を攻めて韓鄭を滅す。

(一) 東、向ひて。(二) 豐隆五行は星の名 (三) 太乙は天の紫微垣卽ち帝の座なり。王相は五行の旺處 (四) 攝提は斗杓の指すところ六神は斗魁の六星 (五) 五括は天橫五星、天河は星の名 (六) 殷槍は星の名 (七) 天缺以下星の名 (八) 山東に在る六國なり (九) 大明は歲の名 (一〇) 入りて奴隸となる

而地削主卑者。山東是也。亂弱者亡。人之性也。治彊者王。古之道也。越王勾踐。恃二大明之龜一與レ吳戰而不レ勝。身臣入二宦於吳一。反レ國棄レ龜明レ法親レ民。以報レ吳。則夫差爲レ擒。故恃二鬼神一者。慢二於法一。恃二諸侯一者。危二其國一。曹恃レ齊而不レ聽レ宋。齊攻レ荊而宋滅レ曹。荊恃レ吳而不レ聽レ齊。越伐レ吳而齊滅レ荊。許恃レ荊而不レ聽レ魏。荊攻レ宋而魏滅レ許。鄭恃レ魏而不レ聽レ韓。魏攻レ荊而韓滅レ鄭。

今者韓。國小而恃二大國一。主慢而聽レ秦。魏恃二齊荊一爲レ用。而小國愈亡。

今は韓國小にして大國を恃み、主慢にして秦を聽き、魏、齊荊を恃みて用と爲し、小國愈々亡ぶ。故に人を恃めば以て壤を廣むるに足らず。而して韓見ざるなり。荊、魏を攻むる爲に、兵を許鄢に加へ、齊任扈を攻めて魏を削り以て鄭を存する

初時者。魏數年東鄕。攻盡陶衞。數年西鄕以失其國。此非豐隆五行太乙王相攝提六神五括天河殷槍歲星(非)數年在西也。又非天缺弧逆刑星熒惑奎台數年在東也。故曰。龜筴鬼神。不足擧勝。左右背鄕。不足以專戰。然而恃之。愚莫大焉。古者先王盡力於親

初時に、魏、數年東鄕(一)し、攻めて陶衞を盡し、數年西鄕し以て其國を失ふ。此れ(二)豐隆五行、(三)太乙、王相、(四)攝提六神、(五)五括天河、(六)殷槍歲星、數年西に在るに非ざるなり。又(七)天缺弧逆、刑星熒惑奎台、數年東に在るに非ざるなり。故に曰く、龜筴鬼神は擧勝つに足らず。左右背鄕以て專ら戰ふに足らず。然り而して之を恃む、愚之れより大なるは莫し。古者、先王力を民に親しむに盡し、事を明法に加ふ。彼の法明なれば則ち忠臣勸め、罰必ずすれば則ち邪臣止む。忠勸め邪止みて地廣く主尊き者は秦是れなり。羣臣朋黨比周し、以て正道を隱し、私曲を行ひて地削られ、主卑き者は山東(八)是れなり。亂弱なる者亡ぶるは人の性なり。治彊なる者王たるは古の道なり。越王勾踐大明(九)の龜を恃みて吳と戰ひて勝たず、身臣として吳に入宦し、國に反りて龜を弃て、法を明にし民を親しみ以て吳に報じ、則ち夫差擒(一〇)となる。故に鬼神を恃む者は法に慢にし、諸侯を恃む者は其國を危くす。曹、齊を恃みて宋に聽かず、齊、荆を攻めて、宋、曹を滅す。荆

危。鄒衍之事燕。無功而國道絶。趙代先得意於燕。後得意於齊國亂。節高。自以爲與秦提衡。非趙龜神而燕龜欺也。趙又嘗鑿龜數筴而北伐燕。將劫燕以逆秦。兆曰大吉。始攻大梁。而秦出上黨矣。兵至釐。而六城拔矣。至陽城。秦拔鄴矣。龐援揄兵而南。則彰盡矣。臣故曰。趙龜雖無遠見於燕。且宜近見於秦。秦以其大吉。辟地有實。救燕有名。趙以其大吉。地削兵辱。主不得意而死。又非秦龜神而趙龜欺也。

燕を劫して以て秦を逆へんとす。兆大吉と曰ふ。始めて大梁を攻むれば、秦は上黨に出づ。兵釐に至りて六城拔け、陽城に至れば秦は鄴を拔く。龐煖(七)兵を揄きて南すれば則ち彰盡く。臣故に曰く、趙龜(八)燕に遠見無しと雖も、且宜しく秦に近見すべし。秦其の大吉を以て地を辟きて實有り、燕を救ひて名あり。趙其大吉を以て地削られ、兵辱しめられ、主、意を得ずして死す。又秦の龜神にして趙の龜欺くに非ざるなり。

(一) 此の篇は人主法度を立てゝ臣を御せず、法術の臣を用ひて法を行はず、姦臣に惑されて法を亂り亡を取るとを論ず (二) 燕王喜の十三年、劇辛をして趙を伐たしむ、趙 龐煖をして之を撃たしめ劇辛を殺す (三) 鄒衍は燕に仕へ陰陽二運の説述べ其の末方士と爲り國家亂る (四) 趙代は下に趙氏に作る。されど趙は代を併せたり故に趙代といふ (五) 崇高の勢を飾る (六) 提衡は抗衡にて平等なるをいふ (七) 龐煖趙將なり、原文援の字今史記等に從つて改む (八) 趙の龜若し神ならば遠き燕の事は見ずとも近き秦の事を見るべきなり

始レ治也。文公有二官卒一。管仲始レ治也。桓公有二武車一。戒二民之備一也。是以愚戇窳惰之民苦二小費一。而失二大利一也。故黃虎受二阿謗一。而櫽二小變一。而失二長便一。故鄒賈。非レ載旅一。狎二習於亂一。而容二於治一。故鄭人不レ能レ歸。

狎習し、治に容る。故に(九)鄭人歸る能はず。

(一)商鞅の著せる商子内外篇にあり　(二)殳は戈なり、盾は楯なり　(三)宮中の衞士なり　(四)武車は丈夫なる兵車なり　(五)人民に對する守備としたるなり　(六)以下蓋し他篇の斷簡なり、强ひて解すべからず　(七)諸言　(八)軍人に非ずして兵器に慣れ政治に嘴を入る　(九)鄭人は高克との説あり。他國に逃亡して歸る能はず

飾邪

鑿レ龜數レ筴。兆曰大吉。而以攻レ燕者趙也。鑿レ龜數レ筴。兆曰二大吉一。而以攻レ趙者燕也。劇辛之事レ燕。無レ功而社稷

龜を鑿り、筴を數へ、(一)兆大吉と曰ひ、以て燕を攻むる者は趙なり。龜を鑿り、筴を數へ、兆大吉と曰ひ、以て趙を攻むる者は燕なり。(二)劇辛の燕に事ふるや、功無くして社稷危く、(三)鄒衍の燕に事ふるや、功無くして國道絶ゆ。(四)趙代先づ意を燕に得、後に意を齊に得、國亂れて(五)高を飾り、自ら以爲らく秦と(六)提衡すと。趙の龜神にして燕の龜欺くに非ざるなり。趙又嘗て龜を鑿り筴を數へ、北燕を伐ち、將に

貴而成二小功一。小功成而主亦有レ害。不レ知レ治者。必曰。無レ變レ古。毋レ易レ常。變與二不變一。聖人不レ聽。正治而已。然則古之無レ變。常之毋レ易。在三常古之可與二不可一。伊尹毋レ變レ殷。太公毋レ變レ周。則湯武不レ王矣。管仲毋レ變レ齊。郭偃毋レ變レ晉。則桓文不レ霸矣。凡人難レ變レ古者。憚レ易二民之安一也。夫不レ變レ古者。襲二亂之迹一。適二民之心一者。恣二姦之行一也。民愚而不レ知レ亂。上懦而不レ能レ更。是治之失也。

(一) 其の爲すことは必ず不利にして、害を以て離ずるなり　(二) 此のわけを知るものは、利に從ひ害を去り、事を擧ぐるには道あり　(三) 亂の主はこれと反す　(四) 有名無實なり　(五) 古俗を變ずる勿れ、常法を易ふる勿れ　(六) 聖人は變へる變へないには關せず只治を期するなり　(七) 伊尹夏の弊風を改めて殷の法を作る　(八) 太公望殷の弊法を改む　(九) 殷の湯王、周の武王　(一〇) 齊の桓公、晉の文公　(一一) 古法を變ぜざるものは亂の跡を踏むものなり　(一二) 民の心に適せんとする者は姦邪の行を恣にさせるものなり　(一三) 上は懦弱にして政治を更張することを知らず　(一四) 治道の過失なり

人主者明能知レ治。嚴必行レ之。故雖レ拂二於民一。必立二其治一。說在二商君之內外一。而鐵殳重盾而豫戒也。故郭偃之

人主は明能く治を知り、嚴必ず之れを行ふ。故に民に拂ると雖も、必ず其治を立つ。說は商(一)君の内外に在り。而して鐵殳(二)重盾豫め戒むるなり。故に郭偃の治を始むるや、文公(三)官卒有り。管仲治を始むるや桓公に(四)武車有り。(五)民の備を戒むるなり。(六)是れを以て愚戇、窳惰の民小費を苦しんで大利を失するなり。故に貪虎阿(七)諛を受け、小變を譏め長便を失ふ。故に鄒賈、(八)載旅に非ずして亂に

有レ爲之意上者。其爲不レ得レ利。必以レ害反。如レ此者。任レ理去レ欲。擧レ事有レ道。計二其入多。其出少者一。可レ爲也。惑主不レ然。計二其入一不レ計二其出一。出雖レ倍二其入一。不レ知二其害一。則是名得而實亡。如レ是者功小而害大矣。凡功者其入多。其出少。乃可レ謂レ功。今大費無レ罪。而少得爲レ功。則人臣出二大

じ慾を去り、事を擧ぐるに道有り、其の入の多く、其の出の少き者を計りて爲さしむ可きなり。(三)惑主は然らず。其の入るを計りて、其の出づるを計らず。出、其の入に倍すと雖も其の害を知らず。則ち是れ(四)名得て實亡ぶ。是の如き者は功小にして害大なり。凡そ功は、其の入多く、其の出少きは、乃ち功と謂ふべし。今大費罪無く、少得功と爲さば、則ち人臣大費を出して小功を成し、小功成れば主亦害有り。治を知らざる者は必ず曰はん、古(五)を變ずる無かれ、常を易ふる毋かれと。(六)變と不變と聖人聽かず。正治まるのみ。然らば則ち古の變ずる無き、常の易ふる毋き、常古の可と不可とに在り。(七)伊尹殷を變ずる毋く、(八)太公周を變ずる毋ければ、則ち(九)湯武王たらず。管仲齊を變ずる毋く、郭偃、晉を變ずる毋ければ、則ち(一〇)桓文覇たらず。凡そ人古を變ずるを難る者は民の安きを易ふるを憚るなり。夫れ古(一一)を變ぜざる者は亂の迹を襲ぎ、(一二)民の心に適する者姦の行を恣にするなり。民愚にして亂を知らず、(一三)上懦にして更ふる能はず、是れ治の失なり。(一四)

言。不㆑敢議㆑事。二勢者用則忠臣不㆑諫。而譽臣獨任。如㆑是者謂ニ之壅ニ於言。壅ニ於言。者。制ニ於臣一矣。主道者使ニ人臣知ㇾ有ニ言之責。又有ニ不言之責。言無ニ端末。辨無ニ參驗一者。此言之責也。以ニ不言一避㆑責。持ニ重位一者。此不言之責也。人主使ニ人臣言一者。必知ニ其端。以責ニ其實。不言者。必問ニ其取舍。以爲ニ之責。則人臣莫ニ敢妄言一矣。又不ニ敢默然一矣。言默則皆有㆑責也。

む。(七)言端末無く、辨に參驗無き者は此れ言の責なり。(八)不言を以て責を避け、重位を持する者は此れ不言の責なり。人主人臣をして言はしむる者は、必ず其端を知り、以て其實を責む。不言の者必ず其取舍を問ひ、以て之れが責と爲せば、則ち人臣敢て妄言する莫く、又敢て默然たらず。(九)言默則ち皆責有るなり。

(一)此の事に就て彼是言ふものは皆その事を妨ぐるものなれば聞き入るべからず (二)人主は此言を胸中に藏しておいて、其の言の通りに群臣の言を容るゝことなし (三)此れは君の勢力を二分したものにて、此の者用ひらるれば忠臣は用ひられず (四)譽臣卽貴幸の臣のみ用ひらる (五)一人の言にふさがれたるのものにて、此の者は眞に臣下に制せらる (六)言ふことゝ言はぬことゝ雙方に責任あり (七)言に首尾なく、辯に前後の應答なく效果なきもの (八)言はずして責任を避け、重位を失はざらんとす (九)言ふのと言はぬのと何れも責あり

人主欲㆑爲㆑事。不㆑通ニ其端末。而以明ニ其欲。

人主事を爲さんと欲し、其端末をも通ぜず、以て其の爲す有らんと欲するの意を明にする者は、(一)其の爲、利を得ず、必ず害を以て反す。(二)此の如き者は理に任

是臣反以レ事制レ主也。如レ是者謂二之誘一。誘二於事一者困二於患一。其進レ言少。其退レ費多。雖レ有レ功。其進レ言不レ信。夫不レ信者有レ罪。有レ功者必賞。則羣臣莫三敢飾レ言以惛二主。主道者使下人臣前言不レ復二於後後言不上レ復二於前。事雖レ有レ功。必伏二其罪一。謂二之任下一。

謂ふ。

(一)以下人主の人臣を使ふ法をいふ　(二)功を踰えて勞を賞すを得ず　(三)忠信なりとも法を棄てゝまで過を禁ぜずに置く事は出來ず　(四)人主は事の爲めに誘惑せらるゝことあり　(五)言の爲めに聰明を蔽はるゝことあり　(六)此二者を注意せざるべからず　(七)これを賞賛する　(八)事に誘惑されるものは終には患に苦む　(九)始め言を進むるときは効少し、併し行つて見れば費用少く功有り　(一〇)されど言を進むるに信ならざるものは罰する　(一一)事効有り、雖も驗なきものは罰す　(一二)復は驗なり。前言の後に驗なく、後言の前に驗なきをゆるさず　(一三)任下とは臣下を任用するなり

人臣爲レ主設レ事而恐二其非一也。則先出レ說設レ言曰。議二是事一者。妬レ事者也。人主藏二是言一。不三更聽二羣臣一。羣臣畏二是

人臣主の爲めに事を設けて、其非を恐るれば、則ち先づ說を出し、言を設けて曰く、(一)是の事を議する者は、事を妬む者なりと。(二)人主是の言を藏して、更に羣臣に聽かず。羣臣是の言を畏れて、敢て事を議せず。(三)二勢の者用ひらるれば則ち忠臣聽かれず、而して(四)譽臣獨り任ず。是の如き者之れを(五)言に壅がると謂ふ。言に壅がる者は臣に制せらる。主道は人臣をして(六)言の責有り、又不言の責有るを知らし

爭。則主惑亂矣。人臣者非名譽請謁。無以進取。非背法專制。無以爲威。非假於忠信。無以不禁。三者惛主壞法之資也。

人主使人臣。雖有知能。不得背法而專制。雖有賢行。不得踰功而先勞。雖有忠信。不得釋法而不禁。此之謂明法。人主有誘於事者。有壅於言者。二者不可不察也。人臣易言事者必索資。以事譽主。主誘而不察。因而多之則

人主(一)、人臣を使ふには、知能有りと雖も、法に背いて制を專にするを得ず、賢行有りと雖も、功を踰(二)えて勞を先にするを得ず。忠信有りと雖も、法を釋てて禁ぜざ(三)るを得ず。此れを之れ明法と謂ふ。(四)人主事に誘はるゝ者有り。言に壅せらるゝ(五)者有り、二者察せざるべからざるなり。(六)人臣易く事を言ふ者は、必ず資を索め、事を以て主を譽ひ、主誘はれて察せず、因りて之れを多とすれば、(七)則ち是れ臣反つて事を以て主を制するなり。是の如き者は之れを誘と謂ふ。(八)事に誘はるゝ者は忠に困しむ。(九)其の言を進むる少く、其の費を退くる者多く、功有りと雖も、其の言(一〇)を進むる信ならず。夫れ信ならざる者は罪有り。功有る者は必ず賞すれば則ち羣臣敢て言を飾りて以て主を惛ます莫し。主道は人臣をして前に言ひ後に復せず、(一一)後に言ひ前に復せざらしむ。(一二)事功有りと雖も、必ず其罪に伏す。之れを任下(一三)と

己任在レ臣矣。又必反與二其所レ不レ任者一備レ之。此其說必與二其所レ不レ任者一爲レ讎。而主反制二於其所レ不レ任者一。今所二與備一レ人者。且曩之所レ備也。人主不レ能三明レ法。而以制二大臣之威一。無レ道レ得二小臣之信一也。人主釋レ法而以レ臣備レ臣。則相愛者。比周而相譽。相憎者朋黨而相非。非譽交

れに備ふ。此れ其說必ず(四)其の任ぜざる所の者と讎を爲す。而るに主反つて(五)其の任ぜざる所の者に制せらる。(六)今與に人に備ふる所の者、且曩の備ふる所となる。人主法を明にして以て大臣の威を制する能はずんば、小臣の信を得るに道無きなり。人主法を釋てて臣を以て臣に備ふれば、則ち相愛する者比周して相譽め、相憎む者朋黨して相非り、非譽交〻爭へば則ち主惑亂す。(七)人臣たる者名譽請謁に(八)非ざれば以て進取する無し。(九)法に背き制を專にするに非れば以て威とする無し。(一〇)忠信を假るに非ざれば以て禁ぜざる無し。(一一)三者は主を惛まし法を壞るの資なり。

(一) 前篇、患は人を信ずるにありといひ、此篇に於ては患は人を信ぜざるに在るをいふ (二) 己が任ずるところの罪と徳が臣に在るにあるなり (三) 必ず他の任ぜざる臣を以て監督となす (四) これはその任ぜざる所のものより吾に不利なることあればなり (五) 却て任ぜざる監督者より制せらる (六) 今監督に備へたるものが前日の任ずるものと同じくなる (七) 何れが誠なるか不明になる故に人主の心に惑亂す (八) 名譽か請謁に非ざれば採用せられず (九) 法令に背き制令を專にするに非れば威なし (一〇) 忠信の裝をして人主の專制を禁ずるを見る (一一) 此の三者は主を惛まし法を壞る根本になる

水失下其所ニ以勝一者上矣。今夫治之禁レ姦未レ明ニ於此一。然守法之臣爲ニ釜鬲之行一。則法獨明ニ於胸中一。而已失下其所ニ以禁レ姦者上矣。上古之傳言。春秋所レ記。犯レ法爲レ逆。以成ニ大姦一者。未ニ嘗不ヒ從ニ尊貴之臣一也。然而法令之所ニ以備一。刑罰之所ニ以誅一。常於ニ卑賤一。是以其民絶レ望。無レ所ニ告愬一。大臣比周蔽レ上爲レ一。陰相善而陽相惡。以示レ無レ私。相爲ニ耳目一。以候ニ主隙一。人主掩蔽。無レ道レ得レ聞。有ニ主名一而無レ實。臣專レ法而行レ之。周天子是也。偏借ニ其權勢一。則上下易レ位矣。此言ニ人臣之不レ可レ借ニ權勢一也。

臣法を專にして之れを行ふ。周の天子是れなり。偏に其權勢を借せば則ち上下位を易ふ。此れ人臣の權勢を借すべからざるを言ふなり。

㈠ 徭役は賦役なり ㈡ 民苦めば威權ある者の家に投じて之れを避け貴盛になる ㈢ 徭除は夫役を免ぜらるゝなり權威ある人に賂して夫役を免るゝものあり ㈣ 勢を起して人臣に貸し與へる ㈤ 天下永久の利にはあらず ㈥ 釜と鬲 ㈦ 法治の姦を禁ずるには未だこれより明には知られざるなり ㈧ 守法の臣姦臣に制せらるれば法獨り己の胸中に明なるのみにて用ひられず ㈨ 民は絶望して、その苦酷を愬訴するに由なし 一〇 互に相通じて耳目と爲りて人主の隙を伺ふ

南面

人主之過。在ニ

人主の過は己の任臣に在るに在り。又必ず反つて其の任ぜざる所の者と之

苦。民苦則權勢起。權勢起則復除重。復除重則貴人富。苦民以富貴人。起勢以藉人臣。非天下長利也。故曰。徭役少則民安。民安則下無重權。下無重權。則權勢滅。權勢滅則德在上矣。今夫水之勝火。亦明矣。然而釜鬲間之。永煎沸竭盡其上。而火得熾盛焚其下。

く、復除重ければ則ち貴人富む。民を苦しめ以て貴人を富まし、(四)勢を起して以て人臣に藉すは、(五)天下の長利に非ず。故に曰く、徭役少なければ則ち民安く、民安ければ則ち下重權無く、下重權なければ則ち權勢滅し、權勢滅すれば則ち德上に在り。今夫れ水の火に勝つは亦明なり。然り而して(六)釜鬲之を間すれば水煎沸して其上に竭盡し、火熾盛して其下に焚ゆるを得、水其の勝つ所以の者を失ふ。今夫れ(七)治の姦を禁ずる未だ此れより明ならず。然れども(八)守法の臣釜鬲の行を爲せば、則ち法獨り胸中に明なるのみ。其の姦を禁ずる所以の者を失ふ。上古の傳言、春秋記する所、法を犯し逆を爲し、以て大姦を成す者は未だ嘗て尊貴の臣に從はずんばあらざるなり。然り而して法令の備ふる所以、刑罰の誅する所以、常に卑賤に於てす。是れを以て其民、(九)望みを絶ち、告愬する所無く、大臣比周し上を蔽ひて一と爲り、陰に相善して陽に相惡し、以て私無きを示し、(一〇)耳目を相爲し、以て主の隙を候ふ。人主掩蔽して聞くを得るに道無く、主名有るも實無く、

欲君之死也。君不死、其勢不重。情非憎君也。利在君之死也。故人主不可以不加心於利己死者。故日月暈圍於外。其賊在内。備其所憎。禍在所愛。

是故明主不舉不參之事。不食非常之食。遠聽而近視。以審外内之失。省同異之言。以知朋黨之分。偶參伍之驗。以責陳言之實。執後以應前。按法以治衆。衆端以參觀。士無幸賞。賞無踰行。殺必當罪。有罪不赦。則姦邪無所容其私矣。

是れが故に明主不參(一)の事を擧げず。非常の食を食はず。遠く聽いて近く視、以て外内の失を審にし、同異の言を省み、以て朋黨(二)の分を知り、參伍(三)の驗を偶し、以て(四)陳言の實を責め、後を執り以て前に應じ、(五)法を按じて以て衆を治め、(六)衆端以て參觀し、(七)士に幸賞無く、賞に踰行無く、殺すは必ず罪に當り、罪有れば赦さず。則ち姦邪其私を容るゝ所無し。

(一)參見せざること、名實合はざること　(二)君子小人朋黨の分立を知る　(三)形名並び擧ぐる法　(四)臣下の君前に述べたる實効を責む　(五)法を執りて臣下を治む　(六)衆事の端を參照して見る　(七)士は僥倖の賞なく外面だけの行を賞することなし、踰は僥なり

徭役多則民

(一)徭役多ければ則ち民苦しみ、(二)民苦しめば則ち權勢起る。權勢起れば則ち(三)復除重

之疾死者。不レ能レ處レ半。人主弗レ知、則亂多レ資。故曰。利ニ君死一者衆、則人主危。故王良愛レ馬、越王勾踐愛レ人。爲ニ戰與上馳。醫善吮ニ人之傷一含ニ人之血一。非ニ骨肉之親一也。利所レ加也。故輿人成レ輿則欲ニ人之富貴一。匠人成レ棺則欲ニ人之夭死一也。非ニ輿人仁。而匠人賊一也。人不レ貴則輿不レ售。人不レ死則棺不レ買。情非レ憎レ人也。利在ニ人之死一也。故后妃夫人太子之黨成。而

ば則ち人の富貴を欲し、匠人棺を成せば則ち人の夭死を欲するなり。輿人仁にして匠人賊なるに非ざるなり。人貴からざれば則ち輿售れず、人死せざれば則ち棺を買はず。(七)情人を憎むに非ざるなり。利人の死に在ればなり。故に后妃夫人太子の黨成りて、君の死を欲するなり。君死せざれば則ち勢重からず。情君を憎むに非ざるなり。利君の死に在ればなり。故に(八)人主以て心を己の死を利とする者に加へざるべからず。故に(九)日月外に暈圍すれば、其賊内に在り。(一〇)其の憎む所に備ふれども、禍愛する所に在り。

(一) 毒殺するか又は暗中に縊り殺す (二) 人主の死するものを統計して見れば病死するは其の半にも及ばず (三) 人主之れを知らざれば亂を爲す原因は愈多し (四) 君の死を利とする者多ければ、主の命は危し (五) 戰と驅騁とに用ひん爲めなり (六) 病氣を治すことが己の利と爲るを以てなり (七) 匠人の情もとより人を憎むに非ず、人の死は己の利となるを以てなり (八) 人主は注意して己の死を利とする者に備へざるべからず (九) 日月に暈氣が生ずれば賊内にある兆なり (一〇) その憎む所に備ふるも却て禍は愛する所に生ず

申生而立奚齊。夫以妻之近與子之親。而猶不可信。則其餘無可信者矣。且萬乘之主。千乘之君。后妃夫人。適爲太子者。或有欲其君之蚤死者。何以知其然。夫妻者非有骨肉之恩也。愛則親。不愛則疏。語曰。其母好者。其子抱。然則其爲之反也。其母惡者。其子釋。丈夫年五十。而好色未解也。婦人年三十。而美色衰矣。以衰美之婦人。事好色之丈夫。則身見疏賤。其子疑不爲主。此后妃夫人之所以冀其君之死者也。

㈠此篇は、人主たるもの宜しく内に在る賊を防ぐべしといふ論なり　㈡勢に制せられて止むを得ず君に仕ふるなり　㈢君の心を伺つて止むときなし　㈣人主は何の備もなくして其の上に安臥す　㈤妻子の近親すら信ずべからざるものとせば其外は信ずべきものある筈なし　㈥當時の諺なり　㈦其の母の容貌よければ其子まで抱かれて愛せらる　㈧反對も亦眞理なりとせば

唯母爲后。而子爲主。則令無不行。禁無不止。男女之樂。不減於先君。而擅萬乘不疑。此鴆毒扼昧之所以用也。故挑左春秋曰。人主

唯母后と爲り子主と爲れば則ち令行はれざる無く、禁止まざるなく、男女の樂み先君に減ぜず、而も萬乘を擅にして疑はず、此れ酖毒扼昧の用ひらるゝ所以なり。故に挑左春秋に曰く、(一)人主の疾死する者半に(二)處る能はず。人主知らざれば則ち亂に資多し。故に曰く、(三)君の死を利する者衆ければ則ち(三)人主危し。故に王良は馬を愛し、越王勾踐は(四)人を愛し、戰(五)と馳とを爲す。醫は善く人の傷を吮ひ、人の血を含む。骨肉の親に非ざるなり。利の(六)加ふる所なり。故に輿人輿を成せ

親也、縛於勢而不得不事也、故爲人臣者。窺覘其君心也。無須臾之休。而人主怠傲處其上。此世所以有劫君弑主也。爲人主而大信其子。則姦臣得乘於子以成其私。故李兌傅趙王而餓主父。爲人主而大信其妻。則姦臣得乘其妻以成其私。故優施傅麗姬。殺

上に處る。此れ世に君を劫かし、主を弑するある所以なり。人主と爲りて大に其子を信ずれば、則ち姦臣子に乘じ、以て其私を成すを得。故に李兌は趙王に傅として主父を餓ゑしむ。人主となりて大に其の妻を信ずれば、則ち姦臣其妻に乘じ以て其私を成すを得。故に優施は麗姬に傅き、申生を殺して奚齊を立つ。(五)夫れ妻の近と子の親とを以て猶ほ信ずべからず。則ち其餘は信ずべきもの無し。且つ萬乘の主、千乘の君、后妃夫人、適として太子爲る者、或は其君の蚤死を欲する者有り。何を以て其の然るを知るか。夫れ妻は骨肉の恩有るに非ざるなり。愛すれば則ち親しみ、愛せざれば則ち疎んず。(六)語に曰く、(七)其母好き者は其子抱かる。然らば則ち其の之れが反爲らば其母惡き者は其子釋てらる。丈夫年五十にして好色未だ解らざるなり。(八)婦人年三十にして美色衰ふ。衰美の婦人を以て好色の丈夫に事ふれば、則ち身疏賤せられ其の子主爲らざるかを疑ふ。此れ后妃夫人の其の君の死を冀ふ所以の者なり。

而朝臣少哉。羣臣持ㇾ祿養ㇾ交行二私道一而不ㇾ效二公忠一。此謂二明劫一。鬻ㇾ寵擅ㇾ權矯ㇾ外以勝ㇾ內。險二言禍福得失之形一。以阿二主之好惡一。人主聽ㇾ之。卑ㇾ身輕ㇾ國以資ㇾ之。事敗。與ㇾ主分二其禍一。而成ㇾ功則臣獨專ㇾ之。諸用事之人。一ㇾ心同ㇾ辭。以語二其美一。則主言ㇾ惡者。必不ㇾ信矣。此謂二事劫一。至二於守司囹圄禁制刑罰一。人臣擅ㇾ之。此謂二刑劫一。三守不ㇾ完。則三劫者起。三守完。則三劫者止。三劫止塞則王矣。

塞せば則ち王たらん。

(一) 國家賞罰の權を執り、群臣を以て輔となす　(二) 君の恩を賣る　(三) ありもせぬ外患を詐り借りて國內を劫制す　(四) 禍福得失の形勢を危く言ひ立つ　(五) 一樣に大臣の美點のみを擧ぐれば惡を言ふものは信ぜられず　(六) 有りもせぬ事を言ひ立てて劫すにより事劫といふ　(七) 守司囹圄は牢獄なり

備內(一)

人主之患。在二於信ㇾ人。信ㇾ人則制二於人一。人臣之於二其君一。非ㇾ有二骨肉之

人主の患は人を信ずるに在り。人を信ずれば則ち人に制せらる。人臣の其君に於ける骨肉の親有るに非ざるなり。勢(二)に縛せられて事へざるを得ざるなり。故に人臣爲る者は其(三)君心を窺覘するや、須臾の休むこと無し。而して(四)人主怠傲其

明劫。有二事劫一。有二刑劫一。人臣有二大臣之尊一、外操二國要一。以資二羣臣一。使二外内之事非レ己不レ得レ行。雖レ有二賢良一。逆者必有レ禍、而順者必有レ福。然則羣臣莫下敢忠レ主憂レ國。以爭中社稷之利害上。人主雖レ賢不レ能二獨計一。而人臣有レ不二敢忠一レ主。則國爲二亡國一矣。此謂二國無レ臣。國無レ臣者。豈郎中虚。

國要を操り以て羣臣に資し、外内の事をして己に非ざれば行ふを得ざらしむ。(一)賢良ありと雖も、逆ふ者は必ず禍あり。順ふ者は必ず福あり。然らば則ち羣臣敢て主に忠に、國を憂へ、以て社稷の利害を爭ふ莫し。人主賢と雖も獨り計る能はず。人臣敢て主に忠ならざるあらば、則ち國亡國と爲る。此れを國に臣無しと謂ふ。國に臣無きとは豈郎ち中虚にして朝臣少きとならんや。羣臣祿を持し、交を養ひ、私道を行ひて公忠を致さず。此れを明劫と謂ふ。寵(二)を鬻ぎ權を擅にして、(三)外を矯り以て内に勝ち、(四)禍福得失の形を險言し以て主の好惡に阿る。人主之れを聽き、身を卑くし、國を輕んじ以て之れに資し、事敗るれば主と其禍を分ち、功成れば則ち臣獨り之れを專にす。諸の用事の人、(五)心を一にし辭を同じうし以て其美を語れば、則ち主に惡を言ふ者必ず信ぜられず(六)此れを事劫と謂ふ。(七)守司囹圄、禁制刑罰に至るまで人臣之れを擅にす。此れを刑劫と謂ふ。三守完からざれば則ち三劫者起り、三守完ければ則ち三劫者止む。三劫止

之情。人主不心藏而漏之近習能人。使人臣之欲有言者不敢不下適近習能人之心。而乃上以聞人主。然則端言直道之人。不得見而忠直日疏。愛人不獨利也。待譽而後利之。憎人不獨害也。待非而後害之。然則人主無威。而重在左右矣。惡自治之勞憚。使群臣輻湊用事。因傳柄移藉。使殺生之機、奪予之要在大臣。如是者侵。此謂三守不完。三守不完則劫殺之徵也。

する獨り利せざるなり、譽むるを待ちて後に之れを利す。人を憎む獨り害せざるなり、非を待ちて後に之れを害す。然らば則ち人主威無く、重きは左右に在り。自治の勞憚を惡み、羣臣をして輻輳事を用ひしめ、因りて柄を傳へ藉を移し、殺生の機、奪予の要をして大臣に在らしむ。是の如き者は侵さる。此れ三守完からずと謂ふ。三守完からざるは則ち劫殺の徵なり。

(一) 此篇は人主に三つの守るべきことあるをいふ　(二) 群臣の議にて名稱あ　臣下の義か　(三) 能臣とは寵臣　(四) 人臣の言はんとするものは、先づ近習寵臣の心に適合させて後に人主に聞かしめるやうにする　(五) 端言は正言なり　(六) 人主に謁見するを得ず　(七) 愛する人に對しても勝手に其の人を利することを得ず　(八) 自ら決斷を治むる勞を憚る　(九) 政柄を他に與ふ、藉は籍なり、重要の圖書を他に與ふ

凡劫有三。有

凡そ劫に三有り。明劫あり、事劫あり、刑劫あり。人臣、大臣の尊を有し、外、

必亡也。言其可亡也。夫兩堯不能相王。兩桀不能相亡。亡王之機。必其治亂其彊弱。相踦者也。木之折也。必通蠹。牆之壞也。必通隙。然木雖蠹。無疾風不折。牆雖隙。無大雨不壞。萬乘之主。有能服術行法。以爲亡徵之君風雨者。其兼天下不難矣。

(五) 居宅や供給大に奢る (六) 臣心の欲望極りなし (七) 帝堯二人は王たる能はず (八) 夏桀二人は相亡ぶる能はず (九) 或は亡び或は王となる具合は必ず兩立せず (一〇) 其の治亂なり、強弱なりが何れかにかたよる

人主有三守。三守完。則國安身榮。三守不完。則國危身殆。何謂三守。人臣有議當途之失。用事之過。擧臣

三守(一)

人主三守有り。三守完ければ則ち國安く身榮え、三守完からざれば則ち國危く身殆し。何をか三守と謂ふ。人臣にして當途の失、用事の過、擧臣(二)の情を議するあり、人主心に藏せずして之れを近習能人(三)に漏らし(四)人臣の言ふあらんと欲する者をして、敢て下近習能人の心に適せずんばあらずして、而して乃ち上以て人主に聞せしむ。然らば則ち端言(五)直道の人、見る(六)を得ずして、忠直日に疏し。(七)人を愛

刑餘用レ事者。可レ亡也。辭辯而不レ法。心智而無レ術。主多能而不下以二法度一從上レ事者。可レ亡也。

親臣進而故人退。不肖用レ事而賢良伏。無功貴而勞苦賤。如レ是則下怨。下怨者可レ亡也。父兄大臣。祿秩過レ功。章服侵レ等。宮室供養大侈。而人主勿レ禁。則臣心無レ窮。臣心無レ窮者。可レ亡也。公壻公孫。與レ民同レ門。暴二傲其鄰一者。可レ亡也。亡徵者非レ曰二

親臣(一)進んで故人退き、不肖事を用ひて賢良伏し、無功貴ばれて勞苦賤しく、是の如きは則ち下怨む。(二)下怨む者は亡ぶべきなり。父兄大臣祿秩(三)功に過ぎ、章服(四)等を侵し、宮室供養大に侈り、人主禁ずる勿く、則ち臣心窮り無し。(五)臣心窮き無き者は亡ぶべきなり。公壻公孫(六)民と門を同じうし、其の鄰を暴傲する者は亡ぶべきなり。亡徵とは必ず亡ぶと曰ふには非ざるなり。其の亡ぶべきを言ふなり。夫れ兩堯(七)は相王たる能はず。兩桀(八)は相亡ぶる能はず。亡王の機、(九)必ず其の治亂、其强弱、相踦る者なり。木の折るゝや必ず蠹を通じ、牆の壞るゝや必や隙を通ず。然れども木は蠹すと雖も疾風なければ折れず、牆は隙すと雖も大雨なければ壞れず、萬乘の主、能く術を服し、法を行ひ、以て亡徵の君の風雨(一〇)たる者有らば、其れ天下を兼ぬるに難からず。

(一) 親は新に通ず、新進の臣進み、故舊の者退く　(二) 下民怨望す　(三) 俸給と官爵　(四) 衣冠の制貴きに過ぐ

尊。相室輕而典謁重。如此則內外乖。內外乖者。可亡也。大臣甚貴。偏黨衆彊。壅塞主斷。而重擅者。可亡也。私門之官田。馬府之世榮。鄕曲之善擧。官職之勞廢。貴私行而賤公功者。可亡也。公家虛而大臣實。正戶貧而寄寓富。耕戰之士困。末作之民利者。可亡也。見大利而不趨。聞禍端而不備。淺薄於爭守之事。而務以仁義自飾者。可亡也。不爲人主之孝。而慕匹夫之孝。不顧社稷之利。而聽主母之令。女子用國。

で末作（一三）の民利する者は亡ぶべきなり。大利を見るも趨かず、禍端を聞くも備へず、爭守（一四）の事に淺薄にして、務めて仁義（一五）を以て自ら飾る者は亡ぶべきなり。人（一六）主の孝を爲さずして匹夫（一七）の孝を慕ひ、社稷の利を顧みず、主母の令を聽き、女子（一八）國を用ひ、刑餘（一九）、事を用ふる者は亡ぶべきなり。辭辯（二〇）にして法ならず、心智にして術無く、主多能にして法度を以て事に從はざる者は亡ぶべきなり。

（一）伺ひをせずして直に行ふ　（二）汚行を爲すこと　（三）裏向と表とを混同すること　（四）正妻なり　（五）大臣が輕くして典謁の官卽ち謁者威を振ふ　（六）徒黨多く且强し　（七）人主の制斷を妨害して勢重く國を擅にす　（八）大臣の家にある執事　（九）軍馬の府卽ち將帥の官を世襲するものは榮ゆ　（一〇）鄕里の間の小善は推揚せられ官職にある者の勤勞棄てらる　（一一）人主の財政困難にして大臣の家充實す　（一二）本籍の民貧しくして寄寓者富む　（一三）末作は商人　（一四）戰爭攻守のことを疎にす　（一五）仁義の虛名を以て自ら飾る　（一六）祖宗の國を盛にするといふ人主の孝　（一七）冬溫夏淸の如き匹夫の孝を慕ふ　（一八）女子の請謁盛に行はる　（一九）刑餘の宦官　（二〇）人主智辯あるも法術にそむき多能なるも法度を以て政務を執らず

亡也。主多レ怒而好用レ兵。簡二本教一而輕二戰攻一者可レ亡也。貴人相妬。大臣隆盛。外藉二敵國一。內困二百姓一。以攻二怨讎一。而人主弗レ誅者。可レ亡也。君不肖而側室賢。太子輕而庶子伉。官吏弱而人民傑。如レ此則國躁。國躁者可レ亡也。藏レ怒而弗レ發。懸罪弗レ誅。使二羣臣陰憎而愈憂懼一。而久未レ可レ知者。可レ亡也。

(一) 地に要害なし　(二) 宗族の長生するなり　(三) 寄留せる旅の者を擧げて仕黨となす　(四) 農を務め兵を棄るが如き本教　(五) 君不肖にして側室の子が賢なり　(六) 人主奸臣に對して怒をかくして發せず

出レ軍命レ將太重。邊地任レ守太尊。專レ制擅レ命。徑爲而無レ所レ請者。可レ亡也。后妻淫亂。主母畜穢。外內混通。男女無レ別。是謂二兩主一。兩主者可レ亡也。后妻賤而婢妾貴。太子卑而庶子

軍を出し、將を命ずる太だ重く、邊地守に任ずる太だ尊く、制を專にし命を擅にし、徑(一)に爲して請ふ所無き者は亡ぶべきなり。后妻淫亂主母畜穢(二)、外(三)內混通、男女別無し。是を兩主と謂ふ。兩主なる者は亡ぶべきなり。(四)后妻賤しくして婢妾貴く、太子卑くして庶子尊く、(五)相室輕くして典謁重し。此の如きは卽ち內外乖く、內外乖く者は亡ぶべきなり。大臣甚だ貴く、(六)偏黨衆強、(七)主斷を壅塞して重く國を擅にする者は亡ぶべきなり。(八)私門の官用ひられ、(九)馬府の世榮え、(一〇)鄕曲の善擧りて、官職の勞廢し、私行を貴んで、公功を賤しむ者は亡ぶべきなり。(一一)公家、虛しくして大臣實ち、(一二)正戶貧しくして寄寓富み、耕戰の士困しん

地無固。城郭惡。無畜積。財物寡。無守戰之備。而輕攻伐者。可亡也。種類不壽。主數即位。嬰兒爲君。大臣專制。樹羈旅以爲黨。數割地以待交者。可亡也。太子尊顯。徒屬衆彊。多大國之交。而威勢蚤具者。可亡也。變褊而心急。輕疾而易動。發心悁忿而不訾前後者。可

地に固無く、城郭惡しく、畜積無く、財物寡く、守戰の備なく、而も輕々しく(一)攻伐する者は亡ぶべきなり。(二)種類壽ならず、主數々位に卽き、嬰兒君と爲り、大臣制に專にし、羈旅を樹て以て黨を爲し、數々地を割き、以て交を待つ者は亡ぶべきなり。太子(三)尊顯にして徒屬衆くして彊く、(四)大國の交を多くして、威勢蚤く具る者は亡ぶべきなり。變褊にして心急に、輕疾にして動き易く、心に發すること悁忿にして前後を訾らざる者は亡ぶべきなり。主、怒多く、好んで兵を用ひて、本敎を簡てて戰攻を輕んずる者は亡ぶべきなり。貴人相妬み、大臣隆盛、外、敵(五)國を藉り、內、百姓を困しめて以て怨讎を攻め、而も人主誅せざる者は亡ぶべきなり。君不肖にして(五)側室賢、太子輕くして庶子伉、官吏弱くして人民傑、此の如くなれば則ち國躁、國躁なる者は亡ぶべきなり。(六)怒を藏して發せず、辠を懸けて誅せず、羣臣をして陰に憎んで愈々憂懼せしめ、而も久しく未だ知るべからざる者は亡ぶべきなり。

在ㇾ外。而國更置。質太子未ㇾ反。而君易ㇾ子。如ㇾ是則國攜。國攜者可ㇾ亡也。挫二辱大臣一。狎二其身一。刑二戮小民一。而逆二其使一。懷ㇾ怒思ㇾ恥。而專習則賊生。賊生者。可ㇾ亡也。大臣兩重。父兄衆强。內黨外援。以爭二事勢一者。可ㇾ亡也。婢妾之言聽。愛玩之智用。外內悲惋。而數行二不法一者。可ㇾ亡也。簡二侮大臣一。無二禮父兄一。勞二苦百姓一。殺二戮不辜一者。可ㇾ亡也。好以ㇾ智矯ㇾ法。時以ㇾ私雜ㇾ公。法禁變易。號令數下者。可ㇾ亡也。

れ、小民を刑戮し、其の使(八)に逆へば、怒を懐き恥を思ひ、專習(九)すれば則ち賊生ず、賊生ずる者は亡ぶべきなり。大臣兩つながら重く(一〇)、父兄衆強、內黨外援(一一)以て事勢を爭ふ者は亡ぶべきなり。婢妾の言聽かれ、愛玩(一二)の智用ひられ、外內悲惋(一三)して數〻不法を行ふ者は亡ぶべきなり。大臣を簡侮(一四)し、父兄に無禮し、百姓を勞苦し、不辜(一五)を殺戮する者は亡ぶべきなり。好んで智を以て法を矯り、時に私を以て公に雜へ(一六)、法禁變易、號令數〻下る者は亡ぶべきなり。

(一) 怯懾畏怖にして志操堅固ならず　(二) 敵を見るに早きも心柔弱　(三) 放逐されたる君國外に在り、新を見て、歸らんとす　(四) 國に於て新に君を立つ　(五) 太子は他國に質として未だ反らず、新君は他子を以て太子とす　(六) 攜は貳、二心なり　(七) 大臣を挫き辱めて、之れを親近せしむ　(八) 逆待して使ふ　(九) 專ら此の如く行へば賊が生ず　(一〇) 多くの大臣何れも權を爭ひ、多くの父兄等の年長者強を爭ふ　(一一) 內には徒黨を分ち外間の援を恃みて事勢を爭ふ　(一二) 愛玩は弄臣佞幸の謂　(一三) 內外の人悲憤するなり　(一四) 簡侮はすて、侮る　(一五) 無罪を殺す　(一六) 私智を以て、法律を曲げ公私を交ふ

境內之傑不レ事。而求二封外之士一。不下以二功伐一課試上。而妊以二名問一舉錯。羈旅起貴。以陵二故常一者。可レ亡也。輕二其適正一。庶子稱衡。太子未レ定而主卽レ世者。可レ亡也。大心而無レ悔。國亂而自多。不レ料二境內之資一。而易二其隣敵一者。可レ亡也。國小而不レ處レ卑。力少而不レ畏レ彊。無禮而侮二大隣一。貪愎而拙レ交者。可レ亡也。太子已置而娶二於彊敵一以爲二后妻一。則太子危。而レ是則羣臣易レ慮者。可レ亡也。懾怯而弱守。蚤見而心柔懦。知レ有レ可レ斷。而弗二敢行一者。可レ亡也。出君

る者は亡ぶべきなり。

(一) 淺薄にして好惡い易し (二) 一人の語を聞けば直に他へ漏らして少しも胸中に藏することなし (三) 群臣の言を他に傳へるものは皆姦臣が斥ける語をなさず (四) 心がつよくねぢけて居る (五) 外交外援 (六) 密接せる隣國 (七) 遊説の説士 (八) 輜重と妻子を國外に置くなり (九) 民、大臣を併じて主を能く思はず (一〇) 國內の豪傑に仕事を與けず (一一) 功勞を以て試驗せずして、名聲を以て進退せしむ (一二) 旅の者を貴きに登せ舊臣の上に置く、 (一三) 嫡子の聲望を輕んじ庶子と相對抗せしむ (一四) 世に卽くとは死ぬこと (一五) 大膽にして過を悔い改めざるなり (一六) 國亂れて治まらざるも自ら其の智を多しとす (一七) 國內の財力を顧みず (一八) 小國なるも謙遜せず (一九) 欲深くしてもとること (二〇) 后妻は正妻なり (二一) 群臣い心が變じ易きなり

懾怯にして弱守、(一)蚤く見て(二)心柔懦、斷ずべき有るを知りて敢て行はざる者は亡ぶべきなり。(三)出君外に在り、(四)國更置し、(五)質太子未だ反らずして、君、子を易ふ。是の如きは則ち(六)國携なり、國携なる者は亡ぶべきなり。(七)大臣を挫辱し、其身に狎

不能周密、而通群臣之語者、可亡也。狼剛而不和、愎諫而好勝、不顧社稷而輕爲自信者、可亡也。恃交援而簡近隣、怙彊大之救、而侮所迫之國者、可亡也。羈旅僑士、重帑在外、上閒謀計、下與民事者、可亡也。民信其相、下不能其上、主愛信之而弗能廢者、可亡也。

は亡ぶべきなり。(四)狼剛にして和せず、諫に愎りて勝つことを好み、社稷を顧みずして輕々しく爲して自ら信ずる者は亡ぶべきなり。(五)交援を恃みて近隣を簡り、彊大の救を怙みて(六)迫る所の國を侮る者は亡ぶべきなり。(七)羈旅僑士、重帑(八)外に在り。上、謀計に閒り、下、民事に與る者は亡ぶべきなり。(九)民其相を信じ、下其上に能からず。主之れを愛信して廢する能はざる者は亡ぶべきなり。(一〇)境内の傑を事とせずして封外の士を求め、(一一)功伐を以て課試せずして、好んで名問を以て擧錯し、(一二)羈旅起貴し、以て故常を陵ぐ者は亡ぶべきなり。(一三)其適正を輕んじ、庶子稱衡し、太子未だ定まらずして、(一四)主、世に即く者は亡ぶべきなり。(一五)大心にして悔ゆるなく、(一六)國亂れて自ら多とし、(一七)境内の資を料らずして、其隣敵を易る者は亡ぶべきなり。(一八)國小にして卑きに處らず、力少にして彊を畏れず、無禮にして大隣を侮り、(一九)貪愎にして交りに拙なる者は亡ぶべきなり。太子已に置きて、彊敵に娶り、以て(二〇)后妻と爲せば則ち太子危く、是の而くして則ち(二一)羣臣の慮を易ふ

馭器玩好。罷露百姓。煎靡貨財者。可亡也。用時日。事鬼神。信卜筮。而好祭祀者。可亡也。不以衆言參驗。用一人爲門戶者。可亡也。官職可以重求。爵祿可以貨得者。可亡也。緩心而無成。柔茹而寡斷。好惡無決。而無所定立者。可亡也。饕貪而無饜。近利而好得者。可亡也。喜淫刑而不周於法。好辯說而不求其用。濫於文麗而不顧其功者。可亡也。

淺薄而易見。漏泄而無藏。

り。(一六)饕貪にして厭く無く、利に近きて得るを好む者は亡ぶべきなり。(一七)淫刑を喜んで法に周ならず、(一八)辯說を好んで其用を求めず、(一九)文麗に濫して、其功を顧みざる者は亡ぶべきなり。

(一) 國家滅亡の徵候四十七條を舉げ、人主法術に意なくして國運を慮へず、政法道理を履まざれば、現時は存すと雖も行末必ず亡びんことを痛論す (二) 家は家老の家なり (三) 亡ぶべしは亡ぶべき理あるなり (四) 法律禁令を棄てゝ姦私を止めず、謀慮を主として權略多し (五) 外國や隣國の應援なり (六) 貴臣の嬖子 (七) 商人は自國の危險の爲めに貨財を外國に積む (八) 宮殿樓閣園囿の如き土木建築を好む (九) 車服器の器の上に珍の脫字あらむ (一〇) 罷露は罷路にて疲れること (一一) 煎て靡爛する即ち消亡するなり (一二) 時日の吉凶を卜して事を行ふ (一三) 官職は重人に媚びて求む (一四) 人主緩慢にして成功なし (一五) 柔茹の茹も柔なり (一六) むさぼるなり (一七) 刑罰を濫用して法術を詳にせず (一八) 實用を宗とせず (一九) 文章麗詞に溺るゝなり

(一)淺薄にして見易く(二)漏泄して藏する無く、周密なる能はずして(三)羣臣の語を通ずる者

凡人主之國小而家大。權輕而臣重者可亡也。簡法禁而務謀慮。荒封內而恃交援者。可亡也。羣臣爲學。門子好辯。商賈外積。小民內困者。可亡也。好宮室臺榭陂池。事車

巻五

亡徴（一）

凡そ人主の國小にして家大（二）に、權輕くして臣重き者は亡（三）ぶべきなり。（四）法禁を簡にして謀慮を務め、封內を荒して交援（五）を恃む者は亡ぶべきなり。羣臣學を爲し、門子（六）辯を好み、商賈（七）外積し、小民內に困む者は、亡ぶべきなり。（八）宮室臺榭陂池を好み、（九）車服器玩好を事とし、百姓を罷露（一〇）せしめ、貨財を煎靡（一一）する者は亡ぶべきなり。時日を用ひ、鬼神に事へ、卜筮を信じて、祭祀を好む者は亡ぶべきなり。（一二）聽言を以て參驗せず、一人を用つて門戶と爲す者は亡ぶべきなり。（一三）官職重を以て求むべく、爵祿貨を以て得べき者は亡ぶべきなり。（一四）緩心にして成る無く、柔茹（一五）にして斷寡く、好惡決する無くして、定立する所無き者は亡ぶべきな

腫疕瘍。上比レ於二春秋一。未レ至レ於二絞頸射股一也。下比レ於二近世一。未レ至レ於二飢死擢筋一也。故劫殺亡之君。此其心之憂懼。形之苦痛也。必甚レ於レ厲矣。由レ此觀レ之。雖二厲憐一レ王。可也。

雖(いへど)も可(か)なり。

㊀ 趙の政を專にす ㊁ 昔は夕、一夜を經る ㊂ 共に惡い瘡なり

之曰。楚王子圍將レ聘レ於レ鄭。未レ出レ境。聞二王病一而反。因入問レ病。以二其冠纓一絞レ王而殺レ之。遂自立也。

を立つ。

(一) 厲は癩なり、癩は人交りも出來ざれども姦臣の手に弒せらるゝ、王よりは未だよし、故に王を憐む (二) 不遜不敬の言なり (三) 弒逆に遭ひて、無殘の死を遂ぐる者 (四) 年老いて經驗ある人 (五) 政務を裁斷して亮し遣りたる私事を爲す (六) 人主の父兄や豪傑が己を禁錮誅殺するやもしれず (七) 賢にして長なる主を廢して幼弱を立つ (八) 嫡長子を廢して不義の庶子を立つ (九) 聘は使するなり

齊崔杼其妻美而莊公通レ之。數如二崔氏之室一。及二公往一。崔子之徒賈擧。率二崔子之徒一而攻レ公。公入レ室。請二與レ之分一レ國。崔子不レ許。請レ自二刃於一レ廟。崔子又不レ聽。公乃走踰二於北牆一。賈擧射レ公中二其股一。公墜。崔子之徒。以レ戈斫レ公而死レ之。而立二其弟景公一。

近之所レ見、李兌之用レ趙也。餓二主父一。百日而死。淖齒之用レ齊也。擢二湣王之筋一。懸二之廟梁一。宿昔而死。故厲雖二癰

近ごろの見る所、李兌の趙を用ふるや、主父を餓ゑしめ百日にして死す。淖齒の齊を用ふるや、湣王の筋を擢き、之れを廟梁に懸け、宿昔にして死す。故に厲は癰腫、疕瘍すと雖も、上、春秋に比し、未だ絞頸射股に至らざるなり。下、近世に比し、未だ饑死擢筋に至らざるなり。故に劫殺死亡の君、此れ其心の憂懼形の苦痛や、必ず厲より甚し。此れに由りて之れを觀れば、厲、王を憐むと

諺曰。厲憐レ王。此不恭之言也。雖レ然古無ニ虚諺、不レ可レ不レ察也。謂ニ劫殺死亡之主ニ言也。人主無ニ法術以御ニ其臣一。雖ニ長年而材美。大臣猶將下得レ勢擅レ事。主レ斷而各爲中其私急上。而恐下父兄豪傑之士。借ニ人主之力一。以禁中誅於上己也。故弑ニ賢長一而立ニ幼弱。廢ニ正適一而立ニ不義一。故春秋記レ

諺に曰く、厲、王を憐むと。此れ不恭の言なり。然りと雖も、古虚諺無し。察せざるべからざるなり。劫殺死亡の主の謂めに言ふなり。人主法術以て其臣を御する無ければ、長年にして材美なりと雖も、大臣猶ほ將に勢を得、事を擅にし、斷を主として各〻其私急を爲さんとす。而も父兄豪傑の士、人主の力を借り以て己を禁誅するを恐るゝや、故に賢長を弑して幼弱を立て、正適を廢して不義を立つ。故に春秋に之れを記して曰く、楚の王子圍、將に鄭に聘せんとす。未だ境を出でず、王の病むを聞いて反る。因りて入つて病を問ひ、其冠纓を以て王を絞りて之れを殺し、遂に自立す。齊の崔杼、其の妻美にして莊公之れに通じ、數〻崔氏の室に如く。公の往くに及び、崔子の徒、賈擧、崔子の徒を率ゐて公を攻む。公室に入り、之れと國を分たんと請ふ。崔子許さず。公廟に自刃せんを請ふ。崔子又聽かず。公乃ち走りて北牆を踰ゆるや、賈擧、公を射て其股に中て、公墜つ。崔子の徒、戈を以て公を斫りて之れに死す。其弟景公

使之明法術度數之理。以避禍難之患。下不能領御其衆。以安其國。及襄子之殺智伯也。豫讓乃自黔劓。敗其形容。以爲智伯報襄子之仇。是雖殘形殺身以爲人主之名。而實無益於智伯。若秋毫之末。此吾之所下也。而世主以爲忠而高之。古有伯夷叔齊者。武王讓以天下。而弗受。二人餓死首陽之陵。若此臣者。不畏重誅。不利重賞。不可以罰禁也。不可以賞使也。此之謂無益之臣也。吾所少而去也。而世主之所多而求也。

を安んずる能はず。襄子の智伯を殺すに及び、豫讓乃ち自ら黔劓(一)し、其形容(二)を敗り、以て智伯の爲めに襄子の仇を報ず。是れ(三)形を殘ひ、身を殺し、以て人主の爲めにするの名ありと雖も、實は智伯に益する秋毫の末の若きも無し。此れ吾の下(四)とする所なり。而るに世主以て忠と爲して之れを高しとす。古伯夷叔齊といふ者有り。武王讓るに天下を以てして受けず。二人首陽の陵に餓死す。此の臣の若き者、(五)重誅を畏れず。重賞を利せず。罰を以て禁ずべからざるなり。賞を以て使ふべからざるなり。此れを之れ無益の臣と謂ふ。吾が少(六)として去る所、而るに(七)世主の多として求むる所なり。

(一) 黔はくすべる。劓は鼻を切る　(二) 形容は形貌　(三) 身體を害ふ、(四) 下劣の仕業とす、(五) 重賞を欲しがらず　(六) 少は美の反對にしてつまらぬ者　(七) 人主はこれを美として求む

有犀車良馬也。水行之有輕舟便楫也。乘之者遂得其成。伊尹得之湯以王。管仲得之。齊以霸。商君得之秦以彊。此三人者。皆明於霸王之術。察於治彊之數。而不以牽於世俗之言。適當世明主之意。則有直任布衣之士。立爲卿相之功。處位治國則有尊主廣地之實。此之謂足貴之臣。湯得伊尹。以百里之地。直爲天子。桓公得管仲。立爲五霸主。九合諸侯。一匡天下。孝公得商君。地以廣。兵以彊。故有忠臣者。外無敵國之患。内無亂臣之憂。長安天下。而名垂後世。所謂忠臣也。

するの實有り。此れを之れ貴ぶに足るの臣と謂ふ。湯、伊尹を得、百里の地を以て直に天子と爲り、桓公、管仲を得、立ちて五霸の主と爲り、諸侯を九合し、(三)天下を一匡す。孝公、商君を得、地以て廣く、兵以て彊し。故に忠臣有る者、外に敵國の患無く、内に亂臣の憂無く、長く天下を安んじ、名後世に垂る。所謂忠臣なり。

(一)犀車は堅牢なる車　(二)揚子江と黄河　(三)諸侯を會合し天下を匡す

若夫豫讓爲智伯臣也。上不能說人主

夫の豫讓が智伯の臣たる若きは、上は人主に說いて之れをして法術度數の理を明にし、以て禍難の患を避けしむる能はず、下は其の衆を領御し以て其國

足ㇾ用而嚴刑重罰之可二以治一ㇾ國也。無二棰策之威。銜橛之備一。雖二造父一不ㇾ能二以服一ㇾ馬。無二規矩之法。繩墨之端一。雖二王爾一不ㇾ能三以成二方圓一。無二威嚴之勢。賞罰之法一。雖二堯舜一不ㇾ能二以爲一ㇾ治。今世主皆輕釋二重罰嚴誅一。行二愛惠一。而霸王之功。亦不ㇾ可ㇾ幾也。故善爲ㇾ主者。明ㇾ賞設ㇾ利以勸ㇾ之。使ㇾ民以二功賞一。而不下以二仁義一賜上。嚴ㇾ刑重ㇾ罰以禁ㇾ之。使ㇾ民以二罪誅一。而不下以二愛惠一免上。是以無ㇾ功者不ㇾ望。而有ㇾ罪者不ㇾ幸矣。

托二於犀車良馬之上一。則可三以陸犯二阪阻之患一。乘二舟之安一。持二檝之利一。則可三以永絕二江河之難一。操二法術之數一。行二重罰嚴誅一。則可三以致二霸王之功一。治ㇾ國之有二法術賞罰一。猶下若陸行之

犀車良馬の上に托せば、則ち以て陸に阪阻の患を犯すべく、舟の安きに乘じ、(一)檝の利を持せば、則ち以て永く江河の難を絕つべく、法術の數を操り、重罰嚴誅を行へば、則ち以て霸王の功を致すべし。國を治むるの法術賞罰ある、猶ほ陸行の犀車良馬有り、水行の(二)輕舟便檝有るが若きなり。之れに乘ずる者は遂に其成るを得。伊尹之れを得て湯以て王たり。管仲之れを得て、齊以て霸たり。商君之れを得て秦以て强し。此の三人の者は皆霸王の術に明に、治强の數を察し、以て世俗の言に牽かれず。當世明主の意に適せば則ち、直に布衣の士を任じ立ちて卿相の功を爲す有り。位に處り國を治むれば、則ち主を尊くし地を廣く

の用ふるに足らず、而して嚴刑重罰の以て國を治むべきを明にするなり。極(四)策の威、銜橛(五)の備無ければ、造父(六)と雖も、以て馬を服する能はず。規矩の法繩墨の端無ければ王爾(七)と雖も以て方圓を成す能はず。威嚴の勢、賞罰の法無ければ、堯舜と雖も以て治を爲す能はず。今、世主皆輕々しく重罰嚴誅を釋てて愛惠を行ふ。霸王の功も亦幾ふべからず。故に善く主たる者は、賞を明にし、利を設け、以て之れを勸め、民を使ふに功賞を以てし、仁義(八)を以て賜はらず。刑を嚴にし、罰を重くし、以て之れを禁じ、民を使ふに罪誅を以てし、(九)愛惠を以て免れず。是れを以て功(一〇)無き者は望ます、罪(一一)有る者幸せられず。

(一) 威嚴を以て姦邪の臣を苦しめよと云はず (二) 名を美として賞を省みず (三) 畏るゝところを陳列して邪を禁ず (四) 極策は馬鞭 (五) 銜橛はくつわ (六) 造父は周の穆王の御者 (七) 王爾は淮南子の註に古の工匠とあり (八) 仁義を以て賜與せず (九) 愛惠の爲めに免れることなし (一〇) 功無きものが賞を望むことなし (一一) 罪あるもの僥倖にも罰を免れることなし

者得レ賞。不レ怨二誅罰一。則暴亂者不レ止。國有二無レ功得レ賞者一。則民不三外務二當レ敵斬一レ首。內不レ急二力田疾作一。皆欲下行二貨財一。事二富貴一。爲二私善一。立二名譽一。以取中尊官厚俸上。故姦私之臣愈衆。而暴亂之徒愈勝。不レ亡何待。夫嚴刑者。民之所レ畏也。重罰者。民之所レ惡也。故聖人陳二其所一レ畏。以禁二其衺一。設二其所一レ惡。以防二其姦一。是以國安而暴亂不レ起。吾以レ是明三仁義愛惠之不レ

世之學術者。說二人主一、不レ曰下乘二威嚴之勢一以困中姦衺之臣上而皆曰二仁義惠愛而已一矣。世主美二仁義之名一而不レ察二其實一。是以大者國亡身死。小者地削主卑。何以明レ之。夫施二與貧困一者。此世之所レ謂仁義。哀二憐百姓一不レ忍二誅罰一者。此世之所レ謂惠愛也。夫有レ施二與貧困一。則無レ功

世の學術の者、人主に說くに、(一)威嚴の勢に乘じて以て姦衺の臣を困しむるを曰はず。皆仁義惠愛のみと曰ふ。世主仁義の名を(二)美として其實を察せず、是れを以て大なる者は、國亡び、身死し、小なる者、地削られ、主卑し。何を以て之れを明にするか。夫れ貧困に施與する者、此れ世の所謂仁義にして、百姓を哀憐して誅罰に忍びざる者、此れ世の所謂惠愛なるものなり。夫れ貧困に施與する有れば、則ち功無き者賞を得、誅罰に忍びざれば、則ち暴亂なる者止まず。國功無くして賞を得る者有れば、則ち民、外、敵に當り首を斬るを務めずして、內、力田疾作を急にせず。皆貨財を行ひ、富貴に事へ、私善を爲し、名譽を立て、以て尊官厚俸を取らんと欲す。故に姦私の臣愈〻衆くして、暴亂の徒愈〻勝つ。亡びずして何をか待たん。夫れ嚴刑は民の畏るゝ所なり。重罰は民の惡む所なり。故に聖人、(三)其の畏るゝ所を陳し、以て其衺を禁じ、其の惡む所を設け以て其姦を防ぐ。是れを以て國安くして、暴亂起らず。吾是れを以て仁義愛惠

此夫名同而實有異者也。夫世愚學之人。比有術之士也。猶蟻垤之比大陵也。其相去遠矣。而聖人者。審於是非之實。察於治亂之情也。故其治國也。正明法。陳嚴刑。將以救羣生之亂。去天下之禍。使彊不凌弱。衆不暴寡。耆老得遂。幼孤得長。邊境不侵。君臣相親。父子相保。而無死亡繫虜之患。此亦公之至厚者也。愚人不知。顧以爲暴。愚者固欲治而惡其所以治。皆惡危而喜其所以危者。何以知之。夫嚴刑重罰者。民之所惡也。而國之所以治也。哀憐百姓。輕刑罰者。民之所喜而國之所以危也。聖人爲法國者。必逆於世。而順於道德。知之者。同於義而異於俗。弗知之者。異於義而同於俗。天下知之者少。則義非矣。

(八)公の至厚なる者なり。愚人知らずして、顧みて以て暴と爲す。愚者固より治を欲し、而も其の治むる所以を惡む。皆危きを惡んで、其の危き所以の者を喜ぶ。何を以てこれを知るか。夫れ嚴刑重罰は民の惡む所なり。而して國の治まる所以なり。百姓を哀憐し、刑罰を輕んずる者は、民の喜ぶ所、而して國の危き所以なり。聖人法を國に爲す者は、必ず世に逆ひて道德に順ふ。之れを知る者は義に同じて俗に異なり。之れを知らざる者は義に異にして俗に同ず。天下之れを知る者少し。則ち義を非とするなり。

㈠議は多言、訛は妄説なり　㈡當世の治を亂す　㈢智慮淺くしておとし穴に陷るを防ぐこと能はず　㈣法術の士と共に同じく談論遊説の名ありて、其實は遠し　㈤蟻垤は蟻の塔　㈥老年のもの安養を遂ぐるを得　㈦變事に死亡し、牢獄に囚へらる　㈧公義心の最も厚きものなり

行二商君之法一。民後知二有罪之必誅一。而私姦者衆也。故民莫レ犯。其刑無レ所レ加。是以國治而兵彊。地廣而主尊。此其所二以然一者。匿レ罪之罰重。而告レ姦之賞厚也。此亦使三天下必爲二己視聽一之道也。至治之法術。已明矣。而世學者弗レ知也。

且夫世之愚學。皆不レ知二治亂之情一。讘誺多誦二先古之書一。以亂二當世之治一。智慮不レ足三以避二穽井之陷一。又妄非二有術之士一。聽二其言一者危。用二其計一者亂。此亦愚之至大。而患之至甚者也。俱與二有術之士一。有二談說之名一。而實相去千萬也。

且つ夫れ世の愚學、皆治亂の情を知らず、讘誺(一)多く先古の書を誦し、以て(二)當世の治を亂し、智慮(三)以て穽井の陷を避くるに足らず、又妄りに有術の士を非る。其言を聽く者は危く、其計を用ふる者は亂る。此れ亦愚の至大にして、患の至甚なる者なり。俱(四)に有術の士と談說の名有りて實相去ること千萬なり。此れ夫の名同じくして實異なる者なり。夫れ世の愚學の人、有術の士に比するや、猶ほ螘蛭(五)の大陵に比するがごときなり。其の相去ること遠し。而して聖人なる者を是非の實を審にし、治亂の情を察するなり。故に其の國を治むるや、明法を正し、嚴罰を陳し、將に以て羣生の亂を救ひ、天下の禍を去らんとす。彊をして弱を凌がしめず、衆は、寡を暴せず、耆老(六)遂ぐるを得、幼孤長ずるを得、邊境侵さず、君臣相親しみ、父子相保ちて死亡(七)繫虜の患無からしむるは、是れ亦

兵弱而主卑。商君說二秦孝公一。以下變レ法易レ俗。而明二公道一。賞二告姦一。困二末作一而利中本事上。當二此之時一。秦民習二故俗之有レ罪。可下以得上レ免。無功可三以得二尊顯一也。故輕犯二新法一。於レ是犯レ之者其誅重而必。告レ之者。其賞厚而信。故姦莫レ不レ得。而被レ刑者衆。民疾怨而衆過日聞。孝公不レ聽。遂

を困めて、本事(四)を利するを以てす。此の時に當りて、秦民、故俗の罪有るも以て免るゝを得べく、功無きも以て尊顯を得べきに習ひて、故に輕〻しく新法を犯す。是に於て之れを犯す者は其の誅重くして必ず。之れを告ぐる者は其賞厚くして信。故に姦、得ざる莫く、刑を被る者衆く、民疾怨(五)して衆過(六)日に聞ゆ。孝公聽かず、遂に商君の法を行ふ。民、後に有罪の必誅を知り、私姦者(七)容れず。故に民犯す莫く、其刑加ふる所無し。是れを以て國治まりて兵彊く、地廣く(八)して主尊し。此れ其の然る所以の者は罪を匿すの罰重く、姦を告ぐるの賞厚ければなり。(九)此れ亦天下をして必ず己が視聽と爲らしむるの道なり。至治の法術已に明なるに、世の學者知らざるなり。

(一)私利を營む (二)犯罪人を告訴するなり (三)末作は商賈人なり (四)農耕の本業 (五)人民がいたく怨みたり (六)多くの之れを咎むるものの怨言日に聞ゆ (七)私姦者はゆるさず (八)領地廣くなり (九)天下の人をして己の視聽と爲らしむる方法なり

利則臣盡力以事主。正直之道。不可以得安則臣行私以干上。明主知之。故設利害之道以示天下而已矣。夫是以人主雖不口教百官。不目索姦衺而國已治矣。人主者。非目若離婁乃爲明也。非耳若師曠乃爲聰也。目必不任其數。而待目以爲明。所見者少矣。非不弊之術也。耳必不因其勢而待耳以爲聰。所聞者寡矣。非不欺之道也。明主者使天下不得不爲己視。天下不得不爲己聽。故身在深宮之中。而明照四海之内。而天下弗能蔽。弗能欺者。何也。闇亂之道廢。而聰明之勢興也。故善任勢者國安。不知因其勢者國危。

く能はざる者は何ぞや、闇亂の道廢して、聰明の勢興ればなり。故に善く勢に任ずる者は國安く、其の勢に因るを知らざる者は國危し。

(一) 利を貪り逆するなり (二) 人に惑られざるなり (三) 罰にかゝりて惡むことなし (四) 臣下としてどうしても君を愛せざるを得ざる樣にす (五) 我を愛するは人の爲めにするにあらず、私の爲めにするものは恃まず (六) 人主の爲めに愛せざるべからざるを思ふものは、吾にある故に安全なり (七) 他より欺はれざる術にあらざるなり (八) 天下を以て己の耳目たらざるを得ざらしむ (九) 昏亂の道を塞て聰明の理を開くを以てなり (一〇) 此理によるものは國安く、理を知らざる者は國危し

古秦之俗。君臣廢法而服私。是以國亂。

古秦の俗、君臣法を廢して私に服す。是れを以て國亂れ、兵弱くして主卑し。商君秦の孝公に說き、法を變じ、俗を易へ、公道を明にし、告姦を賞し、末作

臣得レ陳二其忠一。而不レ蔽。下得レ守二其職一而不レ怨。此管仲之所二以治一レ齊。而商君之所三以彊二秦也。從レ是觀レ之則聖人之治レ國也。固有下使二人不一レ得レ不レ愛レ我之道上。而不レ恃二人之以レ愛爲一レ我也。恃二人之以レ愛爲一レ我者。危矣。恃二吾不一レ可レ不レ爲者安矣。夫君臣非レ有二骨肉之親一。正直之道。可二以得一レ

より人をして我れを愛せざるを得ざらしむるの道有りて、人の愛を以て我が爲めにするを恃まざるなり。(五)人の愛を以て我が爲めにするを恃む者は危し。(六)吾が爲さざるべからざるを恃む者は安し。夫れ君臣は骨肉の親有るに非ず、正直の道以て利を得べければ、則ち臣、力を盡し以て主に事ふ。正直の道以て安きを得べからざれば、則ち臣、私を行ひ以て上を干す。明主之れを知る。故に利害の道を設けて以て天下に示すのみ。夫れ是れを以て人主は口百官に敎へず、目姦衺を索めずと雖も、國已に治まる。人主たる者、目離婁の若く乃ち明と爲すに非ざるなり。耳師曠の若く乃ち聰と爲すに非ざるなり。目必ず其の數に任へずして、目を待ちて以て明を爲せば見る所の者少し。(七)蔽せざるの術に非ざるなり。耳必ず其の勢に因らずして、耳を待ちて以て聽となせば聞く所の者寡し。欺かれざるの道に非ざるなり。明主たる者、天下己の視を爲さざるを得ず、天下己の聽を爲さざるを得ざらしむ。故に身は深宮(八)の中に在るも、明は四海の内に照らし、天下蔽ふ能はず、欺

循名實而定是非。因參驗而審言辭。是以左右近習之臣。知僞詐之不可以得安也。必曰。我不去姦私之行。盡力竭智。以事主。而乃以相與比周妄毀譽以求安。是猶負千鈞之重。陷於不測之淵。而求生也。必不幾矣。百官之吏亦知爲姦利之不可以得安也。必曰。我不以清廉方正奉法。乃以貪汚之心。枉法以取私利。是猶上高陵之顚。墮峻谿之下。而求生。必不幾矣。

姦利を僞すの以て安きを得べからざるを知るや、必ず曰はん、我が清廉方正を以て法を奉ぜず。乃ち貪汚の心を以て法を枉げ以て私利を取る、是れ猶ほ高陵の顚に上り、峻谿の下に墮ちて生を求むるがごとし。必ず幾せずと。

(一) 法術ある者　(二) 法度術數なり　(三) 人主の法規を明にす　(四) 法度術數の言　(五) 實事引き續きて行はる　(六) 世俗の浪言に拘らず　(七) 名に從ひて實を責むれば是非明に定まる　(八) 形名を參驗すれば臣下の言辭を審に考ふるを得

安危之道。若此其明也。左右安能以虛言惑主。而百官安敢以貪漁下。是以

安危の道、此の若く其れ明なり。左右安んぞ能く虛言を以て主を惑はし、百官安んぞ敢て貪漁を以て下に居らん。是を以て臣、其忠を陳ぶるを得て、蔽はれず。下、其職を守るを得て怨みず。此れ管仲の齊を治むる所以、而して商君の秦を強くする所以なり。是れに從りて之れを觀れば、則ち聖人の國を治むるや、固

而吳起之所三以枝ニ解於ヒ楚者也。凡人臣者。有レ罪固不レ欲レ誅。無レ功者皆欲ニ尊顯一。而聖人之治レ國也。賞不レ加レ於レ無レ功。而誅必行レ於ニ有レ罪者一也。然則有ニ術數一者之爲ニ人臣一也。固左右姦臣之所レ害。非ニ明主一弗レ能レ聽也。

(一) 群臣の讒言、唯一人の妄位にはあらず (二) 法術主義の人の人臣たるは左右姦臣の厭ふところにして明君にあらざれば任用すること能はず

夫有術者之爲ニ人臣一也。得レ效ニ度數之言一。上明ニ主法一。下困ニ姦臣一。以尊レ主安レ國者也。是以度數之言。得レ效ニ于前一。則賞罰必用ニ於後一矣。人主誠明ニ於聖人之術一。而不レ苟ニ於世俗之言一。

夫れ有術者の人臣爲るや、(二)度數の言を效すを得。上は(三)主法を明にし、下は姦臣を困しめ、(一)以て主を尊くし、國を安んずる者なり。是れを以て度數の言前に效(四)すを得ば、則ち賞(五)罰必ず後に用ひられ、人主、誠に聖人の術に明にして、(六)世俗の言を苟もせず。名實に循つて是非を定め、(八)參驗に因つて言辭を審にすべし。是れを以て左右近習の(七)臣、僞詐の以て安きを得べからざるを知るや、必ず曰はん、我れ姦私の行を去り、力を盡し、智を竭し、以て主に事へず。乃ち相與に比周するを以て、妄りに毀譽して、以て安きを求むるは、是れ猶ほ千鈞の重きを負ひ不測の淵に陷りて生を求むるがごとし。必ず幾せずと。百官の吏亦

勢不二俱適一。與三其死二夫人所一者一不レ若レ賜二死君前一。願君必察レ之。無レ爲二人笑一。君因信下妾余之詐上。爲弃二正妻一。余又欲下殺レ甲而以二其子一爲上レ後。因自裂二其親身衣之裏一。以示レ君而泣曰。余之得二幸君一之日久矣。甲非レ弗レ知也。今欲二强戲一レ余。余與爭レ之。至レ裂二余之衣一。而此子之不孝。莫レ大レ於レ此矣。君怒而殺レ甲也。故妻以二妾余之詐一弃。而子以レ之死。

めんとす、其意遂せず、疑い謂(三)勢、俱両人に適するを能はず(四)余は又嬖子甲を殺して己の子を立てんと欲す(五)はだ者なり

從レ是觀レ之。父之愛レ子也。可二以レ毀而害一也。君臣之相與也。非レ有二父子之親一也。而羣毀之毀言。非二特一妾之口一也。何怪二夫聖賢之戮死一哉。此商君之所三以車二裂於レ秦。

是れに從りて之れを觀れば、父の子を愛するも、毀を以て害すべきなり。君臣の相與するは、父子の親有るに非ざるなり。羣臣の毀言、特に一妾の口のみに非ざるなり。何ぞ夫の聖賢の戮死を怪まんや。此れ商君の秦に車裂せらるゝ所以、吳起の楚に枝解せらるゝ所以の者なり。凡そ人臣たる者、罪有るも固より誅せらるゝを欲せず。功無き者皆尊顯を欲す。而して聖人の國を治むるや、賞は功無きに加へず、誅は必ず罪有る者に行はるゝなり。然れば則ち術數有る者の人臣爲るは、固より左右姦臣の害とする所、明主に非ざれば聽く能はざるなり。

幾不亦難哉。此夫智士所以至死而不顯於世者也。楚莊王之弟。春申君有愛妾。曰余。春申君之正妻子曰甲。余欲君之弃其妻也。因自傷其身、以視君而泣。曰、得為君之妾甚幸。雖然適夫人。非所以事君也。適君非所以事夫人也。身故不肖。力不足以適二主。其

の子を甲と曰ふ。余、君の其妻を弃てんことを欲するや、因つて自ら其身を傷け、以て君に視して泣いて曰く、君の妾たるを得る甚だ幸とす。然りと雖も、夫人に適するは君に事ふる所以に非ざるなり。君に適するは夫人に事ふる所以に非ざるなり。身故不肖、力、以て二主に適するに足らず、(三)其勢倶に適せず。其の夫人の所に死せん與りは、死を君の前に賜はらんに若かず。願はくは君必ず之れを察せよ。人の笑と爲る無かれと。君因りて妾余の詐りを信じ、爲めに正妻を弃つ。(四)余又甲を殺して其子を以て後と爲さんと欲す。因りて自ら其(五)親身衣の裏を裂き、以て君に示して泣いて曰く、余の幸を君に得るの日久し。甲知らざるに非ざるなり。今彊ひて余に戯れんと欲す。余與に之れを爭ひ、余の衣を裂くに至る。而して此の子の不孝、此れより大なるは莫しと。君怒りて甲を殺す。故に妻は妾余の詐りを以て弃てられ、子は之れを以て死す。

(一) 無道なる朝廷に仕へて位を占め、衆口の謗を被り、流俗の言に溺れて脱せられず (二) 嚴大子に向ひ安利を求

顧人主之義矣。其百官之吏。亦知方正之不可以得安也。必曰。我以清廉事上而求安。若無規矩而欲爲方圓也。必不幾矣。若以守法不朋黨治官而求安。是猶以足搔頂也。愈不幾也。二者不可以得安。能無廢法行私以適重人哉。此必不顧君上之法矣。故以私爲重人者衆。而以法事君少矣。是以主孤於上。而臣成黨於下。此田成之所以弑簡公者也。

して、法を以て君に事ふる者少し。是れを以て、主、上に孤にして、臣は黨を下に成す、此れ田成の簡公を弑せし所以の者なり。（一〇）

（一）左右の人忠貞信實では安寧利益を得べからざるを知るや、必ずいはん（二）必ず期し得べからず（三）若し道術を以て正理を行ふ（四）忠信と消化既に安利を得べからず（五）相黨引し、主上の耳目を蔽ひ、姦私を爲して重臣に屈從せざるものなし（六）人主に對する義などを思ふことなし（七）法を守り、徒黨を組まず、官職を全くし安利を求めんとするなり（八）清廉と守法との二者、安利を得べからざれば、法令に反き私利を行ひ重臣に屈すべし（九）こゝに至ると人主の法を顧みなくなる（一〇）田成子即ち陳恒が齊の簡公を弑したるなり

處非道之位。被衆口之譖。溺於當世之言。而欲當嚴天子而求安。

非道の位に處り、衆口の譖を被り、當世の言に溺れて、嚴天子に當りて安きを求めんと欲す。幾ど亦難からずや。此れ夫れ、智士死に至るまで世に顯れざる所以の者なり。楚の莊王の弟、春申君、愛妾有り。余と曰ふ。春申君の正妻

故左右知ニ貞信之不レ可ニ以得ニ安利一也。必曰。我以ニ忠信一事レ上。積ニ功勞一而求レ安。是猶ニ盲而欲レ知ニ黑白之情一。必不レ幾矣。若以ニ道化一行ニ正理一。不レ趨ニ富貴一事レ上而求レ安。是猶ニ聾而欲レ審ニ清濁之聲一也。愈不レ幾矣。二者不レ可ニ以得レ安。安能無下相比周。蔽ニ主上一爲ニ姦私一。以適中重人上哉。此必不レ

故に左右、貞信の以て安利を得べからざるを知るや、必ず曰はん、我が忠信を(一)以て上に事へ、功勞を積んで安きを求めんとするも、是れ猶ほ盲にして黑白の情を知らんと欲するがごとし。(二)必ず幾せず。若し(三)道化を以て正理を行ひ、富貴に趨かず、上に事へて安きを求むるは、是れ猶ほ聾にして淸濁の聲を審にせんと欲するがごとし。愈々幾せず。(四)二者以て安きを得べからず。安んぞ能く、(五)相比周して主上を蔽ひ姦私を爲し以て重人に適く無からんや。此れ必ず(六)人主の義を顧みず、其の百官の吏、亦方正の以て安きを得べからざるを知るや、必ず曰はん、我れ淸廉を以て上に事へて安きを求むるは、規矩無くして方圓に爲さんと欲するが若きなり。必ず幾せず。若し(七)法を守り、朋黨せざるを以て官を治めて安きを求めんとするは、是れ猶ほ足を以て頂を搔くがごときなり。愈々幾せざるなり。(八)二者以て安きを得べからずんば、能く法を廢し私を行ひ以て重人に適く無からんや。(九)此れ必ず君上の法を顧みず。故に私を以て重人の爲めにする者衆く

之道也。夫姦臣得乘信幸之勢以毀譽進退羣臣者。人主非有術數以御之也。非參驗以審之也。必將以曩之合已信今之言此幸臣之所以得欺主成私者也故主必欺於上。而臣必重於下矣。此謂擅主之臣。國有擅主之臣。則羣下不得盡其知力以陳其忠。百官之吏不得奉法以致其功矣。何以明之。夫安利者就之。危害者去之。此人之情也。今爲臣盡力以致功。竭智以陳忠者。其身困而家貧。父子罹其害。爲姦利以弊人主。行財貨以事貴重之臣者。身尊家富。父子被其澤。人焉能去安利之道。而就危害之處哉。治國若此其過也。而上欲下之無姦。吏之奉法。其不可得。亦明矣。

以て功を致し、智を竭し以て忠を陳ぶる者、(四)其身困んで家貧しく、父子其害に罹る。(五)姦利を爲して以て人主を弊し、(六)財貨を行ひ、以て貴重の臣に事ふる者、身尊く家富み、父子其の澤を被る。人焉んぞ能く(七)安利の道を去りて危害の處に就かんや。國を治むる此の若く、其れ過てるなり。而して(八)上は、下の姦無く、吏の法を奉ぜんことを欲す。其の得べからざるや、亦明なり。

(一) 人主法術を以て下を馭せざれば姦臣の爲めに劫弑の禍に遇ふべきを論す (二) 大抵の人情に於て、嗜好の同異によりて、互に是非するものなり (三) 取舍合して心の互に逆ふものなし (四) 苦勞して盡したる者却て貧しく、父子共に害にかゝる (五) 姦計を以て私利を圖り、以て人主の聰明を蔽ふ (六) 賄賂を使ひて、位貴く權威ある人に媚ぶ (七) 安寧利益の道を去りて、危險禍害の道に就くものなし (八) 上のもの、下に姦邪を爲さゝめず、官吏に法を奉ぜしめんとしても不可能なり

勢者也。是以主有所善。臣從而譽之。主有所憎。臣因而毀之。凡人之大體。取舍同者。則相是也。取舍異者。則相非也。今人臣之所譽者。人主之所是也。此之謂同取。人臣之所毀者。人主之所非也。此之謂同舍。夫取舍合而相與逆者未嘗聞也。此人臣之所以信幸

因りて之れを毀つ。（二）凡そ人の大體、取舍同じき者は則ち相是とするなり。取舍異なる者は則ち相非とするなり。今人臣の譽むる所の者は、人主の是とする所なり。此を之れ同取と謂ふ。人臣の毀る所の者は、人主の非とする所なり、此を之れ同舍と謂ふ。（三）夫れ取舍合して相與に逆ふ者は未だ嘗て聞かざるなり。此れ人臣の信幸せらるゝ所以の道なり。夫れ姦臣、信幸の勢に乘じて毀譽を以て羣臣を進退するを得る者は、人主術數の以て之れを御する有るに非ざるなり、參驗の以て之れを審にするに非ざるなり、必ず將に曩の己に合ふを以て今の言を信ぜんとす。此れ幸臣の主を欺き私を成すを得る所以の者なり。故に主、必ず上に欺かれ、臣必ず下に重んぜらる。此れを主に擅にする臣と謂ふ。國に主を擅にするの臣有れば、則ち羣下其知力を盡し、以て其忠を陳ぶるを得ず、百官の吏、法を奉じて以て其功を致すを得ず。何を以て之れを明にするか。夫れ安利には之れに就き、危害は之れを去る。此れ人の情なり。今、臣と爲り力を盡し

商君車裂於秦、楚不用吳起而削亂、秦行商君法而富彊。二子之言也已當矣。然而枝解吳起、而車裂商君者何也。大臣苦法、而細民惡治也。當今之世、大臣貪重、細民安亂。甚於秦楚之俗。而人主無悼王孝公之聽。則法術之士安能蒙二子之危也、而明己之法術哉。此世所以亂無霸王也。

ち法術の士安んぞ能く二子の危を蒙りて、而も己の法術を明にせんや。此れ世亂れて霸王無き所以なり。

(一)商君は商鞅なり　(二)十家五家の組合を定む　(三)連坐の罪にて組合中にて罪ある者を訴へざれば同罪に處す　(四)李斯以前に商鞅書を燒く　(五)私門の中に行はるゝ請託を禁ず　(六)公家の事に勤務あるものは行賞を遂げしむ　(七)遊說して仕官を求むる士を禁ず　(八)耕戰を勤ぬる士を尊重す　(九)商君は大臣に惡まれ車裂の刑に遇ふ　(一〇)細民はその治を惡むなり　(一一)何れも私利をむさぼるなり　(一二)而して人主には悼王や孝公の樣な人言を聽くものなし

姦劫弑臣

凡姦臣皆欲順人主之心、以取親幸之

凡そ姦臣は皆人主の心に順ひ、以て親幸の勢を取らんと欲する者なり。是れを以て主、善とする所有れば、臣、從つて之れを譽む。主、憎む所有れば、臣、

楚悼王。以二楚國之俗一。曰。大臣太重。封君太衆。若レ此則上偪レ主。而下虐レ民。此貧レ國弱レ兵之道也。不レ如下使二封君之子孫。三世而收二爵祿一。絶二滅百吏之祿秩一。損二不急之枝官一。以奉中選練之士上。悼王行レ之。期年而薨矣。吳起枝二解於楚一。

べし（五）此の如くなれば則ち法術は群臣士民の方には禍となる（六）人民のそしりを超越す（七）有道の士の言に親しむなり（八）論は收錄なり（九）楚國の惡風俗を改革するなり（一〇）上は人主にせまり、下は民を虐ぐ（一一）貪は貧の誤なるべし（一二）百官の俸祿を取りあぐ（一三）枝官は枝の如く不必要なる官職（一四）吳起は大臣どもに惡まれ手足を切り離されて殺さる

商君教二秦孝公一以連二什伍一。設二告坐之過一。燔二詩書一。而明二法令一。塞二私門之請一。而遂二公家之勞一。禁二遊官之民一。而顯二耕戰之士一。孝公行レ之。主以尊安。國以富强。八年而薨。

（一）商君秦の孝公に教へ、（二）以て什伍を連ね、（三）告坐の過を設け、（四）詩書を燔きて、法令を明にし、（五）私門の請を塞ぎて、（六）公家の勞を遂げ、（七）遊官の民を禁じて、（八）耕戰の士を顯す。孝公之れを行ひ、主以て尊安、國以て富强。八年にして薨ずるや、（九）商君秦に車裂せらる。楚、吳起を用ひず、削亂せられ、秦、商君の法を行ひて富强。二子の言や已に當れり。然り而して吳起を枝解し、商君を車裂する者は何ぞや。大臣法を苦しみて、（一〇）細民治を惡めばなり。今の世に當りて、（一一）大臣重きを貪り、細民亂に安んずる、秦楚の俗よりも甚し。而して人主、（一二）悼王、孝公の聽なし。則

其難也。今人主之於法術也。未必和璧之急也。而禁羣臣士民之私邪。然則有道者之不僇也。特帝王之璞。未獻耳。

主用術則大臣不得擅斷。近習不敢賣重。官行法則浮萌趨於耕農。而游士危於戰陳。則法術者乃羣臣士民之所禍也。人主非能倍大臣之議。越民萌之誹。獨周乎道言。則法術之士。雖至死亡。道必不論矣。昔者吳起敎

主、術を用ふれば則ち大臣、斷(一)を擅にするを得ず。近習(二)敢て重きを賣らず。官、法を行へば則ち浮萌(三)、耕農(四)に趨き、遊士(五)戰陳に危くす。則ち法術者(六)、乃ち羣臣士民の禍とする所なり。人主能く大臣の議に倍き、民萌(八)の誹を越え獨り道言(七)に周するに非ざれば、則ち法術の士、死亡に至ると雖も、道必ず論ぜられず。昔者、吳起、楚の悼王に敎ふるに、楚國(九)の俗を以てす。曰く、大臣太だ重く、封君太だ衆し。此の如くなれば、則ち上、主に偪り、下、民を虐ぐ、此れ國を貧り(一一)、兵を弱くするの道なり。封君の子孫(一〇)をして三世にして爵祿を收め、百(一二)吏の祿秩を絶滅し、不急の枝官(一三)を損し、以て選練の士を奉ぜしむるに如かずと。悼王之れを行ひ、朞年にして薨ず。吳起(一四)、楚に枝解せらる。

(一)專斷なり　(二)權の重きを見て私利を恣にす　(三)萌は氓なり即ち遊民なり　(四)浮浪の士に戰陳に行かしむ

王。武王使玉人相之。又曰。石也。王又以和爲誑而刖其右足。武王薨。文王即位。和乃抱其璞而哭於楚山之下。三日三夜。涙盡而繼之以血。王聞之。使人問其故。曰。天下之刖者多矣。子奚哭之悲也。和曰。吾非悲刖也。悲夫寶玉而題之以石。貞士而名之以誑。此吾所以悲也。王乃使玉人理其璞。而得寶焉。遂命曰和氏之璧。夫珠玉人主之所急也。和雖獻璞而未美。未爲主之害也。然猶兩足斬而寶乃論。論寶若此

悲しきや。和曰く、吾刖を悲しむに非ざるなり。夫の寶王にして之れに題するに石を以てし、貞士にして之れに名づくるに誑を以てするを悲しむ。此れ吾が悲しむ所以なりと。王乃ち玉人をして其の璞を理めしめ、寶を得たり。遂に命じて和氏の璧と曰ふ。夫れ珠玉は人主の急とする所なり。(三) 和、璞を獻じて未だ美ならずと雖も、未だ(四)主の害と爲らざるなり。然れども猶ほ兩足斬られて、寶乃ち論ぜらる。寶を論ずる此の若く其れ難きなり。今、人主の法術に於けるや、未だ必ずしも(五)和璧の急ならざるなり。而も羣臣士民の私を禁ぜんや。然らば則ち有道者の僇せられざるは、特に(六)帝王の璞を未だ獻ぜざるのみ。

(一) 和氏の璧を獻ぜしことを說きて、人主臣を御して其の姦を分つ能はざれば人臣に和氏が如きものあるに喩ふ (二) 玉璞は荒玉なり、磨かざるたま (三) 急は必要とするところ (四) 人主の害にはならず (五) 和氏の璧ほどには急ならず (六) 帝王の璞とも稱すべき法術の說を進めざるを以てなり

也。而以三前之所二以見一レ賢。而後獲レ罪者。愛憎之變也。故有レ愛於レ主。則智當而加レ親。有レ憎於レ主。則智不レ當。見レ罪而加レ疏。故諫説談論之士。不レ可レ不下察二愛憎之主一而後説上焉。夫龍之爲レ蟲也。柔可二狎而騎一也。然其喉下有二逆鱗徑尺一。若人有レ嬰レ之者。則必殺レ人。人主亦有二逆鱗一。説者能無レ嬰二人主之逆鱗一。則幾矣。

和氏（一）

楚人和氏得二玉璞楚山中一。奉而獻二之厲王一。厲王使二玉人相一レ之。玉人曰。石也。王以レ和爲レ誑。而刖二其左足一。及二厲王薨一。武王卽レ位。和又奉二其璞一而獻二之武

楚人、和氏玉璞を楚山の中に得たり。奉じて之れを厲王に獻ず。厲王、玉人をして之れを相せしむ。玉人曰く、石なりと。王、和を以て誑くと爲し、其左足を刖る。厲王薨じ、武王位に卽くに及び、和又其璞を奉じて之れを武王に獻ず。武王、玉人をして之れを相せしむ。又曰く、石なりと。王又和を以て誑くと爲し、其右足を刖る。武王薨じ、文王位に卽く。和乃ち其璞を抱いて楚山の下に哭すること、三日三夜、涙盡きて之れに繼ぐに血を以てす。王之れを聞き、人をして其故を問はしむ。曰く、天下の刖せらるゝ者多し。子奚ぞ哭するの

病。人聞往夜告二彌子一。彌子矯駕二君車一以出。君聞而賢レ之曰。孝哉爲二母之故一。忘二其刖罪一。異日與レ君遊レ於二果園一。食レ桃而甘。不レ盡。以二其半一啗レ君。君曰。愛レ我哉。忘二其口味一以啗二寡人一。及二彌子色衰愛弛一、得二罪於一レ君。君曰。是固嘗矯駕二吾車一。又嘗啗レ我以二餘桃一。故彌子之行。未レ變レ於レ初

罪を忘ると。異日君と果園に遊び、桃を食ひて甘し。盡さずして其半を以て君に啗はしむ。君曰く、我れを愛するかな、其口味を忘れて以て寡人に啗はしむと。彌子の色衰へ、愛弛むに及び、罪を君に得たり。君曰く、是れ固より嘗て矯りて吾車に駕し、又嘗て我れに啗はすに餘桃を以てす。故に彌子の行未だ初めより變ぜざるなり。前の賢とせらるゝ所以を以て、後に罪を獲たる者は、愛憎の變なり。故に主に愛あれば、則ち智(二)當りて親を加へ、主に憎まるゝ有れば、則ち智當らず、罪せられて疏を加ふ。故に諫説談論(三)の士、愛憎の主を察して後に説かざるべからず。夫れ龍の蟲たる柔にして狎らして騎るべきなり。然れども其の喉下(四)に逆鱗の徑尺なるあり。若し人之れに嬰かる者有らば則ち必ず人を殺さん。人主にも亦逆鱗あり、説者能く人主の逆鱗に嬰る無くんば、則ち幾し。

(一) 足を切る刑 (二) 智當れるものとして親密を加ふ (三) 君を諫め説を進むる士は人主の愛憎の在する所を察すべし (四) 喉の下に逆生せし鱗の直徑一尺ばかりなるあり

也。子言伐之。何也。胡君聞之、以鄭爲親己。遂不備鄭。鄭人襲胡取之。宋有富人。天雨牆壞。其子曰。不築必將有盜。其鄰人之父亦云。暮而果大亡其財。其家甚智其子。而疑鄰人之父。此二人說者。皆當矣。厚者爲戮。薄者見疑。則非知之難也。處知則難也。故繞朝之言。當矣。其爲聖人於晉。而爲戮於秦也。此不可不察也。

ふ。暮にして果して大に其財を亡ふ。其家、甚だ其子を智とし、而して鄰人の父(一)を疑ふ。此の二人の說く者皆當れり。厚き者は戮となり薄き者は疑はる(二)。則ち智の(三)難きに非ざるなり。智を處する則ち難きなり。故に繞朝の(四)言當る。其の晉に聖人と爲りて秦に戮と爲るなり。此れ察せざる可からざるなり。

(一) 家の樣子を知る故に怪しいと思はる　(二) 甚しいのは殺され、薄いところでは疑はる　(三) 智は難きに非ず運用の難きなり　(四) 繞朝の言ふ所は至當なるを以て晉にては聖人とし、秦にては之を殺す

昔者彌子瑕有寵於衛君。衛國之法。竊駕君車者。罪刖。彌子瑕母

昔者、彌子瑕、衛君に寵あり。衛國の法、竊に君の車に駕する者は罪刖せらる。彌子瑕の母病む。人聞き往きて、夜に彌子に告ぐ。彌子矯りて君の車に駕して以て出づ。君聞きて之れを賢として曰く、孝なるかな、母の故の爲めに其の刖

吾言一爲二宰虜一。而可ニ以聽用一而振レ世。此非下能仕之所上レ恥也。夫曠日離久而周澤既渥、深計而不レ疑。引爭而不レ罪。則明ニ割利害一。以致ニ其功一。直ニ指是非一。以飾ニ其身一。以レ此相持。此說之成也。

飾り、此を以て相持す。此れ說の成るなり。(一二)

㊀宰は料理人 ㊁皆上に求むる所あればなり ㊂身を勞役して進まざるを得ず ㊃身を汚すなり ㊄我言を宰虜同様とせば人主に用ひられ一世に振ふべし ㊅能く君に仕ふる者の恥とするところに非ず ㊆周給恩澤 ㊇立ち入りて計畫す ㊈爭ひ諫む ㊉利害を明に裁斷して功を奏す ⑪君は臣を信じ臣は忠を效す

昔者鄭武公欲レ伐レ胡。故先以ニ其女一妻ニ胡君一。以娛ニ其意一。因問ニ於羣臣一。吾欲レ用レ兵。誰可レ伐者。大夫關其思對曰。胡可レ伐。武公怒而戮レ之曰。胡兄弟之國

昔者、鄭の武公、胡を伐たんと欲す。故に先づ其女を以て胡君に妻はせ、以て其の意を娛しましむ。因りて羣臣に問ふ。吾れ兵を用ひんと欲す。誰をか伐つ可き者ぞ。大夫關其思對へて曰く、胡伐つ可し。武公怒りて之れを戮して曰く、胡は兄弟の國なり。子之れを伐てと言ふは何ぞや。胡君之れを聞き鄭を以て己に親しむと爲し、遂に鄭に備へず。鄭人胡を襲うて之れを取る。宋に富人有り。天雨ふり牆壞る。其子曰く、築かずんば必ず將に盜あらんとすと。其鄰人の父も亦云

阨之也。自勇ニ其斷一。則毋下以ニ其謫一怒上レ之。自智ニ其計一。則毋下以ニ其敗一窮上レ之。大意無レ所ニ拂忤一。辭言無レ所ニ擊摩一。然後極騁ニ智辯一焉。此道所レ得。親近不レ疑。而得レ盡ニ之辭一也。伊尹爲レ宰。百里奚爲レ虜。皆所ニ以干一其上一也。此二人者。皆聖人也。然猶不レ能レ無ニ役レ身以進一。如レ此其汚也。今以ニ

を勇とせば、則ち其謫を以て之れを怒らす毋れ。(三)自ら其計を智とせば、則ち其敗を以て之れを窮むる毋れ。(四)大意、拂忤する所無く、辭言擊摩する所無く、然る後に極めて智辯を騁す。(五)此の道の得る所、親近疑はず。之れが辭を盡すを得るなり。

(一) 彼多力を矜れば强事を以て、妨ぐべからず。阨は妨ぐるなり　(二) 其斷を欲する人には對抗する心をつけて怒らすべからず。謫は對抗なり　(三) 其計を智なりとせば失敗の事實を引いて困すべからず　(四) 說を進むる大旨は彼の心に逆ふなく言葉は衝突することなく、然る後に我が才辯をのばすべし　(五) 此の道の得るところは君に親近して疑はれず、十分に辭を盡すことを得るなり

伊尹は宰と爲り。(一)百里奚は虜と爲る。皆其上を干す所以なり。(二)此二人の者皆聖人なり。然れども猶ほ身を役して以て進むる無き能はず。(三)此の如く其れ汚すなり。(四)今吾言を以て宰虜と爲さば以て聽用せられて世に振ふ可し、此れ能仕の恥づる所に非ざるなり。(五)夫れ曠日離久して周澤既に渥く、(七)深計して疑はれず、引爭して(八)罪せられざれば、則ち利害を明割し以て其功を致し、(一〇)是非を直指して以て其の身を

智能、則爲レ之擧ニ異事之同レ類者一。多爲ニ之地一。使ニ之資ニ說於ヒ我。而佯不レ知也。以資ニ其智一。欲ニ內相存一之言。則必以ニ美名一明レ之。而微見ニ其合ヒ於ニ私利一也。欲レ陳ニ危害之事一。則顯ニ其毀誹一。而微見ニ其合ニ於ニ私患一也。譽ニ異人與同レ行者一。規下異事與同レ計者上。有下與同レ汚者上。則必以大飾ニ其無ヒ傷也。有下與同レ敗者上。則必以明飾其無ヒ失也。

に計を同じうする者を規り、(九)與に汚を同じうする者有れば、則ち必ず以て大に其の傷無きを飾る。(一〇)與に敗を同じうする者有れば、則ち必ず以て明に其の失ふ無きを飾る。

(一)相手の矜るところを知りてその意に順ふにあり (二)恥づるところを知りて之れを滅して氣に入らしむ (三)急に爲さんとする私事あれば、これを公義なりと示して心を強めしむ (四)心には卑下すれども實際は已められざることあり (五)美を飾りて欲するところを爲さしめ、爲さざるところは少なりとなす (六)智能を矜りとする者には同類、外の事を示し、考ふる場所を與へて吾の說を取らしめ己れは知らぬ風をする (七)內々は存恤せんとする言は說者は美名を以て云ひ從て自己の益になると云ふ (八)他の人と行や計を同じうすのは譽めてやる (九)同じ樣なる汚行あるときは之れを飾りて缺點ならざるをいふ (一〇)失敗を同じうせる者には之れと飾りて過失ならざるをいふ

彼自多ニ其力一。則毋下以ニ其難一

彼自ら其力を多とせば、則ち其難きを以て、之れを概する毋かれ。(二)自ら其斷

人一則以爲レ間レ己矣。與レ之論二細人一。則以爲レ賣レ重。論二其所レ愛。則以爲レ藉レ資。論二其所レ憎一則以爲レ嘗レ己也。徑省二其說一。則以爲二不智一而詘レ之。米鹽博辯則以爲レ多而交レ之。略レ事陳レ意。則曰。怯懦而不レ盡。慮レ事廣肆則曰二草野而倨侮一。此說之難不レ可レ不レ知也。

凡說之務。在レ知下飾二所レ說之所レ矜。而滅中其所上レ恥。彼有二私急一也。必以二公義一示而強レ之。其意有レ下也。然而不レ能レ已。說者因爲レ之飾二其美一而少二其不一レ爲也。其心有レ高也。而實不レ能レ及。說者爲レ之擧二其過一而見二其惡一。而多二其不一レ行也。有レ欲三矜以二

凡そ說の務、(一)說く所の矜る所を飾り、(二)其の恥づる所を滅するを知るに在り。(三)彼私急あるや、必ず公義を以て示して之れを强ふ。(四)其意下あるなり、然れども已む能はずんば、說者、因りて之れが爲めに(五)其の美を飾り、其の爲さざるを少とするなり。其心高き有るなり。而も實及ぶ能はずんば、說者之れが爲めに其過を擧げて其惡を見はす。其の行はざるを多とするなり。(六)矜るに智能を以てせんと欲する有らば、則ち之れが爲めに異事の類を同じうする者を擧け、多く之れが地を爲し、之れをして說を我れに資せしめて、佯りて知らざるなり。以て其智を資く。(七)內相存せんと欲するの言、則ち必ず美名を以て之れを明にして、微に其の私利に合するを見はすなり。危害の事を陳べんと欲すれば、則ち其毀誹を顯はして微に其の私患に合ふを見はすなり。異人與に行を同じうする者を譽め、(八)異事與

者身危。周澤未ㇾ渥也。而語ニ極知一。說行而有ㇾ功則德忘。說不ㇾ行而有ㇾ敗則見ㇾ疑。如ㇾ此者身危。貴人有ニ過端一。而說者明言ニ禮義一以挑ニ其惡一。如ㇾ此者身危。貴人或得ㇾ計而欲ニ自以爲ㇾ功。說者與知焉。如ㇾ此者身危。彊以ニ其所ㇾ不ㇾ能ㇾ爲。止以ニ其所ㇾ不ㇾ能ㇾ已。如ㇾ此者身危。故與ㇾ之論ニ大

故に之れと大人(一一)を論ずれば則ち以て己を間すと爲す。之れと細人(一二)を論ずれば則ち以て重きを賣ると爲す。(一三)其の愛する所を論ずれば則ち以て資を藉ると爲す。其の憎む所を論ずれば則ち以て己を嘗みると爲す。(一四)徑に其說を省けば則ち以て不智と爲して之を詘く。米鹽博辯(一五)なれば則ち以て多しと爲して之れを交(一六)とす。事を略し意を陳ぶれば則ち曰く、怯懦にして盡さず。事を慮りて廣肆(一七)なれば則ち草野にして倨侮なりと曰ふ。此れ說の難きを知らざるべからざるなり。

(一) 事は秘密にすれば成功し、言葉は泄れると失敗す (二) 人主顯に示しても、自他の事に托して人の事らしく云ふことあり (三) 說く者示したる事情を知り、又他に托したる理由を知ればつまり弱點を知りたることなり (四) 人主の爲めに異常の事を計畫し、人主の密事に當る (五) 外に智計あるもの之れを知りて他に漏らす (六) 之れを第三者とはせずして己の仕事となさん (七) 至周の恩澤厚からざるに誠心を語る (八) 失敗あれば他に內應したりと疑はる (九) 說者與り知れば功を盜むかと疑はる (一〇) 不可能を强ひ、是非爲さんとするものを止むる (一一) 權力なき微賤の人の話をすれば權力を利用すると思ふ (一二) 大臣などの話を爲せば人主は間接に我をそしると思ふ (一三) 氣に入りたる話をすれば何か貰ひたがると思ふ (一四) 簡略に述ぶればわからずして不智となす (一五) 米鹽は精細なること博辯は博く辯ずるなり (一六) 史の誤、文飾に過ぎたる意 (一七) 廣く恣にして遠慮なきこと

而遠二事情一。必不レ收矣。所レ説陰爲二厚利一。而顯爲二名高一者也。而説レ之以二名高一。則陽收二其身一。而實疏レ之。説レ之以二厚利一。則陰用二其事一。顯棄二其身一矣。此不レ可レ不レ察也。

夫事以レ密成。語以レ泄敗。未二必其身泄一レ之也。而語及二所レ匿之事一。如レ此者身危。彼顯有二所レ出事一。而乃以成二他故一。説者不二徒知一レ所レ出而已一矣。又知二其所一以爲一。如レ此者身危。規二異事一而當。知者揣二之外一而得レ之。事泄二於外一。必以爲レ己也。如レ此

(一)夫れ事は密を以て成り、語は泄を以て敗る。未だ必ずしも其身之れを泄らさず。而も語、匿す所の事に及ぶ。此の如き者は身危し。(二)彼顯に出す所の事あり。而も乃ち以て他故を成す。(三)説者徒に出づる所を知るのみならず、又其の爲す所以を知る。此の如き者は身危し。(四)異事を規つて當る。(五)知る者之れを外に揣つて之を得、事外に泄る。(六)必ず以て己と爲さん。此の如き者は身危し。(七)周澤未だ渥からざるに極知を語る。説行はれて功有れば則ち徳忘られ、説行はれずして、(八)敗有れば則ち疑はる。此の如き者は身危し。貴人過端有り、説者明に禮義を言ひ以て其惡を挑ぐ。此の如き者は身危し。貴人或は計を得て自ら以て功を爲さんと欲す。説者與かり知る。此の如き者は身危し。(一〇)彊ふるに其の爲す能はざる所を以てし、(九)止むるに其の已む能はざる所を以てす。此の如き者は身危し。

凡說之難。非下吾知之有二以說レ之之難上也。又非下吾辯之能明二吾意一之難上也。又非二吾敢橫失而能盡之難一也。凡說之難。在下知二所レ說之心一可中以二吾說一當上レ之。所レ說出レ於レ爲二名高一者也。而說レ之以二厚利一。則見二下節一而遇二卑賤一。必棄遠矣。所レ說出二於厚利一者也。而說レ之以二名高一。則見三無心

凡そ說の難き、吾が知の以て之れに說く有るの難きに非ざるなり。又吾が辯の能く吾が意を明にするの難きに非ざるなり。又吾が敢て(三)橫失して能く盡すの難きに非ざるなり。凡そ說の難きは、說く所の心を知つて吾が說を以て之れに當つべきに在り。(四)說く所名高を爲すに出づる者なり。而して之れに說くに厚利を以てすれば、則ち下節とせられて、(五)卑賤に遇せられ、必ず(六)棄遠せらる。說く所厚利に出づる者なり。而して之れに說くに名高を以てすれば則ち無心にして事情に遠しとせられて、必ず收められず。說く所陰に厚利を爲して、顯に名高を爲す者なり。而して之れに說くに名高を以てすれば、則ち陽に其身を收めて、實は之れを疏んじ、之れに說くに厚利を以てすれば、則ち陰に其事に用ひて顯に其身を弃つ。此れ察せざるべからざるなり。

(一) 遊說の道の極めて困難なるを論ず (二) 吾が智にて是非を判定して人主に說く (三) 橫失は橫佚にて思ふ存分その說を述ぶること (四) 說かんとする人主が名聞高節の士たらんとするものなるに (五) 志節の凡下なるものとせらる (六) 弃遠は一に棄遠に作る、蓋し弃も亦棄也

臣欺其主。必不從重人矣。是當塗者之徒屬。非愚而不知患者。必汚而不避姦者也。大臣挾愚汚之人。上與之欺主。下與之收利。侵漁朋黨比周。相與一口。惑主敗法。以亂士民。使國家危削。主上勞辱。此大罪也。臣有大罪而主弗禁。此大失也。使其主有大失於上。臣有大罪於下。索國之不亡者。不可得也。

人を挾み、上、之れと主を欺き、下、之れと利を收めて、(三)侵漁朋黨比周し、相與に(四)口を一にし、主を惑はし、法を敗り、以て士民を亂し、國家をして(五)危削し主上(六)勢辱せしむ。此れ大罪なり。臣大罪有りて主禁ぜず。此れ大失なり。其主をして上に大失有り、臣をして下に大罪あらしむ。國の亡びざるを索むるも得べからざるなり。

(一) 智士は先見の明ありて其死亡を畏るゝを以て重人に從はず　(二) 重臣に分屬するものは愚にして後 子孫の患を知らざるものか、品性惡くして賄賂をいとはざるものなり　(三) 百姓を侵し、利を漁るをり　(四) 口を一にとすは雷同するなり　(五) 國家を危くして日に削らる　(六) 人主をして困辱せしむ

說難

利。與相異者也。何以明レ之哉。曰。主利在二有レ能而任一レ官。臣利在二無レ能而得一レ事。主利在二有レ勢而爵祿一。臣利在二無レ功而富貴一。主利在二豪傑使一レ能。臣利在二朋黨用一レ私。是以國地削而私家富。主上卑而大臣重。故主失レ勢而臣得レ國。主更稱二蕃臣一。而相室剖レ符。此人臣之所三以譎レ主便二レ私也。故當世之重臣。主變レ勢而得レ固レ寵者。十無二二三一。是其故何也。人臣之罪大也。臣有二大罪一者。其行欺レ主也。其罪當二死亡一也。

(五)譎し私に便する所以なり。故に當世の重臣にして、主勢を變じて寵を固くするを得る者十に二三無し。是れ其の故何ぞや、人臣の罪大なればなり。(六)臣大罪(七)有る者、其行主を欺くなり。(八)其罪當に死亡すべきなり。

㈠ 功績を定むるに智行に於てせず、罪過を定むるに彼是を合せて當否を考へざるなり ㈡ 大臣の權重過ぎるなり ㈢ 朋黨して私曲を爲すなり ㈣ 蕃臣は藩臣なり。臣に藩臣と稱して服し、家臣が君となりて人を官に任ず ㈤ 人臣の主をたぶらかして私を謀るなり ㈥ 主勢を失ひても寵を保つものは稀なり ㈦ 臣下の大罪の中人主を欺くを最となす ㈧ 重臣は死刑に相當すべき罪を行つて居るなり

智士者遠見而畏二於死亡一。必不レ從二重人一矣。賢士者修廉而羞下與二姦

(一)智士は遠見にして死亡を畏るれば、必ず重人に從はず。賢士は修廉にして姦臣と其主を欺くを羞づれば、必ず重人に從はず。是れ當塗者の徒屬、(二)愚にして患を知らざる者に非ずば、必ず汚にして姦を避けざる者なり。大臣、愚汚の

左右。行非ニ伯夷一也。求索不レ得。貨賂不レ至。則精辯之功息。而毀誣之言起矣。治亂之功。制レ於ニ近習一。精潔之行。決レ於ニ毀譽一。則修智之吏廢。而人主之明塞矣。

る

㊆ 近侍のもの、毀譽によりて價値を定める

不下以ニ功伐一決中智行上、不下以ニ參伍一審中罪過上、而聽ニ左右近習之言一。則無能之士在レ廷。而愚汚之吏處レ官矣。萬乘之患。大臣太重。千乘之患。左右太信。此人主之所ニ公患一也。且人臣有ニ大罪一。人主有ニ大失一。臣主之

(二)功伐を以て智行を決せず。參伍を以て罪過を審にせず、而も、左右近習の言を聽けば則ち無能の士、廷に在り、愚汚の吏、官に處せらる。萬乘の患は大臣太だ重きにあり。千乘の患は左右大に信ぜらるゝにあり。此れ人主の公患(三)とする所なり。且つ人臣大罪あり。人主大失あり。臣主の利與に相異なる者なり。何を以て之れを明にするか。曰く、主の利は能有りて官に任ずるに在り。臣の利は能無くして事を得るに在り。主の利は勞有りて爵祿するに在り。臣の利は功無くして富貴なるに在り。主の利は豪傑能を使ふに在り。臣の利は朋黨私を用ふるに在り。是を以て國地削られて私家富み、主上卑くして大臣重し。故に主、勢を失ひて、臣國を得、主更に藩臣(四)と稱して相室符を剖く。此れ人臣(五)の主を

主之左右。不必智也。人主於人。有所智而聽之。因與左右論其言。是與愚人論智也。人主之左右不必賢也。人主於人。有所賢而禮之。因與左右論其行。是與不肖論賢也。智者決策於愚人。賢士程行於不肖。則賢智之士羞而人主之論悖矣。

て進まず人主の論は理に悖る

人臣之欲得官者。其修士且以精潔固身。其智士且以治辯進業。其修士不能以貨賂事人。恃其精潔而更不能以枉法爲治。則修智之士。不事左右。不聽請謁矣。人主之

人臣の官を得んと欲する者、其修士(一)且つ精潔を以て身を固くし、其智士(二)且つ治辯を以て業を進む。其修士貨賂を以て人に事ふる能はず。(三)其精潔を恃み、更に法を枉ぐるを以て治を爲す能はず。(四)則ち修智の士、左右に事へず。(五)請謁を聽かず。人主の左右、行、伯夷に非ざるなり。求索して得ず。貨賂至らざれば則ち精辯の功息み、(六)毀誣の言起る。亂を治むるの功、近習に制せられ、精潔の行、毀譽に決すれば、(七)則ち修智の吏廢して人主の明塞がる。

(一) 修士は修身の士、精潔は清潔に同じ (二) 智謀の士ならば事務を巧に行つて業を進む (三) 修身の士は賄賂を以て人に事へられず (四) 智謀の士は清潔なれば法を枉げて事を治めず (五) 君主の近侍の臣に事へず、又うまく取なす事をたのまず (六) 修士智士は請求して得ず、賄賂を送らざるを以て清潔智辨の功は廢して讒言誣告の言起

氏弗レ制。而田氏用レ之也。所三以謂二晉亡一者。亦非二地與一レ城亡一也。姬氏弗レ制。而六卿專レ之也。今大臣執レ柄獨斷。而上弗レ知レ收。是人主不明也。與二死人一同レ病者。不レ可レ生也。與二亡國一同レ事者。不レ可レ存也。今襲三蹟於二齊晉一。欲二國安存一不レ可得也。凡法術之難レ行也。不二獨萬乘一千乘亦然。人

り。姬氏制せずして六卿(二)之れを專にするなり。今大臣柄を執りて獨斷す。上收むるを知らず。是れ人主不明なるなり。死人と病を同じうする者は生くべからざるなり。亡國と事を同じうする者は存す可からざるなり。今蹟を齊晉に襲ぎ、國の安存を欲するも得べからざるなり。凡そ法術の行ひ難きや、獨り萬乘のみならず、千乘も亦然り。人主の左右(三)必ずしも智ならざるなり。人主の人に於ける、智とする所ありて之れを聽き、因りて左右(四)と其言を論ず。是れ愚人と智を論ずるなり。人主の左右必ずしも賢ならざるなり。人主の人に於ける賢とする所(五)ありて之れを禮す。因りて左右と其行を論ず。是れ不肖と賢を論ずるなり。智者にして策を愚人に決し、賢士にして行を不肖に程せらるれば(六)、則ち賢智(七)の士羞ぢて人主の論悖る。

(一) 元の齊君呂氏制する能はずして田氏に取られたるなり　(二) 六卿は范、中行、智伯、韓、魏、趙　(三) 左右の者必ずしも智者のみならず愚者も少なからざる也　(四) 左右の人に其の言の是非を論ずるは不可なり　(五) 賢として之れを禮するのはよいが左右にその行の高下を論ずるは不可なり　(六) 程すは評論せらるゝなり　(七) 賢人羞ぢ

参驗而行誅。不待見功而爵祿。故法術之士安能蒙死亡而進其說。姦邪之臣。安肯乘利而退其身。故主上愈卑。私門益尊。夫越雖國富兵彊。中國之主。皆知無益於己也。曰。非吾所得制也。今有國者。雖地廣人衆。然而人主壅蔽。大臣專權。是國爲越也。知不類越。而不知不類其國。不察其類者也。

士安んぞ能く死亡を蒙して其說を進めん。姦邪の臣、安んぞ肯て利に乘じて其の身を退けん。故に主上愈〻卑く、私門益〻尊し。夫れ越は國富み兵彊しと雖も、中國の士皆己に(三)益無きを知る。曰く、吾制するを得る所に非ざるなりと。今國有る者地廣く人衆しと雖も、然り而して人主壅蔽し、大臣權を專にす。是れ國越たるなり。越に類せざるを知りて、(四)其國に類せざるを知らず。其類を察せざる者なり。

(一) 法術の士に對してその言を事實と參同考驗せず誅を行ふ　(二) 吏人の進むる所は事實上の功績を待たずして爵祿を與ふ　(三) 南方の僻地なるを以て取るも益なし　(四) 自國が自國に類せず既に越となれるを知らず

人主所以謂齊亡者。非地與城亡也。呂

人主、齊亡ぶと謂ふ所以の者は、地と城と亡ぶるに非ざるなり。(一)呂氏制せずして田氏之れを用ふるなり。晉亡ぶと謂ふ所以の者は、亦地と城と亡ぶるに非ざるな

法術之士。奚道得レ進。而人主奚時得レ悟乎。故資必不レ勝。而勢不二兩存一。法術之士。焉得レ不レ危。其可下以二罪過一誣上者。公法而誅レ之。其不レ可三被以二罪過一者。以二私劍一而窮レ之。是明二法術一而逆二主上一者。不レ僇二於吏誅一。必死二於私劍一矣。朋黨比周。以弊レ主。言レ曲以便レ私者。必信二於重人一也。故其可下以二功伐一借上者。以二官爵一貴レ之。其不レ可三借以二美名一者。以二外權一重レ之。是以弊二主上一而趨二於私門一者。不レ顯二於官爵一。必重二於外權一矣。

を誅し、其の被らするに罪過を以てすべからざる者は、(四)私劍を以て之れを窮む。是れ法術に明にして主上に逆ふもの、(五)吏誅に僇せられざれば必ず私劍に死す。朋黨比周以て主を弊し、(六)曲を言ひ以て私に便する者、必ず重人に信ぜらるるなり。故に其の(七)功伐を以て借るべきものは、官爵を以て之れを貴くし、其の借るに美名を以てすべからざる者は、(八)外權を以て之れを重くす。是れを以て主上を弊して私門に趨る者、官爵に顯はれざれば必ず外權に重し。

(一) 誅を以て誣へる程久しきに亘るも罪するを得ず (二) 重人とは兩存せず (三) 重人が誣告をしてまでも公法にて誅す (四) 劍客等を遣すなり (五) 吏の誅に戮せられざれば必ず暗殺せらる (六) 壅蔽なり、曲は非理の說を述べて私の便にするをいふ (七) 重人の己の用になるべきものゝ功なり (八) 己の私權を分ち與ふるなり

今人主不レ合二

今人主、(一)參驗を合せずして誅を行ひ、(二)見功を待たずして爵祿す。故に法術の

者。非レ有下所二信愛一之親。習故之澤上也。又將下以二法術之言一。矯レ人主阿辟之心上。是與二人主一相反也。處レ勢卑賤無レ黨孤特。夫以二疎遠一與二近愛信一爭。其數不レ勝也。以二新旅一與二習故一爭。其數不レ勝也。以レ反二主意一。與二同好一爭。其數不レ勝也。以二輕賤一與二貴重一爭。其數不レ勝也。以二一口一與二一國一爭。其數不レ勝也。

たざるなり。(一〇)輕賤を以て貴重と爭ふ。其の數勝たざるなり。一口を以て一國と爭ふ。其數勝たざるなり。

(一)故老などに知り合ひになること (二)郎中と人主とを併す稱 (三)その功德を頌するなり (四)故舊と知り合ひになりたる便宜なり (五)邪辟にてよこしまのこと (六)居る所は卑賤にて勢なし (七)理に於て勝つこと能はず (八)新來の旅客 (九)法術の說は君の意に反するのみならず、君と好を同じくする重人と爭ふ (一〇)身分の低く賤しきなり

法術之士操二五不勝之勢一。以レ歲數而又不レ得レ見。當塗之人。乘二五勝之資一。而旦暮獨二說於レ前一。故

法術の士は五不勝の勢を操り、(一)歲を以て數へて又見るを得ず。當塗の人は五勝の資に乘じ、旦暮前に獨說す。故に法術の士は奚に道つてか進むを得ん。而して人主奚の時にか悟るを得んや。故に資、必ず勝たず。而して(二)勢兩存せず。法術の士焉んぞ危からざるを得ん。其の(三)罪過を以て誣ふべきものは、公法にしてこれ

故敵國爲之訟。百官不因則業不進。故羣臣爲之用。郎中不因。則不得近主。故左右爲之匿。學士不因。則養祿薄禮卑。故學士爲之談也。此四助者。邪臣之所以自飾也。重人不能忠主而進其仇。人主不能越四助而燭察其臣。故人主愈弊而大臣愈重。

皆その用を爲して使役せらる　(五)その匿人によること、賴み入るなり　(六)訟は稱頌なり　(七)郎中は近侍の臣　(八)既に近づけば之が爲めに其の非をかくす　(九)譽を傳ふなり　(一〇)四助は諸侯、百官、郎中、左右　(一〇)仇とする法術の士を燭むる能はず　(一一)人主愈蔽はれて大臣の權重くなる

凡當塗者之於人主也。希不信愛也。又且習故。若夫郎主。必同乎好惡。固其所自進也。官爵貴重。朋黨又衆。而一國爲之訟。則法術之士。欲干上

凡そ當塗者の人主に於けるや、信愛せざるは希なり。又且つ故に習ふ。(一)夫の郎主の若き、必ず好惡を同じうするは、固より其自ら進むる所なり。官爵貴重、朋黨又衆し。而して一國之れが爲めに訟ふ。(二)則ち法術の士、上を干さんと欲する者、信愛する所の親、習故の澤有るに非ざるなり。又將に法術の言を以て、人主阿辟の心を矯めんとす。是れ人主と相反するなり。勢に處る卑賤、黨無くして孤特、夫れ疎遠を以て近く愛信する所と爭ふ。其の數勝たざるなり。新旅を以て習故と爭ふ。其數勝たざるなり。主意に反するを以て同好と爭ふ。其數勝

力能得二其君一。此所レ謂重人也。

智術之士。明察。聽用。且燭二重人之陰情一。能法之士勁直。聽用。且矯二重人之姦行一。故智術能法之士用。則貴重之臣必在二繩之外一矣。是智法之士。與二當塗之人一不レ可二兩存一之仇也。當塗之人擅二事要一。則外內爲二之用一矣。是以諸侯不レ因則事不レ應。

智術の士明察ならば聽用せられて、且つ重人の(一)陰情を燭らす。能法の士勁直ならば聽用せられて、且つ重人の姦行を矯む。故に智術能法の士用ひらるれば則ち貴重の臣必ず繩の外に在り。是れ(二)智法の士は當塗の人とは兩存す可からざるの仇なり。當塗の人、事要を擅にすれば則ち(三)外內之れが用を爲す。是を以て諸侯因らざれば則ち事、應ぜず。故に敵國之れが爲めに(五)訟ふ。百官因らざれば則ち業進まず、故に羣臣之れが用を爲す。(六)郎中因らざれば則ち主に近づくを得ず。故に左右(七)之れが爲めに匿す。學士因らざれば、則ち養祿薄くして禮卑し。故に學士之れが爲めに(八)談ずるなり。此四助(九)なる者は邪臣の自ら飾る所以なり。重人、主に忠にして其の仇を進むる能はず。人主四助を越えて其臣を燭察すること能はず。故に人主愈〻(一〇)弊して大臣愈重し。(一一)

(一) 心の中を看破る　(二) 智術能法の士と當路の重人とは決して兩立すべからず　(三) 外內の外は百官、內は左右、

智術之士。必遠見而明察。不二明察一不レ能燭レ私。能法之士。必彊毅而勁直。不勁直不レ能レ矯レ姦。人臣循レ令而從レ事。按レ法而治レ官。非レ謂二重人一也。重人也者。無レ令而擅爲。虧レ法以利レ私。耗レ國以便レ家。

卷四

孤憤(一)

智術の士は必ず遠見(二)にして明察なり。明察ならざれば私(三)を燭す能はず。能(四)法の士は必ず彊毅にして頸直なり。頸直ならざれば姦(五)を矯むる能はず。人臣は令に循つて事に從ひ、法を按じて官を治む。重人を請ふに非ざるなり。重(六)人は令無くして擅(七)に爲し、法(八)を虧きて以て私を利し、國(九)を耗して以て家に便し、力(一〇)能く其君を得。此れ所謂重人なり。

(一) 孤直にして時に容れられざるを憤慨したるなり (二) 見るところ遠きに及び察するところ明なり (三) 私曲を看破ること能はず (四) 才能あり法術ある士は少しも曲らず何でも押し通す (五) 姦邪を矯正して行く能はず (六) 當路の臣にして威權重きもの (七) 君の命令なきに勝手に事を爲す (八) 法を毀して己を利す (九) 國の錢財を費して自分の家を利す (一〇) 力能く其君を制して己に從はしむ

餘家。此禮之所レ用也。故曹小國也。而迫レ於二晉楚之間一。其君之危。猶二累卵一也。而以二無禮一蒞レ之。
此所二以絕一レ世也。故曰。國小無レ禮。不レ用二諫臣一。則絕レ世之勢也。

交之道。吾欲輔重耳而入之晉何如。群臣皆曰。善。公因起卒革車五百乘。疇騎二千。步卒五萬。輔重耳入之於晉。立為晉君。

重耳即位三年。擧兵而伐曹矣。因令人告曹君曰。懸叔瞻而出之。我且殺而以為大戮。又令人告釐負羈曰。軍旅薄城。吾知子不違也。其表子之閭。寡人將以為令。令軍勿敢犯。曹人聞之。率其親戚而保釐負羈之閭者。七百

重耳位に即き三年、兵を擧げて曹を伐つ。因りて人をして曹君に告げしめて曰く、叔瞻を懸けて(一)之れを出せ。我れ且に殺して以て大戮と爲さんと欲すと。又人をして釐負羈に告げしめて曰く、軍旅、城に薄る。吾、(三)子の違はざるを知る。其れ子(二)の閭を表せよ。寡人將に以て令と爲さんとすと。軍に令して敢て犯す勿らしむ。曹人之れを聞き、其の親戚を率ゐて、釐負羈の閭を保つ者、七百餘家。此れ禮の用ふる所なり。故に曹は小國なり。晉楚の間に迫られ、其の君の危きこと猶ほ累卵のごときなり。而も無禮を以て之れに蒞む。此れ(四)世を絶つ所以なり。故に曰く、國小にして禮無く諫臣を用ひざるは則ち世を絶つの勢なり。

(一) 懸けては罪するなり　(二) 貴公の義として其の君に背かぬをわかる　(三) 貴公の門に掲示をなすべし　(四) 滅亡することに

曹。曹遇レ之無レ禮。此若反レ國、必誅二無禮一。則曾其首也。子奚不三先自貳二焉。負羈曰。諾。盛二黄金於レ壺。充レ之以レ餐。加二璧其上一。夜令三人遺二公子一。公子見二使者一。再拜受二其餐一而辭二其璧一。

公子自レ曹入レ楚。自レ楚入レ秦。入レ秦三年。秦穆公召二群臣一而謀曰。昔者晉獻公與二寡人一交。諸侯莫レ弗レ聞。獻公不幸離二群臣一。出入十年矣。其嗣子不善。吾恐此將レ令下昔宗廟不二祓除一。而社稷不中血食上也。如レ是弗レ定。則非二與レ人

公子、曹より楚に入り、楚より秦に入り、秦に入ること三年。秦の穆公群臣を召して謀りて曰く、昔者晉の獻公寡人と交る、諸公聞かざるなし、獻公不幸群臣を(一)離れて出入すること十年。其嗣子不善なり(二)。吾恐らくは此れ將に昔の宗廟をして(三)祓除せず社稷をして血食(四)せざらしめんとす。是の如くして(五)定めざれば則ち人と交る道に非ず。吾重耳を輔けて之れを晉に入れんと欲す。何如と。群臣皆曰く、善しと。公因つて卒を起し、革車(六)五百乘、疇騎(七)二千、歩卒五萬、重耳を輔けて之れを晉に入れ、立てて晉君と爲す。

(一)群臣を離るは薨ずること (二)不肖なり (三)祓ひ清めるなり (四)血食は牲を供へたるにて祭祀をいふ (五)此の如き有樣なるに亂を定めざれば人と交る道に非ず (六)革にて軸を包みたる兵車 (七)疇は家業相傳ふるにて世襲の兵士なり

過之無禮。彼君有時反國而起兵。即恐為曹傷。君不如殺之。曹君弗聽。

釐負羈歸而不樂。其妻問之曰。公從外來而有不樂之色。何也。負羈曰。吾聞之。有福不及。禍來連我。今日吾君召晉公子。其遇之無禮。我與在前。吾是以不樂。其妻曰。吾觀晉公子萬乘之主也。其左右從者萬乘之相也。今窮而出亡。過於

釐負羈、歸りて樂しまず。其妻之れに問ひて曰く、公外より來りて樂しまざるの色有るは何ぞや。負羈曰く、吾之れを聞く、(一)福有るも及ばず、(二)禍來りて我に連る。今日吾が君、晉の公子を召し、其の之れを過する禮なし。我れ與に前に在り。吾是れを以て樂しまず。其妻曰く、吾晉の公子を觀るに、萬乘の主なり。其の左右從者萬乘の相なり。今窮して出亡し、曹を過ぐ。曹之れを過する禮なし。此れ若し國に反らば、必ず無禮を誅せん。則ち(三)曹其の首ならん。子奚ぞ先づ自ら(四)貳せざる。負羈曰く、諾と。黄金を壺に盛り、之れに充たすに餐を以てし、璧を其上に加へ、夜人をして公子に遺らしむ。公子使者を見て再拜して其の餐を受け、其璧を辭す。

㊀ 福あるも容易に來りて吾に及ばず　㊁ 禍あれば直に來りて吾に連る　㊂ 曹が第一の手始になる　㊃ 公子に對して私かに好誼を通じ曹君と同心ならざるを示すべし

可。夫以レ實告レ我者。秦也。以レ名救レ我者楚也。聽二楚之虛言一。而輕誣二彊秦之實禍一。則危レ國之本也。韓君弗レ聽。公仲怒而歸。十日不レ朝。宜陽益急。韓君令三使者趣二卒於一レ楚。冠蓋相望。而無二至者一。宜陽果拔。爲二諸侯笑一。故曰。內不レ量レ力。外恃二諸侯一者。則國削之患也。

望むも、至る者無く、宜陽果して拔かれ、諸侯の笑と爲る。故に曰く、內、力を量らず、外諸侯を恃むは則ち國削らるゝの患なり。

㈠ 下路は下道にて、道ばたなり　㈡ 公仲の秦に行くを止む　㈢ 秦の吾に告げて兵を加へてゐるは事實なり
㈣ 楚は吾を救ふといふのは名なり　㈤ 使者の冠や車蓋が前後相望むなり

奚謂二國小無一レ禮。昔者晉公子重耳出亡。過二於曹一。曹君袒裼而觀レ之。釐負羈與二叔瞻一侍二於前一。叔瞻謂二曹君一曰。臣觀二晉公子一非二常人一也。君

奚をか國小にして禮なしと謂ふ。昔者晉の公子重耳出亡して曹を過ぐ。㈠曹君、袒裼にして之れを觀る。釐負羈、叔瞻と前に侍す。叔瞻、曹君に謂ひて曰く、臣、晉の公子を觀るに常人に非ざるなり。君之れを遇する禮無し。彼若し時ありて、國に反りて兵を起さば、卽ち恐らくは曹の傷と爲らん。君之れを殺すに如かずと。曹君聽かず。

㈠ 曹君は重耳の肋骨一枚骨なるを聞き肌を脫せしめて見たるなり

軫而告之曰。韓朋將西和秦。今將奈何。陳軫曰。秦得韓之都一。而驅其練甲。秦韓爲一。以南鄉楚。此秦王之所以廟祠而求也。其爲楚害必矣。王其趣發信臣。多其車。重其幣以奉韓曰。不穀之國雖小。卒已悉起。願大國之信意於秦也。因願大國令使者入境。視楚之起卒也。

よと。

(一) 韓兵負けかゝるなり (二) 同盟國なり (三) 韓の患は秦に解け、秦の害は楚に移るなり (四) 練甲は練りたる甲兵 (五) 祖廟に禱告して求むるなり (六) 貴國に於て已に心強く其意を秦に述べて一戰爭やつて見るべし (七) 使者を國內に入れて兵を發する狀を見せしめよ

韓使人之楚。楚王因發車騎。陳之下路。謂韓使者曰。報韓君言。弊邑之兵。今將入境矣。使者還報韓君。韓君大說。止公仲。公仲曰。不

韓、人をして楚に之かしむ。楚王因りて車騎を發して之れを下路に陳じ、(一)韓の使者に謂つて曰く、韓君に報じて言へ、弊邑の兵、今將に境に入らんとすと。使者還りて韓君に報ず。韓君大に說び、公仲を止む。(二)公仲曰く、不可なり。夫れ實を以(三)て我に告ぐる者は秦なり。(四)名を以て我を救ふ者は楚なり。楚の虛言を聽いて、輕ゝしく彊秦の實禍を誣ふるは則ち國を危くする本なりと。韓君聽かず。公仲怒りて歸り十日朝せず。宜陽益ゝ急なり。韓君使者をして卒を楚に趣さしめ、(五)冠蓋相

尸。故桓公之兵。横二行天下一。爲二五伯長一。卒見レ殺二於其臣一。而滅二高名一。爲二天下笑一者何也。不レ用二管仲之過也。故曰。過而不レ聽二於忠臣一。獨行二其意一。則滅二其高名一。爲二人笑一之始也。

奚謂二内不一レ量レ力。昔者秦之攻二宜陽一。韓氏急。公仲朋謂二韓君一曰。與國不レ可レ恃也。豈如下因二張儀一爲中和於秦上哉。因賂以二名都一。而南與伐レ楚。是患解レ於秦。而害交レ於楚也。君曰。善。乃警二公仲之行一。將二西和一レ秦。楚王聞レ之懼。召二陳

奚をか、内、力を量らずと謂ふ。昔者秦の宜陽を攻むるとき韓氏(一)急なり。公仲朋、韓君に謂つて曰く、與國は恃むべからざるなり。豈張儀に因りて和を秦に爲すに如かんや。因りて、賂ふ(二)に名都を以てし南、與に楚を伐つ。是れ患(三)、秦に解けて害楚に交るなりと。君曰く、善しと。乃ち公仲の行を警め、將に西、秦に和せんとす。楚王之れを聞きて懼る。陳軫を召して之れに告げて曰く、韓朋將に西、秦に和せんとす。今將た奈何。陳軫曰く、秦は韓の都を得て、其練甲(四)を驅り、秦韓一と爲り、以て南、楚に鄕ふ、此れ秦王の廟祠(五)して求むる所以なり。其の楚の害たるや必せり。王、其れ趣に信臣を發し、其車を多くし、其幣を重くし、以て韓に奉じて曰へ、不穀の國小と雖も、卒已に悉く起る。(六)大國意を秦に信ずるを願ふなり。因りて願ふ、大國、(七)使者をして境に入らしめ、楚の卒を起すを視

可。管仲曰、隰朋可。其爲レ人也、堅中而廉外、少欲而多信。夫堅中則足二以爲一レ表。廉外則可二以大任一。少欲則能臨二其衆一。多信則能親二鄰國一。此霸者之佐也。君夫用レ之。君曰、諾。居一年餘。管仲死。君遂不レ用二隰朋一而與二豎刁一。刁蒞レ事三年。桓公南遊二堂阜一。豎刁率二易牙衞公子開方及大臣一爲レ亂。桓公渴餒而死二南門之寢一。公守二之室一。身死三月不レ收。蟲出レ於

堅中にして廉外(一)、少欲にして多信。夫れ堅中なれば則ち以て表と爲すに足る(二)。廉外なれば則ち以て大に任ずべし(三)。少欲なれば則ち能く其の衆に臨み、多信なれば則ち能く鄰國に親しむ。此れ霸者の佐なり。君夫れ之れを用ひよ。君曰く、諾。居ること一年餘。管仲死し、君遂に隰朋を用ひずして豎刁に與ふ。刁事に蒞む三年。桓公、南、堂阜に遊ぶ。豎刁、易牙、衞公子開方及び大臣を率ひて亂を爲し、桓公渴餒して南門(四)の寢に死す。公(五)之れが室を守り、身死して三月(六)まで收めず。蟲戸より出づ。故に桓公の兵、天下に横行し、五伯の長と爲り、卒に其臣に殺されて、高名を滅し、天下の笑と爲る者は何ぞや、管仲を用ひざるの過なり。故に曰く、過ちて忠臣に聞かずして、獨り其意を行へば則ち其高名を滅し、人の笑と爲る始なり。

(一) 中心堅固にして外に廉隅あること　(二) 標準となすべし　(三) 任用すべきもの　(四) 南門に近き寢殿なり　(五) 公は兵の誤ならん。諸公子立つを爭ひ、其の喪を秘し、兵を以て其の室を守るなり　(六) 三月に及ぶも葬らず

曰。不可。夫鮑叔牙爲レ人。剛愎而上悍。剛則犯レ民以レ暴。愎則不レ得レ民心一。悍則下不二爲レ用一。其心不レ懼。非二羈者之佐一也。公曰。然則豎刁何如。管仲曰。不可。夫人之情。莫レ不レ愛二其身一。公妬而好レ内。豎刁自獖。以爲レ治レ内。其身不レ愛。又安能愛レ君。公曰。然則衞公子開方何如。管仲曰。不可。齊衞之間。不レ過二十日之行一。開方爲レ事レ君欲レ適二君之故一。十五年不レ歸レ見二其父母一。此非二人情一也。其父母之不レ親也。又能親レ君乎。公曰。然則易牙何如。管仲曰。不可。夫易牙爲レ君主レ味。君之所レ未二嘗食一。唯人肉耳。易牙蒸二其首子一而進レ之。君所レ知也。人之情。莫レ不レ愛二其子一。今蒸二其子一以爲二膳於一レ君。其子弗レ愛。又安能愛レ君乎。

せず。此れ人情に非ざるなり。其父母に親しまざるなり。又能く君に親しまんや。公曰く、然らば則ち易牙は何如。管仲曰く、不可なり。夫れ易牙、君の爲めに味を主る。君の未だ嘗て食はざる所は唯人肉のみ。易牙其首子(六)を蒸して之れを進む。君の知る所なり。人の情として其子を愛せざる莫し。今其子を蒸して以て膳を君に爲す。其子すら愛せず。又安んぞ能く君を愛せんや。

(一) 糾合するなり、或は曰く九度會するなり　(二) 天下をたゞし合すること　(三) 剛情にして我儘なること　(四) 獖は宮と同じにて生殖機能を斷つこと　(五) 君の氣に入られんとすること　(六) 首子は長子なり

公曰。然則孰

公曰く、然らば則ち孰れか可なる。管仲曰く、隰朋可なり。其の人と爲りや、

聽於忠臣。昔者齊桓公九合諸侯、一匡天下、爲五伯長。管仲佐之。管仲老。不能用事。休居於家。桓公從而問之曰。仲父家居有病。卽不幸而不起。政安遷之。管仲曰。臣老矣。不可問也。雖然臣聞之。知臣莫若君。知子莫如父。君其試以心決之。君曰。鮑叔牙何如。管仲

匡し、五伯の長と爲り、管仲之れに佐たり。管仲老いて事を用ふる能はず。家に休居す。桓公從つて之れに問うて曰く、仲父家居して病有り、卽し不幸にして起たずんば政安くにか之れを遷さん。管仲曰く、臣老いたり。問ふべからざるなり。然と雖も、臣之れを聞く、臣を知るは君に若くは莫し、子を知るは父に若くは莫し。君其れ試に心を以て之れを決せよ。君曰く、鮑叔牙は何如。管仲曰く、不可なり。夫れ鮑叔牙の人と爲り、(三)剛愎にして上を捍ぐ。剛なれば則ち民を犯すに暴を以てし、愎なれば則ち民心を得ず。捍なれば則ち下、爲めに用ひられず。其心懼れず。覇者の佐に非ざるなり。公曰く、然らば則ち豎刁は何如。管仲曰く、不可なり。夫れ人の情、其身を愛せざる莫し。公妬んで内を好む。豎刁自ら宮し(四)以て内を治むるを爲す。其身すら愛せず。又安んぞ能く君を愛せん。公曰く、然らば則ち衞公子開方は何如。管仲曰く、不可なり。齊魏の間十日の行に過ぎず。開方君に事ふる爲めに(五)君の故に適せんと欲し、十五年其父母を歸見

大夫一曰。言ㇾ歸者死。顏涿聚曰。君遊ㇾ海而樂ㇾ之。奈下人有二圖ㇾ國者一何上。君雖ㇾ樂ㇾ之。將安得。田成子曰。寡人布ㇾ令曰。言ㇾ歸者死。今子犯二寡人之令一。援ㇾ戈將ㇾ擊ㇾ之。顏涿聚曰。昔桀殺二關龍逢一。而紂殺二王子比干一。今君雖下殺二臣之身一以三ㇾ之。可也。臣言爲ㇾ國。非ㇾ爲ㇾ身也。延ㇾ頸而前曰。君擊ㇾ之矣。君乃釋ㇾ戈趣ㇾ駕而歸。至三日。而聞下國人有中謀ㇾ不ㇾ內二田成子一者上矣。田成子所三以遂有二齊國一者。顏涿聚之力也。故曰。離ㇾ內遠遊。則危ㇾ身之道也。

ん。田成子曰く、寡人令を布きて曰く、歸ると言ふ者は死せんと。今子、寡人の令を犯すと。戈を援つて將に之れを擊たんとす。顏涿聚曰く、昔、桀、關龍逢を殺し、紂、王子比干を殺す。今、君、臣の身を殺し、以て之れを三にすと雖も可なり。臣の言、國の爲めにし、身の爲めにするに非ざるなりと。頸を延べて前んで曰く、君之れを擊てと。君乃ち戈を釋て駕を趣して歸る。至りて三日、國人田成子を內れざるを謀る者有るを聞く。田成子遂に齊國を有する所以の者は顏涿聚の力なり。故に曰く、內を離れ遠遊すれば、則ち身を危くするの道なり。

(一) 關龍逢比干と並せて三忠臣になる

奚謂二過而不ㇾ

奚をか過つて忠臣に聽かずと謂ふ。昔者齊の桓公、諸侯を九合し、天下を一

未嘗聞中國之聲。君其遺之女樂。以亂其政。而後爲由余請期。以疏其諫。彼君臣有間而後可圖也。君曰諾。乃使史廖以女樂二八遺戎王。因爲由余請期。戎王許諾。見其女樂而說之。設酒張飲。日以聽樂。終歲不遷。牛馬半死。由余歸。因諫戎王。戎王弗聽。由余遂去之秦。穆公迎而拜之上卿。問其兵勢與其地形。既以得之。擧兵而伐之。兼國十二。開地千里。故曰。耽於女樂。不顧國政。亡國之禍也。

歳遷らず。牛馬半ば死せり。由余歸り、因りて戎王を諫む。戎王聽かず。由余遂に去りて秦に之く。穆公迎へて之れを上卿に拜し、其兵勢と其地形とを問ひ、既に以て之れを得、兵を擧げて之れを伐ち、國を兼ぬる十二。地を開く千里。故に曰く、女樂に耽り國政を顧みざるは亡國の禍なり。

(一) 内史は宮中にありて記錄を司るもの (二) 僻遠鄙陋なり (三) 中國の音樂なり (四) 疏すは疎隔するなり。諫を爲すを得ざらしむ (五) 八人づゝ二組 (六) 終歳遷らずとは、戎狄は水草を逐ひて移轉するものなるに一處に居てうつらずと也 (七) 牛馬水草を得ず半分死す

奚謂離內遠遊。昔者田成子遊於海而樂之。號令諸

奚をか內を離れて遠遊すと謂ふ。昔者田成子、海に遊んで之れを樂しみ、諸大夫に號令して曰く、歸ると言ふ者は死せんと。顏涿聚曰く、君海に遊んで之れを樂しむ。人の國を圖る者有るを奈何せん。君之れを樂しむと雖も、將た安くにか得

之。削鋸脩二之
迹。流二漆墨其
上。輸二之於宮。
以爲二食器一。諸侯以爲二益侈一。國之不レ服者十三。舜禪二天下一而傳二之於禹一。禹作二爲祭器一。墨二染其
外一。朱二畫其內一。縵帛爲レ茵。蔣席頗緣。觴酌有レ采。而樽俎有レ飾。此彌侈矣。而國之不レ服者三十
三。夏后氏沒。殷人受レ之。作二爲大輅一。而建二九旒一。食器雕琢。觴酌刻鏤。四壁堊墀。茵席雕文。此
彌侈矣。而國之不レ服者五十三。君子皆知二文章一矣。而欲レ服者彌少。臣故曰。儉其道也。

由余出。公乃
召二內史廖一而
告レ之曰。寡人
聞鄰國有二聖
人一。敵國之憂
也。今由余聖
人也。寡人患レ
之。吾將二奈何一。
內史廖曰。臣
聞戎王之居。
僻陋而道遠。

由余出づ。公乃ち內史(一)廖を召して之れに告げて曰く、寡人聞く、鄰國聖人有るは敵國の憂なり。今由余は聖人なり。寡人之れを患ふ。吾將に奈何せんとすべきか。內史廖曰く、臣聞く、戎王の居、僻陋にして道遠く、未だ嘗て中(三)國の聲を聞かず。君其れ之れに女樂を遺り以て其(二)政を亂し、而る後に由余の爲めに期を請ひ、以て其(四)諫を疏せよ。彼君臣、間有り。而る後に圖る可きなり。君曰く、諾と。乃ち史廖をして女樂二八(五)を以て戎王に遺らしむ。因りて由余の爲めに期を請ふ。戎王許諾し、其女樂を見て之れを説び、酒を設け飲を張り、日に以て樂を聽き、終(六)

觴酌は食器なり、食器に模樣を施したるなり 〔一二〕 酒肉を容るゝ器には飾をつく 〔一三〕 大輅は天子の車 〔一四〕 堊墀は石灰を塗るなり 〔一五〕 儉は其の國を得る道なり

由余對曰。臣嘗得レ聞レ之矣。常以レ儉得レ之。以レ奢失レ之。穆公曰。寡人不レ辱而問二道於一子。子以レ儉對二寡人一何也。由余對曰。臣聞昔者堯有二天下一。飯レ於二土簋一。飮レ於二土鉶一。其地南至二交趾一。北至二幽都一。東西至下日月之所二出入一者上。莫レ不二賓服一。堯禪二天下一。虞舜受レ之。作二爲食器一。斬二山木一而財レ

臣聞く、昔者堯天下を有し、土簋に飯し、(六)土鉶に飮し、其の地、南、交趾に至り、北、幽都に至り、東西日月の出入する所の者に至るまで賓服せざる莫し。(七)堯天下を禪り、虞舜之れを受け、食器を作爲し、山木を斬りて之れを財し、(八)削鋸(九)之が迹を脩め、漆墨を其上に流し、之れを宮に輸し、以て食器と爲す。諸侯以て益々侈ると爲し、國の服せざる者十三。舜、天下を禪りて之れを禹に傳ふ。禹祭器を作爲し、其外を墨染し、其内を朱畫し、縵帛を茵と爲し、蔣席頗緣、(一〇)觴酌(一一)采有り、樽俎飾有り。此れ彌々侈れり。而して國の服せざる者三十三。夏后氏沒し、殷人之れを受け、大輅を作爲して九旒を建て、食器雕琢、觴酌刻鏤、四壁堊墀、(一四)茵席雕文、此れ彌々侈れり。而して國の服せざる者五十三。君子皆文章を知る。而も服せんと欲する者彌々少し。臣故に曰く、(一五)儉は其道なり。

(一)西戎の王なり　(二)汝に來聘せしむるなり　(三)吾道の名は聞けども名の實は見ず　(四)君子を辱しむることを顧みずして道を子に問ふ　(五)土製の食椀なり　(六)土鋼は飯器の屬、瓦器なり　(七)賓として來服するなり　(八)財は裁つなり　(九)鋸で引き削(カンナ)にてけづりみがくなり　(一〇)こもを編みたる席には縁を取る　(一一)

輔氏。至於期日之夜。趙氏殺其守隄之吏。而決其水。灌智伯軍。智伯軍救水而亂。韓魏翼而撃之。襄子將卒犯其前。大敗知氏之軍。而禽知伯。知伯身死軍敗。國分爲三。爲天下笑。故曰。貪愎好利。則滅國殺身之本也。

の軍水を救うて亂る。韓魏翼(三)して之れを撃ち、襄子卒を將ゐて其前を犯し、大に知氏の軍を敗り、知伯を禽にす。知伯身死し、軍敗れ、國分れて三と爲り、天下の笑と爲る。故に曰く、貪愎利を好むは則ち國を滅し、身を殺すの本なり。

(一) 姓名を變じて輔氏となしたり (二) 隄防を守れる役人なり (三) 翼すは挾撃するなり

奚謂耽於女樂。昔者戎王使由余聘於秦。穆公問之曰。寡人嘗聞道。而未得目見之也。願聞。古之明主得國失國何以。

奚をか女樂に耽るといふ。昔者戎(一)王、由余をして秦(二)に聘せしむ。穆公之れに問うて曰く、寡人嘗て道(三)を聞く、未だ目之れを見るを得ず。願はくは聞かん。古の明主國を得、國を失ふに何を以てするか。由余對へて曰く、臣嘗て之れを聞くことを得たり。嘗に儉を以て之れを得、奢を以て之れを失ふ。穆公曰く、寡人(四)辱しめずして道を子に問ふ。子儉を以て寡人に對ふるは何ぞや。由余對へて曰く、

君以㆓臣之言㆒。告㆓二主㆒乎。君曰。何以知㆑之。曰。今日二主朝而出。見㆑臣而其色動。而視屬㆑臣。此必有㆑變。君不㆑如㆑殺㆑之。君曰。子置勿㆓復言㆒。智過曰。不可。必殺㆑之、若不㆑能㆑殺。遂親㆑之。君曰。親㆑之奈何。智過曰。魏宣子之謀臣曰㆓趙葭㆒。韓康子之謀臣曰㆓段規㆒。此皆能移㆓其君之計㆒。君與㆓其二君㆒約。破㆓趙國㆒。因封㆓二子者各萬家之縣一㆒。如㆑是則二主之心。可㆓以無㆒變矣。智伯曰。破㆑趙而三㆓分其地㆒。又封㆓二子者各萬家之縣一㆒。則吾所㆑得者少。不可。

する如かず。君曰く、子置いて復た言ふ勿れ。知過曰く、不可。必ず之れを殺せ。若し殺す能はずんば、遂に之れを親しめ。君曰く、之れに親しむ奈何。知過曰く、魏宣子の謀臣を趙葭と曰ひ、韓康子の謀臣を段規と曰ふ。此れ皆能く其君の計を移す(二)。君其二君と約し、趙國を破りて、因りて二子者を各々萬家の縣一に封ぜよ。是の如くなれば、則ち二主の心、以て變ずる無かるべし。智伯曰く、趙を破つて其地を三分し、又二子の者を各々萬家の縣一に封ずれば、則ち吾得る所の者少しと。可かず。

㈠ 私を見つめたり　㈡ 變じうつすなり

智過見㆓其言㆒之不㆑聽也。出。因更㆓其族㆒爲㆓

知過其の言の聽かれざるを見るや、出でて因りて其族を更へて輔氏と爲す。期日の夜に至り、趙氏其の守隄(二)の吏を殺して、其の水を決し、知伯の軍に灌ぐ。知伯

也。二君因與張孟談約三軍之反、與之期日。夜遣孟談入晉陽。以報三軍之反于襄子。襄子迎孟談而再拜之。且恐且喜。二君以約遣張孟談。因朝知伯而出。過智過於轅門之外。智過怪其色、因入見智伯曰。二君貌將有變。君曰。何如。其行矜而意高。非他時之節也。君不如先之。君曰。吾與二主約謹矣。破趙而三分其地。寡人所以親之。必不侵欺。兵之著於晉陽三年。今旦暮將拔之而饗其利。何乃將有他心。必不然。子釋勿憂。勿出於口。

りて其の地を三分す。寡人之れを親しむ所以、必ず侵欺(八)せず。(九)兵の晉陽に著く三年。今旦暮將に之れを拔いて其利に嚮はんと。何ぞ乃ち將た他心あらん。必ず然らず。子釋てて憂ふる勿れ。口より出す勿れ。

(一) 中心粗暴にして親愛少きなり (二) 三軍の反は、韓魏の軍知氏に叛きて趙に内應するなり (三) 成功を心配したり又喜んだりするなり (四) 朝見にて拜謁するなり (五) 陣中にては車を以て門となし轅相向ふが故にいふ (六) 何如の下に曰くありと見るべし (七) 歩行の有樣驕り高ぶり平生の禮節ありしとは異れり (八) 彼は侵し欺くことなし (九) 三國の兵晉陽を三年圍みたり

明旦二主又朝而出。後見智過於轅門。智過入見曰、

明旦二主又朝して出で、後に知過を轅門に見る。知過入りて見えて曰く、君、臣の言を以て二主に告ぐるか。君曰く、何を以て之を知る。曰く、今日二主朝して出で、臣を見て其の色動き、(一〇)視、臣に屬す。此れ必ず變あらん。君、之れを殺

亡弗レ能レ存、危弗レ能レ安。則無レ爲レ貴レ智矣。君失二此計一者。臣請試潛行而出見二韓魏之君一。

張孟談見二韓魏之君一曰。臣聞脣亡齒寒。今知伯率二二君一而伐レ趙。趙將レ亡矣。趙亡則二君爲二之次一。二君曰。我知二其然一也。雖レ然智伯之爲レ人也。麤中而少親。我謀而覺則其禍也必至矣。爲レ之奈何。張孟談曰。謀出二二君之口一而入二臣耳一。人莫レ知レ之

張孟談、韓魏の君に見えて曰く、臣聞く、脣亡ぶれば齒寒しと。今知伯二君を率ゐて趙を伐ち、趙將に亡びんとす。韓亡ぶれば則ち二君之れが次と爲らんと。二君曰く、我れ其の然るを知るなり。然りと雖も、智伯の人と爲りや麤中にして親少く、我れ謀りて覺るれば則ち其の禍や必ず至らん。之れを爲す奈何。張孟談曰く、謀二君の口に出でて臣の耳に入る。人之れを知る莫きなりと。二君因りて張孟談と三軍の反を約して之れと日を期す。夜、孟談を遣し、晉陽に入らしめ、以て三軍の反を襄子に報ず。襄子孟談を迎へて之れを再拜し、且つ恐れ且つ喜ぶ。二君以に約して、張孟談を遣し、因りて知伯に朝して出づるや、知過に轅門の外に遇ふ。知過其の色を恠み、因りて入りて知伯に見えて曰く、二君の貌將に變有らんとす。君曰く、何如。其の行矜つて意高く、他時の節に非ざるなり。君之れに先んずるに如かず。君曰く、吾二主と約して謹めり。趙を破

之有レ楛。高至二于丈一。君發而用レ之。於レ是發而試レ之。其堅則雖二菌簵之勁一。弗レ能レ過也。君曰。吾箭已足矣。奈二無レ金何一。張孟談曰。臣聞董子治二晉陽一也。公宮令舍之堂。皆以二錬銅一爲二柱質一。君發而用レ之。於レ是發而用レ之。有二餘金一矣。號令已定。守備已具。三國之兵果至。至則乘二晉陽之城一遂戰。三月不レ能レ拔。因舒レ軍而圍レ之。決二晉陽之水一以灌レ之。圍二晉陽一三年。城中巢居而處。懸レ釜而炊。財食將レ盡。士大夫羸病。襄子謂二張孟談一曰。糧食匱財力盡。士大夫羸病。吾恐不レ能レ守矣。欲二以レ城下一。何國之可レ下。張孟談曰。臣聞レ之。

號令已に定まり、守備已に具はり、三國の兵果して至る。至れば則ち晉陽の城に乘じて遂に戰ふ。三月拔くこと能はず。因りて(七)軍を舒くして之れを圍み、晉陽の水を決して以て之れを灌ぎ、晉陽を圍むこと三年。城中巢居(八)して處り釜を懸けて炊ぎ、財食將に盡きんとす。士大夫羸病す、襄子、張孟談に請つて曰く、糧食匱しく財力盡き、士大夫羸病(九)す、吾恐らくは守る能はざらん。城を以て下らんと欲す。何の國にか下るべき。張孟談曰く、臣之れを聞く、亡、存する能はず。危安くする能はざれば則ち智を貴ぶを爲す無し。君は此計を失へる者なり。臣請ふ、試みに潛行して出で、韓魏の君を見ん。

(一) 荻はなぎ蒿はよもぎ楛楚はいばら (二) 一丈 (三) 菌簵は美竹 (四) 吏人の官宅 (五) 錬りあげたる銅 (六) 柱の中味 (七) 軍を城より遠ざくるなり (八) 木に掛をして其の上に住む (九) 身體疲勞するなり

無二儲錢一。庫無二甲兵一。邑無二守具一。襄子懼。乃召二張孟談一曰。寡人行二城郭及五官之藏一。皆不二備具一。吾將何以應レ敵。張孟談曰。臣聞聖人之治。藏二於臣一。不レ藏二於府庫一。務脩二其敎一。不レ治二城郭一。夫其出レ令。令三民自遺二三年之食一。有二餘粟一者入二之倉一。遺二三年之用一。有二餘錢一者入二之府一。有二奇人一者使レ治二城郭之繕一。君夕出レ令。明日倉不レ容レ粟。府無二積錢一。庫不レ受二甲兵一。居五日而城郭已治。守備已具。

周の時天子の倉庫五つあり、よりて倉庫の事をいふ (一) 餘子即ち丁夫に應ぜざる者 (二) 忽ち倉に充滿して容るる能はず (三) 金倉に錢を積み入るゝこと能はず (四) 武庫に武器を入れられぬ位になる

君召二張孟談一而問レ之曰。吾城郭已治。守備已具。錢粟已足。甲兵有レ餘。吾奈二無レ箭何一。張孟談曰。臣聞。董子之治二晉陽一也。公宮之垣。皆以二荻蒿楛楚一牆。

君、張孟談を召して之れに問ひて曰く、吾が城郭已に治まり、守備已に具はり、錢粟以て足り、甲兵餘有り。吾箭無きを奈何せん。張孟談曰く、臣聞く、董子の晉陽を治むるや、公宮の垣、皆荻蒿楛楚(一)を以てし、墻の楛有る高さ丈に至る(二)と。君發いて之れを用ひよと。是に於て發いて之れを試むるに其の堅きと則ち箘簵(三)の勁きと雖も過ぐる能はざるなり。君曰く、吾箭已に足れり。金無きを奈何せん。張孟談曰く、臣聞く、董子の晉陽を治むるや、公宮令舍(四)の堂、皆錬銅(五)を以て柱質(六)と爲すと。君、發いて之れを用ひよと。是に於て發いて之を用ふる餘金有り。

魏而寡人不與焉。其措兵於寡人必矣。今吾安居而可。張孟談曰。夫董閼于簡主之才臣也。其治晉陽。而尹鐸循之。其餘教猶存。君其定居晉陽。而已矣。君曰。諾。乃召延陵生。令將軍車騎先至晉陽。君因從之。君至而行其城郭及五官之藏。城郭不治。倉無積粟。府

るや、尹鐸之れに循ひ、其餘敎猶は存せり。君其れ居を晉陽に定めんのみ。君曰く、諾と。乃ち延陵生を召し將軍車騎をして先づ晉陽に至らしめ、君因りて之れに從ふ。君至りて其城郭及び五官(三)の藏を行ぐるに、城郭治めず、倉に積粟無く、府に儲錢無く、庫に甲兵無く、邑に守具無し。襄子懼れ、乃ち張孟談を召して曰く、寡人城郭及び五官の藏を行るに、皆備具せず。吾將た何を以て敵に應ぜん。張孟談曰く、臣聞く、聖人の治は臣に藏して府庫に藏せず。務めて其敎を脩めて城郭を治めず。君其れ令を出し、民をして自ら三年の食を遺さしめ、餘粟ある者は之れを倉に入れ、三年の用を遺して、餘錢有る者は之れを府に入れ、奇人有る者(四)は城郭の繕を治めしめよと。君夕に令を出す。明日(五)倉粟を容れず、(六)府積錢無く、(七)庫甲兵を受けず。居ること五日にして城郭已に治まり、守備已に具はる。

(一) 陽親の親の字、戰國策によりて改む、次の疏に對して其の方然るべし　(二) 簡主、趙簡子、襄子の子なり　(三)

請地他國。他國且有不聽。不聽則知伯必加之兵。如是韓可以免於患。而待其事之變。康子曰。諾。因令使者致萬家之縣一於知伯。知伯說。又令人請地於魏。宣子欲勿與。趙葭諫曰。彼請地於韓。韓與之。今請地於魏。魏弗與。則是魏內自彊。而外怒知伯也。如弗予。其措兵於魏必矣。不如予之。宣子諾。因令人致萬家之縣一於知伯。知伯又令人之趙。請蔡皐狼之地。趙襄子弗與。知伯因陰約韓魏。將以伐趙。

外知伯を怒らすなり。如し予へずんば其の兵を魏に措くや必せり。之れを予ふるに如かずと。宣子諾し、因りて人をして萬家の縣一を知伯に致さしむ。知伯又人をして趙に之き蔡・皐狼の地を請はしむ。趙襄子與へず。知伯因りて陰に韓魏に約して將に以て趙を伐たんとす。

㊀ 貪愎は貪欲にして剛愎　㊁ 知伯瑤、知は氏、伯は爵名、瑤は名なり　㊂ 鷙愎は傲慢剛愎なり　㊃ 將來の事の變を待ちて回復すべし

襄子召張孟談而告之曰。夫知伯之爲人也。陽親而陰疏。三使韓

襄子、張孟談を召して之れに告げて曰く、夫れ知伯の人と爲りや、陽親にして陰疏、三たび韓魏に使して寡人與へず。其の兵を寡人に措くや必せり。今吾安くに居て可ならん。張孟談曰く、夫れ董閼于は簡主の才臣なり。其の晉陽を治む

伏於廊室之間。晉國大旱。赤地三年。平公之身遂癃病。故曰。不務聽治而好五音。不已則窮身之事也。

奚謂貪愎。昔者知伯瑤率趙韓魏而伐范中行滅之。反歸休兵數年。因令人請地於韓。韓康子將欲勿與。段規諫曰。不可不與也。夫知伯之爲人也。好利而驁愎。彼來請地而不與。則移兵於韓必矣。君其與之。與之彼狃又將

奚(一)をか貪愎と謂ふ。昔者知伯瑤、趙・韓・魏を率ゐて范中行を伐ちて之れを滅ぼし反歸して兵を休むる數年なり(二)。因りて人をして地を韓に請はしむ。韓康子は將つて與ふる勿らんと欲す。段規諫めて曰く、與へざるべからざるなり。夫れ知伯の人と爲りや利を好んで驁愎(三)、彼來りて地を請ひて而も與へざれば、則ち兵を韓に移すや必せり。君其れ之れを與へよ。之れに與ふれば彼狃れて、又將に地を他國に請はんとす。他國且つ聽かざるあり。聽かざれば則ち知伯必ず之れに兵を加へん。是の如くなれば韓以て患を免れて、其事(四)の變を待つべしと。康子曰く、諾と。因りて、使者をして、萬家の縣一を知伯に致さしむ。知伯說び、又人をして地を魏に請はしむ。宣子與ふるなからんと欲す。趙葭、諫めて曰く、彼地を韓に請ひ、韓之れを與ふ。今地を魏に請ふ。魏與へざれば、則ち是れ魏內自ら彊くして

晉中宮商之聲、聲聞於天。平公大悅。坐者皆喜。平公提觴而起。爲師曠壽反坐而問曰、音莫悲於清徵乎。師曠曰、不如清角。平公曰、清角可得而聞乎。師曠曰、不可。昔者黃帝合鬼神於泰山之上、駕象車而六蛟龍、畢方並轄。蚩尤居前。風伯進掃。雨師灑道。虎狼在前。鬼神在後。騰蛇伏地。鳳凰覆上。大合鬼神、作爲清角。

今主君德薄。不足聽之。將恐有敗。平公曰、寡人老矣。所好者音也。願遂聽之。師曠不得已而鼓之。一奏之、有玄雲從西北方起。再奏之、大風至。大雨隨之。裂帷幕、破俎豆、隳廊瓦。坐者散走。平公恐懼

今主君徳薄し。之れを聴くに足らず。将に恐らくは敗(一)るゝ有らんと。平公曰く、寡人老いたり。好む所の者は音なり。願はくは遂に之れを聴かんと。師曠已むことを得ずして之れを鼓す。一たび之を奏すれば、玄雲(二)あり西北方より起り、再びこれを奏すれば大風至り、大雨之れに随ひ、帷幕を裂き、俎豆(三)を破り、廊瓦(四)を隳し、坐者散じ走る。平公恐懼して廊室の間に伏す、晉國大旱、赤地(五)三年、平公の身、遂に癃病(六)す。故に曰く、治に聴くを務めずして、五音を好む。已まざれば、則ち身を窮むるの事なり。

(一) 恐らくは障害あらんとなり　(二) 黑雲なり　(三) 食を盛る器　(四) 廊屋の瓦を落したり　(五) 赤地は空虚なる地、三年間穀全くみのらずと也　(六) 淮南子に癃病とあり、篤疾なり

曠曰。不レ如二淸徵一。公曰。淸徵可二得而聞一乎。師曠曰。不可。古之聽二淸徵一者。皆有二德義一之君也。今吾君德薄。不レ足二以聽一。平公曰。寡人之所レ好者音也。願試聽レ之。師曠不レ得レ已。援レ琴而鼓。一奏レ之。有二玄鶴二八一。道二南方一來。集二於郎門之垝一。再奏レ之而列。三奏レ之。延レ頸而鳴。舒レ翼而舞。

試に之れを聽かんと。師曠已むことを得ず、琴を援つて鼓す。一たび之れを奏すれば玄鶴(一)二八有り、南方道り來り郎門の垝(二)に集まる。再び之れを奏すれば列し、三たび之れを奏すれば頸を延べて鳴き、翼を舒べて舞ひ、音、宮商の聲に中り、聲天に聞ゆ。平公大に悅び、坐者皆喜ぶ。平公觴を提げて起ち、師曠の壽を爲し、坐に反つて問ひて曰く、音淸徵より悲しき莫きか。師曠曰く、淸角に如かず。平公曰く、淸角得て聞くべきか。師曠曰く、不可なり。昔者黃帝鬼神を泰山の上に合し、象車に駕し、蛟龍(三)を六にし、畢方(四)、轄を並べ、蚩尤(五)前に居り、風伯進んで掃ひ、雨師道を灑ぎ、(六)虎狼前に在り、鬼神後に在り、(七)騰蛇地に伏し、鳳凰上を覆ひ、大に鬼神を合し、(八)淸角を作爲す。

(一) 黑い鶴十六なり (二) 廊門の棟なり (三) 六の蛟龍に先驅せしむるなり (四) 畢方の神は車のくさびを並ぶるなり (五) 蚩尤は星の名、風伯は風の神、雨師の雨の神 (六) 虎狼、星の名 (七) 騰蛇は龍の類にして雲霧に乘じて飛行するもの (八) かくして淸角の樂を作りたるなり

請復一宿習之。靈公曰。諾。因復留宿。明日而習之。遂去之晉。晉平兵爲之於施夷之臺。酒酣。靈公起。公曰。有新聲。願請以示。平公曰。善。乃召師涓。令坐師曠之旁。援琴鼓之。未終。師曠撫止之曰。此亡國之聲。不可遂也。平公曰。此道奚出。師曠曰。此師延之所作。與紂爲靡靡之樂也。及武王伐紂。師延東走。至於濮水而自投。故聞此聲者。必於濮水之上。先聞此聲者。其國必削。不可遂。平公曰。寡人所好者音。子其使遂之。師涓鼓究之。

東に走り濮水に至りて自ら投ず。故に此聲を聞く者は、必ず濮水の上に於てす。先づ此の聲を聞く者は其國必ず削られん。遂ぐべからずと。平公曰く、寡人の好む所の者は音なり。子其れ之れを遂げしめよと。師涓鼓して之れを究む。

㊀耳新らしき珍しき音樂　㊁師涓は樂師の涓といふ人　㊂之れは靈公を指す、施夷といふ臺上に酒宴を開く
㊃晉の樂師なる師の曠なり　㊄撫すは抑へるなり　㊅淫靡なる樂なり

平公問師曠曰。此所謂何聲也。師曠曰。此所謂清商也。公曰。清商固最悲乎。師

平公師曠に問ひて曰く、此れ所謂何の聲ぞや。師曠曰く、此れ所謂清商なり。公曰く、清商固より最も悲しきか。師曠曰く、清徵に如かず。公曰く、得て聞くべきか。師曠曰く、不可なり。古の清徵を聽く者皆德義有る君なり。今吾が君德薄し、以て聽くに足らずと。平公曰く、寡人の好む所の者は音なり。願はくは

者衞靈公將之晉。至濮水之上。稅車而放馬設舍以宿。夜分而聞鼓新聲者而說之。使人問左右。盡報弗聞。乃召師涓而告之曰。有鼓新聲者。使人問左右。盡報弗聞。其狀似鬼神。子爲聽而寫之。師涓曰。諾。因靜坐。撫琴而寫之。師涓明日報曰。臣得之矣。而未習也。

車を稅めて馬を放ち舍を設け以て宿す。夜分にして新聲(一)を鼓するものを聞き、之れを說び、人をして左右に問はしむ。盡く聞かずと報ず。乃ち師涓(二)を召して之れに告げて曰く、新聲を鼓する者あり。人をして左右に問はしむるに、盡く聞かずと報ず。其狀鬼神に似たり。子爲めに聽いて之れを寫せ。師涓曰く、諾と。因りて靜坐して琴を撫して之れを寫す。師涓明日報じて曰く、臣之れを得たり。而も未だ習はざるなり。請ふ、復一宿して之れを習はんと。靈公曰く、諾と。因りて復留宿し、明日にして之れを習ひ、遂に去りて晉に之く。晉の平公(三)、之れを施夷の臺に觴す。酒酣なるとき、靈公起つて曰く、新聲あり。願はくは請ふ、以て示さんと。平公曰く、善しと。乃ち師涓を召して師曠(四)の旁に坐せしめ、琴を援りて之れを鼓す。未だ終らずして、師曠(五)撫して之れを止めて曰く、此れ亡國の聲なり。遂ぐべからざるなりと。平公曰く、此れ奚く道り出づるぞと。師曠曰く、此れ師延の作りて紂に與ふる所、靡靡(六)の樂なり。武王の紂を伐つに及びて、師延、

楚靈王爲二申之會一。宋太子後至。執而囚レ之。狎二徐君一。拘二齊慶封一。中射士諫曰。合二諸侯一不レ可レ無レ禮。此存亡之機也。昔者桀爲二有戎之會一。而有緡叛レ之。紂爲二黎丘之蒐一。而戎狄叛レ之。由二無禮一也。君其圖レ之。君不レ聽。遂行二其意一。居未二期年一。靈王南遊。羣臣從而劫レ之。靈王餓而死二乾溪之上一。故曰。行僻自用。無レ禮二諸侯一。則亡レ身之至也。

へて、之を囚へ、徐の君に狎れ、齊の慶封を拘ふ。中射士(三)諫めて曰く、諸侯を合するには禮無かるべからず。此れ存亡の機(四)なり。昔者桀、有戎の會を爲し、有緡之れに叛く。紂、黎丘の蒐(五)を爲し、戎狄之れに叛く。無禮に由るなり。君其れ之れを圖れと。君聽かずして、遂に其意を行ふ。居ること未だ期年(六)ならずして靈王南遊す。羣臣從つて之れを劫し、靈王、餓ゑて乾溪の上に死す。故に曰く、(七)行僻自ら用ひ、諸侯に禮無きは則ち身を亡ぼすの至りなり。

(一)行が道にいふとは如何なることか　(二)申の土地に於て會盟したるなり　(三)異説あり、蓋し射人の宮中に居るものなり　(四)大切なるところ　(五)黎丘に狩をしたるなり　(六)期年は一年なり　(七)行が道に違ひたるにかゝはらず、行ひて諸侯に無禮なるは身を亡ぼす

奚謂レ好レ音。昔

奚をか音を好むと謂ふ。昔者衞の靈公將に晉に之かんとす。濮水の上に至り、

宮之奇諫曰。不可許。夫虞之有虢也。如車之有輔。輔依車。車亦依輔。虞虢之勢正是也。若假之道。則虢朝亡。而虞夕從之矣。不可。願勿許。虞公弗聽。遂假之道。荀息伐虢而還反。處三年。興兵伐虞。又剋之。荀息牽馬。操璧而報獻公。獻公說曰。璧則猶是也。雖然。馬齒亦益長矣。故虞公之兵殆而地削者何也。愛小利而不慮其害。故曰。顧小利。則大利之殘也。

宮之奇諫めて曰く、許すべからず。夫れ虞の虢有るや、車の輔有るが如し。輔は車に依り、車は亦輔に依る。虞虢の勢正に是れなり。若し之れに道を假さば、則ち虢、朝に亡びて、虞、夕に之れに從はん。不可なり。願はくは許す勿れと。虞公聽かず。遂に之れに道を假す。荀息虢を伐つて還り反る。處ること三年、兵を興して虞を伐ち、又之れに剋つ。荀息馬を牽き、璧を操つて獻公に報ず。獻公說びて曰く、璧は則ち猶ほ是なり。然りと雖も馬齒亦益〻長ぜりと。故に虞公の兵殆くして、地削らるゝ者は何ぞや。小利を愛して其害を慮らず。故に曰く、小利を顧みるは則ち大利の殘なり。

(一) 依然たるものといふ事 (二) 殘害なり、防害すること

奚謂行僻。昔

奚をか行僻と謂ふ。昔楚の靈王、申の會を爲す。宋の太子、後れて至るや執

以伐虢。荀息曰。君其以垂棘之璧。與屈產之乘。賂虞公。求假道焉。必假我道。君曰。垂棘之璧。吾先君之寶也。屈產之乘。寡人之駿馬也。若受吾幣。不假之道。將奈何。荀息曰。彼不假我道。必不敢受我幣。若受我幣。而假我道。則是寶猶取之內府。而藏之外府也。馬猶取之內廐。而著之外廐也。君勿憂。君曰。諾。乃使荀息以垂棘之璧。與屈產之乘。賂虞公。而求假道焉。虞公貪利其璧與馬。而欲許之。

るを求めよ。必ず我に道を假さんと。君曰く、垂棘の璧は吾が先君の寶なり。屈產の乘は寡人の駿馬なり。若し吾幣を受けて之れに道を假さずんば將た奈何せんと。荀息曰く、彼我れに道を假さずんば必ず敢て我が幣を受けじ。若し我が幣を受けて、我れに道を假さば、則ち是れ寶猶ほ之れを內府に取つて、之れを外府に藏するがごときなり。馬猶ほ之れを內廐に取つて之れを外廐に著くるがごときなり。君憂ふること勿れと。君曰く、諾と。乃ち荀息をして垂棘の璧と、屈產の乘とを以て虞公に賂して道を假るを求めしむ。虞公、其璧と馬とを貪利して之れを許さんと欲す。

㊀垂棘は地名にして美玉を產す　㊁屈の地より產する駿馬なり　㊂宮中の藏にある寶物を宮外の藏に移す如し、失ふが如くにして其實失ふ所なしと也

陽曰。非レ酒也。子反受而飲レ之。子反之爲レ人也、嗜レ酒而甘レ之。弗レ能レ絕レ於レ口而醉。戰既罷。共王欲三復戰一。令三人召二司馬子反一。司馬子反辭以二心疾一。共王駕而自往。入二其幄中一。聞二酒臭一而還。曰。今日之戰。不穀親傷。所レ恃者司馬也。而司馬又醉如レ此。是亡二楚國之社稷一。而不レ恤二吾衆一也。不穀無二復戰一矣。於レ是還レ師而去。斬二司馬子反一。以爲二大戮一。故豎穀陽之進レ酒。不三以讎二子反一也。其心忠愛之。而適足二以殺一レ之。故曰。行二小忠一。則大忠之賊也。

む所の者は司馬なり。而して司馬又醉ふこと此の如し。是れ楚國の社稷を亡ぼして吾衆を恤へざるものなり。不穀復戰ふ無しと。是に於て師を還して去り、司馬子反を斬り以て大戮と爲す。(五)故に豎穀陽の酒を進むる、以て子反を讎とせざるなり、其心之れを忠愛し、而も適〻以て之れを殺すに足る。故に曰く、小忠を行ふは、則ち大忠の賊なり。

(一) 豎は使役の童なり (二) 杯に注ぎし酒 (三) 胸の痛み (四) 人君自ら不穀といふ (五) 大罪なり

奚謂レ顧二小利一。昔者晉獻公欲下假二道於虞一

奚をか小利を顧ると謂ふ。昔者、晉の獻公、道を虞に假り以て虢を伐たんと欲す。荀息曰く、君其れ垂棘(一)の璧と屈產(二)の乘とを以て、虞公に賂し、道を假

殺レ身之本也。六曰。耽二女樂一不レ顧二國政一。則亡レ國之禍也。七曰。離レ內遠遊。而忽レ於二諫士一。則危レ身之道也。八曰。過而不レ聽レ於二忠臣一。而獨行二其意一。則滅二高名一爲二人笑一之始也。九曰。內不レ量レ力。外恃二諸侯一。則削レ國之患也。十曰。國小無レ禮不レ用二諫臣一。則絕レ世之勢也。

なり。十に曰く、國小にして禮なく、諫臣を用ひざるは則ち世を絕つの勢なり。(四)

(一) 人君が政を行ひ人に任ずるに當り防檢を忘り法の術の適用を忽にすべからざるもの十を列舉す。因りて十過といふ　(二) 商宮角徵羽の音を云ふ　(三) 國內を離れて遠く遊ぶ　(四) 子孫を絕つ基

奚謂二小忠一。昔者楚共王與二晉厲公一戰レ於二鄢陵一。楚師敗。而共王傷二其目一。酣戰之時。司馬子反渴而求レ飮。豎穀陽操二觴酒一而進レ之。子反曰。噫退。酒也。穀

奚をか小忠と謂ふ。昔者、楚の共王、晉の厲公と、鄢陵に戰ひ、楚師敗る。而して共王、其目を傷く、酣戰の時、司馬子反、渴して飮を求む。豎(一)、穀陽、觴(二)酒を操つて之れを進む。子反曰く、噫、退けよ。酒なりと。穀陽曰く、酒に非ざるなりと。子反受けて之れを飮む。子反の人と爲りや、酒を嗜んで之れを甘しとし、口に絕つこと能はずして醉ふ。戰既に罷む。共王復戰はんと欲す。人をして司馬子反を召さしむ。司馬子反辭するに心疾(三)を以てす。共王駕して自ら往き、其幄中に入り、酒臭を聞きて還る。曰く、今日の戰は不穀(四)親ら傷き、恃

十過。一曰。行二小忠一。則大忠之賊也。二曰。顧二小利一。則大利之殘也。三曰。行僻自用無二禮諸侯一。則亡レ身之至也。四曰。不レ務レ聽レ治。而好二五音一。則窮レ身之事也。五曰。貪愎喜レ利。則滅レ國

卷三

十過

十過。一に曰く、小忠を行ふは則ち大忠の賊なり。二に曰く、小利を顧みるは則ち大利の殘なり。三に曰く、行僻自ら用ひ諸侯に無禮なるは則ち身を亡ぼすの至りなり。四に曰く、治を聽くを務めずして五音を好むは則ち身を窮するの事なり。五に曰く、貪愎利を喜ぶは則ち國を滅ぼし、身を殺すの本なり。六に曰く、女樂に耽り、國政を顧みざるは則ち國を亡ぼすの禍なり。七に曰く、內を離れて遠遊し、諫士に忽なるは則ち身を危くするの道なり。八に曰く、過つて忠臣に聽かずして、獨り其意を行ふは、則ち高名を滅し人の笑となるの始なり。九に曰く、內、力を量らず、外、諸侯に恃むは則ち國を削るの患

侯之重、聽左右之謁、父兄大臣、上請爵祿於上、而下賣之以收財利、及以樹私黨、故財利多者買官以爲貴、有左右之交者、請謁以成重、功勞之臣不論、官職之遷失謬、是以吏偸官而外交、棄事而財親、是以賢者懈怠而不勸、有功者墮而簡其業、此亡國之風也。

及び、以て私黨を樹つ。故に財利多き者、官を買ひて以て貴と爲り、(四)左右の交有る者は請謁以て重きを成し、功勞の臣、論せられず、(五)官職の遷失謬す。是れを以て(六)吏官を偸んで外に交り、(七)事を棄てて財に親しむ。是れを以て(八)賢者、懈怠して勸めず。(九)有功者、墮つて其の業を簡つ。(一〇)此れ亡國の風なり。

(一) 賢不肖を吟味して功勞の有無を論ずることなし (二) 諸侯の共に貴重する客を用ふ (三) 左右近習の請託を容るゝなり (四) 君の左右に縁故ある者は請託私謁によりて重きを爲す (五) 官職の遷任を誤まるなり (六) 官吏は其職を利用して外國と交際するなり (七) 職務を棄てゝ財に親しむ (八) 賢者もなまけて勵まず (九) 有功者も怠りて本務を棄てるなり (一〇) 滅亡に近づきし國家の風俗なり

君人者。亡也。聽大國爲救亡也。而亡亟於不聽。故不聽羣臣。羣臣知不聽。則不外市諸侯。諸侯之不聽。則不受臣之誣其君矣。明主之爲官職爵祿也。所以進賢材。勸有功也。故曰。賢材者處厚祿。任大官。功大者有尊爵。受重賞。官賢者量其能。賦祿者稱其功。是以賢者不誣能以事其主。有功者樂進其業。故事成功立。

諸侯に聽かされば則ち臣の其君を誣ふるを受けず。明主の官職爵祿を爲すは、(六)賢材を進め、有功を勸むる所以なり。故に曰く、賢材者は厚祿に處り、大官に任じ、功、大なる者は尊爵を有し、重賞を受く。(七)賢を官する者、其の能を量り、(八)祿を賦する者は其功に稱ふ。是れを以て賢者能を誣ひて其の主に仕へず、功有る者、其の業を進むるを樂しむ。故に事成り功立つ。

(一)國を亡ぼすべき昏暴の君 (二)外より内を制するなり (三)小國の大國に依頼するは滅亡を救はんが爲めなり (四)滅亡は依頼せざるより速なり (五)自分の國を諸侯に賣ることをせず (六)諸侯に依頼せざれば、諸侯の臣が其の君をあざむくことなし (七)賢才を官に任ずるなり (八)祿を授くるなり

今則不然。不課賢不肖。論有功勞。用諸

今は則ち然らず。(二)賢不肖を課して功勞有るを論ぜず。諸侯の重きを用ひ、(三)左右の謁を聽き、父兄大臣、上、爵祿を上に請ひ、下、之れを賣りて以て財理を收め、

之有所出。不使擅進、不使擅退。群臣虞其言。其於德施也、縱禁財、發墳倉、利於民者、必出於君。不使人臣私其德。其於設議也、稱譽者所善、毀疵者所惡、必實其能、察其過、不使群臣相爲語。其於勇力之士也、軍旅之功、無踰賞。邑鬭之勇、無赦罪。不使群臣行私財。其於諸侯之求索也、法則聽之。不法則距之。

めず。其の勇力の士に於けるや、軍旅の功、(九)踰賞無く、邑鬭の勇、(一〇)赦罪無く、羣臣をして、私財を行はしめず。(一一)其の諸侯の求索に於けるや、(一二)法なれば則ち之れを聽き、不法なれば則ち之れを距ぐ。

(一) 妄爲せしめず、私爲せしめず (二) 責任を負へる言のみを述べしめ、その餘には及ばず (三) 賞否に就いて、責任を負はしめ、當を失すれば必ず罰す (四) 宮室子女の觀樂玩好は由來する所あらしむ (五) 德惠を施すなり (六) 縱は寬なり、禁錮の財なり (七) 墳の如く積み入れたる倉なり (八) そしるなり (九) 軍功あるも制限以上の賞を與へず (一〇) 邑里の私鬭には決して赦さず (一一) 私財を投じて勇士を養せしめず (一二) 請求なり

所謂亡君者。非莫有其國也。而有之者。皆非己有也。令臣以外爲制於內。則是

所謂亡君なる者、(一)其の國を有する莫きに非ざるなり。之れを有する者、皆己の有に非ざるなり。臣にして外を以て(二)制を內に爲さしむ。則ち是れ、人に君たる者亡ぶるなり。(三)大國に聽くは、亡を救ふが爲めなり。而して(四)亡は聽かざるより亟なり。故に羣、臣に聽かず。羣臣、聽かれざるを知れば、則ち外諸侯に(五)市らず。

弱兵必服。爲人臣者。重賦斂、盡府庫。虛其國以事大國。而用其威。求誘其君。甚者擧兵以聚邊境而制斂於内。薄者數内大使以震其君。使之恐懼。此之謂四方。凡此八者。人臣之所以道成姦。世主所以壅劫失其所有也。不可不察焉。

通ずるをふさぎ蔽ふなり　(一〇)所有の領土を失ふなり

明君之於内也。娛其色而不行其謁。不使私請。其於左右也。使其身必責其言。不使益辭。其於父兄大臣也。聽其言也。必使以罰任後。不令妄擧。其於觀樂玩好也。必令

明君の内に於けるや、其色を娛しめども、其謁を行はず、私請せしめず。其の左右に於けるや、其身をして必ず其言(一)を責めしめ、辭を益さしめず。其の父兄大臣に於けるや、其の言を聞き、必ず罰(二)を以て後に任ぜしめ、妄りに擧けしめず、其の觀樂(三)玩好に於けるや、必ず、之れをして出づる所有らしめ、擅に進ましめず、擅に退かしめず、羣臣をして其言を虞れしむ。其の德施(四)に於けるや、禁財(五)を縱ち、墳倉(六)を發し、民に利ある者は必ず君より出で、人臣をして其德を私せしめず。其の說議に於けるや稱譽する者の善とする所、毀疵(七)する者の惡とする所、必ず其能を實たし、其過を察し、羣臣をして相爲めに語らし

君善レ之。非ニ羣臣百姓之所一レ善。則君不レ善レ之。爲ニ人臣一者。聚ニ帶劒之客一。養ニ必死之士一。以彰ニ其威一。明爲レ己者必利。不レ爲レ己者必死。以恐ニ其羣臣百姓一。而行ニ其私一。此之謂ニ威强一。八曰。四方。何謂ニ四方一。曰。君子者。國小則事ニ大國一。兵弱則畏ニ强兵一。大國之所レ索。小國必聽。强兵之所レ加。

にせざる者は必ず死すとて、以て其羣臣百姓を恐れしめ、(一)其私を行ふ。(二)此れを之れ威强と謂ふ。(三)八に曰く、四方。何をか四方と謂ふ。曰く、君子は、國小なれば則ち大國に事へ、兵、弱ければ則ち强兵を畏れ、大國の索むる所は小國必ず聽き、强兵の加ふる所は弱兵必ず服す。人臣たる者、(四)賦斂を重くし、府庫を盡し、其國を虛しくし、以て大國に事へ、(五)其の威を用ひて、其の君を誘はんことを求め、甚しきものは(六)兵を擧げて以て邊境に聚め、內に制斂し、(七)薄きものは數〻大使を內れ、以て其の君を震はしめ、之れをして恐懼せしむ。此れを此れ(八)四方と謂ふ。凡そ此八なる者は、人臣の道りて姦を成す所以なり。世主、(九)壅劫して其の所有を失ふ所以なり。察せざる可からざるなり。(一〇)

(一) 群臣百姓をたよりて己の威强を爲すものなり　(二) 私曲を行ふなり　(三) 君の威强を失はしめて姦計を行はんとするなり　(四) 租稅を重くし、府庫のものを取り出し、其國を空にして、大國に事ふ　(五) 其の威を借りて君を誘惑するなり　(六) 外國の兵をあげて國境に屯させ、國內を脅制し、民をあつむるなり　(七) 其次位のものは、しばしば大國の使者を迎へて、君を恐れしむ　(八) 四方强國の助を借りて君を威壓するなり　(九) 君主の上下の情に

此之謂二民萌一。六曰、流行。何謂二流行一。曰、人主者固壅二其言談一。希レ於レ聽二論議一。易三移以二辯說一。爲二人臣一者、求二諸侯之辯士一、養二國中之能說者一、使下之以語二其私一、爲中巧文之言、流行之辭上、示レ之以二利勢一、懼レ之以二患害一、施二屬虛辭一、以壞二其主一。此之謂二流行一。

養ひ、之れをして以て其の私を語り、巧文の言、流行の辭を爲さしむ。之れに示すに利勢を以てし、之れを懼れしむるに患害を以てし、(八)虛辭を施屬し、以て其の主を壞る。此れを之れ流行と謂ふ。(九)

㈠ 朝野ともに皆己れを譽めはやさしむ ㈡ 主の德澤を下に及ぼさゞらしむ ㈢ 爵祿を得た後に其の欲する所を爲す ㈣ 私惠を施して人心に取り入るなり ㈤ 流行は雄辯なること ㈥ 人主は九重深居なるを以て言談を固くふさぐ ㈦ そこで法術の議論を聞かんとし、從つて辯說にて心を動かし易し ㈧ 浮華の辭を以てしやべり立てゝ主を墮敗せしむるなり ㈨ 舌を借りて人主を惑亂するなり

七曰、威彊。何謂二威彊一。曰、君レ人者、以二羣臣百姓一爲二威彊一者也。羣臣百姓之所レ善、則

七に曰く、威彊。何をか威彊と謂ふ。曰く、人に君たる者は、(一)羣臣百姓を以て威彊を爲すものなり。羣臣百姓の善とする所は、則ち君之れを善とし、羣臣百姓の善とする所に非ざれば、則ち君之れを善とせず。人臣たる者、帶劍の客を聚め必死の士を養ひ、以て其の威明を彰はし、己の爲めにする者は必ず利、己の爲

爵益レ祿。以勸二其心一。使レ犯二其主一。此之謂二父兄一。四曰。養殃。何謂二養殃一。曰。人主樂レ美二宮室臺池一。好レ飾二子女狗馬一。以娛二其心一。此人主之殃也。爲二人臣一者。盡二民力一以美二宮室臺池一。重二賦斂一以飾二子女狗馬一。以娛二其主一。而亂二其以一。從二其所一レ欲。而樹二私利其間一。此謂二養殃一。

養殃と謂ふ。

(一) 愛妾と妾腹の庶公子　(二) 力を盡して云ひ張れば必ず聞き入れらるる　(三) 聲音は淫樂なり、愛妾に送るなり、公子には美童美女を進む　(四) 甘言を以て謹約するなり　(五) 其の心を動かし、人君の意を傾はしむ　(六) 父兄臣下の有力者に取り入りて利用するなり　(七) 宮室や樓臺池沼なり　(八) 子女狗馬を飾り立てゝ心を樂しましむ　(九) 人主の禍となる嗜好につけ込み、自分が利を爲さんとするなり

五曰。民萌。何謂二民萌一。曰。爲二人臣一者。散二公財一以說二民人一。行二小惠一以取二百姓一。使三朝廷市井。皆勸二譽己一。以塞二其主一。而成二其所一レ欲。

五に曰く、民萌。何をか民萌と謂ふ。曰く、人臣たる者、公財を散じ、以て民人を說ばしめ、小惠を行ひ、以て百姓を取り、(一)朝廷市井をして皆己を勸譽せしむ。以て(二)其主を塞いで、(三)其の欲する所を成す。此れを之れ(四)民萌と謂ふ。六に曰く、(五)流行。何をか流行と謂ふ。曰く、人主は其(六)言談を困塞す。(七)論議を聽くを希ひ、移すに辯說を以てし易し。人臣たる者、諸侯の辯士を求め、國中の能說する者を

未使而諾諾。先意承旨。觀貌察色。以先主心者也。此皆俱進俱退。皆應皆對。一辭同軌。以移主心者也。爲人臣者。內事之以金玉玩好。外爲之行不法。使之化其主。此之謂在旁。

に在るものに取り入つて之を利用するなり

三曰。父兄。何謂父兄。曰。側室公子。人主之所親愛也。大臣廷吏。人主之所與度計也。此皆盡力舉議。人主之所必聽也。爲人臣者。事公子側室以聲音子女。收大臣廷吏以辭言。處約言事。事成。則進

三に曰く、父兄。何をか父兄と謂ふ。曰く、（一）側室公子は人主の親愛する所なり。大臣廷吏は人主の與に度計する所なり。此れ皆（二）力を盡し議を舉へば、人主の必ず聽く所なり。人臣たる者、公子側室に事ふるに（三）聲音子女を以てし、大臣廷吏を收むるに（四）辭言處約を以てし、事を言ひ事成れば、則ち爵を進め、祿を益すとて以て（五）其心を勸め、其主を犯さしむ。此れを之れ（六）父兄と謂ふ。四に曰く、殃を養ふ。何をか養殃と謂ふ。曰く、人主は（七）宮室臺池を美にするを樂しみ、（八）子女狗馬を飾るを好み、以て、其心を娯しむ。此れ人主の殃なり。人臣たるもの、民力を盡して以て宮室臺池を美にし、賦斂を重くして、以て子女狗馬を飾り、以て其主を娯しましめ、其心を亂し、（九）其の欲する所に從つて私利を其間に樹つ。此れを

道成レ姦者。有ニ八術。一曰。在ニ同牀。何謂ニ同牀。曰。貴夫人。愛孺子。便僻好色。此人主之所レ惑也。託ニ於燕處之虞、乘ニ醉飽之時、而求ニ其所レ欲。此必聽之術也。爲ニ人臣一者。內事レ之以ニ金玉一使レ惑ニ其主。此之謂ニ同牀。二曰。在レ旁。何謂レ在レ旁。曰。優笑侏儒。左右近習。此人主未レ命而唯唯。

か同牀と謂ふ。曰く、貴夫人、愛孺子(二)、便僻好色(三)、此れ人主の惑ふ所なり。燕(四)處の虞に託し、醉飽の時に乘じて、其の欲する所を求む。此れ必ず聽くの術なり。人臣爲るもの、內(五)、之れに事ふるに金玉を以てし、其主を惑はしむ。此れを之れ(六)同牀と謂ふ。二に曰く、旁に在り。何をか旁に在りと謂ふ。曰く、(七)優笑侏儒、左右近習、此れ人主未だ命ぜずして唯唯、未だ使はずして諾諾、意に先だちて旨を承け、貌を觀て色を察し、以て主の心に先んずる者なり。此れ皆(八)倶に進み、倶に退き、皆應じ、皆對へ、辭を一にして執を同じうし、以て主の心を移す者なり。人臣たる者、內、之れに事ふる金玉玩好を以てし、外之れが爲めに不法を行ひ、之れをして其の主を化せしむ。此れを之れ(九)旁に在りと謂ふ。

(一) 人臣の姦を爲すに八種の術あることを說く　(二) 愛孺子は少子を以て寵幸せらるゝもの　(三) 便僻は便佞なり好色は美色なり　(四) 燕居して樂しみを爲すにかこつけるなり　(五) 愛妾や寵童に事へ黃金や珠玉を賂りて君を惑はしむ　(六) 君と共に同牀する者に取り入るなり　(七) 優笑は優人にて侏儒の如く嘲笑するもの、侏儒は一寸法師　(八) 共々に調子をそろへて進退應對し、言說行爲皆其執を同じうして、よく人主の氣を移すものなり　(九) 君の側

君一者。數披二其木一。毋レ使二木枝扶疏一。木枝扶疏。將レ塞二公閭一。私門將レ實。公庭將レ虛。主將二雍圍一。數披二其木一。無レ使二木枝外拒一。木枝外拒。將レ逼二主處一。數披二其木一。毋レ使二枝大本小一。枝大本小。將レ不レ勝二春風一。不レ勝二春風一。枝將レ害レ心。公子既衆。宗室憂吟。止レ之之道。數披二其木一。毋レ使二枝茂一。木枝數披。黨與乃離。掘二其根本一。木乃不レ神。塡二其洶淵一。毋レ使二水清一。探二其懷一。奪二之威一。主上用レ之。若レ電若レ雷

が威を奪ひ、主上、之れを用ふ。（一七）電の若く、雷の若し。（一八）

（一）尊榮兩貴備はれば君に代らんす（二）人臣の黨多くして位貴きものは之れを抑へ、君に薄き者は之れを風勵す（三）黨與して上を欺かしむる勿れ（四）法令を愼み適用を注意す（五）二羽の雄雞が一巢に住む如し（六）爭ふ貌（七）一家に貴人二人あれば政令二途に出て、且君を蔑にし成功せず（八）枝を切り落すなり（九）四方に廣がる貌（一〇）公門なり（一一）塞ぎ圍まる、即耳目を蔽着せらるゝこと（一二）枝の旁に生ずること（一三）庶公子多ければ嫡子を凌いで、嫡子の姻戚は憂苦呻吟す（一四）神は旺にして伸びざること（一五）洶淵は水の停積する所（一六）人主は群臣の心を測り、その威を奪ふなり（一七）人主此の道を用ふれば其の威下に移らず（一八）君命の畏るべきこと雷電の如し

凡人臣之所二

（一）八姦

凡そ人臣の道りて姦を成す所の者、八術有り。一に曰く、同牀に在り。何を

殆。急置二太子一。禍乃無二從起一。内索出圉。必身自執二其度量一。厚者虧レ之。薄者靡レ之。虧靡有レ量。毋レ使三民比周同欺二其上一。虧レ之若レ月。靡レ之若レ熱。簡レ令謹レ誅。必盡二其罰一。毋レ弛二而弓一。一棲兩雄。一棲兩雄。其鬬顔顔。豺狼在レ牢。其羊不レ繁。一家二貴。事乃無レ功。夫妻持レ政。子無二適從一。爲二人

り、民をして比周(三)して同じく其上を欺かしむる毋れ。之れを虧くには月の若くし、之れを靡するには熱の若くすと。(四)令を簡にし誅を謹み、必ず其罰を盡す。而の弓を弛むる毋れ。(五)一棲兩雄なり。一棲兩雄なれば其の鬬ふや顔顔たり。豺狼牢に在れば其羊繁せず。(七)一家二貴なれば、事乃ち功無し。夫妻 政(六) を持すれば子適從する無し。人君たる者、數〻其木を拔き(八)、木の枝をして(九)扶疎ならしむる毋れ。木枝扶疎なれば將に(一〇)公閭を塞がんとす。私門將に實たんとす。公庭將に虚ならんとす。主將に(一一)壅圍せんとす。數〻其の木を拔き、木枝をして(一二)外拒せしむる無れ。木枝外拒すれば、將に主處に逼らんとす。數〻其の木を拔き、枝大に、本小ならしむる毋れ。枝大に本小なれば將に春風に勝へざらんとす。春風に勝へすんば、枝將に心を害せんとす。(一三)公子既に衆く、宗室憂吟、之れを止むるの道、數〻其の木を拔き枝をして茂からしむる毋れ。木枝數〻拔けば黨與乃ち離る。其の根本を掘れば木乃ち(一四)神ならず。其の(一五)淘淵を塡め、水をして淸ましむる毋れ。(一六)其の懷を探り、之れ

予。假讎人斧一。假レ之不可。彼將二用レ之以伐一レ我。黃帝有レ日曰。上下一言百戰。下匿二其私一。用試二其上一。上操二度量一。以割二其下一。故度量之立。主之寶也。黨與之具。臣之寶也。臣之所レ不レ弑二其君一者。黨與不レ具也。故上失二扶寸一。下得二尋常一。

下、其私を匿し、用つて其上を試む。(五)上、度量を操り以て其下を割く。(六)故に度量の立つは主の寶なり。(七)黨與の具ふるは臣の寶なり。(八)臣の其君を弑せざる所の者は黨與具せざればなり。故に上、扶寸を失へば、(九)下、尋常を得。

(一)人臣の朋黨を開散すべし (二)地を處置するには賜を節して與へず (三)亂を好むものは吾に求む (四)上の者、上の寶を下取らんとするも能はず、よりて上下の交戰一日に百回あり (五)下は私心を匿して上を試む (六)上は法度を執りて下の心を割斷す (七)主の寶にて以て下を制すべし (八)臣の寶にて以て上の利を奪ふべし (九)扶は四指を並ぶる位、上法度を少しても失へば下は數倍の利を得

有國之君。不レ大二其都一。有道之臣。不レ貴二其家一。有道之君。不レ貴二其臣一。貴レ之富レ之。備將レ代レ之。備レ危恐レ

有國の君は其都を大にせず。有道の臣は其家を貴くせず。有道の君は其臣を貴くせず。之を貴くし、之を富まし、備はれば將に之に代らんとす。危きに備へ、殆きを恐るれば、急に太子を置く、(一)禍乃ち從つて起る無し。内に索め出でて圍ぐ。必ず身自ら其度量を執る。厚き者之を虧き、(二)薄き者之を靡す。虧靡量有

毋㆘貴㆑人而逼㆖焉。毋㆘專信㆓一人㆒而失㆗其都國㆖焉。腓大㆑於㆑股。難㆓以趨走㆒。主失㆓其神㆒。虎隨㆓其後㆒。主上不㆑知。虎將㆑爲㆑狗。主不㆓蚤止㆒。狗益無㆑已。虎成㆓其羣㆒。以殺㆓其母㆒。爲㆑主而無㆑臣。奚國之有。主施㆓其法㆒。大虎將㆑怯。主施㆓其刑㆒。大虎自寧。法刑狗信。虎化爲㆑人。復反㆓其眞㆒。

益〻已む無し。虎其羣を爲せば、以て其母を殺す。(九)主と爲つて臣無くば、奚の國か之れ有たん。主其法を施さば、大虎將に怯れんとす。主其刑を施さば、大虎自ら寧し。法刑狗も信なれば、(一〇)虎化して人と爲り、復た其の眞に反る。

(一)下のもの上を逼る能はず　(二)事と言と符合して違はず　(三)君は臣を賞まして之れに權力を借すべからず　(四)臣を尊貴して己に逼らしむべからず　(五)一人を信じて權力を之れに集めて國都を失ふ勿れ　(六)ふくらはぎ　(七)人主精神を失へば姦臣虎となりて伺ふ　(八)姦臣うはべを從順にす　(九)母たる君　(一〇)狗の誤か

欲㆑爲㆓其國㆒。必伐㆓其聚㆒。不㆑伐㆓其聚㆒。彼將㆑聚㆑衆。欲㆑爲㆓其地㆒。必適㆓其賜㆒。不㆑適㆓其賜㆒。亂人求㆑益。彼求我

其國を爲めんと欲せば、必ず其聚を伐つ。(一)其聚を伐たざれば、彼將に衆を聚めんとす。其地を爲めんと欲すれば、(二)必ず其の賜を適にす。其賜を適にせざれば、亂(三)人益を求め、彼求め、我れ予ふ。讎人に斧を假す。之れを假すは不可なり。彼將に之れを用ひて以て我れを伐たんとす。黄帝、言ふ有り、曰く、(四)上下一日百戰、

常。若ㇾ天若ㇾ地。是謂二果解一。若ㇾ地若ㇾ天。孰疎孰親。能象二天地一。是謂二聖人一。欲ㇾ治二其內一。置而勿ㇾ親。欲ㇾ治二其外一。官置二一人一不ㇾ使二自恣一。安得二移幷一。大臣之門。唯恐ㇾ多ㇾ人。[illegible]凡治之極。下不ㇾ能ㇾ得。周二合刑名一。民乃守ㇾ職。去ㇾ此更求。是謂二大惑一。猾民愈衆。姦邪滿ㇾ側。故曰。毋下富ㇾ人而貸上焉。

孰れか親、能く天地に象る、是れを聖人と謂ふ。(五)其内を治めんと欲せば、置いて親しむ勿れ。其外を治めんと欲せば、(六)官一人を置き自ら恣に使めず。安ぞ(七)移并を得ん。(八)大臣の門、唯、人多きを恐る。

(一)人主たるものは神明の測られざる様にせざれば、臣下は之れを測りて因縁すべし (二)其事失當あれば其常によりて推測するにより宜しからず (三)若し人主天地の測るべからざるが如くなれば、下の有因考常の累を解くべし (四)賞罰に親疎なくば天地の無私に象りたるものにて聖人なり (五)職務を失はざらんとせば、これを司るものに親しむ勿れ (六)并官二人は置かず、一人に責任を持たしむ (七)移易兼並の患なし (八)大臣の門に人多きは威權ある證據にして恐るべきことなり

凡そ治の極、(一)下、得る能はず、刑名を周合し、民乃ち職を守る。此れを去つて更に求む。是れを大惑と謂ふ。(二)猾民愈々衆く、姦邪側に滿つ。故に曰く、(三)人を富まして貸す毋れ。(四)人を貴くして逼らしむる毋れ。(五)專ら一人を信じて其都國を失ふ毋れ。(六)腓、股より大なれば、以て趨走し難し。(七)主其神を失へば、虎其の後に隨ひ、主上知らざれば、(八)虎將に狗と爲らんとす。主蚤く止めずんば、狗

則動泄不レ失矣。動レ之溶レ之。無爲而改レ之。喜レ之則多事。惡レ之則生レ怨。故去レ喜去レ惡。虛レ心以爲二道舍一。上不三與共二之。民乃寵レ之。上不三與義二之。使二獨爲一レ之。上固閉二內扃一。從レ室視レ庭。參二咫尺一已具。皆之二其處一。以賞者賞以刑者刑。因二其所一レ爲。各以自成。善惡必及。孰敢不レ信。規矩既設。三隅乃列。

し、(五)上與に之れを共にせざれば、民乃ち之れを寵す。(六)上與に之れを義とせず、獨り之れを爲さしむ。上固く內扃を閉ぢ、室より庭を視、咫尺に參して已に具り、皆其處に之く。以て賞する者は賞し、以て刑する者は刑し、(七)其の爲す所に因つて各〻以て自ら成る。善惡必ず及ぶ。孰か敢て信ぜざらん。(八)規矩既に設く。三隅乃ち列す。

(一)事の形は人の爲すことを參伍錯綜して物に比す　(二)物に比し數に合して考ふれば其の虛實を知る　(三)虛靜堅固にして移易せざれば動きても靜にして守失はず　(四)道の來り止まる處となる　(五)下の事を爲すに上之れに與らざれば臣自ら事を爲して必ず成り吾は榮寵を受く　(六)下の事に上與り議せず、下に獨り之をあげしむ　(七)其の爲す處の善惡は已に各自成すものにて善なれば賞を受け惡なれば罰を受く　(八)賞罰の規矩を設けたる事を以て餘事を推及し、三隅の事を知るべし

主上不レ神。下將レ有レ因。其事不レ當。下考二其

(一)主上、神ならざれば、下、將に因る有らんとす。(二)其の事當らずば、下、其常を考ふ。(三)天の若く地の若くなれば、是れを累解と謂ふ。地の若く天の若く、(四)孰れか疎

凡聽之道。以二其所一レ出。反以爲二之入一。故審レ名以定レ位。明レ分以辯レ類。聽言之道。溶若二甚醉一。脣乎齒乎。吾不レ爲レ始乎。齒乎脣乎。愈惛惛乎。彼自離レ之。吾因以知レ之。是非輻輳。上不二與構一。

虛靜無爲。道之情也。參伍比レ物。事之形也。參レ之以比レ物。伍レ之以合レ虛。根幹不レ革

凡そ(一)聽の道、其の出す所を以て、反つて以て之れが入を爲す。故に名を審にして以て位を定め、(二)分を明にして以て類を辯ず。聽言の道、(三)溶として甚だ醉ふが若く、(四)脣か、齒か、吾始を爲さず、齒か、脣か、(五)愈〻惛惛たり、彼自ら之れを離ち、吾因つて以て之れを知る。(六)是非輻輳、上與に構せず。

(一) 政を聽く道なり、出す所は問を發するなり、入を爲すは情を求めて我に入るなり (二) 分を知るときは物の類別を辨ずることを得 (三) 吾自ら晦まして大醉せるものゝ如くすれば丁寧に吾に敎ふべし (四) 脣齒は言語を發すべきものなれども吾は其始めを爲さず、即ち殊更に我より問を發し口を開くに非ず (五) 吾は惛惛く、彼は明なり (六) 是非は如何に込み入りて集まり來るとも、上たるものは、爭はざるをよしとす

虛靜無爲は道の情なり。(一)參伍物を比するは事の形なり。之れを參して以て物を比し、之れを伍して以て虛に合す。(三)根幹革めざれば則ち(二)動泄失はれず。之れを動かし、之れを溶し、無爲にして之れを改め、之れを喜べば則ち多事、之れを惡めば則ち怨を生ず。故に喜を去り惡を去り、心を虛しくして以て(四)道の舍と爲

稽而命、與時生死。參名異事。通一同情。

故曰。道不同於萬物。德不同於陰陽。衡不同於輕重。繩不同於出入。和不同於燥濕。君不同於羣臣。凡此六者道之出也。道無雙。故曰一。是故明君貴獨道之容。君臣不同道。下以名禱。君操其名。臣效其形。形名參同。上下和調。

(七) 命は天命なり、亦道ず天の命を考へて時と共に興廢すべし。而一に故と訓ず　(八) 各事に就てその名を參考し、一理を以て同情のものを推究すべし

(二)

故に曰く、(一)道は萬物に同せず、(二)德は陰陽に同せず、(三)衡は輕重に同せず、(四)繩は出入に同せず、(五)和は燥濕に同せず、(六)君は羣臣に同せず。凡そ此の六は道の出なり。道は雙なし、故に一と曰ふ。是の故に(七)明君は獨りを貴ぶ。(八)道の容、君臣道を同じくせず。(九)下、名を以て禱り、君其名を操り、臣其形を效し、形名參同、上下和調す。

(一) 道は萬物に同和せざるより、萬物を生ず　(二) 德は陰陽に同せざるにより、陰陽をなす　(三) 權衡は輕重に同和せざるにより輕重を分つ　(四) 繩は出入に同せず、故によく出入を分つ　(五) 燥濕の和は燥濕に同和せざるにより、よく燥濕を均しうす　(六) 君は群臣に同せざるにより、群臣を制す　(七) 此故に明君は無雙にして物に同せざるを尊ぶ　(八) これ即ち道の容といふものにて無形の形なり　(九) 臣は名を陳して君に求め、君はその名を執り、臣はその形を呈す

與㆑巧。智巧不㆑去。難㆓以爲㆒㆑常。民人用㆑之。其身多㆑殃。主上用㆑之。其國危亡。因㆓天之道㆒。反㆓形之理㆒。督參鞠㆑之。終則有㆑始。虛以靜後。未㆓嘗用㆒㆑己。

以て擧ぐれば形名審なり (一〇) 名を知らざれば其形によりて求むべし (一一) 形と名とを參照して其依て出づる所を待べし (一二) 形と名とに僞なければ下のもの誠を呈すべし (一三) 人に君たるものは謹てその事を修め自然に任すべし (一四) 常の道と爲すに足らず (一五) 形の理とは人の道なり、天道に因つて人理に反するなり (一六) 篤く之れを參考して之れを吟味す (一七) 終れば則ち又始まり、虛靜にして人後に居て己を用ひず人の智を用ふべきなり、後の字一に待に作るべしとも云ふ

凡上之患。必同㆓其端㆒。信而勿㆑同。萬民一從。夫道者弘大而無㆑形。德者覈㆑理而普至。至㆑於㆓羣生㆒。斟酌用㆑之。萬物皆盛。而不㆑與㆓其寧㆒。道者下㆓周於㆒㆑事。因

(一)凡そ上の患は、必ず其端を同じくするにあり。(二)信にして同する勿く、萬民一に從ふ。夫れ道は弘大にして形無く、(三)德は理を覈かにして普く至る。(四)羣生に至りては、斟酌して之れを用ふ。(五)萬物皆盛にして其寧に與らず、(六)道は事に下周す。因つて、(七)而の命を稽へ、時と生死す。(八)名を異事に參し、通一して情を同じくす。

(一) 上の人の患は臣下の陳ずることの始めを考へず、可否の別なく從ふにあり (二) 事は信じても雷同すべからず、萬民齊しく然りとするところに從ふべし (三) 德は道理を明かにして普く至らざるなし (四) 之れを百姓に施すには斟酌すべし (五) 萬物盛にして安きも、道德が關係してかく安くなりたるにあらず (六) 道は萬物に普く通ず

故聖人執一以靜。使名自命、令事自定。不見其采。下故素正。因而任之、使自事之。因而予之。彼將自擧之。正與處之、使皆自定之。上以名擧之、不知其名。復修其形。形名參同、用其所生。二者誠信。下乃貢情。謹修所事、待命於天。毋失其要。乃爲聖人。聖人之道、去智

故に聖人、一を執つて以て靜に、(一)名をして自ら命ぜしめ、(二)事をして自ら定まらしむ。(三)其采を見はさず、(四)下故に正を素す。(五)因りて之れを任じ、自ら之れを事とせしめ、(七)因りて之れに予ふ。彼、將に自ら之れを擧げんとす。(六)正に與に之れに處る。(八)皆自ら之れを定めしめ、(九)上、名を以て之れを擧ぐ。(一〇)其名を知らず、復た其形を修め、(一一)形名參同、其所生を用ふ。(一三)二者誠信、下、乃ち情を貢す。(一二)謹んで事とする所を修め、命を天に待ち、其要を失ふ毋かれ。乃ち聖人と爲す。聖人の道、智と巧とを去る。智巧去らざれば以て(一四)常と爲し難し。民人之れを用ふれば、其身殃多し。主上之れを用ふれば、其國危亡す。天の道に因つて、(一五)形の理に反し、(一六)督參して之れを鞠す。(一七)終れば則ち始め有り、虛以て靜にして後れ、未だ嘗て己を用ひず。

(一) 吾命ぜずして名をして自ら命ぜしむ (二) 事は吾之れを定めずして事をして自ら定めしむ (三) 文采卽ち智能をあらはさず (四) 下のもの巧飾を用ひず (五) 依て之れに任じて彼自ら其の事に從はしめ (六) その事に依つて之れを與ふれば彼自ら其の事を擧ぐ (七) 上下〻共に之れに處るなり (八) 凡て事は彼自ら定めしむ (九) 上名を

門而當。勿ㇾ變勿ㇾ易。與ㇾ二倶行。行ㇾ之不ㇾ已。是謂ㇾ履ㇾ理也。

夫物者有ㇾ所ㇾ宜。材者有ㇾ所ㇾ施。各處二其宜一。故上下無ㇾ爲。使三雞司ㇾ夜。令三狸執ㇾ鼠。皆用二其能一。上乃無事。上有二所ㇾ長一。事乃不ㇾ方。矜而好ㇾ能。下之所ㇾ欺。辯惠好ㇾ生。下因二其材一。上下易ㇾ用。國政不ㇾ治。用ㇾ一之道。以ㇾ名爲ㇾ首。名正物定。名倚物徙。

獻ずるなり（九）人君は虚心にして之れを待てば臣下は各その能を用ふ（一〇）四海の廣き旣に我が有に歸せば靜に居て動を制す（一一）左右輔弼の臣旣に立てば、賢才來るを以て門を開いて拒まず、刑德の二柄を決して變ぜず（一二）之れを道理を履むといふなり

夫れ物は、宜しき所あり、（一）材は施す所あり。各〻其宜しきに處る。故に上下無爲、（二）雞をして夜を司らしめ、狸をして鼠を執らしむ。皆其能を用ふ。上乃ち無事なり。（三）上、所長あれば事乃ち方ならず。（四）矜つて能を好めば下の欺く所、（五）辯惠、生を好めば、下其材に因る。（六）上下用を易ふれば、國政治まらず。（七）一を用ふるの道、名を以て首と爲す。（八）名正しくして物定まり、名倚りて物徙る。

（一）物は相應する處あり（二）器材にも使途といふものあり（三）上の人その所長を用ふれば事は圓滑ならず（四）上の人その能を好めば下の人は能を飾つて欺く（五）上のもの利口らしくして、善事を己より出さんとすれば下のものその材によりて諛佞す（六）上は下の任に代り、下は上の權を執れば國家治まらず（七）道は古今に常行すべくして二なし。故に一といふ。道は名を正すを以て首とす（八）名正しければ物自ら其の處を得、名偏倚して正しからざれば物も亦定まらず

天有大命。人有大命。夫香美脆味。厚酒肥肉甘口而病形。曼理皓齒說情而損精。故去甚去泰。身乃無害。權不欲見。素無爲也。事在四方。要在中央。聖人執要。四方來效。虛而待之。彼自以之。四海既藏。道陰見陽。左右既立。開

揚權(一)

(二)天に大命あり。人に大命あり。(三)夫れ香美脆味、厚酒肥肉は口に甘くして形を病ましむ。(四)曼理皓齒は情を說ばして精を損す。故に甚しきを去り、(五)泰を去れば、身乃ち害無し。(六)權見はるゝを欲せず、無爲を素するなり。(七)事は四方に在り。要は中央に在り。聖人要を執れば、四方來效し、(八)虛にして之れを待てば彼自ら之れを以ふ。(九)四海既に藏まり、陰に道り陽を見る。(一〇)左右既に立つ。(一一)門を開いて當り、變ずる勿く、易ふる無く、二と俱に行ひ、之れを行うて已まず。(一二)是れを理を履むと謂ふ。

(一) 人主權を用ふることを擧げたり。古本揚搉に作る　(二) 天に晝夜四時の候あり、人にも君臣上下の節あり　(三) 香しく甘く、食ひ切り易い味、美酒肥肉は口には甘けれどもこれを過せば身體を害す　(四) きめの細なる齒の白き美女は情欲は滿足せしむれども精氣を損す　(五) 泰は甚しきこと　(六) 政權は外に顯はすべきものに非ず、無爲なるが常分の宜しき處なり　(七) 國家の事は四方の臣下に在りて、その要は中央の君主に在り　(八) 效は致すなり、

見。則羣臣之情態得其資矣。故子之託於賢。以奪其君者也。豎刁易牙。因君之欲以侵其君者也。其卒子噲以亂死。桓公蟲流出尸而不葬。此其故何也。人君以情借臣之患也。人臣之情。非必能愛其君也。爲重利之故也。今人主不掩其情。不匿其端。而使人臣有緣以侵其主。則羣臣爲子之田常。不難矣。故曰。去好去惡。羣臣見素。羣臣見素。則人君不蔽矣。

の卒りは子噲、亂を以て死し、(四)桓公蟲流れて尸を出でて葬らず。此れ其の故何ぞや。(五)人君情を以て臣に借すの患なり。人臣の情、必ずしも能く其の君を愛するに非ざるなり。(六)重利の爲めの故なり。今人主、(七)其情を掩はず、(八)其端を匿さず、人臣をして、緣つて以て其主を侵す有らしめば、則ち羣臣、子之・田常と爲る、難からず。故に曰く、(九)好を去り惡を去りて、羣臣素を見すと。(一〇)羣臣素を見さば、則ち人君蔽はれず。

(一) 君が惡む所を示せば群臣は惡事の端緒を匿して罪を避く (二) 好む所を示せば群臣行を飾りて用ひられんことを希ふ (三) 人主の情欲外に顯はるれば群臣蔽を知り、之れを資にして利を求む (四) 桓公死後五公子立つを爭ひて葬るを得ず、蛆屍より出でたりといふ (五) 人君たるもの好惡の情を示したるを以て、人臣之れによりて利を求めて此患を致せり (六) 重利を求めんとして居るなり (七) 好惡の情を蔽はずして示す (八) 端緒を匿さずしてあかす (九) 好惡を去れば群臣の素質自ら見れて僞りを爲すことなし (一〇) 群臣の素質見はるれば、人君の明蔽はることなし

羣臣飾行以要君欲。則是羣臣之情不效。羣臣之情不效。則人主無以異其臣矣。故越王好勇而民多輕死。楚靈王好細腰而國中多餓人。齊桓公妬外而好內。故豎刁自宮以治內。桓公好味。易牙蒸其首子而進之。燕子噲好賢。故子之明不受國。

(七)細腰を好んで國中に餓人多し。齊の桓公外を妬みて(八)、內を好む。故に豎刁自宮(九)して以て內を治む。桓公味を好んで易牙其首子(一〇)を蒸して之れを進む。燕子噲賢を好む。故に子之(一一)明に國を受けず。

(一) 賢者を任用すれば賢者は方術多き故に之れに乘じて君を劫す (二) 賢者を選ばずして妄に專用すれば、事が毀敗して成功せず (三) 群臣が行を飾りて君の欲を迎ふ (四) かうなれば群臣の眞情顯れず (五) 其の臣を區別すること能はず (六) 越王勇を好めば人民死を輕んず (七) 細腰の美人を好めば國中の婦女は纖腰せんとして爲に餓死するものあり (八) 男色を惡みて女色を好むなり (九) 自ら宮（生殖の機能を絶つ）して奧向を取締る (一〇) 長子を殺して肉を蒸して之れを進めて寵を希ふ (一一) 國を其の臣子之に讓らんとしたれども、わざと受けずと揚言して君の心を[illegible]せしむ

故君見惡則羣臣匿端。君見好則羣臣誣能。人主欲

故に君惡を見はせば(一)則ち羣臣端を匿す。君好を見はせば(二)則ち羣臣能を誣ふ。人主の欲見はるれば則ち羣臣の情態其資を得。故に子之は賢に託して以て其君を奪へる者なり。(三)豎刁・易牙は君の欲に因りて以て其君を侵せる者なり。其

罰。昔者韓昭醉而寢。典冠者見二君之寒一也。故加三衣於二君之上一。覺寢而說。問二左右一曰。誰加レ衣者。左右對曰。典冠。君因兼罪三典衣與二典冠一。其罪二典衣一以レ爲レ失二其事一也。其罪二典冠一以レ爲レ越二其職一也。非レ不レ惡レ寒也。以爲侵レ官之害甚二於寒一。故明主之畜レ臣。臣不レ得下越レ官而有上レ功。不レ得下陳レ言而不上レ當。越レ官則死。不レ當則罪。守二業其官一所レ言者貞也。則羣臣不レ得二朋黨相爲一矣。

臣朋黨して相爲るを得ず。

(一)刑は形にて、言ふことと行ふことと符合するや否やを審に験するなり　(二)事ら其の事に就いて効果ある様に責め立つるなり　(三)成功が其の事に適合し、事が其の言に符合すれば賞す　(四)侍臣の冠を司るものあり　(五)眠りより醒むるなり　(六)衣を司る典衣と典冠と両方を罰したり　(七)他の職を侵害する害はうたゝねの寒さどころにはあらず　(八)臣下は其の本官を越えて功有るを得ず　(九)言を進むれば必ず事に符合せざるを得ず　(一〇)僭越の事を爲せばたとひ功あるとも必ず誅す　(一一)言を進めて事に當らざれば罪せらる　(一二)業を守りて官に當り官を守つて言に當るものは忠貞の者とす、されば群臣が朋黨を結びて相助けて君を蔽ふを得ず

人主有二二患一。任レ賢。則臣將下乘二於賢一以劫中其君上。妄擧則事沮不レ勝。故人主好レ賢。則

人主に二患有り。(一)賢に任ずれば則ち臣將に賢に乗じて以て其君を劫さんとす。(二)妄に擧ぐれば則ち事沮して勝へず。故に人主賢を好めば則ち羣臣行ひを(三)飾りて以て君の欲を要す。(四)則ち是れ羣臣の情效れず。羣臣の情效はれざれば則ち人主以て(五)其臣を異る無し。故に(六)越王勇を好んで民多く死を輕くす。楚の靈王

事也。爲人臣者、陳事而言。君以其言授之事、專以其事責其功。功當其事。事當其言。則賞。功不當其事。事不當其言。則罰。故羣臣其言大而功小者則罰。非罰小功也。罰功不當名也。羣臣其言小而功大者亦罰。非不說於大功也。以爲不當名也害甚於有大功故

ら其事を以て其功を責め、（三）功其事に當り、事其言に當れば則ち賞し、功其事に當らず、事其言に當らざれば則ち罰す。故に羣臣其言大にして功小なる者則ち罰す。小功を罰するに非ざるなり。功の名に當らざるを罰するなり。羣臣其言小にして功大なる者も亦罰す。大功を說ばざるに非ざるなり。以爲らく名に當らざるの害は大功有るより甚しと。故に罰す。昔者、韓の昭侯醉うて寢ぬ。（四）典冠者、君の寒を見るや、故に衣を君の上に加ふ。（五）覺寢して說ぶ。左右に問ひて曰く、誰か衣を加ふる者ぞと。左右對へて曰く、典冠と。君因りて（六）兼ねて典衣と典冠とを罪す。其の典衣を罪するは其の事を失ふを以てなり、其の典冠を罪するは其職を越ゆるを爲すを以てなり。寒を惡まざるに非ざるなり。以爲らく（七）官を侵すの害は寒より甚しと。故に明主の臣を畜ふは、（八）臣、官を越えて功有るを得ず。（九）言を陳べて當らざるを得ず。（一〇）官を越ゆれば則ち死し、（一一）當らずんば則ち罪せらる。（一二）其官を守業し、言ふ所の者貞なれば、則ち羣

見レ弑。子罕謂二宋君一曰。夫慶賞賜予者民之所レ喜也。君自行レ之。殺戮刑罰者民之所レ惡也。臣請當レ之。於レ是宋君失レ刑。而子罕用レ之。故宋君見レ劫。田常徒用レ德而簡公弑。子罕徒用レ刑而宋君劫。故今之爲二人臣一者。兼二刑德一而用レ之。則是世主之危。甚レ於二簡公宋君一也。故劫殺擁蔽之主。非レ失二刑德一而使二臣用一レ之。而不二危亡一者。則未二嘗有一也。

て子罕、之れを用ひたり。故に宋君劫さる。田常徒に德を用ひて、簡公弑せらる。子罕徒に刑を用ひて、宋君劫さる。(四)故に今の人臣たる者、刑德を兼ねて之れを用ふれば、則ち是れ世主の危は、簡公、宋君より甚しからん。故に(五)劫殺擁蔽の主、刑德を失ふ有りて臣をして之れを用ひしめ、而して危亡せざる者は、則ち未だ嘗て有らざるなり。

(一) 齊の權臣田常は爵祿を請ひて群臣に與へたり　(二) 下に對しては大きな斗を作りて米を貸したり　(三) 宋君は德のみ行ひて刑を失ひ、子罕刑を行ひし故に群臣は子罕に畏服し宋君は子罕に劫さる　(四) 今の人臣は刑德の兩者を兼ねて用ふれば、世主の危きこと簡公宋君よりも甚し　(五) 劫されたり、弑せられたり、又は擁蔽されたる人主は、刑德を失ひて、臣下に用ひしむれば、危亡せざるもの一人もあらず

人主將レ欲レ禁レ姦。則審二合刑名一者。言不レ異

人主將に姦を禁ぜんと欲すれば則ち(一)刑名を審合すべしとは、言、事に異ならざるなり。人臣たる者、事を陳べて言ふ。君、其言を以て之れに事を授く。(二)事

主而罪之。所愛則能得之其主而賞之。今人主非使賞罰之威利出於己也。聽其臣而行其賞罰。則一國之人、皆畏其臣而易其君、歸其臣而去其君矣。此人主失刑德之患也。夫虎之所以能服狗者。爪牙也。使虎釋其爪牙而使狗用之。則虎反服狗矣。人主者以刑德制臣者也。今君人者。釋其刑德而使臣用之。則君反制於臣矣。

て臣をして之れを用ひしめば、則ち君反つて臣に制せられん。

(一) 二柄は刑德即ち賞罰也、人主は賞罰の權を持つべし、之を人民に盗まるれば篡逆行はるゝことを論ず (二) 之れを導くに德を以てし、之れを制するに刑を以てす、即ち德刑は臣民を制導する所以の二つのつかまへ所なり (三) 罰を畏れて賞を利とするなり (四) 利とする所の慶賞に寄り附く (五) 斯くの如くならずして却つて羣臣のこの心理状態を利用して (六) 自己の惡む人あれば、巧詐を以て其の主を惑はし其の威を借りて之れを罪す (七) 愛する人あれば、其の主を惑はし、威を借りて之を賞す (八) 賞罰の威利をして自己より出でしむる能はず

故田常上請爵祿而行之羣臣、下大斗斛而施於百姓。此簡公失德而田常用之也。故簡公

故に田常は、上、爵祿を請うて之れを羣臣に行ひ、下、斗斛を大にして百姓に施せり。此において簡公、德を失ひ田常之れを用ひたり。故に簡公、弑せらる。子罕、宋君に謂つて曰く、夫れ慶賞賜予は民の喜ぶ所なり。君自ら之れを行へ。殺戮刑罰は民の惡む所なり、臣請ふ、之れに當らんと。是に於て宋君刑を失ひ、而し

明主之所導制其臣者。二柄而已矣。二柄者刑德也。何謂刑德。曰。殺戮之謂刑。慶賞之謂德。爲人臣者。畏誅罰而利慶賞。故人主自用其刑德。則羣臣畏其威而歸其利矣。故世之姦臣則不然。所惡則能得之其

二柄（一）

明主の其臣を導制する所の者は二柄のみ。二柄とは刑德なり。何をか刑德と謂ふ。曰く、殺戮（二）之れ刑と謂ひ、慶賞之れ德と謂ふ。人臣爲るものは誅罰（三）を畏れて慶賞を利とす。故に人主自ら其刑德を用ふれば、則ち羣臣、其の威を畏れて（四）其の利に歸す。故に世の姦臣は則ち然らず（五）、惡む（六）所は則ち能く之れを其主に得て之れを罪し、愛する（七）所は則ち能く之れを其主に得て之れを賞す。今、人主（八）賞罰の威利をして己に出でしむるに非ず。其の臣に聽いて其賞罰を行はば、則ち一國の人皆其臣を畏れて其君を易り、其臣に歸して其君を去る。此れ人主刑德を失ふの患なり。夫れ虎の能く狗を服する所以の者は爪牙なり。虎をして其爪牙を釋てしめて、狗をして之れを用ひしめば、則ち虎、反つて狗に服せん。人主は刑德を以て臣を制するものなり。今、人に君たる者、其刑德を釋

益少。故以法治國。擧措而已矣。法不阿貴。繩不撓曲。法之所加。智者弗能辭。勇者弗敢爭。刑過不避大臣。賞善不遺匹夫。故矯上之失。詰下之邪。治亂決謬。絀羨齊非。一民之軌。莫如法。屬官威民。退淫殆。止詐僞。莫如刑。刑重則不敢以貴易賤。法審則上尊而不侵。上尊而不侵則主强而守要。故先王貴而傳之。人主釋法用私。則上下不別矣。

法に如くは莫し。官を屬し、民を威し、淫殆を退け、詐僞を止むるは刑に如くは莫し。（一一）刑重ければ則ち敢て貴を以て賤を易らず。法審なれば則ち上、尊くして侵されず。上、尊くして侵されざれば、則ち主、彊く守り要なり。（一二）故に先王貴くして之れを傳ふ。（一三）人主、法を釋てて私を用ふれば則ち上下別あらず。（一四）

（一）上手な大工は目も心も繩墨に符合しながら、猶も規矩を以て法度とす（二）上智者は事を爲すに敏捷にして自ら事に適中すれども、それでも先生の法を以て例となす（三）科は等にして高きなり（四）はかり正しければ重きを減じ輕きを増す（五）斗量（ます）設けられて多きを減じ少きを増す（六）法を擧げて措くのみ（七）法の當顧の人にもおもねらざることは、繩の曲に撓まざるが如し（八）偶を挾む欲心を斥く（九）非をなすものをしりぞくるなり。衆は濫にて挾擲することとなり（一〇）民の踏むべき道筋を一にするなり（一一）民は隨に作るべし、勵ますなり。民を威嚇し、みだりがはしく、あやふきを退くるなり（一二）されば先王はこれを貴しとて後世に傳へたるなり（一三）人主法をすてゝ私意を用ふれば、威嚴なくして、上下の別なく、民は命を聴かず、國弱くなるべし

動無レ非レ法。法所二以凌レ過滅一レ私也。嚴刑所二以遂レ令懲一レ下也。威不レ貸レ錯。制不レ共レ門。威制共。則衆邪彰矣。法不レ信則君行危矣。刑不レ斷則邪不レ勝矣。

ひ、方向を誤りて自ら悟らざらしむ (三) 故に先王は指南車即方位を見るものにて方位を正すが如く國法を以て朝夕正す (四) 私意を恣にせしめず (五) 私意を法内に施さしめず (六) 法は過を嚴にし、私を滅する爲めなり (七) 刑法を嚴にするは令を遂行して群下を懲らす爲めたり (八) 貸は假すなり、錯は措くなり、即施行する意、威權は下に貸すべからず (九) 制度は君臣共同にして同門より出づるやうにすべからず (一〇) 威は制度が君臣共にすれば群邪公然あらはる (一一) 法が信なければ、君行はれず (一二) 刑獄をはき〳〵裁決せざれば邪に勝たず

故曰。巧匠目意中レ繩。然必先以二規矩一爲レ度。上智捷擧中レ事。必以二先王之法一爲レ比。故繩直而枉木斲。準夷而高科削。權衡縣而重益レ輕。斗石設而多

故に曰く、巧匠は目意、繩に中るも、然も必ず先づ規矩を以て度と爲す。上智は捷擧、事に中るも、必ず先王の法を以て比と爲す。故に繩直くして枉木斲られ、準夷にして高科削られ、權衡縣りて、重輕きを益す。斗石設けて多少きを益す。故に法を以て國を治むれば、擧げて措くのみ。法、貴きに阿らず、繩曲を撓めず。法の加ふる所は、智者も辭する能はず、勇者も敢て爭はず。過を刑する、大臣をも避けず。善を賞する匹夫を遺さず。故に上の失を矯め、下の邪を詰り、亂を治め、謬を決し、羨を絀け、非を齊し、民の軌を一にするは

不レ得レ闘ニ其侵一。姦邪無レ所レ依。遠在ニ千里外一。不三敢易ニ其辭一。勢在ニ郎中一。不ニ敢蔽レ善飾ヒ非。朝廷羣下。直湊單レ微。不ニ敢相踰越一。故治不レ足。而日有レ餘。上之任レ勢使レ然也。

の外にあるも、吾面前と同じく決して辭を變へず　(八) 宮廷近侍の臣の、他の善を蔽ひ己れの非を飾ることなし　(九) 朝廷の群臣は皆擧動を愼み、如何なる微細と雖も、決して分を踰えず　(一〇) 故に治を立つるは何の造作もなく、日々に暇多くなるのも、上の人の任用の法勢にたがはざるがためなり

夫人臣之侵ニ其主一也。如ニ地形一焉。積漸以往。使ニ人主失レ端。東西易レ面而不ニ自知一。故先王立ニ司南一。以端ニ朝夕一。故明主使ニ其羣臣不レ遊ニ意於法之外一。不レ爲ニ惠於法之內一。

夫れ人臣の其主を侵すや、地形の如く、漸を積みて以て往く。(一)人主をして端を失ひ、東西面を易へて自ら知らざらしむ。(二)故に先王、司南を立てて以て朝夕を端す。(三)故に明主は其羣臣をして意を法の外に遊ばさず、(四)惠を法の内に爲さざらしむ。(五)動くこと法に非ざるは無し。(六)法は過を凌ぎ、私を減する所以なり。(七)嚴刑は令を遂げ、下を懲らす所以なり。(八)威は貸錯せず、(九)制、門を共にせず。(一〇)威制共にすれば則ち衆邪彰はる。(一一)法信ならざれば則ち君行危し、(一二)刑斷ぜざれば則ち邪に勝たず。

(一) 人臣のその主を凌ぐことは地形の斜傾に從つて削減するが如く、漸次に之れに及ぶ　(二) 人主をして端緒を失

法曰。臣毋㆑或㆑作㆑威。毋㆑或㆑作㆑利。從㆓王之指㆒。毋㆑或㆑作㆑惡。從㆓王之路㆒。古者世治之民。奉㆓公法㆒。廢㆓私術㆒。專㆑意一㆑行。具以待㆑任

夫爲㆓之人主㆒。而身察㆓百官㆒。則日不㆑足。力不㆑給。且上用㆑目則下飾㆑觀。上用㆑耳。則下飾㆑聲。上用㆑慮則下繁㆑辭。先王以㆓三者㆒爲㆑不㆑足。故舍㆓己能㆒而因㆓法數㆒。審㆓賞罰㆒。先王之所㆑守要。故法省而不㆑侵。獨制㆓四海之内㆒。聰智不㆑得㆑用㆓其詐㆒。險躁

夫れ之れが人主と爲りて、身、百官を察すれば、則ち日も足らず、力、給せず。且つ上、(一)目を用ふれば、則ち下、觀を飾り、上、耳を用ふれば、則ち下、聲を飾り、上、慮を用ふれば、則ち下、辭を繁くす。先王三者を以て足らずと爲す。故に己の能を舍てて法數に因り賞罰を審にす。(二)先王の守る所は要、故に(三)法省いて侵さず。(四)獨、四海の内を制し、聰智其詐を用ふるを得ず。(五)險躁其佞に關するを得ず。(六)姦邪依る所無し。(七)遠く千里の外に在りて、敢て其の辭を易へず。(八)勢、郎中に在り、敢て善を蔽ひ非を飾らず。(九)朝廷羣下、直湊、微を單くし、敢て相踰越せず。故に治足らず、日餘り有り。上の勢に任ずる、然らしむるなり。(一〇)

(一) 上のもの、目耳慮を用ふれば、下のもの觀、聲、辭を飾りて君を惑はす (二) 古の賢主の守るところは誠に要を得たるものなり (三) 法を省いて、民能く法を犯さず (四) 獨り四海の内を制御して奸臣が如何に聰明智計あるも詐りを用ふるを得ず (五) 陰險躁急なるも、その佞を納るゝを得ず (六) 姦邪の臣も託するところなし (七) 遠く千里

施利。收下爲名。臣不謂仁。離俗隱居。而以非主。臣不謂義。外使諸侯。內耗其國。伺其危險之陂。以恐其主曰。交非我不親。怨非我不解。而主乃信之。以國聽之。卑主之名以顯其身。毀國之厚。以利其家。臣不謂智。此數物者。險世之說也。而先王之法所簡也。先王之

めて曰く、交我に非ざれば、親しまず、怨、我に非ざれば解けずと。而して主乃ち之れを信じ、(七)國を以て之れを聽くや、主の名を卑くし、以て其身を顯はし、國の厚きを毀ちて、以て其家を利す。臣、智と謂はず。此數物の者、(八)險世の說なり。先王の法、簡つる所なり。先王の法に曰く、(九)臣、威を作す或る毋れ。(一〇)利を作す或る毋れ。(一一)王の指に從へ。(一二)惡を作す或る毋れ。王の路に從へ。古者、(一三)世治の民、公法を奉じ、私術を廢し、意を專にし、行を一にし、具以て任を待てり。

(一) 今爵祿を輕んじ、去就を容易にして、其の主を選ぶ (二) 臣、群衆自らいふ、私はこれを廉とはいはず。貪るものとす (三) 辨を僞り、法に違ひ、強ひて君を諫めるのは、私は忠とは言はず (四) 恩を賣りて人心を收め名譽を得たがるのは、私は仁とはいはず (五) 世間を離れて隱居し、上を誹り君の惡を發するが如きは義にあらず (六) 陂は險なり (七) 之を信じて國家を以て一任するなり (八) 危亂の間に行はるゝもの、先王の法では必ず棄てるところなり (九) 人臣たるもの威福を作るべからず (一〇) 好惡を爲すことなかれ (一一) 王の指令に從へ (一二) 一事をなしてはならず、只王の指示する路に從へ (一三) 累世治平の民は公法を奉じ、私行を棄て一意君の任用を待つのみ

故有口不以私言。有目不以私視。而上盡制之。爲臣人者。譬之若手。上以脩頭。下以脩足。清暖寒熱。不得不救。入鏌鎁傳體。不敢不搏。無私賢哲之臣。無私智能之士。故民不越鄉而交。無百里之戚。貴賤不相踰。愚智提衡而立。治之至也。

に私する無く、智能の士に私する無し。故に民、(九)鄉を越えて交らず、百里の(一〇)戚無く、(一一)貴賤相踰えず、愚智提衡して立つ、治の至りなり。

(一) 北面して身を委ね主從の誓を爲したる上は二心なし (二) 朝廷にありては賤職をも辭せず (三) 決して是非の心を挾むことなし (四) 臣人は舊刊、人臣に作る。人臣は身體に於ける手の如きものなり (五) 上は頭の世話をなし、下は足の世話をなす (六) 救入の入は衍字か、若しくは人の誤りなり (七) 鏌鎁の如き利劍が身に近づくときは之れを拂はざるべからず (八) 賢哲の臣にても、智能の臣にても、公を以て用ひて敢て私することなし (九) 人民は境を越えて他國と交通することなし (一〇) 百里の外に親戚なし (一一) 貴賤の人、等を越えず、賢愚の人、對立して相犯さず

今夫輕爵祿。易去亡。以擇其主。臣不謂廉。詐說逆法。倍主强諫。臣不謂忠。行惠

(一)今夫れ爵祿を輕んじ、去亡を易くし、以て其主を擇ぶ。臣、廉と謂はず。(二)說を(三)詐り、法に逆ひ、主に倍いて强諫す。臣、忠と謂はず。(四)惠を行ひ利を施し下を收めて名と爲す。臣、仁と謂はず。(五)俗を離れて隱居し以て主を非る。臣、義と謂はず。外諸侯に使し、內其國を耗し、其危險の(六)陂を伺ひ、以て其主を恐れし

務ㇾ厚ㇾ國。大臣務ㇾ相尊。而不ㇾ務ㇾ尊ㇾ君。小臣奉ㇾ祿養ㇾ交。不ㇾ以ㇾ官爲ㇾ事。此其所二以然一者。由ㇾ主之不ㇾ上斷ㇾ於ㇾ法。而信ㇾ下爲ㇾ之也。故明主使ㇾ法擇ㇾ人。不ㇾ自擧一也。使ㇾ法量ㇾ功。不ㇾ自度一也。能者不ㇾ可ㇾ蔽。敗者不ㇾ可ㇾ飾。譽者不ㇾ可ㇾ進。非者弗ㇾ能ㇾ退。則君臣之間。明辯而易ㇾ治。故主讎ㇾ法則可也。

㊀ 私謁によりて公法を重くしたり輕くしたりす ㊁ 當路の權臣の門には行くも、一度も人君の朝廷に行かず ㊂ 人主といふ名目ばかりにて其の實は群臣に寄託して居るなり ㊃ 亡國の朝廷には爲國の人なしと ㊄ 官のために力を盡さざるなり ㊅ 人主が法を以て之れを裁斷するを自らせず、專ら臣下に委任し爲さしむ ㊆ 人を選ぶにも一に法に任せて、決して勝手に任用はせず ㊇ 才能ある者を隱蔽すべからず、失敗あるを修飾すべからず ㊈ 稱譽するも材なきものは進むべからず ㊉ 誹毀するも功あるものは退くべからず ⑪ 法を以て可否を決定すればよし

賢者之爲二人臣一。北面委ㇾ質。無ㇾ有二二心一。朝廷不二敢辭一ㇾ賤。則軍旅不二敢辭一ㇾ難。順二上之爲一。從二主之法一。虛ㇾ心以待ㇾ令。而無二是非一也。

賢者の人臣となる、㈠北面して質を委し、二心有る無く、㈡朝廷敢て賤を辭せず、則ち軍旅敢て難を辭せず、上の爲に順ひ、主の法に從ひ、虛心以て令を待ち、㈢是非無きなり。故に口有るも以て私言せず、目有るも以て私視せず、上盡く之れを制す。㈣臣人たる者、之れを譬ふれば手の若し。㈤上以て頭を脩し、下以て足を脩し、㈥淸暖寒熱救入せざるを得ず。㈦鏌鋣、體に傅く、敢て搏たずんばあらず。㈧賢哲の臣

若レ是則羣臣廢レ法而行レ私。重二輕公法一矣。數至二能人之門一。不三壹至二主之庭一。百二慮私家之便一。不三壹圖二主之國一。屬數雖レ多非レ所二尊レ君也。百官雖レ具。非レ所二以任一レ國也。然則主有二人主之名一而實託二於羣臣之家一也。故臣曰。亡國之廷無レ人焉。廷無レ人者。非二朝廷之衰一也。家務相益不レ

是くの若くなれば則ち羣臣、法を廢して私を行ひ、(一)公法を重輕し、數〻(二)能人の門に至り、壹も主の庭に至らず。私家の便を百慮し、壹も主の國を圖らず。屬數多しと雖も、君を尊ぶ所以に非ざるなり。百官具ると雖も國を任ずる所以に非ざるなり。然らば則ち主、(三)人主の名有りて實は羣臣の家に託するなり。故に臣曰ふ、(四)亡國の廷には人無しと。廷に人無しとは朝廷の衰ふるに非ざるなり。家務めて相益し、國を厚うするを務めず、大臣務めて相尊くして、君を尊ぶを務めず。小臣祿を奉じ、交を養ひ、(五)官を以て事を爲さず。此れ其の然る所以のものは、(六)主の法を斷ずるを上ばずして、下を信じて之れを爲すに由るなり。故に明主、(七)法をして人を擇ばしめ、自ら擧げざるなり。法をして功を量らしめ、自ら度らざるなり。(八)能者蔽ふべからず、敗者飾る可からず、(九)譽者進む能はず、(一〇)非者退く能はずんば、則ち君臣の間、明辯にして治め易し。故に主は法を(一一)讎せば則ち可なり。

民務交而不求用於法。故官之失能者。其國亂。以譽爲賞。以毀爲罰也。則好賞惡罰之人。釋公行。行私術。比周以相爲也。忘主外交。以進其與。則其下所以爲上者薄矣。交衆與多。外內朋黨。雖有大過。其蔽多矣。故忠臣危死於非罪。姦邪之臣。安利於無功。忠臣危死。而不以其罪。則良臣伏矣。姦邪之臣。安利不以功。則姦臣進矣。此亡之本也。

罰を惡むの人、公行を釋てて私術を行ひ、比周以て相爲すなり。(五)主を忘れ、外に交り、其の與を進むれば、則ち其の下、上の爲めにする所以の者薄し。(六)交衆く、與多く、外内、朋黨すれば、大過ありと雖も其の蔽多し。故に(七)忠臣は非罪に危死し、(八)姦邪の臣は無功に安利す。(九)忠臣危死して其罪を以てせざれば則ち良臣伏す。姦邪の臣、安利功を以てせざれば則ち姦臣進む。此れ亡の本なり。

(一) 今、虚譽を以て能を進めて人を用ふれば、臣下は上に背き下に親しみて、ぐるになる (二) 黨與の爲めに官吏を任用すれば、民、私交を務めて黨與に親しみ、法律を用ひず (三) 無能の官吏を任用するなり (四) 毀譽を以て賞罰を爲せば、賞を喜び罰を惡む人は、公義を捨て、私行を務め互にぐるになつて擧めあつて賞を貰ふに至る (五) 己が主に背きて外國に交り、其の黨與のみを進むれば、下のもの、上の爲めに計ること薄し (六) 私交多く黨與多く内外互に朋黨すれば大なる過失あるも隱して知れぬこと多し (七) 故に忠臣は罪に非ざるに小人に陥れられて或は身危く、或は殺さる (八) 姦邪の臣は功無きに身安く且つ利を專にす (九) 忠臣或は危く或は死し、而も其罪にあらざるときは良臣は引込む

故當今之時。能去私曲。就公法者。民安而國治。能去私行。行公法者。兵彊而敵弱。故審得失。有法度之制者。加群臣之上。則主不可欺以詐僞。審得失有權衡之稱者。以聽遠事。則主不可欺以天下之輕重。

故に今の時に當つて、能く私曲を去り、公法に就く者は、(一)民安くして國治まり、能く私行を去り、公法を行ふ者は、(二)兵彊くして敵弱し。故に得失を審にし、法度の制有る者群臣の上に加ふれば、(三)則ち主、欺くに詐僞を以てす可からず。得失を審にし、權衡の稱有る者以て遠事を聽けば、(四)則ち主欺くに天下の輕重を以てす可からず。(五)

(一) 私の好曲を棄てて、國の公法を守るなり (二) 個人の私行を去り、國家の法律を行ふなり (三) 得失を明にし、法律を守る臣下を擧げて群臣の上に置けば君は詐僞を以て欺かるゝことなし (四) 斤兩を正して不正の事をなさぬもの (五) 遠事を治めしむるなり

今若以譽進能。則臣離上而下比周。若以黨擧官。則

(一)今、若し譽を以て能を進むれば、則ち臣、上を離れて下に比周す。(二)若し、黨を以て官を擧ぐれば、則ち民、交を務め、法を用ふるを求めず。故に(三)官の能を失ふ者は其の國亂る。(四)譽を以て賞を爲し、毀を以て罰を爲せば、則ち賞を好み、

齊以亡。燕襄王以河爲境。以薊爲國。襲涿方城。殘齊平中山。有燕者重。無燕者輕。襄王之煥社稷也。而燕以亡。魏安釐王攻趙救燕。取地河東。攻盡陶魏之地。加兵於齊。私平陸之都。攻韓拔管勝於淇下。睢陽之事。荊軍老而走。蔡召陵之事。荊軍破。兵四布於天下。威行於冠帶之國。安釐王死而魏以亡。故有荊莊齊桓則荊齊可以霸。有燕襄魏安釐則燕魏可以強。今皆亡國者。其羣臣官吏。皆務所以亂。而不務所以治也。其國亂弱矣。又皆釋國法而私其外。則是負薪而救火也。亂弱甚矣。

破れ、兵天下に四布し、威、冠帶(一一)の國に行はる。安釐王死して、魏以て亡ぶ。故に荊の莊、齊の桓有れば則ち荊齊以て霸たる可く、燕襄、魏安釐有れば則ち燕魏以て強かる可し。今皆、國を亡ぼす者は、其の羣臣官吏、皆亂るゝ所以を務めて治まる所以を務めざればなり。其の國、亂弱なり。又皆、國法を釋てて其の外(一二)を私す。則ち是れ薪を負うて火を救ふなり。亂弱甚し。

(一) 法を奉ずれば國強く、法を廢すれば國弱く、群臣百官一に法に從ひて私なくば國治る、卽ち法は國家の大本なり (二) 奉は行ふなり、法を行ふものの嚴正か緩慢かによりて強弱分る (三) 頃襄王二十一年、秦の爲めに郢を拔かれ、夷陵を燒かれ王陳に走る (四) 東莒徐夷吳越以下三十 (五) 黃河を南境とし、薊を國都と爲す (六) 涿郡の方城を外國となす (七) 齊をひどい目に逢はしたるなり (八) 隣國の諸侯輩の援けを得れば重く、援けを得ざれば輕し (九) 平陸を私都となすなり (一〇) 師久しきを老といふとありて疲るゝことなり (一一) 禮儀の行はるゝ國、卽ち中國なり (一二) 國法以外にありて私利を營めるを以てなり

國無二常彊一。無二常弱一。奉レ法者彊則國彊。奉レ法者弱則國弱。荊莊王并レ國二十六。開レ地三千里。莊王之氓二社稷一也。而荊以亡。齊桓公并レ國三十。啓レ地三千里。桓公之氓二社稷一也。而

卷二

有度

國、常彊無く、常弱無し。(二)法を奉ずる者彊ければ則ち國彊し。法を奉ずる者弱ければ則ち國弱し。荊の莊王、國を并すること二十六、地を開くこと三千里、莊王の社稷を氓ふや、(三)荊以て亡ぶ。齊の桓公、國を并すること三十(四)。地を啓くこと三千里。桓公の社稷を氓ふや、齊以て亡ぶ。燕の襄王、(五)河を以て境と爲し、薊を以て國と爲し、(六)涿方城を襲ひ、(七)齊を殘し、中山を平ぐ。燕有る者重く、燕無き者輕し、襄王の社稷を氓ふや、燕以て亡ぶ。魏の安釐王、(八)趙を攻め、燕を救ひ、地を河東に取り、攻めて陶魏の地を盡し、兵を齊に加へ、(九)平陸の都を私す。韓を攻めて管を拔き、淇下に勝つ。睢陽の事、(一〇)荊軍老いて走る。蔡召陵の事、荊軍

羣臣陳其言。君以其言授其事。以事責其功。功當其事。事當其言。則賞。功不當其事。事不當其言。則誅。明君之道。臣不得陳言而不當。是故明君之行賞也。曖乎如時雨。百姓利其澤。其行罰也。畏乎如雷霆。神聖不能解也。故明君無偸賞。無赦罰。賞偸則功臣墮其業。赦罰則姦人易爲非。是故誠有功則雖疏賤必賞。誠有過則雖近愛必誅。近愛必誅。則疏賤者不怠。而近愛者不驕也。

り。故に明君、賞を偸する無く、罰を赦す無し。賞、偸すれば則ち功臣其業を墮り、罰を赦せば則ち姦人非を爲し易し。是の故に、誠に功有れば則ち疏賤と雖も必ず賞し、誠に過有れば則ち近愛と雖も必ず誅すれば、則ち疏賤の者怠らず、而して近愛の者驕らざるなり。

(一) 靜にして出しやばらぬをよしとす (二) 言はずして彼はよく應ず (三) 約束せずしてよく功を增し行ふ (四) 明君は其の言を以てそれに應ずる樣にあてがふ (五) 明君の道は、臣下が言を獻ずれば必ず効果ある樣にす (六) 曖然として時に應じて降る雨の如し (七) 神も聖人もその怒を解くこと能はず (八) 賞を苟もすることなし (九) 誠に功あれば如何なる疎遠にして身分賤しき小臣も必ず賞す (一〇) 親近寵愛の寵臣、驕傲ならず、よく君命を奉ずるなり

主則主失レ明。臣制二財利一則主失レ德。臣擅行レ令則主失レ制。臣得レ行レ義則主失レ名。臣得レ樹レ人則主失レ黨。此人主之所二以獨擅一也。非二人臣之所一レ以得操一也。

失ふ。此れ人主の獨り擅にする所以なり。人臣の得て操る所以に非ざるなり。(五)

(一) 塞は塡ぐなり、君權を塞いで行ふを得ざらしむ (二) 臣が義を行ひ、名をぬすみて人望を得るなり (三) 私黨を立てゝ隠然君に抗するなり (四) 人主、制を失ひて政刑行はれず (五) 人臣たるものゝ取り行ふべきものに非ず

人主之道。靜退以爲レ寶。不二自操一レ事。而知二拙與一レ巧。不二自計慮一。而知二福與一レ咎。是以不レ言而善應。不レ約而善增。言已應則執二其契一。事已增則操二其符一。符契之所レ合。賞罰之所レ生也。故

人主の道、靜退(一)以て寶と爲し、自ら事を操らずして拙と巧とを知り、自ら計慮せずして福と咎とを知る。是れを以て言はずして(二)善く應じ、約せずして(三)善く增す。言已に應ずれば則ち其契を執り、事、已に增せば則ち其符を操る。符契の合する所は、賞罰の生ずる所なり。故に羣臣、其の言を陳ずれば、(四)君、其の言を以て、其事を授け、事を以て其功を責む。功、其事に當り、事、其言に當れば則ち賞し、功、其事に當らず、事、其言に當らざれば則ち誅す。明君の道、(五)臣、言を陳べて當らざるを得ず。是の故に明君の賞を行ふや、(六)曖として時雨の如く、百姓、其澤を利す。其の罰を行ふや、畏として雷霆の如く、(七)神聖解く能はざるな

謂之虎。處其主之側。爲姦臣。聞其主之忒。故謂之賊。散其黨。收其餘。閉其門。奪其輔。國乃無虎。大不可量。深不可測。同合刑名。審驗法式。擅爲者誅。國乃無賊。是故人主有五壅。臣閉其主曰壅。臣制財利曰壅。臣擅行令曰壅。臣得行義曰壅。臣得樹人曰壅。臣擅行

め、(六)其門を閉ぢ、其輔を奪らせば、國乃ち虎無く、(七)大量る可からず。深測る可からず。(八)刑名を合同し、法式を審驗し、擅に爲すものは誅せば國乃ち賊無し。

(一)閇は閉の俗字、閉は禁令に塞ふ、權柄閉固せざれば虎の如き奸臣生ず　(二)外事を偵しまず、內事を覺はざれば人主を劫かす賊生ず　(三)擅に其侮り、其地位に迫り、人皆之れに黨す　(四)主の道を輔ず　(五)奸臣の黨　解散し、其外のものを收用す　(六)彼が伺ひし門を閉ぢ、黨を輔けたものを外國に走らせば、奸臣比部ち絕ゆ　(七)大且つ深として臣下得て測量すべからず　(八)名實を參同し、法術を嚴明にし、擅爲の行を爲す者を誅せば賊無し

是の故に人主に五壅有り。(一)臣、其主を閉づるを壅と曰ふ。臣、財理を制するを壅と曰ふ。臣、(二)擅に令を行ふを壅と曰ふ。臣、義を行ふを得るを壅と曰ふ。臣、(三)人を樹つるを得るを壅と曰ふ。臣、擅に主を行へば、則ち主、明を失ひ、臣、財理を制せば、則ち主、德を失ひ、臣、擅に令を行へば、則ち(四)主、制を失ひ、臣、義を行ふを得ば、則ち主、名を失ひ、臣、人を樹つるを得ば、則ち、主、黨を

参合閲焉。官有二一人一。勿レ令レ通レ言則萬物皆盡函。掩二其跡一匿二其端一。下不レ能レ原。去二其智一絶二其能一。下不レ能レ意。保二吾所一レ往。而稽二同之一。謹執二其柄一。而固握レ之。絶二其望一。破二其意一。毋レ使二人欲一レ之。

保ち、之れを稽同し、謹みて其柄を執り、固く之れを握れば、其望を絶ち、其意を破り、人をして之れを欲せしむる毋し。

(一)すべて道、即ち本體なるものは微にして見るべからざるものなり (二)用、即ち活用は變り易く知るべからざるをよしとす (三)人君たるもの、虚靜無事にして自ら晦ませば群臣の缺點を見知る (四)前言と後言とを參照して考閲し、其の實を責めよ (五)一官毎に一人の監察を置き、群臣に情を通ぜしめず (六)萬物皆我手中に包有す (七)踪跡なく端緒なければ、臣下尋ぬる能はず (八)智能を絶ち去れば、臣下は意にて測るべからず (九)吾が常に道として由る所を守りて稽察し、堅く賞罰を執りて失はざれば、臣下の望を絶ち假にも窺窬することなし

不レ謹二其閉一。不レ固二其門一。虎乃將レ存。不レ愼二其事一。不レ掩二其情一。賊乃將レ生。擅二其主一逼二其所一。人莫レ不レ與。故

(一)其の閉を謹まず、其門を固くせざれば、虎乃ち將に存せんとす。其の事を愼しまず、(二)其情を掩はざれば、賊、乃ち將に生ぜんとす。其主を擅にして(三)其所を逼り、人、與せざるなし。故に之れを虎と謂ふ。其主の側に處り、姦臣の爲めに其主の(四)式を聞す。故に之れを賊と謂ふ。(五)其黨を散じ、其餘を收

事。故君不レ窮レ於レ智。賢者效ニ其材一。君因而任レ之。故君不レ窮レ於レ能。有レ功則君有ニ其賢一。有レ過則臣任ニ其罪一。故君不レ窮レ於レ名。是故不賢而爲ニ賢者師一。不智而爲ニ智者正一。臣有ニ其勞一。君有ニ其成功一。此之謂ニ賢主之經一也。

功有れば、則ち君其賢を有し、過あれば、則ち臣其の罪に任ず。故に君は名に窮せず、是の故に、不賢にして賢者の師と爲り、不智にして智者の正と爲る。(三)臣、其勞を有し、君、其成功を有す。此れ之れを(二)賢主の經と謂ふ。

(一) 一本に効に作る (二) 不智にても智者の正鵠即ち表的となるを得 (三) 臣は勞して立ち働き、君は功を占むるを得、これを賢主の常法といふ

道在レ不レ可レ見。用在レ不レ可レ知。虛靜無レ事。以レ闇見レ疵。見而不レ見。聞而不レ聞。知而不レ知。知ニ其言一以往。勿レ變勿レ更。以

(一)道は見る可からざるに在り。(二)用は知る可からざるに在り。(三)虛靜にして事無く、闇を以て疵を見る。見れども見えず、聞けども聞えず、知れども知らず、其言を知つて以て往き、變ずる勿れ、更むる勿れ、(四)以て參台して閲せよ。(五)官に一人有り、言を通ぜしむる勿れ。則ち(六)萬物皆盡く函す。其の(七)跡を掩ひ、其の端を匿せば、下、原ぬる能はず。(八)其の智を去り、其の能を絶たば、下、意ふ能はず、(九)吾が往く所を

以慮。使萬物知其處。有行而不以賢。觀臣下之所因。有勇而不以怒。使羣臣盡其武。是故去智而有明。去賢而有功。去勇而有彊。羣臣守職。百官有常。因能而使之。是謂習常。故曰。寂乎其無位而處。漻乎莫得其所。明君無爲於上。羣臣竦懼於下

能に因りて之れを使ふ。是れを習常と謂ふ。(九)故に曰く、寂乎として其れ位無くして處る。(一〇)漻乎として其の所を得る莫し。(一一)明君、上に爲す無くして、羣臣下に竦懼す。(一二)

(一) 修飾して君の氣に入らんとす (二) 意嚮を見はすべからず (三) 臣下は其の能を標榜(見せつける)して君の意に叶ふやうにせんとす (四) 老子の語を引く「好惡を去れ」人君の好惡を去れば臣下の素質見る (五) 故舊を去り、賢智を去れば、臣君の意を測る能はずして自ら戒め愼しむ (六) 賢き行あるも自ら賢として矜らざれば臣下の因る所何事なるかを見るべし (七) 人君智を去りて用ひざれば、臣の情を察するを得べし (八) 賢を去りて用ひざれば、臣をして力を盡さしめて大功立つべし (九) 老子に襲常とあり、常に持ち守るべき道。その用を藏して窮なきものなり (一〇) 明君は寂然として爲すことなくして居る (一一) 漻乎は寂しく聲なき貌 (一二) 明君は上に無爲に、群臣は下に恐懼謹愼して、不都合生ぜず

明君之道。使智者盡其慮。而君因以斷

明君の道は、智者をして其慮を盡さしめて、君、因りて以て事を斷ず。故に君智に窮せず、賢者、其の材を效し、(一)君、因りて之れに任ず。故に君、能に窮せず。

命也。令事自定也。虛則知實之情。靜則知動者正。有言者自爲名。有事者自爲形。形名參同。君乃無事焉。歸之其情。故曰。君無見其所欲。君見其所欲。臣自將彫琢。君無見其意。君見其意。臣將自表異。故曰。去好去惡。臣乃見素。去舊去智。臣乃自備。故有智而不

(一) 此章は人君たるもの、虛靜無爲なれば、群臣各々其能を竭し、敢て權を擅にして其主を殘賊せざるをいふ (二) 紀は綱紀 (三) 始たる道を治めて成敗の端緒を知る (四) 人君下を待つに好惡を去り、舊智を去るは虛なり、成を責め能を任じ臣下の先とならざるは靜なり (五) 命ずる所の名は吾命ぜずして彼自ら命じ、定むる所の事は彼自ら之を定む (六) 虛なれば物の情を知り、靜なれば動くものの是非を知る (七) 言あるものは名なき能はず、事あるものは形なき能はず (八) 形と名とを參考して之れを物情に歸すれば、君は之れに與らずして乃ち無爲なり (九) 眞情に歸して飾り僞なし

故に曰く、君、其の欲する所を見す無かれ。君、其の欲する所を見さば、臣、將に自ら(一)彫琢せんとす。君、其(二)意を見す無かれ、君其意を見さば、臣將に自ら(三)表異せんとす。故に曰く、(四)好を去り、惡を去り、臣、乃ち素を見し、(五)舊を去り、知を去り、臣、乃ち自ら備ふと。故に智有つて以て慮らず。萬物をして其處を知らしむ。(六)行有りて以て賢とせず、臣下の因る所を觀る。勇有りて以て怒らず。羣臣をして、其武を盡さしむ。是の故に(七)智を去つて明あり、(八)賢を去つて功有り、勇を去つて強有り。羣臣職を守り、百官、常有り、

得二私貸一於家。此明君之所三以禁二其邪一。是故不レ得二四從一。不レ載二奇兵一。非二傳非レ遽。載二奇兵革一。罪死不レ赦。此明君之所三以備二不虞一者也。

(一)此故に大臣の祿如何に大なりと雖も威を市民に布くことは許さず (二)その從類いかに多くとも君の士卒を臣とするを許さず (三)私家の朝 (四)私に隣國と交際するなり (五)君の府庫のものを私に個人に貸し出すを得ず (六)此れ皆明君が之を禁ずるに法を以てして臣下の姦邪を爲すを禁止する所以なり (七)私に四隣に交際するなり。或はいふ「從」は「徙」の誤にて、擅に家を四方に徙すをいふと (八)常用に非ざる兵器を載するを得ず (九)驛遞以外の者の常用外の兵器を積み送るものは死罪に處して赦さず

道者萬物之始。是非之紀也。是以明君守レ始。以知二萬物之源一。治レ紀以知二善敗之端一。故虛靜以待（令。令二名自

主道(一)

道は萬物の始め、是非の紀なり。(二)是を以て明君、始めを守り、以て萬物の源を知り、紀(三)を治めて以て善敗の端を知る。(四)故に虛靜以て待つ。(五)名をして自ら命ぜしむるなり。事をして自ら定めしむるなり。虛(六)なれば則ち實の情を知り、靜なれば則ち動者の正を知る。(七)言ある者は、自ら名を爲し、事ある者は、自ら形を爲す。(八)形名參同すれば、君乃ち事無し。之れを其(九)情に歸す。

以㆓羣臣之大富㆒也。夫燕宋之所㆔以弑㆓其君㆒者。皆以㆑類也。故上比㆓之殷周㆒。中比㆓之燕宋㆒。莫㆑不㆑從㆓此術㆒也。是故明君之蓄㆓其臣㆒也、盡㆑之以㆑法。質㆑之以㆑備。故不㆑赦㆑死。不㆑宥㆑刑。赦㆑死宥㆑刑。是謂㆓威淫㆒。社稷將㆑危。國家偏威。

術に從はざる莫きなり。是の故に明君の其臣を蓄ふるや、(一)之れを盡すに法を以てし、(二)之れを質すに備を以てす。故に死を赦さず、刑を宥さず。(三)死を赦し、刑を宥すは、是れ威淫すと謂ふ。社稷將に危からんとし、(四)國家偏威す。

㊀ 法を以て下の智力を公平に盡さしむ ㊁ 備を設けて下の疑似曖昧なるを質正す ㊂ 若し死を赦し刑を宥むることあらば之を君の威散亡すといふ ㊃ 國家の威權下に移りて平均を失ふ

是故大臣之祿。雖㆑大不㆑得㆑藉㆓威城市。黨與雖㆑衆不㆑得㆑臣㆓士卒㆒。故人臣處㆑國無㆓私朝㆒。居㆑軍無㆓私交㆒。其府庫不㆑

(一)是れが故に大臣の祿、大と雖も威を城市に藉くを得ず。(二)黨與衆しと雖も、士卒を臣とするを得ず。故に人臣、國に處ては(三)私朝なく、軍に居ては(四)私交なく、(五)其の府庫、私に家に貸すを得ず。(六)此れ明君の其邪を禁ずる所以。是れが故に(七)四從得をず、(八)奇兵を載せず。(九)傳に非ず、遽に非ざるに、奇兵革を載すれば、罪死して赦さず。此れ明君の不虞に備ふる所以の者なり。

群臣大富。君主之敗也。將相之後レ主而隆レ家。此君レ人者所レ外也。

萬物莫レ如ニ身之至貴也。位之至尊也。主威之重也。主勢之隆也。此四美者。不レ求ニ諸外一。不レ請レ於レ人。議レ之而得レ之矣。故曰。人主不レ能レ用ニ其富一。則終レ於レ外也。此君レ人者之所レ職也。

(一)萬物、身の至りて貴き、位の至りて尊き、主威の重き、主勢の隆なるに如くは莫きなり。此四美は諸れを外に求めず、人に請はず、之れを議して之れを得。故に曰く、(二)人主其富を用ふる能はざれば則ち外に終る。此れ(三)人に君たる者の職とする所なり。

(一) 萬物の中にてその身の尤も尊く、位の尤も尊く、君主の威勢の重く盛なるには及ぶものなし (二) 人君は自らその富を用ふること能はず、臣下の爲めに擁まるゝときは君は他國に出奔することゝなる (三) 此四美は人に君たるものゝ職分として堅く守るべきものなり

昔者紂之亡。周之卑。皆從ニ諸侯之博大一也。晉之分也。齊之奪也。皆

昔者、紂の亡ぶる、周の卑き、皆諸侯の博大に從ふなり。晉の分るゝや、齊の奪はるゝや、皆群臣の大に富むを以てなり。夫れ燕宋の其君を弑する所以の者、皆類を以てするなり。故に上、之れを殷周に比し、中、之れを燕宋に比し、此

命。主妾無等。必危嫡子。兄弟不服。必危社稷。

臣聞。千乘之君。無備。必有百乘之臣在其側。以徙其民。而傾其國。萬乘之君無備。必有千乘之家在其側。以徙其威。而傾其國。是以姦臣蕃息。主道衰亡。是故諸侯之博大。天子之害也。

稷を危くす。

(一) 此篇は人主は其權を固く執つて決して人に假すべからず、人臣も亦君の寵に恃んで其威を擅にすべからざるを論ず (二) 人主がその臣を愛してあまり親しくすれば其の威上を凌いで人主を危くす (三) 人臣甚だ專橫なれば勝手に號令を己より出す (四) 正妻と群妾と等差なければ嫡子危し (五) 兄弟服從せざれば必ず國家を危くす

臣聞く、(一)千乘の君、備無ければ、必ず百乘の臣其側に在つて、以て其民を徙し、其國を傾くる有らん。萬乘の君、備無ければ、必ず千乘の家、其側に在つて、以て其威を徙し、其國を傾くるもの有らん。是れを以て(二)姦臣蕃息し、主道衰亡す。是れが故に諸侯の博大は天子の害なり。群臣大だ富むは君主の敗なり。(三)將相の主を後にして、家を隆にするは、此れ人に君たる者の外にすべき所なり。

(一) 千乘の君備を怠れば百乘の臣その側からその民を己に歸せしめて奪ふものあり (二) 奸臣が繁く生じて君道は益衰ふ (三) 將相の主家を後廻にしてその家を隆にするものは國家の爲めにならず、人君は必ず疎外して遠ざくべきものなり

子穽レ於レ棘。司馬子期死而浮レ於レ江。田明辜射。宓子賤西門豹不レ鬬而死二人手一。董安于死而陳レ於レ市。宰予不レ免レ於二田常一。范睢折二脅於下魏。此十數人者。皆世之仁賢忠良有二道術一之士也。不幸而遇二悖亂闇惑之主一而死。然則雖二賢聖一不レ能下逃二死亡一避中戮辱上者。何也。則愚者難レ說也。故君子難レ言也。且至言忤レ於レ耳。而倒レ於レ心。非二賢聖一莫二能聽一。願大王熟二察之一也。

(一)腊は乾物なり (二)梅伯は紂の時の諸侯、醢は鹽漬なり (三)夷吾は管仲の字 (四)百里奚は食を道路に乞ひたり (五)傅說は殷の高宗の相となり人に轉賣は轉次して備するにて人夫となりて流浪するなり (六)孫臏は臏蓋骨を除くこと (七)吳起西河を治めしとき王錯之を讒し、武侯人をして起を召せば起は岩門に至り車を止め西河の久しからずして秦の有となるを歎ず (八)四肢を斷つこと (九)公叔座は公孫鞅を一國の材器なりとて薦めしに魏の惠王消に反けりとて聞かず (一〇)腸をさくこと (一一)棘剌の中に陷るゝことにて古の刑なり (一二)董安于は知文子の爲めに死して市に曝さる (一三)孔子の弟子の宰予は田常とともに亂を爲して後に殺さる (一四)范睢は魏にて脇骨を折られたり (一五)此二十三人のものは皆世人の稱する仁賢有道の士なれども不幸にして亂君闇主の爲めに殺されたり (一六)道理至極の言は兎角聽くものの耳に逆ひ心に反するものなり

愛レ臣太親。必危二其身一。人臣太擅。必易二主

愛(一)臣

(二)臣を愛して太だ親しめば必ず其身を危くす。(三)人臣太だ擅なれば、必ず主の命を易ふ。(四)主妾等無ければ、必ず嫡子を危くす。(五)兄弟服せざれば、必ず社

以智說愚必不聽。文王說紂。是也。故文王說紂。而紂囚之。翼侯炙。鬼侯腊。比干剖心。梅伯醢。夷吾束縛。而曹羈奔陳。伯里子道乞。傳說轉鬻。孫子臏腳於魏。吳起收泣於岸門。痛西河之爲秦。卒枝解於楚。公叔座言國器。反爲悖。公孫鞅奔秦。關龍逢斬。萇弘分胣。尹

智を以て愚に說く必ず聽かれず、文王紂に說く是れなり。故に文王紂に說いて而して紂之れを囚へ、翼侯炙られ、鬼侯腊せられ(一)、比干心を剖かれ、梅伯醢せられ(二)、夷吾(三)束縛せられ、曹羈陳に奔り、伯里子(四)、道に乞ひ、傳說(五)、轉鬻し、孫子魏に臏脚せられ(六)、吳起(七)泣を岸門に收つて西河の秦と爲るを痛み、卒に楚に枝解せらる(八)、公叔座(九)、國器を言ひ、反つて悖と爲され、公孫鞅、秦に奔り、關龍逢斬られ、萇弘、分胣(一〇)せられ、尹子棘(一一)に穽せられ、司馬子期死して江に浮び、田明辜射られ、宓子賤・西門豹鬪はずして人の手に死し(一二)、董安于死して市に陳せられ、宰予(一三)、田常に免れず、范雎(一四)、脅を魏に折らる。此十數人の者は皆世の仁賢忠良、道術有る士なり。不幸にして悖亂闇惑の主(一五)に遇うて死せり。然らば則ち聖賢と雖も、死亡を逃れ戮辱を避くる能はざるは何ぞや。則ち愚には說き難ければなり。故に君子言を難るなり。且至言(一六)は耳に忤ひ心に倒す。賢聖に非ざれば能く聽く莫し。願はくは大王之れを熟察せよ。

故度量雖正未必聽也。義理雖全未必用也。

大王若以此不信。則小者以爲毀訾誹謗。大者患禍災害死亡及其身。故子胥善謀而吳戮之。仲尼善說而匡圍之。管夷吾實賢而魯囚之。故此三大夫豈不賢哉。而三君不明也。上古有湯。至聖也。伊尹至智也。夫至智說至聖。然且七十說而不受。身執鼎俎爲庖宰。昵近習親。而湯乃僅知其賢而用之。故曰。以至智說至聖。未必至而見受。伊尹說湯是也。

(一)大王若し此れを以て信ぜざれは則ち小は以て毀訾誹謗と爲し、大は患禍災害死亡其身に及ばん。故に子胥善く謀つて吳之れを戮し、仲尼善く說いて匡之れを圍み、管夷吾實に賢にして魯之れを囚ふ。故に此三大夫豈賢ならざらんや。三君不明なればなり。上古有湯は至聖なり。伊尹は至智なり。(二)夫れ至智、至聖に說く。然れども且つ七十說として受けられず。身、鼎俎を執つて庖宰と爲り、昵近習親して、湯は乃ち僅に其賢を知りて之れを用ふ。故に曰く、至智を以て至聖に說くも未だ必ずしも至りて受けられず。伊尹湯に說く是れなり。

(一) 大王若しその言を信ぜざれば唯信ぜられざるのみならず、小なれば說者を以て上を誹るものとなし、大なれば災害その身に及んで殺さるゝに至らん (二) それ至智なる伊尹が至聖なる湯王に說くに七十回に及んだが受けられず、已むを得ず庖丁人となりて鼎(なべ)と俎(まないた)とを執りて湯王に狎れ近づき漸く用ひられたり

而不辯。激急親近。深知人情。則見以為僭而不讓。閎大廣博。妙遠不測。則見以為夸而無用。纖計小談、以具數言、則見以為陋。言而近世。辭不悖逆。則見以為貪生而諛上。言而遠俗。詭躁人間。則見以為誕。捷敏辯給。繁於文采。則見以為史。殊釋文學。以質性言。則見以為鄙。時稱詩書。道法往古。則見以為誦。此臣非之所以難言而重患也。

て言へば則ち鄙と以為はる。（一九）時に詩書を稱し、往古を道法すれば則ち誦と以為はる。是れ臣非の言ふを難つて重く憂ふる所以なり。故に（二〇）度量正しと雖も未だ必ずしも聽かれず、義理全しと雖も、未だ必ずしも用ひられざるなり。

（一）意見を言ひ述ぶるを憚りて差控へてゐるにはあらず　（二）從順のさ、順は從順比は比附にて先方の心に適ふを　（三）一に滑稽に作る、滑にしてすべること　（四）洋々は美なること、纚々然は連ること　（五）厚く敦しみ謹厚に過ぎること　（六）堅固にして用意十分なること　（七）へだてあつて順序なく次第わからぬこと　（八）多くも繁くも共にしやべること　（九）類似のものを引き連ねて多辯し譬喩をなす　（一〇）うそごとにて實用にならぬ　（一一）精微を取りて無用を去り簡直にして修飾を加へざる說は大體にして粗足らずと思はる　（一二）先方の意中に入りこ　（一三）廣大無邊妙遠にして測り知られざる時は妄りに傳がるばかりで無用の說とせらる　（一四）細かな計、小事までも談じ、銖數の計りの如く一計的に員數を具ふることのみをいへば卑劣とせらる　（一五）言うて世俗に近く　の語諱避して物に逆はざれ　己が身を愛して上にへつらふとせらる　（一六）其言世俗に遠く詭辯を恣にして徒に人間をさわがすとせば妄誕說といはるゝ　人間は人類の說ならん　（一七）口辯捷捷にして只文章にのみ富めるは文辭を用ゐるもの、徒に故事を論んじて中に誠實なきが如しといはる　（一八）文學を放棄して只實質のみにて論ずれば野鄙の說といはる　（一九）時々詩經書經を引いて往古の事を法とすれば唯舊事を誦んじて說くものと思はる　（二〇）度量は法なり

於韓。願陛下幸復察圖之。而賜臣報決。

臣非非難言也。所以難言者。言順比滑澤。洋洋纚纚然。則見以爲華而不實。敦祗恭厚。鯁固愼完則見以爲拙而不倫。多言繁稱。連類比物則見以爲虛而無用。總微說約。徑省而不飾。則見以爲劌

難言

臣非(一)言ふを難るに非ざるなり。言ふを難る所以の者は、言順(二)比滑澤(三)、洋洋纚纚(四)然たれば則ち華にして實ならずと以爲はる。敦祗恭厚(五)、鯁固愼完(六)なれば則ち拙(七)にして倫ならずと以爲はる。多言繁稱(八)、類を連ね(九)物を比ぶれば則ち虛(一〇)にして用無しと以爲はる。(一一)微を總べ約を說き徑省にして飾らざれば則ち劌にして辯ならずと以爲はる。(一二)意を激めて親近し、深く人情を知れば則ち僭にして讓らずと以爲はる。閎(一三)大廣博、妙遠測らざれば則ち夸にして用無しと以爲はる。纖計小談(一四)、數を具ふるを以て言へば則ち陋と以爲はる。(一五)言うで世に近く、辭、悖逆ならざれば則ち生を貪りて上に諛ふと以爲はる。(一六)言うて俗に遠く人間を詭躁すれば則ち誕と以爲はる。(一七)捷敏辯給、文采に繁ければ則ち史と以爲はる。(一八)文學に殊釋し質信を以

必不レ救。左右計レ之者不レ用。願陛下熟ニ圖之一。若ニ臣斯之所レ言。有下不レ應ニ事實一者上。願大王幸使レ得レ畢ニ辭於前一。乃就ニ吏誅一。不レ晩也。秦王飲食不レ甘。遊觀不レ樂。意專在レ圖レ趙。使ニ臣斯來言一。願レ得ニ身見一。固急與ニ陛下一有レ計也。今使ニ臣不一レ通。則韓之信。未レ可レ知也。夫秦必釋ニ趙之患一。而移ニ兵

にあつて叛せんとするもの即ち陛下の羣叛人が必ず城々を奪ひ取らん ㈢ 城が取られると衆人離散す 衆人が散ずると軍陣を設けることも出來ず ㈣ 若し幸に城を固守することを得るとも、秦は必ず兵を興して王の都を圍む ㈤ 都が圍を受くれば内外の通路絶えて他と謀を合すことが出來ず。かくなると防ひ救ふことも出來ない ㈥ 左右の侍臣之れを計るものありても用ふることが出來ず ㈦ 願はくは大王之れを熟圖せられよ、㈧ 私の言ふところが事實に驗して合はずばどうぞ大王の前で辭を終る樣にせしめよ ㈨ それから更に下して誅すとも晩からず

㈠秦王飲食甘しとせず、遊觀樂しとせず、意專ら趙を圖るに在り、臣斯をして來り言はしむ。㈡願はくは身見ゆるを得て固に急に陛下と計る有らん。㈢今臣にして通ぜざらしめば、則ち韓の信未だ知るべからざるなり。夫れ秦必ず趙の患を釋て兵を韓に移さん。㈣願はくは陛下幸に復た之れを察圖し、臣に報決を賜へ。

㈠ 秦王は飲食すれども甘しとせず、遊觀しても樂しとせず、その意は專ら趙が合從の長たるを叛んでこれを圖らんとし、私を使として來り告げしむ ㈡ 願はくは親しく謁見して急に陛下と相談すべし。㈢ 今私を寄せ附けぬといふ樣では韓の信偽も知り難く、秦はやがて趙の塞を打ち捨てゝその兵を韓に向けるに相違なし ㈣ 願はくは陛下熟考して最後の確答を與へられよ(斯く上書したけれども、韓王は李斯の詭計を見破りてか遂に謁見せず、斯は秦に歸り、韓非は毒殺せられたれど李斯說の行はれ、秦は遂に韓を亡ぼしたり)

之計。則禍必構矣。秦發レ兵不レ留レ行。而韓之社稷憂矣。臣斯暴二身於二韓之市一。則雖レ欲レ察二賤臣愚忠之計一。不レ可レ得已。邊鄙殘。國固守。鼓鐸之聲聞二於耳一。而乃用二臣斯之計一。晚矣。

つかず (九)韓の邊城は既に殘され、國都を固く守り、鼓鐸の聲近く耳に聞えて、秦兵の既に押し寄せたとき、私の計を用ひても既におそし

且夫韓之兵於二天下一可レ知也。今又背二彊秦一。夫棄レ城而敗レ軍。則反掖之寇必襲レ城矣。城盡則聚散。聚散則無レ軍矣。使二城固守一。則秦必興レ兵而圍二王一都一。道不レ通則難二必謀一。其勢

且夫れ韓の兵の天下に於ける知るべきなり。(一)今又彊秦に背く。(二)夫れ城を棄てて軍を敗らば則ち反掖の寇必ず城を襲はん。(三)城盡くれば則ち聚散せん。聚散すれば則ち軍無からん。(四)城をして固守せしめば則ち秦必ず兵を興して王の一都を圍まん。(五)道通ぜざれば則ち必ず謀り難く、其勢必ず救はれず、(六)左右之れを計るものありとも用ひられず。(七)願はくは陛下之れを熟圖せよ。(八)臣斯の言ふところの若き、事實に應ぜざるものあらば、願はくは大王幸に辭を前に畢ふるを得しめよ。(九)乃ち吏誅に就くも晩からず。

(一) その上韓の兵の弱きは天下に知らる、然るに強秦に叛かんとす (二) そこで城を棄てゝ軍を敗るときは掖の下

斯來。而不得見。恐左右襲曩姦臣之計。使韓復有亡地之患。臣斯不得見。請歸報。秦韓之交必絕矣。斯之來使。以奉秦王之歡心。願效便計。豈陛下所以逆賤臣者邪。臣斯願一得見前。進道愚計。退就葅戮。願陛下有意焉。今殺臣於韓。則大王不足以彊。若不聽臣

ぎ、韓をして復亡地の患有らしむるならん。(二)臣斯見ゆるを得ずんば請ふ歸り報ぜん。秦韓の交り必ず絶えん。(三)斯の來り使する、以て秦王の歡心を奉じ便計を效すを願ふ。(四)豈陛下賤臣を逆ふる所以の者ならんや。(五)臣斯願はくは一たび前に見ゆるを得て、進んで愚計を道ひ、退いて葅戮に就かん。願はくは陛下意ふ有れ。今臣を韓に殺すも則ち大王以て彊くするに足らず。若し臣の計を聽かずんば則ち(六)禍必ず構へん。(七)秦、兵を發して行を留めずんば、韓の社稷憂へん。(八)臣斯身を韓の市に暴さば、則ち賤臣愚忠の計を察せんと欲すと雖も得べからざるのみ。邊鄙殘ひ、國固守し、鼓鐸の聲耳に聞え、而して乃ち臣斯の計を用ひんとするも(九)晩し。

(一) 今秦私を使として遣されたのに謁見することを許されない。恐らくは先の姦臣の失計を蹈みて再び韓をして秦と絶ちて地を失ふの患あらしむるに非ずや (二) 臣斯が謁見できずば、是より歸りその事を秦王に報ずべし、さうなると秦韓の交りは必ず絶ゆべし (三) 抑私が韓に使に來たのは秦王の好歡を承け、韓の爲めに便益の計を致したき所存なり (四) 此の樣なのは陛下が私を迎へる禮には非ざるべし (五) 私はどうか一度席を進め、謁を賜はり、私の考を發すことが出來れば退いて寸斷せられても厭はず、願はくは陛下考へられよ (六) 今臣を韓に殺すとも韓の強さを增すには非ず。若し私の計を用ひざれば禍は必ず成る (七) やがて秦が兵を發して長驅して來れば韓の國家は危くなる (八) 私の身が既に韓の市に誅しさらされたる以上は、その時私の愚忠の計を察して用ひんとしても追ひ

所以然者。聽姦臣之浮說。不權事實。故雖殺戮姦臣。不能使韓復彊。今趙欲聚兵士卒以秦爲事。使人來借道。言欲伐秦。欲伐秦。其勢必先韓而後秦。且臣聞之。脣亡則齒寒。夫秦韓不得無同憂。其形可見。魏欲發兵以攻韓。秦使人將使者於韓。今秦王使臣

雖も、韓をして復た彊からしむる能はず。(三)今趙兵士を聚め、卒に秦を以て事を爲さんと欲し、人をして來つて道を借らしめ、(四)秦を伐たんと欲すと言ふ。秦を伐たんと欲せば其の勢必ず韓を先にして秦を後にせん。(五)且臣之れを聽く、脣亡ぶれば則ち齒寒しと。夫れ秦韓同憂無きを得ず。其の形見るべし。(六)魏、兵を發し以て韓を攻めんと欲す。秦、人をして使者を韓に將らしむ。

(一) 抑も韓は嘗て一たび秦に叛きたれば國は衰へ地は削られ兵は弱くなつて今日に至る、その故は姦臣の根據なき浮說を信じて事の情實を量らざればなり (二) 既にかうなつたからには姦臣を誅しても、とても韓を舊のやうな强國にすることは出來ず (三) 今趙が兵をあつめて愈に秦を伐たんと欲して人を遣して道を韓に借りやうと申込み、秦を伐つ積めだといふ (四) だが秦を伐つにはその勢必ず韓を先にして秦を後にせざるべからず (五) 且古語に脣が無くなれば齒も寒くなるとある通り、秦韓は同樣で憂を共にすべきである、その形勢は既に明に見ることが出來る (六) 先に魏から韓を攻めやうとして秦に告げて來た時にき秦はその使を韓に送つて豫め難に備へしめた位で、秦は隨分韓に對して心を用ひたり

(一)今秦王臣斯をして來らしむ。而も見ゆるを得ず。恐らくは左右嚢の姦臣の計を襲

時五諸侯共伐秦。韓反與諸侯先爲鴈行以嚮秦軍於函谷下矣。諸侯兵困力極。無奈何。諸侯兵罷。杜倉相秦。起兵發將。以報天下之怨。而先攻荊。荊令尹患之曰。夫韓以秦爲不義。而與秦兄弟共苦天下。已又背秦。先爲鴈行以攻關。韓則居中國。展轉不可知。天下共割韓土地十城以謝秦。解其兵。

（一）李斯既に往いて韓王に告げんとしたれども未だ謁見するを得ず（二）そこで上書して言ふには、昔秦と韓とは力を協せて心を一にして相侵さざるを約したれば、天下の諸侯二國に向つて兵を出さざる數世に及びたり（三）前世に及んで趙魏等の五諸侯相共に韓を伐ちしとき秦は兵を出して之を救ふ、韓の僖王二十三年の事なり（四）韓の國は中國に居て廣さ千里に足らず、それだのに諸侯と天下に並列を同じくしてゐて君臣共に綱紀を保つて居るゝは世々秦から助成して韓は秦に事へて服從したからである（五）先年趙魏等五國秦を伐ちし時、韓は從來の恩へを忘れて、却つて諸侯と同盟して先鋒となりて秦に向ひ函谷關の下に陣を取つたり。雁行は次を以て進む、こゝでは先鋒のこと（六）やがて諸侯の兵疲れ、力盡きて奈何ともするなく、遂に退却したり（七）その時杜倉は秦に將となりて兵を起し、將を發して怨を諸侯に報ぜんとして先づ楚を攻む（八）楚の令尹が之を患ひていふには、韓は秦を不義といひながら之れと兄弟たるを約して他の諸侯を苦しめ、程なく秦に叛いて先鋒となりて函谷關を攻めたり（九）韓は諸侯の中間に居て反覆僞すべからず、今回の事も韓が張本人なりと。展轉は反覆常なき事（十）天下の諸侯は韓に迫つて上黨の地十城を割かしめて秦に罪を謝してその兵を解けり

夫韓嘗一背秦。而國迫地侵。兵弱至今。

（二）夫れ韓嘗て一たび秦に背き、而して國迫り、地侵され、兵弱くして今に至る。然る所以のものは、姦臣の浮説を聽き、事實を權らざればなり。（三）故に姦臣を殺戮すると

蠶食而盡。趙氏可得而與敵矣。願陛下幸察愚臣之計。無忽。秦遂遣斯使韓也。

李斯往詔韓王。未得見。因上書曰。昔秦韓戮力一意。以不相侵。天下莫敢犯。如此者數世矣。前世五諸侯嘗相與共伐韓。秦發兵以救之。韓居中國。地不能滿千里。而所以得與諸侯班位於天下。君臣相保者。以世世相教事秦之力也。先

（一）李斯往きて韓王に詔ぐ。未だ見るを得ず。（二）因つて上書して曰く、昔、秦韓力を戮せ意を一にし以て相侵さず、天下敢て犯す莫し。此くの如きもの數世、（三）前世五諸侯嘗て相與に共に韓を伐つ。秦兵を發して以て之れを救ふ。（四）韓中國に居て地千里に滿つる能はず。諸侯と天下に班位し、君臣相保つを得し所以のものは、世世相教へて秦に事ふるの力を以てなり。先時に（五）五諸侯共に秦を伐つ。韓反つて諸侯と先づ雁行と爲り以て秦に嚮ひ闕下に軍す。（六）諸侯兵困しみ、力極まり奈何ともするなく、諸侯兵罷む。（七）杜倉秦に相とし、兵を起し、將を發し、以て天下の怨を報ず。而して先づ（八）荊を攻む。荊の令尹之を患ひて曰く、夫れ韓は秦を以て不義と爲し、而も秦と兄弟たり、共に天下を苦む。已に又秦に背き先づ雁行と爲り以て關を攻む。（九）韓は則ち中國に居て展轉知るべからずと。（一〇）天下共に韓の土地十城を割き以て秦に謝し、其の兵を解く。

內其身而勿遣。稍召其社稷之臣。以與韓人爲市。則韓可深割也。因令象武發東郡之卒。闚兵於境上而未名所之。則齊人懼而從蘇之計。是我兵未出而勁韓以威擒。强齊以義從矣。聞於諸侯也。趙氏破膽。荊人狐疑。必有忠計。荊人不動。魏不足患也。則諸侯可

はん。(五)此れ我が兵未だ出でず、而して勁韓は威を以て擒へ、强齊は義を以て從ふ。(六)諸侯に聞ゆるや、趙氏は膽を破り荊人は狐疑し、必ず忠計有らん。荊人動かず、魏患ふるに足らざるなり。(七)則ち諸侯蠶食して盡すべきなり。趙氏得て與に敵ふべし。(八)願はくは陛下幸に愚臣の計を審にして忽にすることなかれと。秦遂に斯を遣して韓に使せしむ。

㊀ 今臣が愚を以て謀せばかくすべし、秦から兵を出して何の國を伐つとも言はず、さうすると韓の事を執るものは己れを伐つと思ひ、秦に事へる計をなさん ㊁ そこで私が行つて韓王に見え來つて朝見せしめん、大王その韓王を留めて還すなかれ ㊂ 少したつて韓の重臣を召して約束し、土地を以て王と交易することにすれば必ず多くの土地を割くに相違なし ㊃ そこで象武をして東郡の兵を發して兩境に闚はしめ、その向ふ所を言はなければ齊人は恐れて己れを伐つと思ひ、蘇秦の計の通りに趙と交りを絶つべし。闚は闚(探兵)の誤りか ㊄ これ吾兵は未だ境を出でざるに強い韓は威で以て擒へ、強い齊は義で以て服從せしむることを得 ㊅ 此二事が諸侯に聞えれば趙人は膽をつぶし、楚人は狐疑し、必ず秦に事へる忠謀があるべし、楚人は援兵を趙へ出さず、魏は患とするに足りない ㊆ さうなると諸侯は蠶の葉を食ふ如く漸々亡ぼすことを得、趙氏は台を破れて孤立するを以て、吾は力を專らにして敵することを得べし。敵一本敵に作る ㊇ 願くは陛下臣の計を審に察して忽にすることなかれと、茲に於て秦遂に李斯を使として韓に遣したり。

存韓也。爲重於韓也。辯説屬辭。飾非詐謀以釣利於秦。而以韓利闚陛下。夫秦韓之交親則非重矣。此自便之計也。臣視非之言文。其淫説靡辯才甚。臣恐陛下淫非之辯而聽其盜心。因不詳察事情。

今以臣愚議。秦發兵而未名所伐。則韓之用事者以事秦爲計矣。臣斯請往見韓王。使來入見。大王見因

（一）韓の秦に服するはその強の爲めにして義には非ず、今秦が力を專ら齊趙に用ひて居ればその間に韓は必ず腹心の病となりて叛すべし（二）韓と楚と謀を合せ諸侯之れに應じて秦に向はゞ、秦は再び崤の塞に於て齊兵に苦められし如き禍を見るべし。齊の宣王秦の惠文王と崤塞の下に戰ひて秦敗る（三）韓非の秦に來りしは專ら韓を存するが爲めに非ず、己れ韓人に重んぜらるべきが爲めなり（四）その辯ずるところ文辭を連ねしさま、非を飾りて是となし、或は詐謀以て利を秦より引き出し、又ひそかに大王の意を伺ひ隙に乘じて韓の利を求めんす（五）夫れ秦韓の交り親密ならば韓非兩國より重んぜらる、これは韓非自ら利する計なり（六）臣が韓非の言を見るに非理の説を飾りて尤もらしくし、巧妙なる辯論の才は大したものなり（七）私は陛下が韓非の辯に溺れてその盜賊の野心に耳をはれ、因つてその事實を詳にせず、うまく胡魔化されはせずやと思はる

（一）今臣の愚を以て議せば、秦、兵を發して伐つところを名いはずんば則ち韓の事を用ふるもの秦に事ふるを以て計と爲さん。（二）臣斯請ふ往いて韓王に見え來つて入見せしめん、大王見て因つて其身を內れて遣る勿れ。（三）稱ありて其社稷の臣を召し以て韓人と市を爲さば則ち韓深く割くべきなり。（四）因つて象武をして東郡の卒を發して兵を境上に闚はしめ、未だ之く所を名いはざれば、則ち齊人懼れて蘇の計に從

韓不ㇾ可ㇾ信也。秦與ㇾ趙爲ㇾ讎。荊蘇使ㇾ齊未ㇾ知二何如一。以ㇾ臣觀ㇾ之。則齊趙之交。未下必以二荊蘇一絶上也。若不ㇾ絶。是悉ㇾ趙而應二二萬乘一也。

いふ　㈢今韓は秦に臣たれども未だ秦の病をなさずとはいへず　㈣今若し急變のことありなば韓はあてにならず　㈤秦趙の間に處るにつき、荊蘇といふ人が齊に使に行きて趙と齊の交通を絶たしめんとすれば復命せざるを以て成否は不明なり　㈥私を以て之れを見れば齊趙の交は荊蘇付ては絶つこと出來ざるべし　㈦若し絶たざれば趙はその數を盡して兵を出し、然して齊が助くる故つまり萬乘の國二つを引き受くることとなる

夫韓不ㇾ服二秦之義一。而服ㇾ於ㇾ强也。今事ㇾ於二齊趙一。則韓必爲二腹心之病一而發矣。韓與ㇾ荊有ㇾ謀。諸侯應ㇾ之。則秦必復見二崤塞之患一。非之來也。未三必以二其能

(一)夫れ韓は秦の義に服せずして强に服するなり。今齊趙に事ならば、則ち韓必ず腹心の病と爲りて發せん。(二)韓荊と謀あり、諸侯之れに應ぜば、則ち秦必ず復た崤塞の患を見ん。(三)非の來るや、未だ必ずしも其の能く韓を存するを以てせず、韓に重んぜられんが爲なり。(四)辯說屬辭、非を飾り謀を詐り以て利を秦に釣り、韓の利を以て陛下を闚ふ。(五)夫れ秦韓の交親めば則ち非重し。此れ自便の計なり。(六)臣非の言文を視るに其の淫說靡辯才甚し、(七)臣は陛下非の辯に淫して其の盜心に聽き、因つて事情を詳察せざらんを恐る。

諸侯。危事也。爲計而使諸侯有意我之心。至殆也。見二疏非所以彊於諸侯也。臣竊願。陛下之幸熟圖之。夫攻伐而使從者聞焉。不可悔也

むるが如き事あらば如何に悔ゆとも及ばず

詔以韓客之所上書。言韓之未可舉。下臣斯。臣斯甚以爲不然。秦之有韓。若人之有腹心之病也。虛處則侅然。若居濕地著而不去。以極走則發矣。夫韓雖臣於秦。未嘗不爲秦病。今若有卒報之事。

(一)詔して韓客の上るところの書の韓の未だ擧ぐべからざるを言ふを以て臣斯に下す。(二)臣斯甚だ以て然らずと爲す。秦の韓あるは人の腹心の病あるが若きなり、虛處すれば則ち侅然たり、若し濕地に居て著いて去らず、以て極走すれば則ち發せん。(三)夫れ韓秦に臣たりと雖も、未だ嘗て秦の病と爲らずんばあらず、(四)今若し卒報の事有らば韓は信ずべからざるなり。(五)秦趙と難を爲す。荊蘇、齊に使するも未だ何如を知らず。(六)臣を以て之れを觀れば、則ち齊趙の交、未だ必ずしも荊蘇を以て絶たず。(七)若し絶たずんば是れ趙を悉して二萬乘に應ずるなり。

(一) 秦王詔命ありて、韓客非が上書に韓の取るべからざるを言へる爲めに、其當否を李斯に下し議せしめたり
(二) 李斯は甚だ以て不可として言ふには、秦に韓あるは人の疝癪の病ある如し、其病は平居無事の時には少し患ふる位なれども、若し卑濕の地に居て久しく住するか、又は大に勞働して疾走するときには忽ち發動して惡くなると

書定一也。是我一擧二國有二亡形一。則荊魏又必自服矣。故曰。兵者凶器也。不レ可レ不レ審レ用也。以レ秦與レ趙敵衡。加以レ齊。今又背レ韓。而未レ有三以堅二荊魏之心一。夫一戰而不レ勝則禍搆矣。計者所三以定二事也。不レ可レ不レ察也。韓秦强弱在二今年一耳。且趙與二諸侯一陰謀久矣。夫一動而弱二於

なり。察せざるべからず。(七)韓秦の彊弱は今年に在るのみ。且つ趙と諸侯と陰謀久し。(八)夫れ一たび動いて諸侯に弱めらるゝは危事なり。(九)計を爲して而して諸侯をして我れを意ふの心あらしむるは至つて殆し。(一〇)二疏を見すは諸侯に彊き所以に非ざるなり。臣竊に願ふ、陛下の幸に之れを熟圖せんことを。(一一)夫れ攻伐して從者をして聞かしめば、悔ゆべからざるなり。

(一)今私の考を申せば、使を楚に遣して、楚の當局のものに賄賂し、趙が秦を欺き詐りし所以を説明して、楚と約を絶ち、魏に人質を與へて其心を安んじ、韓を服從せしめてから趙を伐たば、たとひ趙が齊と同盟するも懼るゝには足らず (二)齊趙二國の事が略片付かば韓は兵を用ひずとも檄文を以て平定することを得、移檄の移は靑の一轉、檄の如し (三)これ即ち秦の一擧にて齊趙に滅亡の形勢あり、楚魏は又必ず降服すべし (四)故に古語にいふ通り兵器は人を害する不祥のもの故用ふるところを愼まざる可からず、即ち妄を攻むるはよろしからず (五)秦が趙と對抗して且齊を加へ、又韓に背いて未だ荊魏の心を固く結ぶこと能はざれば六國皆敵となる (六)夫れ一戰して勝たざれば禍忽ち成る、計は事の成敗を定むる所以なれば察せざるべからず (七)韓秦の强弱。一說趙秦の强弱といふべし、趙秦二國の强弱を決するは今年に出でず、趙は旣に迫れり、且趙は旣に諸侯に謀をめぐらすことが久し (八)夫れ一たび動いて諸侯に弱めらるゝは甚だ危し (九)計を爲して諸侯に吾を疑はしむるは危し (一〇)此二つの說明を他に示すは諸侯に强を示す所以ならず (一一)みだりに人の國を攻伐して合從の士をして隙を伺つて之に乘ぜし

於野戰。負任之旅罷於內攻。則合羣苦弱以敵。而共二萬乘。非所以亡趙之心也。均如貴臣之計。則秦必爲天下兵質矣。陛下雖以金石相弊。則兼天下之日未也。

につかれ、兵糧を送る人夫は内役に勞す。旅は卒と同じ、内攻の攻は功即内役なり（八）これは即ち多くの辛苦勞弱せるものを合せて敵の資として趙齊二萬乘の國を相手となすなり、趙を亡ぼすといふ始めの計略とはちがふ（九）若しも秦王の見込が貴臣と同じければ、秦は天下の的となつて諸侯の鋒は必ず集るべし。兵質はの質は的なり（一〇）たとひ陛下が金石と共にやぶるゝほど長壽なるも、そんな事では天下を兼併する日は來らざるべし

今賤臣之愚計。使人使荊。重幣用事之臣。明趙之所以欺秦者。與魏質以安其心。從韓而伐趙。趙雖與齊爲一。不足患也。二國事畢則韓可以移

（一）今賤臣の愚計（を進めんに）は、人をして荊に使せしめ事を用ふるの臣に重幣し、趙の秦を欺く所以の者を明にし、魏に質を與へて以て其心を安んじ、韓を從へて趙を伐たば、趙齊と一たりと雖も、患ふるに足らざるなり。（二）二國事畢らば則ち韓以て移書して定むべきなり。是れ我れ一擧して二國亡形あり。則ち荊魏又必ず自ら服せん。（四）故に曰く、兵は凶器なり（三）、用を審にせざるべからざるなり。（五）秦を以て趙と敵衡し、加ふるに齊を以てし、今又韓に背いて未だ以て荊魏の心を堅うするあらず。（六）夫れ一戰して勝たずんば則ち禍構せん。計は事を定むる所以

守備戒強敵。有蓄積。築城池。以固守。今伐韓。未可一年而滅。拔一城而退則權輕於天下。天下摧我兵矣。韓叛則魏應之。趙據齊以爲原。如此。則以韓魏資趙。假齊以固其從。而以與爭彊。趙之福而秦之禍也。夫進而擊趙不能取。退而攻韓。弗能拔則陷[illegible]之卒勤

かば、則ち權天下に輕からん。(四)天下我が兵を摧かん。(五)韓叛かば則ち魏之れに應じ、趙は齊に據つて以て原と爲さん。(六)此の如くなれば則ち韓魏を以て趙に資し、齊に假して以て其の從を固うし、以て與に強を爭ふ、趙の福にして秦の禍なり。(七)夫れ進んで趙を擊つて取る能はず。退いて韓を攻めて拔く能はずんば、則ち銳を陷るゝの卒は野戰に勤れ、負任の旅は內攻に罷れん。(八)則ち羣の苦弱を合せ以て敵し、而して二萬乘に共ふは、趙を亡ぼす所以の心に非ざるなり。(九)均し貴臣の計の如くならば、則ち秦必ず天下の兵質と爲らん。(一〇)陛下金石と以に相弊ると雖も、則ち天下を兼ぬるの日は未だし。

㈠ 夫れ韓は小國であるが、四方の來冦を受く、主は辱しめられ、臣は苦しみ、上下憂を同じくすること年久あり ㈡ だから守備を修め、強敵に備へ、儲蓄を厚くし、城池を修築して以て固く守る計をなしたり ㈢ 今秦國が韓を伐つ、未だ滿一年にては滅せず、もし一城を取りし程にて退かば威力は天下に輕くなるべし ㈣ 然らんには頓て天下の諸秦の兵を破らん ㈤ 韓も秦に叛かん、さうなると魏之れに應じ趙は齊によりて水魚同樣絶好の根據地とすべし ㈥ かくなれば韓魏を以て趙の助けとなし、齊に借し與へて合從を堅固にし、そして強弱を爭ふ、これは趙の幸福にて秦の禍なり ㈦ 進撃して趙を取る能はず、退き攻めて韓を拔く能はざるときは能く敵の精兵を陥るゝの卒は、戰

今臣竊聞ニ貴臣之計一。舉レ兵將レ伐レ韓。夫趙氏聚ニ士卒一。養ニ從徒一。欲レ贅ニ天下之兵一。明下秦不レ弱則諸侯必滅宗廟上。欲三西面行ニ其意一。非ニ一日之計一也。今釋ニ趙之患一。而攘ニ內臣之韓一則天下明ニ趙氏之計一矣。

夫韓小國也。而以應ニ天下四撃一。主辱臣苦。上下相與同レ憂久矣。修ニ

を釋てて內臣の韓を攘はば、則ち天下趙氏の計を明にせん。

(一) 韓非は韓王に說きたれども用ひられず、秦に心をよせて、秦に使に行きしを幸に上の如く秦王に上書したり。しかし、もと韓の諸公子ゆゑ自國の滅亡を見るに忍びず、此書を奉りてたとひ秦が天下を統一すとも韓だけは存し置きて其あとを絕たぬ樣にすべしと說く (二) 杆蔽、杆は楯・先鋒に譬ふ。蔽は障蔽、その身を守ること (三) 席薦むしろとこもにて下に敷きて體を安んぜしめるもの。卽ち人の下に居ること (四) 秦が殊更に精兵を出すときは韓をして其後に隨ひ行かしむ (五) 合從の國々にては韓の秦にふることを怨むるに之に反して功は秦に歸す (六) おまけに韓より貢を納れ役に服することは秦の郡縣と異なるとなし (七) 今私ひそかに重臣の計るところを聞くに兵を出して韓を伐たんとの意のよし (八) 今趙人は士卒を募集し合從の說をなすものを養ひ置き以て天下の兵を連屬せんとす (九) 秦にして弱くなければ六國は滅さることを言ひふらし、六國同盟して西面して宿志を遂げ、秦を亡ぼすのは年來の計畫なり (一〇) 然るに今秦はかゝる大患を企つる趙氏を置きて內臣の韓を伐つならば天下の人は益々趙人の計を成程と居ひ團結は固くなるべし

夫れ韓は小國なり。而して以て天下の四撃に應ず。(一)主辱められ臣苦しむ。上下相與に憂を同うする久し。(二)守備を修め彊敵に戒め、蓄積を有し、城池を築き、以て守固す。(三)今韓を伐つ、未だ一年にして滅すべからず。一城を拔いて退

之從不ㇾ破。趙不ㇾ擧。韓不ㇾ亡。荊魏不ㇾ臣。齊燕不ㇾ親。霸王之名不ㇾ成。四鄰諸侯不ㇾ朝。大王斬ㇾ臣以徇ㇾ國。以爲ㇾ王謀不忠者也。

(一) 臣が死罪を犯して願ふは、大王に謁見することを得て、天下の合從を破り、趙をとり韓を亡ぼし、荊魏を臣服せしめ、齊燕は吾に親睦せしめ、以て霸王の名を成し、四鄰の諸侯を來朝せしむることをいはん　(二) 大王臣を斬罪に處し、是れ王の爲めに謀りて不忠者と國中に觸れ示されよ、私はこれ程までに自信を以て申上ぐるつもりなり

存韓(一)

韓事ㇾ秦三十餘年。出則爲ニ扞蔽ー。入則爲ニ蓆薦ー。秦特出ニ銳師ー取ニ韓地ー而隨ㇾ之。怨懸ニ於天下ー。功歸ニ於强秦ー。且夫韓入ニ貢職ー。與ニ郡縣ー無ㇾ異也。

韓秦に事ふること三十餘年、出でては則ち扞蔽(二)と爲り、入つては則ち蓆薦(三)と爲り、(四)秦特り銳師を出だし、韓地を取つて之れに隨はしむ。(五)怨は天下に懸り、功は强秦に歸す。(六)且夫れ韓は貢職を入れ、郡縣と異なる無きなり。(七)今臣竊に貴臣の計を聞くに、兵を擧げて將に韓を伐たんとすと。(八)夫れ趙氏士卒を聚め、從徒を養ひ、天下の兵を幷せんと欲し、(九)秦弱からずんば則ち諸侯必ず宗廟を滅すを明にし、西面して其意を行はんと欲する一日の計に非ざるなり。(一〇)今趙の患

三月城且レ拔矣。襄主鑽レ龜數レ筮占レ兆。以視二利害一。何國可レ降。乃使二其臣張孟談一。於レ是乃潛行而出。反二知伯之約一。得二兩國之衆一以攻二智伯一。禽二其身一以復二襄主之初一。今秦地折レ長補レ短。方數千里。名師數十百萬。秦國號令賞罰。地形利害。天下莫レ如也。以レ此與二天下一。天下可二兼而有一也。

夫知伯は己れと韓魏の三國の兵を率ゐて趙の襄王を攻め、晉陽の都を水攻めにすること三月、城がまさに落ちんとするとき、襄王は龜を燒き筮を數へ、その占かたを見て吉凶を考へたり、三國の中どの國へ降參すべきかと（三）韓魏と同盟せん決とし、（四）孟談を使とし潛行して韓魏二國に說き、知伯の約定に背かしめて、韓魏と共に攻めて智伯を禽にし、襄主の功をなして再び趙の國を存して初めの如くにしたり（五）此段前に出でたり

臣昧死願望二見大王一。言乙所下以破二天下之從一。擧レ趙亡レ韓。臣二荊魏一。親二齊燕一。以成二霸王之名一。朝中四鄰諸侯上之道甲。大王誠聽二其說一。一擧而天下

（二）臣昧死して願はくは大王を望見し、天下の從を破り、趙を擧げ韓を亡ぼし、荊魏を臣とし、齊燕を親しませ、以て霸王の名を成し、四鄰の諸侯を朝せしむる所以の道を言はんことを。大王試に其の說を聽き、一擧して天下の從破れず、趙擧げらず、韓亡びず、荊魏臣たらず、齊燕親しまず、霸王の名成らず、四鄰の諸侯朝せずんば、（三）大王臣を斬つて以て國に徇へ、以て王の爲めに謀つて忠ならざるものとなせ。

其道。天下可有。何以知其然也。昔者紂爲天子。將率天下甲兵百萬。左飲於淇溪。右飲於洹溪。淇水竭。而洹水不流。以與周武王爲難。武王將素甲三千。戰一日而破紂之國。禽其身。據其地而有其民。天下莫傷。知伯率三國之衆。以攻趙襄主於晉陽。決水而灌之

萬を將率し、左、淇溪に飲ひ、右、洹谿に飲ひ、淇水竭き、洹水流れず。以て周の武王と難を爲す。(三)武王素甲三千を將ゐ、戰ふこと一夜にして紂の國を破り、其身を禽にし、其の地に據りて其の民を有す。天下傷むことなし。知伯三國の衆を率ゐて以て趙襄主を晉陽に攻め、水を決して之れに灌ぐこと三月、城且に拔けんとす。襄主龜を鑽き、筮を數へ、兆を占し、以て利害を視る、何れの國にか降るべきと。(五)乃ち其臣張孟談を使せしむ。是に於て乃ち潛行して出で、知伯の約に反かせて、兩國の衆を得て以て智伯を攻め、其の身を禽にし以て襄主の初に復す。(六)今秦の地長を折し短を補へば、方數千里、名師數十百萬、秦國の號令賞罰、地形利害、天下如く莫し。此れを以て天下に與せば天下兼ねて有すべきなり。

(一) 且之を聞く、戰々慄々して一日は一日より愼しみを加へよといふとあり。誠に其道を愼しみ守らば天下は持て保つを得 (二) 何となれば昔殷の紂王は天下の甲兵百萬を引率し、洹溪竭き淇水流れざるほどの大軍を起して周の武王と戰ふ (三) 武王は漆をも用へざる甲冑を着したるもの三千人と、一日の戰にて殷の城郭を破りて其身を禽にし、土地に占據し人民を領有したれども、天下の衆民一人も傷害を受けず、これは武王仁義の効なり (四) 秦の大

軍。乃引而退幷於李下。大王又幷軍而至與戰。不能尅之也。又不能反軍。罷而去。天下固量秦力三矣。內者量吾謀臣。外者極吾兵力。由是觀之。臣以爲天下之從。幾不難矣。內者吾甲兵頓。士民病。蓄積索。田疇荒。囷倉虛。外者天下皆比意甚固。願大王有以慮之也。

且臣聞之。曰。戰戰栗栗。日愼一日。苟愼

き、田疇荒れ、囷倉虛し。(六)外は天下皆比意甚だ固し。願はくは大王以てこれを慮るあらんことを。

(一) その上趙は亡びる筈なるに亡びず、秦は霸たるべきに霸とならず、天下の諸侯は之を以て秦の群臣の技倆を推量して侮る (二) そこで士卒を惑して邯鄲を攻めたれども拔けず、鎧を捨て弩を背負つて戰ひ恐れて退却したり、天下の諸侯は秦の兵力如何を推量して懼るゝに足らざるものとなせり (三) 又其兵を引きて李下の兵と合し、大王又軍を併せて來り、共に戰ひしに勝つこと能はず、又速に歸ることも出來ず、敵兵の退き去るにより引きかへす。「軍罷」一に「運疲」に作る (四) 內は謀臣の才略を量られ、外は我が兵力を疲らしつくせり、これによりて考ふれば天下の合從は益堅固となるは容易の事なり (五) かく內は甲兵が鈍く、士民は疲れ、諸積はつき、田畑は荒れ、金銀米穀の蓄へは盡きたり (六) それだのに外は天下の諸侯の同意黨引すること益固し、甚だ安心のならぬ時世なり、願はくは大王心留めて思慮する所あれ

(一)且臣之れを聞く、曰く、戰戰栗栗、日一日より愼しむと。苟に其道を愼しめば、天下有すべし。(二)何を以て其の然るを知るや。昔者紂、天子と爲り、天下の甲兵百

蠹ㇾ魏、拔ㇾ荊、東以弱ニ齊燕一、決ニ白馬之口一以沃ニ魏氏一。是一舉而三晉亡。從者敗也。大王垂拱以須ㇾ之。天下徧隨而服矣。霸王之名可ㇾ成也。而謀臣不ㇾ爲。引ㇾ軍而退、復與ニ趙氏一爲ㇾ和。夫以ニ大王之明。秦兵之强一、棄ニ霸王之業一。地曾不ㇾ可ㇾ得。乃取ニ欺於亡國一。是謀臣之拙也。

蠹魏は强蠹魏に作るべきに似たり　(二)　大王が衣裳を垂れ手を拱きて待てば、天下はそろそろ降參し、霸王の名は成るに相違なし　(三)　大王の英明と秦兵の剛勇を以てして、霸王の業を棄てて成さず、取れる地もかつて取らず、且滅亡に瀕したる國々より侮を受くるは實に嘆ずべきなり。これは謀臣輩を謀るに拙なればなり

且夫趙當ㇾ亡而不ㇾ亡。秦當ㇾ霸而不霸。天下固以量ニ秦之謀臣一一矣。乃復悉ニ士卒一以攻ニ邯鄲一。不ㇾ能ㇾ拔也。棄ㇾ甲負ㇾ弩。戰悚而却。天下固已量ニ秦力二一矣。

(一)且夫れ趙當に亡ぶべくして亡びず、秦當に霸たるべくして霸たらず。天下固に以に秦の謀臣を量るもの一なり。(二)乃ち復士卒を悉して以て邯鄲を攻めて拔く能はざるなり。甲を棄て弩を負ひ、戰悚して却く。天下固に已に秦の力を量るもの二なり。(三)軍乃ち引いて退き李下に幷し、大王又軍を幷して至り與に戰つて之れに尅つこと能はざるなり。又反る能はず、軍罷して去る。天下固に秦の力を量るもの三なり。(四)內は吾が謀臣を量り、外は吾が兵力を極む。是れに由つて之れを觀れば、臣以爲らく天下の從は幾んど難からざらん。(五)內は吾が甲兵頓し、士民病み、蓄積索

踰羊腸。降代上黨。代四十六縣。上黨七十縣。不用一領甲。不苦一士民。此皆秦有也。代上黨不戰而畢反爲秦矣。東陽河外不戰而畢反爲齊矣。中山呼沱以北。不戰而畢爲燕矣。然則是趙擧。趙擧則韓亡。韓亡則荊魏不能獨立。荊魏不能獨立。則是一擧而壞韓。

燕と爲る。然らば則ち是れ趙擧げらる。趙擧げられば則ち韓亡ぶ。韓亡ぶれば則ち(五)荊魏獨立する能はず。荊魏獨立する能はざれば則ち是れ一擧して韓を壞り、魏を蠹し荊を拔き、東以て齊燕を弱め、白馬の口を決して以て魏氏に沃ぐ。是れ一擧して三晉亡び、從者敗るゝなり。(六)大王垂拱して以て之れを須たば、天下偏く隨つて服し、霸王の名成る可きなり。而るに謀臣爲さず、軍を引いて退き、復た趙氏と和を爲せり。(七)夫れ大王の明、秦兵の强を以て、霸王の業を棄て、地曾て得べからず、乃ち欺を亡國に取る。是れ謀臣の拙なるなり。

(一) 當時は趙國は上下不和、貴賤相疑へば、邯鄲の都は守るものがなからん (二) 若し此時邯鄲を拔き山東河間を管轄し、それより西の方修武を攻め、羊腸阪を越えて代と上黨とを下さば、代の四十六縣上黨の七十縣忽ち秦の有となしりものならん (三) さうなれば、代と上黨は爭はずして秦の有となり、東陽河外は戰はずして却て齊となり、中山呼沱以北燕が虛に乘じて趙より取るを以て燕の有となる (四) さうなれば趙は取られ、從て韓は亡び、楚も魏も獨立する能はず (五) 楚魏獨立できなくなれば一擧して韓を破り魏を病ましめ、楚を拔き東の方齊燕を弱らし、白馬の河口を排開きてその黃河の水を魏國に沃ぎ、之を水攻めにせば、一擧して韓魏精亡びて合從は破れん。原文の蠹

置中宗廟令上。此固以失二霸王之道一二矣。前者穰侯之治レ秦也、用二一國之兵一、而欲三以成二兩國之功一。是故兵終身暴二露於外一、士民疲二病於内一、霸王之名不レ成。此固以失二霸王之道一三矣。趙氏中央之國也。雜民所レ居也。其民輕而難レ用也。號令不レ治、賞罰不レ信。地形不レ便、下不レ能レ盡二其民力一。彼固亡國之形也。而不レ憂二民萌一、悉二其士民一、軍二於長平之下一、以爭二韓上黨一。大以王レ詔破レ之。拔二武安一。

(一) 比周は相黨引することにて合從するなり (二) 楚の趙と其意を通ずることを得ず (三) びく〳〵して恐ふなり (四) 四方の諸侯を來朝せしむべきなり (五) 土地の神、穀の神の神主を備へ宗廟の職員を置く (六) 秦一國の兵を以て趙を討ち、秦と其私邑との兩方に好都合にせんとす (七) 人民疲憊なれば力を耕作に盡しがたし、誠に亡國の形勢なり (八) しかるに其君は人民の蕃殖に留意せず。其市民の衆を盡して長平の下に出陣して秦を敵として韓の上黨の土地を爭ふ (九) 然るを大王一合を以て之れを破り武安を取る。事は昭襄王四十七年なり

當二是時一也、趙氏上下不二相親一也。貴賤不二相信一也。然則邯鄲不レ守。拔二邯鄲一、管二山東河間一、引レ軍而去、西攻二修武一。

是の時に當つてや、趙氏は上下相親しまず、貴賤相信ぜず、然らば則ち邯鄲守らざらん。邯鄲を拔き、山東河間を管し、軍を引いて去り、西修武を攻め、羊腸を踰え、上黨を降さば、代の四十六縣、上黨の七十縣、一領甲を用ひず、一士民を苦しめずして此れ皆秦の有ならん。(三)代・上黨戰はずして畢く反りて秦と爲り、東陽・河外戰はずして畢く反つて齊となり、中山・呼沱以北戰はずして畢く

兵至二梁郭下一。圍レ梁數旬。則梁可レ拔。拔レ梁則魏可レ擧。擧レ魏則荊趙之意絶。荊趙之意絶則趙危。趙危而荊狐疑。東以弱二齊燕一。中以凌二三晉一。然則是一擧而霸王之名可レ成也。四鄰諸侯可レ朝也。而謀臣不レ爲。引レ軍而退。復與二魏氏一爲レ和。令下魏氏反收二亡國一。聚二散民一。立中社稷主上。

魏を擧ぐれば則ち荊趙の意絶ゆ。荊趙の意絶ゆれば則ち趙危し。趙危くして(一)荊狐疑す。東以て(二)齊燕を弱くし、中以て三晉を凌ぐ。然らば則ち是れ一擧して(三)霸王の名成るべきなり。(四)四鄰諸侯朝すべきなり。而るに謀臣爲さず。軍を引いて而して退き、復た魏氏と和を爲し、魏氏をして反つて亡國を收め、散民を聚め、社稷の主を立て、宗廟の令を置かしむ。此れ固に以て霸王の道を失ふ二なり。(五)前者に穰公の秦を治むるや、(六)一國の兵を用ひて以て兩國の功を成さんと欲せり。是の故に兵終身外に暴露し、士民内に疲病して、霸王の名成らざりき。此れ固に以て霸王の道を失ふ三なり。趙氏は中央の國なり。雜民の居る所なり。其民輕うして而して用ひ難し、號令治まらず。賞罰信ならず。地形便ならず。(七)下其の民力を盡さしむる能はず。彼固に亡國の形なり。(八)而して民萌を憂へず、其の士民を悉して長平の下に軍し、以て韓の上黨を爭ふ。(九)大王詔を以て之れを破り、武安を拔く。

當二此時一也、隨レ荊以レ兵。則荊可レ擧。荊可レ擧則民足レ貪也。地足レ利也。東以弱二齊燕一。中以凌二三晉一。然則是一擧。而霸王之名可レ成也。四鄰諸侯可レ朝也。而謀臣不レ爲。引レ軍而退。復與二荊人一爲レ和。令下荊人得中收二亡國一。聚二散民一。立二社稷主一。置二宗廟令一。率二天下一西面以與レ秦爲上レ難。此固以失二霸王之道一一矣。

此の時に當りて荊に隨ふに兵を以てせば則ち荊擧ぐべし。荊擧ぐ可くんば則ち民貪るに足り、(一)地、利するに足り、東以て齊燕を弱くし、(二)中以て三晉を凌ぐ。(三)然らば則ち是れ一擧して霸王の名成る可きなり。四鄰の諸侯朝せしむ可きなり。而るに謀臣爲さず、軍を引いて退き復た荊人と和を爲し、荊人をして亡國を收め、散民を聚め、(四)社稷の主を立て、(五)宗廟の令を置き、天下を率ゐて西面して以て秦と難を爲すを得しむ。此れ固に以て霸王の道を失ふもの一なり。

(一)楚を襲けて攻たてるなり　(二)楚を拔き取れば民と地と共に利するを得　(三)韓魏趙の三晉を凌駕するなり
(四)社は土地の神、稷は穀の神、主は神主なり　(五)宗廟の職官なり

天下又比周。而軍二華下一。大王以レ詔破レ之。

天下又比周して華下に軍す。(一)大王詔を以て之れを破り、兵、梁の郭下に至り、梁を圍むこと數旬、則ち梁は拔くべし。梁を拔けば則ち魏擧ぐべし。

往者齊南破レ荊。東破レ宋。西服レ秦。北破レ燕。中伏二韓魏一。土地廣而兵彊。戰尅攻取。詔二令天下一。齊之清濟濁河。足二以爲一レ限。長城巨防。足二以爲一レ塞。齊五戰之國也。一戰不レ尅而無レ齊。由レ此觀レ之。夫戰者萬乘之存亡也。且臣聞レ之。曰。削レ跡無レ遺レ根。無二與レ禍鄰一。禍乃不レ存。秦與二荊人一戰。大破レ荊襲レ郢。取二洞庭五湖江南一。荊王君臣亡走。東服レ於レ陳。

往者、齊は南、荊を破り、東、宋を破り、西、秦を服し、北、燕を破り、中、韓魏を伏し、(一)土地廣くして兵彊く、戰へば尅ち、攻むれば取り、天下に詔令す。齊は(二)齊の清濟濁河、以て限りと爲すに足り、長城巨防以て塞と爲すに足る。(三)五戰の國なり。(四)一戰尅たず、而して齊無し。此れに由りて之れを觀れば、夫れ戰は萬乘の存亡なり。且つ臣之れを聞く、曰く、(五)迹を削りて根を遺すこと無れ。禍と鄰ること無れ。禍は乃ち存せず。秦荊人と戰ひ、大に荊を破り、郢を襲ひ、洞庭五湖江南を取る。荊王君臣亡走し、東、陳に服す。

(一) 昔齊は閔王二十三年に秦と楚を重丘に破り、三十八年に東の方宋を破り、宋王は温に死す、閔王二十六年秦を服し、閔王十年燕を破る (二) 清濟濁河（清は河の名、水澄むを以て清濟といひ、濁河は黄河、水濁れるを以ていふ）の二水は國境の防禦に備へらる (三) 齊は五度戰ひて五度勝利を得たる國なり (四) 然るに燕の將樂毅の爲めに濟西に破られ、僅に其一戰の不勝利に殆ど滅亡せんとせり (五) 禍敗の跡を絶たんとせば、根までとりて決して殘すべからず、禍敗と近づくべからず。禍敗と近づけば共に亡びて存在せず。當時の諺を引いて戒む

今秦地折長補短方數千里。名師數十百萬。秦之號令賞罰。地形利害。天下莫若也。以此與天下。天下不足兼而有也。是故秦戰未嘗不剋。攻未嘗不取。所當未嘗不破。開地數千里。此其大功也。然而兵甲頓。士民病。蓄積索。田疇荒。囷倉虛。四隣諸侯不服。覇王之名不成。此無異故。其謀臣皆不盡其忠也。臣敢言之。

(一)今秦の地、長を折り短を補へば、方數千里。(二)名師、數十百萬。秦の號令賞罰、地形利害、天下若くは莫きなり。(三)此れを以て天下に與すれば、天下兼ね有するに足らず。此故に秦戰へば未だ嘗て剋たずんばあらず。攻むれば未だ嘗て取らずんばあらず。當る所未だ嘗て破らずんばあらず。地を開くこと數千里、(四)此れ其の大功なり。然し而して(五)兵甲頓し、士民病み、蓄積索き、田疇荒れ、囷倉虛しく、四隣の諸侯服せず、覇王の名成らず。(六)此れ異故なし。其の謀臣皆其の忠を盡さざればなり。臣敢て之れを言はん。

(一) 今秦の國は長短を入れ合せて方形となして考ふれば土地の廣さ數千里四方あり (二) 勇名を得たる名師數百萬、おまけに號令賞罰の明なる、地利要害の宜しき、天下之れに及ぶものなし (三) 是を以て天下を爭ふに全天下を席卷し兼有して尚餘りあり (四) これは實に秦國の大功績なり (五) 然るに實際は之れと反し、出征の兵士は苦勞(頓)し、留守の士民は病み疲れ、蓄積はつき(索)、田畑は荒れ、米倉は空となり、諸侯は服せず、覇王となりて天下を統御するを得ず (六) これは他の故なし、王の謀臣となりて謀策の事に預かれるもの、忠誠の心なきを以てなり

行。賞罰不信。故士民不死也。
今秦出號令。而行賞罰。有功無功相事也。出其父母懐袵之中。生未嘗見寇。耳聞戰鬪。頓足徒裼犯白刃。蹈鑪炭。斷死於前者皆是也。夫斷死與斷生也不同。而民爲之者。是貴奮死也。夫一人奮死。可以對十。十可以對百。百可以對千。千可以對萬。萬可以尅天下矣

能はざるなり

今秦號令を出して賞罰を行ふ。(一)功あるも功無きも相事とするや、其の父母の懐袵の中を出でて、生れて未だ嘗て寇を見ざるに、(二)耳に戰鬪を聞けば頓足徒裼して白刃を犯し鑪炭を蹈み、前に斷死するもの、皆是れなり。(三)夫れ死を斷つと生を斷つとは同じからず。而して民之れを爲すものは、是れ奮死を貴べばなり。夫れ一人奮死せば以て十に對すべし。十以て百に對すべし。百以て千に對すべし。千以て萬に對すべし。萬以て天下に尅つべし。

(一) 信賞必罰の政行はれてより功有りしものも功なきものも戰爭に從軍して我功をなさんと益々勵む (二) 耳に鬪ありと聞けば、こをどり(頓足)し、又はから手うでまくり(徒裼)して白刃の中へ犯し入り、又は篝火を踏みて火中に入るを恐れず、軍陣の前に決死奮戰する覺悟なり (三) 全體必死を決すると、必生を決するとは、その情實同じからず。即ち必生は好めども必死を厭むは人情の然る所なり

竊笑之。世有三亡、而天下得之。其此之謂乎。臣聞之。曰。以亂攻治者亡。以邪攻正者亡。以逆攻順者亡。今天下之府庫不盈。囷倉空虛。悉其士民。張軍數十百萬。白刃在前。斧鑕在後。而卻走不能死也。非其士民不能死也。上不能故也。言賞則不與。言罰則不

以て治を攻むるものは亡び、邪を以て正を攻むるものは亡び、逆を以て順を攻むるものは亡ぶと。今天下の(三)府庫盈たず、囷倉空虛、其の士民を悉し、軍を張ること數十百萬なるも(四)〔其の頓首して羽を戴いて將軍の爲めに前に斷死するものは千人に至らず。(五)皆以て死を言ひ〕(六)白刃前に在り、斧鑕後に在り、而して卻走して死すること能はざるなり。其の士民死する能はざるにはあらず、(七)上能はざるが故なり。賞を言へば則ち與へず、罰を言へば則ち行はず、賞罰信ならず。故に士民死せざるなり。

(一) 天下の形勢は趙が從約の長となり、燕を北(陰)にし、魏を南(陽)にし、荊(荊とは楚のこと、始皇の父の名を子楚といふにより特に諱みて荊の字を用ふ)と連結し、齊との結合を固くし、韓の近親なる國を亡ぼし、六國一となりて、西に向ひて強大なる秦を敵として強弱を爭はんとす　(二) 國を亡ぼすべき三つの道あり、天下の六國共に三亡を具へてゐるとは此事也　(三) 府庫は財貨を藏する庫。囷倉は米を貯ふる倉　(四) 一本により「其の頓首の」云々を補ふ。頓首につきては諸說紛々として追從する所を知らず、要するに出陣の士は多きも眞に勇敢致死する士は少しとの也　(五) 口には皆死といふ　(六) 白刃は前にあり、退けば誅すといふ刑具は後に備へてあり、是非とも進み戰ふべきに死を惜む者ありて能く死するなし　(七) 上の人が士民の奮闘して死するを賞び賞せざるが故、決死をすること

臣聞。不知而言不智。知而不言不忠。爲人臣不忠當死。言而不當亦當死。雖然臣願悉言所聞。唯大王裁其罪。

臣聞。天下陰燕陽魏連荊固齊收韓而成從。將西面以與强秦爲難。

韓非子巻一

(一)初見秦

臣聞く、(二)知らずして言ふは不智、知つて言はざるは不忠。人臣と爲りて不忠なるは死に當す。(三)言つて當らざるも亦死に當す。然りと雖も臣願はくは悉く聞く所を言はん。唯大王其の罪を裁せよ。

(一) 韓非初めて秦王に見えて六國の合從を破りて天下を取る計を献ず、故に「初めて秦に見ゆ」を篇名とす。此篇戰國策秦策に張儀の語として出づ、或は曰く、これ戰國遊說の士の言、斷じて韓非の語に非ずと (二) 古言を引きて言ふ。其事の筋合道理を十分に解せずして人に意見を述ぶるは無分別の至なり、十分に之を知つて居ながら意見を言はざるは親切ならずと也 (三) 其の君の爲めに意見を進めて事理に合はざるも亦死罪に當る

臣聞く、天下燕を陰にし魏を陽にし、荊を連ねて齊を固くし、韓を收めて從を成す。將に(一)西面して以て彊秦と難を爲さんとす。臣竊に之れを笑ふ。(二)世に三亡有り。而して天下之れを得たりとは、其れ此れの謂ひか。臣之れを聞く、曰く、亂を

小[illegible]

[illegible]

べし。若し韓非子をして今日に生れしめば「當今は資本に爭ふ」と云はんとす。何となれば、武力的帝國主義は既に過ぎ去りたるも、資本的帝國主義は宇内の大勢を左右して、正義公道の行はれざること、なほ二千年前の外交と異なるなければなり。

小柳司氣太識

然るに西洋に於て、此二者の間に截然たる區別を設けたるの端緒は、實に「マキアベリー」より始まる。 韓非子も亦此點に於て、頗る見るべき者あり。 彼は孝子必しも忠臣ならず、義士必しも愛國者ならざることを論じたり、儒教に於て、親の仇を不倶戴天となし、之を復するを人子の義務と認めたるも、韓非よりすれば、私闘の一種なるべし、固より韓非に此の實例あらざるも、五蠹顯學諸篇に於て「君の直臣は父の暴子なり、父の孝子は君の背臣なり」といひ、又私闘を禁じ儒俠を却けたるを見るときは、少なくとも儒教は所謂「忠臣は孝子の門より出づ」といふ如き思想と、相反する者なきに非ず。 是く道徳と政法との間に差違を設けたるは、實に一種の卓見なりといふべし。 又韓非子が、五蠹篇に於て人の道徳的觀念が、經濟上の變遷により、自ら相異ある者なるを論じ、「マルサス」の人口論に似たる口調もて人口の増加を述べ、人生は畢竟競爭なりと斷じ、古今を一括して「上古は道徳に競ひ、中世は智謀に逐ひ、當今は氣力に爭ふ」となしたるは、既に國際聯盟などの空想に過ぎざるを知るに足る

所なりと雖も、韓非豫め之が素地をなしたる者といふべし。

其三、韓非と「マキアベリー」。韓非が國家至上主義を唱へ、且つ君主の心得即ち術を細説したるは、頗る「マキアベリー」に似たり。其の「プリンス」（近時興亡史論刊行會に於て本書を譯し君主經國策といふ）の第十五章より第十九章に至るまで數章は、要するに君主に僞善矯飾の必要なるを說きたる者にして、其の前提は人心を以て、專ら利己主義的なりとするに往り。韓非子が老子の說を應用して君主に勸むるに見るも見ざるが如く、知るも知らざるが如くして、只管に臣下の擧動を注意すべしといふは、是れ亦一種の矯飾にして、人を欺くの太甚しき者なり。なほ韓非子一派の政治學說と近時の「トライチケ」との對照に至りては、余既に之を丁酉倫理會雜誌に公表したれば、今之を省略す。

其三、政法と道德との區別。何れの國を問はず、政治法律と道德とは古來皆混一せられたる者にて「プラトー」の「レパブリック」又は孔孟の學說皆然らざるはなし。一

されば左傳襄公十四年に、秦人が涇水の上流に毒を投じて、敵人を殺したるを記す。戰國に至りて孝公商鞅を用ひ、酷法を以て臣下に臨むこと、恰も「スパルタ」に於ける「ライカルカス」の如し。今商鞅の著書商子を讀むに、賞罰を正し、耕戰の士を賞して、商工を抑け、文學を賤みたるは、全く韓非子の先驅たり。彼は國家の爲に、如何なる犧牲をも拂ひたるものにして、彼の前には條約もなく仁義もなし、故に魏の太子を欺むいて之を捕へたるが如きは、其の一例なり。如此き武斷的政策は、益〻發達し、昭王に至りては或は楚の懷王を欺き、或は趙を脅かして、和氏の璧を奪はんとせしが如き事あり、其の六國を滅す手段も、多くは流言を放ちて其の君臣を間疎し、或は臣下を賣收し、或は暗殺を行はしむ、されば虎狼の秦とは實に當時の流行語なり。然るに韓非子の所論全く商鞅と一揆に出でて、秦の傳統的政策と一致するものあり、其の眼中には君主あるのみ、國家あるのみ、然かも其國家は偏武的にして、壓制的なり。秦始皇が海内一統の後、苛法を施き書を焚き儒を坑にせしは、李斯の言に聽く

君臣の關係も父子の關係も、歸する所は利害問題なり、俚諺の所謂「人を見たら泥棒と思へ」といふ如く、如何なる人も信用すべからずとなしたるは、已むを得ざることなるが、更に其の學統を尋ねて、荀子を師としたるを見る時は、決して其の偶然の結論に非ざるを知るべし。荀子は孟子の性善に對して性惡を主張し、之を矯むるが爲に、聖人出でて禮を定めたるを論ず。韓非子が人を專ら利己的と認めたるは、則ち性惡說より來り、其の法の尙とむべきを述べたるは、禮より來りたる者なり。又韓非子の說難は、文學上不朽の文章にして、其の人情を穿ちたる點に於ても極めて犀利なる者なるが、此粉本は、既に荀子非相第五に出づ。曰く「凡そ說の難きは至高を以て至卑に遇ひ、至治を以て至亂に接するなり」と。

其二、始皇帝が韓非子を悅びし所以。秦國は商鞅以來、富國强兵を目的とし、國家至上主義を執り、法治主義を行ふ、由來秦國は春秋時代よりして、稍や列國と異なる色彩を有し、武力を以て著はる。故に往々目的の爲に手段を擇ばざるの國なり。

用ひたり。之を要するに法術の二者は、相須つて始めて內は君權を强くし、外は國威を張ることを得。

其三、黃老との關係。前述の如く史記に刑名法術を以て黃老に本づくとなししは如何。黃老(卽ち今日の老莊に同じ、秦漢時代にて黃老といふ)の說には、虛無因應を主とす。以爲へらく耳目の慾を黜け、學識知能を絕ち、靜かなること秋水の如く、明かなること明鏡の如き心もて世に處すれば、宇宙の眞理を達觀して、之と一致することを得べし。所謂容貌愚なるが如きを以て、聖人となすなり。韓非子は此の態度を君臣の間に應用したる者なり。なほ韓非が如何に老子を解釋したるかは、解老喩老の二篇を見よ。

第四　韓非子の批評

其一、荀子と韓非子。戰國時代に生れたる韓非子が、社會の暗黑方面のみを見て、

二、術とは君主が臣下を御するの心得をいふ。前述の如く、臣下は常に君主に迎合して、以て其の位地を固くするを勗め、苟くも隙あれば、直に之に乘じ、始めは君主を悅ばしめて信任を博し、漸次に其大權を竊むに至る。故に君主たる者は常に警戒して臣下に臨み、あらゆる手段を應用して、其の正邪善惡を洞察せざるべからず。されば君主、もし文學を好めば、臣下たとひ之を好まざるも、皆詩を賦し文を作る。君主もし擊劍を好めば、臣下たとひ之を嫌ふも、皆兵を談じ武を講ず、萬事皆然り。世の人君之を知らずして、眞に文學を嗜み擊劍を好むとなして、之を寵任し、遂に其の聰明を擁蔽せらるゝに至る。故に人君たる者は、其の好惡を臣下に示すべからず、其の胸中を臣下より見すかされず、闇々冥々の中に其身を沒し去り、唯だ臣下の行爲如何によりて、賞罰を下せば可なり。之を例するに、老猫の猾鼠を捕ふるが如し、先づ埋伏して見ざるまねし、聞かざるまねし、以て其の跳梁を俟ち、疾風の如く、一擧に之を咬殺するは老猫の伎倆に非ずや。韓非子の先輩たる申子は、すでに之を

を罰す。何となれば臨機の處置卽ち實と、文部大臣といふ名と相一致せざればなり。又玆に法律の正文あり、曰く「人を殺す者は死刑に處す」と、然るに同一の殺人刑と雖も、其原因動機に至りては種々あることなれば、司法官たるもの、宜しく之を調査審斷して、自ら輕重寬嚴の差等を設くること、常理なるべし。然るに刑名學よりいふとき、其の原因動機の何たるを問はず、盡く一律に之を判して死罪となす、卽ち法律の正文なる名と、殺人といふ實との一致を主眼とすればなり、之を刑名參驗又は刑名參同(主道第三)といふ。

第二、法術とは何ぞや。第一、法は法律にして、國民臣下に公平にし、之によつて賞罰を定む。君主の君主たると否とは、此大權を有ると、有せざるとに在り。君主は一人にして、臣下は多數なるも、なほ一は命じ、一は服する所以は何ぞや、他なし、賞を喜び罰を恐るればなり。君主にして之を失するときは、虎の爪牙を去るが如し、犬猫と擇ぶなけん。(二柄第五)。故に商鞅之を以て秦國を治め、大に治績を擧ぐ。第

第一、刑名とは何ぞや。刑名は形名なり、今卑近なる一例を擧げんに、人あり、君主に建言して曰く、我言を聽かば、歳入一千萬圓を增加せんと。是れ卽ち名なり、論なり。君主之に財政を擔當せしめんに、果して其の言の如く、實効を擧ぐるときは、之を刑名相當るといひ、然らざれば刑多相當らずといふ、故に刑とは實行なり、事實なり。而るに相當らざるに二種あり、一は則ち一千萬圓に達せざること、他は則ち之を超過することの場合なり。此際前者の咎むべきは論なきも、後者は寧ろ其成績優良なれば、之を賞すること、常理なるべし。然るに刑名學より論ずる時は、後者と雖も、其相當らざるに於ては同一なれば、齊しく之を罰す。又玆に二人あり、一人は文部大臣にして、一人は陸軍大臣なり。然るに後者もし職務を怠りて、國家に危難を及ぼさんとする場合に、前者は之を傍觀するに忍びず、代りて其事務を補助する事あれば、後者の罰すべきは論なきも、前者は寧ろ臨機の處置を執りたる者となして、之を賞すること、常理なるべし。然るに刑名學より論ずるときは、前者と雖も之

見るに、臣にして君を簒ひ、子にして父を弑する者、日に益多く、如何なる諸侯の宮廷にも暗鬪行はれざるなし。臣下は徒だ君主の意を迎へて、其の厚祿重賞を貪り、機會に乘じて其の國家を簒奪せんと欲す。田氏の齊に於ける、子之の燕に於ける、其適例にして、忠義の觀念は全く拂ひ去られ、唯だ利あれば從ひ、利なければ去るの風なり。又社會の師表となり、風紀を維持すべき儒者墨者の徒は、唯だ堯舜時代の古典を主張し、仁義を喋喋す、是れ恰も盜賊に對して正廉慈善を說かんと一般なり。其言ふ所美なるも、實効の擧らざるを如何せん。然るに君主多く之を知らずして、徒らに其言論を喜び、虛名を慕ひ、仁義忠孝を以て實際に有效なりとす、迂闊亦太甚しといふべし。韓非子は平生此等の事實を熟知したれば、自ら其胸中に、第一、說客辯士の有害無益なること、第二、學者の高務に馳せて、實論に暗きこと、第三、臣下の奸妄にして、厚祿大官を貪ることを信ず。然らば則ち之が矯正策は如何にすべき、唯だ法律を嚴守して、賞罰の大權を振ふに在るのみ、此運用法を刑名法術といふ。

韓非子は支那哲學史上に於て法家に屬するの人なり。（法家の事に就ては本叢書管子の解題を見よ）其思想は實に史記の本傳に論ぜし如く、刑名法術の學を喜みて其の歸は黄老に本づく」の數言に出でず。今之を論ずるに先だちて、少しく當時の狀況を述べんとす。支那戰國時代は周室の法典制度全く崩壞し、門閥の積威も自ら衰へ、各國各人皆な實力を以て競爭するの狀況なり。且つ又當時の列國は、外交問題常に重要なる位置を占め、如何なる國も皆之に苦慮焦心せざるはなし。是に於てか蘇秦張儀以來の合縱連衡は、各人により唱道せらる、之を遊說の士又は說客といふ。此等の說客は一定の君主なく、朝に楚に仕ふるも夕には趙に臣たり。其目的は唯自己の富貴權力にして、其の眼中國利なく民福なし。其の太甚しき者にありては、間諜となり、或は僞りて諸國の臣となる、張儀の楚に於けるが如きは、其の適例なり。然るに當時の人主は多く暗愚にして一定の識見なく、徒らに彼等の博辯宏辭に欺かれて、政策を變更し、遂に大事を誤るに至る。更に彜倫道德の方面を

篇は韓非子の諸篇を割裂補綴し、飭令篇は商子靳令篇と同じ、故に全篇中信ずべき者は五十篇なり。本書は始めて宋の乾道元年に於て刻せられたる者を善本となす、元の何犿本は、其二篇を佚し、明の趙用賢に至り、更に宋本を得て、缺を補ひ誤を正して舊本に復したり。註釋書は近人王先愼の韓非子集解出づるまでは、支那に於ても觀るべき者なし。然るに我邦に在りては荻生徂徠の讀韓非子、太田方の韓非子翼毳、蒲坂圓の增讀韓非子、韓非子纂聞等皆學者の參考に供するに足る。荻生氏の著は刻本多きを以て得易きも、太田蒲坂兩氏の著は、是まで稀覯の稱あり。近時富山房の漢文大系を編するや、服部博士之を校訂して、始めて世に流布するに至れり。其他藤澤南岳の韓非子全書、津田鳳卿の韓非子解詁、松平康國氏の韓非子國字解等皆な善本にして、初學者の階梯と爲すに足る。

第三　韓非子の思想

第二　韓非子の由來

前述の如く、韓非は孤憤以下十餘萬言を著す、之を韓非子又韓子と稱す。漢書の藝文志に五十五篇となし、史記本傳の正義には、阮孝緖の七略を引いて、二十卷となす、今の通行本二十卷五十五篇と相合す。但し最初の初見秦、存韓及び卷末の忠孝、人主、飭令すべて五篇は、學者或は韓子の筆に非ずとなす。初見秦の文は戰國策秦策に載せたる張儀の建言と、大同小異なるも、文中には張儀以後の事實あれば、果して同人の筆なるや明かならず。故に或は曰く、是れ韓非が先づ秦王の歡心を得んが爲に上りたる者にして、存韓に於て、始めて其の眞意を發揮したるものなりと。之を要するに此二篇は趣旨に於て矛盾し、且つ篇末に「詔以韓客之所上書云云」の敍事ありて、李斯が之に對する駁論をも併載せし者なれば、後人の補綴に出でたることと明かなり。又忠孝篇は老子一派の說を駁擊して、韓非子の持論と相合せず、人主

も恨みずと。是に於て兵を發して韓を攻む。韓王始めて非の言の虚ならざるを知り、之を秦に派遣して、交渉の任に當らしむ。秦王之を悦びたれども、外人なれば未だ十分に信用せず。然るに李斯以爲へらく、韓非もし重用せらるゝときは、自己の地位を奪ふに至るべしと。乃ち姚賈と與に韓非を讒して曰く、大王は韓非を悦ぶも、本と是れ外國の臣なり、豈に我秦の爲に利を計るものならんや、さりとて之を本國に追ひ歸へさば、我秦の狀況を泄らすに至るべし、法律に照して之を誅すべしと。（姚賈と韓非との關係は戰國策秦策下を見よ）秦王之を聽きて獄に下し、其罪跡を審判せしむ。韓非自ら陳疏せんとするも、李斯は之を隔てて上聞に達せしめず、且つ毒藥を遺りて其自殺を諷す。秦王後に悔い赦命を下ししも、韓非すでに死したり。其年月詳かならずと雖も、大略秦王の十三年頃にして、西曆紀元前二百三十四年に當る。

韓非子解題

第一　韓非の傳

本書の著者韓非は、韓の公室の一族なり。其の人となり、吃にして辯說に拙なれども、文筆に長ず。李斯と與に荀卿の門に學ぶ。李斯其の才能の及ばざるを以て竊かに之を畏る。當時の氣運は、旣に戰國一統の任務を、秦に與へたるの時にして、韓國は日に侵略せられ、其危きこと累卵の如き狀態なり。然るに韓王（名は安）は法制を明かにして、臣下を御すること能はず、其の外交政略は、徒らに合縱連衡の說客に動かされて、一定の方針なし。韓非之を傍觀するに忍びず、數ば書を上りて之を諫めたれども、用ひられず。是に於て孤憤、五蠹、說難諸篇すべて五十餘篇を著はす。其文詞雄健峭直にして、頗る人情の機微を穿ち、時勢の肯綮に適す。秦王（始皇帝）偶ゝ之を覽て、大に其才を賞嘆して曰く、寡人もし此人と與に遊ぶを得ば、死すと

[illegible]

卷二十

——(目次終)——

韓非子目次

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

例言

一　韓非子全部を收めて本書一卷とす。

一　本文は韓子解詁の流布板本に據る。

一　訓讀及び註解に關しては韓子解詁の外に、翼毳其他の諸書を參看して其宜しきに從へり。

一　原漢文中往々括孤を加へたる文字あるは、底本に於て衍文と認めたるもの也。

一　原漢文の字傍に黑點を附したるは、他本によりて改め譯せる個所也。

一　譯文中特に括孤を加へて區別したるものは、他本によりて補ひ譯せるものと知るべし。

一　原漢文及び譯文共に〔補〕と記せる全文は、翼毳に倣ひ增補せるもの也。

韓非子

全

